令和元年第４回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和元年６月18日　開会
令和元年７月11日　閉会
} 24日間

沖　縄　県　議　会

令和元年 第４回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 7
１．開会日に応招した議員 …… 9
１．応招しなかった議員 …… 9

○第１号（６月18日）

１．開会年月日時 …… 11
１．議事日程 …… 11
１．本日の会議に付した事件 …… 11
１．出席議員 …… 12
１．欠席議員 …… 13
１．欠　　員 …… 13
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 13
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 13
１．開　　会 …… 13
１．諸般の報告 …… 13
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 14
１．日程第２　会期の決定 …… 14
１．日程第３　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで …… 14
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 14
１．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 15
１．一括議題 ｛日程第４　議員提出議案第１号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書／日程第５　議員提出議案第２号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議｝ …… 15
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 15
１．採　　決 …… 16
１．議員派遣 …… 16
１．日程第６　陳情第33号、第41号、第43号、第49号の５、第51号、第54号から第56号まで、第67号及び第68号の付託の件 …… 16
１．委員会付託 …… 16
１．休会の議決 …… 16
１．散　　会 …… 16

○第２号（６月25日）

１．開議年月日時 …… 19
１．議事日程 …… 19
１．本日の会議に付した事件 …… 19
１．出席議員 …… 19
１．欠席議員 …… 19

１．欠　　員 …… 20
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 20
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 20
１．開　　議 …… 20
１．諸般の報告 …… 20
１．日程第１　仲村未央さんの議員辞職の件 …… 20
１．日程追加　特別委員の選任の件 …… 20
１．日程第２　代表質問 …… 21
　　中川　京貴君 …… 21
　　花城　大輔君 …… 36
　　崎山　嗣幸君 …… 48
　　比嘉　京子さん …… 56
　　亀濱　玲子さん …… 63
１．散　　会 …… 70

○第３号（６月26日）

１．開議年月日時 …… 73
１．議事日程 …… 73
１．本日の会議に付した事件 …… 73
１．出席議員 …… 73
１．欠席議員 …… 73
１．欠　　員 …… 73
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 73
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 74
１．開　　議 …… 74
１．日程第１　代表質問 …… 74
　　瑞慶覧　功君 …… 74
　　親川　　敬君 …… 82
　　西銘　純恵さん …… 92
　　上原　　章君 ……108
１．散　　会 ……117

○第４号（６月27日）

１．開議年月日時 ……119
１．議事日程 ……119
１．本日の会議に付した事件 ……119
１．出席議員 ……120
１．欠席議員 ……120
１．欠　　員 ……120
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……120
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……121
１．開　　議 ……121
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで｝ ……121

１．一般質問・質疑 ……121
新垣　　新君 ……121
島袋　　大君 ……128
西銘啓史郎君 ……138
大浜　一郎君 ……148
末松　文信君 ……158
座波　　一君 ……165
仲田　弘毅君 ……174
１．散　　会 ……181

○第５号（６月28日）

１．開議年月日時 ……183
１．議事日程 ……183
１．本日の会議に付した事件 ……183
１．出席議員 ……184
１．欠席議員 ……184
１．欠　　員 ……184
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……184
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……185
１．開　　議 ……185
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで｝ ……185
１．一般質問・質疑 ……185
山川　典二君 ……185
又吉　清義君 ……193
座喜味一幸君 ……200
具志堅　透君 ……205
照屋　守之君 ……214
金城　　勉君 ……221
金城　泰邦君 ……228
１．散　　会 ……237

○第６号（７月１日）

１．開議年月日時 ……239
１．議事日程 ……239
１．本日の会議に付した事件 ……239
１．出席議員 ……240
１．欠席議員 ……240
１．欠　　員 ……240
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……240
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……241
１．開　　議 ……241
１．諸般の報告 ……241

１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで｝ ……241
１．副知事（富川盛武君）の釈明発言の申し出 ……242
１．緊急質問の動議 ……242
１．日程追加　緊急質問 ……242
　座喜味一幸君 ……242
１．日程追加　仮議長の選挙 ……245
１．仮議長当選の告知 ……245
１．一般質問・質疑 ……245
　大城　憲幸君 ……245
　當間　盛夫君 ……254
　新垣　清涼君 ……263
　赤嶺　　昇君 ……272
　仲宗根　悟君 ……280
　瀬長美佐雄君 ……285
１．散　　会 ……294

○第７号（７月２日）

１．開議年月日時 ……297
１．議事日程 ……297
１．本日の会議に付した事件 ……297
１．出席議員 ……298
１．欠席議員 ……298
１．欠　　員 ……298
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……298
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……299
１．開　　議 ……299
１．諸般の報告 ……299
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで｝ ……299
１．一般質問・質疑 ……299
　玉城　武光君 ……299
　次呂久成崇君 ……306
　宮城　一郎君 ……313
　照屋　大河君 ……320
　玉城　　満君 ……325
　比嘉　瑞己君 ……331
１．副議長の発言取り消し留保の宣告 ……339
１．委員会付託 ……340
１．日程第３　天皇陛下御即位に係る賀詞奉呈の件 ……340
１．採　　決 ……340
１．日程第４　陳情第72号の付託の件 ……340
１．委員会付託 ……340
１．休会の議決 ……340
１．散　　会 ……340

○第８号（７月11日）

１．開議年月日時 ……343
１．議事日程 ……343
１．本日の会議に付した事件 ……343
１．出席議員 ……345
１．欠席議員 ……345
１．欠　　員 ……345
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……345
１．開　　議 ……346
１．諸般の報告 ……346
１．日程第１　乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案 ……346
１．委員長報告（総務企画委員長） ……346
１．採　　決 ……347
１．日程第２　乙第８号議案から乙第10号議案まで ……347
１．委員長報告（経済労働委員長） ……347
１．討　　論 ……348
　島袋　　大君 ……348
１．採　　決 ……348
１．日程第３　乙第６号議案及び乙第７号議案 ……348
１．委員長報告（文教厚生委員長） ……348
１．採　　決 ……349
１．日程第４　乙第11号議案 ……349
１．委員長報告（土木環境委員長） ……349
１．採　　決 ……350
１．日程第５　乙第28号議案から乙第31号議案まで ……350
１．委員長報告（総務企画委員長） ……350
１．採　　決 ……351
１．日程第６　乙第18号議案 ……351
１．委員長報告（経済労働委員長） ……351
１．採　　決 ……351
１．日程第７　乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案 ……351
１．委員長報告（文教厚生委員長） ……351
１．採　　決 ……353
１．日程第８　乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案
　及び乙第24号議案から乙第27号議案まで ……353
１．委員長報告（土木環境委員長） ……353
１．採　　決 ……355
１．日程第９　乙第20号議案 ……355
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） ……355
１．討　　論 ……356
　末松　文信君 ……356
　親川　　敬君 ……357
１．採　　決 ……357
１．日程第10　甲第１号議案 ……358

１．委員長報告（総務企画委員長）　……358
１．討　　論　……358
　又吉　清義君　……358
　比嘉　瑞己君　……359
１．採　　決　……360
１．日程第11　議員提出議案第６号　有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書　……360
１．新垣　清涼君の提案理由説明　……360
１．採　　決　……361
１．議員派遣　……361
１．日程第12　(削除)
１．日程第13　(削除)
１．日程追加　議員提出議案第７号　中国公船による領海侵入に関する意見書　……361
１．渡久地　修君の提案理由説明　……361
１．採　　決　……361
１．日程第14　議員提出議案第５号　中国公船による領海侵入に関する抗議決議　……361
１．又吉　清義君の提案理由説明　……362
１．討　　論　……362
　宮城　一郎君　……362
　大浜　一郎君　……363
　座喜味一幸君　……363
　照屋　守之君　……364
１．採　　決　……366
１．日程第15　陳情第78号　……366
１．委員長報告（文教厚生委員長）　……366
１．採　　決　……367
１．一括議題　｛日程第16　議員派遣の件　(全国都道府県議会新任議員研修会)／日程第17　議員派遣の件　(令和元年度沖縄県議会議員海外派遣)｝　……367
１．日程第18　閉会中の継続審査の件　……367
１．採　　決　……367
１．閉　　会　……367

○巻末掲載文書

１．知事提出議案　……369
１．議員提出議案　……405
１．諸般の報告　……411
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について　……415
１．議案付託表　……417
１．委員会審査報告書　……419
１．閉会中継続審査及び調査申出書　……427
１．議員派遣の件　……443
１．請願・陳情文書表　……445
１．議案等処理一覧表　……479
１．天皇陛下御即位に係る賀詞奉呈の件　……481

令和元年第 4 回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間　自　令和元年６月18日
至　令和元年７月11日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	６月18日	火	本 会 議　（会議録署名議員の指名） （会期の決定） （知事提出議案の説明） （議員提出議案の説明、採決）	請願・陳情付託
2	19日	水	議案研究	
3	20日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	21日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	22日	㊏	休　　会	
6	23日	㊐	休　　会	慰霊の日
7	24日	月	議案研究	請願・陳情提出期限
8	25日	火	本 会 議　（代表質問）	
9	26日	水	本 会 議　（代表質問）	
10	27日	木	本 会 議　（一般質問）	
11	28日	金	本 会 議　（一般質問）	
12	29日	㊏	休　　会	
13	30日	㊐	休　　会	
14	７月１日	月	本 会 議　（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	２日	火	本 会 議　（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	３日	水	委 員 会　（常任委員会）	
17	４日	木	委 員 会　（常任委員会）	
18	５日	金	委 員 会　（常任委員会）	
19	６日	㊏	休　　会	
20	７日	㊐	休　　会	
21	８日	月	委 員 会　（特別委員会）	
22	９日	火	休　　会　（予備日）	
23	10日	水	議案整理 委 員 会　（議会運営委員会）	
24	11日	木	本 会 議　（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君	花　城　大　輔　君
赤　嶺　　昇　君	又　吉　清　義　君
瀬　長　美佐雄　君	山　内　末　子　さん
玉　城　武　光　君	渡久地　　修　君
親　川　　敬　君	玉　城　　満　君
新　垣　光　栄　君	照　屋　大　河　君
次呂久　成　崇　君	仲宗根　　悟　君
宮　城　一　郎　君	崎　山　嗣　幸　君
大　城　憲　幸　君	金　城　　勉　君
金　城　泰　邦　君	末　松　文　信　君
大　浜　一　郎　君	具志堅　　透　君
西　銘　啓史郎　君	島　袋　　大　君
新　垣　　新　君	中　川　京　貴　君
比　嘉　瑞　己　君	座喜味　一　幸　君
西　銘　純　恵　さん	嘉　陽　宗　儀　君
平　良　昭　一　君	新　垣　清　涼　君
上　原　正　次　君	瑞慶覧　　功　君
当　山　勝　利　君	狩　俣　信　子　さん
亀　濱　玲　子　さん	比　嘉　京　子　さん
當　間　盛　夫　君	大　城　一　馬　君
上　原　　章　君	糸　洲　朝　則　君
座　波　　一　君	照　屋　守　之　君
山　川　典　二　君	仲　田　弘　毅　君

応招しなかった議員

仲　村　未　央　さん

令和元年６月18日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　１　号）

令和元年
第４回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

令和元年６月18日（火曜日）午前10時開会

議　事　日　程　第1号

令和元年６月18日（火曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで（知事説明）

第４　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第１号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第５　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第２号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第６　陳情第33号、第41号、第43号、第49号の５、第51号、第54号から第56号まで、第67号及び第68号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例

乙第８号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条

例
乙第９号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案　土地の処分について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第20号議案　訴えの提起について
乙第21号議案　訴えの提起について
乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第23号議案　損害賠償の額の決定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第28号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第29号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第30号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第31号議案　沖縄県公害審査会委員の任命について
日程第４　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書
日程第５　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議
日程第６　陳情第33号、第41号、第43号、第49号の５、第51号、第54号から第56号まで、第67号及び第68号の付託の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉　君	12　番	比嘉瑞己　君
副議長	赤嶺　昇　君	13　番	西銘純恵　さん
1　番	瀬長美佐雄　君	14　番	平良昭一　君
2　番	玉城武光　君	15　番	上原正次　君
3　番	親川　敬　君	16　番	当山勝利　君
4　番	新垣光栄　君	17　番	亀濱玲子　さん
5　番	次呂久成崇　君	18　番	當間盛夫　君
6　番	宮城一郎　君	19　番	上原　章　君
7　番	大城憲幸　君	20　番	座波　一　君
8　番	金城泰邦　君	21　番	山川典二　君
9　番	大浜一郎　君	22　番	花城大輔　君
10　番	西銘啓史郎　君	23　番	又吉清義　君
11　番	新垣　新　君	24　番	山内末子　さん

25番	渡久地　修君	36番	座喜味一幸君
26番	玉城　満君	37番	嘉陽宗儀君
28番	照屋大河君	38番	新垣清涼君
29番	仲宗根　悟君	39番	瑞慶覧　功君
30番	崎山嗣幸君	41番	狩俣信子さん
31番	金城　勉君	42番	比嘉京子さん
32番	末松文信君	43番	大城一馬君
33番	具志堅　透君	45番	糸洲朝則君
34番	島袋　大君	46番	照屋守之君
35番	中川京貴君	47番	仲田弘毅君

欠席議員（1名）

27番　仲村未央さん

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城　武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇　仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
知事公室長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
総務部長	金城弘昌君		
企画部長	宮城　力君	総務部財政統括監	金城　賢君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川　靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	長嶺　豊君	労働委員会会長代理	宮尾尚子さん
商工労働部長	嘉数　登君		
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	人事委員会委員長	島袋秀勝君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城　亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田　敦君
議事課長	平良　潤君	主幹	城間　旬君
課長補佐	佐久田　隆君	主幹	下地広道君
主査	嘉陽　孝君		

○議長（新里米吉君）　ただいまより令和元年第４回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案32件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成30年度繰越計算書、令和元年５月末現在の平成31年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外13人から、議員提出議

案第１号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願１件及び陳情36件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、別用務のため本日、25日から27日まで及び７月１日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、26日及び７月１日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、25日及び27日の会議に同委員会委員知念公男君の出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、25日から28日まで、７月１日及び２日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会会長代理宮尾尚子さん、25日から28日まで、７月１日及び２日の会議に同委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

８番　金　城　泰　邦　君　及び
39番　瑞慶覧　　功　君

を指名いたします。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から７月11日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から７月11日までの24日間と決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和元年第４回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案１件、条例議案12件、議決議案15件、同意議案４件の合計32件であります。

まず初めに、甲第１号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」は、公有水面埋立承認取消処分に係る裁決取消請求事件に関する弁護士への訴訟委託料として689万5000円を計上するものであります。

次に、乙第１号議案から乙第12号議案までの条例議案12件のうち、その主なものについて御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、関係する手数料を改める必要があることから条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び他県の状況等を考慮し、防疫等作業手当の支給要件を改める必要があることから条例を改正するものであります。

乙第５号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、法人事業税の税率改定等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第６号議案「沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」は、令和元年12月１日の民生委員の一斉改選に向けて実施した各市町村長からの意見聴取の結果を踏まえ、民生委員の定数を見直す必要があることから条例を改正するものであります。

乙第７号議案「沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例」は、性暴力被害者の権利利益の保護を図るための施設の設置について、必要な事項を定める必要があることから新規に条例を定めるものであります。

乙第10号議案「沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、同大学大学院修士課程及び博士課程に長期履修学生制度を導入することに伴い、授業料の額等に係る規定を整備するため条例を改正するものであります。

次に、乙第13号議案から乙第19号議案までの議決議案７件は、工事請負契約や土地の処分、財産の取得などについて、議決を求めるものであります。

乙第20号議案「訴えの提起について」は、昨年行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分について、ことし４月５日に国土交通大臣が行った当該取消処分を取り消す旨の裁決の取消しを求める抗告訴訟を提起するため議決を求めるものであります。

乙第21号議案から乙第27号議案までの議決議案７件は、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起、車両損傷事故に関する和解、損害賠償の額の決定などについて、議決を求めるものであります。

乙第28号議案から乙第31号議案までの同意議案４件は、人事委員会委員、収用委員会委員、収用委員会予備委員、公安委員会委員及び公害審査会委員の任期満了等に伴い、その後任を選任し、または任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービタン。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。

人事委員会の委員長を務めております島袋です。よろしくお願いいたします。

乙第２号議案についてでありますが、「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、情勢の変化及び業務の特殊性を踏まえ、防疫等作業手当の支給対象となる家畜伝染病の種類を改正するものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第４　議員提出議案第１号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書**及び**日程第５　議員提出議案第２号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

―――――

〔議員提出議案第1号及び第2号　巻末に掲載〕

―――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び第２号の２件につきまして、６月10日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由は、米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議員提出議案第１号の意見書の宛先で、県内所在関係機関、同第２号の抗議決議の宛先で、在日米

軍沖縄地域調整官、第３海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの浦西中学校への部品落下事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際、提出者から、県内の関係要路については、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　陳情第33号、第41号、第43号、第49号の５、第51号、第54号から第56号まで、第67号及び第68号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情10件のうち、陳情第33号、第41号、第43号、第51号、第54号から第56号まで、第67号及び第68号の９件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第49号の５については、公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明６月19日から24日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明６月19日から24日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、６月25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時23分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功

令和元年６月25日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　２　号）

令和元年
第４回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

令和元年６月25日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

令和元年６月25日（火曜日）

午前10時開議

第１　仲村未央さんの議員辞職の件

第２　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　仲村未央さんの議員辞職の件

日程追加　特別委員の選任の件

日程第２　代表質問

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	23番	又吉清義君
副議長	赤嶺　昇君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
22番	花城大輔君		

欠　席　議　員（2名）

1番	瀬長美佐雄君	27番	仲村未央さん

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城　武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇　仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
知事公室長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
総務部長	金城弘昌君		
企画部長	宮城　力君	総務部財政統括監	金城　賢君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	知念公男君
保健医療部長	砂川　靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	長嶺　豊君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	嘉数　登君		
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

６月21日、仲村未央さんから議員の辞職願の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日から28日まで、７月１日及び２日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君の出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　仲村未央さんの議員辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

〔事務局職員　辞職願朗読〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

仲村未央さんの議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、仲村未央さんの議員の辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま仲村未央さんの議員の辞職が許可されたことに伴い、子どもの未来応援特別委員に欠員が生じておりますので、補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

子どもの未来応援特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により山内末子さんを指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、子どもの未来応援特別委員に山内末子さんを選任することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日から28日まで、７月１日及び２日の６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に関する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、おはようございます。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

沖縄・自民党会派を代表いたしまして、代表質問を行います。

１、知事の政治姿勢についてであります。

知事就任10カ月、玉城知事の政治姿勢が明らかとなってまいりました。

沖縄に駐留する海兵隊について、知事は、去る５月31日の記者会見で、明確にその不要論を述べております。

亡き翁長知事は、辺野古移設をかたくなに反対しましたが、沖縄に海兵隊が必要かについて言葉を選び姿勢を明確に示しませんでした。

玉城知事はいとも簡単に不要論を述べ、その上、万国津梁会議を設置し、在沖海兵隊の撤退について県の主張を論拠するとしております。当の本人が不要論を明確にしている以上、会議そのものが必要か疑問であります。

また、尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵犯についても知事の考えが示されております。

知事は、尖閣諸島周辺海域での中国側に対する日本側の対応を疑問視しているようであります。

石垣の漁船が中国公船に１時間にわたって追尾され、海上保安庁の巡視船に護衛された件について、知事は、中国公船がパトロールしているので、故意に刺激することは控えなければならないと述べたようであります。これは全く理解できず、納得できない発言であります。

中国の度を越した行動に対し、我が国の領海と漁民の安全を守るため行った海上保安庁の対応を、故意に刺激していると言っているのであります。知事は、中国のやることには何も触れるなと言っているのか。中国への対応は、抑制的にと言いたかったのか、知事の本心を知る由もありません。しかし、中国公船がパトロールをしている、故意に刺激することは控えなければならないと述べていることは明らかであります。

尖閣諸島をめぐる中国の強圧的な行動がある中、尖閣諸島を管轄する沖縄県知事が、中国の行動を正当化するような発言をすることは、中国に利しても我が国に利することは決してないのであります。

以上を述べて質問に入ります。

(1)、海兵隊沖縄駐留について。

ア、知事は日米同盟には賛成の立場か、海兵隊を含む米軍沖縄駐留には賛成か、日本の安全保障に関する基本的な姿勢を伺いたい。

イ、知事は、万国津梁会議の意見を踏まえ在沖海兵隊撤退の論拠とするとしていながら、自身は在沖海兵隊の不要の姿勢を明確にしている。会議設置の必要性はないのではないか伺いたい。

ウ、万国津梁会議は、在沖海兵隊駐留根拠なしの理由づけとの場と、代替案の検討はしないとしていることから、辺野古移設問題についても検討・議論しないという意味か、知事の見解を伺いたい。

エ、万国津梁会議の結論を根拠に在沖海兵隊撤退を県の論拠として国に求めるとすれば、普天間飛行場返還問題につながってくることから移設先について県の考えが求められる。知事はどう考えるか伺いたい。

オ、知事は、米軍基地が沖縄に駐留していることについて、存在の必要性を認める立場か。また、全ての米軍基地は撤去すべきとの考えか、基本的な考えを伺いたい。

カ、知事は、在沖海兵隊は不要との考えのようであるが、自衛隊の駐留についてはどうか伺いたい。

(2)、尖閣諸島問題について。

ア、知事は、尖閣諸島の領有権を中国が主張していることについてどう考えるか。また、尖閣諸島は我が国固有の領土であることについてどう考えるか伺いたい。

イ、知事は、中国の公船を故意に刺激することは控えと述べているが、海上保安庁の巡視船が日本の漁船を護衛するのは中国公船を故意に刺激したことになるのか伺いたい。

ウ、知事は、中国公船がパトロールしているとして、故意に刺激するなとしているが、中国公船の尖閣諸島海域でのパトロールは正当なものであるか伺いたい。

エ、知事は、中国公船の尖閣諸島海域の我が国の領海への侵入に対する現在の我が国の対応のあり方は、中国を刺激する過剰な行為であるのか、もっと抑制的であるべきか伺いたい。

(3)、パラオ海域における沖縄漁船の操業継続問題について。

ア、ことし２月の県議会において、パラオ海域での沖縄漁船の操業継続に関する意見書が全会一致で可決された。自民党会派はマグロ操業がことしいっぱいしかできない法案に対し、事態の緊急性に鑑みパラオを訪問し、大統領や国会議員と意見交換を行ったが、沖縄県はこの問題の解決に向けどのように取り組んできたか、伺いたい。

イ、我が自民党会派のパラオ要請行動の成果もあり、2019年６月17日の現地新聞報道によれば、同国の海洋保護法が改正され、日本漁船の操業継続が可能となったが、沖縄県はその動きを把握しているか伺いたい。

２、県内社会資本の整備について。

島嶼県の本県において、空の玄関口である那覇空港及び港湾の整備は最大の重要課題であります。そのため、物流輸送を支える産業基盤を整備し、国内外の交流拠点地として、利便性の高い空港及び港湾の整備拡充を図ることが重要であり、県内事業者等による海外展開や輸出拡大を促進するなど、海外展開に向けた体力の強化、経営基盤の飛躍的拡大が求められてまいります。

そこで伺います。

(1)、空港・港湾・交通網の整備について。

ア、自立型経済の構築に向け、空港・港湾・交通及び物流対策等社会基盤の整備が求められる。そのため沖縄21世紀ビジョン基本計画で展開する施策を掲げているが、２年後の期限切れを迎え、達成状況と今後の課題等について伺いたい。

イ、中城湾埋立地やＭＩＣＥ施設の効果的活用には空港とのアクセス道路の整備が不可欠である。国道329号を沖縄自動車道と並ぶ交通体系の柱として整備することについて県の考えを伺いたい。

ウ、本県の空の玄関口那覇空港を起点とする、南部地域及び中部地域等への交通は、車が主体であり、レンタカーを利用する観光客の増加で空港周辺の交通渋滞が深刻と言われている。新たな交通網の整備を含め県の対策を伺いたい。

エ、県内建設業は、担い手不足や技術者の高齢化、若年就業者の減少など、課題を抱えている。人材確保や進展目覚ましい新技術への対応、経営基盤の強化等、県の取り組みを伺いたい。

オ、ものづくり産業の戦略的展開を図る上で、ものづくり基盤の整備や技術の高度化が重要となるが、県工業技術センターなど公設試験研究機関等、産官学の連携・共同研究等について伺いたい。

カ、本県は、高温多湿な気候や塩分を含む強い風など、架橋、歩道橋、横断道路など、建造物劣化が早いと言われる。県の調査で2035年度に現在の公共施設の半数以上の修繕等が必要と言われるが、対応が必要とされる施設数、修繕・更新費用等計画を伺いたい。

キ、中城湾港新港地区を利用した海上輸送は、国内外の貨物船が集中する那覇港に比べ、所要時間の短縮が期待できる一方、陸上の交通網の整備がおくれ、企業の立地に影響するとの指摘があるが、新港地区を中部の物流拠点とするための県の取り組みについて伺いたい。

ク、那覇軍港浦添埠頭への移設をめぐり、浦添市長が求める県、那覇市、浦添市の３者会談について、双方の案のすり合わせを行う上での必要性を知事はどう考えるか、伺いたい。

ケ、本県における海事関連産業は、県経済を下支えしているが、多くの解決すべき課題・問題点を抱えている。県は現状をどのように認識し支援の取り組みを進めているか、伺いたい。

コ、人体に有害な影響が指摘されているＰＦＯＳなどの有機フッ素化合物が河川等から検出されている問題について、県民の不安払拭に向けた県の取り組みについて伺いたい。

(2)、鉄軌道・モノレールの整備について。

ア、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる陸上交通網の整備について、計画期間が残り３年を切ったが、県民や観光客の利便性に資する県内各圏域間のアクセスの改善等、取り組み状況と目標達成について伺いたい。

イ、鉄軌道導入を含む新たな公共交通システムを整備し、利便性の高い公共交通ネットワークの構築について、取り組みの現状と実現性について伺いたい。

ウ、本県の人口に占める自動車保有率は県民１人につき１台になりつつあり、県民の移動手段はマイカーが９割に及ぶと言われている。都市部を中心とする交通渋滞の要因だが、基幹バスの運行や利便性の高い交通機関の整備・拡充等について伺いたい。

エ、人に優しい交通手段の確保のため、過度な自家用車利用から公共交通利用へ、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した移動手段の確保を図るとしているが、具体的にどのように取り組んでいるか伺いたい。

オ、通勤や観光客の増加で沖縄都市モノレール（ゆいレール）の３両編成が求められているが、再編成が必要であれば、将来の利用客増を見越し４両編成も考えるべきではないか、県の考えを伺いたい。

カ、現在の車両は、３両編成対応となっていないようだが、開業当時、将来を見据えた需要増の対応は考えていなかったのか、見通しの甘さがあったのか伺いたい。

３、離島・過疎地域の振興について。

本県は、離島・過疎地域の振興を重要施策として位置づけ、沖縄振興計画で諸施策を推進しているほか、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画（2012年度から2021年度までの10年計画）で施策や事業の展開を図っております。しかし、離島振興計画８年が経過した現在においても、本土から遠く離れた離島県としての地理的不利性等に起因する産業振興のおくれや島外・地域外への進学に伴う転出に起因した人口減少など、離島であるがゆえの不利性は依然解消されず、さまざまな課題を抱えたままであります。そのため、県の戦略的、新たな発想による取り組みが求められます。

そこで伺います。

(1)、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画は2021年度で終了するが、これまでの８年間でさまざまな施策や事業が推進されてきた。計画の目標とする離島における定住条件の整備、離島の特色を生かした産業の振興と雇用の創出など、離島の潜在力を発揮した豊かな地域社会の実現の達成状況と今後の課題について伺いたい。

(2)、計画の基本方向として、離島の持つ魅力を生かした施策の展開や本県離島のアジア諸国と近接する有利性を生かした離島振興を図るとしているが、現在はいまだに、地理的不利性に起因する産業振興や人口減少などの課題を抱えているとしている。解消は可能であるか伺いたい。

(3)、県は、離島地域の文化資源の保存・継承を図り、質の高い伝統芸能など地域文化への関心を深める取り組みを進めているが、これらの伝統文化を観光の振興や産業の育成にどのようにつなげていくか伺いたい。

(4)、那覇―粟国間の航空路線の再開と同問題で県に対し、損害賠償を求め訴訟が提起されたが、これまでの協議の経緯と今後の県の対応について伺いたい。

(5)、伊平屋空港建設について、調査の進捗状況と具体的な建設に向けた取り組みを伺いたい。

(6)、離島における定住条件の整備を図るため、航路、航空路線等交通手段の確保、地域医療体制の整備など、安心して生活ができる社会環境の整備に向けた県のさらなる取り組みが求められている。現状と今後の対応について伺いたい。

(7)、本島周辺離島８村への水道水の安定供給と料金低減など、水道広域化に向けた取り組みについて、進捗状況を伺いたい。

(8)、伊平屋・伊是名架橋の整備について、県はその必要性をどのように認識しているか、取り組みの現状を伺いたい。

４、観光振興について。

2018年の県の調査によりますと、本県を訪れた国内客と那覇空港を利用した外国人観光客の観光消費額は、前年度比4.3％増の6946億6000万円となり、６年連続で過去最高を更新したようであります。確かに数字の面では、県が目標とするハワイに追いつけるまでになっておりますが、滞在日数や消費額等では大きくおくれているのが現状であります。このため我が会派は、本県観光の持続的発展や観光立県としての国際的地位の確立を図るには、戦略的に質的転換を図ることが必要と考え、これまでも取り上げてまいりました。県の積極的で思い切った取り組みに期待するものであります。

そこで伺います。

(1)、2018年の那覇空港を利用した国内及び外国人観光客の観光消費額は、前年度を上回り過去最高となったようだが、その内容と昨年との違いについて伺いたい。

(2)、観光客の増加に伴い地域住民や自然環境への悪影響が生じるなど、観光公害が問題となっている。本県でも地域によってオーバーツーリズムによる地域住民からの苦情もふえていると言われている。現状と県の対応について伺いたい。

(3)、県が導入を目指している観光目的税は、県内の宿泊施設の利用客から徴収するが、市町村でも同様の税の導入が検討されている。宿泊業者の負担増や観光客に二重負担とならないか伺いたい。

(4)、本部港の岸壁整備費の国の内示が県の要求より大幅減となり、整備おくれの懸念が出ている。国は事前交渉で県に当初予算での全額補助はできないと示唆していたという。これまでの国との交渉経緯と今後の対応について伺いたい。

(5)、県は、本県への観光客数増をハワイとの比較で評価しているが、観光客の滞在日数で大きな開きがあり、滞在日数の延伸の取り組みも効果を上げていない。数で比較するのではなく、質的な転換を図るべき

ではないか伺いたい。

(6)、県は、滞在日数の延伸に向け、国際旅客ハブ形成を推進し、滞在日数の長い欧米客の誘致に取り組むとしている。具体的にどのような取り組みを行うか伺いたい。

(7)、国内外のラグジュアリー層の誘致に取り組むとしているが、このためには世界の富裕層を取り込むだけのホテル等の質的整備が求められている。現状で対応は可能か。また今後、世界的に有名なホテル等の誘致や既存ホテルの高級化にどのように取り組むか伺いたい。

(8)、那覇港が国際旅客船拠点形成港湾に指定された。今後、22万トン級の大型クルーズ船が停泊可能な専用バースの整備や港から移動する２次交通網（高速船）の整備について伺いたい。

(9)、観光客を観光地に送迎する白タクが横行しているようだが、県は実態を把握しているか。今後どのように取り締まっていくか伺いたい。

５、地域福祉・医療の充実強化について。

島嶼県で多くの島々から成る本県において、それぞれの地域で、県民が適切な福祉・医療サービスが隔たりなく受けられる提供体制の整備や人材の育成を図っていく必要があります。特に離島に住む住民の生活・生命に直結する離島における医療体制の整備は県政の最大の課題であり、離島・僻地の医療機関で勤務する医師の確保は当該離島町村の悩みとなっており、県の対応が不可欠であります。

そこで伺います。

(1)、新たな北部基幹病院の整備に向け、関係者間の協議を進めているが、建設場所、規模、建設費用等について、また、市町村の負担は建設費用も含むのか、国への支援要請もあるのか伺いたい。

(2)、報道によれば、県立北部病院の産婦人科に本土医大から若手医師の派遣が中止となったようだが、その理由と北部地域の慢性的な産婦人科医師不足のさらなる悪化につながらないか。また、本土医大への事前説明など対応に問題はなかったか伺いたい。

(3)、厚労省では、医師の働き方改革に関し一般労働者並みの時間とする方針を決めたようだが、県立病院における医師の勤務時間の現状と医師確保の観点から影響はないか伺いたい。

(4)、障害者差別解消法の施行３年が経過したが、支援地域協議会の設置など、法の趣旨に沿った取り組みがおくれているように指摘されている。県内における現状と県の対応について伺いたい。

(5)、民生委員や児童委員の県内の充足率は全国最低水準にあると言われ、これまでもその改善の必要性が指摘されてきたが、一向に改善されていない。地域住民の見守りや行政への橋渡しで、住民にとって身近な相談役で重要な存在である。なり手が少ない背景と県・市町村の対応の状況について伺いたい。

(6)、内閣府によれば、全国で40から64歳の中高年ひきこもりの人が61万3000人いると公表している。親80代とひきこもりの50代が生活するという、8050問題も指摘されている。本県における状況と対応について伺いたい。

(7)、外国人介護士の受け入れについて、経済連携協定に基づく従来の受け入れと改正入管難民法の施行により、受け入れや就業形態はどのように変わるか伺いたい。

(8)、介護事業者の認証評価制度を本県は導入していないようだが、同制度は介護の人手不足対策として、働きやすい職場づくりや人材育成に資するとしている。制度の評価と導入していない理由について伺いたい。

答弁を聞いて、再質問を行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(1)のア、そして１(1)のオ、日本の安全保障及び在沖米軍基地への見解についてお答えいたします。１(1)のアと１(1)のオは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

私は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。しかしながら、戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況はやはり異常としか言いようがありません。嘉手納飛行場、普天間飛行場においては、航空機騒音規制措置の適応が日米両政府で合意されておりますが、累次にわたる爆音訴訟が提起されるなど、県民は騒音問題を初めとした過重な基地負担を強いられ続けております。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、その負担も全国で担うべきです。

沖縄県としましては、このような基本認識のもと、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。

次に１の(2)のア、尖閣諸島に関する認識についてお答えいたします。

尖閣諸島は、1895年の閣議決定により正式に我が国の領土に編入された、石垣市に地番を有する本県の行政区域であります。日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっております。

沖縄県としては、この尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の３の(1)、離島振興の達成状況と今後の課題等についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで、離島・過疎地域の振興を県の最重要課題と捉え、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、各種施策を実施してまいりました。具体的には、離島住民の船賃の約３割から約７割、航空運賃の約４割を軽減する取り組みや、本島と離島間を結ぶ海底光ケーブルのループ化及び島内の超高速ブロードバンド基盤の整備、県産農林水産物を本土へ出荷する際の輸送費の補助などを実施してまいりました。その結果、運賃低減化した路線の利用者数が、平成24年度に比べ29万人増の112万5000人、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率が平成23年に比べ31.4％増の83.7％、離島の入域観光客数が平成21年度に比べ140万人増の414万人、農業産出額が平成27年に比べ82億8000万円増の484億2000万円となるなど、着実に成果を上げております。その一方で、重要性を増した課題としては、離島における着地型観光の推進、人材の確保、子育て支援の充実等が挙げられます。

私は、離島の振興が沖縄の持続的発展につながっていくと考えております。離島がその潜在力を十分に発揮し希望と活力あふれる豊かな地域社会を実現することを目標に、引き続き離島振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、万国津梁会議設置の必要性についてお答えします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議では、沖縄の置かれている厳しい状況や国際情勢の変化を踏まえた上で、在日米軍の駐留のあり方、海兵隊を初めとした在沖米軍の駐留の必要性等を再点検する中で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論を行っていただいております。このような議論を通じて、県民の目に見える形での基地負担の軽減や平和の緩衝地帯の形成に向けた沖縄県の取り組みについて、御提言を賜ることとしております。いただいた御提言や御意見については、知事、副知事による調整を経た上で、県の政策や取り組みに反映させてまいりたいと考えております。

同じく次に１の(1)のウ及び１の(1)のエ、万国津梁会議における辺野古移設問題についてお答えします。１の(1)のウと１の(1)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議では、国際情勢の変化を踏まえた在沖米軍の駐留の必要性等を再点検する中で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論を行っていただきたいと考えております。このような議論を通じて基地の整理縮小に向けた日米両政府への働きかけ、普天間飛行場の危険性除去、辺野古が唯一との政府の主張への反論等についても何らかの提言が得られるものと期待しております。

県としては、普天間飛行場については、かねてより県外・国外移設を求めており、移設先については基本的に政府が考え、地元にしっかり説明するべきことであると考えております。

次に１の(1)のカ、自衛隊の駐留についてお答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理や災害救助など、県民の生命財産を守るためにこれまで大きく貢献しているものと考えております。

次に１の(2)のイから１の(2)のエ、尖閣諸島に関する知事の発言についてお答えいたします。１の(2)のイから１の(2)のエまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

５月31日の定例記者会見における玉城知事の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でありました。知事は冒頭、尖閣諸島は我が国の領土であることを述べておりますが、中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する知事の認識とも異なるものであることから、発言を撤回しております。

沖縄県は、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持

するものであり、去る６月22日には河野外務大臣に対し、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について要請したところであります。第11管区海上保安本部におかれては、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域を初め、広大な沖縄県の海上警備に当たられ、沖縄県民の安全確保のため多大な御尽力をいただいているものと考えております。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交・対話を通じて一日も早い解決が図られるよう、日本・中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

次に２、県内社会資本の整備についての(1)のク、那覇港湾施設移設に係る３者面談についてお答えします。

４月23日に開催された第25回移設協議会において、今後、那覇港管理組合とその構成団体を中心に、事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されたところです。

県としては、３者面談は意思決定の場ではなく、あくまで意見交換の場であると認識しており、現在、那覇港管理組合を中心として進められている事務的、技術的な検討の進捗も確認しながら、３者面談の実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　４月１日付で農林水産部長を拝命いたしました長嶺でございます。

沖縄県の農林水産業の振興・発展に向け全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

それでは１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)ア、パラオ水域での操業継続に対する県の取り組みについてお答えいたします。

県では、2020年以降のパラオ水域での操業継続に向け、国や漁業関係団体と意見交換を重ね、今年２月８日には、漁業関係団体等とともに、パラオ水域における沖縄県マグロはえ縄漁船の漁場が確保されるよう、国に対し要請を行ったところであります。また、パラオとの具体的な協議に当たっては、県内漁業者の意向が十分に反映されるよう水産庁の担当官に面談し働きかけを行ったほか、パラオとの協議の場に職員を派遣し協議の状況の把握にも努めてまいりました。

県といたしましては、引き続き本県漁船がパラオ水域で継続して操業できるよう、国や漁業関係団体と連携し取り組んでまいります。

同じく(3)イ、パラオ海洋保護区法の改正に関する県の把握状況についてお答えいたします。

パラオ水域での操業継続に関し、県では水産庁と緊密に情報共有を図っており、政府間の協議の状況やパラオ国会における改正法案の審議状況から成立に至るまでの推移のほか、法改正に関する現地での報道の様子など、随時、情報を入手し状況の把握に努めてきたところであります。海洋保護区設置法の改正により、2020年以降もパラオ水域において、本県マグロはえ縄漁船の操業継続に一定のめどが立ったものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　おはようございます。

４月に企画部長を拝命いたしました宮城と申します。

沖縄振興のため尽力する所存でございます。議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、御質問にお答えいたします。

２、県内社会資本の整備についての御質問の(1)ア、社会基盤整備の達成状況と今後の課題についてお答えいたします。

自立型経済の構築に向けた社会基盤の整備については、45の主な取り組みを展開しており、このうち那覇空港の滑走路増設や大型旅客船ターミナルの整備、沖縄西海岸道路の一部や那覇港総合物流センターの供用開始など、約９割が順調に進捗しております。一方、４つの主な取り組みについては、「やや遅れ」、または「大幅遅れ」となっております。このうち、離島拠点空港の国際線受け入れ体制の整備については、外国人観光客が増加傾向にある中、ＣＩＱ機能が十分でないこと等が課題となっております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、課題解決に取り組んでまいります。

同じく(2)のア及び(2)のイ、県内各圏域間のアクセスの改善及び利便性の高い公共交通ネットワークの構築について、(2)のアと(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等を図る観点から、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを推進することとしており

ます。鉄軌道については、平成30年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、現在、費用便益分析等の諸課題について事業の実現に向けた検討を行っているところです。また、フィーダー交通については、沖縄本島の北・中・南部の各圏域ごとに議論の場を設け、公共交通の充実に向けて地域の課題等を確認しながら、市町村と協働で取り組みを進めることとしております。

同じく(2)のウ及び(2)のエ、基幹バスの運行や人に優しい交通手段の確保等について、(2)のウと(2)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、過度な自家用車利用から公共交通への転換を図るわった～バス党などの取り組みを実施するとともに、那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスの導入に向け、ＩＣ乗車券や全ての利用者が乗降しやすいノンステップバスの導入、バスレーンの延長など、バスの利用環境改善を実施してまいりました。引き続きバス事業者を初め関係機関と連携し、今年度後半から段階的に基幹バスの運行開始及びサービスの充実を行っていきたいと考えております。また、鉄軌道とバス等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けても、地域の課題等を確認しながら市町村と協働で取り組みを進めることとしております。

続きまして３、離島・過疎地域の振興についての御質問の(2)、離島地域の課題解消についてお答えいたします。

離島地域においては、教育環境や就労の場の不足等による若年者の慢性的流出や製造業などの産業振興のおくれなど、多くの課題を抱えているものと認識しております。

県としましては、これらの課題を解決するため、引き続き島々の特性を生かした観光・リゾート産業の振興や、農林水産・畜産業の基盤整備に取り組むとともに、離島ゆえのさまざまなコストや格差を是正することにより、離島の持続的な発展へつなげてまいりたいと考えております。

同じく(4)、那覇―粟国航空路線の再開と訴訟対応についてお答えいたします。

那覇―粟国間の航空路線については、運航再開に向け、就航可能な航空会社の確保について、関係機関と連携して取り組んでいるところであります。また、第一航空株式会社から、県が施策を変更して補助金を減額したことが、信義衡平の原則に反する違法な行為に当たるとして、県を相手に損害賠償請求の訴えが提起されております。

県としましては、運航休止以降、一貫して補助金交付要綱等に沿って同社と意見交換していたものであり、同社の主張するような施策変更の事実はなく、何ら違法な行為はないことから、去る６月21日に行われた口頭弁論において訴えの棄却を求めたところです。引き続き、裁判手続において県の主張が認められるよう適切に対応してまいります。

同じく(6)のア、離島における交通手段確保の現状と今後の対応についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、国及び関係市町村と協調して赤字の航路及び航空路線に対して運航費補助を行い、航路及び航空路線の確保に努めております。また、老朽化した船舶、航空機の更新に要する費用についても補助を行っており、大型化による就航率の改善や積載量の増加、バリアフリー化による利便性の向上等が図られております。

県としましては、引き続きこれらの事業を実施し、離島における交通手段の確保に努めてまいります。

続きまして４、観光振興についての御質問の(8)のイ、那覇港から移動する高速船の整備についてお答えいたします。

那覇港から本部町、恩納村及び北谷町の港を結ぶ高速船については、昨年９月に国が実施した実証実験に参加した民間事業者において、本年４月から定期運航が行われております。

県としましては、当該事業者の運航の状況を注視しつつ、今後の需要動向を見ながら、本島内における海路も含めた多様な交通手段のあり方について、国や観光部局を初めとする関係機関と連携して、引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)のイ、国道329号の整備についてお答えいたします。

国道329号は、ハシゴ道路ネットワークにおいて南北軸に位置づけられており、重要な路線と認識しております。国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスについては、国において整備が進められており、平成30年度末の進捗率は、南風原バイパスが約52％、与那原バイパスが約73％とのことであります。また、国道329号西原道路については、事業化に向けた調査・検討に取り組んでいるとのことであり、引き続き地元自治体と連携し、国に対して早期の事業化を要望

していきたいと考えております。

次に２の(1)のウ、新たな交通網の整備についてお答えいたします。

那覇市内の平日混雑時の平均旅行速度は、約16キロメートルと全国最低の水準であり、交通渋滞が慢性化している状況であります。新たな交通網の整備による抜本的な対策として、２環状７放射道路の整備や、国道58号、沖縄自動車道及び国道329号の３本の南北軸を東西に連結するハシゴ道路ネットワークの整備を国と連携して推進しております。また、短期対策として、右折帯設置や公安委員会との調整による信号現示の変更などの渋滞ボトルネック対策に取り組んでおり、引き続き交通渋滞緩和に資するハード対策に取り組んでまいります。

次に２の(1)のエ、建設業の人材確保等県の取り組みについてお答えいたします。

県では、建設業の人材確保として、週休２日工事の推進、社会保険加入の徹底等による働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーや、おきなわ建設フェスタへの出展、建設業合同企業説明会開催への協力など建設業界の魅力発信に取り組んでおります。新技術への対応としては、平成29年度からＩＣＴ活用工事の試行を始めており、平成30年度までに５件実施しております。経営基盤の強化については専任の相談員を配置し、窓口相談や専門家の派遣、セミナー開催等に取り組んでいるところであります。

次に２の(1)のキ、中城湾港新港地区における県の取り組みについてお答えいたします。

中城湾港新港地区においては産業支援港湾としての整備を進めており、国直轄事業として西埠頭の航路拡幅整備が行われ、また、県は東埠頭で上屋等の荷さばき施設を整備するとともに、自動車貨物を一時保管するモータープールの整備を行っております。さらに、京阪航路の定期航路就航に向けた実証実験にも取り組んでおり、引き続き貨物量の増加を図り、物流機能強化のための港湾施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に２の(2)のオ、沖縄都市モノレールの４両化についてお答えいたします。

平成30年度に実施した需要予測では2030年度の１日当たりの利用客数は７万5000人と予測し、沖縄都市モノレール中長期輸送力増強検討会議において３両化、４両化について検討を行っております。その結果、経済性、利便性から３両化が望ましいとの意見を取りまとめたところであります。４両化については、１日当たりの利用客数がおよそ10万人以上の需要が見込める段階において、検討が必要になるものと考えております。

次に２の(2)のカ、沖縄都市モノレールの開業当時における需要増への対応についてお答えいたします。

平成15年に開業した沖縄都市モノレールは、開業当時12編成の車両数が、現在は19編成で運行し、来年はさらに２編成を追加する予定となっております。将来の需要増への対応については、車両を増便して対応するものとしておりました。なお、駅舎については、大幅な需要増に対応するため、増築を行えば４両化にも対応可能なものとなっております。

次に３、離島・過疎地域の振興についての御質問のうち(5)、伊平屋空港建設に向けた取り組みについてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を平成29年６月から開始しており、令和２年５月まで実施予定であります。また、現在、航空会社との意見交換、需要予測などの確認・検証や関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は、気象観測調査を継続するとともに、航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組んでまいります。

次に３の(8)、伊平屋・伊是名架橋の整備についてお答えいたします。

県は、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しております。その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は環境面の調査も行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

次に４、観光振興についての御質問のうち(4)、本部港港湾整備の今後の対応についてお答えいたします。

本部港については、国から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、平成30年３月にクルーズ船社と法定協定書を締結し、ターミナルビル整備の前提となる覚書締結に向けた取り組みを進めてきました。船社は、ＣＩＱ機能の確保が覚書締結の前提としており、県はこれまで国等の関係機関との調整を重ねるとともに、関係大臣への要請活動を行ってきたところであります。このような状況の中、国からは、国際クルーズ拠点形成事業は官民が連携し、岸壁とターミナルビルの

整備を一体的に進めることが必要との指摘を受けていることから、去る５月に船社と協議を行い、今後のスケジュール等を確認したところであります。

県としては、船社との覚書を早期に締結し、令和３年度の供用開始に向け、取り組んでまいります。

次に４の(8)のア、那覇港第２クルーズバースの整備についてお答えいたします。

那覇港は、平成31年４月に国際旅客船拠点形成港湾に指定されております。那覇港第２クルーズバースの整備については、国直轄事業として令和元年度から事業に着手し、令和４年度の供用開始に向け、整備を行っているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　県議会議員の皆様、４月１日付で商工労働部長を拝命いたしました嘉数と申します。

商工労働部が所管するアジア経済戦略構想の実現に向けまして、産業の高度化、高付加価値化、それから雇用の質の改善に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは質問にお答えします。

２、県内社会資本の整備についての中の(1)のオ、ものづくり産業に係る産学官の連携・共同研究等についての御質問にお答えいたします。

県では、工業技術センターにおいて、県内企業の技術力向上のため、産学官の連携・共同研究等に取り組んでおります。具体的には、県内企業や大学等と連携し、防音・防火性能を持ったアルミサッシや金メッキ装置などの開発により、基盤技術の強化を図っております。また、小型電動車の開発や生分解性プラスチックの実用化に向けた共同研究なども促進されております。

県としては、引き続き産学官の連携・共同研究等の取り組みを推進し、県内ものづくり産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

同じく(1)のケ、海事関連産業が抱える課題等の現状認識と支援についてお答えいたします。

県内の海運や港湾運送、倉庫事業者等においては、船員、作業員、ドライバー等の確保や、冷凍冷蔵庫の整備、港湾エリア内での用地確保、ＳＯｘ規制への対応など、諸課題を抱えているものと認識しております。

県としましては、那覇港総合物流センターの整備への支援など、社会資本整備も含め海事関連産業の課題に対応する取り組みを進めており、今後も、引き続き国や庁内関係部局の連携により、支援等に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　おはようございます。

それでは、２、県内社会資本の整備についての御質問の中の(1)のカ、公共施設の修繕計画等についてお答えします。

県では、平成28年度に策定した沖縄県公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとに個別施設計画の策定を進め、計画的な長寿命化や更新等により財政負担の軽減と平準化を図っていくなど、長期的な視点に立った公共施設マネジメントの全庁的な取り組みを推進しております。総合管理計画では、県が管理する公共施設は、道路、港湾等のインフラ施設のほか、公共建築物が約820施設あり、公共施設全体に係る修繕・更新費用は、2065年までの50年間で約３兆8828億円、年平均で約776億円と試算しております。

次に４、観光振興についての御質問の中の(3)、観光目的税の導入についてお答えします。

県では、観光目的税の導入に向けて、県内市町村等に対して説明会を実施しております。観光目的税は地方税法上の法定外目的税であり、制度上、県も市町村も導入することが可能であります。しかしながら、法定外目的税の導入に当たっては総務大臣の同意が要件となっており、同意基準において住民の負担が著しく過重とならないことなどが定められております。観光目的税の導入を具体的に検討している市町村に対しては、納税義務者や特別徴収義務者の過重な負担とならないよう、県と当該市町村において個別に協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　おはようございます。

４月１日付で環境部長を拝命しました棚原憲実でございます。

環境部では身近な自然環境、生活環境の保全、地球温暖化対策、海岸漂着ごみ対策や大きなイベントとしましては世界自然遺産登録の推進、全国育樹祭の開催等、職員とともに精いっぱい取り組んでまいります。

議員の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い

します。

それでは質問にお答えします。

２、県内社会資本の整備についての御質問の中の、有機フッ素化合物問題への県の取り組みについてお答えします。

県では、ＰＦＯＳ等が高濃度で検出される原因の究明のため、普天間飛行場、嘉手納飛行場への立ち入りを申請しているところですが、現時点では、認められておりません。そのため、令和元年６月12日及び13日に玉城知事が関係大臣に対し、基準値等の設定、原因究明や適切な対策の実施などを要請し、さらに米軍基地内でＰＦＯＳ等を使用しないこと及び県職員が調査のため軍施設・区域へ立ち入ることを許可するよう米軍に対し求めることなどをあわせて要請したところです。

県としましては、今後も引き続き河川等の有機フッ素化合物の残留状況を把握するとともに、原因の究明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　ハイサイチューウガナビラ。

議員の皆さん、おはようございます。

この４月１日に文化観光スポーツ部長を拝命いたしました新垣と申します。

沖縄県の文化、芸術それからスポーツの振興、空手の普及発展それから国際交流、それからそれら自然、伝統文化、沖縄の持つソフトパワーを生かしました観光振興に微力ながら取り組んでまいります。

議員の皆様の御指導、御鞭撻、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、中川京貴議員の質問にお答えいたします。

まず、３の離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(3)、離島地域における伝統文化の観光振興や産業育成についてお答えいたします。

県では、多様で豊かな伝統芸能等の文化資源を観光資源として活用することなどを目的に、民間団体等が実施する離島を含む芸能文化を活用した舞台公演を支援するとともに、ポータルサイトで文化イベント情報を発信し、観光誘客につなげております。また、県民や観光客の鑑賞機会の提供等を目的としたかりゆし芸能公演の開催地域を、今年度は、伊是名村、久米島町、宮古島市、石垣市にも拡充することとしております。

県としては、今後とも伝統文化を生かして観光誘客につながる施策に取り組むことで文化の産業化を目指してまいりたいと考えております。

次に４、観光振興についての中の(1)、2018年の観光消費額についてお答えいたします。

ことし３月に発表した2018年の観光消費額（速報値）では、外国海路客を除いた国内客及び外国空路客の合計額は6947億円、対前年比4.3％増で過去最高となっております。これは入域観光客数が増加したことに加え、国内客１人当たりの観光消費額が対前年比で5.4％増加したことによるものであります。その要因としては、夏場におけるマリンレジャー等の体験活動や離島訪問割合が前年に比べて増加したこと等が挙げられます。なお、外国海路客を含めた2018年の観光収入（最終値）を７月ごろに公表することとしております。

次に４の(2)、県のオーバーツーリズムの現状と対応についてにお答えいたします。

地域住民や自然環境に悪影響が生じるオーバーツーリズムについては、市町村や観光協会への意見聴取を行い、現況把握に努めております。その中で、レンタカーによる混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨てなど、県民生活に直接影響がある事案が報告されております。

県としましては、オープンデータ活用によるレンタカーから公共交通への利用促進、貸し切りバスの専用乗降場の設置、外国人観光客向けのマナー啓発ブックの配布などの取り組みを実施しております。

今後とも、情報を収集・整理し、地域と連携を図りつつ、対応を検討してまいります。

次に４の(5)、沖縄観光の質的転換についてお答えいたします。

ハワイ州観光局が2016年に策定した５カ年戦略計画では、住民の観光への理解度や観光による経済付加価値などが目標値として掲げられており、より観光の質を重視した目標設定となっております。本県においても、観光の質の向上を図ることが重要であると考えており、長期滞在型の欧米リゾート需要の獲得や富裕層の誘致、離島周遊の促進、キャッシュレス決済の普及拡大等による受け入れ体制のさらなる強化を通じて、平均滞在日数の延伸、１人当たり消費額の増加等に向けて取り組んでまいります。

次に４の(6)、欧米客誘致の具体的な取り組みについてお答えいたします。

県では、長期滞在が見込まれる欧米等からの観光客の誘致について、ビーチや空手、文化、長寿など市場

特性に応じたテーマを訴求した誘客活動を展開しております。加えて、国際旅客ハブの形成に向けた取り組みとして、シンガポール路線等の国際線、国内線路線網を活用し、日本国内やアジアの都市との周遊を促進することで新たな需要の取り込みを図っているところです。具体的には、国内及び海外の航空会社と連携したキャンペーンや、旅行博等において、国内の他の自治体と共同プロモーションを実施し、ドイツや英国、オーストラリア等からの誘客に取り組んでおります。

次に４の(7)、富裕層誘致に向けたホテルの質的整備及びホテルの誘致等についてお答えいたします。

県内では、インターナショナルブランドホテルの進出や下地島空港管理会社によるプライベート機受け入れに向けた取り組みなど、富裕層を含む多様なニーズへの対応力は、着実に向上してきたと認識しております。県においては、宿泊施設の質の向上に向け、これまでホテル事業者等に対し、ホテル内のプールやスパ施設などが観光地形成促進地域制度等の対象となることを周知してまいりました。また、今年度より宿泊施設への投資を検討する企業等に対して、市町村と連携し、投資可能な用地関連情報を提供していくこととしております。

県としましては、国内外の多様なニーズに対応可能なホテル立地の促進に向け、継続的に取り組んでまいります。

次に４の(9)のア、白タクの実態把握についてお答えいたします。

県ハイヤー・タクシー協会への聞き取りによりますと、外国人観光客が観光地までの移動手段として利用する白タクの実態は、配車アプリ等を利用して車を手配し、ネット上で料金を決済するのが主流となっており、金銭の受け渡しが把握しづらく、手口が巧妙になっていると聞いております。県では、公共交通情報のオープンデータ化による大手検索サイトでの乗りかえ検索などを進めており、外国人観光客が安心して県内を公共交通機関で移動できるよう利便性向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

まず初めに３、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(6)のイ、離島における医療提供体制の整備についてお答えします。

県は、離島における医療提供体制を確保するため、離島で勤務する医師の養成、代診医の派遣、僻地診療所の整備や運営の支援、急患搬送体制の構築、専門医による巡回診療、離島住民に対する島外への通院費助成など各種支援を行っており、引き続き離島の医療提供体制の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に(7)の、水道広域化の取り組みについての御質問にお答えします。

県は、離島における水道料金の格差是正を含めた、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。粟国村においては、平成29年度末に広域化を完了しており、その効果により広域化後の水道料金は約２分の１となっております。また、今年度末には、北大東村、座間味村阿嘉慶留間地区において、広域化のための整備が完了する予定であり、令和３年度を目途に、沖縄本島周辺離島８村において、水道広域化が完了できるよう取り組んでいるところであります。

次に５の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院の建設場所、規模、建設費用、病院の役割、機能及び病床数等につきましては、今年度策定する北部基幹病院の基本構想を協議する中で整理することとしております。また、建設費用及び運営費等に関する市町村負担につきましては、基本合意書案を軸に協議しているところであります。なお、国への支援要請につきましては、現在、基幹病院の収支見込みを作成し、建設費用に係る借入金の返済可能額を試算しているところであり、既存の国庫補助制度の活用で効率的な経営が可能かどうかについて整理した上で、その時期及び内容を検討していきたいと考えております。

次に(6)の、8050問題の本県の状況と対応についての御質問にお答えします。

昨年末に国が行った、40歳から64歳までのひきこもりに関する実態調査によりますと、当該年齢人口の1.45％がひきこもり状態にあると推計されております。この結果をもとに本県の当該年齢におけるひきこもり者数を推計しますと、約7000人となります。中高年のひきこもりについては、ひきこもり専門支援センターにおいて本人・家族の相談支援を行っているところであり、また、昨年度はひきこもる子供の未来を考える家計相談と題し、ファイナンシャルプランナーによる経済的な問題を考える機会としての講演会を開催いたしました。今後は就労支援、居場所づくり、経済的な支援等福祉的な対策への取り組みを関係部局と

連携しながら検討していきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 警察本部長。
〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕
○警察本部長（筒井洋樹君） ４、観光振興についての御質問のうち(9)のイ、白タクの今後の取り締まりについてお答えをいたします。
白タク行為とは、道路運送法に定める国土交通大臣の許可を受けずに自家用自動車を使用し、有償で旅客を運送することなどを言いますが、このような行為は安全面の懸念があるほか、タクシーなど正規の事業活動が阻害され、法秩序の維持の観点からも問題があると認識しております。このため、県警では平成29年に国外からの観光客を相手に白タク行為を行っていた中国籍の男性らを道路運送違反で全国で初めて検挙するなど、違法行為の摘発・取り締まりに努めているところであります。
また、このような白タク行為の防止につきましても関係機関と連携し、来県する外国人観光客に対し、外国語で記載したチラシの配布やクルーズターミナルにおける広報啓発に取り組んでいるところであります。
今後も各種警察活動を通じて、違法行為の情報収集に努めるとともに、実態解明を推進し、白タク行為等の法令違反に対しては厳正に対処していく所存であります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 病院事業局長。
〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕
○病院事業局長（我那覇　仁君） ５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(2)、県立北部病院への県外大学からの専攻医の派遣中止についての御質問にお答えします。
病院事業局においては、北部圏域の周産期医療を強化するため、県立北部病院産婦人科の常勤医師を２名から３名へ増員したことに関連して、県外大学から研修態勢の変化を理由に、専攻医の派遣中止の申し出がありました。病院事業局では、当該大学に対し経験豊富な指導医等を配置し、研修態勢に影響がないことを丁寧に説明したところです。
今後も、専門研修連携施設に必要な指導医等を配置し、専攻医の確保を図り産婦人科の充実に努めてまいります。
次に(3)、県立病院の医師の勤務時間の現状と働き方改革による医師確保への影響についての御質問にお答えします。
県立病院に勤務する医師の時間外勤務は、平成30年度において１人当たり月平均53.5時間、年平均642時間となっています。本年４月に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律において、医師については、５年間適用が猶予されているところですが、病院事業局においては医師の長時間労働を是正するため、変形労働時間制の導入など時間外勤務の縮減に取り組み、医師の勤務環境の整備を図ってまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(4)、障害者差別解消法施行後の県内の現状等についてお答えいたします。
障害者差別解消法では、差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を組織できるものとされており、県では、平成29年度に同協議会を設置しております。一方、市町村における設置数は、平成30年４月現在で７市町村となっており、県は、積極的な設置を検討するよう各市町村に通知したところであります。なお、県内の相談対応としては、全市町村において差別事例相談員が配置されているほか、県では３名の広域相談専門員を配置するとともに、市町村相談員等を対象とした研修を開催するなど、相談体制の充実を図っております。
同じく５の(5)、民生委員のなり手が少ない背景と県・市町村の対応状況についてお答えいたします。
民生委員の担い手が不足している背景としまして、沖縄においては民生委員法に基づく制度開始が本土復帰後であり、全国に比べおくれたこと、役割の複雑化・多様化により活動の困難性や負担が高まっていること、民生委員の役割や活動内容が十分に周知されていないことなどが挙げられます。担い手の確保を図るため、県では市町村長と民生委員児童委員協議会等との意見交換や、広報誌等を活用した民生委員活動の周知に取り組んでいるところであります。また、平成29年度からは、民生委員が活動しやすい環境を整備することなどを目的とする民生委員活動活性化事業を実施しております。市町村においても、広報誌による民生委員の募集や活動紹介、自治会への呼びかけなどを行っているところです。引き続き市町村及び民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員の確保に努めてまいります。
同じく５の(7)、改正入管難民法施行に伴う就業形

態等についてお答えいたします。

外国人介護人材の確保については、これまで経済連携協定等による取り組みが行われてきましたが、ことし４月に出入国管理及び難民認定法の改正が施行され、新たな在留資格特定技能が創設されたところです。経済連携協定による受け入れ制度は、介護福祉士の資格取得を目指す制度であり、資格取得後は永続的に在留期間の更新ができることとなっております。一方、在留資格特定技能は、人手不足対応のため、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる制度であり、在留期間は最長で５年となっております。なお、５年の間に介護福祉士の資格を取得すれば、経済連携協定と同様、永続的な在留期間の更新ができることとなります。

同じく５の(8)、介護事業者の認証評価制度の評価と未導入理由についてお答えいたします。

当該制度は、介護人材の確保・育成を図る上で有効な施策として、厚生労働省が全国的な展開を推し進めているところです。一方、本県においては、商工労働部において同様の趣旨の制度である沖縄県人材育成企業認証制度が取り組まれており、平成31年３月時点で介護事業者３法人も認証され、介護業界のみならず全産業における企業とともに各種媒体で紹介されることにより、企業イメージの向上につながっているものと考えております。

県としましては、関係部署と連携し、既存制度の活用促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　それでは再質問を行いたいと思っています。

私、先ほどちょっと答弁の確認等、答弁漏れ等指摘したんですが、再度再質問を行います。

知事は日米安保条約を認めているのか認めていないのか、これがまず１つです。それともう一つは、沖縄から全ての米軍基地は撤去すべきだという考えなのかそうでもないのか。これは知事の政治姿勢の１(1)オの中に書いてありますので、これを明確に答えていただきたい。

そしてもう一つは、これも１(1)エです。

沖縄にある海兵隊を全て撤去させると示していますけど、これも撤去させたほうがいいのか、それとも撤去しないほうがいいのかこれも答えてください。これは最初の質問に書いてありますが、知事公室長は少し濁して答えておりました。

理由は、知事、翁長前知事は私は保守ですよと言ったんです。知事は保守ですか。まずこれも答えてください。知事の政治姿勢ですから、翁長前知事は基本的に私は保守ですと、普天間移設の辺野古以外は我々自民党と何も変わりませんとここで答弁したことがあるんです。これ議事録見ていただければわかります。普天間問題だけが相違があるんであって、それ以外は基本的に私の立場は保守だと。知事もそういう立場なのか確認したい。そして２番目が……。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　２番目が、自衛隊の位置づけについては、知事公室長が大きく貢献をしていると。自衛隊に対しては評価をいただきましたけれども、私は知事にお聞きしております。やはりこれまで東北の震災、地震・津波、全国でいろんなそういった震災があるときには海上保安庁はもちろん、警察そして消防、いろんな方々がそこで一生懸命やるんですが、私はやっぱり自衛隊の位置づけは、東北で震災があったときに私ども自民党会派はそこの現場行きました。沖縄からも自衛隊の方々が行ったし、当時の仲井眞知事が警察、消防、医療を派遣、そして自衛隊を派遣要請して我々自民党は高く評価しました。知事は日本の自衛隊の位置づけは評価するのかしないのか、これ答えていただきたい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　２番目に、尖閣諸島問題について。

知事は石垣・宮古島の人々が命がけで漁をして生活をしている中で、八重山地域の人々の生活と暮らしを脅かす、これまで何度も領海侵犯に対する知事の発言は到底許されるものではありません。その証拠に、知事、石垣市議会からこのように知事発言に対し、問題発言撤回に対する抗議決議書が提出されております。知事御存じですよね。（資料を掲示）　これ、新里議長のほうに石垣市議会からこの抗議決議書が提出されて

いるんです。先ほど知事公室長が撤回をして、誤解があったという答弁しましたけれども、なぜ知事公室長が答えるんですか。知事が言ったんだから知事が答えるべきじゃないですか。これはやはり沖縄県の最高責任者として、ここで議場で、知事の撤回についてはきちっと説明すべきだと思いますが、知事、これ答えてください。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○中川　京貴君 次、パラオ海域における漁業の操業継続問題について再質問します。

実は、これ知事は知らなかったと思いますが、私ども自民党会派がことしの予算の中で２月定例会で、これは問題があるからぜひ予算審議中に知事を呼んで、マグロ操業者とその関係者が困っているから、知事が最高責任者としてこの問題一緒に解決しようやと、我々自民党が提案しました。しかしながら与党の皆さん方は、これ反対したんです。これそぐわないと、審議に。審議にそぐわないとかじゃなくて、緊急性があるからみんなでこの問題を解決しようやと提案しましたが断られました。結果的には差しかえをして、また委員会を開いて最終的には本会議で全会一致になったんです。そういうやり方が、ありですか。

私はやはり基地問題は避けては通れません。大事な問題でありますが、基地問題以外は我々自民党ももちろん与党の皆さん方も一緒になって、県民のために解決すべきだと思っております。このパラオに関しては再度、今後困ったときだけお願いするのではなくて、お互いの立場、お互いの地域の人材育成や教育もしながらもっと詰めていくべきだと思っていますが、これも答えてください。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○中川　京貴君 次、４の観光振興について(8)、２次交通高速船について再質問します。

先ほど部長答弁しておりましたよね。あの答弁でよろしいんですか。内閣府が実証実験でこの間スタートしました。私も実証実験のオープニングの式典に行きましたけれども、今現在ゴールデンウイークからこの高速船とまっているんですよ、故障して。これ把握しているんでしょうか。把握しているんだったら把握しているとなぜここで答えなかったのか、答えていただきたい。

私は当初から、この高速船については７年前から取り組んでおります。これから予測される沖縄県の交通渋滞、来年３月には那覇空港の滑走路もう一本完成します。間違いなく国道、県道、市町村の道路が交通渋滞、麻痺するでしょう。その対策として道路整備は避けて通れませんけれども、時間がかかります。この高速船なら、すぐにことしで予算つければ県も一括交付金で船を購入しながら２次交通としてできると思っています。そういった意味ではなぜ内閣府にだけ任せるのか。私は国も県も一緒になって取り組むべきだと、そしてあのクルーズ船が入ってくるときにクルーズ船のそばで高速船をつけて離島や中北部に運ぶ。そして那覇空港から高速船を出さなければ今の体制では絶対にうまくいかないと最初から提言しております。これも答えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の再質問にお答えいたします。

幾つかありますので、確認をしながら答弁をしたいと思います。

まず、日米安保を認めている姿勢かどうかについてお答えいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたが、私は日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制がこれまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識をしております。ですから、日米安保を認める立場であるということをお答えさせていただきました。

それから、全ての基地を撤去すべきかということですが、戦後74年を経た現在も国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は異常としか言いようがありません。そしてその後は、嘉手納飛行場や普天間飛行場の航空機騒音規制措置の適用が合意されているものの、累次にわたる爆音訴訟が提起され、県民は騒音問題を初めとした過重な基地負担を強いられ続けているということを述べさせていただきました。そして、日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、その負担

も全国で担うべきである。このような基本認識のもと、沖縄県としては過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいりたいとお答えをさせていただきました。

そして海兵隊は全て撤去の立場かということですが、これは恐らく５月31日に産経新聞の記者さんからの質問に答えた内容ですが、そもそも書簡の中でアメリカ空軍・海軍の必要性を述べたところに関して、では海兵隊は不要なのかと県内における米海兵隊の施設も全て要らないという結論に達しているのかということに対して私はこのように答えさせていただきました。

県議会では海兵隊の撤退決議なども行われており、また一部識者からは海兵隊不要論などもこれまでにさまざまな場面で発表されてきております。それらを鑑みますと、そのような方向性、つまり海兵隊が沖縄に駐留せずとも日米の安全保障体制を毀損することはないというふうな考えもあろうかと思いますということで、あくまでも外部識者の方々の意見について述べたものであり、私は海兵隊不要論を述べたわけではありません。そのことをお答えしておきたいと思います。

しかし、海兵隊の基地が７割を占めている沖縄の基地の現状では、やはり普天間基地の一日も早い危険性の除去のための運用停止、県外・国外への移転を求めているという姿勢であります。

そして私の政治姿勢ですが、私は、この議会でも質問にお答えしたことがありますが、保守・中道の立場であります。日米安保も認めている立場であります。そして沖縄の基地はできるだけ速やかに整理縮小すべきであるという考えの立場であります。

それから自衛隊の位置づけであります。

自衛隊の位置づけは、先ほども公室長から答弁をさせていただきましたが、自衛隊は多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理や災害救助など県民の生命財産を守るためにこれまで大きく貢献しているものと考えておりますし、憲法の枠内における専守防衛の組織として私は自衛隊を認めておりますという立場でございます。

それから尖閣の問題です。

尖閣の問題も先般、６月17日にコメントを発出させていただきました。そのコメントをかいつまんで答弁させていただきます。

尖閣諸島は我が国固有の領土であるというのが日本政府の公式見解であり、沖縄県としても同様に考えております。これは先ほど答弁をさせていただいたとおりであり、私も尖閣諸島及び周辺海域は我が国の領土・領海であるという認識に立っております。しかし、私がインタビューで答え、かねてから発言していると思いますが、我が国の領土である、領海であるということはこれまでも発言をしております。ただ、中国公船が周辺海域をパトロールしているということもあるのでそれを故意に刺激するようなことは控えねばならないというふうに考えております。双方にとってその触発するような出来事が起こらないようにお互いに関係機関を通じて周辺地域の安全をしっかりと確保しておかないといけないというふうに思いますと答えたところ、私の発言は中国公船による領海侵入を許容するものというふうに誤解を受けるということもありまして、そういうものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨のものでありますと述べております。

中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの私の発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねないものであり、尖閣諸島に関する私の認識とは異なるものであることから、撤回をさせていただきました。

沖縄県は、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであり、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたということも答えさせていただいております。これでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　中川京貴議員のパラオ水域での操業継続に関する再質問についてお答えいたします。

今回のパラオ共和国における法改正は、沖縄県の漁業者の意向が反映されるものとなっていることから、パラオ政府の御高配と協議に当たられた両政府並びに御尽力をいただいた関係者の皆様に感謝の意を表する次第であります。今後、パラオ水域において県内マグロはえ縄漁船が安定的に操業を継続するためには、沖縄県とパラオ共和国の友好関係をさらに深めていくことが極めて重要であると考えております。そのため、県といたしましては、今後連携協定、ＭＯＵの締結も含め、水産業の振興や海洋環境の保護などに関する人材交流や技術支援等を検討してまいりたいと考えております。

また、知事を含め三役の訪問につきましても、最も

効果的なタイミングで訪問が実現できるように国や漁業関係団体等と調整を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　中川議員からの再質問で、那覇港から本部などを運航する高速船についての再質問にお答えいたします。

４月18日から６月２日まで、第１マリーンサービス株式会社において船舶の故障により運休していたということですけれども、６月３日からは再開していると確認しております。

県といたしましては、同社が運航を継続し、沖縄本島内の新たな交通手段として定着することにより、公共交通利用者の選択肢の多様化につながる効果があらわれるものと期待しておりまして、当面は同社の運航状況を見守ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　沖縄・自民党、花城大輔です。

会派を代表いたしまして、通告に従い、所見を述べながら質問をさせていただきます。

まず１、米軍基地問題についてであります。

辺野古移設問題は、昨年12月、埋立予定区域に土砂が本格的に投入されたことで、辺野古移設問題は、もはや工事が後戻りできない新たな段階に入ったようであります。このことは、辺野古移設阻止を県民に約束し、国内外に言い続けてきた翁長県政、その遺志を継いだ玉城県政のこの５年間の混迷が問われているのであります。

翁長前知事は、仲井眞知事のなした辺野古崎地区水域の埋立承認を取り消ししたのであります。司法の判断で翁長知事の取り消しは違法と断じられ、みずからなした取消処分を取り消さざるを得なかったのであり、公約である辺野古移設阻止を果たすことはできなかったのであります。

そして平成30年、最後の知事権限と言われた撤回に踏み切ったのでありますが、現実は、工事が一時期とまっただけで、逆に本格的な土砂投入が開始されるなど、埋立工事は進む一方であります。

撤回をめぐる国との争いも、玉城知事の対応は、正面から裁判闘争に入ることなく、専門家の間で門前払いが濃厚と言われた係争委への申し立てを行うという時間稼ぎを先行させ、県内部からも負けを承知との声が漏れ聞こえたのでありますが、予想どおり係争委の判断は県の申し出を却下したのであります。

知事を支持する辺野古移設阻止グループもこの状況を見透かしており、県に対し再撤回を行うよう迫り、長引く抗議行動に焦りも見えてくるのであります。

県は、おくればせながら、抗告訴訟を提起するため今議会に提起したのでありますが、今、県の頭にあるのは、埋立区域の大半を占める大浦湾の軟弱地盤の存在であると考えます。埋め立て自体が不可能か長期化する、設計変更の申請に対しては不承認にするなどの対抗策を考えていると思いますが、我が国は法治国家であり、いかに県が埋立阻止をかたくなに掲げても、最終的には法令を守らなくてはならないのであります。

確かに翁長県政から玉城県政に続く、この５年間の県の対応により、間違いなく工事はおくれ、国が約束した普天間飛行場の５年以内の運用停止は実行を見ることはなかったのであります。このように、今や辺野古移設阻止は、あってなきがごとしであり、県政の狙いは辺野古移設工事をおくらせることに重点が移ったのであります。

しかし、日米合意は着実に進んでいるのであります。報道によれば、米軍は、2024年10月から１年半をかけて在沖海兵隊の一部をグアムに移転する実行計画が明らかになりました。

あと５年で沖縄から海兵隊の移転が開始されるのであり、その間、辺野古移設に向けた埋立工事を進展させ、世界一危険とされる普天間飛行場の返還を実現させる、原点に立ち返るべきであろうと考えます。

そこで伺います。

(1)、基地の整理縮小について。

ア、県内の米軍基地は、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の50ヘクタールを返還、北部訓練場その過半の4000ヘクタールの返還など、平成元年の２万5026ヘクタールから現在は１万8822ヘクタールと24.8％減少しています。これに間違いはないか。また、この実績を県政として評価し、国と対立するのではなく、さらなる整理縮小に取り組むべきではないか伺いたい。

イ、知事は、辺野古移設を新基地建設と批判をしている。その理由に揚陸艦の接岸を挙げているが、その説明には根拠があり間違いはないか伺いたい。

ウ、知事は、県の代替案提示を否定しているが、知事が応援した衆議院議員屋良氏や万国津梁会議委員のマイク・モチヅキ氏は、普天間飛行場の移設に関し、キャンプ・シュワブやハンセンにヘリパッドを設置することを提起している。知事もこれに賛同するか伺いたい。

エ、同じく屋良氏は、普天間飛行場の辺野古への移設に関し米側は辺野古を求めていないと述べているが、知事も同じ考えか。また、辺野古でなければ米側は移設場所をどこに求めたのか、知事の見解を伺いたい。

オ、去る４月10日、米軍普天間飛行場負担軽減推進会議が開かれ、５年以内の運用停止の期限切れに伴う新たな期限設定について、３者で協議していくことを確認したようであるが、会議の内容と今後の県の対応について伺いたい。

カ、在沖海兵隊を2024年10月から約１年半かけてグアムへ移転することが明らかとなった。県は、普天間飛行場の返還を望むのであれば、条件である辺野古移設に向けた工事を早期完成させるべきではないか伺いたい。

キ、知事は、オスプレイについて、自衛隊における運用と米軍における運用は全く異なると述べたが、何が違うのか、その理由を伺いたい。

ク、知事は、オスプレイの県内配備について反対を表明しているが、オスプレイの何が問題で反対をするのか、県内だから反対をするのか、県外ならよいのか、その理由を伺いたい。

(2)、埋立工事の進捗状況について。

ア、辺野古移設に係る埋立土砂の搬入が、昨年12月開始から６カ月経過している。現在の埋め立てはどの程度拡大しているのか。また、埋立承認を撤回しながら、逆に埋立工事が進んでいる現状は、県の対応の限界を示しているのではないか伺いたい。

イ、係争委は、県の申し出を却下した。当初から結果を想定しながら、係争委への申し出を行い、あえて本丸の裁判闘争をおくらせている。県民の税金を使っているとの認識に欠けているのではないか、知事の認識を伺いたい。

ウ、小型サンゴ類３万8760群体の特別採捕許可について、知事を支持する辺野古移設反対のメンバーは許可しないように県に圧力をかけている。県は、法令に基づき適正に対応するか伺いたい。

エ、県は、本部港塩川地区の岸壁への仮設柵の設置を認めた。土砂搬出に反対するグループは県に抗議しているが、車両の走路に立ち入るなど危険な行為を続けながら、危険防止のため設置した柵を抗議排除と反発している。県の認識を伺いたい。

オ、知事は、沖縄の基地問題を世論に訴えるとして、全国キャラバンを行っているが、総論賛成、各論反対の国民意識にあって、普天間飛行場を他県に引き取らせることはできると考えているのか伺いたい。

カ、知事は、慰霊の日の知事の平和宣言で、辺野古移設問題を取り上げたようだが、戦没者の追悼式で取り上げる必要性はどこにあるのか伺いたい。

(3)、日米地位協定の見直しについて。

ア、県は、ドイツとイタリアに続きベルギー及びイギリスの地位協定を調査した。今後の活用方法について伺いたい。

イ、国は、他国との地位協定は単純に比較できないとの姿勢であるが、知事は、具体例も調査していると反論している。具体例とは何か伺いたい。

ウ、県が調査した欧州と日本との、国の安全保障体制、憲法上の位置づけなど、必ずしも同じではないと考えるが、県の認識を伺いたい。

２、沖縄振興策の推進について。

復帰後47年を迎え、これまでの沖縄振興のあり方について、さまざまな形で議論が高まってきております。

当初、本土との格差是正が主目的で、道路、港湾、空港など県民の生活基盤である社会資本の整備が重点的に推進され、多くの分野で格差の是正はなされてまいりました。そこで県主導により、沖縄振興計画の中身は自立型経済の構築に軸足が移され、振興計画に関し県の意向が反映されるようになったのであります。現在の県経済は、好調が持続している観光が先導し、失業率の改善で雇用環境が一変、沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標とする失業率4.0％を下回り全国並みになっております。このような状況を受け、残り３年を切った沖縄21世紀ビジョン基本計画にかわる復帰50年の新たな振興計画の策定に向けた取り組みが進められております。このような県経済の好調さに玉城知事は意気軒高のようでありますが、去る４月に訪中団の一員として中国を訪問した際、中国の胡春華副首相に対し、中国政府の提唱する広域経済圏構想一帯一路に関する日本の出入り口として沖縄を活用してほしいと提案したようであり、これに対し胡副首相は、沖縄を活用することに賛同すると応じたようであります。この提案については知事は、県内部で協議をしたのか、県の統一方針であるのか、事は重要であります。そもそも、知事は一帯一路構想をどのように認識しているのか、米国や欧州など多くの国ではこの構

想に懸念をあらわしており、日本政府も参加はしていない。このような状況にあって、沖縄県の知事として堂々と申し出ることに何らためらいはなかったのか、疑問であります。

知事は、日本政府と辺野古移設問題で激しく対峙をし、政府に対し不信感をあらわにしております。その裏返しで中国にすり寄ることはないとは思いますが、一帯一路には、中国の影響力や権益の拡大の動きなど、各国が警戒感を強めていることは事実であり、活用云々や言葉は慎重に選ぶべきと考えます。

以上を念頭に伺います。

(1)、次期沖縄振興計画策定に向けて。

ア、復帰47年を迎え、沖縄振興は10年置きに策定され振興計画により進められてきた。沖縄振興予算は沖縄開発庁・内閣府に各省庁の予算が一元されてきた。これまでの振興予算の推移について伺いたい。

イ、復帰後、沖縄振興計画や振興予算は、社会資本を整備し本土との格差是正が目標となっていたが、県主導で民間主導の自立型経済の構築に向け軸足を移してきた。仲井眞県政、翁長県政そして玉城県政と県政がかわり、自立経済への考えも変化していると思うが、玉城知事の考える自立型経済の構築とは何か、基本的な考えを伺いたい。

ウ、さきの衆議院選第３選挙区補欠選挙で当選した屋良氏は、沖縄振興計画は半世紀続けているが中身は変わっていない。振興予算は各省庁からひもつきで予算をとればいいと、これまでの振興計画を批判し沖縄振興予算も内閣府一括計上は必要ないとしている。知事はそれに同調をするのか、考えを伺いたい。

エ、県は市町村との意見交換会で、沖縄振興予算要請に向け、一括交付金の増額や次期振計策定に係る市町村の意見集約を求められたが、知事周辺から見直しを求められ、減額が続く中で、知事はどのように対応するか伺いたい。

オ、那覇港で取り扱う貨物量は右肩上がりでふえ、那覇港の物流拠点として整備も進んでいるが、沖縄から出すコンテナの多くは空であり、片荷輸送と言われる。経済の自立を図る上で那覇港の物流拠点化は重要であるが、片荷輸送の解消をどう図るか伺いたい。

(2)、一帯一路への参加について。

ア、玉城知事は、中国の胡春華副首相に対し、中国政府の提唱する広域経済圏構想一帯一路に関する日本の出入り口として沖縄を活用してほしいと提案したが、本県の経済の自立を図る上で、一帯一路の活用は県政の決定事項であるか伺いたい。

イ、屋良衆議院議員は、沖縄の将来展望で、一帯一路につなげば中東まで行ける、中国は一帯一路の中で沖縄を見ている。中国とのパートナーシップを強化すべきと発言しているが、知事の一帯一路の活用提案、それはその考えと同一線上にあるか伺いたい。

ウ、そもそも中国の一帯一路構想とは何か。中国は何を目指しているのか。米国、日本を初め多くの国が警戒をしているのはなぜか。なぜ知事の言うように明るい構想なら日本は参加しないのか、知事の明確な説明を願いたい。

エ、知事は、ＴＰＰには賛同するか。ＴＰＰが提唱された背景には中国の一帯一路への警戒があったのではないか、知事の認識を伺いたい。

３、農林水産業の振興について。

本県は、亜熱帯気候で台風の常襲下にあり、毎年のように自然災害に悩まされている。さらに本土市場からは遠隔地にあることから、輸送上の不利性が農林水産振興の制約要因になっております。そのため、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、地理的不利性を克服し、亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興を基本目標に掲げております。その狙いは、本県の豊かな自然や多様な地域資源など地域特性を最大限に生かした効果的な推進策を展開するというものであり、そのためには、安定的・持続的な農林水産業を確立することが必要であります。本県農業の基幹作物はサトウキビ生産であり、豚肉や肉用牛などの畜産業であります。そのため、安定的な生産体制を図り、担い手の生活を安定させるため、生活基盤・生産技術のさらなる開発・普及を促進させることが必要であります。

さらに、県が進める災害に強い品目の育成・高品質かつ安全なおきなわブランドの確立に向けた取り組みを加速させることが重要であり、その上で、国内外の市場へ安定的に供給し得る体制の構築が必要であります。また、現状の低迷が続く農林水産業の振興とさらなる発展を図るには、農林水産業の６次産業化など新たな取り組みにより付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の推進が必要であります。

水産業の現状については、県は、新規漁業就業者への定着率向上と若年層の確保や育成に向け、一括交付金を活用した支援事業を平成27年度から30年度までの４年間で、延べ166名の新規漁業就業者に対し、漁具等の漁業経費の一部支援を行っております。懸案事項となっている、日本の排他的経済水域内での操業をめぐる台湾側との協議については、2019年期の操業ルールについては、八重山北方水域内では、水域を分けて互いの操業ルールを適用することで合意をしたようであります。県側は最悪の事態は回避できたようで

ありますが、今後に向けてさらなる協議が必要であり、県側の安全操業の確保が必要であります。県の一層の対応が求められます。

そこで伺います。

(1)、亜熱帯性気候の優位性を生かした農林水産業の振興を本県の最重要課題として取り組んでいるが、沖縄21世紀ビジョン基本計画の期限が２年後に迫った中、達成状況について伺いたい。

(2)、農林水産業の６次産業化など新たな取り組みにより付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の推進について、これまで取り組んできた具体的な施策と事業化など実現例等について伺いたい。

(3)、これまで県は、台風等自然災害に強い農産品や施設の整備を進めてきたが、本島及び離島での取り組みと達成状況について伺いたい。

(4)、2018年度の畜産物輸出量が前年比で増加した。主な輸出国と海外での認知度向上の取り組み、また、ＴＰＰ11の発効による影響をサトウキビ生産を含めてどのように考えているか伺いたい。

(5)、2019年の操業ルールを決める、日台漁業協定の台湾側との協議は双方がルールを維持することで合意したようだが、今後に向けた県の対応について伺いたい。

４、子ども・子育て支援について。

(1)、改正子ども・子育て支援法が成立した。10月からの幼児教育・保育の無償化実施に向けた対応と、認可外保育所の取り扱い、また県が実施した調査の結果について伺いたい。

(2)、保育士不足もあり、一時預かり保育を実施する保育園が減少しているようだが、本県における一時預かり保育の現状と潜在保育士を含めた保育士確保対策について伺いたい。

(3)、本県の認可保育所に入れない待機児童数は1702名と依然高い状況にある。県の取り組みで改善の兆しもあるようだが、抜本的な解消には至っていない。その要因は何か、また潜在的待機児童数について伺いたい。

(4)、2017年度の県内市町村に寄せられた児童に関する相談のうち、約４分の１は虐待相談のようである。児童相談所にも同様な相談があり、虐待の深刻さがうかがえる。本県における児童虐待の実態と県の対応について伺いたい。

(5)、県の児童相談所の相談業務を担う児童福祉司が激務に追われ、本来の支援が必要な子供の指導にも影響が出ているという。配置人員は適正か、また担当件数に無理はないか、今後の体制強化を考えているか伺いたい。

(6)、県は、児童虐待防止条例（案）の制定に向けた検討を始めたようだが、その理念や狙いと県議会への提出時期について伺いたい。

(7)、発達障害の児童への支援のあり方について、県と市町村の役割やそれぞれ取り組んでいる事業と専門職員の配置状況、関係機関の連携はどのように行われているか伺いたい。

(8)、2018年度県小中学生調査が発表された。調査の概要と特に注視すべき事項、また、今回大阪府と比較したその理由について伺いたい。

(9)、知事は、調査結果を受けて誰ひとり取り残さない社会を目指すと述べているが、現実に本県の困窮世帯をなくす具体的な方策について、県民に向け説明すべきではないか伺いたい。

５、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、高等教育機関無償化法が成立した。支援内容及び低所得世帯への制度の周知と対象学生等について伺いたい。

(2)、学校現場における教職員は、休憩をとることも難しく、授業準備や教材研究などで長時間労働や休日出勤などが慢性化していると言われる。本県教職員の勤務実態を伺いたい。

(3)、教職員の働き方改革について、教育の質的な改善を図る上でも教職員の負担の軽減を図る必要があるが、教職員の働き方改革により、本県において今後どのように変わるか伺いたい。

(4)、2018年度の英語教育実施状況調査で、本県は、高校３年生は全国６位となっているが、中学３年生は全国平均以下となったようである。教員の英語免許保有の少なさも指摘されており、英語教育が強化される中、県教育委員会の今後の取り組みを伺いたい。

(5)、政府の教育再生実行会議は、高校の普通科の改革を提言したが、これまでの画一的な学びの転換と言われる。その内容と求められる本県の教育目標について伺いたい。

(6)、政府が緊急調査した、学校を長期欠席している子供の虐待の有無について、調査結果と本県における状況について伺いたい。

(7)、大麻取締法違反で県内の高校生ら10人が逮捕された。事件の概要と県教育委員会の対応、学校における薬物乱用防止教育はどのように行われているか伺いたい。

(8)、県は、県内の織物等事業について、その普及・伝承や付加価値の高い商品開発、普及販売促進、技術の伝承事業への支援要請に対し、どのように取り組ん

でいるのか伺いたい。

(9)、10月から全面実施される幼児教育の無償化について、市町村においては、入園希望者の受け付けや対応する教職員の確保に努めているが、現状と県の対応について伺いたい。

(10)、中高生のバス通学費無償化に向け、実態調査を行い負担軽減に取り組むとしているが、調査実施内容と制度の実施時期について伺いたい。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　花城大輔議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の１(3)のア、他国地位協定調査の活用についてお答えいたします。

これまでの調査により、米軍に対する受け入れ国の国内法の適用や空域の有効活用等について、ＮＡＴＯ・ヨーロッパでの標準的な状況が確認できたと考えております。調査結果を全国で共有するため、４月に公表した欧州編の報告書を全国知事会や渉外知事会のほか、全ての国会議員や全都道府県知事、全都道府県議会議員等へ送付しているほか、県内外でのシンポジウム等においても積極的な情報発信に取り組んでまいります。

沖縄県としましては、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党、各種団体等とも連携し、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興策の推進についての御質問の中の２の(1)のイ、自立型経済の構築についてお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した資本が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。このため、成長著しいアジアの活力を取り込むとともに、本県の持つソフトパワーを生かし、世界水準の観光・リゾート地の形成や情報通信関連産業の高度化・多様化、国際物流拠点の形成等に取り組んでおります。このような取り組みにより、自立型経済の構築を目指してまいります。

次に、沖縄振興策の推進について、質問要旨２の(2)のア、(2)のウ、中国の広域経済圏構想一帯一路についてお答えいたします。２の(2)のアから２の(2)ウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

中国の一帯一路構想は、中国西部から中央アジアを経由して欧州へ続くシルクロード経済ベルトと、中国沿岸部から東南アジア、スリランカ、アラビア半島を経由してアフリカ東部を結ぶ21世紀海上シルクロードなどの貿易促進に係るインフラ整備等を進める構想と認識しています。同構想については、中国の巨額融資などが国際的に懸念されておりますが、日本政府は、対象国への適正融資やプロジェクトの開放性などを条件として協力していく方針と承知しております。

なお、屋良衆議院議員の発言の真意は承知しておりませんが、沖縄県では沖縄21世紀ビジョン基本計画やアジア経済戦略構想において、沖縄が日本と世界のかけ橋となることで、自立型経済の構築を目指すとしており、私の発言はこれらを踏まえたものであります。日本との出入り口としての活用については、現段階で具体的な検討は行っておりませんが、今後、日本政府が協力する場合には、中国人観光客に対する数次ビザの沖縄先行導入のように、新たな取り組みや制度を試験的に検討する場として沖縄の活用を提案し、アジアと日本のかけ橋として双方向の経済交流に貢献していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地問題についての(1)のア、基地の整理縮小についてお答えします。

沖縄県における共同使用施設を含む米軍基地面積は、平成元年３月31日の２万5026ヘクタールから、平成31年１月１日現在１万8709ヘクタールで約25.2％減少しており、一定の評価をしております。しかしながら、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ合意事案及び米軍再編事案の全てが返還された場合でも、依然として全国の約69％の米軍専用施設が存在し続けることとなります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に１の(1)のイ、辺野古移設を新基地とする理由についてお答えします。

防衛省は、普天間飛行場代替施設は、基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであると説明しております。しかし、埋立承認願書に示された政府が推進する辺野古移設計画においては、係船機能つき護岸、弾薬搭載エリア、２本の滑走路の新設

など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

次に１(1)のウ、屋良衆議院議員やマイク・モチヅキ氏の意見についてお答えします。

普天間飛行場の移設について、屋良衆議院議員やマイク・モチヅキ氏の考えについては、報道や論文などを通じて承知しております。米軍基地に関する万国津梁会議では、より広い観点からの在日米軍の駐留のあり方、海兵隊を初めとした在沖米軍の駐留の必要性等を再点検する中で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論を行っていただきたいと考えております。

次に１(1)のエ、屋良衆議院議員の辺野古移設に関する発言についてお答えします。

議員御指摘の辺野古移設に関する屋良衆議院議員の発言については、報道等で確認しておりますが、今後の国会議員活動をしていく上での御自身の考えを述べられたものと考えております。

次に１(1)のオ、普天間飛行場負担軽減推進会議の内容と今後の対応についてお答えします。

平成31年４月10日、首相官邸において第５回普天間飛行場負担軽減推進会議が開催され、普天間飛行場の危険性除去、基地負担軽減及び早期運用停止等について協議しました。県からは、３カ月や半年の期限を設け、危険性除去に係る具体的な対策を検討すること等を求め、宜野湾市からも新たな期限を設定して取り組む必要があるなどの発言がありました。

県としては、安倍首相のできることは全て行うとの発言を踏まえ、早期の作業部会の開催を求めているところであり、宜野湾市と連携し、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を政府に求めてまいりたいと考えております。

次に１(1)のカ、在沖海兵隊のグアム移転と辺野古移設工事についてお答えします。

在沖海兵隊のグアム移転については、平成24年４月の日米安全保障協議委員会２プラス２共同発表において、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことが決定されております。

県としては、速やかにグアム等への移転を進めることを政府に強く要望するとともに、辺野古が唯一との日米合意に固執し、一連の選挙や県民投票で示された民意を無視することは、地方自治と民主主義を揺るがすものであり、軟弱地盤の対応等で普天間飛行場の危険性が長期間にわたって固定化されることにほかならないと考えております。

次に１(1)のキ、自衛隊と米軍の運用の違いについてお答えします。

米軍については、原則として国内法が適用されず、例えば、航空法についてもその大部分が適用されません。一方で、自衛隊については、防衛出動の場合などを除き、最低安全高度や曲技飛行等についても航空法の適用を受けており、米軍とは異なった運用となると理解しております。

次に１(1)のク、オスプレイ配備反対の理由についてお答えします。

オスプレイについては、開発段階から事故を繰り返し、多数の死者を出したことなどから、県内41市町村及び議会などが連名で建白書を提出し、配備撤回を求めております。政府は、オスプレイの安全性は確認されているとの見解を出しておりますが、平成28年12月に名護市沖合で、平成29年８月にはオーストラリア東海岸沖で普天間飛行場所属のオスプレイが墜落したほか、県内外で緊急着陸を繰り返すなど県民の不安は一向に払拭されていないと考えております。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めているところです。

次に１(2)のアの(ｲ)、埋立工事の現状についてお答えします。

沖縄防衛局は、埋立承認取り消しにより、工事を行う権限を失ったまま違法に工事を進めております。

県としては、これまで再三にわたり、工事の中止及び原状回復を指導してきたところであり、今般、裁決の取り消しを求める訴えの提起に係る議案を提出しているところでございます。

次に１(2)のイ、国地方係争処理委員会への審査申し出とその費用についてお答えします。

国地方係争処理委員会は、国と地方公共団体の関係を対等・協力の関係に改めた地方分権一括法により、国と地方の係争について、公正・中立の立場から審査を行うべき機関として創設されました。このようなことから、県としては、同委員会に関する地方自治法の規定に基づき、去る４月22日、国土交通大臣の行った裁決は違法な国の関与に当たり、違法・無効であることなどについて同委員会に審査の申し出を行ったものであり、これに要した費用は必要なものであったと考えております。

次に１の(2)のオ、他県への普天間飛行場の引き取りについてお答えします。

全国知事会は米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。県は、基地問題、基地負担の現

状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的とし、トークキャラバンを実施することとしております。一方、小金井市議会や小平市議会、岩手県議会などにおいて、国民的議論により解決の道を探ることを求める意見書が採択されるなど、本土においてもこの問題の解決を求める新しい動きが広がりつつあると考えております。

次に１の(3)のイ、他国地位協定調査で調査した具体例についてお答えします。

沖縄県は、米軍基地の事件や事故の実際の被害者となる県民や国民の目線に立って、条文の比較だけではなく、具体的な事例についても、実際に現地に行き、調査を行っています。例えば、平成29年に東村で発生したＣＨ53Ｅの不時着・炎上事故では、民間地であるにもかかわらず、当時の翁長知事ですらも現場に立ち入ることができず、環境調査もできないままに米軍が土壌を持ち去ってしまいました。一方、ヨーロッパにおいては、同様の事故が発生した際には、現地警察が優先的に捜査を行うなど受け入れ国が主体的にかかわっており、日本とは大きな違いがあることを確認しております。

次に１の(3)のウ、欧州と日本の違いに対する認識についてお答えします。

県としましても、日本と他国では、安全保障体制等が異なることは認識しておりますが、それによって、地位協定が異なることは当然あり得るという、最近の政府の説明は、到底納得できるものではありません。安全保障体制が異なることで、国内法の適用や航空機事故への対応などに違いが出てくる理由について、政府は明確に説明すべきであります。政府においては、国民の生命や財産を守るという観点や全国知事会による全会一致の提言の趣旨を踏まえ、沖縄県の調査結果や日米地位協定の問題に真摯に向き合い、抜本的な見直しに向けて取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、米軍基地問題についての御質問のうち(2)のアの(ｱ)、現在の埋め立ての状況についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工の着手後29カ月目に当たる時期には24の護岸に着手し、３カ所の埋立区域で埋立工に着手する予定と考えられます。一方、現在は、辺野古海域側のＫ１からＫ４護岸及び中仕切り護岸Ｎ５、Ｎ３は概成しており、海域は護岸により閉じられ、平成30年12月14日から埋立区域②―１に、平成31年３月25日から埋立区域②に埋立土砂が投入されております。また、大浦湾側のＫ９護岸の一部約100メートルが施工されており、中仕切り護岸Ｎ４は概成し、Ｋ８護岸は約250メートルまで施工されております。

次に１の(2)のエ、本部港旧塩川地区の安全対策に対する県の認識についてお答えいたします。

港湾管理者としては、港湾内の安全確保のための対策は必要と認識しております。本部港旧塩川地区は石材等を搬出する車両が頻繁に往来しており、事業者に対し港湾施設を使用する際には安全対策を求めております。安全対策のために設置される柵については、他の利用者の使用に支障が生じないことなどの観点で確認を行っているところであります。

次に２、沖縄振興策の推進についての御質問のうち(1)のオ、那覇港の片荷輸送の解消についてお答えいたします。

那覇港は、輸入、移入超過の片荷輸送の状況とのことであり、海上輸送コストが割高になる１つの要因になっているものと考えられます。那覇港管理組合によると、片荷輸送の解消の対策として、荷主を対象とした支援事業に加えて、那覇港へ寄港する外航船社へ海上輸送に係る経費の一部を負担する支援事業を実施しているとのことであります。また、ことし５月に那覇港総合物流センターの供用が開始されたことから、物流機能の高度化等が図られ、集貨・創貨が促進されることで貨物量の増大につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(2)ウ、小型サンゴ類の特別採捕許可についてお答えいたします。

沖縄防衛局から、今年４月26日に申請がありました小型サンゴ類３万8760群体の特別採捕許可申請につきましては、法令に基づき対応してまいります。

次に３、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、沖縄21世紀ビジョン基本計画の達成状況についてお答えします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいるところであ

ります。平成29年度までの主な指標の達成状況は、１、農業産出額は1220億円の目標に対し２年連続で1000億円台となる1005億円、２、戦略品目の拠点産地数は150地区の目標に対し117地区、３、新規就農者数は3000人の目標に対し2049人、４、圃場整備面積は２万1600ヘクタールの目標に対し２万372ヘクタールなどとなっております。

県としましては、引き続き持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

次に同じく(2)のフロンティア型農林水産業の推進についてお答えいたします。

県では、フロンティア型農林水産業の振興に向け、一括交付金等を活用し、他産業との連携、アジアなど海外への展開、環境との調和などの各施策を推進してきたところであります。具体的には、おきなわ農林水産業支援事業によるＩｏＴ等の先端技術を活用したスマート農業導入に向けた調査、６次産業化支援事業による農林水産物の加工食品の開発や施設整備に対する支援、グリーン・ツーリズムネットワーク強化促進事業による地域の受け入れ体制の整備、県産農林水産物輸出体制構築事業による海外販路拡大に向けたマーケティングや情報発信力の強化などに取り組んだところであります。

県といたしましては、引き続き沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、フロンティア型農林水産業を推進してまいります。

次に同じく(3)、自然災害に強い農産品や施設整備の取り組みについてお答えいたします。

本県では一括交付金等を活用し、台風等自然災害に強い品種の育成及び栽培施設の整備に取り組んでおります。品種の育成については、強風等の影響を受けにくい、サトウキビ品種農林28号やＲＫ97―14及びパイナップル品種沖農Ｐ17を育成し、普及に取り組んでいるところであります。また、栽培施設については、強化型パイプハウス等を平成24年度から30年度までに258地区、約182ヘクタールの整備をしてきたところであります。そのうち、本島地域では、208地区、約148ヘクタール、離島地域では、50地区、約34ヘクタールとなっております。

同じく(4)、畜産物の輸出及びＴＰＰ11の影響についてお答えいたします。

沖縄県畜産物輸出促進協議会の調査によりますと、加工品等を除く2018年度県産畜産物の輸出量は、前年度より79.8トン増の181.3トンと好調に推移をしております。輸出先としては、香港が全体の約73％と最も多く、次いで台湾、シンガポールとなっております。県では、県産農林水産物輸出体制構築事業により、県産畜産物の海外展開を推進しており、海外でのプロモーション販売やイベントへの参加、ＳＮＳでの情報発信など、認知度向上に取り組んでおります。ＴＰＰ11の発効に伴う影響につきましては、現在、畜産では大きな影響は確認されておりません。また、サトウキビにつきましては、糖価調整制度が維持されるため、生産に特段の影響は見込みがたいものの、安価な加糖調整品の輸入増加に伴う制度の安定運営への支障が想定されます。

県といたしましては、引き続き情報収集に努め、関係機関と連携の上、時期を逸しないように必要な対策について適切に対応してまいります。

同じく(5)、日台漁業取り決めの今後の県の対応についてお答えいたします。

日台漁業取り決めに関する操業ルール等については、毎年度、日台漁業委員会において協議されております。今年度は、2018年度の操業ルールを継続することで合意し、昨年同様に台湾側と操業水域を分けることで、安全に操業できる水域が確保されたところであります。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、操業ルールのさらなる見直しについて台湾側と粘り強く協議するよう、国に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(2)のカ、慰霊の日の平和宣言についてお答えいたします。

平和宣言においては、平和を希求する沖縄のチムグクルを世界に発信するとともに、平和の大切さを次世代に伝えていくことで、恒久平和の実現に取り組む決意をしたところであります。

県としましては、これまでも普天間飛行場の辺野古移設問題を含めた基地問題など、沖縄をめぐる情勢を踏まえて宣言してきたところであり、今後とも平和を求める県民の思いを県内外に発信してまいります。

次に４、子ども・子育て支援について及び５、教育・文化・スポーツの振興について、幼児教育・保育の無償化実施に向けた対応等についてお答えします。４の(1)と５の(9)のイは関連しますので、一括してお答えします。

市町村におきましては、10月から実施される幼児教育・保育の無償化実施に向けて、保育の必要性の認定事務、関係条例等の改正、システム改修、保護者へ

の周知等を行っております。県は、市町村説明会の開催、無償化の実施に必要となる事務費やシステム改修費の支援等に取り組んでおります。無償化の対象となる認可外保育施設については、国が定める基準を満たすものに限られますが、届け出のみで足りる５年間の経過措置期間が設けられております。県が実施した認可外保育施設への立入調査の結果、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設が53％となっていることから、市町村と連携し、保育の質の確保・向上に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、一時預かり保育の現状と保育士確保対策についてお答えします。

市町村におきましては、一時的に家庭で保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等で預かる一時預かり事業を実施しております。実施状況につきましては、平成28年度は21市町村65カ所、平成29年度は22市町村60カ所、平成30年度は20市町村52カ所と、保育士不足等により減少傾向にあります。保育士の確保については、修学資金の貸し付けや市町村が行う保育士試験対策講座の実施費用の補助などにより、新規保育士の確保に努めております。また、潜在保育士に対する就職準備金や未就学児の保育料を支援するとともに、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援事業などにより処遇改善にも努めております。

同じく４の(3)、待機児童が多い要因と潜在的待機児童数についてお答えします。

待機児童については、４年連続で減少しているものの、依然として厳しい状況にあります。その要因としては、保育ニーズの高まりによる保育所等の受け皿不足、保育士不足、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れなどがあると認識しております。また、本県における潜在的待機児童数は、平成31年４月１日時点の速報値によると1558人となっております。現在、県及び市町村においては、幼児教育・保育無償化の影響等を勘案した第２期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところであり、引き続き市町村と連携して、待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(4)、本県の児童虐待の実態と対応についてお答えいたします。

平成29年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は691件で、前年度に比べ22件減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。また、平成29年度の児童虐待相談の種別内訳としましては、心理的虐待が一番多く52.7％、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっています。虐待対応につきましては、おきなわ子ども虐待ホットラインにおいて、24時間365日、相談や通告を受け付けております。虐待の通告を受けた場合は速やかに調査及び安全確認を行い、緊急性があると判断した場合には、必要に応じて警察とも連携を図りながら一時保護を実施するなど、迅速・適切な対応に努めているところであります。

同じく４の(5)、児童相談所の体制についてお答えいたします。

児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえた関係法令の改正に伴い、児童福祉司の配置基準がこれまでの人口４万人に１人から人口３万人に１人と見直されたこと等により、県内の児童福祉司は現行より３名以上増員する必要があります。担当件数については、職員の経験やケースの種類等、全体を考慮した割り当てに努めているところです。

県としましては、法令の趣旨を踏まえ、児童相談所の職員の増など体制強化に取り組んでまいります。

同じく４の(6)、児童虐待防止に関する条例についてお答えいたします。

児童虐待防止に関する条例については、本県の児童虐待の状況等を踏まえ、虐待防止の取り組みや虐待を受けた子供とその保護者への支援等を推進して、県民全体で子供を虐待から守り、子供の健やかな成長を目指していくものであります。条例案については、万国津梁会議での意見も踏まえ、今年度内に提案するための取り組みを進めているところであります。

同じく４の(7)、発達障害児支援における県と市町村の取り組み等についてお答えいたします。

県では、沖縄県発達障害者支援センターに公認心理師や社会福祉士を配置し、市町村の支援体制整備に関する情報提供や関係機関との連携促進、研修による人材育成及び普及啓発などを行っております。市町村では、保健師等を中心に、乳幼児健診等での早期発見・早期支援や相談支援窓口による地域での家族支援などを行っております。発達障害児に関しては、ライフステージを通じた切れ目のない支援が必要であることから、県では沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議などを通して、関係機関との連携を図っており、引き続き支援体制整備に取り組んでまいります。

同じく４の(8)、小中学生調査の概要等についてお答えいたします。

沖縄県では、平成30年度に２回目となる小中学生調査を実施しました。調査の結果、困窮世帯の割合が25％となり、平成27年度調査と比較し、4.9ポイント

改善していますが、依然として高い割合を示しており、子育て家庭の生活実態は厳しいものと認識しております。また、子供の居場所の設置や学習支援などの取り組みによって、小学生の自己肯定感に改善の傾向が見られているものの、保護者の就労状況の不安定さや家庭生活の余裕のなさが、子供の生活習慣などに影響を及ぼす可能性があると指摘されています。今回の調査においては、本県の子供や保護者の生活実態の特徴を把握するため、類似の調査を実施している大阪府調査と比較が可能な項目について分析を行ったところです。

同じく４の(9)、子供の貧困解消に向けた具体的方策についてお答えいたします。

沖縄県では、ことし３月、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定し、母子健康包括支援センターの全市町村への設置促進や子供の居場所のネットワークづくりを推進するとともに、正規雇用化の促進や雇用の質の改善等の取り組みにより所得向上へつなげるなど、重点施策を推進しているところであります。また、今月11日に開催した沖縄子どもの未来県民会議総会において、改めて子供の未来を応援するメッセージを発信したところであり、県民一体となった取り組みをさらに進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の(1)のア、沖縄振興予算の推移についてお答えします。

昭和47年度から平成30年度までの沖縄振興予算（最終予算ベース）では、累計で12兆4800億円となります。予算額の推移は、第１次沖縄振興開発計画の期間である昭和47年度から昭和56年度までが１兆3800億円、第２次計画の期間である昭和57年度から平成３年度までが２兆2300億円、第３次計画の期間である平成４年度から平成13年度までが３兆7300億円、沖縄振興計画の期間である平成14年度から平成23年度までが２兆8300億円、現行の沖縄21世紀ビジョン基本計画の平成24年度から平成30年度までの７年間で２兆3200億円となっております。

続いて、同じく２の(1)のウ、一括計上方式の必要性についてお答えいたします。

沖縄振興予算の一括計上方式は、各省計上方式と異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請を行うことができることや、政府予算案の決定を受けて後、県の予算編成へ迅速に反映させることができることなどの利点があります。

県としましては、このような予算計上の仕組みは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を、総合的かつ計画的に推進するため必要であると考えております。なお、他県にはない独自の仕組みになっていることから、県内外の方々に、沖縄県が優遇されているとの誤解が生じないよう、県のホームページや広報誌に掲載し、その周知に努めているところであります。

同じく２の(1)のエの(ｲ)、次期振興計画策定に係る市町村意見についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を検証するため、総点検作業の取りまとめを行っているところであります。総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方については、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

同じく２の(2)のエ、ＴＰＰに対する認識についてお答えいたします。

ＴＰＰは、アジア・太平洋地域に一つの巨大な経済圏を創造し、関税だけではなく、サービス、投資、知的財産等幅広い分野で自由で公平なルールを構築する試みであります。ＴＰＰについては、交渉参加に慎重な団体や農業関係者を中心に強い反対意見もありましたが、国は総合的なＴＰＰ等関連政策大綱において、経営安定対策など必要な施策を実施するとしております。

県としましては、ＴＰＰ発効に伴う県経済への影響が低減されるよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)エの(ｱ)、沖縄振興一括交付金の増額に向けた取り組みについてお答えします。

県では、令和２年度沖縄振興予算の確保に向け、去る５月下旬に県内３カ所で市町村との意見交換会を実施したところであります。意見交換会では、多くの市町村から沖縄振興一括交付金の確保を求める意見のほか、離島・過疎地域の定住条件整備に関すること、社会基盤整備の促進に関することなどさまざまな御意見をいただきました。

県としましては、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に

連携し、県議会議員の皆様や県関係国会議員の御理解と御支援を賜りながら、引き続き地域の声をお伝えすることにより、沖縄振興予算の所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に５、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(1)、高等教育費無償化の内容等についてお答えします。

次年度から始まる高等教育の修学支援新制度は、一定の成績を修めた、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対する授業料減免制度の創設と給付型奨学金の拡充の２点を柱として、現在、学生や保護者及び学校関係者に対し、文書やパンフレットの配布により周知活動を行っております。また、今後各学校による学習意欲等の確認や日本学生支援機構による審査を経て支援が決定されることから、対象学生数については、現段階において把握することはできない状況であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の教育・文化・スポーツの振興についての御質問で(2)、教職員の勤務実態についてお答えいたします。

県立学校教職員を対象に、平成30年４月から平成31年３月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で147人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で110人となっております。長時間勤務の主な理由は、部活動指導が最も多く、次いで、事務・報告書作成、授業準備の順となっております。

次に同じく５の(3)、教職員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、ことしの３月に策定した沖縄県教職員働き方改革推進プランをもとに、学校の業務改善の取り組みを推進しております。その目的は、教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を実現するとともに、教職員一人一人が充実した教職生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを重視した働きやすい勤務環境を整えることであります。

県教育委員会としましては、引き続き学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みの推進に努めてまいります。

同じく５の(4)、中学校の英語教育についての御質問にお答えいたします。

英語教育実施状況調査において、英検３級程度の英語力を持っている県内の中学校３年生の割合は、平成25年度は14.8％でしたが、毎年その割合は向上し、平成30年度には、37.4％となっております。

県教育委員会では、今年度から中学校２年生を対象として英語の習熟度をはかるための英検ＩＢＡを実施しており、その結果から、生徒はみずからの課題、教員は学校全体の課題等を把握し、生徒の英語力向上や教員の授業改善に資することとしております。また、中学校英語科教員の指導力及び英語力向上を目的とした英語力アップ研修会を引き続き実施し、中学生の英語力向上に努めてまいります。

次に同じく５の(5)、政府の教育再生実行会議等についての御質問にお答えいたします。

教育再生実行会議において、ＡＩやビッグデータといった技術の急速な発展に伴う、いわゆるSociety5.0の到来に向け、新時代の高等学校は、特に生徒の約７割が在籍する普通科の改革を推進することが重要であると提言されております。その中で普通科のあり方の例としては、サイエンスやテクノロジーの分野において活躍する人材の育成や、グローバルに活躍するリーダーの育成等が挙げられております。また、これまでの文系・理系に分断された教育課程を見直し、バランスよく資質・能力を身につけていくことも重要であるとされております。本県では沖縄県教育大綱において、多様化・高度化する社会の変化に対応した教育の推進を掲げ、新しい時代を生き抜く力の育成に取り組んでいるところであります。今後は、中央教育審議会や国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく５の(6)、長期欠席している子供の調査についての御質問にお答えいたします。

緊急調査の対象となる長期欠席の児童生徒数は全国で18万7462人、沖縄県は1317人となっており、平成31年４月15日現在で虐待のおそれがあるとして、学校から市町村、児童相談所または警察に情報共有がなされた人数は全国で１万3038人、沖縄県は235人となっております。

県教育委員会としましては、児童虐待に関する全職員の認識を高めるとともに、関係機関との連携、取り組みの充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に同じく５の(7)のイ、大麻所持事件の対応等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、今回の事件を受け、各学校長宛て、大麻等薬物乱用防止に係る指導を徹底するよう通

知を行うとともに、県立学校緊急校長研修会、緊急生徒指導主任連絡協議会を開催し、指導の強化について確認を行ったところであります。各学校では、警察等、専門家を招聘した薬物乱用防止教室を開催するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や道徳等、関連教科を初め、組織的・計画的な指導計画のもとで、教育活動全体を通して薬物乱用防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、これまでの取り組みについて検証するとともに、学校、県警、沖縄麻薬取締支所、ＰＴＡ連合会等の関係機関及び家庭、地域社会との連携を密にして、児童生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

同じく５の(9)のア、幼児教育の無償化に向けた対応についての御質問にお答えいたします。

本年10月から全面実施される幼児教育の無償化により、公立幼稚園への入園希望者の大幅な増加が見込まれております。このため、市町村においては、保育室や教員の確保等が必要となりますが、速やかな対応が厳しい状況にあると考えております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会委員・教育長研修会等、さまざまな機会を通して受け皿の整備を促しているところであります。

次に５の(10)、中高生のバス通学実態調査等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費の負担軽減に向け、現在、通学実態調査を行っているところであります。高校生については、全日制・定時制課程の全生徒を対象に、通学方法や通学費等の調査を行っており、また、中学生については、市町村教育委員会と連携し、通学状況等の把握を行ってまいります。調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　５、教育・文化・スポーツの振興についての御質問のうち(7)のア、大麻取締法違反事件の概要についてお答えをいたします。

本年２月、沖縄本島内において別事件で捜査対象となっていた高校生の携帯電話の履歴に大麻に関すると見られるやりとりが認められたことから、さらに捜査を進めましたところ、この高校生とは別の高校生がＳＮＳを使って県外から大麻を購入し、複数の高校生に譲渡していた事実が判明いたしました。

このほかにも沖縄本島内において昨年12月から本年４月までの間に、高校生を含む少年複数の間で大麻の所持や譲渡が行われていた疑いが浮上いたしました。このため、県警察では関係先の捜索差押えや、関係者の事情聴取等、所要の捜査を実施した結果、事件関係者として県内の高校生14名を含む23名の少年の関与が明らかとなり、うち高校生５名を含む10名を本年５月末までに大麻取締法違反で立件送致し、現在も捜査を継続しているところであります。

なお、この立件送致とは、逮捕し身柄つきで検察庁に送致した者、逮捕せずに任意捜査で書類のみ検察庁に送致した者の双方を含むものでありまして、これらを合わせた者が高校生５名を含む10名ということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５の教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(8)、県内染織物への支援に関する取り組みについてお答えいたします。

沖縄の代表的な工芸品である染織物は、人材の確保や販路開拓など、さまざまな課題があると認識しております。このような中、県では、後継者育成や商品開発に関するハンズオン支援、県外への販路開拓を目的とした展示販売会の開催のほか、原材料の品質改善や安定供給、染織物検査による品質保証など、課題解決に向けた取り組みを行っております。

今後は、沖縄工芸の価値・競争力を高めるためのブランド戦略を策定し、工芸産業振興の拠点となる工芸の杜（仮称）の整備に向けて取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　１点だけ再質問をさせていただきます。

１の(2)のカ、平和宣言で辺野古問題を取り上げる必要性はどこにあるのかという質問でしたけれども、沖縄のチムグクルを発信するという趣旨の答弁がありました。

私、そうはなっていないと思いますね。沖縄県は主催者として今、目的を見失っているんじゃないですか。あの場所で、この基地問題を平和宣言に取り入れたら何が起こるかは玉城知事は想像できたはずですよ。指笛が鳴り、来賓にやじが飛び、あれ本当に平和式典ですか。私は非常に、毎年このことを一般質問の

中でも言ってきましたけれども、非常に悲しく思っています。

知事に答弁をお願いしたいと思います。沖縄の慰霊の日の追悼式として本当にあの場所がそれにふさわしい場所であるかどうか、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　花城大輔議員の再質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、戦後74年を経た現在もなお国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は異常としか言いようがないということを繰り返してきております。平和を希求するその思いから、平和宣言の中ではそのように基地の整理縮小についてしっかりと全国、全世界に発信をしていくという思いが必要であり、二度と戦争をしない世界をつくっていくということを人々に呼びかける、そういう集会であるという趣旨も踏まえているものであるというふうに私は認識いたします。当然、静ひつな環境の中で式典が行われることが望ましいことではありますが、平和の思いを発信していくという県の方針はこれからも堅持していきたいと思います。

以上です。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　今の知事の答弁のとおりですので、県としては今後もということですから、それで大体意味は理解できると思います。（発言する者多し）

静粛に願います。静粛に願います。

先ほどの知事答弁のとおりです。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合を代表しまして、代表質問を行いたいと思います。

早速ではありますが、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、安倍首相は憲法９条に自衛隊を明記し、早期に憲法改正の施行を目指すとしております。安倍首相は、自衛隊を憲法に明記しても役割と権限に変更はないと言い切っています。しかし、集団的自衛権を行使する自衛隊の憲法明記は、もはや防衛省の下部組織ではありません。立法、行政、司法の三権から独立した軍事組織を憲法に規定することであり、軍事の論理が憲法の平和主義とそのもとの法体系をゆがめていくことになります。これが戦後政治の総決算を唱える安倍改憲の狙いであります。知事の見解を伺います。

(2)、７月の参議院選挙も沖縄における辺野古新基地建設が争点となる様相であります。これまで、知事選挙などで何度も辺野古に新基地はつくらせないとの意思が明確に示されてきました。にもかかわらず政府は、民意を無視し埋立工事を強行してきています。辺野古埋立工事をストップさせる政治状況をつくり出すためにも、この参議院選挙は、知事の政策と連携する沖縄選挙区の候補と全国比例候補の圧倒的な勝利をかち取らなければなりません。知事の所感を伺います。

(3)番、去る６月23日、沖縄全戦没者追悼式で玉城デニー知事が述べた平和宣言は、県の平和行政にどのように生かしていくのか伺いたいと思います。

(4)、74年前、愚かな戦争によって、沖縄は地上戦となり、地獄絵図が繰り広げられ二十数万余のとうとい命が失われました。政府は、この太平洋戦争の被害実態調査報告書をまとめていますが、この中には沖縄だけが除かれ46都道府県のみとなっています。このことをきょう６月25日付で参議院選出馬のため辞職をした我が会派の仲村未央さんがこれまで県議会で質問をしてきました。翁長前知事が総務省に対応方の要請をしたとき、総務省は沖縄戦は地上戦があり、空襲による被害と地上戦による被害が区別できないためではないか等、わけのわからない回答をしてきました。沖縄戦の犠牲者、10・10空襲、学童疎開、学徒動員など、まるで何もなかったかのような実態報告書であります。しかもその報告書は本格的に全国行脚をして調査したもので、戦争被害に関する総合的な資料としては恐らくこれが唯一のものと見られるとあります。政府はよくも沖縄の実態調査もせず、戦争の反省資料としては唯一の公式資料だと誇れるのか不思議でたまりません。その後、翁長前知事が浦崎前副知事を直接総務省に行かせたところ、やっとホームページに沖縄県と市町村が調べた被害実態が掲載されるようになりました。しかし、なぜ沖縄の被害実態調査はしなかったのか。また、報告書の取り扱いはいまだに解決を見ていません。ぜひとも玉城デニー知事も翁長前知事から引き継ぎ、問題解決に向けて取り組むことの決意を伺います。

(5)、平和祈念資料館へ専門的な学芸員を配置すべきではないか伺います。

大きい２番、米軍基地問題について。

(1)、県は辺野古新基地建設の埋立承認撤回そのも

のを問う訴訟を起こそうとしています。知事の意気込みを伺います。

(2)、県は万国津梁会議を設置し、辺野古新基地や海兵隊駐留のあり方を議論し、説得力のある政策をまとめていくとしています。目的と意義、テーマ、委員の実績と成果、施策への反映時期などを伺います。

(3)、米軍普天間基地周辺から有害有機フッ素化合物が高濃度で検出されました。県の説明によると生物実験で反復投与による死亡、体重及び臓器重量に変化が示されているとしています。私たち県民が飲む水は安心が担保されなければなりません。県は早急に嘉手納基地や普天間基地内の立入調査を実施し、有機フッ素化合物の使用を禁止させるべきであります。県の対応策を伺います。

３番、会計年度任用職員制度について。

地方自治法、地公法の一部改正に伴い、臨時、非常勤職員の大多数が会計年度任用職員へと移行します。期末手当等の支給も可能となり、雇用の継続や正職員との均等待遇が図られることになります。2020年４月施行に向け、以下伺います。

(1)、沖縄県の臨時、非常勤職員の全国に占める比率は幾らか伺います。

(2)、全国で64万人以上の非常勤職員がふえ、自治体によっては５割を超す自治体もあり、なぜこうした実態が起こっているのか伺います。

(3)、沖縄県の知事部局、病院事業局、教育庁、各種委員会等の実数と移行人数を伺います。

(4)、一時金が支給対象となる職種と人数を伺います。

(5)番、法の趣旨を踏まえて給与体系、任用のあり方等、さらに必要な財源措置を国に求めるべきではないか伺います。

４番、公共交通について。

(1)、沖縄都市モノレールの３両化が検討されています。来る10月には浦添延長区間が開業し、来年は那覇空港第２滑走路の運用が始まり、需要の急増が見込まれます。３両化の早期実施が求められているが、資金調達の課題など取り組み状況を伺います。

(2)、交通渋滞の経済的損失は年間1800億と言われ、緩和策として那覇から沖縄市までの基幹バス導入を目指し、バスレーンの実施、利用環境改善等の取り組みの成果はどうか伺います。

(3)、高齢者の悲惨な交通事故が全国的に起こっています。国が検討している高齢者限定免許や公共交通利用促進など、行政の対応が求められています。県は、高齢者の安全運転の方策やバス等公共交通機関利用サービスなどの対応策を伺います。

(4)番、県は中高生通学調査事業を実施し、バス通学の無料化を目指しています。見通しを伺います。

(5)番、県の交通渋滞緩和策として職員の時差出勤状況と課題と問題点を伺います。

(6)、県内のバス運転手不足が深刻化し、過重労働と路線バスの遅延、運行削減が起こっています。沖縄観光の好調さもあり需要は高まっており、県はバス事業者と話し合った結果、どのような対策を検討しているか伺います。

大きい５番、水産業について。

(1)、県は、クロマグロの採捕停止命令を出しております。資源回復を目的に設定された知事管理枠114トンを超えるおそれがあるとしています。漁業者や消費者の生活に影響を与えており、知事管理枠の拡大を求めるべきではないか伺います。

(2)、四方を海に囲まれた島嶼沖縄県は、海上物資輸送、旅客輸送並びに食用水産物の安定的な供給を通して経済の発展、県民生活に寄与しています。こうした海洋水産業を担う船員養成教育機関の充実や実習船の拡充は必要不可欠です。水産実習船（海邦丸）の新造船計画概要と乗組員の有資格者確保について伺います。

６番、カリブ海構想について。

県は那覇港などと世界大手の船会社と連携し、東アジア圏のクルーズ観光の乗りかえ地とするほか、空路と海路の一体的な旅行形態が根づくカリブ海クルーズの玄関口であるフロリダ州を目標としています。県内の主要港湾で発着場となれば消費額も大きく伸びるとされており、その整備状況と取り組みを伺います。

７番、海洋プラごみ対策について。

プラスチックごみの海への流出は世界で年間800万トン以上と言われ、海の生き物や鳥も飲み込み窒息死する被害が相次いでいます。生態系への影響を防ぐ対策も急務となっており、県の対応策を伺います。

８番、外来植物防除対策事業について。

侵略性の外来種、言わばギンネムの繁茂により在来種の生育妨害や害虫発生により沖縄の生物多様性に影響を及ぼしております。県は今年度から防除対策事業をスタートさせていますが、技術的な駆除方法などを伺います。

９番、首里城周辺歩道整備について。

首里城の入域観光客も272万人を突破し、首里城周辺は観光客がひっきりなしの状態にあります。しかし、歩道が狭い箇所があり、集団で歩く観光団の不便さと交通の危険性も起こっております。早急に都市計

画龍潭路線の整備を進め、歩道の拡幅を実施すべきであります。対応策を伺います。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　崎山嗣幸議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の、質問要旨１の(2)、参議院議員通常選挙についてお答えいたします。

７月の参議院議員通常選挙については、沖縄選挙区、比例代表のそれぞれで、沖縄建白書の理念を貫くなど私と志を同じくする方々が出馬を表明されており、大変心強く感じているところであります。今回の選挙でも、辺野古新基地建設問題が最大の争点になるものと考えており、計画の断念に向けてともに全身全霊で取り組んでまいりたいと考えております。

次に１の(3)、平和行政における平和宣言の活用についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式においては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄のチムグクルを発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言したところであります。平和を愛する守礼の邦の文化とアイデンティティーを胸に、恒久平和への願いを世界に広く伝えたいとの思いから、今回の平和宣言では、その一部をスイクトゥバ（ウチナーグチ）と英語で表現をさせていただきました。また、当日は全文を英語、中国語及び韓国語に翻訳したパンフレットを配布しております。式典後は、翻訳した平和宣言を県のホームページに掲載することにより、沖縄の地から恒久平和を願い、世界に向けて発信してまいります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の２の(2)、万国津梁会議についてお答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議では、沖縄の置かれている厳しい状況や国際情勢の変化を踏まえた上で、在日米軍の駐留のあり方、海兵隊を初めとした在沖米軍の駐留の必要性等を再点検する中で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論を行っていただいております。

委員の選定に当たっては、このような議論を行うに当たり、専門的な知見から御意見をいただける方を選定いたしました。私への最終的な報告がいつになるのかは現時点では未定ですが、いただいた御提言や御意見については、私や副知事による調整を経た上で、県の政策や取り組みに反映させてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、憲法改正に対する知事の見解についてお答えいたします。

憲法改正については、国民の間でさまざまな意見があるものと理解しております。去る大戦で悲惨な地上戦を経験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和は、県民が心から望んでいるものであります。憲法については、平和国家を目指すという我が国の立場を訴える役割を果たしてきたものと考えており、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本理念が尊重される形で十分な国民的議論が必要であると考えております。

同じく１の(4)、沖縄戦の被害実態調査についてお答えいたします。

総務省が実施した全国戦災史実調査報告書は、日本復帰した昭和47年以降に取りまとめられたにもかかわらず本県は対象外となっており、国において沖縄戦の被害状況を記録していないことは非常に残念なことであります。本来、戦災に関する記録は、国において戦災の惨禍を正しく後世に伝えるため、全国各地の状況を漏れなく残すべきと考えております。

県としましては、平成27年に行った総務省への要請内容を踏まえ、引き続き国の責任において沖縄戦の被害状況について記録を残すよう求めるなど、戦災の記録が確実に残るよう取り組んでまいります。

同じく１の(5)、平和祈念資料館への学芸員配置についてお答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館は、沖縄戦の実相を伝え、沖縄の心を発信し、世界の恒久平和を樹立する資料館として設立され、学芸員資格を有する非常勤職員２名が配置されております。同館については、現在、運営の方向性を定める中長期計画の策定作業を進めており、その中で学芸員の配置を含めた体制強化などを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、米軍基地問題についての(1)、抗告訴訟の意気込みについてお答えいたします。

平成31年４月５日に、国土交通大臣は、沖縄防衛局が私人と同様の立場にあり、審査請求を行うことができるとした上で、県の承認取り消しには理由がないとして、当該取消処分を取り消す旨の裁決を行っております。

県としては、今回の裁決は違法・無効であり、承認取り消しは有効であると考えておりますが、沖縄防衛局は当該裁決を根拠に現在も工事を進めており、工事をとめるためには、裁決そのものを取り消す必要があります。本議会において議決が得られましたら、準備が整い次第、訴えを提起し、裁判において県の正当性を主張してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、米軍基地問題についての御質問の中の(3)、有機フッ素化合物問題への県の対応についてお答えします。

県では、ＰＦＯＳ等が高濃度で検出される原因の究明のため、普天間飛行場、嘉手納飛行場への立ち入りを申請しているところですが、現時点では認められておりません。そのため、令和元年６月12日及び13日に玉城知事が関係大臣に対し、基準値等の設定、原因究明や適切な対策の実施などを要請し、さらに、米軍基地内でＰＦＯＳ等を使用しないこと、及び、県職員が調査のため軍施設・区域へ立ち入ることを許可するよう米軍に対し求めることなどをあわせて要請したところです。

県としましては、今後も引き続き河川等の有機フッ素化合物の残留状況を把握するとともに、原因の究明に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、７番、海洋プラスチックごみ対策についてお答えします。

プラスチックごみによる海洋汚染については、近年、国際的に対策の必要性が指摘されているところであります。県においては、国の補助金を活用し、平成21年度から漂着の状況やプラスチックごみによる海域生態系への影響等について調査を行うとともに、市町村等と連携し海岸漂着物の回収、処理に取り組んでいるところであります。

引き続き回収、処理体制の強化を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

続きまして８番、外来植物（ギンネム）防除対策事業についてお答えします。

本事業は、外来植物ギンネムの拡散防止及び駆除技術を確立し、防除対策マニュアルを策定する事業となっており、令和３年度までの３カ年を予定しております。今年度は、外部有識者委員会を設置し、ギンネムの生理・生態特性を踏まえた伐採などの物理的防除方法、農薬等を用いた化学的防除方法などの検討を行い、令和２年度は、実証試験の実施と効果の確認、令和３年度は、モニタリング調査の結果を踏まえ、防除対策マニュアルを策定することとしております。本事業終了後は、策定した防除対策マニュアルを活用した防除対策の実施に向け、県内の関係機関に周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、会計年度任用職員制度についての御質問の中の(1)、沖縄県の臨時・非常勤職員の全国に占める比率についてお答えします。

総務省の調べによりますと、平成28年度の臨時・非常勤職員の総数は約64万人であり、本県は6587人で約１％を占めております。

同じく３の(2)、全国の自治体で非常勤職員が増加した要因についてお答えします。

総務省によりますと、多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数が全国的に増加したものと聞いております。

続きまして、同じく３の(3)のア、知事部局の実数と移行人数についてお答えします。

知事部局における令和元年６月１日時点の臨時・非常勤職員数は、1440人であり、そのうち1301人が会計年度任用職員に移行する予定となっております。

同じく３の(4)のア、一時金の支給についてお答えします。

知事部局においては、会計年度任用職員に対して、改正法の趣旨や他県の状況などを踏まえ、期末手当を支給するよう検討しているところであります。具体的には、会計年度任用職員に移行する予定の職員1301人のうち、期末手当の支給対象は、任期が６カ月以上であり、また、週当たりの勤務が15時間30分以上の職員に対して支給することを検討しております。

同じく３の(5)、必要な財源措置の国への要求についてお答えします。

県においては、会計年度任用職員の給与制度等について、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨などを踏まえ検討しているところであります。また、全国知事会においては、期末手当の支給等による財政需要の増加について、地方財政措置の対応方針

を早急に示すよう、要望を検討しているところであります。

次に４、公共交通についての御質問の中の(5)、県職員の時差出勤状況についてお答えします。

県職員の時差通勤は、平成28年度から実施し、平成28年５月１日時点では、知事部局全利用可能職員の３％に当たる107人が利用していましたが、令和元年５月１日時点では19.6％、698人へ利用者がふえており、職員からは渋滞緩和や多様な働き方への対応としておおむね好評を得ていると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、会計年度任用職員制度についての御質問の中の(3)のイ及び(4)のイ、臨時・非常勤職員の実数と会計年度任用職員への移行人数等についての御質問にお答えいたします。３の(3)のイと３の(4)のイは関連しますので、一括してお答えします。

病院事業局における令和元年６月１日時点の臨時・非常勤職員数は1271人であり、このうち臨時的任用職員108人を除くほとんどの職員が、会計年度任用職員に移行するものと見込んでおります。また、会計年度任用職員の一時金については、常勤職員との権衡を考慮し、支給することを考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の会計年度任用職員制度についての御質問で(3)のウ、教育委員会の実数と移行人数についてお答えいたします。

教育委員会における令和元年６月１日時点の臨時・非常勤職員数は、4473人であり、そのうち1370人が会計年度任用職員に移行する予定となっております。

次に同じく３の(4)のウで、一時金の支給についてお答えいたします。

教育委員会においては、会計年度任用職員に対して、改正法の趣旨や他県の状況などを踏まえ、期末手当を支給するよう検討しているところであります。具体的には、会計年度任用職員に移行する予定の職員1370人のうち、期末手当の支給対象は、任期が６カ月以上であり、また、週当たりの勤務が15時間30分以上の職員に対して支給することを検討しております。

次に４の公共交通についての御質問で(4)、中高生のバス通学実態調査等についてお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費の負担軽減に向け、現在、通学実態調査を行っているところであります。高校生については、全日制・定時制課程の全生徒を対象に、通学方法や通学費等の調査を行っており、また、中学生については、市町村教育委員会と連携し、通学状況等の把握を行ってまいります。調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めてまいります。

次に５の水産業についての御質問で(2)、実習船代船建造計画等についてお答えいたします。

沖縄水産高校の実習船、海邦丸五世は建造から18年目を迎え、老朽化していることから、総事業費約25億5000万円で、今年度から次年度にかけて代船建造を計画しており、令和３年４月就航予定であります。海技士養成の充実を図るため、生徒定員を48人から60人にふやすことなどから、代船では、総トン数を499トンから約699トンに大型化する予定であります。新たな実習船の運航に必要な有資格者の人数は、現行の実習船と同じであり、引き続き必要な人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長　池田克紀君登壇〕

○人事委員会事務局長（池田克紀君）　３、会計年度任用職員制度についての御質問のうち(3)のエ、人事委員会事務局の実数と移行人数についてお答えいたします。

人事委員会事務局における令和元年６月１日時点の非常勤職員数は２人であり、２人とも会計年度任用職員に移行する予定となっております。

次に(4)のエ、一時金の支給についてお答えいたします。

人事委員会事務局における非常勤職員の給与等の勤務条件については、知事部局の非常勤職員の規定の例によるとしております。知事部局において、会計年度任用職員に対して、改正法の趣旨や他県の状況などを踏まえ、期末手当を支給するよう検討していると聞いております。

人事委員会事務局におきましても、知事部局の検討状況を踏まえ、期末手当を支給することができるよう関係規程の整備を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　代表監査委員。

〔代表監査委員　當間秀史君登壇〕

○代表監査委員（當間秀史君）　３番、会計年度任用職員制度についての中の(3)のオ、監査委員事務局の

移行人数及び一時金の支給についてにお答えします。３の(3)のオと３の(4)のオは関連しますので、一括してお答えします。

監査委員事務局における令和元年６月１日時点の非常勤職員は１人であり、会計年度任用職員に移行する予定となっております。また、期末手当の支給対象については、知事部局の検討状況を踏まえ、均衡を失しないよう支給することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、公共交通についての御質問のうち(1)、沖縄都市モノレールの３両化に向けた資金調達の課題と取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの３両化に向けた総事業費は約280億円とされており、その２割を沖縄都市モノレール株式会社が負担することとなっております。事業の実施に際しては、県、那覇市、浦添市がＤＥＳ（債権の株式化）及び出資を行うことにより、沖縄都市モノレール株式会社は債務超過を解消し、新たな融資を受けることが可能となります。また、県、那覇市、浦添市の負担については、国から３両化導入加速化事業として補助率を８割に引き上げるとの方針が示されており、３両化の早期実現に向けて、次年度からの事業化に取り組んでいくこととしております。

次に６、カリブ海構想についての御質問のうち(1)のア、港湾整備の状況についてお答えいたします。

本部港、平良港及び那覇港は、国から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けており、本部港では令和３年度に20万トン級のクルーズ船が接岸できる岸壁の供用開始を目指し、整備を進めております。平良港は令和３年度の整備完了、那覇港は令和４年度の供用開始を目指し、それぞれ22万トン級の岸壁整備を進めているとのことであります。石垣港においては令和２年度に20万トン級の整備完了を目指しているとのことであり、中城湾港においては、既存岸壁を活用し、平成29年度から16万トン級の運用を開始しております。

次に９、首里城周辺歩道整備についての御質問の(1)、龍潭線街路事業についてお答えいたします。

龍潭線は、山川交差点から鳥堀交差点までの延長1.2キロメートルを街路事業として、幅員16メートルの２車線で整備を行っております。このうち山川交差点から龍潭付近までの延長490メートルは概成しており、龍潭付近から鳥堀交差点までの区間については、一部整備済みであり、残る箇所については、令和２年度から歩道拡幅及び電線類地中化工事を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　４、公共交通についての(2)、バスレーンの延長及び利用環境改善の成果についてお答えいたします。

県では、那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスの導入に取り組んでおり、ノンステップバスやＩＣ乗車券、急行バスの導入など、バスの利用環境改善を図ってまいりました。また、平成31年２月には大謝名から伊佐までの夕方北向け区間にバスレーンの延長を行ったところです。これらの取り組みにより、バスの乗降時間やバスの待ち時間及び所要時間の短縮が図られるなどの効果があらわれております。

県としては、引き続きバス事業者を初め関係機関と連携して利便性の向上を図り、公共交通への利用転換を促進してまいります。

同じく(3)のイ、高齢者の公共交通の利用促進策についてお答えいたします。

近年、高齢者による交通事故の増加に伴い、運転免許返納者を含む高齢者等の交通弱者に配慮した移動手段の確保がますます重要になっております。県では、人に優しい交通手段を確保するため、ノンステップバスやわかりやすいバス停標識の導入等、全ての利用者に配慮した移動手段の確保に取り組んでおり、バス事業者においても、高齢者や運転免許返納者に対する割引を実施しております。

県としましては、高齢者等に対する公共交通の割引等の周知を図りながら、高齢者を含む多様なニーズを踏まえた公共交通の利用環境改善について、引き続き対応してまいります。

同じく(6)、バスの運転手不足への対策についてお答えいたします。

路線バスの運転手不足は、各社でバスの減便が発生するなど、地域公共交通の確保維持に支障を来しており、かつ、運行の安全性や運転手の労働環境への影響が懸念されるなど、重大な課題であると認識しております。このため、去る６月14日に開催された国の沖縄振興審議会において、知事から路線バスの運転手確保に対する国の支援を求めたところです。バス運転手の確保に向けては、現在、バス協会やバス事業者等と協議を重ねているところであり、課題の解決に向けて効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　４、公共交通についての御質問のうち(3)のア、高齢者の安全運転の方策についてお答えをいたします。

県警察における高齢運転者の交通事故防止対策については、70歳以上の方の免許更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習が義務づけられておりますほか、自動車教習所と連携し、安全運転サポート車を活用したドライビングスクールを開催するなど、加齢に応じた望ましい運転のあり方等に係る交通安全教育を実施するとともに安全運転サポート車の普及啓発を促進しているところであります。高齢者向けの免許の創設につきましては、本年６月、政府の昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議において、未就学児童等及び高齢運転者の交通安全緊急対策が決定され、その中で高齢者が運転できる免許制度の創設として、安全運転支援機能を有する自動車を前提とした新たな免許制度の創設に向け、関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に結論を得ることとされたと承知をしております。

県警察としましては、政府における高齢者の安全運転対策に係る検討状況を注視しつつ、引き続き関係機関・団体と連携して高齢運転者の交通事故防止対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　５、水産業についての御質問の中の(1)、クロマグロ知事管理量の拡大についてお答えいたします。

国際的にクロマグロ資源の減少が懸念されており、今後もクロマグロ漁業を安定的に継続させるためには、資源管理の取り組みは極めて重要と認識しております。一方、漁獲量が制限されることにより、漁業経営への影響は大きくなることから、一定の漁獲枠を確保することが求められております。

県としましては、漁業関係団体等と意見交換を行い、漁業経営への影響緩和策や本県の漁業の実情を踏まえた、知事管理量の配分拡大等について国に求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　６、カリブ海構想についての御質問のうち(1)のイ、東洋のカリブ構想の取り組みについてお答えいたします。

東洋のカリブ構想では、沖縄を東アジアのクルーズ拠点とすることを目標としております。沖縄がクルーズデスティネーションとしての地位を確立するため、多様な寄港地開発を行い南西諸島周遊クルーズの促進を図るとともに、次のフェーズとして、フライ＆クルーズの促進により拠点港化を進めてまいります。

県としましては、引き続き沖縄が空と海の結節点となるよう、国内及び国際線の航空路線網の拡充に取り組むとともに、県内発着クルーズの誘致を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　では、再質問をさせてもらいます。

知事の政治姿勢の中の、沖縄戦災の被害実態調査の件でありますが、これは先ほども質問しましたが、政府が太平洋戦争の全国戦災史実調査報告書が唯一の公式資料と言っている以上、沖縄が除かれるということは、これから先歴史上から消されてしまうという深刻さがあります。ぜひ知事が沖縄戦の実相を国の責任で調査をして記録を残すように、知事みずから総務省なり内閣府に求めてはどうかということで答弁をお願いしたいと思います。

それから、米軍基地問題についてでありますが、辺野古埋立抗告訴訟の件なんです。係争委では行政的手続が論じられるけれども、抗告訴訟では撤回の適法性が問われるということで、この間主張してきた軟弱地盤の問題と活断層の存在、環境対策そういったことを論理展開することによって有利に裁判が運べるかどうかということなのかお聞かせ願いたいと思います。

それから３番の会計年度任用職員制度でありますが、先ほど答弁をもらいました。沖縄県は全国比で１％、6587名と聞きましたが、県職員の中の正規職員と臨時・非常勤の比率は幾らか、それを伺いたいと思います。

それから、非常勤のふえた原因については、先ほど多様性と言っていましたが、多様性ではなくて国の行財政改革によって起こった公務員削減、これが大きな要因ではないかと私は思いますが、もう一回見解をお願いします。

それから、行政需要を正規から非正規に置きかえて、これを低賃金で安上がり政策の結果ではないかということであります。

それから一時金については先ほど答弁ありました。

しっかりと各部局で、法の趣旨に基づいて実施されるよう求めていきたいと思います。

それから、５の中の(2)番でありますが、海邦丸の新造船の件であります。499トンから699トンに拡大されるということでありますが、そうなると機関の出力も大きくなりますので、安全航行の立場では、生徒も48から60名ということで増員されますが、先ほどの答弁では現行の教官職員は２名体制で済むということでありますが、そうはいかないんではないかと思います。やっぱり求められている倍の４人体制が望ましいと言われておりますが、そのような見解をお願いします。

それから、３級海技師資格以上の資格者もぜひ充当すべきではないかと思いますが、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それから、予備船員の確保も今のところゼロ％であり、これやっぱり国際法上的にもしっかりと予備船員の確保も求めていきたいと思いますので、皆さんの検討結果についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時28分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 崎山嗣幸議員の再質問にお答えいたします。

総務省が調査をした全国戦災史実調査報告書についての御質問の件ですが、平成27年11月に前の翁長雄志県知事から総務大臣に、国による沖縄戦などの戦災の記録についての要請を行っております。その中から少しかいつまんで紹介をいたします。

同調査報告書には沖縄県が日本に復帰した昭和47年以降に取りまとめられたにもかかわらず、本県は調査対象外となっており、本県の戦災に関する記録が抜け落ちております。戦後70年の歳月が経過して戦争の記憶が薄れていく中、痛ましい戦災の記憶を風化させないよう、国として沖縄戦など沖縄県における戦災の記録を残し、後世に伝えることを要請したものであります。

沖縄県としては、このように国の責任において沖縄戦の被害状況については記録を残す必要があると考えています。このことから、再要請に関してもしっかり検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 再質問の抗告訴訟ですが、抗告訴訟におきましては、行政不服審査法を用いた裁決の違法性を主張してまいります。また、軟弱地盤など公有水面埋立法上問題としております、私どもの取り消し事由につきまして、その処分の適法性をしっかりと主張してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 再質問にお答えします。３点ほどあったかなと思います。

会計年度任用職員の6587人の職員に占める割合ということですけれども、平成28年度でございますが、全職員数これ知事部局ほか各任命権者もございますけれども３万744人となっておりまして、6587人は21.4％を占めるというふうな状況でございます。

それと全国的にはふえてきているというところでございますけれども、知事部局に関して申し上げますと、平成19年度が臨時・非常勤職員は1423人、平成24年度は1487人、今年度が1440人ということでほぼ横ばいの状況にございます。

県のほうとしましては、非常勤職員と正職員の関係でございますけれども、非常勤職員につきましてはその補助的、定型的な業務、また特定分野に限定したスキル、職務遂行が求められているということで任用しているところでございます。一方、正規職員は企画立案、予算執行等、総合的な調整能力が求められるということで、その職務に求められる責任の度合いが違うということで認識をして任用をしているところでございます。

県としましては、県行政を円滑に推進するため正規職員と非常勤職員がそれぞれ役割を分担しながら、業務を推進していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

それと一時金のほうにつきましては、今回の法改正に伴いまして、期末手当を支給することができるような規程になっておりますので、改正法の趣旨、また他県の状況を踏まえて検討を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 再質問にお答えいたします。

まず、教官増、運航に必要な海技師の増員の御質問でしたが、船が499トンから699トンにふえるということであります。

実習船の船員の定数につきましては、学校や関係課等と連携して、協議をしておりますけれども、まず令和２年度については、現時点で人員増は予定しておりませんが、新しい実習船が就航する予定の令和３年度以降につきましては、実習船の規模が大きくなることから、適正な人員配置について検討してまいりたいと考えております。

また、予備船員の確保の話でございますが、資格を持った職員については学校側と連携して情報収集を行い、必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　こんにちは。

社民・社大・結連合を代表いたしまして、代表質問をいたします。

まず１番目に、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、知事は、米軍基地問題の世論を喚起するため全国キャラバンを始めました。全国キャラバンの意義、成果、課題等について伺います。

(2)、知事は、４月に中国、５月に台湾とアジアの国々を訪問しています。訪問の意義と成果等について伺います。

(3)番目に、日米地位協定、日米合同委員会について知事の認識を伺います。

(4)、国会では金融庁金融審議会の報告書が波紋を呼んでいます。大臣は国の考え方と異なるとし報告書を受け取らないとしています。知事の認識を伺います。

(5)、10月に消費税が10％へ増税される見通しでありますが、県民の負担はどうなるんでしょうか。知事の認識を伺います。

(6)、トランプ大統領が来日した際、農・畜産分野での関税に関する重大な取り決めをし、参議院議員選挙の後に発表するというふうに示唆しておられましたけれども、去る６月20日の新聞報道によると、農業分野での先行を要求したとのことが載っておりました。本県への影響など認識を伺います。

大きな２番目、日米地位協定について伺います。

県はこれまで米軍が日本以外の国と結ぶ地位協定を現地調査し、日米地位協定と比較した欧州編をまとめました。

(1)、日米地位協定とは何か。

(2)、駐留軍に対し国内法の適用をしていない我が国のあり方についての見解を求めます。また、他国から日本は主権国家と認知されているのかどうか伺います。

(3)、駐留軍に対する国内法の適用について米国は米軍の立場をどのように認識しているのか。また、国際法の見地からはどうなのか。

(4)、日米合同委員会合意により米軍が進入管制業務を実施している空域について、その範囲（都道府県）と時間的、経済的不利益について伺います。さらに沖縄の周辺空域についても同様に伺います。

(5)、外務省機密文書の日米地位協定の考え方にある基地内の立入許可の合意について認識を伺います。

３番目、基地と経済について伺います。

(1)、米軍基地のない都道府県と比較して本県の基地に伴う支出はどのようなものがあるのか。また、概算でどれぐらいになるのか。

(2)、基地があることにより沖縄経済の成長はどの程度抑えられてきたのか伺います。

(3)、県はこれまで基地返還跡地の経済効果や税収、雇用者数等について発信をされてきました。あわせて、私は本県は米軍基地によって年間どれくらいの経済的損失、いわゆる逸失利益をこうむっているかを算出し、発信していく必要があると考えるものです。その点について伺います。

４番目に、教育・福祉行政について。

(1)、幼児教育無償化について伺います。

海外の幼児教育無償化は、全ての子供が受けることが望ましい幼児教育の内容を明確にした上で、それを無償化し、小学校入学時点の格差縮小、教育政策の全体的な効果を高めることに主眼が置かれております。我が国は、待機児童解消や保育の質の確保、保育士不足への対応など無償化より優先すべき課題が多い中で、新たな経済政策パッケージで幼児教育の無償化を加速させております。

そこでアとして、無償化の問題点をどのように認識をしているんでしょうか。

イとして、文部科学省は本年度予算に地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対

して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用している研修支援、幼小接続の推進に必要な費用を補助するとしています。本県はどのように対応しているのか、教育長、部長ともに伺います。

(2)、県立高校入試で１次試験、２次試験ともに不合格となった生徒は年間何名いるのか。不合格となった生徒がその後どのような道をたどっているのか、追跡調査等はなされたことがあるんでしょうか。伺います。

(3)、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決いたしました。改正法は来年４月から施行されるということであります。改正に伴う県の対応について伺います。

(4)、2018年度貧困調査結果から、アとして、2015年度調査と比較して改善された点、さらに強化すべき点の課題は何でしょうか。

イとして、親の所得を向上させるための具体的な施策を伺いたいと思います。

貧困問題で重要だと思われるものに、妊娠中からの支援が大きく影響すると考えています。

ウとして、妊娠・出産・子育てを支援する子育て世代包括支援センターの活用を周知すること、そしてそこを充実させることが大きな歯どめの一つになると考えておりますけれども、どうお考えでしょうか。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　比嘉京子議員の御質問にお答えいたします。

まず知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、トークキャラバンの成果等についてお答えいたします。

全国知事会は、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。

沖縄県は、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としてトークキャラバンを実施することとしております。去る６月11日に東京でキックオフシンポジウムを開催したところであり、今後、複数の政令指定都市で行うトークキャラバンを初め、知事、副知事の各地への出張の機会の活用や、インターネット、ＳＮＳによる配信等を通じて、広く全国の皆様に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に１の(2)、アジア訪問の意義と成果についてお答えいたします。

私は、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性や、ソフトパワーなどの強みを生かし、観光や経済、文化など、アジア地域との交流強化を図るため、トップセールスを行ってまいりました。今回、中国、台湾においては、行政関係者や経済団体、県出身留学生などとの意見交換を通じて、経済、文化及び教育面での交流を深めるとともに、今年度プレ開催を予定しているリゾテックおきなわ国際ＩＴ見本市への協力など、今後の連携強化について確認をしてまいりました。さらに６月にはロシア大使館からの招待を受けて、サンクトペテルブルクで行われました国際経済フォーラムに参加、経済・物流・観光・文化などの交流に端緒をつけるための関係者との面談なども行っております。

私は、沖縄の古来からの万国津梁の精神を受け継ぎ、さまざまな機会を通じてトップセールスを実施し、人・物・情報・文化の交流拠点として、沖縄がアジアと日本のかけ橋となることを目指してまいります。

次に、教育・福祉行政についての御質問の中の４の(4)ウ、子育て世代包括支援センターについてお答えいたします。

子育て世代包括支援センター、いわゆる母子健康包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康、経済及び社会的状況などを包括的かつ継続的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連絡調整を行うことになりますので、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく必要な支援が受けられる体制が整備されることになると考えております。

県としては、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、研修会の開催、個別具体的な助言などを行うとともに、広報誌や広報番組等を通して、広く県民の皆様への周知を行っているところであります。また、保健所、市町村及び医療機関で構成する会議などを通して保健・医療・福祉の連携強化と同センターの機能の充実を図っていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、日米地位協定及び日米合同委員会についてお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年近くが経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっていると考えております。また、政府は日米合同委員会の協議内容について、国会に報告する必要はなく、その合意内容について国会の承認を得る必要はないとしており、県としては、このような合同委員会のあり方が、国民生活より米軍の論理が優先されている状況を生み出している要因と考えております。県は日米地位協定の見直しについてこれまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請を行ってきたところであり、去る６月22日にも河野外務大臣に要請を行ったところであります。

次に２、日米地位協定についての(1)、日米地位協定とは何かについてお答えいたします。

外務省によると、日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものであるとのことです。

次に２の(2)、駐留軍への国内法の適用と主権国家についてお答えします。

これまでの沖縄県の調査により、ＮＡＴＯ・ヨーロッパにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。これに対し、日本では、原則として米軍には国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られないなど、ＮＡＴＯ・ヨーロッパとは大きな違いがあります。

県としましては、このような他国との違いや日米地位協定の問題に政府は真摯に向き合い、協定を抜本的に見直すことで、米軍にも国内法を適用し、自国の主権を確立させる必要があると考えております。

次に２の(3)、受け入れ国の国内法適用に関する米国の認識等についてお答えいたします。

日米地位協定締結の当事者である米軍のマニュアルや米国務省諮問委員会の報告書には、個別の協定がない限り、駐留軍に受け入れ国の国内法が適用されることが原則である旨明記されております。また、国内外において、国際法の専門家や行政関係者からヒアリングを行った結果、いずれの方も、個別の協定がない限り、駐留軍には受け入れ国の国内法が適用されることが原則であるという認識でありました。一方で、外務省は、個別の協定がない限り、駐留軍には受け入れ国の法令は適用されない旨の説明をしており、米側の文書や国際法の専門家とは逆の認識になっております。

次に２の(4)、米軍が進入管制業務を行う空域についてお答えいたします。

米軍が進入管制業務を実施している空域としては、１都９県に及ぶ横田空域と山口県等の４県の上空に設定されている岩国空域があると承知しております。また、嘉手納ラプコンは日本側に移管されておりますが、今もなお、民間機の飛行高度が制限されているとのことであります。これらの空域では、民間機が迂回を強いられるなど、時間的、経済的不利益が生じていると考えられます。なお、横田空域が平成20年に一部返還された際に、国土交通省は、返還に伴う効果として年間飛行時間は約7200時間の短縮、燃料については約3300万リットルの節約等の効果があると試算しております。

次に２の(5)、基地内立入許可の合意についてお答えいたします。

環境に関する1973年の日米合同委員会合意は、米軍施設・区域から発生する地域社会の福祉に影響を与える環境汚染に関して、国や地方自治体が、米軍現地司令官に対して、調査及び報告を要請するための手続、並びに汚染場所への立入視察やサンプル入手を申請するための手続が規定されております。当該合意は2003年１月に公表されましたが、公表まで30年もの期間を要したことは遺憾であります。

県は日米地位協定の見直しについてこれまでもあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請を行ってきたところであり、去る６月22日にも河野外務大臣に要請を行ったところであります。今後とも渉外知事会等と連携し、日米地位協定第25条について、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記することを求めてまいります。

次に３、基地と経済についての(1)、基地に伴う支出についてお答えいたします。

米軍基地に関する沖縄県の業務は、全庁的にさまざまな分野に及んでおり、関連する財政支出を詳細に金額化することは困難であります。ちなみに、基地関係業務を直接担当する知事公室の基地対策課及び辺野古新基地建設問題対策課における令和元年度の予算額は、９億3211万5000円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、金融庁金融審議会の報告書についてお答えいたします。

金融庁が６月３日に公表した金融審議会の報告書、高齢社会における資産形成・管理については、高齢社会における金融サービスのあり方など、国民の安定的な資産形成や管理等を中心に検討された結果がまとめられております。同報告書では、高齢夫婦、無職世帯の平均的な姿として毎月約５万円の赤字となっていること、30年で約2000万円の資産の取り崩しが必要となること、それに備えるための預貯金や投資などの資産形成・運用といった自助の充実を行っていく必要があることなどが記述されています。現在、この内容等をめぐってさまざまな議論がなされている状況ですが、県としましては、誰もが安心できる年金制度となるよう、国において取り組んでいただきたいと考えております。

４、教育福祉行政についての(1)のア、無償化の課題についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化により、さらなる保育ニーズの高まりが予想されることから、待機児童や保育士確保などへの影響が懸念されます。また、無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定める基準を満たすものに限られますが、届け出のみで足りる５年間の経過措置期間が設けられていることから、認可外保育施設における保育の質の確保等が課題となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携して保育所等の整備や保育士の確保に取り組むとともに、認可外保育施設の認可化促進及び保育の質の向上に取り組んでまいります。

同じく４の(1)のイの(ｲ)、幼児教育センター及び幼児教育アドバイザーの設置についてお答えいたします。

子ども生活福祉部においては、幼児教育の質の向上に向けて教育・保育の一体的提供と推進体制の確保について、教育委員会と連携し取り組んでおります。具体的には、次期黄金っ子応援プランにおいて幼児教育センターの体制整備及び幼児教育アドバイザーの配置について盛り込む方向で検討を進めるとともに、プロジェクトチームを設置し、取り組むこととしております。

同じく４の(3)、児童福祉法等の改正に伴う県の対応についてお答えいたします。

６月19日に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が可決されております。同改正法の主な内容は、体罰の禁止や児童相談所における支援と介入の分離、医師及び保健師の配置等が定められております。

県としましては、改正法の趣旨を踏まえ、児童相談所の機能や体制の強化を図り、市町村等関係機関と連携して、さらなる児童虐待防止対策の推進に取り組んでまいります。

同じく４の(4)のア、小中学生調査結果における課題等についてお答えします。

沖縄県が平成30年度に実施した小中学生調査では、平成27年度調査との比較において、困窮世帯の割合や就学援助制度の利用状況、小学生の自己肯定感などに改善の傾向が見られました。一方、子供の居場所の利用率や認知度の低さ、保護者の就労状況の不安定さなどの課題が明らかとなっております。

沖縄県としましては、本調査結果を踏まえ、子供や子育て家庭への支援策をさらに充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、消費税増税の県民負担についてお答えします。

消費税が10％に引き上げられた場合、沖縄県における２人以上の世帯のうち勤労者世帯では、軽減税率を加味せず機械的に計算した場合に、年間約３万9000円の負担増になると試算しております。消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえて、十分な配慮が必要であると考えております。国においては、平成30年12月に開催された経済財政諮問会議で公表した、軽減税率制度の実施や低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券の発行等、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、日米貿易交渉における本県の農業への影響についてお答えいたします。

日米物品貿易協定における農業分野の交渉については、政府は内容を明らかにしておりませんが、交渉の

結果いかんでは、本県農林水産業へ大きな影響があることから、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、去る６月17日に国に対し、全国知事会を通して交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について丁寧に情報提供を行うとともに、農林水産物等の重要品目に対する必要な国境措置を確保することなど、緊急提言を行ったところであります。

県としましては、今後とも、国の動向を注視しながら、県内農業団体と連携の上、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、基地と経済についての(2)及び(3)、米軍基地による経済的損失について。(2)と(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

米軍基地があることによる年間損失額については、土地利用や空域・海域の制限による経済損失のほか、環境汚染などさまざまな要因について分析する必要があり、算出は困難であります。また、基地が経済成長に及ぼす影響を示す定量的なデータは把握しておりませんが、県民経済計算によると、県民総所得は、昭和47年度の5013億円から平成27年度には４兆3644億円に増加しているのに対し、基地関連収入は、基地従業員数の減少といった要因はあるものの、昭和47年度の777億円から平成27年度は2305億円への増加にとどまっております。県民総所得に占める割合も15.5％から5.3％と大幅に低下しており、県経済全体に与える影響は限定的なものとなっております。

県としましては、米軍基地の返還及び跡地の有効利用を着実に推進していくことが高い経済効果をもたらし、沖縄の発展可能性を広げていく上で重要と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育福祉行政についての御質問で(1)のイの(ｱ)、県の幼児教育推進の取り組みについてお答えいたします。

文部科学省は、幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置など、幼児教育の推進体制を構築している都道府県等に対し、研修の支援や幼小接続の推進等に必要な費用を補助する事業を実施しております。

県教育委員会としましては、幼児教育センターの体制整備に向けて、子ども生活福祉部と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく４の(2)、高校入試で不合格となった生徒についての御質問にお答えいたします。

平成31年度県立高等学校入学者選抜における不合格者の数は、県全体で101名となっております。生徒の卒業後の追跡調査は行っておりませんが、不合格となった生徒には進路指導を行い、次年度進学を希望する生徒については、進路に関する相談や情報提供等の個別支援を行っているところであります。また、必要に応じて就学・就労支援を行う関係機関の紹介等にも努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４の教育福祉行政についての御質問の中の(4)イ、所得向上を図るための具体策についてお答えいたします。

貧困問題の解決に向けては、ライフステージごとのさまざまな支援に加え、労働者や事業者全体を対象とした中長期的な施策が必要であり、県内企業の雇用の質の改善と生産性の向上に向けた取り組みが重要と認識しております。

県としましては、正規雇用化、経営革新や経営基盤の強化等の各種施策を総合的に推進するとともに、労使団体や支援機関等との連携を強化し、成長と分配の好循環の構築を図り、所得向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　再質問を行いたいと思います。

まず初めに、地位協定についてお伺いしたいと思うんですけれども、国内法適用されていない以外に米軍に与えられている特権や権利にはどのようなものがあるんでしょうか。また、調査した国々において、駐留軍に対して思いやり予算的なものを払っている国があるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから先ほど、さらりと、1973年に日米合同委員会において環境に関する協力について、基地内に立ち入ることが認められているんだと。しかし、それが30年後にしかわからなかったというくだりがあったんですけれども、これはとてもゆゆしき問題で、調べてみますと沖縄県は75年、76年にすごくたくさんの質問をしているんですね、国に対して。調査をしたいけれどもどうなんだろうか。国内法を適用していると

は思うけれどもどうなんだろうか。もし適用外であれば、その根拠を教えてほしいとか、指導監督さえもできないんだろうかと何度も聞いているんですね。それを１年も２年もたなざらしにしておいて、2003年の１月に参議院の予算委員会で、当時の外務大臣の川口順子さんがこういうふうな答えをしているんですね。30年前のことだからよく覚えていないというのが実態ですという答弁をしているわけなんです。私は、そのような体質そのものが地位協定だと思うんです。

そこでお聞きしたいことは、基地内の立入許可合意を30年間隠蔽をしていた。汚染を防ぐ手だてをある意味で奪ってきたわけです。その結果、現在に至っています。そういうＰＦＯＳの問題等もさまざまあろうかとは思うんですけれども、私は、ここは県は毅然とした態度をとるべきだと思います。これはもう歴史をさかのぼって、国の責任で浄化対策を徹底して求めていく、そういう姿勢が問われていると思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、次の再質問ですけれども、渉外知事会等で翁長知事が訴えまして、去年それが採択をされた。これまでに日米地位協定の見直しを求める意見書というのが、都道府県――都はないでしょうね。道県や市町村にあります。そういうところが、あと何件ぐらいふえているのか伺いたいと思います。

次に、基地と経済の問題です。答えとして非常に物足りない内容であったと思います。

まず、再質問の１番目、返還予定地の駐留場にあるキャンプ桑江等の５カ所の施設が戻ったならば、どれだけの経済効果があるのかということを出しておりますが、それについて伺いたいと思います。それぞれ幾らで、トータル幾らなのかということです。

２番目に、沖縄21世紀ビジョンには、基地のない沖縄を我々は目指しています。嘉手納飛行場を含む、それ以外の基地について経済的な損失を算定していないという。これが今、県の実態です。県民、国民にそれを全部知らせる必要が私はあると思うんです。返ってきたところがこれだけ変わりましたよというアピールはいっぱい伝わっていると思うんです。けれども、今、既存の基地から私たちはどれだけの不利益を受けているのか、徹底して私は算出していくべきだろうと思うんです。概算でもいいですから。そのことが必要だと思うんですけれども、どうだろうか。

それから、教育・福祉の部門ですけれども、幼児教育の無償化について、今、大変問題になっているのが給食費の無料化です。その無料化についての問題点を県はどのように把握しているのか、再質問したいと思います。

それから幼児教育センターの設置に向けてプロジェクトチームをつくるという答弁がありました。大変評価するものです。

それでは再質問ですけれども、それをどこに設置するのか、所管はどこが務めるのか、その目安となる時期はいつなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再質問にお答えいたします。

地位協定におきまして、国内法の適用以外にどのような特権があるかでございますが、詳細はちょっと今手元に資料がないんですけれども、例えばＹナンバー車両の自動車税の減免措置などもそういったものの一つかと思います。

また、米軍が駐留しています他国における思いやり予算について把握しているかというような御質問につきましては、ちょっと今回ヨーロッパ調査等はそういう観点では行っていませんで、今後文献などでそういった思いやり予算の経費がどの程度かというのは確認をしていきたいと思います。

また、立入調査に関連する合意議事録が30年後にオープンになった。そして、現実に今ＰＦＯＳの問題などで基地内の立ち入りができていない件につきましては、まず、ＰＦＯＳにつきましては６月11日、12日に玉城知事が関係大臣に対して基準の設定でありますとか、速やかな立ち入りを求めて要請したところです。また、６月22日、河野外務大臣が県庁にいらした際にも要請として同じような対応を求めたところでございます。

さらに、日米合同委員会の合意議事録につきましては、その場で速やかな公表を求めたところ、外務省としても今公表に向かって米側と調整をしているという回答がございました。

あと、全国の都道府県、市町村のいわゆる地位協定に改定する議決状況ですが、今私ども都道府県レベルでは７県でそのような議決が行われているということを確認していますが、市町村につきましては今調べているところでございます。後ほどきちっと団体数を確

認してから、また御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 再質問にお答えいたします。

まず、今後返還予定の駐留軍用地における経済効果という御質問ですけれども、嘉手納飛行場より南の５つの施設・区域、これが返還された場合の経済効果につきましては、平成27年１月に公表しております。その内容としましては、施設ごとにということですので、活動による直接経済効果としましては、キャンプ桑江が返還前の40億円から334億円、８倍に、キャンプ瑞慶覧が109億円から1061億円、10倍に、普天間飛行場が120億円から3866億円、32倍に、牧港補給地区が202億円が2564億円、13倍に、那覇港湾施設が30億円が1076億円、36倍に、５つの施設・区域の合計で501億円が8900億円で約18倍になると試算しております。また、経済波及効果としまして、これらの施設合計になりますけれども、跡地利用に伴う誘発雇用人数が返還前に比べて18倍、税収も５つの施設・区域、合計で18倍になると試算しているところです。

次に、嘉手納基地等の経済効果について試算すべきではないかという趣旨の御質問ですけれども、返還が予定されていない施設等につきましては、返還の時期、それから返還区域面積、これも不明でありますし、何よりも地元市町村の跡地利用計画が示されていないという段階におきましては、土地利用の活用を想定して経済効果の試算を行うのは非常に難しいということがございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 無償化に伴う課題といたしまして、給食費のことについての御質問だったと思います。

保育所等における給食費については、今回の無償化に伴いまして、これまで副食費については保育料の中に含まれておりました。主食費について実費徴収という制度になっておりますが、これが無償化に伴いまして、副食費、主食費ともに実費徴収ということに変わります。生活保護世帯やひとり親世帯などについては、その副食費部分は免除となりますけれども、それ以外の世帯についてはその部分が実費徴収になるということで課題はあるものと考えております。

副食費の徴収等につきましては、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することも基本となっておりますが、食材料費の負担が著しく高額になることがないように、一定の配慮を行う必要があるのではないかと国のほうからも示されておりますので、市町村ともしっかり意見交換をしてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 再質問にお答えいたします。

幼児教育センターはどこに設置するか、所管はどこかという御質問でございました。

多くの公立幼稚園が認定こども園等に移行していく中で、全ての子供がどの教育・保育施設においても質の高い幼児教育・保育が提供できる体制整備を推進していくために、幼児教育センターの立ち上げは重要であると認識しております。

続いてプロジェクトチームで検討していくというのも、教育委員会も福祉もあわせて、職員も出し合いながら検討していくんですけれども、この場所についてはまた今後チーム内で検討していくことになります。時期も可能な限り早期にということになりますけれども、いずれにしても質の高い幼児教育の実施ということで教育委員会が主体となって、子ども生活福祉部と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○比嘉　京子さん 所管は。

○教育長（平敷昭人君） 所管……。

失礼いたしました。

所管という意味で、幼児教育の質という意味では教育委員会が担うことになると考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん 再々質問をするのは本意ではなかったんですが、１点だけさせていただきたいと思います。

富川副知事、経済に強い富川副知事にお聞きしたいと思うんです。

先ほど答弁で、これから返還される予定地域が返還されたら経済的な効果はどうなるのかということで、一応トータル8900億ということになりますということでしたが、その中で普天間飛行場が3866億の経済効果があるという試算がされています。私は、なぜ嘉手納を試算しないのかということを先ほども申し上げたわけなんですけれども、嘉手納は普天間の約４倍の

面積があろうかと思います、調べると。そうしますと、一概に４倍だから４倍というわけにはいきませんけれども、少なくとも今返されるだろうというところが8900億という金額が出されているわけなんです。嘉手納が返されたとして、それ以外の基地も返されたとしての計算をしなければいけないけれど、今の答弁にあったようにどのようなゾーニングになるのかという計画がないから出しようがないんだというお話があったわけなんですが、本当に単純に考えて、４倍ある嘉手納飛行場が3866億円の普天間より低くなるとは考えにくいだろうと私は思うんです。

そうしますと、お聞きしたいのは米軍基地にとられている、そのことによって年間どれだけの経済的な損失をこうむっているのかということは、私はこれは声を大にして県民にも伝える必要があると思っているんですね。そのことを考えますと、私は年間おおよそ１兆円以上の私たちの逸失利益があるというふうに言ってもいいのではないかと理解しているのですけれども、副知事の御見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　再々質問にお答えいたしたいと思います。

いろんなところで、現在、県が試算した平成27年の経済効果が公開されておりますが、それを見て嘉手納がどうなるかという御質問だと思いますが、理屈で言うと幾らぐらいの需要があってということがないと、経済効果というのは測定できません。これはまたほかの需要がどれだけ伸びるかということは、急速に伸びることは難しいものですから、ほかのところとその他案分引き合いも出てくるし、そういう綿密な計算をしないと多分意味がある経済効果は出しにくいということで、現在嘉手納基地については跡地利用の形態、それから全体としての需要の伸び率が今の時点では計算するのは大変難しいんではないかというふうに思っておりまして、恐縮ですが、単純にその何倍という案分でやるのは――それは計算上ではできるかもしれませんが、現実的にそうなるかということについては、私の見解ではなかなか難しいということになるかと思います。これまでの計算はおおむね前例がありますので、都心にあるということで展開できますが、嘉手納についてはやはり需要がどれだけいくのか利用形態によって経済効果が違ってきますので、今計算するのは大変難しいと思っておりますし、議員御指摘の何倍になるかということも今のところはなかなか言えないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時47分休憩

午後４時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合の亀濱でございます。

会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

所見を交えながら質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

知事は今年度の議案の提案に当たって、県政運営に取り組む決意について本当に県民の印象に残る、全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートにしたいというふうに、とても印象的な言葉で、また行政をつかさどるトップとしては勇気のある発言であったというふうに私は思いました。

それが、実は国連で定めたことが具体的に各国あるいは日本の自治体でもこれを目標に取り組むというようなことが出てきています。

それで、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

(1)、国連が定めた2030年に向けた持続可能な開発のための国際目標ＳＤＧｓは、多様性と包摂性のある社会実現のための国際目標として掲げられました。その中では、誰一人取り残さないという基本理念がうたわれております。この基本理念は知事が目指す県政運営と本当にぴったりと重なるというふうに思います。知事はこの目指す施策の充実に向けて、県下の自治体に国際目標をしっかりと課題を共有しながら取り組むということについてお伺いします。

知事の御見解を伺いたいと思います。

(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画の進捗と本年度事業をちょっと重ねて幾つか質問してみたいというふうに思います。

ア、沖縄らしい優しい社会の構築で掲げた県の性暴力被害者ワンストップ支援センターを病院拠点型に移行するということになっておりますけれども、その進捗状況、そして平成27年度から相談事業を行っておりますけれども、その中で見えてきた課題、さらには今後の方針について伺います。

イ、本年度、新規で事業化されました災害時要配慮者支援事業というのを２事業立ち上げておりますけれ

ども、実施する取り組み内容について伺いたいというふうに思います。それと本事業にさきの議員の中でも民生委員をもっと拡充していく必要があるのではないかという質問もありましたけれども、私自身ももっと民生委員を地域の中で生かして、その活動の中でしっかりと連携をとって地域の支援体制の構築を図るべきだ。その鍵を握っているのではないかというふうに思っております。その支援体制の構築についても伺います。

ウ、沖縄県のＰＤＣＡ、去年の７月に出されておりますけれども、その中の離島の生活環境の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上がそれぞれ評価され、次へのステップがうたわれております。それについて進捗状況と課題について伺います。

２点目です。宮古・八重山の陸上自衛隊の基地建設についてお伺いをいたします。

(1)、防衛省・沖縄防衛局による陸上自衛隊宮古島駐屯地（千代田）の弾薬庫虚偽説明と弾薬庫、あるということ、運び込まれたということすら隠蔽されたという事実について知事の御見解を伺います。また、県は防衛省・沖縄防衛局に対し、その後どういう対処をされたのかお聞きしたいというふうに思います。

(2)、先島配備の地対艦ミサイルについて、陸上自衛隊の教科書（教範）で、火災の際、爆発まで約２分とし、火災時、住民の避難は困難であることが明らかになりました。弾薬庫建設予定地の保良鉱山は、200メートルを切ります。近いところで200メートルを切ります。100軒以上ありますから、自衛隊の指定する第一種保安物件に当たるわけです。その集落がある中で県は住民の生命、安全を守る立場から自衛隊の弾薬庫建設の撤回を求めるべきだというふうに考えますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

これを見ていただきたいんですけれども、（資料を掲示） これが出た新聞の内容でどういう位置関係にあるかといいますと、真ん中が弾薬庫の予定地、そしてその集落、すぐ近くにあるのが点在する集落です。こういった状況の中で行われようとしている。しかしながら自衛隊ははっきりともう避難することは難しい。平時においても有事においても難しいということが明らかになったわけですから、これについて県は何がしかの方針を出すべきだと私は考えます。よろしくお願いいたします。

(3)、さきの議会で、自衛隊機のオスプレイの沖縄配備に関し、当局はオスプレイ配備は自衛隊であっても反対である旨の答弁をされました。改めて知事の御見解を伺います。

(4)、石垣の陸自建設予定地では、環境保全と地下水調査が必要であることが専門家から何度も提言されております。また、千代田の陸自宮古島駐屯地の地下水への影響も流域際にあるということもあって、その影響が指摘されているところであります。影響があると問題があるというふうに言われております。防衛省に頼る、委ねるだけではなくて、県や市が協力して自治体独自の調査をする必要があるのではないかというふうに専門家から提言されております。これについても改めて県の見解を伺います。

(5)、千代田の陸自宮古島駐屯地周辺の水環境について、私はとてもこれがすばらしいと思っているわけですけれども、前にも伺いましたけれども、平成29年12月８日に知事意見で同等の――これ規模がちょっと大きいです。広域公園についての提言が、宮古の水環境というのはとても地下水が発達しているところにある。ですから、井戸を掘って観測するようにとか、宮古島の水質の調査と重ねるようにとか、そういったことをきちっと提言しているんです。こういった姿勢こそが県が事業所に宛てがうべき物差しだというふうに思っております。それについてお聞きしたいというふうに思います。加えて、陸上自衛隊の宮古駐屯地（千代田）で示された――今もう既に生活をされているわけですけれども――排水における課題について県はどういう認識かお聞きしたいと思います。

３、教育行政について。

未成年の大麻取締法違反事件について、この議会でも出ておりますけれども、当局が教育委員会がどういうふうに把握され、対応しているかについてお伺いをしたいと思います。

(2)、中学生、高校生の消費者教育について。

これを巣立ち教育というふうに位置づけて教育委員会は独自で副読本、資料を既に作成してあるようなんです。ですから、中学校、高校にどう浸透させるかというその実施計画について、実施状況と言ったほうがいいかもしれませんが、実施状況と課題、今後の方針を伺いたいと思います。

(3)、離島の高校生の就学支援の拡充が求められているというふうに思います。これはさきに文教厚生委員会で伊平屋・伊是名を視察した際にも求められたことであります。お答えいただきたいと思います。

４、福祉・医療行政について。

(1)、ハンセン病回復者の課題への取り組みについて、県下２カ所のハンセン病療養所の将来構想、退所者・非入所者の支援に向けての課題について県はどの

ようにお考えか。あるいは知事の御見解、これは極めて知事にお聞きしたいというふうに思います。

(2)、伊平屋村、伊是名村の視察で、離島の診療所の老朽化、診療所は30年以上たち、あるいはその宿舎は40年だというふうにもお答えになっていらっしゃいました。その環境改善の対応と必要な機器の充足が求められておりました。状況を調査し、対応していただく必要があるのではないかというふうに思います。お答えいただきたいと思います。

(3)、島外での治療に渡航費や宿泊費の負担が大きいことから、支援の拡充、これも伊平屋・伊是名で求められました。県は頑張っています。しかしながらＰＤＣＡで見るとやや取り組みがおくれているだったですか、「やや遅れ」というような評価でした。これについての充実に向けての取り組みをお伺いしたいと思います。

５番目です。農林水産業の振興について。

畜産振興の課題について伺います。

ア、沖縄県畜産研究センターの種雄牛の育成の方向性と課題、両方お聞かせいただきたいと思います。

イ、県内養豚業の振興について、県の施策の方向性と課題について伺います。加えて、畜舎排水処理の課題について、センターとても研究しているんです。毎年報告も出されているというふうに思います。沖縄県の畜産研究センターの研究成果、それを私は活用をしっかりしていくべきだと思います。それはなぜかと言うと、近い将来と言ったほうがいいと思います。これは畜産基準が一般基準に繰り上がっていくということがもう目の前に示されておりますから、これについてはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。お答えいただきたいと思います。

ウ、本県における畜産振興にとって、獣医師不足は深刻な問題であります。課題改善に向けて、県内高校生、今大学生はやっておりますけれども、県内高校生の大学進学に向けて、当初より支援をするという制度をつくっていただきたい。その支援を拡充していただきたいということと、農業新聞に載っていたので質問が何件かの農家からもありました。外国人の資格者、高度人材の活用というんですか、それを実習生として受け入れるという手もありましょうし、また試験を受けてこの方々が育っていくということもあろうかと思います。資格を持った方が日本の農家のために働けるシステムをつくっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

(2)、水産業振興について。

ア、県の漁業産出額が７年連続増加をし、平成29年に200億円を突破したと好調であります。この取り組みと県の施策の方向性を伺いたいと思います。

もう一点は、担い手育成について補助事業の取り組み、そして漁船購入についての補助導入の可能性について伺います。

ウ、パラオでの漁業が継続になりました。2020年以降も操業できるわけですけれども、33隻の操業になっているということですけれども、今後のパラオ共和国との協議の内容等、課題への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

６番目、離島の振興について。

(1)、先月起きた与那国の豪雨について被害の状況と対応についてお伺いいたします。

ア、田原川の氾濫による被害の状況と、河川拡幅による工事の見通しについて伺います。

イ、収穫ができないまま残されたサトウキビ700トン、被害の状況と農家への対応について伺います。

(2)、那覇―粟国間の航空路線事業が継続できない中で５月10日の新聞報道で、第一航空から県が提訴されたということがありました。

ア、訴状の内容について、県の見解を伺います。

イ、今後の対応についてお伺いをいたします。

残りわずかですけれども、答弁をお聞きしてから再質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の質問要旨１の(1)、ＳＤＧｓに係る取り組みについてお答えいたします。

2015年に国連で採択されたＳＤＧｓは、リーブノー　ワン　ビハインド、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、2030年までの国際目標アジェンダとして、貧困、平和、教育、健康、環境、海洋などの17のゴールと169のターゲットが掲げられています。県では、今年度より全庁を挙げこのＳＤＧｓの取り組みを本格的に開始することとしており、庁内ワーキングチームを設置し、その作業を始めたところです。今後は、市町村とも課題や施策などを共有しながら、沖縄らしいＳＤＧｓの取り組みを推進し、サステーナブル　ディベロップメント　アイランド　沖縄と呼ばれるような国際社会が目指す持続可能な社会の構築に県、国、地域の平和的な発展とともに貢献してまいりたいと思います。

次に、知事の政治姿勢について１の(2)のア、性暴力被害者ワンストップ支援センターの移行についてお答えいたします。

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターについては、相談センター連携型から病院拠点型への移行に取り組んでおり、８月下旬の供用開始を目指しております。

沖縄県としましては、24時間365日対応可能な運営を行うためには、相談支援員や医療関係者の確保や関係機関とのネットワークの構築が重要だと考えており、支援員等を対象とした研修の実施や各種関係機関等との連携を図っております。病院拠点型への移行後も引き続き円滑な運営が行えるよう支援体制の強化を行ってまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中の５の(2)のア、水産業の振興についてお答えいたします。

沖縄県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。その結果、沖縄県の漁業産出額は、平成22年以降７年連続で増加し、11年ぶりに200億円を超える実績となりました。主な内訳は、マグロ類77億円、クルマエビ27億円、モズク33億円等となっております。また、７年間の伸び率は53.3％と、全国平均の1.9％を大きく上回っております。これらは、24年度から一括交付金等を活用した県産水産物の消費拡大や流通コスト低減対策など、漁業者と関係機関が一体となった取り組みの成果であると考えております。

沖縄県としましては、引き続きおきなわブランドの確立や輸送コストの低減、担い手の確保・育成等により、水産業の振興にしっかり取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、災害時要配慮者支援事業等についてお答えいたします。

災害時要配慮者支援事業では、市町村に派遣した専門的な知識を有するアドバイザーによる研修会を実施し、災害時における民生委員の役割や他機関との連携などについての理解を促進するなど、地域における支援体制の構築を促しております。また、高齢者等の要配慮者が安全・安心に避難生活を送れるようさまざまな福祉相談や避難所の生活環境の向上、適切な移送支援などを行う沖縄県災害派遣福祉チーム、ＤＷＡＴおきなわを発足することとしております。

県としましては、引き続き市町村等関係団体と連携し、災害時要配慮者への支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢について(2)のウ、沖縄県ＰＤＣＡにおける離島振興の進捗と課題についてお答えいたします。

平成29年度沖縄県ＰＤＣＡの「生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上」に係る34の主な取り組みのうち、「順調」が27、「概ね順調」が３、「やや遅れ」が４となっており、着実に施策展開が図られております。課題としましては、離島の医師確保について目標に達していないことや、公共事業などにおける技術者等の確保が挙げられます。

続きまして６、離島振興と課題についての御質問の(2)のア、(2)のイ、第一航空からの損害賠償請求の内容と今後の対応について。(2)アと(2)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

第一航空株式会社からの訴状によると、県が施策を変更して補助金を減額したことが、信義衡平の原則に反する違法な行為に当たるとして、県を相手に損害賠償請求の訴えが提起されております。

県としましては、運航休止以降、一貫して補助金交付要綱等に沿って同社と意見交換していたものであり、同社の主張するような施策変更の事実はなく、何ら違法な行為はないことから、去る６月21日に行われた口頭弁論において訴えの棄却を求めたところです。引き続き裁判手続において県の主張が認められるよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、宮古・八重山の陸上自衛隊基地建設についての(1)、宮古島駐屯地の弾薬庫に関する見解と対応についてお答えいたします。

防衛省は、これまで説明会等で宮古島駐屯地には保管庫を整備し、小銃弾等を保管すると説明しておりましたが、ことし３月末にこの保管庫において多目的誘導弾及び迫撃砲弾が保管されていることが判明いたしました。県はこれまで、地元に対して丁寧に説明を行うよう求めてきたところであり、今回の一連の防衛省の対応により地元住民に不安と不信感を与えたことは

大変遺憾であります。このため、一連の経緯について沖縄防衛局に照会しているところであり、地元に対し、より一層丁寧な説明を行うよう、改めて求めたところであります。

次に２の(2)、保良地区の弾薬庫建設についての見解についてお答えいたします。

自衛隊が設置する弾薬庫については、自衛隊法施行令により、経済産業大臣の承認を得ることとなっております。

県としましては、関係法令に基づいて審査が行われる中で、適切な保安距離が確保されるものと考えておりますが、自衛隊においては、地元住民などに不安を与えることがないよう、安全の確保等に万全を期すとともに、丁寧な説明が必要であると考えております。なお、現在、弾薬庫から民家までの距離等について、沖縄防衛局に再度照会を行っているところであります。

次に２の(3)、自衛隊のオスプレイ配備についてお答えいたします。

オスプレイについては、墜落事故等による県民の不安が一向に払拭されておらず、県は、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対して、オスプレイの配備撤回を求めているところです。自衛隊が米軍と同機種であるオスプレイを県内に配備する計画がある場合には、政府に対し配備しないよう強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、宮古・八重山の陸上自衛隊基地建設についての御質問の中の(4)、宮古・八重山の地下水調査及び宮古島駐屯地における排水について。２の(4)と２の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき、宮古島、石垣島の地下水調査を実施しております。また、宮古島市では地下水を水源等に利用しているため、宮古島市地下水保全条例に基づき、地下水調査を実施しております。現在のところ、いずれの調査結果も環境基準値以下となっており、今後も継続して地下水の状況を調査してまいります。また、宮古島の陸上自衛隊駐屯地の排水は２基の浄化槽で処理し、処理水は鉄筋コンクリート等の施設で蒸発させ、地下に浸透させない計画となっております。今後、浄化槽法に基づき、施設の適切な管理について確認・指導してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育行政についての御質問で(1)、大麻所持事件の対応等についてお答えいたします。

平成30年６月から令和元年５月までの間、少年らによる大麻事件が発生いたしました。県警の捜査の結果、事件関係者として県内の高校生14名を含む23名の少年が判明し高校生５名を含む10名が検挙されております。県教育委員会では、今回の事件を受け各学校長宛て、大麻等薬物乱用防止に係る指導を徹底するよう通知を行うとともに、県立学校緊急校長研修会、緊急生徒指導主任連絡協議会を開催し、指導の強化について確認を行ったところであります。各学校では、警察、専門家を招聘した薬物乱用防止教室を開催するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育科や道徳など、関連教科を初め、組織的・計画的な指導計画のもとで、教育活動全体を通して薬物乱用防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、これまでの取り組みについて検証するとともに学校、県警、麻薬取締沖縄支所、ＰＴＡ連合会等の関係機関及び家庭、地域社会との連携を密にして、児童生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

次に同じく３の(2)で、中学・高校における消費者教育についての御質問にお答えいたします。

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、消費者教育はこれまで以上に重要になっております。中学校では、技術・家庭科の授業において、消費者の権利と責任等の内容を扱っております。高等学校では、主に家庭科、公民科の授業を通して、契約の仕組みや消費者契約法、ローンやクレジットをめぐる問題とその対処法などを学んでおります。また、昨年度からは消費者庁が高校生向けに作成しました「社会への扉」を副教材として活用した授業も行っております。

県教育委員会としましては、今後とも、消費者庁など関係機関と連携し、消費者教育を推進してまいります。

次に同じく３の(3)、離島高校生の就学支援についての御質問にお答えいたします。

高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費等を支援していくため、離島高校生修学支援事業を実施しております。本事業に対しては、国が事業費の２分の１を補助しており、県においても４分の１の補助を行っております。同事業

につきましては、平成25年度より限度額が年15万円から24万円に９万円引き上げられておりますが、保護者の経済的負担は大きいことから、県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して、補助対象経費の拡充や国庫補助率の引き上げなどについて、国に対し要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、まず初めに４の福祉・医療行政についての御質問の中の(1)、ハンセン病回復者の課題についてお答えします。

沖縄愛楽園の将来構想につきましては、名護市が策定した沖縄愛楽園土地等利活用基本計画に沿って検討が進んでいくものと考えております。宮古南静園におきましては、入所者の高齢化が進み、自治会の運営も厳しい状況が続いていることから関係者による協議が滞っている状況にあります。また、退所者・非入所者につきましては、高齢化に伴う医療・看護・福祉の充実が課題となっており、地域で安心して医療や介護を受けられる体制づくりが求められているものと認識しております。

県としましては、引き続き回復者の会、国及びゆうな協会との協議を重ね、課題の解決に向け検討していきたいと考えております。

次に(3)の離島患者等支援事業についての御質問にお答えします。

県は、平成29年度から、がん治療、難病、特定疾患、小児慢性特定疾病、特定不妊治療、子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑い及び妊産婦が、島外の医療機関へ通院する場合の交通費及び宿泊費への助成を行う市町村に対し補助を実施しており、離島の患者及び付添人の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

県としましては、引き続き離島の医療提供体制の状況や市町村の要望を踏まえつつ、全市町村において制度の拡充が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　４、福祉・医療行政についての質問の中の(2)、伊平屋、伊是名両診療所の環境改善についての御質問にお答えします。

伊平屋診療所は昭和56年に建設され、平成２年３月に建てかえられており、築29年が経過しております。伊是名診療所は昭和51年に建設され、平成２年12月に建てかえられており、築28年が経過しております。伊平屋、伊是名両診療所の医療機器については、耐用年数を経過している機器が多数あり、病院事業局としましては、限られた予算の範囲内で効率的かつ有効に整備を行うため、経営状況を踏まえつつ、医療の提供に支障が生じないよう、優先順位をつけて整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　５、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)ア、種雄牛育成の方向性と課題についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、本県の気象条件に適合した優良な特性を有する遺伝能力の高い種雄牛を造成することとしております。沖縄県畜産研究センターでは、これまで肉用牛群改良基地育成事業により、産肉能力検定を実施し、北福波など全国トップクラスの種雄牛を造成してきたところであります。現在、肉質や増体にすぐれた種雄牛が求められていることから、ゲノミック育種価など新たな技術を取り入れ、福福波や茂北福など優良な種雄牛を育成しております。

県としましては、引き続きおきなわブランドの確立に向け、優良種雄牛の造成に取り組んでまいります。

次に(1)イ、養豚振興及び畜舎排水処理研究についてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づき、令和３年度の肉豚出荷頭数44万頭を目標とし、養豚の振興に取り組んでおります。本県の養豚においては、子豚の事故率低減や生産基盤の整備、環境保全対策などが課題となっております。そのため、県では沖縄県養豚獣医療体制整備事業による事故率低減対策や畜産クラスター事業等により、環境に配慮した基盤整備等を実施しております。また、畜舎排水処理の課題に対応するため、沖縄県畜産研究センターでは、沖縄式酸化溝型回分式活性汚泥浄化槽を開発し、養豚農家へ広く普及し活用されております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、環境と調和した養豚の振興に取り組んでまいります。

次に(1)ウ、獣医師不足の課題解決に向けた取り組みについてお答えします。

産業動物獣医師の不足については、本県を含め、全国的な課題となっております。県では、平成29年度から産業動物獣医師確保対策事業により、獣医師大学

の学生を対象とした修学資金の支援を実施しており、獣医師を志す県内の高校生に対しましても、同様な支援ができるように検討しているところであります。また、外国人獣医師の活用につきましては、国内法である獣医師法に基づき、日本の獣医師免許を新たに取得させる必要があります。今後とも、安定的な獣医療提供のため、関係機関と連携し、獣医師の確保に努めてまいります。

続きまして、(2)イ、水産業の担い手の育成についてお答えします。

県では、新規漁業就業者の確保・育成を目的として、一括交付金を活用した未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業を実施しているところであります。この事業では、新規漁業就業者に対し、漁具等の購入に係る経費の一部を支援し、初期費用の軽減を図っております。また、漁船の導入については、沿岸漁業改善資金による購入資金の貸し付けや、水産業競争力強化緊急事業による漁船のリース等に取り組んでいるところであります。

県としましては、令和３年の漁業就業者数3790人を目標に、今後も漁業就業者の育成に努めてまいります。

次に、(2)ウ、今後のパラオ共和国との協議等についてお答えします。

パラオ水域における本県マグロはえ縄漁船の操業継続は、本県水産業にとって大きな課題となっておりましたが、国や漁業関係団体等と連携した働きかけの結果、パラオ政府によりパラオ国家海洋保護区設置法の改正が行われました。これにより、2020年以降もパラオ水域における本県漁船の操業継続に一定のめどが立ったものと考えております。今後は、入漁料等の操業条件について、パラオ共和国との協議を行う必要があります。

県としましては、操業条件に関する協議が円滑に行われ、操業が継続されるよう、国等と連携し、県内漁業関係団体を支援してまいります。

次に、６、離島振興と課題についての御質問の中で(1)イ、与那国町における豪雨による農林水産業への被害と対応についてお答えします。

与那国町における農林水産業関係の被害額は、農業用施設等で約１億3850万円となっております。また、収穫したものの、製糖工場において原料として処理できなかったサトウキビについては、ＪＡが全量買い取るとの報告を受けております。

県としましては、農業施設等について災害復旧事業等による速やかな復旧に努めるとともに、サトウキビについては、工場の安定操業に向け、町やＪＡ等の関係機関と連携を図りながら対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　６、離島振興と課題についての御質問のうち(1)のア、田原川の氾濫による被害状況と整備の見通しについてお答えいたします。

田原川については、去る５月の豪雨によって既設護岸が崩落するとともに、周辺の祖納集落では、床上浸水９戸、床下浸水18戸の被害が発生しております。県では、浸水被害の軽減や周辺環境に配慮した河川整備に向け、平成30年度から田原川河川改修事業に着手しており、与那国町と連携し取り組んでおります。崩落した護岸については、年内の復旧を目指し取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず忘れないうちに、病院事業局長、古くなっている機器は何かということをぜひ早急に調査して対応していただきたい。

もう一点お答えいただけなかった、伊是名村のドクターの宿舎が随分――トイレも使えない状況で夜でも診療所に行くということでしたので、それには伊是名村と相談して早急に対応していただきたい。これにはお答えいただきたいと思います。

ついては、後は自衛隊のことですけれども、公室長、沖縄防衛局に問い合わせをしているということで、どれぐらいの距離にあるかということは防衛局は数百メートル離れているという説明をされているので、そこは急ぎ確認して――もっと近い距離にある。それとあそこの集落は第一種保安区域かどうかということもしっかり対応していただきたいと。余りにも対応が弱いのではないかなというふうに思いますので、そこはしっかりと聞いていただきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　時間です。

○亀濱　玲子さん　わかりました。

じゃこの次ということで。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　亀濱議員の御質問にお答えします。

まず初めに、医療機器に関してはかなり老朽化している機器が多いのですが、現在使用に関しては大きな支障はないというふうなことを聞いています。

それから、建物の建てかえに関して、医師住宅とそれから看護師住宅のことがありますが、医師住宅は築36年が経過します。看護師住宅は築22年が経過しております。これは伊平屋診療所のことです。伊是名診療所の医師住宅は昭和50年６月に建設され、築44年が経過しています。その間で医師住宅に関しては、トイレなどの故障があったということを伺いました、局の設備の担当が修理をしているところでございます。そのトイレに関しては最終的な修理はもう完了しているのですが、雨天のためにバキュームのほうがまだ十分修理できていないということで、天気が回復すればすぐ修繕を行えると考えております。

それから局では、劣化度の調査――これファシリティーマネジメントというのをやっていますが、診療所に関しては今年度に行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再質問にお答えいたします。

火薬庫から何メートル離れているかというような距離につきましては、一度私ども４月、発覚後、照会しまして５月末に回答がありました。その回答が数百メートルということでしたので、改めて６月に入りまして、具体的な距離がもう少しきちんとわかるようにということ、そして、直近の民家などが第何種保安物件に該当するかとか、実際どうしてこういった説明したのかについて改めて説明を求めているところです。その説明につきましては、当然地元にきちんと説明するようにということもあわせてお願いしているところですので、回答があり次第、また御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時38分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功

令和元年６月26日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

令和元年
第４回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

令和元年６月26日（水曜日）午前10時４分開議

議　事　日　程　第3号

令和元年６月26日（水曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	23番	又吉清義君
副議長	赤嶺　昇君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
22番	花城大輔君		

欠　席　議　員（1名）

1番	瀬長美佐雄君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
知事公室長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
総務部長	金城弘昌君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	金城賢君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	長嶺豊君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	嘉数登君		
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○副議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの瑞慶覧です。

ことし５月１日から元号が令和に変わりました。４月１日に新元号が発表されましたが、日本中のマスコミがお祭り騒ぎとなり、菅官房長官は令和おじさんともてはやされ、安倍首相は慣行を無視して異例の会見を行いました。これこそ天皇の政治利用だと思います。

私は昭和30年、西暦1955年生まれです。昭和の時代までは西暦に換算することは何とかできますが、明治や平成などは西暦がなかなか出てきません。歴史などはほとんど西暦で覚えます。元号を始めた本家の中国でさえ、西暦へ切りかえています。そろそろ日本も西暦に切りかえるべきだと思います。

今回、平成天皇の希望で生前退位が決まりました。そのおかげでお祝いムードで世がわりができ、経済効果もあったと思います。しかし、今回一代限りの特例法となっており、問題です。そして、皇位継承資格について、女性天皇を国民の75％が支持しているのに、安倍首相の支持基盤である右翼団体などの反発が強いために皇室制度改革が進んでいません。時代錯誤も甚だしい女性差別です。国民の圧倒的な民意が無視されるのであれば、いっそのこと天皇制を廃止すべきです。

トランプ大統領が５月25日に来日しました。26日にはゴルフ、大相撲観戦、そして炉端焼きとてんこ盛りの接待でした。トランプ大統領はツイッターで貿易交渉について、日本との貿易交渉は大きく進展している、貿易交渉妥結は参院選後になるとしています。その意味するものは日本の農業にとって不利な内容になることは間違いないでしょう。国民だまし、選挙対策です。27日には日米首脳会談が開かれたが、辺野古新基地建設を初めとする、沖縄の基地問題は議論されませんでした。一体、今回のトランプ招致に何の意味があったのでしょうか。蜜月関係というより世界中に従属関係、こびへつらう姿を見せたとしか思えません。

質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、６・23慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式典での平和宣言に込めた思いについて伺う。

(2)、万国津梁会議の目的と意義、概要とスケジュールについて伺う。

去る４月13日未明に、北谷町で米海軍兵による悲惨な女性殺害事件が発生しました。玉城知事、謝花副知事初め野国北谷町長が米軍並びに関係機関に強く抗

議し、沖縄県議会、北谷町議会を初め多くの市町村議会で抗議決議されました。６月２日には玉城知事も出席のもと、緊急追悼・抗議集会がちゃたんニライセンターで開催され、会場はあふれんばかりでした。抗議決議で要望事項の１番目は遺族への完全な補償です。しかし、現実はそれさえも滞っているのが実情です。米軍関係者に起因する事件・事故では公務中の場合、補償額の75％は米軍が負担し、25％は日本側が負担することになっています。しかし、公務外は米軍は全く責任を負わず当事者同士の示談だそうです。ですから米軍は明らかに公務中の事件・事故でも公務外として処理するそうです。そうなると加害者の米軍関係者に支払い能力がない場合や、本国へ逃げ帰ったら被害者は泣き寝入りです。米軍基地あるがゆえの事件・事故です。公務中であろうと基地を押しつける日本政府は責任を持つべきです。日本政府で立てかえ、米軍にしっかりと請求すべきです。

(3)、米軍関係者に起因する事件・事故等被害者を支援する相談窓口の強化が求められます。見解を伺います。

２、基地問題について。

(1)、米兵らの勤務外行動を規制するリバティー制度について。

ア、リバティー制度緩和前と緩和後の制度内容について伺う。

イ、リバティー制度緩和前と緩和後の事件・事故の状況を伺う。

ウ、米軍は事件とリバティー制度緩和の因果関係を否定している。見解を伺う。

エ、リバティー制度の緩和を撤回させ規制強化を強く求めるべきである。見解と対応を伺う。

(2)、米軍関係者に起因する事件・事故による被害者支援について。

ア、沖縄被害者支援ゆいセンターの活動状況について伺う。

先日、Ｙナンバー事故に巻き込まれた被害者の記事がありました。米軍に事故処理について尋ねたところ、運転手は任意保険に入っていない、補償の窓口は沖縄防衛局にあると説明され、防衛局に連絡したところ、海兵隊に補償するよう促すと返事があったが、５カ月たった現在まで報告がなく、車の修理代やレンタカー代を自己負担しているとのことです。まさに、たらい回し状態です。

一昨年11月議会でも米軍関係者による事件・事故の相談窓口について質問しました。米軍関係者による公務外の事件・事故について沖縄防衛局は示談で処理された件数、金額を把握していないのは問題ではないかとの質問に対し、防衛局は把握してないとの答弁でした。相談窓口の機能を果たしているのか疑問です。

イ、沖縄防衛局の管理部業務課事故補償係における相談状況について伺う。

ウ、米軍・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（ＣＷＴ）について概要と活動状況、課題について伺う。

(3)、フッ素化合物による汚染水問題について。

ア、米軍は汚染調査に関する県の立ち入りを拒んでいる。理由は何か伺う。

イ、米軍の文献調査結果の県への提供がなされていない。理由は何か伺う。

ウ、外国の米同盟国での対応はどうなっているのか伺う。

(4)、米軍のパラシュート降下訓練について。

ア、米軍によるパラシュート降下訓練の変遷と見解を伺う。

イ、これまでに発生したパラシュート降下訓練による事故被害について伺う。

ウ、訓練は伊江島で当然とする論調は心外と地元が不快感を表明している。見解を伺う。

(5)、沖縄の基地問題を世論に喚起する全国キャラバンについて伺う。

県は、日米地位協定の抜本的な見直しを実現するために平成29年にドイツとイタリアを、平成30年度にベルギーとイギリスを調査し、このほど欧州編として報告書をまとめました。大変わかりやすい、すばらしい内容だと思います。

３、他国地位協定調査報告書について伺う。

４、消防行政について。

私は２年前の夜、自宅で急に左手の力が抜け異変を感じました。30分ほど様子を見てよくならなかったので妻の運転で病院に行きました。しかし、２時間待たされ脳梗塞で左半身が麻痺してしまいました。あのとき、救急車を呼んでいればこういう状況にはならなかったのではないかと思います。世間ではタクシーがわりに救急車を利用する人がいると言われており、これに遠慮したことと隣近所をびっくりさせてはいけないという思いで救急車を呼べませんでした。体に異変がある場合は、自己判断せずに消防に相談できたらいいと思います。まさにそれが救急安心センター事業だと思います。この事業のことを新聞報道で知りましたが、昨年２月定例会で金城勉議員からも＃7119事業の導入検討について質問されています。

(1)、救急車の運用効率化のため救急安心センター事業（＃7119）導入について伺う。

ア、県内の救急出動件数状況と課題について伺う。

イ、＃7119導入の効果と必要性について見解を伺う。

ウ、県内18消防本部、消防長会での検討状況について伺う。

(2)、沖縄県消防指令センターの概要と成果について伺う。

５、外国人留学生・労働者受け入れ問題について。

(1)、留学生の受け入れ状況について伺う。

ア、県内大学・短大などにおける留学生の受け入れ状況を伺う。

イ、日本語学校などの日本語教育機関における留学生の受け入れ状況を伺う。

ウ、県内における留学生の住所不明者、不法滞在者の状況を伺う。

６、平和行政について。

(1)、平和の礎、刻銘について伺う。

(2)、ＮＰＯ法人沖縄恨（ハン）之碑の会から、徴用被害者を調査する韓国の関係当局と連携し犠牲者を捜してほしいとの求めがあるが、対応を伺う。

(3)、県内14万9529名のうち、南洋諸島のほか海外での刻銘者は何名か伺う。

７、公安委員会関連について。

(1)、高齢ドライバー事故について伺う。

ア、県内における高齢ドライバーに起因する事故の状況について伺う。

イ、県内における70歳代、80歳代、90歳代以上のドライバー数について伺う。

ウ、高齢者向け免許創設の概要と警察本部の対策、見解を伺う。

８、保育行政について。

(1)、幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法の概要と課題を伺う。

９、労働行政について。

(1)、公契約条例の方針概要と公表の目的と効果について伺う。

10、大型ＭＩＣＥ施設整備事業。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業の取り組み状況、進捗状況を伺う。

(2)、東海岸地域の振興策や交通対策の方針を示すため、大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会の開催を急ぐ必要がある。見解を伺います。

よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の、平和宣言についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式においては、史上まれに見る激烈な戦火により犠牲になられた全てのみたまに哀悼の誠をささげました。この戦争体験を次世代に継承していくことが私たちの使命であります。

ことしの平和宣言では、普天間飛行場の辺野古移設問題を含めた基地問題などについて、県民や県外、国外の皆様と民主主義の尊厳を大切にする思いを共有し、対話によりこの問題を解決していく決意を表明したところです。また、平和を愛する守礼の邦の文化とアイデンティティーを胸に、恒久平和への願いを世界に広く伝えたいとの思いから、その宣言の一部をウチナーグチと英語で表現いたしました。平和を希求する沖縄のチムグクルを世界に発信するとともに、全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない多様性と寛容性にあふれる平和な社会を実現するため、全身全霊で取り組んでいくことを強く宣言したものであります。

次に１の(2)、万国津梁会議設置の目的、意義、概要及びスケジュールについてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するため、有識者等の意見を聴取する万国津梁会議を５分野についてテーマごとに設置いたします。米軍基地問題に関する人権・平和分野の会議については５月30日に初会合を開催し、社会問題化している児童虐待に関する人財育成・教育・福祉・女性分野の会議については、７月25日に初会合の予定です。また、国を挙げて取り組みがなされているＳＤＧｓに関する情報・ネットワーク・行政分野の会議についても今後立ち上げてまいります。

沖縄県としては、同会議での議論の状況を踏まえながら、適宜、県の施策等に広範的・建設的な意見なども含めて反映させてまいります。

〔副議長退席、議長着席〕

次に、基地の問題についての御質問の中の、トークキャラバンについてお答えいたします。

全国知事会は米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。沖縄県は、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問

題及び日米地位協定の問題について広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としてトークキャラバンを実施することとしております。去る６月11日に東京でキックオフ・シンポジウムを開催したところであり、今後、複数の政令指定都市で行うトークキャラバンを初め、私または副知事の各地への出張機会の活用や、インターネット、ＳＮＳによる配信等を通じて、広く全国の皆様に対し働きかけてまいりたいと考えております。

次に、他国地位協定調査報告書についての御質問の中の、他国地位協定調査についてお答えいたします。

沖縄県が実施したヨーロッパ４カ国での調査において、各国は自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索等にかかわっていることなどが明らかになりました。また、空域を有効活用することは国際民間航空機関、インターナショナル・シビルエビエーション・オーガニゼーション、通称ＩＣＡＯ加盟各国の共通理解であり、軍は空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることもわかりました。調査結果を総合すると、このような状況がヨーロッパでは標準的であり、原則として国内法が適用されず、米軍が占有する広大な空域が存在する日本とは大きな違いがあると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、国際相談窓口の強化についてお答えいたします。

男女共同参画センターてぃるるでは、女性のさまざまな悩みに対し、女性相談を実施しており、外国人との結婚・離婚・トラブル等については国際相談として対応しております。具体的には、電話による相談、情報提供のほか、法律の専門家による国際法律相談や、出入国の手続及び子の国籍等の問題に詳しい相談員による国際女性相談を実施するなど、個別の状況に応じた支援を行っているところです。

県としましては、国際的なＤＶ事案については、警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を図るとともに、国際相談窓口の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に６、平和行政についての中の(1)、平和の礎の刻銘についてお答えします。

平和の礎は、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く内外に伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた全ての人々の氏名を刻んだ記念碑として、太平洋戦争・沖縄戦終結50年を記念して建設しました。令和元年度は42名を追加刻銘し、刻銘者の総数は24万1566名となっております。その内訳は、県内出身者14万9529名、県外出身者７万7448名、国外出身者１万4589名となっております。

同じく６の(2)、韓国出身戦没者の刻銘についてお答えします。

韓国出身の戦没者については、建設当初は厚生労働省の資料をもとに51名を刻銘しております。それ以降の追加刻銘については、駐福岡韓国総領事館を通じて韓国行政機関への調査依頼や、韓国国内紙への広告掲載を行うなどして実施し、現在は県ホームページにおいて韓国語サイトを開設し、申告手続を案内しているところであります。今年度は、関係団体の協力も得ながら２名を追加刻銘し、刻銘者の総数は382名となっております。

県としましては、今後とも平和の礎の周知を図り、御遺族等からの申告を受けて、追加刻銘を行ってまいりたいと考えております。

同じく６の(3) 、南洋諸島ほか海外の戦没者の刻銘についてお答えいたします。

平和の礎への刻銘については、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた全ての人々を対象として行っているところであります。しかしながら、一家全滅者、乳児死亡者などのいわゆる不明戦没者について、聞き取り調査の結果により刻銘するなど、戦没場所等が明らかでない方も多い状況です。そのため、戦没場所ごとの正確な数を把握することは困難でありますが、確認できる範囲で戦没場所が南洋諸島ほか海外と思われる方の数は、およそ３万人と見込まれております。

次に８、保育行政についての御質問の中の(1)、幼児教育・保育の無償化の概要と課題についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化は、幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子供及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供が対象となります。無償化によりさらなる保育ニーズの高まりが予想されることから、待機児童や保育士確保などへの影響が懸念されます。また、認可外保育施設も無償化の対象となっていることから、保育の質の確保等が課題となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携して、保育

所等の整備や保育士の確保に取り組むとともに、認可外保育施設の認可化促進及び保育の質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、基地の問題についての(1)のア、リバティー制度の緩和についてお答えします。

在日米海兵隊の通達によると、平成31年２月26日及び３月22日のリバティー制度の緩和は、在日米海兵隊が対象となっております。その内容としては、牧港補給地区以南での宿泊制限を解除すること、階級がＥ５（三等軍曹級）以下の米軍兵の門限を午前１時とすること及び飲酒を行わない場合に限り、基地外への外出時における同僚の同伴を不要としたとのことであります。

次に２の(1)のイ、リバティー制度緩和前後の事件・事故の状況についてお答えいたします。

リバティー制度緩和前の１月１日から３月21日までに県が把握している海兵隊の刑法犯発生件数は３件、飲酒運転件数は２件となっており、緩和後の３月22日から本日までの海兵隊の刑法犯発生件数は５件、飲酒運転件数は３件となっております。なお、１月１日から３月21日までの在沖米軍全体の刑法犯発生件数は３件、飲酒運転件数は４件となっており、３月22日から本日までの刑法犯発生件数は６件、飲酒運転件数は８件となっております。

次に２の(1)のウ、事件とリバティー制度緩和との因果関係についてお答えいたします。

米軍は、北谷町で発生した殺人事件について、現時点において、我々のリバティー制度とこの痛ましい事件との関係は見つかっておりませんと発表しておりますが、その理由等について説明はありません。米軍は、県民に対し、当該事件におけるリバティー制度との因果関係について丁寧に説明し、県民の不安を払拭するべきであると考えております。

次に２の(1)のエ、リバティー制度の規制強化についてお答えいたします。

県は、米軍基地に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、事件・事故が発生するたびに綱紀粛正及び再発防止を求めております。しかしながら、外出規制時間帯等の飲酒に絡む事件・事故の発生が続いていることから、リバティー制度の実効性の検証も含め、抜本的な再発防止策を講じるよう、日米両政府に対して求めているところであり、今月18日にクラーディ在日米軍沖縄地域調整官が来庁した際にも綱紀粛正の徹底等を申し入れたところでございます。

次に２の(2)のイ、沖縄防衛局における相談状況についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、補償に係る相談件数について記録をとっておらず、相談状況の把握をしていないとのことですが、平成29年度の公務中の事件・事故に対する補償件数は、90件、約3200万円の支払いがあったとのことであります。また、公務外の事件・事故は大部分が保険や示談で処理されており、その正確な件数等は把握していないとのことであります。

次に２の(2)のウ、米軍・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（ＣＷＴ）についてお答えいたします。

ＣＷＴは、米軍施設・区域外における米軍人・軍属等による公務外の事件・事故の防止を図ることを目的とした、在沖米軍等の米側関係者、日本政府、県、県警、関係市町村及び各市町村の商工会議所等の関係団体を構成員とした会議であります。同会議は、平成12年に発足し、これまでに25回開催されておりますが、平成29年４月以降は開催されておりません。

県は、４月の北谷町における殺人事件や飲酒運転の増加等を踏まえ、具体的な再発防止の取り組み等について検証する必要があると考えていることから、早期にＣＷＴを開催するよう強く求めているところです。

次に２の(4)のアと２の(4)のイ、米軍によるパラシュート降下訓練の変遷と事故被害についてお答えいたします。２の(4)のアと２の(4)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

従来、パラシュート降下訓練が実施されていた読谷補助飛行場は、トレーラー落下による少女圧死事故等が発生しており、県や村が同飛行場における訓練の中止を強く要望したことから、平成８年のＳＡＣＯ最終報告において伊江島補助飛行場へ移転されることが合意されました。しかしながら、平成19年に天候等例外的な場合に限り、嘉手納飛行場を使用することが日米合同委員会で確認されています。

県としては、パラシュート降下訓練はＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。また、県が把握しているパラシュート降下訓練等の復帰後の事故は、57件で、内訳としましては、施設外降下が30件、目的地外降下が18件、その他事故が９件となっております。

次に２の(4)のウ、伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

伊江島におけるパラシュート降下訓練は、読谷補助飛行場で実施していたパラシュート降下訓練が移転されたものと認識しております。パラシュート降下訓練については、過去にさまざまな事故があったことから、伊江島補助飛行場においても安全に最大限配慮し、必要最小限の訓練にとどめるべきであると考えております。

次に４、消防行政についての(1)のア、県内の救急出動件数状況と課題についてお答えいたします。

平成29年における県内の救急出動件数は、７万8155件で前年に比べ2591件、約3.4％増加し、過去最高となっております。また、平成29年の救急搬送人員は、７万1447人で、そのうち軽症患者は３万9118人と約55％を占め、全国平均を上回る状況となっております。

次に４の(1)のイ、＃7119導入の効果と必要性についてお答えいたします。

消防庁によると、＃7119導入の効果として、１、救急車の適正利用、２、救急医療機関の受診の適正化、３、不安な住民に安心・安全を提供の３点が挙げられています。限りある救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者に対応できるようにするためには、救急車の適正利用を推進していくことが重要であります。そのため、＃7119導入の必要性が全国で議論されているところです。

県としても、これまでに他県の導入事例等の調査を行い、県内消防への説明や消防庁アドバイザーの派遣を活用した勉強会を行ってきたところでございます。

次に４の(1)のウ、県内18消防本部、消防長会での検討状況についてお答えいたします。

＃7119の運営費が市町村に対して普通交付税措置されていることから、消防長会において、平成31年４月の春季総会で、導入の必要性や費用対効果など、検討が行われたところであり、継続して検討を行うと聞いております。

次に４の(2)、沖縄県消防指令センターの概要と成果についてお答えいたします。

沖縄県消防指令センターは、各消防本部等の119番通報の受理等を一元的に処理することで、消防本部のない離島を含め県内の消防体制の強化を図るため、平成28年４月１日から本格運用が開始されております。当該センターはニライ消防本部内に整備され、県内36市町村で共同運用を行っているところです。主な成果として、共同整備による費用の低廉化、消防職員の現場への再配置による消防力の強化、大規模災害等への応援態勢の連携強化、高度なシステムによる迅速な出動態勢の構築、非常備町村救急体制の向上などが図られております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　２、基地問題についての御質問のうち、(2)のア、沖縄被害者支援ゆいセンターの活動状況についてお答えをいたします。

犯罪被害者等の中にはさまざまな事件や事故の被害に遭われた方がおり、捜査や裁判のみならず、生活、医療、２次被害など、多種多様な事柄について支援が必要と考えられます。このため、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターは個々の事案に応じ、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、警察、検察、医療機関、弁護士会、地方公共団体など関係機関・団体と連携をし、総合的な支援を行っております。こうした被害者支援活動の性格上、ゆいセンターは米軍事故・事件だけでなく、米軍事件を含む幅広い事件・事故の被害者の方々に支援を行っております。

ゆいセンターにおいて対応した相談の件数ですが、米軍事件等に限定した統計はございませんが、その総数は平成30年度が695件、29年度が750件となっております。ゆいセンターの体制につきましては合計35人で各種相談への対応のほか、警察、検察、病院、弁護士相談への付き添いなどの支援を行っております。

次に７、公安委員会関連についての御質問の中の(1)のア、県内における高齢ドライバーに起因する事故の状況についてお答えをいたします。

平成30年末の県内における65歳以上の高齢者の免許保有者数は、17万3369人で全運転免許保有者数94万4701人に占める構成率は、18.4％となっております。一方で65歳以上の高齢運転者を第一当事者とする交通人身事故件数は平成30年末で837件で、交通人身事故全体4435件に占める構成率は18.9％となっております。

次に７、公安委員会関連についての御質問の中の(1)のイ、県内における高齢者の年齢層別の免許保有者数についてお答えをいたします。

平成30年末における県内の高齢者の運転免許保有者数が全運転免許保有者数に占める構成率につきましては、70歳代の方が７万2574人で全体の7.7％、80歳代が２万315人で全体の2.2％、90歳以上は608人で全体の0.06％となっており、過去５年の構成率を見ますと社会の高齢化に伴いそれぞれの年代で増加傾向にございます。

次に同じく７、公安委員会関連についての御質問のうち、(1)のウ、高齢者向け免許創設の概要と県警の高齢運転者交通事故防止対策についてお答えをいたします。

高齢者向けの免許創設につきましては、本年６月、政府の昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議におきまして、未就学児童等及び高齢運転者の交通安全緊急対策が決定をされ、その中で高齢者が運転できる免許制度の創設として、安全運転支援機能を有する自動車を前提とした新たな免許制度の創設に向け、関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に結論を得ることとされたと承知をしております。

県警察における高齢運転者の交通事故防止対策につきましては、70歳以上の方の免許更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習が義務づけられているほか、自動車教習所と連携をして、安全運転サポート車等を活用したドライビングスクールを開催するなどして加齢に応じた望ましい運転のあり方に係る交通安全教育を実施しているとともに、安全運転サポート車の普及啓発を促進しているところであります。また、県警察においては、運転免許証の自主返納時に取得可能な運転経歴証明書を提示することにより、路線バス、タクシー、モノレールの運賃や高齢者が利用する施設、物品購入等の割引が受けられる制度の整備など公共交通機関や地方公共団体に働きかけを行い、自主返納者の利便に資する各種支援施策の充実に努め、高齢者の暮らしに配慮しつつ、自主返納の促進に取り組んでいるところであります。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体とも連携し、高齢運転者による交通事故防止対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、基地の問題についての御質問の中の(3)のア、米軍が県の立ち入りを拒んでいることについてお答えします。

県がこれまでに実施した調査の結果、普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水などで高濃度の有機フッ素化合物が検出されており、その汚染源はこれらの飛行場である蓋然性が高いと考えております。そのため、普天間飛行場については、環境部が立ち入りを要請し、沖縄防衛局から在日米軍において調整中と聞いております。また、嘉手納飛行場については企業局が立ち入りを要請し、在沖米軍から本件の取り扱いを格上げし、在日米軍本部に対して助言や対応を求めた。また、詳細を把握したい場合は日米合同委員会に対し議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。

次に２、基地の問題についての(3)のウ、米同盟国における有機フッ素化合物の対応について。

米国防省のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ対策報告書によると、米軍は、韓国、ベルギー等の基地において、地下水と水道水の水質調査を実施し、その結果を公表しております。また、星条旗新聞によると、米軍は、ドイツのアンスバッハ陸軍基地がＰＦＯＳ等による土壌及び地下水の汚染源であったことを認め、浄化作業を行っている旨報道されております。

県としましては、市町村等と連携し、基地への速やかな立ち入り、環境保全に関する国内法の適用及び国や米軍による対策の実施について、引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　２、基地の問題についての御質問の中の(3)のイ、米軍の文献調査結果が県へ提供されていない理由についてお答えをいたします。

ＰＦＯＳ等の問題を協議するため、平成28年10月から在沖米軍、沖縄防衛局及び企業局による３者連絡会議を行っております。当会議において、在沖米軍から、ＰＦＯＳ等が水源に入り込む経路等について文献調査を実施中である旨の報告がありました。その後、平成30年７月の会議において、文献調査については、現地での調査は完了し、現在、在日米軍本部預かりになっているとの説明がありましたが、その理由について説明はありませんでした。このようなことから、６月12日から13日に県として、防衛大臣等に対し、文献調査の結果を速やかに県へ提供することを米軍に求めるよう要請を行ったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　５、外国人留学生・労働者受け入れ問題についての(1)のア、それと(1)のイ、県内大学及び日本語学校等における留学生の受け入れ状況についてお答えいたします。５の(1)のアと５の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

独立行政法人日本学生支援機構の平成30年５月時点の調査によると、県内大学等への留学生数は1238人、日本語学校等は929人、合計2167人となってお

ります。

次に、(1)のウ、県内留学生の住所不明者等についてお答えいたします。

外国人留学生の住所不明者等の状況については、出入国管理及び難民認定法を所管する法務省の管轄であり、同省の平成31年１月時点の調査によると、留学生の不法残留者数は日本全体で4708人となっています。本県を所管する法務省福岡出入国在留管理局那覇支局に確認したところ、県別の内訳については非公開とのことでありました。

次に10、大型ＭＩＣＥ施設整備事業についての御質問の(1)、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた取り組み状況についてお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向け、今年度は、民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査することとしております。現在、当該調査に係る委託事業者を公募しているところであり、今後、各種情報の収集に努めるとともに、専門家委員会を立ち上げ議論を深めていくこととしております。

県としては、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、同じく10の(2)、大型ＭＩＣＥ施設振興に関する協議会の開催についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会は、大型ＭＩＣＥ施設が中城湾港マリンタウン地区へ設置されることに伴い、大型ＭＩＣＥ施設を拠点としたＭＩＣＥエリアとしてのまちづくりを推進していくことを目的に設置しております。

県としては、大型ＭＩＣＥ施設を核としたにぎわいを東海岸地域の振興や県土の均衡ある発展につなげるべく、大型ＭＩＣＥ施設の整備に係る今年度調査の中で、随時得られた成果も共有しながら、地元東海岸地域サンライズ推進協議会や関係部局と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　９の労働行政についての御質問の中の(1)、沖縄県の契約に関する条例に基づく取り組み方針についてお答えいたします。

県では、県契約に関する施策を総合的に推進するため、条例の基本理念に沿って県が取り組むべき具体的な施策を沖縄県の契約に関する取組方針として取りまとめ、平成31年３月に公表しました。

県としましては、同方針に基づく取り組みの推進により、県契約を受注する企業を中心として、労働環境の整備が促進され、労働者の処遇改善や公共サービスの質の確保等が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ありがとうございました。

再質問をしたいと思います。

初めに４の消防行政ですけれども、救急安心センター事業は導入を前向きに検討すると理解していいんでしょうか。

次に、知事の政治姿勢について(3)の米軍関係者に起因する事件・事故の相談窓口についてです。知事に一番聞きたかったのはこれだったんですけれども、部長のほうから答えがあったんですけれども、県民・国民が泣き寝入りしないよう、たらい回しにされないよう被害者に寄り添い、県が主体となった相談支援の総合窓口を設置すべきだと思います。これは先ほど部長のほうからは国際結婚とか女性の件での答弁だったんですけれども、ほかの事件・事故も含めてそういった相談窓口というのが必要ではないかと思います。これは知事のほうにお答えお願いしたいと思います。

次に(2)の基地問題ですけれども、リバティー制度は絶対に効果があると思います。米軍のトップは制度緩和は隊員らに沖縄を楽しんでもらうためと言っていますけれども、彼らの楽しみのために県民が事件・事故に巻き込まれてはたまったものではありません。米兵は言うそうです。よその国では殺人やレイプ事件を起こしたら基地の外には出られない、沖縄は天国だと。ウチナーンチュの優しさがあだになっているわけですね。この沖縄を米兵の居心地のいい場所にしてはいけません。リバティー制度の規制強化を強く求めるべきです。これは決意を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3)、フッ素化合物の汚染水問題ですけれども、米軍が県の調査に協力しないなら、この汚染源とされる嘉手納基地への水の供給をストップさせていいのではないかと。命にかかわる問題ですので強く抗議するためにもこれはぜひ検討していくべきではないかと思います。これは企業局とか環境部ではなくて政治判断だと思いますので、よろしくお願いします。

そして、外国人留学生・労働者受け入れ問題ですけれども、私が聞きたいのは県内に大学が幾つかあるんですけれども短大も、そういった人数ですね。これはプールで答えがあったんですけれども、各大学ごとの人数、各語学学校ごとの人数、それをぜひこれは後で

資料でいただければと思います。
以上、よろしくお願いします。
○議長（新里米吉君） 休憩いたします。
午前10時56分休憩
午前10時58分再開
○議長（新里米吉君） 再開いたします。
玉城知事。
〔知事　玉城デニー君登壇〕
○知事（玉城デニー君） 瑞慶覧功議員の再質問にお答えいたします。
先ほど部長から答弁をさせていただきましたが、ているるにおける女性相談窓口、これはその女性の被害における相談窓口、それから国際婚姻関係やあるいは法律関係に関する相談の窓口となっておりますが、その相談窓口を今後強化していくということと、それから県警のゆいセンターとの連携を今後も図っていきたいというふうに計画をしているところであります。特に来年度については新しくその連携のための仕組みを構築するために、その内容について今協議をしているところでございますので、質問の御趣旨をしっかりと踏まえて検討を進めていきたいというふうに思います。
○議長（新里米吉君） 知事公室長。
〔知事公室長　池田竹州君登壇〕
○知事公室長（池田竹州君） 再質問にお答えいたします。
＃7119の導入状況ですが、現在、消防長会の春季総会で費用対効果、導入の必要性など検討しているところです。これにつきましては、秋季、秋の総会におきましても引き続き検討を継続してきちっと行っていくというふうに聞いております。
続きまして、リバティー制度の規制強化についてでございますが、県としても外出規制時間帯の飲酒に絡む事件・事故の発生が続いておりますことから、先日クラーディ在日米軍沖縄地域調整官が来庁した際にも申し入れたところでございます。また、６月22日に河野外務大臣がいらっしゃったときにもきちっと検証を行うよう強く求めたところでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 企業局長。
〔企業局長　金城　武君登壇〕
○企業局長（金城　武君） 有機フッ素化合物の汚染に関連して嘉手納基地内への水の供給をストップすべきではないかという趣旨の再質問にお答えをいたします。
水道法では、水道事業者は給水する義務がありまして、企業局は給水対象であります市町村に対して、水道水を供給する義務があります。
基地内への給水につきましては、市町村が行うことになっているところでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 親川　敬君。
〔親川　敬君登壇〕
○親川　　敬君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
会派おきなわの親川敬です。
代表質問を行いたいと思います。
ことし２月24日に行われた県民投票では、辺野古埋め立てによる新基地建設計画について有効投票の約72％の県民が反対票を投じました。安倍政権はこれまで数々の選挙で辺野古新基地建設反対を掲げる候補者が当選しても、選挙結果は必ずしも辺野古新基地建設反対だけではなく他の要素も含んだ結果だとしてきました。今回の県民投票は、昨年９月の県知事選挙で玉城デニー知事が獲得した約39万6000票を上回る43万4000票が反対票に投じられました。実に72％もの県民が辺野古新基地建設反対の意思を示したのです。このことは沖縄にはもうこれ以上基地の負担を負わせるなという県民の意思がより明確に示されたものです。これが沖縄県民の思いであり、戦後一貫した県民の願いなのです。
全国の世論調査では、県民投票の結果を尊重すべきとの回答が62％を超えました。しかし、岩屋防衛大臣は国会答弁の中で、一部に反対の意見があることも承知していると述べ、安倍総理は民意を顧みることなく、何が何でも辺野古新基地建設を進めることを再三強調しています。政府は安倍政権の意向を受けて、都合のいいように法律を解釈し、強行に辺野古新基地建設埋め立てを進めています。沖縄県の再三にわたる行政指導も一切顧みることをせず、強行に埋め立てを進める姿勢は、民主主義を無視し続ける傍若無人な対応と言わざるを得ません。
政府は沖縄県民の民意を尊重し、即刻工事を中止し、辺野古新基地建設を断念すべきです。
そこで知事の政治姿勢について、以下の点についてお伺いします。
(1)、国土交通大臣が行った裁決について。
ア、県側の主張と裁決の内容を伺う。
イ、訴えの提起の課題を伺う。
(2)、国地方係争処理委員会審査申し立て結果について。
ア、審査申し出の内容を伺う。

イ、申し立て却下に対する県の見解と対応策を伺う。

(3)、辺野古基地建設に係る行政指導について。

ア、翁長県政時の行政指導の件数と対応状況――これは防衛の対応です――を伺う。

イ、玉城県政での行政指導の内容と対応状況を伺う。

２、次期沖縄振興計画について。

(1)、計画策定までのスケジュールを伺う。

(2)、新沖縄発展戦略について。

ア、那覇空港第２滑走路の進捗と発着便拡大策を伺う。

イ、自然史博物館設立の位置づけを伺う。

ウ、海底資源の開発拠点形成の位置づけを伺う。

３、地域振興について。

(1)、公約について。

ア、「やんばるの森・いのちの水基金」（仮称）の検討状況を伺う。

イ、北部地域への中高一貫教育校設置の検討状況を伺う。

(2)、令和２年度国庫要請について。

ア、国庫要請スケジュールを伺う。

イ、市町村からの主な意見を伺う。

ウ、業界団体からの主な意見を伺う。

(3)、離島の石油価格について。

離島における石油価格について離島関係資料によりますと、平成29年度本島平均価格137円に対して離島平均154円、価格差17円となっています。この価格差は沖縄県の補助拡充により減少傾向にあります。しかし、離島間の価格格差についても依然価格差があります。以前、企画部として平成29年度離島間の価格差分析を行うとの答弁をいただきました。

そこで、ア、離島間における価格差分析結果を伺う。

４、環境行政について。

(1)、海洋汚染プラスチックについて。

６月16日、G20エネルギー・環境相会合が長野県軽井沢で開催され、海洋プラスチックのごみの削減について初めて国際的な枠組みをつくることで合意し、共同声明が採択されました。ペットボトル、食品トレー・容器などが管理不十分や不法投棄により、川を通じて海へ流れ込みあるいは海に直接捨てられています。これらの海洋プラスチックごみから紫外線と波動によりマイクロプラスチックが生成され、海鳥、魚介類、プランクトンが摂食することにより海洋生物への影響が出ているのです。2050年には海の魚介類とプラスチックごみが同じ重量になり、全ての食用の魚にマイクロプラスチックが含まれるようになるという深刻な事態が予想されています。

このような状況の中、６月28日からのG20大阪サミットでは、各国の計画実効性を高める議論が行われます。議長国日本として積極的な役割を果たすことが期待されていますが、既に政府としての取り組みも始まっています。

そこで以下の４点について県の取り組みを伺う。

ア、G20海洋プラスチックごみ削減共同声明に対する県の対応を伺う。

イ、政府は全省庁で使い捨てプラ、原則使用禁止を閣議決定したが、県の対応を伺う。

ウ、産業廃棄物プラスチックごみ処理に対する環境省通知の内容と対策を伺う。

エ、県内市町村のプラスチック処理形態と数量を伺う。

(2)、沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業について。

ア、海岸漂着物のモニタリング調査の概要を伺う。

イ、海岸漂着物の回収・分類・測定調査結果を伺う。

ウ、マイクロプラスチックに関する調査結果を伺う。

(3)、世界自然遺産登録に向けた取り組みについて。

環境省は奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産登録に向けて2019年２月ユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出したと発表しました。今後ＩＵＣＮ（国際自然保護連合）の現地調査を終え、2020年夏ごろ第44回世界遺産委員会において審議がなされるようです。

推薦地保護管理で沖縄県の取り組みも求められているようですが、ア、推薦書で挙げられた沖縄県の取り組み状況を伺う。

５、医療行政について。

(1)、北部基幹病院について。

県は基幹病院経営システムの論点整理の中で、慢性的な医師不足の要因として、患者の分散、症例不足と偏在、キャリア形成の場としての魅力の低下、指導医の不在を挙げているが、これらの要因は従来から指摘されていたことではないですか。なぜ、これらの要因に対して対策が打てなかったのか。これらに対する対策を示すことなく、なぜ北部医師会病院と県立北部病院統合で北部医療圏の医師不足問題が解決するのか。しかも経営システムの比較では医師確保の項目で、現行の方はマル、基本合意案は三角との評価をし、その理由として県立病院間の人事異動が困難になるとして

います。北部地域の一番の要望は、医師不足の解消による安定した医療が提供されることです。

そこで次の３点について伺います。

ア、北部圏域が抱える問題について県の認識を伺う。

イ、新たな合意書案における北部基幹病院の経営システムを伺う。

ウ、新たな合意書案における経営システムにより、なぜ医師不足の解消が図られるのか伺う。

(2)、県立北部病院における産婦人科医師について。

北部での産婦人科の医師不足についての県病院事業局は、県立北部病院の産婦人科専門の正職員医師を２名から３名に増員し、医療提供体制を強化するとしています。今回の３人体制は、産婦人科医師の定数確保を含め長期的・安定的な視点での体制づくりを構築しなければならないが、ア、産婦人科医師確保対策を伺う。

(3)、北部看護学校について。

ことし１月、北部医師会が運営する北部看護学校が短期大学として移行する協議会が発足する。その理由として北部基幹病院設立に伴う看護師の確保のためとの新聞報道がありました。

関係者からの情報によると、平成29年、北部医師会から運営存続に向けた公的支援等が北部市町村会に求められ、北部市町村会として検討した結果、名桜大学に短期大学設置の要望を行ったようである。

そこで、ア、北部看護学校と北部基幹病院設立の関連を伺う。

(4)、国民健康保険制度について。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる制度に移行しました。これからは、市町村からの納付金の納付状況について懸念されるところですが、新しい制度のもとで決算の調整中であると思われるが、ア、2018年度の決算見込みを伺う。

６、福祉行政について。

(1)、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改善について。

ア、野球場などの車椅子使用者用客席数について伺う。

各市町村においては、これまでも福祉のまちづくり条例に基づいて整備が進められてきました。今回取り上げたいのは、施行規則第５条で野球場などの車椅子利用の客席数についてです。車椅子利用者が利用できる区画について客席数の200分の１を乗じて得た数と定め、しかも上限を10席と定めています。この区画スペースも幅90センチメートル、奥行き120センチメートル以上と規定があります。車椅子利用者からは、自分の応援するチームの１塁側あるいは３塁側で観戦・応援したい。また仲間を誘い合って観戦・応援に行きたい。また、リクライニング機能のついた車椅子利用者にとってスペースが十分でないとの意見があります。車椅子利用者の客席数の増設や、スペース拡大に対する県の見解をお伺いします。

(2)、改正児童福祉法及び児童虐待防止法について。

親による体罰禁止を規定した児童虐待防止法と児童福祉法が19日、参院本会議で全会一致で可決成立しました。

そこで、特に児童相談所の機能強化について、以下の点について伺う。

ア、沖縄県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移を伺う。

イ、児童相談所の勤務経験年数ごとの職員数と改正による職員増を伺う。

ウ、児童相談所での介入的対応と保護者支援（機能分化）体制について伺う。

エ、児童相談所と警察の連携について伺う。

７、情報通信産業について。

(1)、沖縄県への立地数、そして雇用者数、売り上げ状況を伺う。

(2)、ベトナムＩＴ企業の立地状況を伺う。

８、アジア経済戦略推進計画について。

(1)、アジアをつなぐ、国際競争力のある物流拠点の形成について。

ア、計画策定時の数値と現状及び成果指標と目標年度を伺う。

イ、主な具体的取り組み内容を伺う。

(2)、世界水準の観光・リゾート地実現について。

ア、計画策定時の数値と現状及び成果指標と目標年度を伺う。

イ、主な具体的取り組み内容を伺う。

(3)、空港関連産業クラスター形成について。

ア、計画策定時の数値と現状及び成果指標と目標年度を伺う。

イ、具体的な取り組み内容を伺う。

以上、代表質問とします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　親川敬議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の、国土交通大臣の裁決についてお答えいたします。１の(1)のア

と１の(1)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県としましては、審査請求手続において、第１に、審査請求人である沖縄防衛局は固有の資格において本件承認取消処分の名宛て人となったものであり、本件審査請求は違法なものであること、第２に、県による承認取り消しは適法・適正になされたものであることを主張いたしました。しかしながら、国土交通大臣の裁決は、沖縄防衛局長は固有の資格において相手方になったものではないとするなど、沖縄防衛局の主張をそのまま認める内容であり、到底承服できるものではありません。本議会において議決が得られましたら、埋立承認取消処分の適法性をしっかりと訴え、主張が認められるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問の中の４の(3)のア、世界自然遺産登録に向けた取り組み状況についてお答えいたします。

世界自然遺産登録につきましては、本年２月に、国において、推薦書を提出したところであります。推薦書における沖縄県の取り組みといたしましては、生物多様性の保全を図るため、マングース等の外来種対策や希少種の交通事故・密猟防止対策などを推進しております。また、自然環境の保全と適正な観光利用の両立を図るため、ヤンバル地域及び西表島における持続的観光マスタープラン（仮称）の策定などに取り組んでおります。

沖縄県としましては、世界的にも貴重でまれな沖縄の自然をウマンチュの宝として次の世代にもつなげられるよう、県民の皆様と一緒になって、2020年の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

次に、情報通信産業についての御質問の中の７の(1)、情報通信産業の立地企業数、雇用者数、売上高についてお答えいたします。

沖縄県が実施した調査では、平成30年１月１日現在で、県外や国外から立地した企業は454社、雇用者数は２万9379人、年間の売上高は約4361億円となっております。平成24年１月１日現在と比較しますと、この６年間で、立地企業数が237社から約1.9倍、雇用者数が２万1758人から約1.4倍、売上高が3482億円から約1.3倍と着実に増加しております。

沖縄県としましては、今後も人材育成や事業の高度化支援などに加え、観光産業や農林水産業など他産業との連携を推進し、情報通信産業において本県のリーディング産業としてのさらなる振興を図ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、国地方係争処理委員会への審査申し出についてお答えいたします。

県は、去る４月22日、国土交通大臣の行った裁決の取り消しを求めて、国地方係争処理委員会に審査申し出を行いました。当該審査申し出において、県は、沖縄防衛局が審査請求の適格を有しないことや、国土交通大臣には裁決をする権限がないことなどを主張し、今回の裁決は違法な国の関与に当たり、違法・無効であること等について同委員会に申し出たところです。

次に１の(2)のイ、国地方係争処理委員会の却下決定に対する県の見解と対策についてお答えいたします。

国地方係争処理委員会は、去る６月17日に県が行った審査申し出に対し、却下する決定をいたしました。今回の決定は、審査請求による裁決が国の関与とは言えないという理由で却下を行ったものであり、承認取消処分の適法性について判断が示されたものではありません。

県としましては、却下決定の内容を精査した上で、地方自治法に基づく関与取消訴訟の提起を含め対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)アの(ｱ)、農林水産部の所掌事務に関する行政指導についてお答えいたします。

これまでに行った行政指導は８件で、普天間飛行場代替施設建設に伴う岩礁破砕等行為について、法令に基づいて適切に対応するように、沖縄防衛局に対し求めたものであります。それに対し沖縄防衛局は、岩礁破砕等の許可申請手続は必要ないとの認識のもと工事を継続している模様です。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち、(3)のアの(ｲ)、翁長県政時の行政指導件数と対応状況についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業については、翁長県知事名で承認書に付した留意事項違反等を指摘し、工事を停止するよう、６件の行政指導文書を発出しております。また、土木建築部長名においても、工事の停止を求める等16件の行政指導文書を発出しております。それに対し沖縄防衛局は、留意事項違反には当たらないとの認識を示した上で、工事を継続しているところであります。

次に１の(3)のイの(ｱ)、玉城県政での行政指導の内容と対応状況についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、埋立承認を取り消された後、行政不服審査法に基づく国土交通大臣の執行停止決定を受けて、平成30年11月１日から工事を再開しております。県としては、沖縄防衛局の行った行政不服審査請求及びこれに伴う執行停止申し立ては違法であり、埋立工事を行う権限を喪失していることから、直ちに工事を中止するよう平成30年12月12日付で行政指導を行っております。沖縄防衛局は、その後も工事を中止することなく同年12月14日から埋立土砂の投入を継続していることから、平成30年12月21日、平成31年１月25日、令和元年６月11日に工事を中止し、埋立土砂を撤去するよう求めております。

次に２、次期沖縄振興計画についての御質問のうち、(2)のアの(ｱ)、那覇空港滑走路増設事業の進捗についてお答えいたします。

国において進められている那覇空港滑走路増設事業の平成30年度末における進捗率は、事業費ベースで約90％とのことであります。また、令和元年５月末時点で、護岸及び埋め立てが概成しており、現在、舗装工事、灯火工事を行うなど、令和２年３月末の供用開始に向け、整備工事を鋭意進めているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、次期沖縄振興計画についての(1)、次期振興計画策定のスケジュールについてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであり、沖縄県振興審議会における審議を経て、今年度中に総点検報告書として取りまとめることとしております。総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方については、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

同じく２の(2)アの(ｲ)、那覇空港の発着回数の拡大についてお答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後、年間を通して安定的な運用が可能である発着回数は、管制運用方式を工夫することで、当初設定されていた18万5000回から24万回に増加させることが可能とのことであります。

県としましては、発着回数の増加に向けて、駐機スポットや地上ハンドリング体制の確保など、空港機能の強化に取り組むとともに、新沖縄発展戦略で掲げる世界水準の拠点空港を目指してまいりたいと考えております。

次に３、地域振興についての(1)のア、やんばるの森・いのちの水基金についてお答えいたします。

県では、森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、昨年度まで実施してきた北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1000万円の事業に加え、本年度から、ヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興に関する事業を新設し、やんばるの森・いのちの水事業として、総額3000万円の助成事業を実施しております。

同じく３の(3)のア、離島間における石油製品の価格差についてお答えいたします。

県は、平成30年度に石油製品販売事業者経営実態調査を行いました。その結果、圏域ごとの石油製品の販売価格は、石垣島を除く八重山圏域の離島が最も高く、逆に最も安い中南部圏域の離島との価格差は、平成30年７月末時点でレギュラーガソリン１リットル当たり16.5円、軽油で17.7円となっております。販売価格差が生ずる理由としましては、各離島各給油所ごとに、人件費や設備投資などの経常経費の差に加え、販売量が異なることによるスケールメリットの差、価格競争が生じにくい環境など、さまざまな要因があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、次期沖縄振興計画についての御質問の中の、(2)のイ、新沖縄発展戦略における国立自然史博物館の位置づけについて。

国立自然史博物館の誘致については、沖縄県の自然環境の魅力発信、県民の自然環境保全意識の向上、沖縄観光の魅力強化につなげるものとして新沖縄発展戦

略の中で重要な施策事項に位置づけております。

県としましては、引き続き関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、日本学術会議とも連携しながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

次に４、環境行政についての御質問の中の(1)のア、G20海洋プラスチックごみ削減共同声明に対する県の対応についてお答えします。

G20エネルギー・環境相会合の共同声明において、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックごみの対策を行う国際的な枠組みの構築が合意されたことは、意義深いことと認識しております。県においては、国の補助金を活用し、平成21年度から漂着の状況やプラスチックごみによる海域生態系への影響等について調査を行うとともに、市町村等と連携し、海岸漂着物の回収、処理に取り組んでいるところであります。引き続き、回収、処理体制の強化を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

同じく４、環境行政についての(1)のイ、使い捨てプラスチック原則禁止の県の対応についてお答えします。

政府が平成31年２月８日に閣議決定した内容は、中央省庁など国の関連機関で営業する食堂における使い捨てプラスチック製品の原則使用禁止のほか、テナントとして入るコンビニエンスストアに対しても、レジ袋などを環境に配慮した製品に切りかえることなどを求めるものであります。

県としましても、同様の取り組みの実施について検討していきたいと考えております。

同じく４、環境行政について、(1)のウ、産業廃棄物プラスチック類の処理に係る環境省通知等対応についてお答えします。

平成29年末の中華人民共和国を初めとする外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置により、国内のプラスチックごみが増大し、その処理に支障が出ている状況にあります。そのため、環境省は、緊急避難措置として、市町村の一般廃棄物処理施設で産業廃棄物のプラスチックごみを受け入れて処理することについて積極的な検討を求める通知を令和元年５月20日付で発出しております。

県は、市町村に対して同通知の説明を行い、施設の余力に応じたプラスチックごみの受け入れについて検討を行うよう求めているところであります。

同じく４、環境行政についての御質問の中の(1)のエ、市町村のプラスチック処理についてお答えします。

県内市町村におけるプラスチックごみの処理形態は、主に焼却、埋め立て、資源化となっております。また、国の一般廃棄物処理実態調査によると、平成29年度実績で県内のプラスチックごみの資源化量は年間約6200トンとなっておりますが、総排出量、焼却処分量及び埋立量については把握されておりません。

同じく４、環境行政についての御質問の中の(2)のア及びイ、海岸漂着物の調査概要と結果について。４の(2)のアと４の(2)のイは関連しますので、一括してお答えします。

平成29年度及び平成30年度の現存量調査の結果によると、県内の海岸には6871立方メートルの漂着物が現存しており、ペットボトル等プラスチック類が約６割、流木等木類が約４割を占めています。漂着したペットボトルの生産国は、中国、台湾、ベトナムなど広域にわたっており、中でも中国製が全体の51％と最も多くなっていますが、日本製のペットボトルの割合も全体の20％を占めています。また、漂着量のモニタリング調査結果から、年度により漂着量の変動が大きいことがわかっています。

同じく４、環境行政についての御質問の(2)のウ、マイクロプラスチックに関する調査結果についてお答えします。

県では、平成29年度に県内13海岸でマイクロプラスチックの分布状況について調査を実施しております。その結果、調査した全ての海岸でマイクロプラスチックが確認され、25センチメートル四方４区画の範囲において、与那国島のナーマ浜が最も多く4892個、西表島の南風見田の浜が最も少ない３個のマイクロプラスチックが確認されています。マイクロプラスチックは５ミリメートル以下のプラスチック片で回収が困難であることから、海岸に漂着したプラスチック類が紫外線や風雨の影響により細分化し、マイクロプラスチックとなる前に回収することが重要であると考えております。

県としては、今後とも市町村等と連携し、海岸漂着物の回収処理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２の次期沖縄振興計画についての御質問のうち(2)のウ、海底資源の開発拠点形成の位置づけについてお答えいたします。

県では、新沖縄発展戦略において、沖縄21世紀ビ

ジョン基本計画等の施策展開の分析や時代変化に伴う新たな課題等を踏まえながら、中長期的な観点から重要となる施策の一つとして海洋資源の開発拠点形成を位置づけております。

県としましては、海底鉱物資源の産業利用に向けた技術開発や資源探査などの国家プロジェクト等を踏まえ、国や関係機関等と連携しながら、将来の海底資源を活用した新たな産業の創出に向けて取り組んでまいります。

次に７、情報通信産業についての御質問のうちの(2)、ベトナムＩＴ企業の立地状況についてお答えいたします。

ベトナムＩＴ企業につきましては、ベトナム最大手ＦＰＴソフトウエアのグループ企業として、ＦＰＴ沖縄Ｒ＆Ｄ株式会社が平成29年７月に那覇市に立地しております。同社は、日本とベトナムをつなぐニアショア開発拠点として設立され、ベトナムで開発を行うオフショアと沖縄で開発を行うニアショアを自由に選択することが可能なベストショア型のサービスを提供していると聞いております。

次に８、アジア経済戦略推進計画についての御質問のうち(1)のア及びイ、国際物流拠点形成に係る計画策定時と現状の数値及び成果目標、主な取り組み等についてお答えいたします。８の(1)のアと８の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国際物流拠点の形成に関する主な成果指標としましては、那覇空港の国際貨物取扱量や沖縄から輸出される飲食料品の輸出額等を設定しております。これらの計画策定時と平成29年度の現状値及び令和３年度の目標値については、那覇空港の国際貨物取扱量がそれぞれ18.5万トン、18万トン、40万トンとなっており、飲食料品の輸出額は、14.5億円、25.1億円、22億円となっております。県では目標達成に向けて、空港及び港湾の国際物流機能を活用する企業の集積促進や、沖縄大交易会開催等による全国特産品の流通拠点化などに取り組んでおります。また、物流の諸課題に対応するアドバイザリーの設置や、那覇港総合物流センター、賃貸工場の整備など、ハード・ソフトの両面から環境整備を推進しております。

同じく８の(3)のア及びイ、航空関連産業クラスター形成に係る計画策定時と現状の数値及び成果指標、主な取り組み等についてお答えいたします。８の(3)のアと８の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では航空関連産業クラスターの形成に向けてアクションプランを策定し、機体整備を起点としたＭＲＯ産業の集積、関連産業との連携による競争力強化、人材の育成・供給機能の拡充の基本戦略に沿って取り組んでおります。その成果指標として、航空関連産業企業数及び雇用者数を設定し、平成30年度末の現状値が５社512人、令和３年度の目標値が８社428人となっており、雇用者数については目標値を上回っております。今年度は、国内外での展示会出展、関連企業に対する誘致活動やニーズ調査を行うとともに、航空機整備士等の確保に向けた関係機関との連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の地域振興についての御質問で(1)のイ、北部地域への中高一貫教育校についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで北部地域の人材育成、教育環境の整備等の観点から、中高一貫教育校の設置について、北部市町村の教育長、関係高等学校長等と意見交換を行ってまいりました。中高一貫教育校の設置に関しては、おおむね賛成との意見がある一方、小規模中学校や地元の高校への影響も懸念されるなどの意見もありました。このことから、今年度、地域の有識者やＰＴＡ、学校関係者等から、幅広く意見を伺う場を設けるなど、設置に関する課題を整理しながら、北部地域への中高一貫教育校の導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、地域振興についての御質問の中の(2)のア、国庫要請のスケジュールについてお答えします。

県では、令和２年度沖縄振興予算の確保に向け、市町村との意見交換や、関係団体からの意見聴取を実施するとともに、内閣府との意見交換を行っております。現在、市町村からの意見等を踏まえ、国庫要請の内容について検討しているところであり、７月には、要請内容について県議会議員の皆様や県関係国会議員への説明を行い、８月上旬には、知事を先頭にした国庫要請を行いたいと考えております。

次に同じく(2)のイ、(2)のウ、令和２年度国庫要請に向けた市町村及び関係団体の意見についてお答えします。３の(2)のイと３の(2)のウは関連いたしますので、恐縮でございますが一括してお答えいたします。

市町村との意見交換会では、多くの市町村から沖縄振興一括交付金の確保を求める意見のほか、離島・過疎地域の定住条件整備に関すること、社会基盤整備の促進に関することなどさまざまな意見をいただきました。また、関係団体からも産業振興、観光振興、農林水産業の振興、教育や子供の貧困に関することなど、幅広い意見をいただきました。

県といたしましては、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携し、県議会議員の皆様や県関係国会議員の御理解と御支援を賜りながら、引き続き地域の声をお伝えすることにより、沖縄振興予算の所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それではまず初めに、５の医療行政についての御質問の中の(1)のア、北部医療圏が抱える問題についてお答えします。

北部医療圏が抱える最大の問題は、慢性的な医師不足に起因する診療制限、診療休止及び患者の圏外流出であると認識しており、医師不足が発生する構造的な問題を解決し、医師の確保、定着が図られやすい環境を整えるためには、医師会病院と県立北部病院を統合し、基幹病院を整備することが必要であると考えております。また、北部医療圏は、医療資源が豊富な中南部医療圏と陸続きのため、患者が流出しやすい環境にあります。その一方で高齢化率が高く、南北約60キロメートルに及ぶ医療圏であり、他圏域への通院が困難な住民も一定程度存在しますことから、地域完結型の医療提供体制を構築していく必要があると考えており、北部基幹病院の早期実現に向けて今後とも鋭意取り組んでいきたいと考えております。

次に(1)のイ、新たな基本合意書案による経営システムについてお答えします。

新たな基本合意書案で示している基幹病院の経営システムとしましては、まず、設置主体は、県及び北部12市町村で構成する一部事務組合の沖縄県北部医療組合（仮称）としております。

次に、経営単位でございますが、公立北部医療センター（仮称）として、他の県立病院とは別に単独で経営することとしております。

最後に、経営形態につきましては、県及び北部12市町村が設立する一般財団法人北部医療財団（仮称）が基幹病院を指定管理することとしております。

次に(1)のウ、合意書案の経営システムで医師不足の解消が図られるとする理由についてお答えします。

北部医療圏における慢性的な医師不足の問題を抜本的に解決するためには、若手医師が勤務したいと思うキャリア形成の場としての機能及び魅力がある病院を整備する必要があります。保健医療部が初期研修医及び専攻医に対して行ったアンケートの結果によりますと、専門研修を受ける病院を選択する際に重視する点として、指導体制が充実していること、症例数が多いことなどキャリアアップが図られる環境がトップとして挙げられております。したがいまして、両病院を統合し基幹病院を整備することは、指導体制の充実及び症例数の確保を図る最善の方策であり、慢性的な医師不足に起因する北部医療圏の問題の抜本的な解決につながるものと考えております。

次に、北部看護学校についての御質問にお答えします。

北部地区医師会が運営する北部看護学校について、公立化を含めた運営のあり方の検討が行われていることについては承知しておりますが、基幹病院の基本的枠組みに関する協議の場において、この問題を協議したことはございません。

次に(4)のア、国保財政の平成30年度の決算見込みについての御質問にお答えします。

平成30年度からの国保財政は、市町村が徴収した保険料などを市町村が県に納付金として納め、県がそれと公費と合わせて保険給付に必要な費用を全額、市町村に交付する仕組みとなっております。

平成30年度の決算見込みにつきましては、収入済み額が納付金約497億5000万円を含む約1580億3000万円、支出済み額が保険給付費等交付金約1231億円を含む約1567億2000万円となっており、収支差の約13億1000万円が剰余金として繰り越される見込みになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　５、医療行政についての御質問の中の(2)ア、県立北部病院における産婦人科医師確保対策についての御質問にお答えします。

北部圏域の地域周産期医療を担っている県立北部病院においては、産婦人科医師の確保が重要であることから、今般、産婦人科の常勤医師を２名から３名に増員し、医療提供体制の強化を図ったところです。病院事業局においては、県立北部病院の医師の確保を図るため、引き続き、北部病院院長とともに県内外の大学病院への医師派遣要請や就業希望医師への視察ツアー

の実施、県立病院臨床研修事業における医師の育成などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　６、福祉行政についての御質問の中の(1)のア、福祉のまちづくり条例の整備基準等についてお答えいたします。

沖縄県福祉のまちづくり条例においては、全ての人が安全かつ快適に生活関連施設を利用できるようにするため、施設内容や規模に応じて最低限必要な整備基準を定めております。同基準ではスポーツ施設等に固定式の客席を設置する場合は、当該客席数の200分の１以上の車椅子使用者が利用できる区画を、200分の１が10を超える場合には10以上の区画を設けることとしております。

県としましては、事業者が地域の実情、利用目的等を勘案し、基準を遵守の上、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設を整備することが重要であると考えております。

同じく６の(2)のア、本県における児童虐待相談件数の推移についてお答えいたします。

本県の児童相談所で処理した児童虐待の相談件数は、平成25年度348件、平成26年度478件、平成27年度687件、平成28年度713件、平成29年度691件となっており、増加傾向が続いているものと考えております。

同じく６の(2)のイ、児童相談所の勤務経験年数ごとの職員数と職員増についてお答えします。

児童相談所に配属されている社会福祉職の勤務経験年数ごとの人数は、平成31年４月時点で３年未満が34人、３年から５年が16人、６年から10年が９人、11年以上が５人となっております。今回の法改正で、人口や相談件数等に応じた児童福祉司の配置基準や、医療職の配置強化等が定められたことから、その趣旨等を踏まえ、児童相談所の職員の増など体制強化に取り組んでまいります。

同じく６の(2)のウ、児童相談所の支援と介入の分離についてお答えいたします。

児童相談所においては、一時保護等の介入は原則虐待防止グループが行っており、その後の親子の再統合等の支援は、介入とは別の児童福祉司が行うなど役割分担を図っているところです。児童虐待については、背景や要因がさまざまであることから、ケースに応じた柔軟な対応を行っております。機能の分化については、今般の法改正の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく６の(2)のエ、児童相談所と警察との連携についてお答えいたします。

沖縄県では平成19年１月に、当時の福祉保健部長と警察本部生活安全部長との間で児童虐待防止対策等に関する協定書を締結し、取り組んでまいりました。今般の児童虐待死亡事案を受けて、さらなる連携の強化が必要であることから、新たに県警察と虐待事案全件を情報共有する協定書を締結し、連携して児童虐待防止に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　８、アジア経済戦略推進計画についての御質問の中の(2)のア、(2)のイの世界水準の観光・リゾート地の実現に関する計画策定時の数値と現状等についてお答えいたします。８の(2)のアと８の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

計画策定時と比べ、観光収入は5342億円から平成29年度は6979億円へ、外国人観光客数は99万人から平成30年度は300万人へ、平均滞在日数は3.84日から平成29年度は3.68日へ、那覇空港の国際路線数は10路線から平成30年度は14路線へと推移しております。計画最終年度の令和３年度に掲げている観光収入1.1兆円、外国人観光客数400万人、平均滞在日数4.5日、那覇空港の国際路線数15路線という目標値達成のため、観光２次交通機能の拡充や観光消費額の増加に向けたキャッシュレス化の推進、東南アジアや欧米等からの誘客強化等に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　幾つか再質問させてください。

まず行政指導についてです。

ちょっとびっくりですね。この間35件ですか、トータルで言うと34件でしたか。行政指導がされているのに、一向に埋立工事がとまらないということについては、これで法治国家なのかという思いをしています。直近のＫ18護岸のことについて行政指導したときに、県の文書をいただきましたけれども、防衛大臣は具体的な陸揚げ場所は特に限定されているわけでは

ありませんと。したがってＫ18護岸からの埋立材の搬入については問題がないと考えておりますというふうに答弁しているんですね。考えを述べています。

ところが皆さん、びっくりですよ。これはですね、設計概要説明書です。次読むのは設計概要説明書です。（資料を掲示） これは埋めるときに、さきに埋められた埋立区域の中仕切り護岸をガット船により陸揚げされた土砂を搬入すると。これは中仕切り護岸から搬入しますよということで、概要に書いてあるんです。ところが行政指導しても、特に場所を示していませんと。うそじゃないですか、これ。県、どう思うんですか。これは強く指摘すべきだと思います。

あと１点だけ、病院のことについてです。

砂川部長から答弁いただきましたけれども、やっぱりなぜ医師の確保ができるのかについてはまだ理解が十分できません。平成17年度の日経リサーチでは、47都道府県中37都道府県は医師不足が懸念されると。ほかの県でも47都道府県のうち37都道府県は医師不足であるというふうに回答しているんです。そこについても、もしお考えがあれば述べていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後０時３分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

令和元年６月11日付の文書におきまして、工事の中止を求める行政指導文書を発出しております。その中で中仕切り岸壁で埋立土砂を揚陸するとの願書の記載と異なっており、このような形でさらに違法を重ねることは断じて容認できるものではなく、ましてや土砂を投入することも絶対に許されないと指摘をしておりまして、直ちに工事を中止するとともに、既に投入された土砂を速やかに撤去するよう求めております。今後も強く指摘をしながら指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 再質問にお答えします。

初めに、北部医療圏において医師不足が生じる背景でございますが、やはり人口10万人の医療圏に中規模の２つの急性期病院が存在しているため、どうしても医療提供体制というのは分散します。その結果、両病院の診療体制が手薄になると。これは当直やオンコールの対応などで勤務医の負担を増加し、中堅医師の定着を阻害していることになると考えております。同時にこの提供体制の分散というのは、大学病院の派遣元医療機関の負担を増加させます。それが医師派遣の要求に対する対応を困難にしているというふうに考えます。さらに大学病院の派遣元医療機関が医師派遣の要求に十分対応できない状況というのは、若手医師への指導体制の確保を困難にすることになります。そして両病院の患者が分散しているため、それぞれの病院の症例が少なくなると。その内容にも偏りが生ずると。その結果、両病院において若手医師がキャリア形成を図る場としての機能、そして魅力というのが低下しております。これが若手医師の確保を困難にし、慢性的な医師不足の一因になっているというふうに考えております。慢性的な医師不足はさらに中堅医師を疲弊させて深刻化させると。大学病院等からの医師派遣にもまた懸念が生じると。そしてそれはキャリア形成機能をさらに低下させるという、こういう悪循環が働くことになると思います。現に今そういう状況が北部で起こっているのであろうと。

医師不足、医師確保の主な方策というのは医師の要請、それから外部からの医師派遣、医師の定着促進にあると考えますけれども、北部医療圏においてはキャリア形成の場としての機能及び魅力の低下、それから大学病院の負担増、勤務医の疲弊などいずれの方策を図る上でも問題を抱えている状況にあります。これらの問題は、２病院体制に起因する医療提供体制の分散、患者の分散が大きな要因であるというふうに分析しておりますので、こういった現状を解決するためにも北部医療圏において医師不足が生じる構造的な問題を解決して、医師の確保定着を図りやすい環境を整えるためには、やはり両病院を統合して基幹病院を整備する必要があるのだろうというふうに我々は考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後０時７分休憩

午後１時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　純恵さん　皆さん、こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

代表質問を行います。

６月23日の慰霊の日、早朝の土砂降りの雨は慟哭の涙だったのではないでしょうか。幼子や高齢者、多くの県民の皆さんが犠牲者を悼みました。二度と戦争をさせない決意が犠牲者を追悼する沖縄のチムグクルではないでしょうか。

玉城デニー知事は、２月の県民投票で72％の県民が辺野古新基地に反対を示したが、政府は民意を尊重せず新基地工事を強行し、民主主義と地方自治をないがしろにしていると平和宣言で述べました。県民投票の結果に確信を持って決して辺野古新基地をつくらせないと頑張っているデニー知事を県民は全力で支えています。知事が軟弱地盤の設計変更申請を認めない限り政治的にも物理的にも大浦湾の埋立工事は不可能です。一方、安倍首相の挨拶は、県民に約束をした普天間基地の運用停止、２月の期限が過ぎているのに一言も触れないばかりか、基地負担軽減に結果を出していくという言葉、辺野古新基地建設を強行するという安倍政権に沖縄の怒りは高まるばかりです。

年金が60代夫婦で2000万円不足する。貯金をしなければ老後は送れないという金融庁の報告書に不安が広がりました。100年安心の年金はどうなったのでしょうか。自己責任で老後資金を準備しなければ生活ができないと報告書は認めました。ところが都合の悪い報告書は受け取らないという安倍政権、国中で怒りが広がっています。消費税は所得の低い人に負担の重い不公平な税金です。消費税の10％増税、暮らしと景気を悪化させるという批判と不安が広がり、世論調査で60％近くが反対をしています。憲法９条改定問題も国会での多数議席を背景にして９条改悪に執念を燃やし日本を戦争する国につくりかえようとしていますが、安倍政権のもとでの憲法改定に反対が多数になって思惑どおりに進んでいません。原発輸出は失敗し、原発はコストがかからないと言ってきた原発コストが高騰して行き詰まっています。隠蔽とそんたくの政治が吹き出しています。自分の都合の悪いことは隠し、公文書改ざんや統計の偽装、国会審議から逃げ回る政治のモラルハザードは余りにも深刻ではありませんか。議会制民主主義が根底から脅かされています。

日本共産党は国政に提案しています。消費税に頼らないで、7.5兆円の財源が確保できます。大企業優遇税制を是正し、中小企業並みの負担を求めて４兆円、富裕層優遇の税制の見直しで3.1兆円、思いやり予算などの廃止で0.4兆円、新たな財源が確保できます。そのほか、辺野古新基地をやめれば２兆6500億円、１機116億円のＦ35戦闘機105機の購入をやめる、総費用6000億円以上とされるミサイル迎撃イージス・アショアの配備などアメリカからの兵器購入をやめれば新たな財源がつくれます。今必要なのは家計を温める経済政策です。中小業者を支援して最低賃金を直ちに全国一律1000円にし、1500円を目指して、８時間働けば普通に暮らせる社会にしようではありませんか。低過ぎる年金を底上げし、国保に１兆円の公費を投入して国保税を引き下げて暮らしを支える社会保障にしましょう。お金の心配なく学び、子育てできる社会をつくろうではありませんか。オールおきなわ全国で野党と市民連合が新しい政治を実現するために力を合わせています。憲法９条が生かされる平和な日本、暮らしに希望の持てる政治をつくっていくことを呼びかけて質問に入ります。

１、60歳代の夫婦は年金以外の老後資金で2000万円の貯金が必要と金融審議会が報告書を出しました。さらに、年金を自動的に削減するマクロ経済スライドが続けば基礎年金が３割削減されることが明らかになり、年金不安で政府への怒りが広がっています。沖縄県の平均年金額は幾らですか。無年金者は何人いますか。安心できる年金制度にすべきではないか、見解を問います。

10月の消費税10％増税に世論調査で６割近くが反対をしています。県民の暮らしと営業を壊し、県経済に大打撃を与える増税の中止について、知事の見解を問います。

暮らし、福祉行政について。

国民健康保険制度について。

政府は標準保険料率の水準を統一化していくことを自治体に要求しているが、自治体が従う法的義務はありません。保険料の統一化は、国の責任を放棄して県や自治体、県民に負担を押しつけるものではないか、見解を問います。

ことし１月総務省は県や市町村との担当者会議で、一般会計からの法定外繰り入れの計画的な廃止を要請しています。沖縄県は繰り入れについては市町村の自主性を尊重すると明言しています。市町村に県の立場を周知することについて。

10年前から前期高齢者交付金がつくられ、前期高齢者の多い市町村ほど多く交付される仕組みによって

全国では市町村国保会計の赤字が解消されました。ところが、沖縄戦の影響で前期高齢者の割合が少ない沖縄県は、交付金が少ない不利益が続き2017年度も赤字の県となっています。県や市町村長会が要求している不利益額はどれだけか。補塡されていない額はどれだけか。政府に補塡の実行を迫るべき。

全国知事会、市町村長会は１兆円の公費負担を政府に要求しています。協会けんぽに比べて２倍の保険料負担にもなる、高過ぎて払いたくても払えない国保税は引き下げるべきです。１兆円の公費負担が実現したら、沖縄県では保険料がどれだけ引き下げられるのか。実現させるための取り組みを伺います。

介護保険制度は保険料の引き上げが続き、特別養護老人ホーム入所が要介護３以上に改悪をされ、要支援１、２が介護保険から外され、今後、要介護１、２を介護保険から外そうとし、まさに保険料を払って介護が受けられない制度となっています。後期高齢者医療制度は、保険料負担がふえ続けています。高齢者が安心して医療や介護が受けられる制度への転換が必要ではないですか。

子供医療費の無料化拡大について。

全国の自治体数と就学前までの無料化を実施している自治体はどれだけですか。小学校卒業まで無料化、中学校卒業まで無料化している自治体はそれぞれどれだけですか。

翁長県政は2015年に就学前まで通院費助成を拡大、2018年10月から就学前までの窓口無料化を実現しました。しかしながら、昨年の小中学生調査で、経済的理由で困窮層の３割で病院に行けなかった結果が出ました。中学卒業までの医療費無料化は喫緊の課題となっています。急ぐべきです。

県は無料化拡大のため市町村との協議会を設けたが、協議の結果はどうなったか。来年度の拡大計画を問います。

子供の貧困対策について。

２回目の小中学生調査を行った結果と見解を問う。今後の取り組みを伺います。

給付制の奨学金を県内大学や専門学校に拡大することについて。

学童クラブの保育料調査について伺います。困窮家庭でも利用できるように、補助を増額して保育料を引き下げることについて。

申請した保育園に入所できない待機児童問題は、家計や女性の社会参加にも困難をもたらしています。保育士不足も指摘されていますが、処遇改善や認可外保育園の認可化、認可園の増設について問います。

ひきこもりが全国100万人以上と言われています。競争や格差をあおる教育や政治がもたらしているという指摘もあるが、ひきこもりは県内に何人いますか。抜本的な行政支援が必要と考えるが、県の取り組みについて。

児童虐待相談や困難事例への対応など24時間365日の激務によって児童相談所の職員が疲弊しています。一時保護所を含めて専門職員を正規で雇用し、体制を強化することについて、具体的な強化策をお尋ねします。

雇用問題について。

中小業者の社会保険料負担金を支援するなどして最低賃金を直ちに全国一律1000円、1500円を目指すことについて見解を問います。

保育士、介護士、学童支援員などは非正規雇用や処遇の悪さで就労者不足が深刻です。処遇改善と正規雇用にするための取り組みについて。

県や教育庁などの障害者雇用率を達成するためには、何人の採用が必要なのか。今年度は達成できるのか、採用計画について伺います。

県立北部病院の産婦人科体制について改善されましたか。北部基幹病院構想は県立病院を充実させて、産婦人科などの医師不足を解決する立場で進めることについて。

高校生を含む少年の大麻所持事件は深刻です。中学生にも広がっていると言われているが実態と対策を伺います。人格変容や社会生活への不適応、精神病や身体を破壊してしまう大麻の害悪を教えるために小中学校、高校での薬物教育を強化することについて。

パワハラ、セクハラをなくし、男女の賃金格差など性差別をなくし、個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等などの実現のための教育委員会、知事部局の取り組みについて、また、民間の取り組み強化について。

教育行政について。

学び直しをする公立夜間中学校の設置について進捗を伺います。

学校での沖縄戦の学習と成果を問う。また、米軍占領下で人権獲得や自治権、民主主義獲得のために沖縄の先人がどのようなことをしたのかを学ぶ、戦後史の授業を取り込むことについて。

10年前と比べて不登校はどうなっているか、全国との比較はどうか。全国学力テストが大きな要因だという指摘もあるが、不登校の要因と解決策を伺います。

臨時教員は本務教員と同じ処遇ですか、現状はどう

ですか。妊娠によって臨時教員をやめた人はいませんか。

米軍基地を要因とする北谷浄水場の汚染問題について。

北谷浄水場の水が、使用禁止されている有害物質のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに汚染されています。他の水源を持つ浄水場はゼロに近い数値であるのに比べて、天願川、比謝川や嘉手納井戸群などから取水している北谷浄水場は嘉手納基地の汚染源をもとから絶たなければ安全な水にはなりません。発がん性の疑い、胎児や乳児への影響、健康への害悪は将来の世代にも取り返しのつかない重大問題です。

以下を問います。

県環境部や企業局のこれまでの取り組みと政府や米軍の対応について。

嘉手納基地で2014年から17年まで行ったＰＦＯＳ調査を日本政府は知っていながら公表してこなかった。嘉手納基地への立入調査、使用履歴の公表について、直ちに実現できるよう要求すること。

北谷浄水場から配水される市町村と人口、そのうち米軍への配水の割合。

嘉手納井戸群を調査し、北谷浄水場の取水源で汚染の可能性のある場所を取水停止すること。

県民の飲料水を安全な石川浄水場や西原浄水場に切りかえること。

米国の生涯健康勧告値が厳しく指摘されてきた経過とその理由、米国保健福祉省が求めている規制値はどれだけか。今後、さらに厳しくされる見通しについて。

国に基準値がないということだが、米国の最も厳しい州などの基準を日本の基準値にすることを要求すること。

京都大学が宜野湾市民の血中濃度調査をした結果、ＰＦＯＳは全国平均の４倍、規制に向けて国際的議論が進んでいるＰＦＨｘＳは53倍と高い濃度が出ている。普天間基地が汚染源と指摘されているが、広大な米軍基地に囲まれた県民の血中濃度検査を早急に行うことについて。

米軍基地内の立入調査を求める条例改正を行った経緯及び嘉手納基地内の立入調査を県条例に基づいて、基地司令官に要請すべきではないか、取り組みを伺います。

普天間米軍基地について。

オスプレイや外来機の夜間早朝の騒音が増加しているが、基地使用の実態について。

普天間基地の即時運用停止、閉鎖・撤去を実現する取り組みについて。

浦添市立浦西中学校に米軍ＣＨ53Ｅ大型ヘリから部品が落下し、生徒や教職員の恐怖と不安は拭い去れない。老朽化した同型機は、昨年４月に米国で墜落し４人の乗員が死亡。先日、米国カリフォルニアで飛行中に出火し、緊急着陸後炎上している。東村高江での墜落炎上、普天間第二小学校での窓落下、緑ヶ丘保育園で部品を落下させました。学校や保育園の子供たち、県民の命、安全を守るために直ちに飛行禁止すべきであるが、政府への対応を問う。米国政府への飛行禁止を求める知事の決意を伺います。

２月の県民投票の結果で43万人余、72％の辺野古埋立反対の民意を示したのに工事が強行されています。知事は６月11日から全国キャラバンを開始しているが、全国行動する知事の決意を伺います。

６月23日は、知事にとって初めての全県戦没者追悼式となったが、安倍政権の憲法９条を改悪する動きの中で二度と戦争をさせないための知事の決意を伺います。

改正ドローン規制法は、辺野古新基地建設を覆い隠し、米軍基地を秘密にし、国民の知る権利、報道の自由を奪う憲法違反の改悪法であります。米軍基地の適用除外を求めるべきだが、知事の見解について。

辺野古新基地をつくらせないために。

６月13日に米議会調査局が出した報告書は、辺野古新基地建設は工期も費用も不確定としているが、報告書の内容を問う。軟弱地盤の辺野古に新基地建設は見通しが立たないと米国が認めているということではないか。

防衛局の2017年度事後調査報告書に対して、県環境影響評価審査会が出した答申案はどんな内容ですか。

防衛局が違法に土砂の陸揚げを行っているＫ９護岸に加え、６月11日、Ｋ８護岸から陸揚げを強行したのは許せません。サンゴ移植やジュゴン保護、設計概要の変更問題など違法の内容について伺います。

国土交通大臣を相手に予定している訴訟の提訴理由と決意を伺います。

軟弱地盤の改良のための設計変更申請に対する対応について。

絶滅危惧種のジュゴン３頭のうち１頭が死骸となって発見されました。その他２頭も姿を消しています。埋立工事の影響は明らかであります。海草藻場の保全はどうなっているのか。２頭の確認まで工事を中止させるべきではありませんか。保護区を設置すべきではないですか。

辺野古新基地建設工事にこれまで日本国民の税金がどれだけ使われたか。また、軟弱地盤の設計変更を仮定して今後の埋立経費、警備費用はどれだけですか。

米軍基地問題について。

嘉手納基地や普天間基地に外来機が飛来して爆音が激化しているのではないか、実態はどうか。負担軽減に逆行する外来機の飛来を完全に禁止すること。

米海軍兵による女性殺害事件の悲しみ、怒りが冷めない中、米軍が加害者となる事故・事件が多発しています。どのようなことがどれだけ起こっているか。

北部訓練場は夜間を含め訓練が激しくなっているのではないか、実態を問います。高江の住宅地に近いＮ４オスプレイ着陸帯を閉鎖・撤去させることについて。

浦添新軍港は国内法の及ばない治外法権の米軍専用施設になります。民港発展の阻害物となる軍港は民港と相入れません。浦添市長はかつて軍港はないにこしたことはないと公言しています。那覇軍港の早期返還は、県、那覇市、浦添市が一緒になって移設条件なしを要求するのが一番の近道ではないか。

住民地域に落下する危険のあるパラシュート訓練を県内のどこでも禁止を求めることについて。

日米地位協定は、日本国憲法の上に日米地位協定があると言われる従属協定のまま今日まで沖縄県民の人権や尊厳を奪い続けています。これまでの調査結果で、諸外国と日本とを比べた根本的な違いは何か。今後の調査計画、日米地位協定の抜本改定を決議した全国知事会の今後の対応、県の取り組みを問います。

島嶼防衛を口実にした石垣、宮古への自衛隊配備問題について。

住民が反対している石垣へのミサイル配備は、カンムリワシの営巣期間を無視して工事が進められています。絶滅危惧種の保護、水源問題、住民無視の工事に対する見解を問います。

宮古島へのミサイル部隊配備のために、政府は住民に情報隠しを行っていました。どのような問題があるか。手続違法の自衛隊配備をやめさせるべきではないか。

浦添市までのモノレール延長の開業の見通しはどうか。旅客計画と実績について、３両化に向けた取り組みを伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

全国キャラバンについての御質問の中の11の(1)、トークキャラバンについてお答えいたします。

全国知事会は米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。沖縄県は、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としトークキャラバンを実施することとしております。去る６月11日に東京でキックオフ・シンポジウムを開催したところであり、今後、複数の政令指定都市で行うトークキャラバンを初め、私または副知事の各地への出張機会の活用や、インターネット、ＳＮＳによる配信等を通じて、広く全国の皆様に対し働きかけてまいりたいと考えております。

次に、平和宣言についての御質問の中の12の(1)、二度と戦争をさせないための知事の決意についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式においては、史上まれに見る激烈な戦火により犠牲になられた全てのみたまに哀悼の誠をささげました。この戦争体験を次世代に継承していくことが私たちの使命であります。

ことしの平和宣言では、普天間飛行場の辺野古移設問題を含めた基地問題などについて、県民や県外・国外の皆様と民主主義の尊厳を大切にする思いを共有し、対話によりこの問題を解決していく決意を表明したところです。また、平和を愛する守礼の邦の文化とアイデンティティーを胸に、恒久平和への願いを世界に広く伝えたいとの思いから、その宣言の一部をウチナーグチと英語で表現しました。平和を希求する沖縄のチムグクルを世界に発信するとともに、全ての人の尊厳を守り誰ひとり取り残すことのない多様性と寛容性にあふれる平和な社会を実現するため、全身全霊で取り組んでいくことを強く宣言したものであります。

次に、沖縄都市モノレールについての御質問の中の18の(1)、延長開業の見通しと３両化の取り組みについてお答えいたします。

沖縄都市モノレール延長区間は、10月１日に開業することとなります。また、昨年度の１日当たりの平均利用客数は５万2355人であり、将来の需要予測については、2030年度の１日当たりの利用客数を７万5000人と予測しております。この予測結果を受け、沖縄都市モノレール中長期輸送力増強検討会議においては、３両化が望ましいとの意見を取りまとめたところであり、国との協議を踏まえ、次年度からの事業実施に向けて取り組んでいるところであります。

その他の御質問については、部局長から答弁をさせ

ていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、年金についての(1)、沖縄県の平均年金受給額及び無年金者数についてお答えします。

厚生労働省が公表している資料によりますと、平成29年度の沖縄県の平均年金受給月額は、厚生年金で12万5338円、国民年金で５万2134円となっております。また、厚生労働省が３年ごとに実施している平成28年公的年金加入状況等調査によると、本県の65歳以上の方のうち、無年金者や公的年金を受給する権利はあるが、受給の繰り下げをするなどでまだ受給していない方は、合計で約１万8000人となっております。

県としては、誰もが安心できる年金制度を国において確立することが重要であると考えております。

次に３、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(2)のア、高齢者が安心する介護保険制度についてお答えします。

介護保険制度では、高齢者の要介護状態の重度化の防止等を図りながら、必要な人に必要なサービスを提供することが重要であります。県では、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に、市町村と連携して取り組んでおります。また、介護保険財政の維持や制度への国民の理解を得ていくため、費用負担全体を見直すよう、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じ、厚生労働省に要望しているところであります。

同じく３の(4)のア、小中学生調査の結果等についてお答えします。

沖縄県では、平成30年度に２回目となる小中学生調査を実施しました。調査の結果、困窮世帯の割合が25％となり、平成27年度調査と比較し、4.9ポイント改善していますが、依然として厳しいものと認識しております。また、就学援助制度の利用率が向上していることや、小学生の自己肯定感にも改善の傾向が見られているものの、保護者の就労状況の不安定さや家庭生活の余裕のなさが、子供の生活習慣などに影響を及ぼす可能性が指摘されています。自由記述においては、保護者からは、子供の夢を経済的な理由で諦めさせたくない、子供たちからは、私の地域にも子供の居場所をつくってほしいなどといった声が上がっています。

沖縄県としましては、こうした声を真摯に受けとめ、子供の居場所の開設支援やネットワークづくりの推進、雇用の質の改善等に向けた取り組みなどを推進してまいります。

同じく３の(4)のウ、放課後児童クラブの利用料引き下げについてお答えいたします。

平成30年度に実施した小中学生調査において、放課後児童クラブを利用していない保護者に対して理由を尋ねたところ、利用料が高くて諦めたとする困窮層の割合が高いこと、また、そのうち約９割が6000円未満の利用料を希望していることなどが明らかとなりました。クラブの利用料については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、ひとり親世帯等を対象に負担を軽減する市町村に対して交付金を交付しており、平成30年度の実績は、14市町村1721人となっております。

県としましては、今回の調査結果で明らかとなった保護者のニーズ等を市町村に共有するとともに、基金の活用等について市町村に周知してまいりたいと考えております。

同じく３の(4)のエ、保育士の処遇改善や認可外保育施設の認可化、認可園の増数についてお答えします。

保育士の処遇改善については、国における公定価格の改定や、県独自の施策として、保育士の正規雇用化促進事業などを実施しております。認可外保育施設の認可化については、平成21年度から30年度までに、114施設が認可保育所等に移行したところです。また、認可保育所等の施設数については、平成27年４月の433カ所から31年４月には805カ所となり、372カ所が増設されております。

同じく３の(6)、児童相談所の体制についてお答えいたします。

増加する児童虐待相談や困難ケースへの対応、保護者との対立や命にかかわるリスクを見きわめなければならない重圧など、児童相談所職員の精神的負担は大変重いものと認識しております。児童相談所においても、正規職員と臨時・非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を行っております。

県としましては、業務の検証を行うとともに、今後とも児童相談所の運営が安定的に行えるよう機能や体制の強化を図ってまいります。

次に４、雇用問題についての御質問の中の(2)、保育士等の処遇改善等についてお答えいたします。

保育士の処遇改善については、国において、毎年、公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで約12％の改善が図られたほか、平成29年度から技

能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しております。また、保育士の年休や休憩取得等の支援事業のほか、保育士正規雇用化促進事業を実施しております。介護職員の処遇改善については、国において平成21年度から介護職員処遇改善加算の拡充など、数次にわたる取り組みを行っており、今般、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、介護職員等特定処遇改善加算を創設することとしております。放課後児童支援員の処遇改善については、クラブに対し、勤続年数や研修実績に応じた賃金改善経費等の補助を行っております。

県としましては、引き続き国や市町村と連携し、保育士等の処遇改善に努めてまいります。

次に７、ジェンダー平等の取り組みについての御質問の中の(1)のイ、ジェンダー平等などの実現に向けた取り組みについてお答えします。

個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等などの実現のためには、性別にかかわりなく、個性や能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重しながら、喜びと責任を分かち合う社会の実現が重要であると考えております。県では、第５次沖縄県男女共同参画計画を策定し、家庭・職場・地域・社会全体の４つの分野において目標値を定め、沖縄県男女共同参画推進本部を設置し、全庁体制で取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、消費税増税に対する知事の見解についての御質問にお答えします。

消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえて、十分な配慮が必要であると考えております。国においては、平成30年12月に開催された経済財政諮問会議で公表した、軽減税率制度の実施や低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券の発行等、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応していただきたいと考えております。

次に４、雇用問題についての御質問の中の(3)のア、知事部局の障害者雇用率及び障害者採用計画についてお答えします。

平成30年６月１日時点の知事部局における、厚生労働省が定める方法により算定した障害者数は111.5人、障害者雇用率は2.07％となっております。法定雇用率2.5％を達成するために同時点で不足している人数は22.5人であり、平成31年１月１日から令和元年12月31日までの１年間で、障害者雇用の進んでいない非常勤職員を中心に23人を雇用する計画を策定しております。平成31年４月１日時点での採用実績は常勤職員２人、非常勤職員９人の計11人となっており、引き続き目標達成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それではまず初めに３、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(1)のア、国保の保険料の統一化についての御質問にお答えします。

それぞれの市町村によって、所得水準、医療費水準、財政運営状況等が異なることから、被保険者の保険料負担についても市町村によって異なっております。しかし、県内のどこに住んでいても所得・世帯構成が同じであれば同じ保険料とすることが、被保険者目線では、より公平な負担となるのではないかと考えております。保険料の統一につきましては、県及び全ての市町村において、統一に向けた理念を共有できるか、統一化を目指すべきか、現在、協議を行っているところであります。

次に(1)のイ、法定外繰り入れに関する考え方についてお答えします。

一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、今後も各市町村の判断で行うものと考えており、平成30年２月２日に行われた国民健康保険理事者等特別研修会及び４月27日に行われた沖縄振興拡大会議におきましても県の考え方を説明しているところです。

次に(1)のウ、前期高齢者交付金についての御質問にお答えします。

前期高齢者交付金は、平成20年度からの高齢者医療制度の見直しにより導入されたもので、制度の仕組みが全く異なるものであることから、不利益額の算出は困難であります。しかし、制度の改正に伴って、市町村の財政状況が厳しくなったのは事実であることから、前期高齢者財政調整制度の創設に起因する本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について、県は、これまで市町村及び国保連合会と連携して国に要請しているところであります。

次に(1)のエ、国への公費負担要求の取り組み等についての御質問にお答えします。

全国知事会は、平成30年７月の平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望書において、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等さまざまな財政支援の方策を講ずるよう国に要望しておりま

す。

県としましては、今後とも知事会等を通じて要請を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。

次に(2)のイ、高齢者が安心できる医療制度についての御質問にお答えします。

後期高齢者医療制度における沖縄県の被保険者１人当たり平均保険料月額は、平成20年度4450円、平成22年度4590円、平成24年度4884円、平成26年度5026円、平成28年度5320円、平成30年度見込みで5644円と年々増加しております。

県としましては、後期高齢者がこれからも安心して医療を受けられる制度の構築が重要であると考えており、今後も給付と負担の見直しなど国の社会保障に係る検討状況を引き続き注視していきたいと考えております。

次に(3)のア、こども医療費助成事業関係の無料化の自治体数についての御質問にお答えします。

厚生労働省の行った乳幼児等に係る医療費の援助についての調査結果によりますと、全国の市区町村1741団体のうち、一部負担を含む医療費援助を実施しているのは、通院の場合、就学前までは111団体、小学校卒業までは118団体、中学校卒業までは1022団体、その他490団体となっております。次に入院の場合、就学前までは12団体、小学校卒業までは81団体、中学校卒業までは1131団体、その他517団体となっております。また、今年度沖縄県が独自に行った調査によりますと、都道府県においては、通院の場合、就学前までは25団体、小学校卒業までは４団体、中学校卒業までは７団体、その他11団体となっており、入院の場合、就学前までは20団体、小学校卒業までは６団体、中学校卒業までは14団体、その他７団体となっております。

次に(3)のイ、子供医療費無料化の拡大についての御質問にお答えします。

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、制度の統一性を図る観点から可能な限り多くの市町村が実施できる内容で基準を設定する必要があると考えております。

県としましては、県内のどの市町村においても同様なサービスの提供が受けられるよう、中学卒業までの拡大を視野に入れながら市町村と協議を進めていきたいと考えております。

次に(3)のウ、市町村との協議及び無料化拡大についての御質問にお答えします。

県は、平成30年６月及び11月に、こども医療費助成事業主管課長会議を開催し、各市町村と制度の拡充に向けた意見交換を行ったところであります。現在、こども医療費助成制度の拡充に係る市町村の意向調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、引き続き市町村と協議を進めていきたいと考えております。

次に(5)、ひきこもりの県内の状況と取り組みについての御質問にお答えします。

国が行ったひきこもりに関する実態調査から推計しますと、県内のひきこもり者数は、約１万3800人となります。現在、ひきこもり専門支援センターにおいて本人・家族の相談支援を行っているところであり、また、昨年度はひきこもる子どもの未来を考える家計相談と題し、ファイナンシャルプランナーによる経済的な問題を考える機会としての講演会を開催いたしました。今後は就労支援、居場所づくり、経済的な支援等福祉的な対策への取り組みを関係部局と連携しながら検討していきたいと考えております。

次に５の産婦人科体制についての御質問の中の(1)のイ、北部基幹病院構想についての御質問にお答えします。

北部医療圏における慢性的な医師不足の問題を抜本的に解決するためには、若手医師が勤務したいと思うキャリア形成の場としての機能及び魅力がある病院を整備する必要があると考えております。保健医療部が初期研修医及び専攻医に対して行ったアンケートの結果によりますと、専門研修を受ける病院を選択する際に重視する点として、指導体制が充実していること、症例数が多いことなどキャリアアップが図られる環境がトップとして挙げられております。したがいまして、両病院を統合し基幹病院を整備することは、指導体制の充実及び症例数の確保を図る最善の方策であり、慢性的な医師不足に起因する北部医療圏の問題の抜本的な解決につながるものと考えております。

次に９の米軍基地を原因とする北谷浄水場の汚染問題についての御質問の中の(8)、ＰＦＯＳ等の血中濃度検査についての御質問にお答えします。

京都大学の調査では、現状では、血清中ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは1981年に比べて大幅に減少しており、ＰＦＨｘＳを含めて、健康影響があるレベルとは考えにくく、したがって、水道水利用は、現在の知識で判断すると、安全なレベルにあると言えると報告されております。

県としましては、健康に影響を及ぼす血中濃度等の医学的な基準の設定について情報収集し、その必要性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の暮らし、福祉行政について(4)のイ、給付型奨学金の拡大についてお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として実施しております。一方、国の新たな修学支援制度におきましては、県内大学や専門学校等への進学者も含めて、給付型奨学金の対象者や給付額を拡充するほか、新たに授業料減免制度を創設する内容となっております。県の給付型奨学金の県内大学や専門学校への拡充については、国の新たな修学支援制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、４の雇用問題についての御質問で(3)のイ、県教育委員会における障害者採用計画についてお答えいたします。

県教育委員会においては、平成30年６月１日現在で、障害者法定雇用率2.4％に対して1.51％となっております。このため、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、令和２年12月31日までに124人を採用し、法定雇用率を達成する計画を作成しております。平成31年４月１日には、新たに10人を採用したところであり、引き続き本計画に沿って法定雇用率達成に向け取り組んでまいります。

次に６の薬物教育についての御質問で(1)のア、大麻所持事件の実態と対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、今回の事件を受け各学校長宛て、大麻等薬物乱用防止に係る指導を徹底するよう通知を行うとともに、県立学校緊急校長研修会、緊急生徒指導主任連絡協議会を開催し、指導の強化について確認を行ったところであります。各学校では、警察、専門家を招聘した薬物乱用防止教室を開催するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や道徳等、関連教科を初め、組織的・計画的な指導計画のもとで、教育活動全体を通して薬物乱用防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、これまでの取り組みについて検証するとともに、学校、県警、沖縄麻薬取締支所、ＰＴＡ連合会等の関係機関及び家庭、地域社会との連携を密にして、児童生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

次に７のジェンダー平等の取り組みについての御質問で(1)のア、ジェンダー平等などの実現に向けた取り組みについてお答えいたします。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について、組織的・計画的に教育活動を推進しております。具体的には、社会科、家庭科、特別な教科道徳、特別活動等の教科を中心に、学校教育全体を通して指導の充実を図っております。

次に８の教育行政についての御質問で(1)、公立夜間中学校についてお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学設置検討に当たって、平成30年度に対象者等の詳細なニーズなどを把握するため調査を実施したところであります。今年度は、調査結果を踏まえ、公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、夜間中学の設置主体や設置規模等、そのあり方について検討することとしております。

同じく８の(2)、沖縄戦の学習と成果等についての御質問にお答えいたします。

戦後74年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。そのため県教育委員会としましては、教職員に対して、平和学習の教材を提供するポータルサイトの開設や、初任者研修において戦跡めぐりや研究授業等を取り入れ、研修の充実に努めております。成果としましては、児童・生徒の平和メッセージ展に2000点を超える多数の応募があること、また集団自決や宮森小ジェット機墜落事故をテーマにした舞台劇に取り組むなど、生徒の平和を希求する態度の育成が図られているものと考えております。また、戦後史の授業については、沖縄の歴史等の学校設定科目を設け、祖国復帰運動と沖縄返還など、戦後の沖縄の歴史について学んでいる学校もあります。今後とも、沖縄戦の教訓を次世代に継承していくとともに、戦後史の授業のより一層の充実を図っていきたいと考えております。

同じく８の(3)、不登校の要因と対策についての御質問にお答えいたします。

不登校児童生徒数は、1000人当たり、平成21年度では沖縄県12.1人に対し、全国は11.8人、平成29年度では、沖縄県17.3人に対し全国14.7人となっております。不登校は、さまざまな要因が考えられますが、平成29年度文部科学省の問題行動等調査によりますと、主な要因として、漠然と身体の不調や不安を訴えたり、無気力で何となく登校しないなどが挙げられております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセ

ラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を活用した学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めてまいります。

次に同じく８の(4)、臨時的任用職員の待遇等の御質問にお答えいたします。

臨時的任用職員の給与や勤務時間、休暇制度については、本務職員と同じ給与条例及び勤務時間条例が適用されており、基本的には本務職員と同様となっております。また、臨時的任用職員の辞職は、本人の申請に基づき行っておりますが、その理由の把握は難しい状況にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４、雇用問題についての御質問の中の(1)、最低賃金についてお答えいたします。

国は、令和元年６月に開催された経済財政諮問会議において、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとの方針を示すとともに、中小企業等が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むこととしております。

県としましては、国の動向を注視しつつ、県内企業の経営革新や経営基盤の強化等の各種施策を推進するとともに、労使団体や支援機関等との連携を強化し、企業の成長と分配の好循環の構築を図り、労働者の賃金の上昇につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　５、産婦人科体制についての御質問の中の、県立北部病院における産婦人科の診療体制についての御質問にお答えします。

病院事業局においては、県立北部病院産婦人科の常勤医師を２名から３名へ増員し、北部圏域における周産期医療の診療体制を強化したところです。診療体制の強化により、これまでより多くの妊婦の分娩や婦人科の疾患に対応することが可能となりました。また、夜間等の救急診療にも対応できる体制となり、中南部へ搬送されていた患者の負担軽減も図られております。引き続き、県立北部病院における周産期医療の充実強化に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　６(1)のイ、高校生を含む少年の大麻所持事件の実態と対策についての御質問のうち、大麻取締法違反事件の概要についてお答えをいたします。

本年２月、沖縄本島内において別事件で捜査対象となっていた高校生の携帯電話の履歴に大麻に関すると見られるやりとりが認められたことから、さらに捜査を進めたところ、この高校生とは別の高校生がＳＮＳを使って県外から大麻を購入し、複数の高校生に譲渡していた事実が判明をいたしました。このほかにも沖縄本島内において昨年12月から本年４月までの間に、高校生を含む少年複数の間で大麻の所持や譲渡が行われていた疑いが浮上しました。このため関係先の捜索差押えや関係者の事情聴取等、所要の捜査を実施した結果、事件関係者として県内の高校生14名を含む23名の少年の関与が明らかとなり、うち高校生５名を含む10名を本年５月末までに大麻取締法違反で立件送致し、現在も捜査を継続しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　９、米軍基地を原因とする北谷浄水場の汚染問題についての御質問の中の(1)のア、ＰＦＯＳ等に係る環境部の取り組みと政府や米軍の対応についてお答えします。

環境部では、平成28年度の全県的な調査に基づき平成29年度から普天間飛行場周辺湧水等で調査を実施しております。また企業局調査でＰＦＯＳ等が高濃度で検出された比謝川周辺の湧水等及び天願川を平成30年度から新たに調査地点に加えたところです。この問題解決のため、令和元年６月12日及び13日に関係大臣に対し玉城知事が環境基準値の設定、原因究明や適切な対策の実施、さらに、米軍基地内でＰＦＯＳ等を使用しないこと及び県職員が調査のため軍施設・区域へ立ち入ることを許可するよう、米軍に対し求めることなどをあわせて要請したところです。

同じく９番、米軍基地を原因とする北谷浄水場の汚染問題についての(9)のア、米軍基地内への立入調査に係る条例改正の経緯についてお答えします。

県では、沖縄県公害防止条例を全部改正し、米軍基地に起因する環境問題に対応するための規定を盛り込んだ沖縄県生活環境保全条例を平成21年10月１日から施行しております。立入調査については、同条例第３条の２第３項において、米軍基地に起因すると思われる大気、水、土壌の環境の汚染により、県民の健康

に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、立入調査を求めるものとすると規定されております。

14番、辺野古新基地についての御質問の中の(2)、平成29年度事後調査報告書に対する答申案についてお答えします。

平成29年度普天間飛行場代替施設建設事業に係る事後調査報告書等については、現在、沖縄県環境影響評価審査会において審議を行っているところであります。去る５月29日の審査会における答申案では、事業者は、「「環境影響評価書に示した環境保全措置を実施することにより、環境影響を低減できていると考えられ」るとしているが、調査や評価の内容が、適切なものか疑問がある」との指摘や、サンゴの移植、ジュゴンの調査範囲の拡大などについての意見が示されております。

続きまして14番、辺野古新基地についての御質問の中の(6)のイ、ジュゴンの保護区設定についてお答えします。

平成29年度ジュゴン保護対策事業報告書において、ジュゴンの保護方策の一つとして保護区等の設置について示されており、平成30年度以降もジュゴンの餌場として主要な７海域において引き続き調査を実施しているところであります。主要７海域の一つである辺野古・大浦湾は、県の自然環境保全に関する指針において評価ランクⅠ及びⅡと評価されていることや、国が日本の重要湿地500、重要海域に選定していることなどから、自然環境豊かな重要な地域であると考えております。

県としましては、主要海域の調査結果等をもとに、有識者の意見を踏まえた上であらゆる保護の方策について検討してまいります。

続きまして15番、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のア、嘉手納基地及び普天間基地周辺における航空機騒音激化の実態についてお答えします。

県が関係市町村と連携し実施している平成30年度航空機騒音測定結果速報値によりますと、嘉手納飛行場周辺については、21測定局中８局で環境基準を超過しており、前年度とほぼ同様の結果となっております。一方、普天間飛行場周辺については、15測定局中２局で環境基準を超過し、前年度の１局から増加したほか、１日当たりの騒音発生回数も８局で前年度より増加しております。また、５月には、外来機Ｆ35Ｂの飛来により、県に記録が残る平成10年度以降最も高い124.5デシベルの騒音が観測されております。さらに、沖縄防衛局が実施した航空機離着陸回数目視調査結果によりますと、平成30年度の外来機離着陸回数は、1756回で、前年度の4.2倍に増加しており、このことから、たび重なる外来機の飛来等が普天間飛行場周辺の騒音に大きな影響を与えていると考えております。

続きまして17番、島嶼防衛を口実にした石垣、宮古への自衛隊配備問題についての御質問の中の(1)のア、工事における希少種への配慮についてお答えします。

県は、沖縄防衛局長に対し平成31年２月28日付で、カンムリワシ等の希少な野生動物種の繁殖期間に騒音、振動が生じる工事を一時休止すること等の措置を行うこと及び同局が実施している現況調査を提供することを求めているところですが、現在のところ調査結果は得られておりません。希少種の保護については、種の保存の観点から重要であり、事業者において十分に配慮すべきものと考えております。

県としましては、適切な配慮がなされているかを把握するためにも、引き続き調査結果の提供を求めていくこととしております。

同じく17番、島嶼防衛を口実にした石垣、宮古への自衛隊配備問題についての御質問の中の(1)のイ、自衛隊配備による水源問題についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき、建設予定地を流域に含む宮良川の４地点で、毎年水質調査を実施しております。現在のところ、環境基準値を超える有害物質等は検出されておりませんが、事業者である沖縄防衛局は、地元の理解が得られるよう環境に配慮して事業を実施する必要があると考えております。

県としましては、今後も継続して水質の状況を監視してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　９、米軍基地を原因とする北谷浄水場の汚染問題についての御質問の中の(1)のイ、これまでの取り組みと政府等の対応についてお答えをいたします。

嘉手納基地に隣接する河川等でのＰＦＯＳ等の検出は、嘉手納基地が汚染源である可能性が高いと考えており、企業局においては、在沖米軍に対する嘉手納基地内への立入調査の申請や、在沖米軍、沖縄防衛局及び企業局による３者連絡会議を行っております。また、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等の要請においても、調査に協力すること及び適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めてきたところであ

ります。しかしながら、立入調査や在沖米軍が実施した文献調査結果の県への提供、過去の費用補償については、現在のところ実現しておりません。これらの実現に向け、６月12日から13日に、県として防衛大臣等に対し要請を行ったところです。一方、沖縄防衛局との協議の結果、今年度から実施する北谷浄水場粒状活性炭設備改良事業については、補助金を交付するとの回答を得ております。今後とも、この問題の早期解決が図られるよう、沖縄防衛局及び米軍と協議していきたいと考えております。

次に９の(2)、立入調査等の要求についてお答えをいたします。

嘉手納基地内への立入調査の申請に対して、在沖米軍からは、本件の取り扱いを格上げし、在日米軍本部に対して助言や対応を求めた。また、詳細を把握したい場合は日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。ＰＦＯＳ等の使用履歴の情報については提供されているものの十分ではないことから、６月12日から13日に県として、防衛大臣等に対して立入調査や使用履歴の情報提供などについて要請を行ったところです。

次に９の(3)、北谷浄水場から配水される市町村等についてお答えをいたします。

北谷浄水場の供給先は、北谷町、宜野湾市、沖縄市、北中城村、中城村、浦添市、那覇市の７市町村となっており、平成29年度末時点の供給先の人口は、約44万9000人と推定されております。平成29年度は、北谷浄水場系統から約5670万5000立方メートルを供給しており、そのうち、米軍への給水量は約482万8000立方メートル、割合として8.5％となっております。

次に９の(4)、嘉手納井戸群等の調査、取水停止についてお答えをいたします。

企業局では、水源及び浄水場における水質管理を行っており、嘉手納井戸群についても調査しております。そのうち、特にＰＦＯＳ等の濃度が高い16号井戸については、現在取水を停止しております。安定給水を図るため、嘉手納井戸群は北谷浄水場の貴重な水源となっております。

企業局としては、引き続き水源及び浄水場における水質管理や定期的にＰＦＯＳ等の吸着効果がある粒状活性炭の入れかえを行うなど、さらなる低減化に努めてまいります。

次に９の(5)、飲料水の供給を石川浄水場等に切りかえることについてお答えいたします。

企業局では、水道法第４条に基づき設定されている水質基準等を遵守しており、目標値がないＰＦＯＳ等についても米国環境保護庁の生涯健康勧告値より低いレベルにあることから、水道水の安全性は担保されているものと考えておりますが、さらなる低減化に向けて努力してまいります。なお、北谷浄水場は県内最大規模の給水能力を有する浄水場であることから、北谷浄水場の給水先を石川浄水場や西原浄水場に切りかえることは給水能力等の面から困難であります。

次に９の(6)、米国の生涯健康勧告値等の経緯及び今後の見通しについてお答えをいたします。

米国環境保護庁は、平成21年に当時の科学的知見に基づきＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに係る飲料水の暫定勧告値をＰＦＯＳは１リットル当たり200ナノグラム、ＰＦＯＡは400ナノグラムとして公表しております。その後、平成28年に生涯健康勧告値としてＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計で１リットル当たり70ナノグラムに改正しておりますが、これは、最も感受性の高い人口集団である胎児または母乳を与えられている乳児を健康上の有害影響から保護する観点から設定されております。米国保健福祉省は平成30年６月に有機フッ素化合物について、健康被害を生じる可能性の有無を判断する目安とされる最小リスクレベルを公表し、同年11月に飲料水換算値をＰＦＯＳは１リットル当たり、成人が52ナノグラム、子供が14ナノグラム、ＰＦＯＡは１リットル当たり、成人が78ナノグラム、子供が21ナノグラムとして公表しております。これをＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計にしますと１リットル当たり成人は130ナノグラム、子供は35ナノグラムとなります。

今後の見通しについては、引き続き最新の科学的知見に基づき検討されていくものと理解しております。

次に９の(7)、基準値を要求することについてお答えいたします。

水道水の基準値等については、国において、ＰＦＯＳ等の健康影響を明らかにした上で設定し、水道事業者は、同基準に適合する水道水を供給することが肝要であると考えております。このことから、県としては、国に対して、ＰＦＯＳ等の水道水質基準値等の設定などについて要請したところです。設定に当たっては、国において最新の科学的知見を収集しつつ、専門家等の意見も踏まえながら検討されるものと理解しております。

次に９の(9)のイ、県条例に基づく立入調査の要請についてお答えをいたします。

企業局では、沖縄県生活環境保全条例に基づき平成

28年６月に、在沖米軍に対し嘉手納基地内への立入調査を申請しております。これに対し、在沖米軍からは日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。企業局としては、防衛省に対して、嘉手納基地内への立入調査について日米合同委員会環境分科委員会での協議をさらに求めるとともに、改めて、米軍に対し当該条例に基づき、立入調査を求めることについても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　10、普天間米軍基地についての(1)、普天間飛行場の使用実態についてお答えします。

普天間飛行場では、オスプレイ等の県外への訓練移転が行われていますが、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の飛来や夜間の訓練が頻繁に行われております。ことし５月には普天間飛行場における騒音測定値の最大値である124.5デシベルを測定するなど騒音が激化し、離発着回数も増加するなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えております。

次に10の(2)、普天間飛行場の運用停止についてお答えいたします。

県は、これまで普天間飛行場の危険性除去について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、政府と協議を行い、オスプレイ12機程度の県外拠点配備など具体的な取り組みを求めてまいりました。その結果、政府においては、ＫＣ130空中給油機の岩国飛行場への移転や、県外における一時的な訓練の実施、普天間飛行場所属の全機種を対象とした離着陸回数調査を実施しております。しかしながら、十分とは言えない状況であるため、長期ローテーション配備等を含む速やかな運用停止を求めているところです。

次に10の(3)、ＣＨ53Ｅの飛行禁止についてお答えいたします。

県は、墜落や部品落下事故等、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

県においては、今回の事故を受けて日米両政府及び米軍に対し強く抗議し、全航空機の緊急点検の実施とその間の米軍機の飛行中止を求めるとともに、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを強く働きかけ、実行するよう要請したところであります。

次に13、改正ドローン規制法についての(1)、改正ドローン規制法に対する知事の見解についてお答えいたします。

改正ドローン規制法は、上空飛行を禁じる施設として、自衛隊施設及び在日米軍施設などの防衛関係施設が追加されており、施設管理者の同意がなければドローンによる空撮はできない内容となっております。仮に必要な限度を超えて規制が行われた場合、報道機関などの取材活動を大きく制限することになり、報道の自由や国民の知る権利が損なわれるおそれがあると理解しております。

県としましては、県民、国民の知る権利が侵害されることのないよう、今後の法令の運用を注視してまいりたいと考えております。

次に14、辺野古新基地についての(1)、米議会調査局の報告書についてお答えいたします。

去る６月13日に出された米議会調査局の報告書では、辺野古新基地建設計画は、国の当初推定した計画より、工期や費用が大きく上回る可能性があると県が主張していることなどが記載されております。また、日本政府と沖縄県の最高裁に至った訴訟の後に、埋立作業が開始された旨を記載した上で、同計画に係る費用及び工期には不確定性が残るとしております。

次に14の(4)、抗告訴訟の提訴理由と決意についてお答えいたします。

平成31年４月５日に、国土交通大臣は、沖縄防衛局が私人と同様の立場にあり、審査請求を行うことができるとした上で、県の承認取消には理由がないとして、当該取消処分を取り消す旨の裁決を行っております。

県としては、今回の裁決は違法・無効であり、承認取り消しは有効であると考えておりますが、沖縄防衛局は当該裁決を根拠に現在も工事を進めており、工事をとめるためには、裁決そのものを取り消す必要があります。本議会において議決が得られましたら、準備が整い次第、訴えを提起し、裁判において県の正当性を主張してまいります。

次に14の(7)、辺野古新基地建設工事の費用についてお答えいたします。

沖縄防衛局は審査請求による証拠書面で、平成29年度末までに約920億円を支払っていると述べております。これは、22カ所ある護岸のうち、６カ所の護岸が概成され、１カ所の護岸が一部着工した段階での

数字であります。

県としては、承認申請時の資金計画書で示された額や軟弱地盤の改良工事に係る費用等を考慮し、埋立工事にかかる費用を概算で最大２兆5500億円かかると試算したところです。警備費用については、審査請求において沖縄防衛局が提出した証拠書面によれば、１日当たり1500万円とされております。

次に15、米軍基地問題についての(1)のイ、外来機の飛来についてお答えいたします。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えております。今後ともあらゆる機会を通じ、三連協や軍転協とも連携し、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に15の(2)、米海軍兵による殺人事件後に発生した事件・事故についてお答えいたします。

４月13日以降に発生した県が把握している米軍関係の事件の合計は16件で、内訳は器物損壊等の刑法犯が５件、酒気帯び運転が８件、飲酒検知拒否が２件、銃刀法違反が１件となっております。また、事故の合計は11件で、内訳は航空機からの部品落下等航空機関連が４件、原野火災が３件、演習関係が１件、交通事故が３件となっております。

次に15の(3)、北部訓練場の訓練の実態と着陸帯の閉鎖・撤去についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、米軍の訓練の詳細については把握していないとのことでありますが、北部訓練場周辺における騒音測定結果によると、深夜・早朝を含め騒音発生回数が増加しているとのことです。北部訓練場については、ＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故を受け、県議会や東村議会等が着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行い、地元からは、住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用中止の強い要望があります。

県としては、沖縄防衛局から提供されている情報を分析した上で、防衛大臣等に対し、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めております。

次に15の(4)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

沖縄県による在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に15の(5)、パラシュート降下訓練の県内全面禁止についてお答えいたします。

読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練については、ＳＡＣＯ最終報告に基づき伊江島補助飛行場への移転が合意されており、同訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。また、津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練についても、同水域が定期船や漁船等が航行する水域となっていることから、訓練を実施するべきではないと考えております。

いずれにしましても、パラシュート降下訓練については、過去にさまざまな事故があったことから、安全に最大限配慮し、必要最小限の訓練にとどめるべきであると考えております。

次に16、日米地位協定についての(1)のア、他国の地位協定との違いと今後の計画についてお答えいたします。

これまでの沖縄県の調査により、ＮＡＴＯ・ヨーロッパにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。これに対し、日本では、原則として米軍には国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られないなど、ＮＡＴＯ・ヨーロッパとは大きな違いがあります。今後、安全保障環境が類似した韓国やフィリピンなど、米国と個別に地位協定やそれに類する協定を締結している国及びヨーロッパ以外の地域における状況を明らかにするため、調査対象国をアジア諸国等にも拡大してまいります。

次に16の(1)のイ、全国知事会の今後の対応と県の取り組みについてお答えいたします。

全国知事会においては、昨年７月の決議後、政府に対し、日米地位協定の抜本的な見直し等を提言しております。

県としましては、提言のきっかけにもなった他国地位協定調査をさらに進め、ことし４月に欧州編の報告書を公表したところです。報告書では、全国で共有するため、全国知事会や渉外知事会のほか、全ての国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員等へ送付しております。

県としましては、引き続き全国知事会、渉外知事

会、軍転協や各政党、各種団体等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に17の(1)のウ、石垣島への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

次に17の(2)、宮古島への自衛隊配備についてお答えいたします。

防衛省はこれまで、説明会等で宮古島駐屯地には保管庫を整備し、小銃弾等を保管すると説明しておりましたが、ことし３月末にこの保管庫において多目的誘導弾及び迫撃砲弾が保管されていることが判明いたしました。県はこれまで、地元に対して丁寧に説明を行うよう求めてきたところであり、今回の一連の防衛省の対応により地元住民に不安と不信感を与えたことは大変遺憾であります。このため、一連の経緯について沖縄防衛局に照会しているところであり、地元に対し、より一層丁寧な説明を行うよう、改めて求めたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　14、辺野古新基地についての御質問のうち(3)、Ｋ８、Ｋ９護岸からの陸揚げについてお答えいたします。

県としては、埋立承認撤回は有効との立場であり、Ｋ８護岸を含む全ての埋立工事を停止するよう求めております。Ｋ８護岸及びＫ９護岸から埋立土砂を搬入することについては、仮に埋立承認が有効であるとした場合でも、留意事項に基づく変更承認を受けることなく事業を実施していることとなります。

県としては、令和元年６月11日付文書で船舶の稼働隻数の増加に伴う水中音圧レベルの増加や、濁度の上昇によるジュゴンや移植予定の小型サンゴ類への影響について指摘し、工事の中止を求めたところであります。

次に14の(5)、設計変更申請についてお答えいたします。

公有水面埋立法第42条第３項で準用する第13条の２第１項では、承認後に願書等で示した内容を変更して埋立工事を実施する場合の手続を定めております。仮に、現時点で変更承認申請が提出された場合、県としては、今般の裁決が違法であり、県の承認取り消しは適法であることを踏まえて対応してまいります。

次に14(6)のア、海草藻場の保全とジュゴン２頭が確認されるまでの工事中止についてお答えいたします。

第17回環境監視等委員会資料によると、海草類の生育範囲・面積、生育被度について、本調査結果と過去の調査結果を比較した結果、辺野古前面で変動範囲を下回ったが、工事前の平成21年度以降、減少傾向にあり、工事の影響はなかったと考えられると記載されております。ジュゴン２頭の確認まで工事を停止することについては、県としては、沖縄防衛局の行った行政不服審査請求は違法であり、違法な審査請求に基づいてなされた裁決も違法で無効であることから、直ちに工事を中止するよう求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　幾つか再質問を行います。

まず、教育長と保健医療部長ですけれども、最初に平成30年度沖縄県小中学生調査報告書、これ子供の貧困調査、第２回目ということで相当詳細にありますけれども、ひとつ教育長、先ほど不登校の原因というところで、体調不良ということを述べていたんですよね。子供の自由記述欄があるんですけれども、夏休みの宿題が多い、宿題をこの世からなくしてほしい、宿題なくしてほしいとか、勉強についてもたくさん声が上がっているんですよ。これが子供たちの学校での暮らしが、毎日の学習というのがどういうふうになっているのかを知る、とても重大な手がかりだと思うんですね。勉強を好きになって学校に通いたい。不登校というのは体調不良だけでこんなに不登校が出るのかと、全国より多いのかというところをぜひこれを見てまた検討していただきたいと思います。

もう一つ、砂川部長ですけれども、同じなんです。この中に病院に行けなかった子が貧困層で３割いると。そして非貧困層でも２割は歯の治療等も行けていない子供たちの現状というのが載っています。それで中学卒業までの子供の医療費無料ですね、拡大を視野

に入れて市町村と協議していくとありますけれども、喫緊の課題ではないかと思いますので、これは次年度早急にどこまでやるということもあわせてぜひ検討していただきたいと思います。

あと砂川部長には、国保１兆円、公費を投入したら、国保税がどれだけ引き下げになるかという試算額について答えがなかったので、これお願いをいたします。

次にＰＦＯＳ関連なんですけれども、45万人がＰＦＯＳ入りの水を飲んでいます。弱腰の日本政府に、直ちに立入調査と汚染除去をさせよと強く迫ってほしいんです。1973年の日米合同委員会の合意内容を伺います。

２点目、政府にＰＦＯＳの基準設定を要求しています。現在、米国の最も厳しい州の基準で定めるべきだと私は思いますが、先ほども最初、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ合計で600ナノグラム、これが70に下がったといいます。その時々の、現在の知見でということでしかないものですから、やっぱり今ある最も厳しい州の基準で決めてほしいということも求めなければ向こうは多分70と来るんじゃないかと思いますので、答弁をお願いします。

あと知事には、汚染ゼロに近い西原浄水場や石川浄水場のように安心した水を提供するように最大の努力を求めたいと思いますが、知事の見解をいただきます。

日米地位協定について。

米軍機の部品が落下しても上空を米軍機が飛び続けています。有害物質を流しても基地内への立入調査さえできない。負担軽減と真逆の外来機、米軍機の訓練がひどくなっている。国内法が適用されないのは日本だけ。県が調査した４カ国の方々の意見を伺いたいと思います。アメリカの言いなりは日本だけと言った方もいると思います。日米地位協定も改定もできない政府に対して、今県民は我慢の限度を超えています。全ての米軍基地をなくせと要求したらどうかと私は提案します。

最後に教育長ですが、小中学生調査について。教育長じゃないです、知事に最後に伺いたいと思います。

この自由記述欄、前回に比べて今回は保護者の皆さんも子供たちもたくさんの声を寄せているんですよ。やっぱり一定の子供たちに対する対策が目に見えて出てきたという効果だと思うんです。少し紹介して知事の意見を聞きたいんですけれども、子供が――お金がなさ過ぎてお母さんがかわいそう、お父さんが病気で働けない、お母さんの迷惑になっていないか心配とか言いながら、あとこういうことも言っているんですよ。家も学校も過ごしにくくて、心身ともに痛んできています、相談できる人も周りにいないため、死を考えるのがふえてきています、でもこのアンケートを通して自分のことや将来について考えることができたのでよかったです、ありがとうございます、こういうことを生徒が言っているんです。生徒といったら中学２年生が上です。その下、５年生の調査ですから。ほかにも、このアンケートで私たちのために何ができるか考えてくれてうれしいなと思いました、自分の気持ちを普段誰にも言えないことが書けるので気持ちが楽になります、気持ちが楽になりました、私は安心しました、なぜなら、親が子育てをできなくて子供を捨ててしまうという人のために利用できる場所があるとわかったからです、子供がこういうことを言っています。

ぜひ今度の県の取り組みについて、子供自身にも希望を与えていると思いますけれども、知事の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘議員の再質問に、私から２点お答えしたいと思います。

まず１点は、水の汚染問題についてですが、先ほど環境部長からも答弁をさせていただきましたけれども、環境部による平成28年度の全県的な調査に基づき、平成29年度から普天間飛行場周辺湧水等で調査を実施しています。また、企業局調査でＰＦＯＳ等が高濃度で検出された比謝川周辺の湧水等及び天願川を平成30年度から新たに調査地点に加えたところです。この問題を解決するために、ことしの６月12日、13日に関係大臣に対して私から環境基準値の設定、それから原因究明や適切な対策の実施、さらに米軍基地内ではＰＦＯＳの製品を使用しないということと県職員が調査のため軍施設・区域へ立ち入ることを許可するよう米軍に対して求めることを改めて要請したところですが、その中で来年の４月を目途にその目標値を定めたいということで厚生労働省のほうでその調査検討を進めているという話がありました。私もできる限りその目標値ではなくて、やはり県民が安心・安全な水を我々が供給できるよう最大限に努力をしていき

たい。限りなくその値が検出されないという努力など進めていきたいというふうに思っております。

それから先ほどの子供たちの自由記述に対する見解ですが、やはり子供たちが自分の思いを素直に話せる場所がないということは、日々の生活の中での問題を子供たちが内面で非常に抱えてしまっているのではないかなと思います。ですからこれらの記述からはさまざまな背景や事情がある中、人に言えないような悩みや願いを切実に訴えるという素直な思いが表に出てきたのだろうと思います。こうした子供たちの生の声を真摯に受けとめて、施策に反映させていくことは極めて重要であるというふうに思います。

子供の貧困対策にその御家庭への支援、親御さんに対する就労支援やさまざまな政策を総動員させて取り組んでいくという決意を新たにしたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

小中学生の調査、記述欄で、宿題が多いとかそういう記述があったとか、また不登校の要因として体調不良があるという御答弁を申し上げた件に関してですけれども、不登校に関してはさまざまな要因がありまして、実際に不登校対策、対応した事例を少しかいつまんで申し上げますと、例えば不登校状態にある児童がおりまして、スクールソーシャルワーカーと担任が連携をしまして、なかなか連絡がとれなかった親と連絡をとって状況を確認しますと、親自身に課題があるということがわかりまして、親を医療につなぐことができた関係で、親の安定により児童は登校を再開した事例があります。あとはこの養護教諭と担任が連携しながら生活保護の申請につなげて就労支援を行うことができた結果、徐々に不登校の生徒に改善の兆しが出てきたとか、そういう取り組みが見られます。そういうことでスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、そういう配置した要因でいろんな形で支援をして登校につなげていくようなことをやっていきたいと思っております。

また、先ほど宿題のお話がありましたけれども、確かに自分も小学生、中学生のころは宿題というのはそんなにうれしいものではありませんでしたけれども、ただ課題に粘り強く取り組むということも頑張る力というものの育成で大切な面もあろうかと思いますので、学校ではそういう宿題等のあり方については不断に量であったり、その出し方についても工夫・改善していくものと考えておりますので、引き続きいろんな情報・意見も受けながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　再質問にお答えします。

まず、こども医療費助成事業の拡大ですけれども、貧困対策の観点からこれは喫緊の課題であることについては重々承知しているところではございますが、何分この多額の財政的な負担も伴いますので、市町村によっては積極的なところと、慎重に考えているところがございます。もう少し市町村と調整協議する時間をいただきたいというふうに考えております。

それから、国保の公費投入で保険料がどれだけ下がるかということでございますけれども、公費投入というのは保険料引き下げのために設定されたものではなくて、財政基盤の安定化という観点から措置拡充されているものですから、これをもってどの程度保険料が下がるのかというのを具体的に積算するのはかなり難しいというふうに思っております。ただいずれにしても沖縄県の場合、国保の財政状況を見て保険料の引き下げはそう簡単にいくとは思っておりませんので、我々としては全国レベルでの公費拡充という要求をしながら、なおかつ沖縄の特殊事情に基づいた財政支援ということを連合会、市町村とこの２本立てでやっているところですので、そういうふうな方向では急激な引き上げによることなく、国保の財政安定の基盤の強化というものに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　ＰＦＯＳ等の基準等の検討に当たっては、米国各州の最も厳しい基準等を参考に要求すべきではないかという趣旨の再質問にお答えをいたします。

水質基準等の見直しについては、国において水質基準逐次改正検討会での審議等を経て改正されるものと承知をしております。これまで企業局では厚生労働省との調整において、米国の州ごとの基準等の動向についても説明をしてきたところでございます。今後、同検討会等において最新の科学的知見に基づき検討されていくものと理解しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再質問のうち、1973年の日米合同委員会の合意内容につきましては、環境に関する合意として米軍施設・区域から発生する地域社会の福祉に影響を与える環境汚染に関して、国や地方自治体が米軍現地司令官に対して調査及び報告を要請するための手続並びに汚染場所への立入視察やサンプル入手を申請するための手続が規定されているところでございます。これが公表されたのが30年後という形でございます。今企業局そして環境のほうがＰＦＯＳの関係で立入調査を求めているところですが、それがまだ実現していないということでせんだって河野外務大臣がいらしたときにもその点について要望をしたところでございます。

続きまして、他国地位協定、ヨーロッパ４カ国の地位協定ですが、これまでの調査でＮＡＴＯ・ヨーロッパにおきましては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。お会いした中では、例えばベルギーに伺った際に、ミシェル・マンデル元ベルギー空軍大将からお話をうかがったんですが、その中で外国軍機の低空飛行禁止措置を1990年にとられているんですけれども、その際、ベルギー領空における飛行のルールはベルギーが決めることだと、自国上空の管制権を手放すことを望むような国はないというふうなお話をされておりました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時19分休憩

午後３時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党の上原章でございます。

会派を代表して質問を行います。

質問の前に所感を述べたいと思います。

６月23日、沖縄全戦没者追悼式に参加をさせていただきました。この日は、さきの大戦で犠牲になられた全てのみたまの御冥福と御遺族の皆様に心からの哀悼の意をあらわし、二度と戦争を起こさせない、恒久平和を誓う、沖縄県にとって最も厳粛な日であり、追悼式は、その意義をとどめる重要な式典だと思います。しかし、式典が進む中で、やじや指笛などの行為があり、御遺族や関係者の思いに寄り添うべき追悼式に違和感を感じました。大変残念です。

沖縄全戦没者追悼式は、全国や世界に沖縄県民の平和の心を発信する誇りとすべき式典です。

平和の礎も国籍を問わず、また軍人、民間人の別なく、全ての戦没者の氏名を刻み、追悼し、恒久平和の希求と悲惨な戦争の教訓を正しく継承するものとして世界に誇る県民の崇高な心だと思います。追悼式は沖縄県と県議会が主催です。本来の意義をとどめる追悼式となるよう求めるものです。

それでは質問に入ります。

初めに、次期沖縄振興計画についてお尋ねします。

国は今後の沖縄振興のあり方を検討するため、これまでの振興の検証作業を始めるとしています。見解と次期振興計画に向けて県の取り組み、国との連携を伺います。

次期振興計画の内容、これまでとの違い、予算の組み方について知事の見解を伺います。

次に、基地問題についてお尋ねします。

知事は本年初頭の本会議で、沖縄の過重な基地負担の軽減に取り組む。特に、辺野古については、司法ではなく対話によって解決を求めていくことが重要だと明言しました。しかしながら、工事は進み、一方で、県は新たな訴訟に入り、解決の道筋は見えない状況と言わざるを得ません。現状の対応で解決が図れるのか、解決に向けて知事の見解を伺います。

嘉手納飛行場以南の土地の返還は、過重な基地負担の軽減に大きくつながると思います。それぞれの進捗状況と県のかかわり、評価及び跡地計画について伺います。

嘉手納基地や普天間飛行場周辺の河川から高濃度の有機フッ素化合物が検出されたことについて、国は水質基準に関する目標値の設定を検討するとしているが、見解及び基地内の立入調査を実施し、原因究明・因果関係を明らかにする必要があると思うが対応を伺います。

日米地位協定の改定について、昨年夏、公明党として、１、凶悪犯罪の起訴前身柄引き渡しの明文化、２、基地の管理権、立入権を認める、３、訓練・演習に対する地元住民の意見を反映させる、４、事故時の規制線内に日本の警察などの立入権を認める、５、日米合同委員会の原則公開、以上５項目に関して政府に申し入れ、本年２月、参議院予算委員会で、河野義博参議院議員の５項目に対する質問に、菅官房長官、河野外務大臣は、重く受けとめ米側と協議をしていくと明言しました。日米地位協定の改定は、政治主導の合意形成が重要と考えるが、知事の見解及び取り組み、効果を伺います。

教育の無償化についてお尋ねします。

国は幼児教育・保育をことし10月から、大学、専門学校など高等教育を来年４月から無償化するとの法律を成立しました。日本の教育政策において歴史的転換点との声が寄せられ、高く評価されています。知事の見解を伺います。

無償化の内容、県内の対象者数、手続を伺います。

国は指導監督基準に満たない認可外保育園も経過措置として５年間は一定の範囲の費用補助があるとしているが、見解、対応を伺います。

次に、児童虐待防止対策についてお尋ねします。

国は、親などによる体罰の禁止や児童相談所の体制強化を柱とする児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を成立しました。内容と評価を伺います。

県条例制定の取り組み、内容を伺います。

県内における安全確認の取り組みはどうなっているか伺います。

国は児童相談所と警察との連携について全国調査に乗り出すとしているが、県内における関係機関の情報共有、連携はどうなっているのか伺います。

県内児童相談所の職員の増加、特に専門人材の確保・専門性向上の強化が必要と思うが対応を伺います。

次に、医療政策についてお尋ねします。

県立病院の経営計画の見直しについて、取り組みと効果を伺います。あわせて累積赤字の増加について知事の見解、今後の見通しを伺います。

赤字補塡に追われ、投資資金が得られない状況が続くと有能な医師が立ち去るとの声があります。県立病院の安心した医療サービスの確保は、抜本的経営改革の断行が必要と思うが、見解、現状を伺います。

北部基幹病院早期設立に向けて取り組みを伺います。国は病院設立にかかる費用の３分の２を地域医療介護総合確保基金を活用し、県が負担する残り３分の１は別途交付税で充当、地元の負担がないようにすることが可能との見解を示しています。県の対応及び設立の時期を伺います。また、設立には関係者の合意形成が必要と考えるが対応を伺います。

国は急な病気やけがをした際に、救急車を呼ぶか、今すぐ病院に行ったほうがよいかなど、判断に迷った場合に、相談ができる電話相談窓口救急安心センター事業（＃7119）の全国展開を推進しています。高齢化が進む中、本県にも必要と考えるが、全国の状況と県の対応を伺います。

次に、介護人材の確保と処遇改善についてお尋ねします。

国は、本年10月から、経験や技能のある勤続10年以上の介護福祉士について賃金を月額８万円上げるか、役職者を除く全産業平均水準の年収並みに改善できるようにするとしています。本県の対象者数、対応を伺います。

介護の人材不足対策の取り組みとして、働きやすい職場づくりや人材育成に力を入れる事業者を評価し、「優良」と認証する制度導入を本県でも検討できないか伺います。

若者に介護職の魅力を発信するため、全国では行政や社会福祉協議会、介護職員等が連携しＰＲ隊を結成、高校の進路指導教員への研修会、中学・高校での体験事業など積極的な取り組みが広がっていますが、県の取り組みを伺います。

次に、防災・減災対策についてお尋ねします。

５月13日、与那国町で50年に一度の豪雨が発生し、県管理の田原川が氾濫しました。床上・床下の浸水や護岸の崩落等で河川付近の住民に深刻な被害をもたらし早急な対策が必要です。田原川は過去の台風でも氾濫しており対応を伺います。

県内における県管理の河川について、危険性調査・総点検が必要と思うが対応を伺います。

平成31年度、国の新規事業で沖縄観光防災力強化支援事業、９億5000万円が計上されています。事業主体は市町村となっているが、本県にとって重要な事業であり、内容と取り組みを伺います。県も独自の予算を確保し推進する必要があると思うが見解を伺います。

次に、食品ロスの削減についてお尋ねします。

国は、まだ食べられるのに捨てられる食品ロスを減らすための食品ロス削減推進法案を成立しました。内容と知事の見解、評価を伺います。

全国では2016年度で643万トンの大量の食品が廃棄されているとのことですが、本県の食品ロスの実態を伺います。

推進法案が成立し都道府県には推進計画の策定が義務づけられました。国は、行政、産業界、小売業者、消費者の垣根を越え、国民運動として位置づけ取り組むとしているが、県内には貧困世帯に食料を提供する、福祉団体、子ども食堂、フードバンク等の皆さんが予算が少ない中、支援活動を展開しております。推進計画がその支援につながることを期待します。対応を伺います。

食品ロス削減の観点から、賞味期限を迎える前に配布するなどして災害時用備蓄食料の有効活用に取り組む自治体がふえています。県の災害時用備蓄食料の予

算、賞味期限を迎えた対応はどうなっているのか伺います。

最後に、ＳＤＧｓの取り組みについてお尋ねします。

2030年までに、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す。ＳＤＧｓは、2015年に国連で採択された貧困や保健、防災など地球規模の課題解決に向け、国際社会の共通目標であり、大変重要な取り組みと思うが県の対応を伺います。

自治体向けの施策や中小企業等が取り組みやすい支援策等を推進できないか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

次期沖縄振興計画についての御質問の中の１の(1)、次期振興計画に向けた取り組みと国との連携についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであり、沖縄県振興審議会における審議を経て、今年度中に総点検報告書として取りまとめることとしております。この総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方については、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺い、国との連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の２の(1)、辺野古新基地建設問題の解決についてお答えいたします。

沖縄県はかねてから、政府に対して対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べております。沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し、言うべきことは言い、問題点を指摘しながら、必要に応じ連携して取り組むことが重要であると考えております。今般、沖縄防衛局は、県からの中止の指導に応ずることなく、違法な裁決を根拠として現在も工事を継続していることから、裁決の取り消しを求める訴えの提起を議案として提出したところです。

沖縄県としましては、今後とも対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、普天間飛行場の県外・国外移設を強く求めてまいります。

次に、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取り組みについての御質問の中の９の(1)、ＳＤＧｓに関する県の対応についてお答えいたします。

2015年に国連で採択されたＳＤＧｓは、リーブノー　ワン　ビハインド、（誰一人取り残さない）を基本理念とし、2030年までの国際目標アジェンダとして、貧困、平和、教育、健康、環境、海洋などの17のゴールと169のターゲットが掲げられています。県では、今年度より、全庁を挙げＳＤＧｓの取り組みを本格的に開始することとしており、庁内ワーキングチームを設置し、作業を始めたところです。

県としましては、沖縄らしいＳＤＧｓの取り組みを推進し、サステーナブル・ディベロップメント・アイランド・オキナワと呼ばれるような、国際社会が目指す持続可能な社会の構築に向け、国、県、地域の平和的な発展とともに貢献してまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、次期沖縄振興計画についての御質問の中の(2)、次期振興計画の内容とこれまでとの違い及び一括計上方式についてお答えいたします。

新たな沖縄振興のあり方につきましては、現行計画の総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。また、沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上することができる他県にはない独自のものとなっております。一括計上方式のメリットは、各省計上方式と異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請をできることや、政府予算案の決定の後、県の予算編成へ迅速に反映させることができること等が挙げられます。このような予算計上の仕組みは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため必要と考えております。

続きまして、２、基地問題についての(2)のイ、嘉手納飛行場以南の跡地計画についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用について、県では、関係市町村と連携・協力して、広域的観点から跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年１月に策定しております。現在、県では、広域構想を踏まえた関係市町

村の跡地利用計画の策定を支援しているところであり、引き続き、国、関係市町村、地権者等との密接な連携を図りながら、中南部都市圏の都市構造の再編及び県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） ２、基地問題についての(2)のア、統合計画の進捗状況と評価についてお答えいたします。

沖縄県における在日米軍施設・区域に関する統合計画に関連し、これまでキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ヘクタールや牧港補給地区第５ゲート付近の区域約２ヘクタールなど、合計約62ヘクタールが返還されております。

県としては、米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を確実に実施することが重要と考えております。しかしながら、これらの事案が全て返還されたとしても、依然として全国の約69％の米軍専用施設が存在し続けることとなることから、あらゆる機会を通じて、さらなる基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

次に２の(4)、日米地位協定改定の見解及び取り組み、効果についてお答えいたします。

日米地位協定の改定について公明党が政府へ行った基地内への立入権や訓練・演習に対する地元住民意見の反映などの５項目の提言は、沖縄県がかねてから求めている同協定の見直しと同様の趣旨であり、心強く感じております。

県としても、トークキャラバンや講演会等で、国民的な議論の喚起を図るとともに、全国知事会、渉外知事会、各政党、各種団体等とも連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

次に５、医療政策についての(4)、＃7119の全国の状況と県の対応についてお答えいたします。

救急安心センター事業（＃7119）の全国の状況につきましては、平成31年４月１日時点で９つの都府県、５つの市及び周辺地域において導入されております。県の対応状況としましては、県内消防本部の要望を受け、平成29年度に調査を開始し、これまでに消防本部への概要説明や消防庁アドバイザーの派遣を活用した勉強会を行ってきたところです。＃7119の運営費が市町村に対して普通交付税措置されていることから、消防長会において、平成31年４月の春季総会で、導入の必要性や費用対効果など検討が行われたところであり、継続して検討を行うと聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君） ２、基地問題についての(3)、水質基準値等の設定に対する見解及び立入調査の対応についてお答えをいたします。

企業局では、県民の不安を解消するためには、国において、ＰＦＯＳ等の健康影響を明らかにし、基準等を設定した上で、水道事業者は、同基準に適合する水道水を供給することが肝要であると考えております。ＰＦＯＳ等に関する基準値等の設定については、本年６月11日の参議院厚生労働委員会において、厚生労働副大臣から来年４月をめどに目標値の設定を行いたい旨の答弁があり、一定の進展が見られたと考えております。嘉手納基地への立入調査については、米軍から日米合同委員会環境分科委員会での議論が必要との説明を受けていることから、これまで防衛省に対し同委員会での協議を求めてきました。また、企業局としては、立入調査による原因究明がこの問題の解決につながると考えていることから、関係部局と連携して、６月12日から13日に防衛大臣等に対して要請を行ったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ３の教育の無償化についての御質問で(1)、幼児教育と高等教育の無償化についてお答えいたします。

幼児教育の無償化は、全ての子供に質の高い幼児教育を保障し、保護者負担の軽減につながるものと考えております。また、大学等における新たな修学支援制度は、真に支援が必要な低所得世帯に対し、修学に係る経済的負担を軽減する内容と承知しております。

経済的に厳しい家庭が多い沖縄県としましては、今回の新たな制度が幼児教育の機会の確保につながるとともに、多くの生徒が大学等への進学を実現できるようになる等、教育の機会均等に資するものと考えております。

次に同じく、３の教育の無償化についての御質問で(2)のウ、無償化の内容と対象者数についてお答えいたします。

公立幼稚園におきましては、３歳から５歳までの全ての幼稚園児の入園料と保育料を無償化することとしておりまして、対象となる園児数は約9800人となっております。無償化につきましては、県教育委員会から、国が作成しました住民向け説明資料等を各市町村へ配布し、周知依頼を行ったところであり、市町村においては、周知に取り組まれているものと考えております。

次に、９のＳＤＧｓの取り組みについての御質問で(2)のア、児童生徒の学習機会の確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の１つである、持続可能な社会を創造していく学習や活動の取り組みを行っているところであります。平成25年度から、持続可能な開発のための教育についての理解を深めるために、公立小中学校の初任者や県立学校の初任者・中堅教諭等を対象に研修会を実施しております。また、昨年度より小学校及び中学校、県立高校において研究指定校を指定し、学校の特色を生かした環境教育や国際理解教育など、実践研究を行っているところです。今後とも、学校における教育活動全体を通して、持続可能な社会の担い手の育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、教育の無償化についての御質問の中の(2)のア、高等教育等無償化の内容等についてお答えします。

次年度から始まる高等教育の修学支援新制度の対象者は、一定の成績を修めた、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生となっています。支援の内容については、授業料減免制度の創設と、給付型奨学金の拡充の２点が柱となっております。手続及び対象者につきましては、学生が学校を通して申請後、各学校による学習意欲等の確認や日本学生支援機構による審査を経て支援が決定されることとなっております。また、私立高校においては、従来の高等学校等就学支援金を拡充し、年収約590万円未満の世帯の生徒を対象に、全国の私立高校の平均授業料額を勘案した水準まで支給額を引き上げることとなっております。対象となる生徒数について、平成30年５月の数値で推計いたしますと、私立高校生徒数約１万3800人の52％に当たる約7200人が対象になると思われます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、教育の無償化についての(2)のイ、無償化の内容、対象者数、手続についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化は、幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子供及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供が対象となります。認可保育所等における平成29年度の実績等をもとにあらあらの試算をした場合、約２万8000人が対象となる見込みです。認可外保育施設については、保育の必要性のある子供が無償化の対象となっており、認可保育所等と同様にあらあらの試算をした場合、約6000人が対象となる見込みです。認可外保育施設に対しては、離島を含む４カ所で研修会を実施し、制度の周知を図ったところです。

県は、市町村におけるパンフレット作成などに係る事務費等の支援を行うこととしており、引き続き住民への積極的な広報を働きかけてまいります。

同じく３の(3)、認可外保育施設への対応等についてお答えいたします。

国は、待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在することを踏まえ、指導監督基準を満たさない施設も対象とする５年間の猶予期間を設けております。県が実施した認可外保育施設への立入調査の結果、指導監督基準を満たしていない施設が53％となっていることから、市町村と連携し、保育の質の確保・向上に取り組んでまいります。

次に４、児童虐待防止対策についての御質問の中の(1)、児童福祉法等の改正の内容と評価についてお答えいたします。

６月19日に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が可決されております。同改正法の主な内容は、体罰の禁止や児童相談所における支援と介入の分離、医師及び保健師の配置等が定められております。改正法の施行により、これまで以上に児童虐待防止対策の強化が図られると考えており、県としても、改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の体制強化等に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、児童虐待防止に関する条例についてお答えいたします。

児童虐待防止に関する条例については、本県の児童虐待の状況等を踏まえ、虐待防止の取り組みや虐待を受けた子供とその保護者への支援等を推進して、県民全体で子供を虐待から守り、子供の健やかな成長を目指していくものであります。条例案については、万国

津梁会議での意見も踏まえ、今年度内に提案するための取り組みを進めているところであります。

同じく４の(3)、児童相談所における安全確認についてお答えいたします。

平成31年２月に国から示された「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」に基づき、全国の児童相談所が在宅指導している全ての虐待ケースについて、安全確認のための緊急調査が実施されました。本県では、対象児童575人全ての安全確認を５月に国へ報告したところです。虐待発生時の迅速な対応については、厚生労働省の指針により、児童相談所は通告受理後48時間以内に対象児童の安全を直接確認することとなっており、子供との面会ができず、安全確認ができない場合には、必要に応じて警察への援助要請を行うこととされています。本県においても同指針に基づき取り組んでおり、虐待から児童を守るため、安全確認を徹底して行うよう引き続き関係機関と連携してまいります。

同じく４の(4)、児童相談所と警察の連携についてお答えいたします。

沖縄県では平成19年１月に、当時の福祉保健部長と警察本部生活安全部長との間で児童虐待防止対策等に関する協定書を締結し、取り組んでまいりました。今般の児童虐待死亡事案を受けて、さらなる連携の強化が必要であることから、新たに県警察と虐待事案全件を情報共有する協定書を締結し、連携して児童虐待防止に取り組むこととしております。

同じく４の(5)、児童相談所の体制についてお答えいたします。

児童虐待相談件数の増加に伴い、平成17年度から31年度までの15年間で、非常勤職員を含む93名を増員し、児童相談所の機能強化及び体制強化を進めてきました。また、新たに児童福祉司に受講が義務づけられた研修を着実に実施することにより、職員のスキル向上を図るとともに、スーパーバイザーや嘱託弁護士、外部専門家等を配置し、困難な事例に対して専門的な助言等を受けながら対応しているところです。

県としましては、児童相談所の役割が拡大され続けていることから、さらなる体制の強化を図ってまいります。

次に６、介護人材の確保と処遇改善についての御質問の中の(1)、介護職員等特定処遇改善加算についてお答えいたします。

本年10月から創設される介護職員等特定処遇改善加算は、現行の処遇改善加算のキャリアパス要件と職場環境等要件を満たした事業所であれば、勤続10年以上の介護福祉士がいるいないにかかわらず、適用可能となっております。勤続10年以上の介護福祉士の人数については、個々の勤務状況等の詳細なデータがないため、把握が困難でありますが、適用可能な事業所数は1589事業所となっております。

県としましては、当該加算について、県内５カ所でセミナーの開催を予定しており、取得促進に努めてまいります。

同じく６の(2)、介護事業者の認証評価制度の導入についてお答えいたします。

当該制度は、介護人材の確保・育成を図る上で有効な施策として、厚生労働省が全国的な展開を推し進めているところです。一方、本県においては、商工労働部において同様の趣旨の制度である沖縄県人材育成企業認証制度が取り組まれており、平成31年３月時点で介護事業者３法人も認証され、介護業界のみならず全産業における企業とともに各種媒体で紹介されることにより、企業イメージの向上につながっているものと考えております。

県としましては、関係部署と連携し、既存制度の活用促進を図ってまいります。

同じく６の(3)、若者に介護職の魅力を発信するための県の取り組みについてお答えいたします。

県では、介護福祉士養成施設等が行う職業講話、介護体験、講演会など福祉・介護の魅力を発信する活動への支援を通して、介護の仕事の必要性や、やりがいを多様な年齢層に向け発信しております。また、福祉の仕事の意義や魅力を周知・啓発するため、小・中・高等学校の生徒を対象に、地域の社会福祉施設の職員を講師として福祉の仕事入門教室を行っております。さらに、介護職のイメージアップを図るためのＣＭを作成・放映し、若者を含めた求職者に対しＰＲを図っております。

県としましては、引き続き介護職の魅力を発信する取り組みを実施し、介護人材の確保に努めてまいります。

次に８、食品ロスの削減についての御質問の中の(1)、食品ロス削減推進法の内容等についてお答えいたします。

食品ロスの削減の推進に関する法律は、去る５月に公布され、６カ月以内に施行されることになっております。当該法律には、食品リサイクル法に基づく食品ロス削減の推進や消費者等に対する知識の普及啓発、食品関連事業者の取り組みに対する支援等が定められております。食品ロスを削減していくためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ることが重要である

と考えており、県としましては、事業者及び消費者等に対する普及啓発等に取り組んでまいります。

同じく８の(3)、食品ロス削減推進計画及びフードバンク等の支援についてお答えいたします。

県としましては、今後、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、国において策定される基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に向けて取り組むこととしております。また、生活支援を必要とする方に食品を提供するフードバンク活動が円滑に行われるよう、事業者等と連携し取り組んでまいります。

同じく８の(4)、備蓄食料の予算及び賞味期限前の対応についてお答えいたします。

県では、沖縄県備蓄方針に基づき、備蓄食料を計画的に購入しております。備蓄に係る予算について、平成31年度は1282万4000円となっております。また、賞味期限前の対応については、食品ロス削減の観点から、期限が残り１年になった時点より、防災訓練での使用や食料を必要とする公益性の高い団体等に提供するなど活用を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　５、医療政策についての御質問の中の(1)ア、県立病院経営計画の見直しと累積赤字についての御質問にお答えします。

病院事業局は、平成28年度に沖縄県立病院経営計画を策定しましたが、労働基準監督署からの医師の時間外勤務手当の支払いに関する是正勧告等の外的要因に対応し、県立病院の経営を健全化するため、平成30年度に同経営計画を見直したところです。平成30年度決算においては、収益の確保、費用縮減の取り組みにより、平成29年度に比べ経営は改善し、同計画で定めた目標を上回る見込みです。他方、累積欠損金については、平成29年度末時点で約88億4800万円を計上しており、厳しい経営状況にありますが、引き続き県立病院の経営計画に基づく取り組みを通じ、累積欠損金の縮減に努めてまいります。

次に(2)、県立病院の医療サービスの確保についての御質問にお答えします。

県立病院が県民に必要な医療を提供し、安心した医療サービスを確保するためには、県立病院が経営を健全化し、安定した経営を行う必要があります。現在、病院事業局では、地方公営企業として見直しの後の県立病院経営計画に基づく経営健全化に向けた取り組みにより、経常収支を黒字化し、医療機器の整備等に必要な投資資金を確保できるように努めているところであり、県立病院において必要な医療サービスの提供体制を確保するため、医師等の人材確保にも努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　ではまず初めに、５の医療政策についての御質問の中の(1)のイ、病院事業の累積赤字についての御質問にお答えします。

病院事業の累積欠損金は、平成26年度末時点では約41億円でありましたが、平成27年度末時点では約43億円、平成28年度末時点では約52億円、平成29年度末時点では約88億円と年々増加しており、厳しい経営状況にあるものと認識しております。

次に、(3)の北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院を効率的に経営していくためには、整備時の借入金を極力縮減する必要があると考えております。そのため、現在、基幹病院の収支見込みを作成し、建設費用に係る借入金の返済可能額を試算しているところであり、その中で、地域医療介護総合確保基金及び既存の補助制度の活用を含め、総合的に検討していきたいと考えております。また、基幹病院の設立時期につきましては、今年度策定する予定の北部基幹病院の基本構想を協議する中で整理することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　７、防災・減災対策についての御質問のうち(1)、田原川の整備についてお答えいたします。

田原川については、去る５月の豪雨によって既設護岸が崩落するとともに、周辺の祖納集落では、床上浸水９戸、床下浸水18戸の被害が発生しております。県では、浸水被害の軽減や周辺環境に配慮した河川整備に向け、平成30年度から田原川河川改修事業に着手しており、与那国町と連携し取り組んでおります。崩落した護岸については、年内の復旧を目指し取り組んでいるところであります。

次に７の(2)、県管理河川の調査・点検についてお答えいたします。

県が管理する２級河川は75河川で、現在、浸水被害の軽減を図るため、都市部や離島の河川など、19河川において河川改修事業を進めているところであります。

県では、河川管理施設の適切な維持管理の実施に向け、計画的に調査・点検を行い、県民からの情報提供に対しても随時対応しているところであります。引き続き防災・減災の強化に向け、計画的な整備と適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　７、防災・減災対策についての御質問の中の(3)、国の沖縄観光防災力強化支援事業の内容と県の取り組みについてお答えいたします。

国の沖縄観光防災力強化支援事業は、市町村等が行う、災害時に観光客に提供するための食料等の備蓄や多言語避難誘導看板の設置等の取り組みに対して国が直接支援するものとなっております。

県では、観光危機管理の意識醸成を図るため、セミナーやシンポジウムの開催、実際の災害を想定した図上訓練の実施等を通して、市町村等への支援を行っております。今後とも、国、市町村、地域観光協会、観光業界等と連携して全県的な観光危機管理体制の構築を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　８番、食品ロスの削減についての御質問の中の(2)、県内の食品ロスの実態についてお答えします。

全国の食品ロスの実態については、事業系の食品ロスを農林水産省が定期報告等のデータをもとに推計し、また、家庭系の食品ロスを環境省が市町村アンケート調査結果等をもとに推計し、その合計を全国値として公表しております。なお、都道府県別の推計について国は算出しておりません。今後、国や他都道府県の動向を踏まえ、県内の食品ロスの実態について情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　９のＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取り組みについての御質問の中の(2)のイ、ＳＤＧｓに係る中小企業等の取り組み推進についてお答えいたします。

県内の中小企業・小規模事業者が、ＳＤＧｓ推進の観点からさまざまな社会的課題の解決に取り組むことは、地域の持続可能な経済成長の推進につながるものと考えております。

県としましては、国や商工会等の関係機関と連携し、各種研修会やイベント等を通じて先進の取り組み事例を紹介するなど、ＳＤＧｓの理念の普及啓発に努めてまいります。また、ＳＤＧｓの視点を取り入れた新商品や新サービスの開発等の取り組み推進に向けて、引き続き県内中小企業等の経営革新の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化などの総合的支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、玉城知事、この辺野古移設について、知事は対話で解決するという話でございました。

私から見ると本当に全く具体的な進展が見えない、そういう思いでございます。昨年11月議会で我が会派の金城勉議員から、政府との対話にどのようなイメージ、構想を持っているのかとの質問に知事は、具体的なイメージは持っていないとの答弁でした。あれから半年がたち、今もなお対話で解決をする、慰霊の日の平和宣言でも表明しております。知事の言われる対話というのは、どのようなものなのか。政府とお互いの主張を言い続けることが、知事の対話ということなのか。先ほど言うべきことは言うというお話でしたけど、政府とお互いの主張を言い続けることが、この解決に本当につながるのか私は非常に心配でございます。

また、知事は司法ではなく、対話によって解決を求めるとしている一方で、新たな訴訟の手続に入ろうとしている。訴訟を起こすということは司法に判断を仰ぐということで判断が下ればそれを受け入れるということになるのかお答えください。

次に、幼児教育の無償化について。

先ほど認可外の53％が指導監督基準を満たしていないということでございました。国は５年間の経過措置で、この指導監督基準に預かっていただいている、それ以下の基準に満たないところの園についても５年間は対象にするということでございます。待機児童ということで本来、認可園で預からなくちゃいけない子供たちでございます。その監督基準を満たしていな

い、そこに自己責任で５年間かけて満たす基準をしっかりやってくださいということになると、私は限界があると思うんですよね。そういう意味では保育の質の確保の観点からも、先ほど市町村と連携をして基準を満たせるように支援をしていくということでございましたが、具体的な政策、取り組みがあれば教えてください。

次に、県立病院の経営改革についてなんですが、ここ３年で出ている数字を見ると平成27年、単年度純損失が１億4000万、累積赤字が42億、平成28年、８億7000万の純損失で、累積赤字が51億、そして一番わかる数字では先ほどお話がありました、平成29年、何と純損失が36億、累積赤字が88億まで達してしまいました。また別に、平成29年は政府の政策医療の目的で約71億円が繰り入れされております。一方で北部病院を初め、慢性的な医師不足や７対１看護体制の維持と、本当に現場は大変な中で頑張っているわけですが、仲井眞知事当時、県立病院は同じような経営改革が進まず多額の短期借り入れで日々をしのぐような危機に陥っていました。当時の知事の仲井眞さんの英断で85億という巨額の資金を投入して危機をしのぎ、この県立病院の改革に臨んで今日に至っております。外的要因の経営的影響はあると思うが、どうかぜひ全スタッフが決意して取り組んでいただきたい。最後にこれをお聞かせください。

済みません、もう一点、さっきの備蓄食料について、１年以内。これ本当にいつからやっていらっしゃるのか、そして何％、具体的にこれが再利用できているのかお聞かせください。

あともう一点、済みません。介護人材の取り組み、先ほど県も取り組んでいるとおっしゃいましたけれども、年々これはふえているのか、もし具体的な数字があれば教えてください。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の再質問にお答えいたします。

沖縄県はかねてから、政府に対しては前の翁長雄志知事から、ずっと対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べてきております。沖縄の基地負担軽減を図るためには政府にもやはり沖縄のこれまでの歴史的な経緯、県民の皆さんの民意などを背景としてしっかりとその基地問題の解決策について対話による解決を求めるという姿勢は私はみじんもぶれることではないというふうに思っております。

翁長雄志知事の辺野古の新基地建設反対の民意を受けた当選、私も同じように辺野古移設反対を掲げて当選をさせていただいたその責任、さらには２月に県民投票が行われ、総有権者数の52％の投票率を得て、その72％が反対という民意が改めて示されました。そのことを踏まえて、私はやはり対話によってこの普天間基地の一日も早い運用停止と危険性の除去については話し合いの方向性を求めるという姿勢を持ち続けることが民主主義の尊厳を守り、そして、地方自治をその責任において実行する側の立場ではないかというふうに思い、対話による解決を求め続けている状況であります。しかし、沖縄防衛局は先ほども答弁をさせていただきましたが、沖縄県からの中止の指導に応じることなく、違法な裁決を根拠として現在も工事を継続しているということから、裁決の取り消しを求める訴えの提起を議案として提出させていただいております。しかし、今後とも私は、対話によってこの解決策を求める、この姿勢をしっかりと堅持をしていき、政府にはその沖縄の民意に寄り添うという総理のお言葉にあるその姿勢を示していただきたい。そういうことを私たちは求め続けてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。（発言する者あり）

静粛に願います。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　再質問のうち、訴訟に関係する部分についてお答えいたします。

県としては先ほどもありましたが、埋立承認取り消しは適法であると考えており、国土交通大臣の裁決は違法なものであると考えております。このため、現在訴えの提起について議案として審議をお願いしているところでございます。

訴えの提起の議案が議決されましたならば、県の埋立承認取り消しの正当性、適法性について裁判でしっかりと訴えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　上原議員の再質問の中の、認可外保育施設53％が基準を満たしていないというところを捉えまして、その対応についての御質問だったと思います。

認可外保育施設の質の向上につきましては、認可化に取り組む施設に対する運営費、それから施設整備費の支援、入所児童の処遇改善のための給食費、健康診断費等に対する支援を現在行っておりまして、これまでも段階的に支援を拡充しているところでございます。特に今年度においては、運営費の補助単価の引き上げや、安全確保に必要な経費の補助上限額を拡充したところでございます。

県としましては、引き続き市町村と連携して認可外保育施設の認可化促進及び保育の質の向上などに取り組んでまいります。

続きまして、食品ロスの観点からの備蓄の状況でございますが、県としましては先ほど答弁しましたとおり、賞味期限前からの対応について期限が残り１年になったときから防災訓練等で使用するというところではございますが、申しわけありません、ちょっと何年度からそれをやっているかというのが今手元になくてお答えできない状況でございます。パーセントについても、現在のところ把握した数字は持っていませんで、今後はきちんとこの食品ロスの観点からもきちんと数字を捉えていきたいと思います。

○上原　　章君　やっていることは間違いないの。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　はい、やっております。（発言する者あり）

済みません。どの割合でとかというところまでは少し数字を持ち合わせていないので申しわけありませんが……。

ということでございます。済みません。

○議長（新里米吉君）　やりとりはやめてください。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　介護人材の確保に関する取り組みの中で、介護人材がふえているかどうかということなんですけれども、介護人材というくくりが非常に大枠なくくりになっていることもございまして、制度の仕組みがその人数を全体として把握するのが非常に難しい状況にございます。それで、一概にふえているふえていないというのは申し上げにくいんですけれども、県のやっている事業の中で、例えば高校生などを対象とした事業などでは就職者がふえたとか、各事業ごとの取り組みの中で成果は上がってきているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○上原　　章君　休憩、済みません。１つだけ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時43分休憩

午後４時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　経営改善の取り組みによる平成30年度の損益の状況について報告したいと思います。

平成30年度は――平成29年度の経常収支は約27.4億円だったのですが、平成30年度は4.5億円の赤字とこの間23億円の改善が見られます。純損益に関しては、平成29年度と比べまして約37億円の赤字でございましたが、平成30年度は約4.7億円の赤字で、32億円の改善が見られます。経営経過の見直しでは、平成34年、これは令和４年でございますが、病院事業の黒字化に向けて取り組んでいるところでございます。今後とも全県立病院を挙げて経営改善に努めていく決意でございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　済みません。

要望として、先ほどの認可外保育園、この指導監督基準を満たしていないというのは９項目基準があるんですよ。具体的に保育従事者の数、資格とか、保育室などの構造設備や面積、非常災害に対する措置など、こういったところを支援しないと監督基準にいかないんですよね。給食費とかそれはありがたいんですけど、ぜひ御考慮ください。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時48分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

副　議　長　　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功

令和元年６月27日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

令和元年
第４回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）**

令和元年６月27日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

令和元年６月27日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例

乙第８号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　工事請負契約について

乙第14号議案　工事請負契約について

乙第15号議案　工事請負契約について

乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第18号議案　土地の処分について

乙第19号議案　財産の取得について

乙第20号議案　訴えの提起について

乙第21号議案　訴えの提起について

乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第23号議案　損害賠償の額の決定について

乙第24号議案　指定管理者の指定について

乙第25号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について

乙第26号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変

更について
乙第27号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第28号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第29号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第30号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第31号議案　沖縄県公害審査会委員の任命について

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉　君	23　番	又吉清義　君
副議長	赤嶺　昇　君	24　番	山内末子　さん
2　番	玉城武光　君	25　番	渡久地　修　君
3　番	親川　敬　君	26　番	玉城　満　君
4　番	新垣光栄　君	28　番	照屋大河　君
5　番	次呂久成崇　君	29　番	仲宗根　悟　君
6　番	宮城一郎　君	30　番	崎山嗣幸　君
7　番	大城憲幸　君	31　番	金城　勉　君
8　番	金城泰邦　君	32　番	末松文信　君
9　番	大浜一郎　君	33　番	具志堅　透　君
10　番	西銘啓史郎　君	34　番	島袋　大　君
11　番	新垣　新　君	35　番	中川京貴　君
12　番	比嘉瑞己　君	36　番	座喜味一幸　君
13　番	西銘純恵　さん	37　番	嘉陽宗儀　君
14　番	平良昭一　君	38　番	新垣清涼　君
15　番	上原正次　君	39　番	瑞慶覧　功　君
16　番	当山勝利　君	41　番	狩俣信子　さん
17　番	亀濱玲子　さん	42　番	比嘉京子　さん
18　番	當間盛夫　君	43　番	大城一馬　君
19　番	上原　章　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	座波　一　君	46　番	照屋守之　君
21　番	山川典二　君	47　番	仲田弘毅　君
22　番	花城大輔　君		

欠　席　議　員（1名）

1　番　瀬長美佐雄　君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー　君	子ども生活福祉部長	大城玲子　さん
副知事	富川盛武　君		
副知事	謝花喜一郎　君	保健医療部長	砂川　靖　君
知事公室長	池田竹州　君	農林水産部長	長嶺　豊　君
総務部長	金城弘昌　君	商工労働部長	嘉数　登　君
企画部長	宮城　力　君	文化観光スポーツ部長	新垣健一　君
環境部長	棚原憲実　君		

土木建築部長	上原国定君	教育長	平敷昭人君
企業局長	金城武君	公安委員会委員	知念公男君
病院事業局長	我那覇仁君	警察本部長	筒井洋樹君
会計管理者	伊川秀樹君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
知事公室秘書防災統括監	前原正人君	人事委員会事務局長	池田克紀君
総務部財政統括監	金城賢君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　おはようございます。

県執行部にお願いがあります。

昨日、また最近の大雨で災害等が多く見られます。そういったところへの早目の対処を心からお願いを申し上げます。

それでは、一般質問を行います。

１、虐待防止に向けた強化策について。

まず初めに、県知事並びに子ども生活福祉部に感謝を申し上げます。

さきの２月定例会で我が党を代表して代表質問を行いました。元警察官僚であり、現在弁護士のＮＰＯ法人シンクキッズの後藤啓二先生の児童虐待防止の本を渡し、そして県と警察との虐待に対する全件情報共有を一歩前進という形で前向きに行ったことに我が党を代表いたしまして、そして我が党の声、真摯に受けとめていただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そこで、小項目１、国が進める児童虐待防止法の改正をどのように受けとめていますか、お伺いします。

小項目２、都道府県の児童虐待防止条例が制定されている。現状をお聞かせください。並びに都道府県の児童虐待防止条例の検討状況の中身はどうなっていますか、お伺いします。

３、知事は、さきの２月定例会で虐待防止条例を検討すると述べましたが、その後の審議会等の進捗状況をお聞かせください。

４、児童虐待に対する児相と県警本部との介入及び児童虐待対策強化としての刑事罰化と抑止力について、審議会の議論はどうなっていますか、お伺いいたします。

大項目２、教育行政について。

小項目１、沖縄水産高校の屋外運動場のトイレ設置について進捗状況を伺います。

小項目２、沖縄水産高校の屋外運動場防球ネットの必要性並びに設置について伺います。

大項目３、スポーツ・観光振興について。

(1)、平成30年６月定例会でも質問しましたが、カヌー艇庫(トイレ、シャワー、トレーニング器具を含む)の設置についての進捗状況をお聞かせください。

大項目４、次年度予算並びに沖縄振興特別措置法の延長について。

小項目１、次年度予算の概算要求はどのくらい見込んでいるのか、取り組みをお聞かせください。

小項目２、沖縄振興特別措置法における沖縄県民の暮らし、経済に対する支援等をお聞かせください。残り２年の期限に迫った、沖縄振興特別措置法の延長は必要と考えていますが、県知事の見解を求めます。

大項目５、アジア経済戦略構想について。

小項目１、アジア戦略構想の柱である国際物流拠点拡大の取り組みについて、お伺いいたします。

小項目２、アジア戦略構想の位置づけである新糸満市場の進捗状況をお聞かせください。

大項目６、我が党の代表質問の関連について。

まず１点目、我が党の中川京貴議員が述べた尖閣諸島問題について、アからエに関連して質問を行いま

す。

知事、沖縄県は日本ですか、中国の領土なのか、知事の答弁を求めます。また、アメリカには基地問題で抗議し、一定の評価はできる部分は理解できますが、なぜ、毎日のように尖閣諸島に領海・領空侵犯を行う中国政府に抗議しないのか、尖閣諸島周辺の県民を軽視、または尖閣諸島周辺の県民の声を理解しているのか、県知事の見解を求めます。

２点目、花城大輔議員が述べた中国との一帯一路への参加について。

日本政府が、自治体・離島の一帯一路の合意形成の手順を行うのが筋だが、尖閣諸島を抱える自治体・離島から知事の発言に大反発の声が大きな民意だが、中国政府に対する一帯一路の推進、参加はやめるべきだと考えますが、県知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

おはようございます。

新垣新議員の御質問にお答えいたします。

児童虐待防止に向けた強化策についての御質問の中の１の(3)、児童虐待防止に関する条例についてお答えいたします。

沖縄県の子供たちを取り巻く環境は、子供の貧困、ＤＶ相談件数の多さなど、深刻な状況にあり、それらが児童虐待の背景となることも指摘されているところであります。今般、児童福祉法等の改正が行われており、社会全体で子供を虐待から守り、健全に成長できる環境をつくり上げていくことは、非常に重要であると考えております。このことから沖縄県では、児童虐待に関する万国津梁会議の第１回目会合を７月25日に開催する予定であります。その児童虐待防止に関する万国津梁会議の議論等を踏まえ条例の素案を当局にて作成をし、社会福祉審議会での審議を経て、今年度内に条例案を提案したいと考えております。

そのほかの質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、児童虐待防止に向けた強化策についての御質問の中の(1)、児童福祉法等の改正についてお答えいたします。

今般の児童福祉法等の改正では、体罰の禁止や児童相談所における支援と介入の分離、医師及び保健師の配置等が定められております。改正法の施行により、これまで以上に児童虐待防止対策の強化が図られると考えており、県としましても、改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の体制強化等に取り組んでまいります。

同じく１の(2)、児童虐待防止に関する条例の制定状況等についてお答えいたします。

平成30年度末現在、全国では児童虐待防止に関する条例が11都府県で制定されております。その内容については、子供はかけがえのない存在であり、児童虐待を許さないという理念のもと、県や市町村等の責務、普及啓発、予防や早期対応、虐待を受けた子供とその保護者への支援等が主な項目として規定されております。

同じく１の(4)、児童相談所と県警察との連携、条例制定の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では平成19年１月に、当時の福祉保健部長と警察本部生活安全部長との間で児童虐待防止対策等に関する協定書を締結し、取り組んでまいりました。今般の児童虐待死亡事案を受けて、さらなる連携の強化が必要であることから、新たに県警察と虐待事案全件を情報共有する協定書を締結し、連携して児童虐待防止に取り組むこととしております。児童虐待防止に関する条例については、７月に開催する予定の児童虐待に関する万国津梁会議で、児童虐待が発生する要因とその予防や早期対応、体罰の禁止等について議論することとしており、これらの意見も踏まえ、条例素案を社会福祉審議会へ諮問し、答申を受けて、今年度内に提案するための取り組みを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育行政についての御質問で、(1)、沖縄水産高校の屋外トイレ設置の進捗状況についてお答えいたします。

学校における生徒利用のトイレについては、屋外トイレも含めまして健康管理の観点から適切に設置する必要があると考えております。

県教育委員会では、各県立学校からの要望等を踏まえ、今年度は沖縄水産高校と沖縄盲学校の２校で屋外トイレの整備を行う予定としております。現在、両校における設計業務の発注作業を進めており、今年度10月に工事の発注を行う計画であります。

次に同じく２の(2)で、沖縄水産高校の防球ネットの必要性等についての御質問にお答えいたします。

県立高校の屋外運動場の防球ネットにつきましては、各学校における授業等の運用方法や周辺施設との

配置関係を考慮しまして、設置する必要があるものと考えております。防球ネットの増設につきましては、沖縄水産高校を含め５校から要望があることから、学校側と十分に意見交換をし対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　３、スポーツ・観光振興についての(1)、カヌー艇庫設置の進捗状況についてお答えいたします。

県においては、スポーツコミッション沖縄や市町村等と連携しながら、各種スポーツキャンプの誘致に取り組んでおり、カヌー競技については、宜野座村の漢那ダムにおいて、日本代表チーム等の合宿が行われております。報得川周辺において、キャンプ誘致等の観点からカヌー艇庫を整備することについては、関係機関と意見交換を行っているところでありますが、施設整備に係る県と市町村の役割分担や維持管理等のさまざまな課題があると考えております。

県としましては、関係機関との意見交換等を継続して実施し、それぞれの役割分担を踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　４、次年度予算並びに沖縄振興特別措置法の延長についての御質問の中の(1)、令和２年度沖縄振興予算の要望額と要請に向けた取り組みについてお答えします。

県では、令和２年度沖縄振興予算の確保に向け、市町村との意見交換や、関係団体からの意見聴取を実施するとともに、内閣府との意見交換を行っております。また、あわせて、市町村からの意見等を踏まえた所要額の積み上げについても現在作業を進めているところであり、７月には、県議会議員の皆様にも改めて御説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　４、次年度予算並びに沖縄振興特別措置法の延長についての御質問の(2)、各種特別措置とその延長についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく各種の特別措置には、社会資本の整備を促進する高率補助制度、県や市町村が主体的な選択に基づいて事業を実施できる沖縄振興一括交付金制度、産業振興や県民生活の向上を図る沖縄振興税制及び地域の多様かつ広範な資金需要に対応する政策金融などがあります。沖縄振興特別措置法に基づくこれらの特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生ずる政策課題に対応するために措置されるものであることから、これらが解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５、アジア経済戦略構想について御質問のうち(1)、国際物流拠点拡大の取り組みについてお答えいたします。

国際物流拠点の拡大を図るためには、適切な産業用地の確保が必要と考えております。そのため県では、観光地や商業地・住宅地の配置状況等も勘案しながら、既存工業適地の利活用や新たな産業用地の確保に向けた取り組みを推進したいと考えております。現在、企業ニーズや利用可能な用地把握調査に取り組んでおり、市町村や沖縄総合事務局との意見交換も進めております。

次に６、我が党の代表質問との関連についての御質問の(2)、一帯一路に関する見解についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画やアジア経済戦略構想において、沖縄が日本と世界のかけ橋となることで、自立型経済の構築を目指すとしており、知事の発言はこれらを踏まえたものであります。一帯一路構想について、平成30年５月、安倍総理が中国の李克強総理との会談で、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードが確保されることを踏まえた上で、個別案件ごとに協力の可能性を検討するとの日本の立場を説明されております。

県としては、今後、日本政府が協力する場合に、その理解のもと、本県の国際物流拠点としての貿易促進を前提に、新たな取り組みや制度を試験的に検討する場として、沖縄の活用を提案したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　５、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(2)、糸満新市場の進捗状況についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産

地市場として位置づけ、国の水産流通基盤整備事業を活用し、高度衛生管理型荷さばき施設の整備に向けて取り組んでおります。今年度は、約5400万円で実施設計を行うとともに、関係団体と連携し、市場開設に向けたルールの策定に取り組むこととしております。

県としましては、令和４年度の開設を目指し、糸満新市場の整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　６、我が党の代表質問との関連についての(1)、中国への抗議についてお答えいたします。

沖縄県は、1972年に日本に復帰した47都道府県の一つであります。日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっております。

沖縄県としては、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであり、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところであります。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本、中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。（発言する者あり）

静粛に願います。

再質問します。

○新垣　　新君　先ほどの我が党との関連質問、知事、中国政府に抗議はしないんですか。中国の世界的な暴挙がある中で、今八重山地域の漁民――石垣、宮古、糸満の漁民までも尖閣に行けなくなったんです。県民の利益が損なわれているんです、暴挙、暴力によって。それをどう思っているんですか。誰ひとり残さないというあの言葉はどうなんですか、切り捨てなんですか、知事答えてください。世界的に東シナ海でも人の海に基地をつくる、スリランカでも港を没収。アフリカでも石油を実質上支配している。この暴挙をわかってくれないんですか、県民を守ってほしいんですよ、知事のリーダーシップで。いかがですか知事、抗議すべきなんですよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まず尖閣をめぐる問題につきましては……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○知事公室長（池田竹州君）　平成30年11月10日に岩屋防衛大臣に対しまして、また去る６月22日には、河野外務大臣に対しまして、１、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会に明確に示すこと、２、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、３、同諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保等について関係国の動きを注視しながら適切に対応すること等について要望を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私が言っているのは、日本政府を通してじゃないですよ。誰ひとり取り残さないと言うんだったら、沖縄県知事が中国政府に対して言うんですよ。そこを抗議すべきだと聞いているんですよ。知事公室長が答える必要ないです。私は知事に聞きたいんですよ。これだけ県益が損益になって、かわいそうなくらいもうけもなくなって苦しいんですよ県民が。中国政府に抗議すべきが県の立場でしょう。知事は中国政府の幹部ともお会いしている。副主席とも主席とも会っている。そのときに抗議すべきだったんじゃないですか。毎日のように県益が脅かされているんですよ。知事、答弁を求めます。知事ですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、尖閣をめぐる問題につきましては、沖縄県としては日本政府の立場を支持すること、そして繰り返し国に要請をしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　アメリカには抗議をし一定の理解を示しています。中国には言わない、どういうことですか。今の答弁聞くと離島は切り捨てとしか言わざるを得ませんよ、理解しかしませんよ。きょうみんな見ています。日本国民も離島の方々も注目していますよ、これ。こんな弱腰だったら沖縄県守れないじゃないで

すか。知事、知事公室長が答えないで、知事が答えてください。知事は国会議員も経験していますよ、中国の世界的な暴挙に対して、沖縄の県益が脅かされているんですよ。知事のリーダーシップを求めているんですよ。抗議すべきですよ。知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず、中国と沖縄の関係、いわゆる尖閣に対する対応は、先ほど来公室長が何度も言っているようですけれども、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、これが県の基本的スタンスでございます。一方、沖縄におきましては、中国と長い交流の歴史を持っているという中において、当然、宮古・八重山地域の住民の安全はもちろんのこと、漁業者が安心・安全な漁業ができるよう、我が国の領土であるという認識をしっかり持ちつつもこれまで築いてきた友好関係を生かして、文化経済交流などさまざまなチャンネルをつくって対応を求めながら、沖縄ならではの交流推進をすることが重要だと考えております。ちなみに、そういった基本的な考えをこれまで仲井眞県政、翁長県政、そして玉城県政になっても一貫して県のスタンスとして持っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　日に日に、毎日のように領海・領空侵犯して、中国の公船に迷惑はかけていけないと、これ傷つけた発言なんですよ。誤解だと知事は撤回なされましたが、じゃ石垣、宮古における抗議決議どのように知事は受けとめていますか。彼ら苦しいんですよ、離島の方々は県民なんですよ。知事のリーダーシップ、誰ひとり取り残さないという、言葉だけは格好いいんですがという離島の方々の県民の声があるんですよ、今。それを知事は答え切れないんですか。そのような形の答弁なんですか。再度知事の答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　さきの知事のパトロール発言については、県のこれまでの見解そして知事の認識とも違いますので、この分については撤回をさせていただいたところです。

尖閣をめぐる対応については、海上保安庁のほうにも大変お世話になっておりますので、先般宮古島で開かれた規制能力強化型巡視船９隻の完成披露式典に私も出席して宮古の海上保安本部、また本部長にも心からお礼を申し上げたところです。

県としてもしっかり尖閣諸島海域の安心・安全な操業に向けて、これからもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　パトロール中の中国公船を刺激してはいけないと。これは誤解を招いて、撤回というんじゃなくて、離島の方々に謝罪すべきではありませんか。答弁を求めます、知事。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　石垣市議会からの抗議決議は承知しておりますが、石垣市議会も撤回を求めていると承知しております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　撤回はいいんです、謝罪ですよ。これだけ県益も脅かされて、傷ついているんですよ。失望感に満ちているんです。石垣、宮古。糸満からも尖閣に行けなくなっているんです、今。県益が大変なことになっているんです。

じゃ、一帯一路に移らせていただきます。

本来だったら日本政府が一帯一路について自治体、離島を抱える自治体、日本国内で合意形成するのが筋なんです。今、安倍総理はやるとは言っていません。前向きとも言っていません。どういうものなのかと。首脳会談でそういったさまざまな中国の高官、関係者と意見交換しているだけで、前向きとは言っていませんよ。日本国民の合意形成が大事なんです。世界的な暴挙である、中国政府に対して、私は中国国民とは文化、伝統、芸能、交流、経済の交流はやるべきだと。しかしこの暴挙を許してはいけない、世界的な暴挙。沖縄が乗っ取られる可能性があるんです、知事。知事、答弁を求めます。

私は中国が世界から、平和の国だと立派な国だと認めるまではこの発言を慎むべきだと思いますが、知事の見解を求めます。これは知事ですよ。国境を飛び越えてやったんだから。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、一帯一路構想につきまして安倍総理は李克強総理との会談で、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードが確保されることを踏まえた上で、個別案件ごとに協力の可能性を検討するというふうに日本

の立場を説明しております。
　それを受けまして、県としましては、今後日本政府が協力する場合にその理解のもと、あくまでも本県の国際物流拠点としての貿易促進を前提にそういった新たな取り組みや制度を試験的に検討する場として、沖縄の活用を提案したいとそういうふうに考えております。
○新垣　　新君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時38分休憩
　　午前10時39分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　新垣　新君。
○新垣　　新君　私はなぜこうやって言うのか、総理は検討すると言ってないんですよ。まず私、前提、日本国民の世論というのも大事にしながら、民意というのも大事にしながら言っているんですよ。世界的な暴挙がある中で、一帯一路というのが支持されているかというと低いんですよ、世論調査の中でも。それを踏まえて言っているんです。ちゃんともう一回答弁求めますよ。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　繰り返しの答弁になって申しわけありませんが、今の一帯一路構想につきまして、平成30年５月に安倍総理が中国の李克強総理との会談で申し上げていることですので、その時点での日本の立場といいますか、個別案件ごとに協力の可能性を検討するというような立場を表明しているというふうに理解しております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　知事、私が言っているのは、知事が日本政府を飛び越えてのその発言に対して違和感と、そして日本国民、沖縄県民の恐怖感を言っているだけなんですよ。時期尚早なんですよ。安倍総理はやるとは言ってないですよ。前向きとも言ってないですよ。世論を踏まえてと我が党の中でもちゃんときちんと言っていますよ。それを逆手にとって経済もくっつけて国際物流まで言っちゃって、私が聞いているのは世界的に中国が信用されている国なのかということも踏まえて言っているんですよ、一帯一路。乗っ取られたら誰が責任とるんですか。伺いますよ、知事が発言したんですから。伺います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　安倍総理の発言は、あくまでも国際スタンダードが確保されることを踏まえた上でということを申し上げておりますので、沖縄県としましてもこの政府方針といいますか、考え方のもとに検討していくというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　離島を抱える尖閣の団体会議の方とも意見交換しました。今の答弁を聞いて、はっきり言いましょう。これはもう完全なフライングですよ、トゥンジャーシーして飛び越えている。もう本当に怖くなってきた、沖縄県の考える国防、国益、県益を守るというこの問題が、私は離島の関係者、日本国民、沖縄県民とも国防のあり方、考え方、知事の発言、誰ひとり取り残さないが非常に怖くなってきたなと思い、次の質問に移らせていただきます。
　続きまして、虐待の問題について、国の動向について虐待対策強化について、民法第82条、懲戒権。
　子ども生活福祉部長、どのように理解と解釈していますか、伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　民法の懲戒権につきましては、現在国においても２年間かけて検討することとされておりまして、今回の児童福祉法の改正との絡みで議論がなされるものと考えております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　今国は、親の親権の中にある懲戒権、これを調べてみたら明治憲法から何も変わってないんです。親が子供のしつけをする、たたくのもしつけだと。その問題で今まで介入ができなかったと、問題を切り離そうと。児童福祉施設や里親制度も２年後の法改正でつくっていこうというのが、今国の動向であります。２年後の改正に向けてですね。その中で、児童相談所に一回子供を預けて親元に帰して、もう100％近くが実は亡くなっているという状況ですね。これ万国津梁会議でもその問題、会議の議論に入れていただけないでしょうか。伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　万国津梁会議につきましては、深刻な児童虐待の問題に関して全般的に議論していただくことになっておりますので、専門の先生方も心理の方々それから弁護士の方、いろいろいらっしゃいますので、その中で御議論いただけると思います。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　時間がありませんので、要点だけ申し上げます。
　先ほど私が述べた刑事罰抑止力、これ全国都道府県もう議論に入っています。事実上、慎重に。沖縄県も

議論をすべきではありませんか、担当副知事。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

懲戒権につきましては、先ほど議員からの御質問に対して、大城部長が答えたとおりでございます。

懲戒権自体がやはり民法制定当時につくられたものだということで、これがいわゆるしつけと称した体罰につながるというような議論もあろうと思います。この件につきましては、まずは万国津梁会議の分野において、各議員においても積極的な議論がなされるものと推察しております。この件も含めてそういった万国津梁会議の意見も踏まえて、執行部においてまずこの条例案をつくることになります。それをまた今度は社会福祉審議会、そこに諮って正式に諮問・答申という形を受けて今年度内に出したいと思います。

新垣議員のそういった御指摘もしっかりと受けとめさせていただきまして対応させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　虐待を受けた子が親になり、二度とこのことが繰り返されないようにと受けた県民の声があります。この暴力は本当はやってはいけないけれど、子供をたたくのは異常なんだと、許せない行為だと。でも苦渋の決断で私も刑罰を入れるべきだと、全国的に虐待条例があります。沖縄県の権限で、都道府県の権限で逮捕もできます。このぐらいやらないと虐待死は防げない。これを県条例に入れていただくよう心から子供たちの命を守るように強くお願いを申し上げます。私の苦渋のお願いでございます。お願いいたします。

続きまして、教育長に質問します。

先ほどの水産高校のトイレ、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、防球ネットに移らせていただきます。

実は水産高校のサブグラウンドのレフト側、１年生が練習できないで、ホームランのボール拾いばかりやっているんですね。沖縄水産高校のレフト側、13メートルの防球ネットがあります。

そこで、何が言いたいかというと、50メートルぐらい上げないと子供たちが練習できないと、１年生が。そういう状況にあるので教育長、学校現場と向き合って、ぜひこれを解決できるように検討していただけませんか、伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

沖縄水産高校のほうに確認しましたところ、屋外運動場付近の例えば駐車車両にボールが当たって損傷した事例があるというふうに承知しております。その防球ネットの追加設置につきましては、学校側と意見交換を行いまして、他校のほうからも設置要望がございますので、その兼ね合いも見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　地域住民や歩行者、ドライバーがけがのないように、早急な対応を心からお願いいたします。

次に移らせていただきます。文化観光スポーツ部長に伺います。

先ほどカヌー艇庫の件で、ナショナルチームがキャンプですばらしい場所だと。しかしながら、トイレがない、シャワールームもない。お金が落ちる環境は宜野座より糸満がすばらしいとオリンピック強化選手や、世界的なカヌー選手がここがベストな場所だとホテルも近いしと、そういう形で暖かい沖縄で練習がしたいと世界的なカヌー選手がここがすばらしいと、空港からも距離も近いしと、そういう声があるんですけれど、この維持管理、折半で県またカヌー協会――日本カヌー協会、沖縄カヌー協会、沖縄水産高校のカヌー部に、そういった形で調整は入っていくべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

トイレや艇庫といった施設を設置する場合、基本的には施設設置者が維持管理経費を負担すべきだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ、県が主導権をとって、前向きにこの折半方法の検討をお願い申し上げます。

続きまして、アジア戦略構想について推進する、支えていく、協力する立場から行います。

先ほどの国際物流ですけれど、空港周辺の土地にすばらしい土地があります。場所は言えません、地上げの問題があるものですから。そういう形でぜひ私も協力していきますので、地域の区長さん、その地域の議員さん、そういう形で取り組んでいきたいと思いますので、その節はひとつよろしくお願いしますということを申し上げます。お願いいたします。

続きまして……。

休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　(2)において、このアジア戦略構想の位置づけで新糸満市場、来年から公共事業が始まると思います。糸満市の建設業界、地元優先受注できるようにこれから糸満市の建設業界、糸満市の要請活動が行くと思いますので、農林水産部長、担当副知事、そのときは要請をぜひ聞いてほしい、備えてほしい、かなえてほしい、心からお願いしたいんですけれども、担当副知事の答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

高度衛生管理型荷さばき施設工事につきましては、また地元企業等優先ということを我々も努めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ありがとうございます。

速やかに今定例会終了後に陳情に伺うと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　時間配分に失敗して足りたものですから、再度伺います。

沖縄県として、中国政府に抗議しない、漁民が安心して――沖縄の県益が、行政権が侵されている問題、沖縄県として抗議しないと理解してよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

沖縄県としましては、中国と長い交流の歴史を持っており、宮古、八重山地域の住民の安全はもちろんのこと、漁業者が安心・安全な漁業ができるよう、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという認識をしっかり持ちつつ、政府に対して要望を行っているところです。また、これまで築いた友好関係を生かしまして、文化経済交流などさまざまなチャンネルをつくり、対話をつくりながら沖縄ならではの交流を推進していくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、これまで築いた友好関係を生かし、文化経済交流など、対話を求めながら沖縄ならではの交流を推進していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　もう平行線で結局今の答弁ははっきりしなかった。沖縄県という立場、離島という立場は切り捨てとしか言わざるを得ない。抗議すべきだというのが県民の総意です。中国政府に県知事がこれだけ会える機会があるのに、非常に悲しみを感じる。離島は今の答弁を聞いてさらに抗議決議が上がってくることになるでしょう。沖縄県民を失望させないでほしい。心から再度抗議を求めて、県民を失望させてはいけないということを強く申し上げて質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

自民党の島袋大です。

先ほども答弁をいろいろ聞きましたけれども、その場しのぎの答弁はしないでくださいね。明確にはっきりとした答弁を求めたいと思っております。

初めに、沖縄観光コンベンションビューロー（ＯＣＶＢ）、沖縄物産公社、県の外郭団体の人事について伺いたいと思っています。

人事に当たっての県の判断は、どういう内容になっていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私のほうから、ＯＣＶＢの人事について申し上げます。

ＯＣＶＢ会長等の役割というのは、理事会の決議によって理事の中から選定されることになっておりまして、令和元年６月19日に開催された臨時理事会において、今回下地芳郎氏が新たな会長に選任をされているところでございます。

今回選任された下地芳郎氏につきましては、琉球大学の教授として観光人材の育成に尽力されるなど、観光に深くかかわってきたことから、ＯＣＶＢの会長を担うにふさわしい人物というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

沖縄物産公社の人事について、物産公社の人事につきましては、同社から民間企業の経営経験など次期社長に求める条件等によりまして、内部登用や流通業からの選任が困難であるとしまして、県に対し候補者推薦の依頼がございました。これに対し、県では株主として経済界や物産公社との調整を踏まえまして、湧川氏を推薦したところでございます。一方、会長につきましては、同社がみずからさらなる経営力の強化を図るとともに、社長を補佐するため新たに非常勤の会長職を設けることとし、流通業に知見のある中地氏が経済界から推薦されたものでございます。

県では、同社がこれら推薦された者の個々人の経験、力量等を踏まえて候補者として選任し、最終的には株主総会や取締役会において承認されたものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まず、コンベンションビューローでありますけれども、今回このＯＣＶＢの会長に下地さんが就任しましたけれども、実際、前職は琉大の教授、教鞭をとられたと思いますけれども、どういう内容になるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

下地氏におかれましては、琉球大学におきまして観光政策というところの主に人材育成にこれまで取り組まれていたということでございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

今回、臨時理事会が６月19日に行われまして、代表理事会長ということになりました。下地氏はその前日の６月18日に琉球大学を退職されて、現在は客員教授という立場で引き続き人材育成に携わるというふうに伺っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　客員教授に就任するということは、琉大で教鞭もとるという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　コンベンションビューローという沖縄の観光のトップを担う人が会長職をずっとやらないで、琉大の教鞭もかぶってやるということ。これ、沖縄の観光はどうするの、じゃ。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　今回の会長就任に当たりまして、観光コンベンションビューローが沖縄の観光をリードする組織であると。県と一体となって観光を推進するという組織であるということから、下地氏におかれましては、会長職で基本的に御尽力いただくと考えております。一部、これまで講義を持たれているというところから、その部分につきまして今客員教授として、一定の間授業を行うというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　同氏は、沖縄県東京事務所勤務時代に大学の修士課程を経て、現職の大学教員についた。また、修士課程の履修に当たっては特例において勤務期間を延長、通常は２年ですけれども希望し３年にして大学の修士課程を務めることができたという声も聞いております。その上、履修した知識や高度な知見をその後行政職として生かすことなく沖縄県庁を退職し、観光教育の分野として大学教員のキャリアを選択したわけですよ。わかります、私もそのとき県議会議員ですから理解できております。それにもかかわらず、６年のうちにおいて沖縄の観光業界のとりわけまとめ役となるＯＣＶＢの会長職への就任は、個人のスキルアップの過程としか捉えないと私は思っております。年度当初から既に始まっている大学で、自身が受け持つ学科の生徒の教育放棄をしてしまうことは、同氏が日ごろから観光業界へ進言する観光の人材育成の重要性を説く発言とは私は大きな矛盾があると思っております。

コンベンションビューローの会長というのは、沖縄県の観光を担うということで、県は委託しているんでしょう。観光1000万人、スキル上げてふやす。これから観光をどうするかという中で、自分は人材育成をやるために大学の教鞭を選んだのに、ビューローに戻ってきて、そしてまた客員教授として大学で講義をする可能性もある。こんな軽いスタンスでいいんです

か。知事、任命権者含めて、沖縄の観光をしっかりやると言っておきながら、こういう人事のあり方でいいんですか、知事。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

下地氏につきましては、議員御指摘のとおり県庁職員を経て、今、琉球大学の教授として教鞭をとられていたわけでございます。これまで観光政策、それから海外事務所での勤務を通じましてこれまで観光分野の人材育成に大きく携わってこられたわけでございます。今回その経験も踏まえまして、いろいろと観光の推進に当たって、今般課題でもございます観光人材の育成についての議論、あるいは官学間の連携といったところも下地氏が担えるというところで、私どもはＯＣＶＢの新しい会長、代表理事としてふさわしいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長の思いは、発言は理解しますよ。

知事、私は知事に聞きたいんですよ。観光を担う、沖縄県は観光で頑張らないといけないということで、知事も選挙公約に書かれておりましたよ。そのコンベンションビューローの会長が、客員教授をするということ自体が私はおかしいと思っているんですよ。一生懸命、観光のことをやればいい話ですよ。これを認めてまでも理事長、会長として認めたということで理解していいですよね、知事。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　まさに観光コンベンションビューローは、沖縄の観光産業を私どもと一緒に牽引していただく重要な機関でございます。その中で、下地氏につきましてもこれまでの経験、知見を生かして頑張っていただくというのはもちろんでございますが、先ほどからございますように、今回授業の一部を客員教授として持つということはございますけれども、その観光コンベンションビューローの職務を遂行するに当たって支障のない範囲内でそれは行っていただくものというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　支障のない範囲内って、アルバイト的にこれを考えて、沖縄の観光のために頑張る、一生懸命仕事をするために会長になるのが普通ですよ。これを県政与党が認めたということがおかしい話ですよ。県民の皆さん、こういう人事も県政与党は認めているんですから、理解していただきたいと思っています。

続いて、沖縄県物産公社についてであります。

私は経済労働委員会に所属しておりますけれども、前任の島袋社長のときにいろいろ御意見も頂戴いたしました。島袋社長は、沖縄県物産公社の社長就任と同時に、公社の当時借金９億円の保証を課せられていると思っております。島袋社長は経営改善計画を立ててみずからの給料をカットし、２年半の間職員のボーナスをカットし、経営改善を図り大体約３億3000万円まで借金を減らしたと思っております。ボーナスカットは沖縄県物産公社の職員が、沖縄県物産公社の経営改善に向けて頑張ってきたにもかかわらず、玉城デニー知事はわざわざ物産公社に会長という新しいポストを設けております。それは沖縄県が進めてきた行革に反するものじゃないですか、知事。

知事に聞いているんですよ、部長じゃないよこれは。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　議員御指摘のとおり、物産公社は、平成28年度から経営改善計画――これ５カ年ですけれども――それを立てまして経営の立て直しに取り組んだ結果、平成29年度、30年度と連続して黒字化しております。計画は残り２年となっておりまして、今後は経営力の強化と計画を立てていく新たな事業展開に向けた検討を行うべき重要な時期に来ているというふうに思っております。

今回流通業に精通した民間経験者が社長をサポートする役割ということで入っておりますので、今後その物産公社の着実な経営改善が図られるものというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、明確に答弁してくださいよ。

物産公社の新会長のポストを、玉城デニー知事は御自身の後援会長の企業グループに新会長のポストを与えているんですよ。これは利益相反ではないですか。

伺いたいと思うんですけれども、知事、あなたの後援会長の企業ですよ。

知事に聞いているんだよ。御自身の後援会長の話をしているんだよ、企業の。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えします。

今回の会長人事につきましては、物産公社が経済界に推薦を依頼したところ、中地氏が会長候補として推薦されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　先ほど、答弁でもこの人事に関しましては物産公社から人事を求めてつくっていきたい、推薦願いたいということで経済界から出たと言っているけれども、県の担当者は、まさしく人事に関与していないというふうに言っております。全ては物産公社の責任にしようとしております。この前任の社長が、いろんな形でこの経営改善でも頑張っていたのに、知事の後援会の企業から――いろんな面で人事に懸念があると指摘が入っているわけですよね。それに対して知事はどうも思わないんですか、何も。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、物産公社から県に対して推薦依頼がありましたが、社長候補について推薦依頼がありましたが、会長については、推薦依頼はございません。公社みずからがやっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、そこですよ。社長に対しては、来たわけですよ、湧川さんに。会長ポストは、新しくポストを置いたわけですね会長職に。知事が決めたんじゃないの。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えします。

会長人事につきましては、公社が経済団体に推薦依頼を行い、中地氏が推薦されまして、それを受けて選任されているものというふうに理解しております。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　会長職という新たな職の設置について決めたのは、物産公社であります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ずっとこの物産公社のせいにしなさいよね、皆さん。玉城デニー知事の後援会の企業グループと物産公社の取引実態はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えします。

物産公社と金秀との取引については、把握しておりません。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　私が答弁したかったのは、物産公社と個々の企業との取引については把握しておりませんという答弁でございました。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

島袋議員の御趣旨は、会長の中地氏が知事の後援会の関係会社の社員だったということを踏まえて、ある意味疑念があるのではないかという趣旨だと思いますが、実は先ほど来部長が答弁いたしておりますように、会長職につきましては物産公社のほうから、経営力の強化を図ると。それから社長を補佐するという観点から、先方からの要請があったと。これがいわゆる非常勤の会長職については、経済界から推薦をもらいたいというふうなお話があったということで報告を受けておりました。我々も三役含めて、この中地氏が会長になるというのは、向こうから出されて初めて知ったということでございまして、そういった疑念については一切ないということでございます。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

そういったようなある意味関連があって、いわゆる県が推薦したというものではないということをまず述べたところでございます。一方で、こういった人事につきましては、最終的には株主総会ですとか取締役会において選定されると。これまでも各種団体においてもそういった対応で行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　株主総会とかそういうことじゃなくて、沖縄県の外郭団体なんだから、それが上がってき

たら、そういう関連性があるんじゃないかと調べるのが普通じゃないの。調べてないということですか、調べる気がないんですか。そしてこういう形で内々に決め事で決めたからこういう人事になったんですか。これ以上進め切れないよ。議長、私が言っている質問は、関連性ありましたかと聞いているんです。それからじゃないと質問できない。（発言する者あり） そうですよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。（発言する者あり）

静粛に願います。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 先ほどの答弁、物産公社と企業との取引はどうかという御質問だと思いますけれども、これ店舗ごとですとか、そういったものの取扱高については我々のほうにも報告がありますけれども、個々の企業との取引というものについては、企業間でいろいろ競争もしておりますので、そこまでは我々のほうとしても把握はしておりません。

申しわけありません。

○島袋　　大君 休憩、休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えします。

会長職設置に伴って、公社の公平性はどうかという観点からの御質問の趣旨だというふうに理解しています。

公社では、毎月経営改善計画に基づきまして、外部専門家を交えまして社内での経営状況や課題の対応をチェックしているということが１つ。

それから、四半期ごとに金融機関との会議――これはモニタリング会議と言っております――それを実施しまして、経営力の強化はもちろん、計画の着実な実施をしておると、こういったチェックをかけているということも一つあります。さらに、会長職は非常勤ということでありまして、代表権は有しておりません。このような観点から、今回の会長職の人事によって公社の公平性が失われるというふうには考えておりません。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 個々の企業との取引状況の件ですけれども、一応、会社法440条で定められておりますとおり、貸借対照表以外の資料については、沖縄県情報公開条例の不開示情報に該当するということにも当たりますので、我々のほうから公表ということはできませんし、また先ほど来答弁しているように、公社のほうから個々の取引について我々のほうにも情報の提供といったものはございません。

○島袋　　大君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたけれども、会社法440条で貸借対照表以外の資料については公表しておりませんし、また物産公社は県の収支割合、これは４分の１未満でございますので、財務諸表等については我々のほうから議会への提供ということもやっておりません。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 もうこれ以上は嫌がらせするつもりはありません。

知事、先ほど私も聞きましたけれども、なぜ物産公社に会長職を充てたんですか。これは物産公社からの要望かもしれませんけれども、充てる必要ありますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 今回その会長職を設けましたのは、やはり公社が指摘されていたように、流通業界に明るい人を招聘する必要があるだろうということ。ただ、今回は行政出身者が社長についたことで、そのサポート役として会長職を設けたというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 知事、その辺は明確に覚えておいてくださいね。我々いろいろ調査しておりますよ。これをしっかりと、知事がどういう経緯でどういうふうになったか、私確認しますからね、我々自民党は。しっかりとその辺は調査していただきたいと思っております。

議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○島袋　　大君　知事の全国キャラバンについてであります。

内容と運営について。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　トークキャラバンの内容についてお答えいたします。

全国知事会は米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。県は、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題につきまして、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的とし、去る６月11日に東京でキックオフシンポジウムを開催したところであります。トークキャラバンにつきましては県主催でございますが、運営につきましては、プロポーザル方式の公募で選定した業者に委託しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この委託したところはどこですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

委託業者は、プロポーザル方式により新外交イニシアティブというところが受託しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　どういう団体ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

シンクタンク新外交イニシアティブ、つきましては政策提言、情報発信を通じ、日米及び東アジア地域において、外交・政治の現場に新たに多様な声を発信するシンクタンクというふうにされております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これ予算は幾らですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

令和元年度トークキャラバンに関する予算は、1043万5000円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これはうちの自民党の所属議員がこれから質問すると思いますから、徹底的に細かく質疑すると思いますから、しっかりとすぐ資料を出せるようにしていただきたいと思っています。

次、フジロックフェスティバルについて。

知事、辺野古の埋め立てはとめ切れないのに、知事はフジロックフェスティバルに参加している場合ですか。何するんですか、あっちで。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

フジロックフェスティバルは３日間で約11万人が来場する日本最大規模の野外音楽イベントであり、同フェスティバルから場所の提供を受けておりますザ・アトミックカフェから、沖縄を知ろうをテーマの一つに、知事への出演依頼があり現在調整を行っているところです。

ザ・アトミックカフェは脱原発や環境・平和・人権などの社会問題をテーマとしてこれまで、田原総一朗氏や木村草太氏などの論客も出演しており、知事の出演が実現すれば沖縄の基地負担の現状に加え、県民投票で示された県民の民意や日米地位協定の問題などについて広く県外の皆様に伝える機会になるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、あなたは論客の一人ですか。フジロックフェスティバルはこういうことをするんですか。誰ひとりも取り残さない社会をつくる、沖縄県をつくると言っているんだから、先ほどの中国の問題も含めて、石垣や与那国や宮古に行って離島の皆さん方と話をして、こういうことですと言うのが先じゃないの。順番違っていますよ、知事。

そこはどうなんですか、知事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほどの繰り返しになりますが、アトミックカフェにおきまして、沖縄の基地負担の現状あるいは県民投票で示された民意、日米地位協定の問題などについて、幅広く県外の皆様に伝えるということも重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　冗談じゃないですよ。そういうところに行って歌を歌って、沖縄の思いを聞いてくださいでは通りませんよ。我々県民の、石垣や宮古やそうい

う県民一人一人の、今抱えている問題をしっかりと知事が向き合ってやるのが普通ですよ。行政の知事として。全く違っています。

次、移ります。

県立特別支援学校について。

特別支援学校の対象の那覇市在住の児童生徒の人数について伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

令和元年の５月１日時点でありますけれども、那覇市在住で盲学校、聾学校を除いた大平、島尻、西崎、鏡が丘の４つの特別支援学校に通学している児童生徒は、333人となっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　建設するために那覇市と県の協議会を設置しましたか。以前私、県議会の一般質問でこの支援学校をつくるためには、那覇市と沖縄県で協議会をつくってしっかりと進めるべきだということでありますけれども、その辺は設置したのか、進捗を含めてお答えください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　協議会という形の組織はつくられておりません。ただ、那覇市教育委員会との意見交換というのはずっと行っておりまして、事務的にも頻繁に意見交換を行っております。またこれは、市じゃなくて保護者代表でありますとか、特別支援学校の関係者等々ともその設計とかいろんな学校のあり方について、意見を伺いながら進めております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　那覇市赤十字病院跡地に建設する特別支援学校の進捗状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

新たな特別支援学校につきましては、去る３月に造成工事に着手したところであります。今後は、８月から磁気探査、そしてくい工事を予定しております。そして、建築の本体工事につきましては７月に入札、８月に仮契約を行いまして、９月議会での議決を経て本契約を締結しまして、10月に工事着手の予定となっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　当初、令和３年４月入学という流れだったと思いますが、間に合いますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　現在も引き続き令和３年４月の開校に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく今教育長が言ったように、333人――盲聾は含めないけれども――いるわけですよ。私が以前一般質問した――この親御さんは、迎えや送りで誰か一人がパートでないといけない状況になっているわけですよ、親御さんたちは。それをしっかりと親御さんも普通に仕事ができるような体制にするためには、那覇市に必要だということで建設されるわけですよね。これをしっかりと約束どおり、令和３年４月開校、入学に間に合うように頑張るのが県の仕事だと私は思っていますから、その辺どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教育委員会としましても、その令和３年の４月の開校に向けて新たな事情とか当然出てくるということは考えておりませんけれども、そういう要因がなければ開校に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こういうすばらしいことは応援しますよ。頑張りましょうね。ひとつよろしくお願いしたいと思っています。ここを向いたら、次また怒りますよ。

児童・福祉行政について。

10月から保育料無償化に伴う影響について伺います。

知事は、無償化の財源として消費税10％は賛成ですか、反対ですか。知事に聞いているんですよ。まさか総務部長じゃないよね。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

消費税の増税に関して、御案内のとおり消費税率の引き上げは低所得者層ほど税負担が重くなる、逆進性が高まると指摘がございます。そういったことを踏まえて、十分な配慮が必要であるというふうに考えております。

あわせて国においては、平成30年の12月において経済財政諮問会議で公表されました幼児教育の無償化、軽減税率制度の実施などあらゆる政策を総動員して、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応していくというふうにしておりますので、そういったことをしっかりやっていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩
午前11時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになって恐縮でございます。消費税増税に対する知事の見解ということでございますけれども、消費税率の引き上げは低所得者層ほど税負担が重くなる、逆進性が高まるという指摘があることを踏まえまして、これについては十分な配慮が必要であるというふうに考えております。国においては、平成30年12月に開催されました経済財政諮問会議で公表した幼児教育無償化、または軽減税率制度の実施などあらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、じゃ知事に聞きます。

今、総務部長の答弁を聞いたらもう消費税の増税は認める、賛成的な話ですけれどもそれで理解していいですか。そうしないと質問できないんだよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになります。

消費税の引き上げというのは、繰り返しですが、逆進性が高まるというふうなことで、そこに対して十分な配慮が必要であると。あわせて、これまでの消費税においてはいわゆる経済の鈍化等いろんな消費経済に対する影響がございました。それで、経済に影響を及ぼさないようしっかり取り組んでいただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　しっかりとこういう答弁するんだったら、していいですよ。ぶれないでくださいね、知事。――その辺が明確にぶれないで。しっかり10％とする意義があるんだから。しっかり理解していただきたいと思っています。

次、現在市町村において（３歳児以上の主食費、米代など500円から1000円を除く）給食費を含めた保育料を保護者から徴収することとなっているが、10月の無償化以降、国の直接徴収に伴い事務負担が大きくなりますけれども、県と各市町村をあわせて費用の一部を負担する考えはないですか。伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　食材料費につきましては、主食費と副食費がございまして、現在３歳児以上の主食費は施設が徴収し、副食費は保育料の一部として市町村が徴収しております。無償化に伴いまして、施設はこれまでの主食費に加えまして、副食費を徴収することとなります。

県は、施設の事務負担の軽減を図る観点から、九州各県保健医療主幹部長会議などを通しまして、保育所における事務職員の雇い上げ加算の拡充等について、国へ要望しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしくこども園に関しましては、事務所の予算はついていると思っています。その辺の法人関係含めて、その辺を今部長が答弁されたことをしっかりと沖縄県は要請して詰めていくという理解でいいですよね。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　給食費はこれまで国の試算として月額7500円が示され無償化に伴い実費徴収となるが、給食の質の低下を招かないためにも保護者の負担軽減や安定した施設運営を確保するためには滞納対策をする考えはないかということであります。例えば保護者5000円、県2000円、市町村500円という形で。保育料は無償になります。10月から保育料は無償化。給食費は負担するわけですよね。その辺の対応も含めて県はどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　国におきましては、無償化に際しまして保護者及び施設の徴収事務の負担軽減を図る観点から、現在保育料が無償である生活保護世帯等につきまして、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとしております。それとともに、免除対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充しまして、公定価格の給付の中で加算することとしております。また国は市町村に対しまして、滞納への積極的な関与や副食費の世帯負担が増加することのないよう配慮を求めるなどしております。

県におきましては、これらについて市町村への周知を今図ったところでございまして、引き続き保護者及び施設の負担軽減について市町村と意見交換を行ってまいります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これ確認したいのは、今7500円という数字が国から出ていると思うんですけれども、こ

れは明確に県から市町村におろして、7500円が基準ですよという確認はまずおろしているかというのを聞きたいんです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　国から目安としまして、副食費として4500円、主食費として3000円ということで示されております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この示されているのはわかる。これを市町村にどうおろすかですよ。だから、主食費に関しては、要するに各市町村や園ごとでの裁量に任せるとなったら、給食の質が落ちるわけですよ。だから、そこを県として、国が試算している7500円のうち主食費と副食費がある中で、これをきちんと担保としてやりなさいよという形をとらないと、各施設に権限を任せたらここのパイを小さくする可能性がないとは言えないですよ。同じく平等にお子さん方を預けているんであれば、これはしっかりとした7500円の内訳を守る。これはしっかりやるという県の指導が必要だと思うんだけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　このことにつきましては、県としては国の方針を市町村にも示しているところでありますけれども、先ほど副食費についてはこれから実費徴収になるということもございますけれども、その辺に関しましては、生活保護世帯はもちろん免除になります。それが360万円の世帯まで広がるということもございまして、約５割程度の方々の副食費は免除になることもございますので、その辺で質の低下は免れるかなというふうにも思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも、この分の7500円の内訳も先ほども言ったように、5000円が保護者、2000円が県、500円が市町村という負担軽減措置をやろうと思ったらできる可能性。苦しいかもしれないけれども、その辺は県としても知事、知事がどう考えるかはわからないけれども、そういった形も含めて議論してその分の財源も含めてどういった形で考えられるかという考えは持っていないですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この件に関しましては、今回の無償化に伴いまして、市町村が保育料を低減するためにこれまで独自で入れていた財源もございますので、そのあたりも活用ができるのかどうかも含めて、市町村と意見交換をしてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　続いて、無償化に伴いさらに公立幼稚園の社会福祉法人等の公私連携幼保連携型認定こども園化が増加すると予測されるが、これまでの推移と今後の各市町村の動向はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　公私連携幼保連携型認定こども園につきましては、子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う施設を市町村が関与しつつ、民間法人に運営させる施設でございます。平成28年４月１日時点の４園から、平成31年４月１日時点で32園となっておりまして、今後も増加が見込まれております。また、公私連携幼保連携型認定こども園の移行の際には、市町村は事前に住民説明会で園の概要や移行スケジュールなどを説明するとともに、運営法人の決定後は、認定こども園の保育内容等について説明をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　公立幼稚園の法人へ移行する理由、効果、課題があるのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　公立幼稚園がこども園に――公私連携型認定こども園を含みますけれども――移行するということで、給食の実施でありますとか土曜日の開園等、また保護者のニーズに対応できるようになることになります。また、幼稚園の場合は３歳からになりますけれども、０歳から５歳児までの一貫した教育・保育が可能となるというふうな考えが市町村にはあると思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここからちょっと確認したいです。

認可保育園や認定こども園において退職金共済掛金が職員１人当たり４万4500円となっていますけれども、公私連携になることによって３倍の13万3500円となります。保育教諭不足の対策として差額分を補助する考えはないですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育所や幼保連携型認定こども園職員の退職手当につきましては、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づきまして、国、県より３分の１ずつの補助が行われておりま

すが、公私連携幼保連携型認定こども園につきましては、共済法の対象外となっております。なお、現場において公私連携幼保連携型認定こども園を共済法対象施設とするよう要望がございますので、県としましては、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、国に対し補助対象に加えるよう、要望を行うこととしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく沖縄県は公私連携に今進んでいると思っております。ですから今、法人園の職員は要するに退職金の掛金が１人当たり４万4500円、幼稚園を認定こども園にして公私連携するときに、ほぼ法人が受けているわけですよね、今みんな。法人の園もあれば、認定こども園もある。しかし、同じ法人の職員で法人園にいるのは４万4500円、こども園に就職したら13万3500円かかるわけですよね。そうなったら、差が出てくるわけですよ。同じ法人園の運営の中で、こども園に行ったら１人当たり13万払わないといけないけれども、ここはまた４万幾らでいいと。そうなったら、任意じゃないから、認定こども園の職員には掛けなくてもいいとなってしまった場合ですよ、この法人園が。じゃ我々の職場だけ格差が出ないかという話になるわけですよ。ですから、そこを酌み取っていただいて――こども園は０、１、２歳は見ませんから、運営上きついと思うんですよ。３歳以上からですからね。それを考えれば、そのまま法人園に任すのはいいけれども、そこでしっかり差額分は、今先ほど部長からも答弁をいただきましたけれども、沖縄県として全国より先に沖縄県は公私連携が早いんですよ。我々の豊見城でもほとんどこども園ですから。そう考えますと、そういった流れに進んでいくから、１つ法人園がここはじゃなくてということになった場合には、歯どめきかなくなりますよ。だから、そこは沖縄県として、先ほど言ったように九州とかあるいは全国に要請をするというのは、僕は大事だと思っているんですよ。その差額分を国がどう見るのか、県がどう見るのかということなんだけれども、どうですか。今担当は謝花副知事、部長、これ要請早くしたほうがいい。沖縄県は全国より早いんですよ、公私連携は。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄県の場合は、公私連携型幼保連携型認定こども園が多いのも承知しておりまして、その状況は非常に要望する必要があると考えておりますので、先ほど九州各県保健医療福祉主管部長会議を通してと答弁したところではございますが、厚生労働省などとも意見交換をしながら、早目にこれを実施していただきたいという要望はしてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長、知事も聞いてください。

この件に関しまして、私調査しました。認可園で大体登録されているのは300前とありますけれども、公私連携に進みたい園はほとんど、やっているところとこれから臨みたいというところもアンケート調査しました。一番ネックなのは、ここなんですよ。この掛金、法人園では４万幾らかだけれども、認定こども園では13万かかる、ここが大変だというのが本音ですよ。だから、ここは早目に沖縄県としてこういうことでスタートするんであれば、早目に要請していただきたいなと思っております。

次、認定こども園において、現場から研修や事務負担が混乱することがあると聞いております。県の全ての業務において窓口の一本化を含め保育現場の負担軽減を行う考えはないか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　認定こども園は認定こども園法に基づく学校と、それから児童福祉法に基づく児童福祉施設として位置づけられてございます。認定こども園の研修、それから事務に関しましては子ども生活福祉部子育て支援課で所管しておりますが、教育公務員特例法に基づく保育教諭に必要な研修もありますので、教育委員会とも連携して研修を実施しているところでございます。今後とも市町村や関係機関と連携しながら、保育現場に混乱が生じないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この場合はやっぱり県の教育委員会から本当は答弁が欲しいんだよ。要するに、まさしくここが一本化されていない。窓口の一本化じゃないけれども。こども園は学校教育ですよ。学校教育でこども園見ているんだから、まさしくそこを一本化するために、現状は同じアンケート、要するに似たような書類が子ども生活福祉部からも来るけれども、教育委員会からも来ているわけですよ。職員は保育をしたいのに事務方はこの資料で大変なんですよ。だから、似たようなもの、資料、アンケートもろもろ含めて一本化する、まずそれから。そして窓口も各市町村一本化しているところもありますよ。そこから議論しないと職員の負担率というのは、非常に高くなるわけですよ。だから、その辺部長の答弁も理解しますけれども、その辺はお互い教育委員会と連携して一本化に向けてという答弁をいただければみんな元気出ると思います

よ、職員は。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　一本化の話がございましたが、職員の研修という意味では、教育委員会と福祉部が連携して合同研修会というのもやっていますけれども、今後は幼児教育センターの体制整備ということで、それについても取り組んで連携してまいりたいと考えております。その事務の件については、具体的にどういう形にするかというのは今プロジェクトチームやりますけれども、それは幼児教育センターに向けての話なんですが、その事務についても何かあるのか、具体的な方策があるのかは、具体的にまた事務的にも連携して詰めてまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　締めますけれども、知事、誰ひとりも取り残さない社会をつくるということで、もうこれは知事の大きなアドバルーンだと思っています。
　きょう質問したというのは、我々自民党がどうこう嫌がらせすることなく、県民からいろんな面で声を聞いて質問をしているわけですよ。だからそこの確認事項を立てるのはしっかりとやらないといけない。これから自民党いろいろ質問が来ると思いますけれども、本当に今の県政は誰が知事なのか、誰がどうしているのか、僕は誰がグリップを握っているのかわからない。明確に。我々は手助けするのもしようができませんよ、知事。しっかりとこの辺沖縄県はどうしたいんだ、県民のためにどう思っているんだ。特に今回、質問の多い宮古、石垣も含めて本当に寄り添って県民のためにどうしたいのか。そこの知事の答弁が全く我々代表質問やきょうからの質問にもないわけですよ。
　どうぞ、知事、しっかりと知事がやる姿勢を見せてくださいよ。きょう、あした自民党続きますけれども、この辺を明確にしていただきたい。玉城デニーが知事になったから、こう前向きに進んだ。私は前に進んでいるものは、何もないと思っていますよ。今回の人事案件にしても非常におかしい人事ですよ。
　どうぞ、知事、しっかりと答弁いただけるところは明確に知事みずから答弁していただきたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時54分休憩
　　午後１時15分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　休憩いたします。
　　午後１時16分休憩
　　午後１時19分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　午前に引き続き質問及び質疑を行います。
　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　こんにちは。
　会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。
　通告に従い質問に入りたいんですが、その前に、昨日大雨の洪水によって避難勧告で避難された方々、また被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げるとともに県としてぜひいろんな対応をしっかり行っていただきたいと思います。
　それと、４月に新任で来られた部長の皆さん、いろんな意味で議論を交わしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
　では、通告に従って１番目、知事の政治姿勢についてであります。
　(1)、Ｗｅ　ｌｏｖｅ　ＯＫＩＮＡＷＡ、沖縄県主催のシンポジウム、キックオフシンポジウムについてでありますが、ア、実施目的、予算等について再度伺います。よろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　トークキャラバンにつきましては、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としております。令和元年度予算で1043万5000円を見込んでおります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　この1043万というのは、委託先への委託費という理解でよろしいでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　はい。委託料、全額委託料となっております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　では、イに移ります。
　第１回の開催日時、場所、参加人数（案内方法）、委託先、費用、プログラム（内容）等について伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　キックオフシンポジウムは、令和元年６月11日、東京のルポール麹町で開催いたしました。委託事業者である、特定非営利活動法人新外交イニシアティブのウエブサイト等で告知を行い、参加人数は約200名となっております。内容は、知事の基調講演、県民投票

の基調報告、登壇者発言、パネルディスカッションとなっており、具体的には、県民投票結果を踏まえた沖縄県民の民意の周知、辺野古埋立工事の中止の訴え、地方自治への影響への訴え、日米地位協定の改定の必要性となっております。この費用につきましては、事業終了後に検査を実施した上で精算することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いてウに行きますけれども、委託先の選定方法、午前中答弁ありましたが、もう一度確認の意味でお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

トークキャラバンの業務委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づく随意契約として、プロポーザル方式によりことし４月19日から５月２日まで県ホームページで公募し、同月９日の審査委員会の審査を経て委託事業者を決定いたしました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　公募に応じたのは１社だけですか。ほかにもあったんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

応募につきましては、１社からの応募となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　新外交イニシアティブ、略でＮＤとあえて言わせてもらいますけれども、ＮＤと県のおつき合いは今回初めてでしょうか。

ほかにも何か業務委託した経験があるのか、お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時24分休憩

午後１時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今、プロポーザルのときの提出書類として、１年分の過去の状況をいただいているんですが、その１年では県とのものはちょっと確認できておりません。それ以前については今ちょっと手元に資料がないので至急確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　シンクタンクというふうに午前中は答弁があって、この後、特定非営利活動法人というふうに追加がありましたけれども、特定非営利活動法人というものの定義についてちょっと御説明してもらっていいですか。

お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時26分休憩

午後１時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

内閣府のほうによりますと、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動を初めとする市民の自由な社会活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として平成10年12月に施行された制度というふうになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　あと、同じ資料を見ていると思います。内閣府のホームページだと思いますが、特定非営利活動とは。これも簡単に説明してください。お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

特定非営利活動とは、保健医療または福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動など20種類が分野として挙げられておりまして、これらの分野に該当する活動で不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とするとされております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ＮＤの代表はどなたですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　代表者につきましては、猿田佐世さんとなっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事にお伺いします。

猿田佐世さんとの面識はございますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　はい、ございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　具体的にどのような場所で、どのようにお話しになったのかちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私、衆議院議員時代から議員としてもいろいろな活動において米国の事情などのアドバイスを受けたり、あるいは私が実際に議員として訪米活動をする際には、そのアテンドとしてお願いをしたりというふうな形でかかわっておりました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ニューヨークの御出張があったと思います、訪米のときに。ニューヨーク。そのときに猿田さんのお力をかりたことはありますか。

講演、何かありましたよね、シンポジウム。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　昨年11月の、私が訪米をした際には一切かかわっておりません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、続いてエのほうに行きます。

会場でこのＮＤの団体の入会案内や寄附金の申し込みがあったというのは事実かどうかをお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

委託事業者に確認したところ、キックオフシンポジウムの会場及び受付とは異なる場所にパンフレットの設置はしたものの、配布、勧誘などはしていないとのことです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは、沖縄県として主催者としてですけれども、先ほど特定非営利活動法人ということなんですが、先ほどの活動の中身については不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とするものとありますね。これが私は何となく不特定ではなくて特定の方々へのあれになっていないか。先ほど案内方法もＮＤのほうでウエブで案内したというふうにありました。その辺の主催者として委託をする中身と、県としての主催責任ですね。特定の政党を応援するような発言があったようにも聞いていますが、それについては県は把握をしているかどうかお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まず、パンフレットの設置につきましては、当該委託事業者の責任と判断で行われたというふうに考えておりますが、当該キックオフシンポジウムは沖縄県の主催でございますので、今後このようなことがないよう留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　過去の事例で、市町村でいろんな名義貸し等があった場合に、2015年６月に大和市であったらしいんですが、憲法九条やまとの会という会がイベントをしたときに、自民党を倒しましょうとかそういうことがあって、この市としては行政としては、事後にこの講演を取り消したというケースがあるんです。行政として、こういった特定の政党に偏るようなこととか、もっと言うと認定、選定に当たってもそうですが、ＮＤが日ごろどのような活動をしているのか県は把握をされているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回のプロポーザル方式による選定につきましては、一部欠格条項というのがございますけれども、基本的に私どもの提案の事業を満たす要件の事業者であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　東京都の生活文化局のほうの法人の認定等という資料と、それからこのＮＤの決算報告を私入手したんですけれども、その中にちょっと気になるところがありまして、決算報告の中で、この団体は、辺野古基金から寄附を受けている。助成金を受けているんですね、1100万円。29年度の会計報告で。28年度も1100万円の献金を受けているようです。それを県として選定して、いろんな行政の公平性とか特定に偏らないというようなことについて、県は触れるというふうにお考えになるのかならないのか、簡潔に御答弁願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、議員御指摘の辺野古基金からの事業については私どもちょっと把握していなかったところでございます。ちょっと事実関係を確認してからきちんと検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　このシンポジウムは資料によると、年度内に５回ぐらいやるというふうに書かれていました。1040万ですから、１回で約200万かかるというふうに理解しますけれども、今回１回目の費用、大体どのくらいかかったか把握されていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今、まだちょっと精算の報告が来ておりませんので、具体的な数字についてはまだ把握していないところでございます。

以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　1000万の予算計上しておいて、１回当たり幾ら使うとか中身をまだ全然把握されていない。
これはいつごろ報告が上がってくるんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
最終的には報告書という形でもらいますけれども、適宜、次の事業もございますので少なくとも概算等についてはきちんと求めていきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　ぜひ詳細を、報告をオープンにしてほしいんですけれども。今回登壇されている方々、パネラーというんですか、知事の基調講演の後に何名かいらっしゃると思いますが。その方々への人件費が払われているかどうかもチェックしたいと思います。
実は会場費、調べてみました。２時間で10万円です。約10万ちょっとです。残り190万が人件費なのか何かわかりません。まだ１回目の費用も締まっていないんですけれども、この中身についてもしっかりチェックをさせていただきたいと思います。
それとやはり、このＮＤに対して私細かいことを申し上げるつもりはないんですけれども、きっちり県のいろんな思いを達成できるために選んだのかもしれませんが、見方によっては非常に偏っていると見る方も周りにはいます。ですから、それについて県はしっかりチェックをしていただきたいと思います。
続いて２番、在日米国大使への書簡発送について。
ア、発送時期、理由、内容について伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
米国政府への書簡につきましては、普天間飛行場の５年以内運用停止の期限が過ぎ、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去に向けて、日本政府だけではなく米国政府へも直接知事の考えを伝える必要があると考えたことから、去る５月24日に発送いたしました。
書簡の内容につきましては、同飛行場では外来機の飛来がふえ、騒音が激化し、負担が増加していること、辺野古移設につきましては、ことし２月の県民投票において投票者総数の７割以上という圧倒的な反対の民意が示されたこと、軟弱地盤が判明し辺野古移設は同飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないこと等となっております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　以前、翁長知事がトランプ大統領就任時に祝電を打ったことを、私ここで一般質問させていただきました。過去、47都道府県でそういった事例があるかと言ったら、たしか県の答弁は過去ありませんという答弁だったと思います。
今回もお聞きしますけれども、例えば外交や防衛に関する書簡を47都道府県、沖縄以外の46都道府県が大使とか、大統領宛てに届けてくださいというふうな文書を出した記録があるのか、ちょっとお答え願います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　今回書簡を出すに当たって、他の都道府県の状況を確認している、調査したということではないので、把握はちょっと今していないところでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　これ早急に調べてください。早急に調べてください。今、休憩でもいいですから。
次行きますけれども、県知事としての権限と責任について伺います。
この書簡を発するに当たって、庁内ではどのような手続、内容についてもどのような議論、どのような過程を経て書簡を発送したのか御説明願います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
米国政府宛ての書簡につきましては、いわゆる知事としての職務権限を執行するための文書ではありません。しかしながら宜野湾市民の生命財産を守ることを最優先に辺野古移設にかかわりなく、普天間飛行場の速やかな運用停止の実現を求めていくことが重要というふうに考えております。
そのようなことから、庁内の決裁手続を経まして、文書を発送させていただいたものでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　庁内手続とはどのような手続なのか、説明してもらえますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　この書簡を送るに当たって、決裁手続、いわゆる担当者から課長、部長という形で決裁を受けたということでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　知事、この後訪米・訪中にも触れますけれども、最近私、知事の発言がすごく気になるんですね。以前から行動力は評価するということはお話ししたと思いますけれども、最近の知事の発言を聞

いていると非常に不安になるんです。もちろん、権限内のこと、知事の管轄でできることをやることは構わないと思うんですが、先ほどの大使への、習近平の訪日もお願いしたりとか一帯一路の入り口をということも何も議会でも議論されていない中で、なぜあのような発言になるのか、私は非常に不思議なんです。知事がもし、それを私の権限だと権限内だと思っていれば、これはまた多くの議論できるんですけれども、要は今回のこの大使に宛てた文書、これは大統領にお渡しくださいということも、これ以前翁長知事のときも言いました。祝電なり文書を我々県議会も把握しない。この間も言いましたけれども、例えば北朝鮮の金主席にも出そうと思えば出せるわけですよね文書を、決裁すれば。我々議会関係なく。県民も関係なく。知事部局のある担当者が起案をして、決裁をして、北朝鮮に出せるわけです。出そうと思えば出せますよね、知事。どうですかそれは。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今回の在日米国大使、ウィリアム・ハガティー大使に宛てて出した書簡、普天間飛行場の早期の運用停止については先ほど公室長からありましたとおり、沖縄県におけるいわゆる米軍基地の負担、0.6％の面積に70.3％の過重な負担を我々が受け続けてきているということの現状を報告をして、かかるべく日本政府とアメリカ政府における話し合いをして、この負担を軽減していただきたいということでのいわゆる県民の声としてそれを届けようと思った次第です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、そうであれば先ほどの尖閣の問題も、中国の大使に文書出しましょうよ。抗議の文書出してください。先ほど来ありますよね、抗議するかしないか返事されませんでした。尖閣の問題は、石垣や宮古の方々、離島の方々の生活に直結する問題でもあります。それを知事がどのように見るのか。答えはいつも一緒。国や政府に働きかけます。米国にはこういって文書出すわけですよ、抗議文書を。同じように中国にも出してください。大使館に対して。それで、習近平に届けてくださいと。それを普通やるのが僕は県民の生命財産を預かる知事としての大事な仕事だと思います。それが今偏って、米国には文書を出す。中国には何も言わないというのが今のスタンスであるとしたら、そこはしっかり同じ県民、島民も、離島に住む方々も県民ですから、それについてはしっかり知事としてのお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私のそのインタビューにおける発言で、このような私の本意としないところで話しが進んでしまったということを非常に私は残念に思いますが、それはそのように石垣市議会からも抗議の文書が届いたということも承知しておりますし、それは私は発言を撤回させていただいております。ですから、尖閣については我が国の領土・領海であるということは従前から私はそのように思っておりますし、日本政府のその姿勢を支持しているということも申し上げておりますが、ただ私の使った言葉が不適切であったがために、その言葉は撤回をさせていただいたということです。

この尖閣の問題は、私の思いの中にはやはり国と国が平和裏に対話をして、この問題をぜひおさめていただきたいという思いからそのような発言に至ったということをぜひお酌み取りいただければと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今私の質問にはちょっと答えていないと思うんですけれども、中国政府に対して、大使館に対して、本来尖閣の問題で被害をこうむっている島民、県民の方々の抗議をすべきだと私は思っております。同じ県民の生命財産が脅かされているという意味では、普天間飛行場だけの問題じゃないんですよ。米国だけが抗議する国ではないと思っています。そこを申し上げておきます。

次、行きます。

海外出張ですけれども、中国、ロシア、この間台湾もあったようですが、新年度になって行かれた海外出張のア、目的、日程、費用、随行者について伺います。おのおのお答えください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

私のほうからは中国出張の目的等についてお答えします。

県では、沖縄と中国の交流促進について、中国政府関係者等と意見交換を行うため、去る４月16日から19日の４日間、2019年日本国際貿易促進協会、これ第45回訪中代表団に参加し、北京を訪問してまいりました。今回の出張は、知事と秘書のほか、北京事務所長を含む４名の県職員が同行し、要した旅費は約185万円ということになっております。このほか、現地での会場費や通訳に要した費用などが、今後、日本国際貿易促進協会から負担金として請求される予定となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私のほうからはロシア訪問についてお答えをいたします。

今回のロシア訪問は、ミハイル・ガルージン駐日ロシア大使からの御招待によりまして、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムに出席するということで、６月５日から９日までの５日間の日程でロシア訪問を行っております。費用は、知事及び随行員の旅費等で約294万円でございます。随行員５名おりますけれども、私ども国際交流課の職員が２人、それからアジア経済戦略課の職員１人、あと秘書が１人、また現地にて合流いたしました北京事務所の職員が１人となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　台湾は新年度じゃないの。ごめんなさい。台湾も行ったというのはなかったけれども。前年度ですか、台湾は。

○商工労働部長（嘉数　登君）　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時46分休憩

午後１時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　議員、申しわけありません。

中国出張ということになっておりましたので、とりあえず中国の出張の分だけ取りまとめておりますけれども、今台湾についてもまとめさせたいと思います。台湾出張の分もですね。

○西銘　啓史郎君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時46分休憩

午後１時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　中国やロシア、経済フォーラムだったり貿易促進協議会というふうにありますけれども、沖縄県内の企業は参加されているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

中国の出張に関しまして、県内からは６社９名が参加しております。

○西銘　啓史郎君　もう一度。

○商工労働部長（嘉数　登君）　６社９名です。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ロシアはないですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

ロシア訪問の件につきましては、ゼロでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　じゃ、イに行きますけれども、成果・課題についておのおのお答えいただけますか。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

中国出張の成果と課題についてですが、今回の訪問では、中国の胡春華副総理と会談しまして、沖縄と中国とのさらなる観光交流促進、それから双方のＩＴ企業間の連携強化などについて提案したところ、沖縄と福建省の協力関係に加え、深圳など他の自治体との交流促進も支持したいとの発言がございました。それから商務部との会談では、食肉等農産物の輸出拡大、それから福建省との交流促進、沖縄と中国における経済・文化交流の促進などについて提案を行ったところ、商務部からは支持・歓迎の意が示されたところです。

県としましては、今後も、航空路線の誘致やクルーズ船の寄港促進、それからＩＴ分野における企業間連携の促進等に取り組み、本県の産業振興につなげることが重要であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私のほうからは、ロシアのほうをお答えさせていただきます。

今回のロシア訪問では、世界的に有名なサンクトペテルブルク国際経済フォーラムの一環としまして開催された分科会におきまして、沖縄観光産業やＩＴ産業等について紹介するなど、沖縄の魅力を発信しております。また、ロシアの中央及び地方政府との面談や民間交流団体との意見交換、現地企業へのトップセールスを行っておりまして、観光、経済、空手等の分野で交流促進につながるものと期待をしているところでございます。今後、ロシアとは各分野におけるネットワークを構築していくこと等が課題であると考えておりまして、今回の訪問を契機としまして具体的な施策展開につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　商工労働部長、台湾は日程だけでもいいですよ、いつからいつまで。お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

５月26日日曜から５月28日火曜までの日程で訪問しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次の質問に参ります。

(4)ですが、離島出張について。

知事、新年度以降の就任後の訪問地についてお答え願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　平成30年10月の知事就任以降、行政視察あるいは式典出席などで訪問しました離島・市町村は、宮古島市、伊是名村、伊平屋村、北大東村、伊江村及び久米島町の６市町村となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その島での、地元の首長やいろんな方とお話しする機会があったかどうかわかりませんけれども、知事として、この島でのいろんな課題についてどのように認識されているか、知事、知事の口からお答えいただけますか。いろいろ見て回ったこの６つの島ですね。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　やはり離島においては、その遠隔性や散在性に起因する教育環境ですとか就労環境が非常に厳しいということはもうそれぞれの島の抱える最も大きな問題ではないかと思います。それをじかにお話しを聞かせていただきました。それから住民の高齢化ですとか、あるいは産業振興にもやはりなかなか自治体単独では事業が執行できないということなどについても県・国の協力をぜひお願いしたいという声もいただきましたし、県としては交通基盤の整備、離島ですので一番の足になるものは船です。その船の新造や、それから伊平屋・伊是名では空港建設に関する意見も頂戴いたしました。島それぞれに固有の課題があり、それが離島であるがゆえに不便をかこってはならないというふうに思い、やはり離島振興は沖縄全体の発展のためには欠かせない重要な施策だというふうに改めて認識した次第です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では次にウ、離島の定住促進のための対策について、今県として取り組んでいることを御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県としましては、離島住民が住みなれた土地で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き離島ゆえのさまざまな格差を是正するとともに、島々の特性を生かした観光・リゾート産業の振興や、農林水産・畜産業の活性化、交通通信基盤の整備などに取り組むことにより、離島の持続的な発展へつなげてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、離島への出張６町村ですか、行かれたということですけれども、先ほどもありましたけれども、７月末にあると言われているフジロックに行くより、離島回ってくださいよ。離島の方々の声を聞いてくださいよ。知事みずからが足を運ぶことが大事だと思います。もっと言うと、５月の13日でしたか、与那国の洪水ありましたよね。あの後知事、行かれてないですよね、一度も。与那国には。大浜議員や４区の衆議院議員の西銘代議士、それから宮腰大臣が現地に入っているんです。現地に入っているんですよ。僕はやはり知事はもちろん基地問題でいろんな思いもあるかもしれませんけれども、フジロックに行くということを僕は言っちゃならないと思います。それ以前に島を回りましょう。私も今回４月、５月で南部の離島１町６村全部回りました。首長と会い、議員と話をし、いろんな声聞いてきました。その一つ一つを実現するために県の協力が欲しいものが幾つかあるので、この後触れますけれども、ぜひ知事、島から行きましょう。海外行かないでいいですよ。フジロックもいいですよ。やめましょう、フジロックは。ぜひそこは御検討いただきたいと思います。

続いて２番に行きます。離島振興策についてであります。

(1)、食品･日用品輸送費等補助事業について、ア、事業の経緯、これ実証事業から提言事業までについて伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　お答えいたします。

県では、平成24年度から、４村５島を対象に、食品や日用品の輸送費等を補助し、離島住民の生活コストを低減する実証事業などに取り組んだところです。平成27年度には、事業の効果検証を行うために設置した、外部有識者等で構成する検討委員会において、対象離島を拡大すること、県と離島市町村それぞれが

実施主体となることなどの提言がありました。それらを踏まえ、平成28年度から平成30年度まで、13市町村19島を対象に、県と離島市町村それぞれが２分の１の負担割合で離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、イに行きますけれども、年度ごとの費用、予算と実績について伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　当該補助金につきましては、平成28年度予算額が6763万円、実績額5686万円、平成29年度の予算額が6724万円、補助実績額が6041万円、平成30年度予算額6628万円、補助実績額5917万円となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その事業、当初は県のこの資料を見ると、事業期間が平成33年度までの予定だというふうに理解していますが、ことしの２月19日に終了する文書が出されています。その終了した理由を御説明願います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　この事業の効果検証、今後の事業展開について、平成30年度に先ほど申し上げた外部有識者による検討委員会から、以下の提言がございました。近隣の離島では、本島量販店でのまとめ買いが多いなど、買い物環境が異なること、事業実施後も、本島量販店と比較してなお価格差があることや島内小売店の利用頻度が異なることから、各離島においてこの事業における住民の実感度に差が見られること、加えて市町村には本事業の予算額を他の事業に活用したいという意見もあるなど、この補助事業に対する認識についても差があること、これらのことからそれぞれのニーズに応じたよりよい事業が実施できるよう各市町村が主体となって事業を実施するほうが望ましいという提言がございました。これらの提言を踏まえ、県事業を終了したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今、村単費または市で単費でやっているところはどこかお答えください。

○企画部長（宮城　力君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後１時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　引き続き事業を実施している市町村が、伊平屋村、南大東村、南城市――これ久高島なんですけれども、この３市村になります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、エに行きますけれども、第10回の県民意識調査の中で、離島調査は今回初めて行いましたよね。その中で、離島の中で今後重点的に取り組むべきことで一番高いものは何か御説明してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　一番高い項目であったのが、食品、日用品などの生活必需品の価格でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、私南大東の村長と話をしたんです。今、県からこういうのが４月以降なくなるという話を聞きました。僕は知らなかったんですけれども。それで担当者にいろいろ聞いたら、確かに渡嘉敷とか座間味なんかはフェリーで本島まで来て、量販店で買って帰る。時間的にもそれ可能だと思うんですけれども、南大東できないんですよ。船で行くわけにはいかないし、飛行機は50人乗りだし。ですから村長はみずから恐らく今まで1600万、1600万だったのを、村単費で3200万出してでもやるということを言っているわけですね。ですから、離島って知事、先ほどおっしゃったように個々の課題があるわけです。この離島が大丈夫だから離島全体オーケーということではなくて。ですからそれについても本当は単費ではなくて、この３つの村だけでいいんであればその３つの村を従来と同じように半分ずつ負担するであるとか、この県民の意識アンケートの中にも出ているわけです。一番重点的に取り組んでほしいのは、食品・日用品などの生活必需品の価格を安定させてほしい。本島で100円が離島で150円、120円が当たり前じゃないんですよ。定住条件の整備のためにも僕はそこはしっかり県として、光を当てていくべきだと思います。

それについて知事、見解があればお答え願います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるように、今後取り組むべき重点的な項目の中には、食品や日用品などのその生活必需品の価格が最も高いということについての支援をしてくださいという声が、どの離島でもあります。そのことについて、真摯に部局でも検討するようにということで話を進めております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ぜひ、離島に住む方々に本当に思

いを寄せるためには、知事、全離島回ってください。これお願いしておきます。

次に参ります。

３番、沖縄都市モノレールの課題と対策について(1)、３両編成化について。

ア、総コストと費用分担、国、県、那覇市、浦添市等について伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

３両化に向けた費用負担でございますが、沖縄都市モノレールの３両化に向けた総事業費は約280億円とされております。その２割を沖縄都市モノレール株式会社が負担し、残りを県、那覇市、浦添市で負担することとなっております。また、県、那覇市、浦添市の負担につきましては、国から３両化導入加速化事業として補助率を８割に引き上げるとの方針が示されておりまして、次年度からの事業化に向けて取り組んでいるところでございます。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ではイ、導入時期及び導入までの対策について伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　導入時期でございますが、３両化につきましては、令和４年度中に３両車両の新造を進めまして、可能な限り早期にシステム試験、走行試験等を実施し、運用を開始することとしております。また、３両化導入までの混雑対策が必要になりますけれども、令和２年度に２両車両の２編成を追加して、混雑緩和を引き続き図っていくということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　現車両の、前のほうに向いている席がありますよね。あの辺をとるとか、改修みたいなことはモノレール社考えていますか。考えていませんか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　今現在導入されている車両の内部の改造については、検討しているというふうに聞いておりまして、今ちょっと手元に資料がありませんが、実施時期についてはまだ確認しておりません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では２のほうに行きます。

全国共通ＩＣカード利用の環境整備について、ア、モノレール社からの整備要望、理由と費用及び効果について県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　全国共通ＩＣカードの利用につきまして、沖縄都市モノレール株式会社によりますと、券売機前の混雑緩和を図るため、令和２年春から全国共通ＩＣカードの利用を開始するというふうに聞いております。導入にかかる費用につきましては、約７億4000万円とのことであります。同ＩＣカードの利用の環境整備によりまして、増加する乗客の利便性の向上が図られるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この7.4億円というのは、費用負担はどちらが何を使ってやる予定ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

国からの補助、３分の１の補助があったかと思います。あと残りは会社の負担ということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ではイ、モノレール利用客の比率、県民・観光客は国内・海外について把握していればお答え願います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　モノレール利用客の比率でございますが、沖縄都市モノレール株式会社が平成29年11月に利用実態調査を実施しております。その中で、全利用者に占める県民利用者の割合は77％、観光客の利用者は23％となっております。また、国内外の比率でございますが、国内の利用者が94.4％、海外の利用者が5.6％となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では続いてウ、ＯＫＩＣＡ導入時の経緯と現在の課題、対策について伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ＯＫＩＣＡについては、平成24年度に県、沖縄都市モノレール株式会社及び本島バス４社で構成する検討委員会において、導入する交通系ＩＣカードの規格等の検討を行ったところです。その結果、Ｓｕｉｃａ等の全国系ＩＣカードの導入コスト等が過大であったことから、県内のみで利用可能なカードの導入を決定いたしました。ＯＫＩＣＡの発行枚数は、平成31年３月末時点で約33万枚と順調に推移しております。一方で、決済手段の多様化が

進み、タクシー等の他の公共交通への利用拡大には課題があると認識しております。

県としましては、引き続き利用者の利便性向上の観点から、ＯＫＩＣＡの機能拡充について、カード運営会社等と意見交換してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

都市モノレールの課題について私はこう考えるんですけれども、先ほどのＩＣカードの利用、要はＳｕｉｃａが使えるようにすると7.4億円かかるということでした。これたしか財政課は、費用対効果からするとおかしいんではないかというふうに当時答えたと、僕は事務方から聞いています。

何を言いたいかと言いますと、モノレールの利用客の比率は県民が圧倒的に７割、８割ですよね。県民の課題を解決するのが僕は先だと思うんです。もちろん観光客も大事です。でもそれはほかの解決方法もあって、それに７億をかけるんであれば違う方法も考えたほうがいい。例えばＯＫＩＣＡの券売機を空港の中に設置する等々ですね。ですから、県民の生活を最優先にして課題を解決していかないと、この３両の増両についても――知事、朝のラッシュ時、知事公舎から一度公用車じゃなくて、安里駅からモノレール乗ってみてください。県の職員の中には２本ぐらい乗れないという方もいるそうですから。ぜひ一度、朝のラッシュ時に知事、モノレール乗ってみて、その課題を必ず目に焼きつけていただきたいと思います。

このモノレールについてはもう後触れませんけれども、いずれにしても３両導入までの間の対応もしっかりしておかないと、これが本当に観光公害となって県民から観光客要らないという声も本当出てきます。ですから必ずこれは早目早目の対応、ぜひお願いしたいと思います。

最後に４番、下地島空港の現状と課題について(1)、航空会社の就航状況と今後の就航予定について伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

下地島空港には、ことしの３月30日より、ジェットスター・ジャパンが成田路線を就航しております。今後ですけれども、７月３日に、同社の関西路線が就航しまして、同じく７月19日から、香港エクスプレスの香港路線が就航を今予定しているところでございます。

県としましては、引き続きターミナルを運営する下地島エアポートマネジメント等関係機関と連携し、国内外からの定期便路線就航に向けた誘致活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　(2)、下地島空港での訓練機の訓練状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

下地島空港での訓練の状況でございますが、下地島空港は、昭和54年の開港以来、パイロット操縦訓練飛行場として使用されております。大手航空会社が撤退しました平成26年度以降は、現在海上保安庁等が訓練しておりまして、訓練回数は、年間平均しまして約1500回となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　(3)番に行きますけれども、全国の訓練状況について、県が把握していればお答え願います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

全国での訓練の状況でございますが、下地島空港以外の全国で、福島空港や佐賀空港、那覇空港も入れまして37カ所の空港で民間航空機の操縦訓練を受けているということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これぜひ下地島空港を活用したいという航空会社が今後ふえてくると僕は思うんですけれども、どうかいろんな意味での営業をしていただいて、誘致をしてください。これはお願いしておきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　最後に、我が党代表の関連で花城大輔議員の質問で、戦没者追悼式について質問します。

知事、国会議員時代に出ていてこの式典を見ていた感じと、知事になって今出た感じ、どのように感じますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄戦で亡くなられた全て

のみたまに哀悼の誠をささげる、そういう厳粛な式典であると思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　指笛、やじを聞いてどのように知事は感じますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　全てのみたまに哀悼の誠をささげる式典ですから、静粛に行われるべきであると思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは私も同感です。私も３回しか出ていませんけれども、多くのみたまがどのように感じているか、日本人以外の方々も眠っていらっしゃいます。やはりあの場でやじが出ると、私は県民としてというか一人の人間として非常に寂しい思いを感じます。知事、来年度はぜひ知事の言葉でお話をする前に、必ず静粛にしてくださいという協力をお願いしてください。そうでないと、私は本当に県民として、国民として、一人の人間として大変寂しい思いを感じております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　先ほど答弁できませんでした、台湾出張について改めてお答えいたします。

日程としましては、５月26日から28日までの３日間、参加しました職員としましては、知事、秘書のほか、台北事務所長を含む４人、合計６名。要した費用、これ旅費でございますけれども、約46万円というふうになっております。

以上です。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラミシャーロールンネーラ。　バガスマヌ　イシャナギラの方言で御挨拶をさせていただきました。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

よろしくお願いいたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、八重山諸島に対する知事のチムグクルの心について。

ア、５月13日与那国島で50年に一度の観測史上記録的大雨時における知事の対応についてお伺いします。

イ、現況被害状況把握及び具体的な早期復旧スケジュールについて。

(2)、尖閣諸島に対する知事の基本的認識について。

ア、尖閣諸島へ執拗に自説を主張する中国の領土的野心における、たび重なる中国公船の領海侵犯等圧力事案に対して知事としての明確な姿勢について。

イ、５月24日の中国公船による尖閣諸島事案に関する５月31日の知事発言内容を６月17日に知事みずから撤回した真意について。

(3)、米軍基地問題に関する万国津梁会議について。

ア、当会議の有用性と実効性及び会議答申内容を踏まえての具体的な政策的出口戦略について。

イ、当会議の委員の選定理由、選定基準について。

ウ、当会議を非公開とした意図について、また今後カテゴリー別の開催予定の各会議においても非公開扱い予定なのかについて。

２、次期沖縄振興計画について。

(1)、次期沖縄振興計画へ向けた現行計画の総点検について。

ア、総点検における政策骨子概要及びその理論的整理について、経過説明も含めてお願いします。

イ、次期沖振計に盛り込む、特に重要な政策課題の抽出について、現行政策の深堀りも含めてお伺いします。

ウ、次期沖振計において国境離島地域の国土保全への重要性に鑑み、中核離島(石垣島・宮古島)及び周辺離島における政策提起の重要性について。

エ、沖縄の自立経済構築への目標値とすべく、県内総生産及び１人当たりの県民所得、県財政の自主財源比率、人口規模、県内産業構造等の推計ビジョン策定の重要性について。

オ、現行振興計画の惰性論、振興予算一括計上不要論及び知事の提起である中国政府の提唱する広域経済圏構想一帯一路の沖縄の活用、自治州的な一国二制度思想を次期沖縄振興計画へ重要なエッセンスとして盛り込む政策議論が総点検においてされているのかについてお伺いします。

３、八重山地域の医療体制についてお伺いします。

(1)、八重山病院を中核医療機関とする離島医療のあり方について。

ア、離島医療は県における政策医療であるとの基本的認識について。

イ、１次医療と２次医療、３次医療の地域医療機関

及び当該自治体との連携体制強化について。

ウ、八重山圏域、多良間島からの緊急性患者移送及び発災時の対応としての大型ヘリポートを八重山病院に近接して整備する重要性について。

エ、八重山病院の現場医療実態において妥当な定員であるかの認識及び医師の負担軽減のためのコメディカル職種人員の充実配置の重要性について。

４、八重山圏域における県発注公共工事について。

(1)、地元企業、設備業者への最優先指名について。

(2)、公共事業の分離・分割発注への配慮について。

(3)、建設物価、労務単価等及び離島地域特有の必要経費への配慮について。

５、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。

よろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の質問要旨１の(2)のイ、尖閣諸島に関する発言の撤回についてお答えいたします。

５月31日の定例記者会見における私の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でありました。私は冒頭、尖閣諸島が我が国の領土であるということをまず述べておりますが、中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する私の考えとも異なるものであることから、その言葉、発言を撤回させていただいた次第です。

尖閣諸島は、我が国固有の領土であるというのが日本政府の公式見解であり、沖縄県としても同様に考えております。私も、またその認識は一にするものであります。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交対話を通じて一日も早い解決が図られるよう、日本、中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、与那国町大雨時の対応についてお答えします。

５月13日６時15分に大雨警報が発表され、県では、同時刻をもって沖縄県並びに八重山地方本部の災害対策準備体制をとり、要員を配備するとともに同日朝の幹部会議で知事を含め情報共有を図っております。その後も随時担当部局から三役へ報告を行うとともに、知事からの指示により、農業振興統括監ほか関係部局の職員を派遣し、被害状況の調査を行っております。

なお、知事からは、14日の昼に与那国町長へ電話にてお見舞いと被害確認を行っております。町長からは、人身の被害はないことと町のほうでまず被害状況の確認をして報告するとのことでしたので、しっかり対応していく旨知事からお伝えしたところでございます。

次に１の(2)のア、尖閣諸島に関する認識についてお答えいたします。

日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっております。

沖縄県としては、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。去る６月22日には河野外務大臣に対し、尖閣諸島周辺海域をめぐる状況により、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について要請したところでございます。

次に１の(3)のア、１の(3)のイ、米軍基地問題に関する万国津梁会議についてお答えします。１(3)アと１(3)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議では、沖縄の置かれている厳しい状況や国際情勢の変化を踏まえた上で、在日米軍の駐留のあり方、海兵隊を初めとした在沖米軍の駐留の必要性等を再点検する中で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論を行っていただいております。委員の選定に当たっては、このような議論を行うに当たり、専門的な知見から御意見をいただける方を選定いたしました。知事への最終的な報告がいつになるのかは現時点では未定ですが、いただいた御提言や御意見については、知事・副知事による調整を経た上で、県の政策や取り組みに反映させてまいりたいと考えております。

次に１の(3)のウの(ｱ)、米軍基地問題に関する万国

津梁会議を非公開とした理由についてお答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議については、自由闊達な議論、忌憚のない意見交換を行う観点から、第１回会議において委員相互に確認を行った上で、非公開とすることを決定しております。会議結果につきましては、事務局において議事概要を作成し公表することとしており、第１回会議の議事概要については、去る６月17日に県ホームページで公表を行っております。

次に３、八重山地域の離島医療体制についての(1)のウ、県立八重山病院近接の大型ヘリポートについてお答えいたします。

緊急患者搬送について、石垣市が整備・運用する現ヘリポートは、県立八重山病院に近接した場所に設置されており、患者を迅速に病院へ搬送する上で、十分なスペースを有した施設であると認識しております。一方、大規模災害の発生時に活動するヘリに対応可能なヘリポートについては、内閣府が定めたガイドラインの中で、広域防災拠点に備えるべき機能として位置づけられております。今後は、広域防災拠点として必要となる一定のスペース、海抜、交通アクセス等を考慮した既存の公共施設を候補としつつ、石垣市との協議を通じて拠点を選定し、適切な施設の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイの(ｱ)、与那国町の豪雨による農林水産業関係の被害状況と対応についてお答えいたします。

与那国町における農林水産業関係の被害額は、農業用施設等で約１億3850万円となっております。

県としましては、農業用施設等について災害復旧事業等による速やかな復旧に努めており、８月には災害査定を受け、年度内の復旧に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち、(1)のイの(ｲ)、公共土木施設の被害状況及び復旧スケジュールについてお答えいたします。

与那国島における去る５月の豪雨による公共土木施設の被災については、県施設で田原川の護岸、県道与那国島線の擁壁が損壊しており、与那国町施設は町道帆安線、町道サンニヌ台線等ののり面崩壊が発生しております。現在、県及び与那国町において、災害復旧の工法等を検討しており、今後、災害査定や復旧工事を行うこととしており、早期の復旧に向け取り組んでいるところであります。

次に４、八重山県域における県発注工事についての御質問のうち、(1)及び(2)、県発注工事の地元優先発注についてお答えいたします。４の(1)と４の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

県発注工事においては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、工事の規模や手持ち工事の状況等を勘案した上で、可能な限り地元企業に配慮して指名等を行っております。また、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、地元企業が施工困難な工事は、共同企業体方式により受注機会の確保に努めているところであります。引き続き、八重山圏域を含めて地元企業に配慮した発注を行っていきたいと考えております。

次に４の(3)、資材単価、労務単価等及び離島地域特有の必要経費への配慮についてお答えいたします。

県は、予定価格の設定に当たっては、最新の資材単価及び労務単価を適用しており、市場単価と実勢価格に乖離が見られる場合は、適宜見積もり等を徴収することとしております。また、離島の工事において、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合に、旅費や宿泊費等の追加分の経費について、実績に応じて設計変更できる取り組みを実施しております。引き続き、離島地域の価格動向を注視し、適正な予定価格の設定に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢の御質問の中の(3)のウの(ｲ)、万国津梁会議の公開・非公開についてお答えいたします。

県の附属機関等の会議の公開に関する指針では、附属機関等の会議の公開・非公開については、当該附属機関等または当該附属機関等の長が決定することとなっております。万国津梁会議の各会議の公開・非公開に関する基本的な考えとしては、テーマによって公開できると判断されるものについては公開し、有識者等委員の方々に自由な議論をしていただくなどの観点から、公開しないほうが適当と判断されるものについては、非公開となる可能性もあるものと考えておりま

す。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 企画部長。
〔企画部長　宮城　力君登壇〕
○企画部長（宮城　力君） ２、次期沖縄振興計画についての(1)のア、(1)のオ、沖縄21世紀ビジョン基本計画に係る総点検及び新たな振興計画について(1)のアと(1)のオは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。
沖縄振興予算の一括計上方式や一国二制度的な内容となっている沖縄振興税制等は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる各種施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な制度であると考えております。
県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであり、沖縄県振興審議会における審議を経て、今年度中に総点検報告書として取りまとめることとしております。総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方については、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。
同じく２の(1)のイ、新たな振興計画における政策課題についてお答えいたします。
これまでの沖縄振興諸施策の推進により、本県の社会経済は好調を持続しておりますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、深刻な子供の貧困の問題や離島の条件不利性の克服、米軍基地問題の解決、基地返還跡地の利用など、沖縄の特殊事情から派生する固有課題の解決も図る必要があります。県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく各種施策等について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであり、新たな沖縄振興のあり方については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。
同じく２の(1)のウ、中核離島及び周辺離島の重要性についてお答えいたします。
本県の離島は、我が国の領空・領海、排他的経済水域の保全に貢献するなど、国益上重要な役割を担っております。離島においては、その遠隔性、狭小性、散在性に起因する、教育環境や就労の場の不足による若年者を中心とした慢性的な人口の流出、住民の高齢化、産業振興のおくれなどの共通の課題に加え、宮古島や石垣島においては、人手不足や受け入れ環境整備のおくれなど、新たな課題が出てきているものと認識しております。
県としましては、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けられる環境づくりに向けて、次期沖縄振興計画においても、離島地域の振興に引き続き重点的に取り組んでいきたいと考えております。
同じく２の(1)のエ、社会経済フレームの推計についてお答えいたします。
沖縄21世紀ビジョン基本計画では、計画達成後の社会経済展望値として人口、県内総生産、１人当たりの県民所得などの将来推計が示されております。現在、県では、これらの主要指標の動向や課題、今後の対応方向等について総点検を行っているところであります。次年度には、総点検等の結果を踏まえ、新たな振興計画の社会経済フレームを検討するため、人口規模、経済及び産業に関する将来推計を進めていきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 保健医療部長。
〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕
○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、八重山地域の離島医療体制についての御質問の中の(1)のア、離島医療に対する県の認識についての御質問にお答えします。
採算性の面から民間医療機関では対応が困難な離島などの地域において、医療機関を設置し、医療提供体制を確保することは、地方公共団体の使命であると考えております。
次に(1)のイ、医療機関と自治体との連携についての御質問にお答えします。
八重山地域においては、急性期機能を担う県立八重山病院を中心として、県、竹富町及び与那国町が設置する僻地診療所や民間医療機関が連携を図り、１次及び２次医療を確保しております。地域で提供することが困難な、専門性の高い、高度、特殊な３次医療については本島の病院へ搬送するなど、それぞれの機能に応じた連携が図られております。今後とも、八重山地域の医療提供体制を確保するため、地域の医療機関及び市町村との連携強化に取り組んでいきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 病院事業局長。
〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕
○病院事業局長（我那覇　仁君） ３、八重山地域の離島医療体制についての御質問の中の(1)エ、八重山

病院の定数及びコメディカル職の配置についての御質問にお答えします。

病院事業局では、職員定数について、県立病院の役割、地域の医療提供体制、経営への影響、国の医療制度改革の動向等を総合的に勘案し、関係機関と調整しながら配置しております。八重山病院のコメディカル職については、平成24年度からこれまでにリハビリテーション機能の強化等の目的で、理学療法士、作業療法士等計22名を増員するなど、必要な人材を配置してきたところであり、引き続き適切な定数の配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２の次期沖縄振興計画についての中の(1)のオ、一帯一路の総点検についてお答えいたします。

先ほど企画部長が答弁したとおり、県では沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、実施してきた各種施策等について成果や課題等を検証するため、総点検作業を実施しております。一方、一帯一路構想の沖縄の活用につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に盛り込まれていないことから、総点検作業の対象とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　知事の政治姿勢についてですが、翁長知事時代から玉城デニー知事に移って八重山への訪問をして地域住民と接する機会が極めて少ないというかほとんどないという状態が続いています。私は知事は、離島重視の姿勢のメッセージを常々発しておりますし、特別な思いを持っているだろうと思っておりました。しかしながら、与那国島の記録的な大雨後にもロシアや台湾、Ｗｅ　ｌｏｖｅ　ＯＫＩＮＡＷＡデニー全国キャラバンに、外遊しているのにもかかわらず、県民の住む与那国島への被害状況視察へ足が向かないというのは一体なぜか。離島軽視も前の知事から引き継いでいるのかと。私も本来は温厚な性格ですけれど、感情的になりますよ。その辺のところちゃんと言ってください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は決して離島をないがしろにしているわけではありません。ただ沖縄県知事の公務として当たるべく、日々の業務と、そして離島を視察する日程と先に入っている日程を常に知事部局の秘書課と調整をしながら、公務に誠心誠意当たらせていただいているつもりです。ですから、その空いている日程で離島もぜひ組んでほしいということはかねがね要求しておりますし、私は自分ができることであればしっかりそのことについては対応していきたいという気持ちはみじんもぶれておりません。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　私は13日早朝から、現場に電話をし、状況を逐一確認しておりました。土地カンがありますから、どこがどう危ないというのは大体わかります。案の定そうでした。段取りをして、西銘衆議院議員と時間をとって17日から18日にかけて現場に入りました。実際に片づけている現場にも入って、お話を聞くことがありました。大変な状況だったということがわかりました。18日にはちょうど宮腰大臣が内閣府のチームのメンバーといらっしゃったので、ちょうど入れ違いで私たちも視察しましたからよろしくということで迎えて宮腰大臣も視察に入られた。あれから時間たっていますよね。18日の日程、大臣の同行もできないくらい過密な日程だったのか、その辺のところちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

宮腰沖縄担当大臣の現地視察につきましては、災害以前から与那国、石垣市の視察日程が組まれていたというふうに聞いております。日程を変更して被災現場を見ていただいたということには感謝申し上げます。その際、内閣府のほうから現地のいわゆる状況説明のために、土建部のほうから専門家ということで、河川課長ほか２名を大臣の視察対応に同行させていただいたところでございます。

災害時における三役の現場視察につきましては、例えば被災自治体からの自衛隊の災害派遣要請など、いろいろな観点で、総合的にこれまで対応してきているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　日程が過密でだめだったのかと聞いているんですよ。全然時間が前後でもとれなかったのかということですよ。そこを聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、これまで歴代知事の三役の災害現場の視察につきましては、被災自治体からの自衛隊の災害派遣要請が行われた、あるいは重大な被害が見込まれた、あるいは早期の復旧に向け被災自治体の首長からじかに要請などあったということを総合的に勘案して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、災害時の事故の現場等の視察につきまして、その都度、一応判断しています。今回の与那国の場合につきましては、14日知事から与那国町長に電話でお見舞いと被害状況を確認し、町長からは人身の被害がないこと、町のほうでまず被害状況の確認をして報告するというお話をいただきましたので、知事のほうから、農業振興統括監ほか関係部局の職員を派遣して被害状況の調査を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　そういう、日程のこともよくわからぬということですね。

与那国島での被害状況がメディアでいろんなところから報道されました。その日の夜に知事はツイートされていますよね、与那国について。その内容覚えていらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　手元に今携帯を持っておりませんので、確認することができませんが、幾つかこれまでもツイートしてきておりますので、それがどのツイートに当たるのかというのは少し確認をしないとお答えしかねると思います。

○大浜　一郎君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私がツイートした内容です。

５月13日の与那国町大雨で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。これから梅雨、台風シーズンを迎えるに当たり、普段の生活または御旅行などの際には気象情報や、各自治体が発表する避難情報等に留意され、適切な行動をとるなど身の安全を図られるようよろしくお願いします。

2019年５月13日、午後８時44分。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ちょっと寂しいツイートですよ。私がすぐ駆けつけますよとか何か温かい言葉を言ってくれれば。ですから私はこれは八重山地域に対するチムグクルという質問にしているんです。

実は私に寂しい声が届きまして、与那国はいつも本当に無視されているんだと。知事からネグレクトされているんじゃないかという寂しい言葉が私に届きました。どうしてそのような言葉になってくるのか、非常に残念でなりません。そんな言葉を聞いてどう思われますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後２時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

与那国の大雨につきましては、大雨警報の発表と同時に同時刻に沖縄県、そして八重山地方本部の災害対策準備体制をとり、要員の配備と幹部会議で知事を含め、すぐ情報共有を図ったところです。その後、三役へ報告を随時行うとともに、与那国町長への電話での被害状況の確認とお見舞い、そして知事のほうからの指示で、農業振興統括監ほか関係部局の職員を派遣し被害状況の調査等を直ちに行ったところでございます。

以上でございます。

○大浜　一郎君　休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はこの日のツイートで、まずやはり気になった与那国町の方々に被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますと、まずそれを言

いたくて最初にその言葉を書かせていただきました、ですからネグレクトとかそういう気持ちは、私の中には決してありません。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　それを今後信じて、ぜひ離島のほうにも顔を見せていただければなと思います。

次に移ります。

尖閣についてです。

中国の、自説を主張し領土的野心をむき出す中国に対しては毅然と対応するように私も当初から申し上げてきましたし、我が自民党会派からも同様に毎回提起してまいりました。

知事の中国訪問時、滞在時の４月17日に領海侵犯がありました。知事はその情報をその場で伝えられましたか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

領海侵犯の状況につきましては、海上保安本部のほうから定期的に県の防災危機管理課のほうで情報はいただいております。ただ、その情報をリアルタイムで知事に伝えるということまでは、今ちょっと体制としては行われていないところでございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　大事なことじゃないですか、何で伝えないんですか。大事なことですよ、自分の行政区が侵されているんですから。なぜ伝えないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ある程度、定期的にまとめて伝えているところでございますけれども、その辺の御指摘については、きちんと受けとめて今後対応していきたいと思います。

○大浜　一郎君　ちょっと休憩してください。

済みません。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後２時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　接続水域等の入域につきましては、例えば連続して続いているときなどがございました。そういったときにちょっと報告を怠っていた面がありますので、その辺はきちんと毎日その都度伝えるように今後対応を改めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　本当に危機管理が全くなっていないなと私は思います。これはすぐにでも是正すべきです。もし知事がその場でその情報を得た場合、知事はどういうような対応をとられたと思いますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　日々の業務で報告が上がってきたときには、まずその詳細について私に報告をしてくださいということをお願いをしています。

そして、調査をしていただいてその報告を受け取り、必要であればまた各部局でその情報を共有するように、そして対処する必要があればその対処についてもしっかり考えてくださいと、そのときそのときに応じてそのように指示を出しています。

○大浜　一郎君　済みません、ちょっと休憩して。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大浜一郎君。

○大浜　一郎君　その日に情報が伝わっていなかったということであられますが、もし情報が伝わって知事の耳に入った際、中国訪問時でありますけどどういう態度をその場でとられたと思いますか。それに対する対応はどうされたと思いますか。知事、その情報を得たその瞬間、どういうふうな対応をとりますか。

○知事（玉城デニー君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いかような場合であっても、とにかく詳細について詳しく調査をせよというふうに対応します。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ぜひ、危機管理体制とその対応については迅速にお願いしたいというふうに思います。

中国公船が我々の尖閣諸島に本当にいっぱい圧力をかけてきているのはもう御承知のとおりです。まさに片手にナイフ、片手で握手というような感じだと思いますが、本当に連日圧力を強めている中国に対して今後本当にどのような態度をとられますか。もう少し明確に、知事に答弁としてお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　尖閣諸島をめぐる問題につきましては、これまでもまず１点目として尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であること

を国際社会へ明確に示すこと、２点目としまして、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、３点目として、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、関係国の動きを注視しながら適切に対応することについて繰り返し要望を行っており、去る６月22日の河野外務大臣に対しても要請を行ったところでございます。

一方で、中国との長い交流を持つ沖縄としましては、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという認識をしっかりと持ちつつもこれまで築いてきた友好関係を生かし、さまざまなチャンネル、そして対話を求めながら沖縄ならではの交流を推進することが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　中国海警局の公船の所属部署はどこか認識していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

海警の船舶ですけれども、中国海警局というところがありまして、そこに所属しているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今正確に中国に問い合わせをしていないんですが、新聞報道によりますと、中国海警局は昨年７月に中央軍事委員会の直轄組織、武装警察部隊の指揮下に入ったというふうにございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ということです。私も確認しました。確実に軍の指示のもとに動いていると思ったほうがいい。だから危機感をしっかり持たなければいけないということです。昨日まで――ことし１月からでもいいですが、接続水域の侵入回数、領海侵犯の延べ日数と隻数それを教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成31年１月から令和元年の６月20日現在までの数字でございますが、接続水域の入域が日数としまして124日、隻数が488隻、領海侵入につきましては日数で18日、隻数で70隻となっております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これだけの船があそこに圧力をかけているというのは、非常に常識的に考えてもおかしいと思います。

ちょっと確認ですが、知事は尖閣諸島の各島に地番がついているのはわかりますよね。番地です、地番。県の行政区ですから。全部わからなければいいですよ、それを把握しているかどうかだけ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　はい、地番がついていることは知っております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　沖縄県石垣市の登野城なんですよ。ですので我々の島であり、我々の行政区なんですよ。だから毅然としてくださいというふうにお願いをしているわけです。本来なら知事は、中国公船による尖閣諸島海域の異常な行動に対して断固抗議するとともに、中国へ領土・領海に関する法の遵守を強く迫り、尖閣諸島海域での漁業者の安全な操業を厳重確保するように絶え間なく国に求めることこそこれが本論だと私は思っています。ですので、知事自身の発言の撤回は知事自身の意向であったとすれば、火消しに急いだ感は否めずに本当に極めて重大だと思っています。石垣市の抗議決議がなければ、知事の発言撤回はなかったのかどうなのか。そこははっきりさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来繰り返しておりますが、尖閣は我が国の領土・領海であります。私はそのようにずっと考えておりますし、その考えを変えたことはありません。

ですが、私が発した一言の言葉によって、あたかもそれが中国の領土・領海であるかのような誤解を与えかねないということを新聞報道などで知り、そして石垣市議会ではその抗議決議をするということを聞きましたので、それは私の本意ではないということで誤解を与えてはいけないと思いまして言葉を撤回させてい

ただいた次第です。
○大浜　一郎君　ちょっと休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時13分休憩
午後３時13分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
大浜一郎君。
○大浜　一郎君　尖閣問題は、平和外交、対話で解決されることが望ましいということですが、領有権の問題が存在していないんだから、解決すべき問題もないと思うんですよ。相手が法を守ればいいだけの話なんですから、その辺のところのコメントについての真意を教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
先ほども答弁させていただきましたが、日本政府が尖閣諸島は我が国固有の領土であり、現に有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないという立場、そして県としては日本政府の見解を支持しているところでございます。
以上でございます。
○大浜　一郎君　ちょっと休憩お願いできますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時14分休憩
午後３時15分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　議員御指摘のとおりだというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　万国津梁会議ですが、この会議に米軍に関する当委員会の有用性・実効性については、実は県内識者からも大変疑問視する声があります。しかもこれは知事の提唱するＳＡＣＷＯへの政策的試行期間との位置づけでもあるようですが、複雑に多岐に入り組んだ課題について、数回の議論でブレークスルーできるのかどうか、その意義をちょっとお聞かせいただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　万国津梁会議につきましては、沖縄の在日米軍基地、そして在沖米軍基地のあり方などについて広く高度な幅広い見地から議論をいただくということにしております。特に期限とかを定めているわけではございませんが、一応ことしの第１回のテーマとしては、今言ったような在日米軍基地のあり方でありますとか、在沖米軍基地についての議論をしていただくというふうに考えているところでございます。集まるのは確かに３カ月に１回程度ということでやっておりますが、メール等も活用して情報交換は随時行っていくというふうに委員間でも確認されているところですので、議論の進め方については、きちっと委員のほうで進められるような形で県としてもサポートしていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　改正ドローン規制法について知事はだめだと否定されております。これは関心の高い問題だから必要だと、報道の公開制を担保すべきだという話をしていますが、この会議においても非常に僕は関心の高い政策議論だと思います。概略版の議事録見ましたが、既存内容に議論以上のものは私は感じませんでした。もっと公開性を持たせたほうがもっと議論が高まるんじゃないですか。どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　米軍基地問題に関する万国津梁会議につきましては、自由闊達な議論、忌憚のない意見交換を行う観点から第１回の会議におきまして、委員相互で話し合った上で、非公開とすることを決定したところでございます。私どもその部分の議論をきちっと出すということで、６月17日にホームページのほうで議事概要について公表させていただいたところでございます。
○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　次に移ります。
沖縄振興計画、次期計画ですが、ＰＤＣＡ分析とか総点検の最中だと思います。この次期策定における理論根拠として、さらに沖縄の潜在力を顕在化させるためにどのような仕掛けを仕組むかがポイントだというようなお話がありました。この仕掛けとなるポイントというのはイメージはもうできていますか。例えばどこまでのイメージができているか教えてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時18分休憩
午後３時19分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　次期振計につきましては、今ＰＤＣＡをかけて、沖縄21世紀ビジョン基本計画の検証をしております。これ全網羅的にやっていますので、これから細かい議論も出てくるかと。ただ政府としても従前の踏襲ではだめであると、斬新な計画にしてほしい旨の発表をなさっていますので、県としてはこれを10年耐え得るような次元の高いもの、例え

ば新しい技術とか新しいシステムとか、例えば空港ですと10年間耐え得るような空港をどうすればいいか、キャパシティーをどうするか等々今検討しておりまして、これは去年は大体大きな項目として引き上げる項目を18項目示してございます。それを深掘りして、またさらにつけ加えるようなことも含めて、引き上げる要素とボトムアップの議論を融合させて展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これまで沖縄のＧＤＰは相当成長してきました。しかしながら、ＧＤＰと１人当たりの所得とは相関性があるとは言えない。例えば、同じような規模の類似県と比較しても、ＧＤＰと１人当たり所得はどうも相関性がない。その辺のところは多分経済構造の問題だと思う。その辺のところについての今後の見通し、どうすべきかという大きな柱みたいなものがあったら教えてください。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　ＧＤＰと１人当たり県民所得を１人当たり生産との関係をおっしゃっていますけど、最近の沖縄の統計を見ますと、１人当たり県民所得実績値見通しも含めて、2016年から18年は拡大をしております。ですからそれにタイムラグはあるかもしれませんけれども、根本的には生産をふやしていくことで生産性を高めながら１人当たりＧＤＰ、あるいは１人当たり県民所得をふやしていくことができるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　再確認しますが、税制改正があります。そのスケジュールをちょっと再確認させてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　お答えいたします。

沖縄県に４つの法律に基づく13種類の沖縄振興税制がございます。まず、令和２年度、来年の３月末そして来年の５月14日に期限切れを迎える５つの制度がございます。残りについては、あと７つの制度ですね、この７つの制度が令和３年の３月末に期限切れを迎える。そして、跡地利用の駐留軍用地の公共用地先行取得に係る特別控除が令和３年度末までという状況になっております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　直近の税制改正でいかなければいけないのがありますよね。そのスケジュールをもう一度、月別でちょっと教えてください。確認します。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄型特定免税店制度、航空機燃料税の軽減措置、沖縄発電用特定石油等に係る石油石炭税の免除、それから沖縄電力の償却資産に係る地方税の特例措置、これが令和２年の３月末までですね。それから揮発油税の軽減措置が令和２年の５月14日までというスケジュールになります。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　７月期というのは非常に内閣府とかいろんなところと物すごく詰めなければならない時期ですよね。そういう認識でいいですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　これら近々期限を迎える税制につきましては、評価調書を５月に内閣府に提出しております。今、事務方のほうでこれらの制度の成果あるいは課題等をヒアリングを実施しているところです。これらについては例年８月に税制改正の要望を行う予定にしておりまして、それまでにきっちりまとめ上げていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　自民党としてはその税制に対する非常に大きな役割を果たさなければいけないので、それは我々も本当にバックアップをしなければいけないと思っていますが、知事御自身、７月という時期は本当に沖縄振興の肝と言える税制改正を控えた政治的に重要な時期だという認識をお持ちですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　税制改正に合わせて振興予算の要請も例年８月の上旬に行っておりますので、それにあわせていろいろ事務方で打ち合わせ等を進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ですので、知事はぜひこの時期に政府関係者や沖縄振興にかかわる国会議員と密に対話をして、その信頼の醸成を本当に培わなきゃいけない。万全な体制を整えることが知事にとって一番大事な時期じゃないかなと思うんですが、そういう認識は知事ございますか。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　繰り返しになりますけれども、８月の上旬に、知事みずからが政府等々の関係要路に要請をしていく予定としております。

○大浜　一郎君　休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大浜一郎君。

○大浜　一郎君　知事、これは大事な時期だと思いますから、私たちも協力をしますのでぜひ一緒に頑張っていきますというような力強い前向きなメッセージ、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄の振興に関することは党派を超えて一緒にやっていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

質問を変えます。

離島医療に関してですが、島嶼地域の八重山においては本当に１次医療の施設がままならないということもあります。特に離島に関してはこれはもう顕著です。１次医療が受けられない状況のところもある。ですので本来八重山病院は２次、３次でやるべきなんですが、本当に自治体と密に詰めてこの１次医療の充実に御尽力をいただいていきたいと本当に切に思っているんですが、その辺の方向性をもう一度確認させてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　地域医療構想、それから医療計画策定後、各圏域においてその地域の医療提供体制を話し合う場として地区の医療提供体制協議会というのを設置しております。これはテーマによって医療機関だけではなくて、市町村、自治体も含めて協議することになっております。今、八重山地域において専ら大きいテーマとしては、回復期機能をどうするかということで議論しておりますけれども、それ以外についても地域で医療提供の問題として議論する必要があるというものがあれば医療機関、市町村含めて協議していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

石垣島北部の伊原間診療所というところがあるんですが、そこの現場を見られたことありますか、現場の診療所を。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　私自身は、伊原間診療所を見たことはありませんが、診療所の老朽化ということで施設の担当の方は見に行っております。

○議長（新里米吉君）　もう終わりです。先ほど過ぎていました。

○大浜　一郎君　失礼しました。

シカイトゥ　ミーファイユー　クガラッサ。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　始める前に知事、これ準備していますか、就任挨拶。（資料を掲示）

沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢についてでありますけれども、知事は普天間飛行場の返還問題について、常々、対話でもって解決していくとおっしゃっておりましたけれども、それとは相反して問題解決を司法の場に持ち込む知事の政治姿勢が理解できません。県民にわかるように説明する必要があると思います。

そこで伺います。

(1)、乙第20号議案「訴えの提起」について。

ア、知事は、普天間飛行場代替施設建設に伴う、公有水面埋立承認取消処分に係る裁決取消請求事件に関する訴えの提起に要する経費689万5000円を計上しております。この経費は無用で不利益をこうむることになると思いますけれども、計上するまでの経緯と費用の内訳について伺います。

(2)、普天間飛行場の名護市辺野古移設について。

ア、松川正則宜野湾市長が米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設について、玉城知事が代替案を示す意向がないことなどを理由に容認せざるを得ないとの報道があります。このことについて、知事の所見を伺います。

(3)、辺野古新基地建設問題対策課の設置に関連いたしまして、ア、平成27年６月に辺野古新基地建設問題対策課を設置した際に、総務部からの依命通達文書により、辺野古事業に関する事項は全て知事公室を通して、知事が決裁を行うとされているが、その通達は現在も廃止されていないのか。廃止されていないのであれば依命通達の該当部分の記載を読み上げていただきたいと思います。

２、北部地域の医療行政について。

知事は就任挨拶の中で――今知事の就任挨拶がここにありますけれども――その中に、１つに、やんばるの森・いのちの水基金、２つ目に、北部基幹病院の早期実現、３番目に、中学生・高校生のバス通学の無料

化、４番目に、北部地域への中高一貫教育校など北部地域の定住条件の整備等をうたっております。これだけの重要施策を北部・伊江島出身の知事が就任挨拶の中に盛り込まれたことについて、北部地域の皆さんは感謝と大きな期待を寄せてまいりました。

これらの施策について、進捗状況を説明する必要があると思いますけれども、そこで伺います。

(1)、伊是名、伊平屋両村等の県立診療所について。

ア、診療所の建てかえ計画と医療機器の更新計画について。

イ、島外での診療を余儀なくされている患者の数（年間）について。

ウ、上記患者の経済的負担（年額）と支援措置について。

エ、医師、看護師の休暇等、処遇について伺います。

(2)、県立北部病院の実態について。

ア、現在標榜している診療科目の種別について。

イ、上記診療科目のうち、現在の定期診療科目について。

ウ、上記診療科目のうち、臨時に診療している科目について。

エ、上記診療科目のうち、休診している科目について。

オ、近々、休診になる、あるいは医師がいなく休診を予定している科目とその時期について伺います。

(3)、国民皆保険制度について。

ア、皆保険制度の目的について。

イ、国民健康保険の国民負担額算定の公平性について。

(4)、公立北部医療センター整備の進捗状況について。

ア、協議会での協議内容と結果について。

イ、関係機関・団体との協議内容と結果について。

ウ、今後の課題について。

エ、供用開始までのフローと目途について伺います。

３、北部地域の教育行政について。

去る６月６日、７日の文教厚生委員会で、伊平屋・伊是名両村の実態調査に行ってまいりました。両村とも離島であるがゆえの課題が山積しておりまして、両村から要請も受けてまいりました。これらの要請に早急に対応する必要があると思いますけれども、そこで伺います。

(1)、離島であるがゆえの教育コストの現状認識と対応策について。

ア、高等学校がないゆえ、本島における生活費１人当たり標準年額と公的支援について。

(2)、北部地域への中高一貫の進学校の設置について。

ア、設置に向けた取り組み状況と供用開始の目途について。

４、特定外来生物の生息状況について。

タイワンハブの被害範囲が拡大し、咬症被害や捕獲数も年々ふえ、その対策が求められております。名護市議会の今定例会においても議論がなされたようでありますけれども、住民生活への影響が深刻となっているようであります。

そこで伺います。

(1)、タイワンハブの生息状況について。

ア、ハブの種類と生息分布とその数量について。

イ、咬症被害の状況と対策について。

５、我が党の代表質問との関連について。

我が党の花城大輔議員の代表質問、５、教育文化スポーツ振興の(10)、中高生のバス通学無料化に向けて、教育長は以前の私の質問についても調査中との答弁でありましたけれども、知事の就任挨拶の中に、きっちりとうたっている施策でありますので、知事のほうから今後の取り組みについての決意を伺いたいと思います。

以上で、あとは質問席から質問いたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)のア、松川宜野湾市長の発言についてお答えいたします。

宜野湾市議会での松川市長の発言については、普天間飛行場を抱える市長としての考えを述べられたものと承知しております。沖縄県は、かねてから、普天間飛行場の県外・国外移設を求めており、辺野古移設では、軟弱地盤への対応により工期が延びることは明らかであることから、辺野古移設に固執することは、普天間飛行場を長期間にわたって固定化することにほかなりません。

県としては、普天間飛行場所属機の長期ローテーション配備などの危険性の除去を求めているところであり、引き続き、普天間飛行場負担軽減作業部会の早期開催を求め、宜野湾市と連携し、既に期限が過ぎている普天間飛行場の運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、訴えの提起に係る予算計上についてお答えいたします。

平成30年８月31日に県が行った埋立承認取消処分に対し、沖縄防衛局は、国民の権利利益を救済するための制度である行政不服審査法を用いて、同年10月17日に審査請求を行いました。これに対し、平成31年４月５日、国土交通大臣は県の埋立承認取消処分を取り消す裁決を行いました。

県としては、当該裁決は違法・無効であり、承認取り消しは有効であると考えておりますが、沖縄防衛局が実施する工事をとめるためには、訴えをもって裁決を取り消す必要があります。この訴えの提起に係る予算の内訳は、全て弁護士への訴訟委託料でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、辺野古新基地建設問題対策課の設置に関する依命通達についてお答えいたします。

平成27年６月１日に発出した依命通達については、現在も有効なものであります。同通達で知事が決裁を行うとする部分は、許認可等辺野古新基地建設問題に関連する事務を所掌する部は、当該事務の処理については、辺野古新基地建設問題対策課が策定する対応方針に基づき行うものとする。この場合、当該事務の処理に関する決裁は、当分の間、沖縄県事務決裁規程第４条第１項に基づき専決権者の決裁権を留保し、辺野古新基地建設問題対策課長、基地防災統括監、知事公室長及び知事公室担当副知事の決定を経た上で知事の決裁を受けるものとするとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　２、北部地域の医療行政についての御質問の中の(1)ア、伊平屋診療所及び伊是名診療所についての御質問にお答えします。

伊平屋、伊是名両診療所を含む県立病院附属診療所の建物については、今年度中に劣化度調査を完了し、令和２年度までに総合管理計画を策定する予定です。今後は、策定した総合管理計画に基づき、経営状況を踏まえつつ、必要な整備を進めてまいります。伊平屋、伊是名両診療所の医療機器については、耐用年数を経過している機器が多数あり、病院事業局としましては、限られた予算の範囲内で効率的かつ有効に整備を行うため、経営状況を踏まえつつ、医療の提供に支障が生じないよう、優先順位をつけて整備を進めてまいります。

次に(1)エ、医師、看護師等の休暇等、処遇についての御質問にお答えします。

附属診療所のある県立病院においては、当該診療所の医師、看護師からの休暇等の申請に対して、自院や他の県立病院から診療所に医師等を派遣し対応しております。また、保健医療部が実施する代替医師派遣事業や、沖縄県病院事業局代替看護師派遣事業を活用して休暇が取得できるよう努めています。

次に(2)アから(2)オ、県立北部病院の標榜診療科等についての御質問にお答えします。２(2)アから２(2)オまでは関連しますので、一括してお答えします。

県立北部病院の標榜診療科は27診療科であり、そのうち、平日日中の外来診療を行っているのは19診療科、診療日を定めて、外来診療を行っているのは７診療科となっています。一方、泌尿器科が休診となっているほか、次年度以降、脳神経外科の診療継続が厳しい状況にあります。

病院事業局においては、県立北部病院の医師の確保を図るため、引き続き、北部病院長とともに県内外の大学病院等への医師派遣要請や就業希望医師への視察ツアーの実施、県立病院臨床研修事業による医師の育成などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それではまず初めに、北部地域の医療行政についての御質問の中の離島患者の現状と支援措置についての御質問にお答えします。２の(1)のイと２の(1)のウは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

伊平屋村及び伊是名村以外の医療機関を受診する両村の住民の数は把握しておりませんが、離島患者等支援事業に限って見た場合、伊平屋村が延べ176人、伊是名村が延べ119人の患者が島外の医療機関を受診しております。県及び両村は、これらの患者に対し、それぞれ163万円、58万円の支援を行っております。

次に(3)のア、皆保険制度の目的についての御質問にお答えします。

国民皆保険制度は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、病気やけがをした場合に国民に必要な医療を保障することを目的としており、必要な医療費を保険料や税といった国民全体で負担する支え合いの仕組みであるとされております。

次に(3)のイ、国保の負担の公平性についての御質問にお答えします。

国保の被保険者の負担については、法令の規定に基づき、給付に必要な費用から国、県の法定負担などの公費を差し引いた部分を保険料として負担する仕組みとなっており、その基本的な仕組みは、全国で同じであります。また、保険からの医療給付の範囲及び医療を受診するときの窓口負担額は、法令で一律に定められております。

次に(4)の北部基幹病院に関する協議会の協議内容と結果についての御質問にお答えします。２の(4)のアと２の(4)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県、北部12市町村、北部地区医師会病院及び県立北部病院で構成する協議会は、平成30年１月の第１回以降、これまでに６回開催し、北部基幹病院の基本的枠組みなどについて協議を行ってきたところでありますが、市町村の財政負担のあり方や経営システムについて、さらなる検討が必要であることから、現在も協議を継続しているところであります。また、関係団体などとも意見交換を行い、両病院を統合し、基幹病院を整備する必要性などについて理解を得られるよう努めているところであります。

次に(4)の、今後の課題についての御質問にお答えします。

今後の課題としましては、新たに整備する北部基幹病院の経営システム、市町村の財政負担、資産負債の引き継ぎ、職員の身分取り扱いなどの基本的枠組みについて、県、北部12市町村及び北部地区医師会との間で合意形成を図ることであると考えております。

次に(4)のエ、供用開始までの目途についての御質問にお答えします。

北部基幹病院の供用開始までは、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、整備工事などの工程を踏む必要がありますが、具体的な工程につきましては、今年度策定する予定の北部基幹病院の基本構想を協議する中で整理することとしております。

次に４の、特定外来生物の生息状況についての御質問の中の(1)のア、ハブの種類及び生息分布等についてお答えします。

県内では、ハブ、サキシマハブ、ヒメハブ、タイワンハブの４種類のハブ類が確認されております。ハブ類は、宮古島市等一部の市町村を除き、県内全域で生息が確認されておりますが、タイワンハブについては、平成８年に沖縄本島の名護市で定着が確認されて以降、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、宜野座村、金武町でも生息が確認されております。平成29年における、市町村及び県のハブ類の捕獲数は、4667匹となっており、その内訳は、ハブが2711匹、サキシマハブが89匹、ヒメハブが82匹、タイワンハブが1785匹となっております。

次に(4)のイ、咬症被害の状況と対策についての御質問にお答えします。

平成30年の県内におけるハブ類による咬症は、49件発生しており、その内訳は、ハブが33件、サキシマハブが13件、ヒメハブが２件、タイワンハブが１件となっております。県は、毎年５月、６月にハブ咬症注意報を発令し、10月、11月をハブ咬症防止運動月間と定め、ポスター、リーフレットの配布、講習会の開催等を通じて、広く県民に対しハブによる咬症被害の未然防止を呼びかけております。また、治療用ハブ抗毒素を県内31の医療機関に配備するほか、市町村ハブ対策担当課長会議や沖縄県ハブ対策連絡協議会を開催し、関係機関と連携して総合的な対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の北部地域の教育行政についての御質問で(1)のア、本島における離島高校生の生活費等についての御質問にお答えいたします。

高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の主な経済的負担となる居住費等を支援するため、１人当たり24万円を上限とする離島高校生修学支援事業を、国・県の補助を受け実施しております。対象生徒の沖縄本島における標準的な生活費について調査されたものはありませんが、県立高等学校寄宿舎等に入寮する生徒の場合、年平均約36万円の寮費が必要となっております。このうち、食材費を除く約14万円については、本事業により支援が行われているところです。

県教育委員会としましては、離島出身の生徒が安心して学校生活を送れるよう、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、補助対象経費の拡充などについて、国に対し要望してまいります。

同じく３の(2)、中高一貫教育校の取り組み状況等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで北部地域の人材育成、教育環境の整備等の観点から、中高一貫教育校の設置について、北部市町村の教育長、関係高等学校長等と意見交換を行ってまいりました。中高一貫教育校の設置に関しては、おおむね賛成との意見がある一方、小規模中学校や地元の高校への影響も懸念されるなどの意見もありました。このことから、地域の有識者やＰＴＡ、学校関係者等から、幅広く意見を伺う場を設けるなど、設置に関する課題の整理に取り組むこととしております。現時点において、中高一貫校の設置時期について、明確にお答えすることはできませんが、引き続き北部地域への中高一貫教育校の導入に向けて取り組んでまいります。

次に５の我が党の代表質問との関連についての中の、中高生のバス通学実態調査等についての御質問にお答えいたします。

中高生のバス通学実態調査に関しましては、高校生については、県立高校全日制・定時制課程の全生徒を対象に、通学方法、通学にかかる経費、通学費負担のためのアルバイト等の状況、通学費への補助が行われた場合のバス利用の意向等について調査を行っているところであります。中学生については、市町村教育委員会と連携し、通学状況等の把握を行ってまいります。調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは今回の予算要求についてでありますけれども、この件については、まず知事、これごらんになっていただけますか。（資料を掲示）

手続のほうは、前回同じ手続をやっているわけですね。翁長知事が仲井眞知事の承認を取り消した手続です。そうすると、これ工事を一旦中止して、そして国交省がその執行停止をした。それに対して県は不服として、国地方係争処理委員会に審査を申し立てた。これについては、係争委員会は審査しないと。国と県のほうで双方協議して解決してほしいと、こういうことでありました。これについてしばらく議論はあったんですが、県はいつの間にか裁判闘争に入っていたと。裁判の結果、知事の埋立取り消しについては、これは違法だというような判決が出て、これについて知事も、法治国家だからこれを受けざるを得ないということで、自分が取り消した取消処分について取り消したと。こういうことで、実質的な埋立工事が再開したとこういう経緯があるわけです。

次に、今、玉城知事が行おうとしているのは、同じことを言っているわけです。前の知事が亡くなる前に撤回するんだと言われたけれども、撤回しない前に亡くなられたんで、これは職務代理者――あのときの職務代理者は誰でしたっけ、両副知事。それで撤回の手続をしたと。それを玉城知事が就任したときに引き継いだということでありますけれども、それから手続がこれ同じような（資料を掲示）　上と下、同じような手続を踏んできているわけです。それで、係争処理委員会の最後のこの意見は、前と同じだと県が言っているのは。３回とも却下されているわけですよ。却下された後に、これについて不服だと言って、また今度裁判を起こそうとしている。一体これは何のためにやるのかと。この後の結果は、最高裁の判決以上の結果は僕は出ないと思っているんですよ。負けることを知りながら、これだけの予算、六百幾らでしたっけ、予算を計上しても目的を達成できればいいんですけれども、目的は達成できないですよ。それをあえてなぜこの時期にやるのかということで、今回の予算計上について承服できないなと。こういうことでありますけれども、これについての答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　図による説明ありがとうございます。

流れとしまして、議員が指摘しているとおり、県の取り消しに対しまして国が、本来国民が使うべき行政不服審査法という制度を３年前、そして今回も使用したというのが、まず１つ大きな問題であるというふうに考えております。３年前は、係争委が――議員の資料に書かれていますとおり、双方話し合いなさいという形がありましたので私ども話し合いを求めたところ、国のほうから不作為の違法確認訴訟ということで、国のほうが３年前は訴訟を提起したものでございます。

今回は、係争委が却下したということで、それにつきましては今どういう対応をするのか。６月19日に却下決定がございましたので、地方自治法に基づくいわゆる関与取消訴訟というのをやる場合には、30日以内という法律上の規定がございます。それについてどうするかは、今検討しているところでございます。

今、６月議会に提案している訴えの提起と予算については、それとは別の行政事件訴訟法という法律に基づく訴えの提起でございます。その予算につきましても、そちらのほうのものでございます。なぜ提起しているかということにつきましては、やはり４月５日の国土交通大臣の裁決はやはり本来立ち入れない位置に

立っている私人と同じ資格でやっているもの、そして内閣一体ということで辺野古推進移設というのを閣議決定している中で、国土交通大臣は本来裁決に当たれる資格がないという形でのものについて訴訟できちんと訴えるために今、議案として訴えの提起、そして予算の審査をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　公室長、そうおっしゃっていますけれども、実はここでのこういう手続も最高裁で最終的には判断されているんですよ。これから進めたにしても同じ進んでいくとここに行き着くという話であれば、最高裁は最終的にこれは違法ですよと。皆さんが私人であるとか公人であるとかという話をするけれども、この議論はもう済んでいるんですよ。また改めてやる必要があるんですか、もう一遍。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

このいわゆる審査請求につきましては、前回は高裁からの和解によりまして、関連する訴訟を一旦取り下げたということで、それについては取り下げで最高裁の判断が示されてはいないところでございます。その後和解に基づく手続で、係争委のほうに申し出ましたところ、係争委のほうが話し合いなさいというような結論でしたので、県は話し合いを求めて国のほうが不作為の違法確認訴訟というのを提起をしたと。前回３年前の時点では、いわゆる審査請求についての適否については判断がされていないという形になろうかと思います。

○末松　文信君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　今の話からすると、これ国交省は皆さんの、軟弱地盤であるから撤回したという理由はこれ理由にはならないと言っているわけですよね。これは工事はできるということを言っているわけですから、今回これに対して訴訟を提起するような必要があるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　３年前は執行停止の決定だけでいわゆる本体部分の裁決は国交省は行わなかったところでございます。今回は執行停止に加えて裁決を行ったと。その裁決そのものが私どもは違法であるということで、裁判でその違法性をきちっと、県の取り消しの適法性を訴えていくということでやっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　私は公有水面埋立法、この法律に基づいて承認を得て一旦許可した事業は、よっぽどのことがないと撤回はできないと思っていまして、今皆さんは枝葉末節な工事のことでいろいろとやっている。工事は改善が加われば幾らでも可能性はある。そういう中でこういうお金をかけてこんな手続、無駄なことをどうしてやるのかと私はそう言っているんですよ。もう一度それをやる必要があるのか答えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　公有水面埋立法に基づきまして、要するに埋立承認願書に記載されたものでは、いわゆる安全に埋め立てができないというのが一番大きゅうございます。軟弱地盤については、３年前の埋立承認――もともとの申請はもうちょっとその前ですけれども―― 一切触れられてなかったと。軟弱地盤というものの存在で、いまだ沖縄防衛局は、最初の申請から５年くらいたちますけれども、全体の実施設計すらまだ提示できていないというような状況でございます。これは、非常に大きな問題であるというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　この議論、これ以上やっても収拾がつかないようでありますので、結果を県民は判断するというふうに思います。

次に、この依命通達についてでありますけれども、これはいわゆる今般、沖縄防衛局から特採の申請がありましたけれども、この判断に時間がかかっているのは、本来農林水産部の通常の審査をすれば速やかに許可できるような案件であるのに、知事や知事公室が不許可にする余地がないのかどうか、いろいろ頭を悩ませている。そういう中で、理由が見つからないというようなことで時間を要しているんじゃないかと思いますけれどもいかがですか、これは。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　沖縄防衛局から今年４月26日に申請がありました、小型サンゴ類３万8760群体の特別採捕許可申請につきましては、標準処理期間の考え方も踏まえつつ法令に基づいて対応しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　従前からさまざまな事業で、例えば那覇空港もそうでしたけれども、こういった防衛局の

このサンゴの申請に係ることでこんなに時間を要したものはないと思うんですけれども、この群体数以外にはどのような違いがあるんですか、今度許可がおくれているということについては。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　沖縄防衛局から申請のありました、小型サンゴ類の特別採捕許可申請につきましては、さまざまな観点から法令に基づいて対応しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　いや、何でこんなに時間を要しているのかと。ほかの案件とはどう違うのかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　標準処理期間の考え方も踏まえながら対応しているというところでございます。

○末松　文信君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

今、沖縄防衛局のほうからはこの工区のうちの、いわゆるＪ地区、それからＰ地区、Ｋ地区合わせて３万余のサンゴの移植の話が出ているということです。これだけ大規模な小型サンゴ類の移植について、移植先の話ですとか、本来なら工事をとめてというようなこともあるんですが、これについてはなかなか先方も聞いていただけないという中で、今、農林水産部においてはいろいろ沖縄防衛局とも調整や意見交換もしながら作業を進めているというような話は聞いております。そういったことで時間を要しているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　前に那覇空港でもそれぐらいの群体はあって、そんなに時間は要していない。何で　ここは時間を要しているのかとそう伺っているんですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、本来ならば移植した後に工事を行うというのが県の主張でございますけれども、沖縄防衛局はそういったことは聞いていただけずに、いろいろ申請が先に出ていると。そういった中において、やはり県としても移植先の話とかさまざまなものをいろいろ議論しているという中で、時間がかかっているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　農林水産部長、この申請は受理はされていないんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　受理はしております。

○末松　文信君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　それでは伺いますけれども、ほかの事業と同じような申請であれば、不許可することにはならないと思うんですね。羽田や那覇空港の例からすると。何でこれは許可が出ないのか、もう一度答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　具体的にその許可、不許可とか具体的な内容については、私のほうから答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　今、いみじくも農林水産部長が、私からは答えられないということはこれは何を意味しているのかというと、あの依命通達に起因しているんですよ。最終的に公室長、副知事、知事が最終判断をするので、このことについては行政の事務方でやるなと、こういう依命通達になっているからこういう結果が生まれる。これについて知事どう思いますか。答弁ください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　現在、ことし４月26日に申請がありました小型サンゴ類３万8760群体の特別採捕許可申請につきましては、標準処理期間の考え方も踏まえつつ、法令に基づいて対応してまいります。

以上です。

申し上げました私と言いましたけれども、そういう意味での私ではありませんので御理解ください。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　部長をいじめるつもりはないんです

けれども、依命通達は問題ですよということを言っているわけです。知事、これを撤回することは必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

依命通達は知事の命によって発出しておりますので、そのとおり事務は執行していくということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　いやこれは、いわゆる廃止すべきじゃないかと言っているんですよ。みんな混乱しているんですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

この辺野古新基地建設問題対策課設置に絡んで、いわゆるその事務をどういうふうに処理していくかという考え方の中で、その知事の命によってこの依命通達を発出しております。それはやはり、部局をいろいろまたがるというふうなこともございますので、そういった中から、適切に事務を執行していくということで依命通達を発出しているということでございますので、それに沿って事務を執行していくというふうな状況というふうに考えます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　部長、言っておきますけれども、前知事が恣意的に第三者委員会を設置したり、恣意的に瑕疵を拾ったり、そういったことは今後も起こり得る。これは依命通達があるから、そうなるんですよ。職員は誰もそう思っていない。知事が辺野古を反対するがために出した依命通達であるので、これは一日も早く私は撤回をしてほしいとこういうふうに思います。

次に移ります。

今、名護・やんばるで大変ハブに対して脅威があるということで、この対策をどうするかということでありますけれども、部長からはいろいろ対策もとっているという話でした。以前カラスの件で話がありましたけれども、あのときに買い取り制度がありましたけれども、これについて検討する余地はないのか。それからまた、以前にウリミバエの根絶ということでの対応をしておりましたけれども、この辺の検討はできないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　このタイワンハブの対策でございますけれども、県はタイワンハブ対策としまして、平成29年度から危険外来種咬症根絶モデル事業というものを実施しております。現在、タイワンハブが多く生息する名護市喜瀬から恩納村名嘉真地区の重点地区、ここを拡散防止フェンスで囲んで、ハブの捕獲器300台を設置してタイワンハブの低密度化及び根絶の実施試験を行っているという状況でございます。この実証実験がタイワンハブの低密度化に有効であると確認された場合には、これを他の地域にも展開していきたいという形で対策は打っているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　しっかり対応していただきたいと思いますけれども、最後に知事、知事の就任挨拶の中で、あれだけ政策的に打ち出してこれ何一つ進んでいない。この状況をどう考えますか。知事、やんばるの水の話から病院の話からいろいろやっています。これを具体的にどう進めようと考えているんですか。部局長に聞いたら、調査して終わっている。その先は全く見えない。こんな状態で知事の政策が実現できますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　平成31年、令和元年の新年度になりまして、その事業計画と予算をつけて今しっかりと実行に移すために鋭意取り組んでおりますし、先ほどの中学生・高校生のバス通学の無料化については、今現在そのことを教育長から調査も行っているということで答弁をさせていただいておりますので、調査結果を踏まえて、ではどういう形でできるのかということをきちんと精査をしていきたいという手順をとりたいと思います。

○末松　文信君　ありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　それでは通告に従って行きたいと思います。

まず知事の政治姿勢についてです。

(1)、知事が米政府に宛てた書簡から伺います。

ア、書簡の内容から我が国の安全保障について知事の考え方を確認します。

イ、普天間基地の運用次第で日米安保体制や日米同盟及び嘉手納基地やホワイト・ビーチの運用に影響するとの真意を伺います。

ウ、知事は、米国が海軍と空軍で中国や北朝鮮問題に対応できる国としているが、その根拠は何か。また中国や北朝鮮の問題とは何かを伺います。

(2)、尖閣諸島海域における中国船侵入問題につい

てであります。

ア、知事は同海域の現状を把握しているのか。日本領土として沖縄の県益を守るために知事としてどのような行動をしたのか。

イ、同海域が中国領であるかのような中国公船を優越するような発言はあってはならない。故意に刺激する行動とは何かを伺います。

ウ、知事は政治的理由により辺野古問題では政府と対峙し、沖縄の主権侵害や差別として国際世論に訴えて日米同盟の根幹を揺るがしている。片や沖縄県が主権と県益を侵害されている尖閣問題では中国に抗議すらせず漁民に自制を求めて静観しているが、書簡で謝意を表明した日米同盟に解決を期待しているのかを伺います。

(3)、沖縄県主催、全国トークキャラバンについて。

ア、公費によるキャラバン活動だが、反政府、反米の色合いが強い政治的発言や参加者による参議院選挙運動まで展開されている。主催者として知事の認識を伺います。

イ、知事は基調講演で、辺野古問題を薩摩藩の琉球侵攻の歴史までさかのぼり為政者の圧力が続いていると発言し、また政府は沖縄県に辺野古移設が唯一である旨の説明がなかったと発言しているが、県知事として偏った歴史観を公の場で発言することはいかがなものか。また2012年、民主党政権時代の森本防衛大臣が複数の候補地を挙げ仲井眞知事に説明した経緯を忘れたのかを伺います。

ウ、同行するメンバーが、日本の主権は北方領土が返還されても米軍基地がつくられる程度のものだと政府を非難し、政権交代を訴え、辺野古埋立工事の受注会社に抗議行動を呼びかけるビラを置く等、まるで官製の反政府活動集会でありますが、知事の認識を伺います。

(4)、パラオ海域における沖縄漁船の操業継続についてであります。

ア、パラオ国は法改正により日本漁船の操業継続を可能にしました。一国が海洋資源保護のために定めた法律を改正し日本漁船の操業を認めた背景に何があったと考えているか。そして沖縄県知事としてパラオ国及び日本政府の対応について早急に謝意を表明する行動が必要だが、知事はどのように考えているのか伺います。

イ、沖縄県は同問題を外交問題として政府に委ねていたが、パラオ国の関係者は沖縄県の動きを注視していた。戦前から先人たちが培ってきた沖縄とパラオの深いきずなを沖縄県は認識不足ではないか。今後どのようにパラオ国と友好関係を構築し互恵関係をつくるのか伺いたい。

２、沖縄振興計画について。

(1)、沖縄振興計画の検証と次期振興計画の継続についてであります。

ア、沖縄振興予算にあらわれない高率補助、税制優遇措置の適用効果を検証し、継続の必要性の論拠を積み上げる必要があるが県の考え方を伺う。

イ、軍用地料や基地従業者収入等の推移と経済効果について検証し、県が目指す自立型経済構築に向け、基地経済を過小評価することは今後の沖縄振興政策に影響を及ぼしかねないと考えるが県の考え方を伺います。

(2)、県下市町村の既決公共事業が停滞する現状の検証と対策について。

ア、各省庁が市町村に配分する公共投資補助金が一括交付金化され、ハード交付金として交付されてきたが、一括交付金の減額が市町村の公共事業の停滞につながった現状を県はどう考えて改善するのかを伺う。

３、社会資本整備と広域都市計画について。

(1)、南部地域の主要道路の早期整備についてであります。

ア、南部東道路、国道507号、南風原与那原バイパス、整備工事の進捗状況と事業の加速化に向けた取り組みについて伺います。

(2)、那覇広域都市計画の抜本的な見直しの可能性について。

ア、県は区域区分制度に対する区域内市町村の意向を調査して今後の広域都市計画のあり方を検討する時期が来たのではないか伺います。

イ、都市部と地方の格差解消に向け、今後の市街化調整区域のあり方を見直し、地域のまちづくりや社会資本整備事業に影響のない広域計画が必要と考えるが見解を伺います。

４、沖縄県の均衡発展と大型ＭＩＣＥ施設整備事業について。

(1)、平成30年度の一括交付金の適用が認められず計画変更を余儀なくされた同事業の実施に向けた今後の計画を伺います。

(2)、同事業を実施するためにも国から指摘された道路や交通システム等の周辺環境整備から進めるべきだが、県庁内の一体的取り組みについて伺います。

５は取り下げます。

お願いします。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座波一議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、安全保障体制に対する考え方についてお答えいたします。

私は、日米安全保障体制がこれまで日本、そして東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと考えております。しかしながら、普天間飛行場の５年以内運用停止の期限が過ぎ、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を図る必要があることなどから、日本政府だけでなく米国政府へも私の考えを伝えるべきであると考えたことから、去る５月24日に米国政府機関へ書簡を発送いたしました。

次に、社会資本整備と広域都市計画についての御質問の中の３の(2)のア、那覇広域都市計画のあり方についてお答えいたします。

沖縄県では、各市町村が描く将来のまちづくり計画を踏まえ、那覇広域都市計画区域における課題を抽出し、市町村と県が一体となって課題解決に向けて取り組む必要があると考えております。今年度から、那覇広域都市計画区域の区域区分の今後のあり方を検討するため、学識経験者や関係市町村等で構成する協議会を立ち上げることとしており、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、無秩序な開発ではなく地域特性を生かした適切な土地利用となるよう、関係市町村と連携して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、書簡における普天間基地の運用等についてお答えいたします。

書簡においては、沖縄が過重な基地負担を強いられていることを踏まえ、普天間飛行場を使用し続ければ、県民の不満が辺野古だけではなく他の基地への反対運動や反米運動に発展すると、海兵隊だけではなく空軍や海軍等の運用も含めた日米安全保障体制や日米同盟に大きな影響を与えかねないとの懸念を示しております。

次に１の(1)のウ、書簡における海兵隊の駐留意義についてお答えいたします。

在沖海兵隊の意義及び役割について、政府は、地理的優位性、抑止力、海兵隊の一体性などを根拠として説明しております。しかしながら、一部有識者等からは、在沖海兵隊の駐留意義について、朝鮮半島が有事となった際、沖縄では遠過ぎることや、台湾問題は中国にとって根本的な核心的問題であり、抑止力という意味では米国の主力兵力は空軍と海軍であり、海兵隊ではないことなどさまざまな見解が示されているところです。また、米国外に展開している米軍の駐留人数においては海兵隊が最も少数であることから、当該書簡では、海兵隊以外の部隊でも抑止力は維持できるのではないかとの考えを示したものであります。

次に１の(2)のアから１の(2)のウ、尖閣諸島に関する認識についてお答えいたします。１の(2)アから１の(2)ウまでは関連しますので一括してお答えします。

５月31日の定例記者会見における玉城知事の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でありました。知事は冒頭、尖閣諸島が我が国の領土であることを述べておりますが、中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する知事の認識とも異なるものであることから、発言を撤回しております。

沖縄県は、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであり、去る６月22日には河野外務大臣に対し、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について要請したところであります。

尖閣諸島をめぐる問題については、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本、中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。なお、尖閣諸島に関し、日米両政府は、日米安全保障条約第５条が適用されることについて、日米首脳会談や日米安全保障協議委員会（２プラス２）において繰り返し確認しております。

次に１の(3)のアと１の(3)のウ、キックオフシンポジウムに係る県の認識についてお答えいたします。１の(3)のアと１の(3)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今月11日に開催したキックオフシンポジウムのパネルディスカッションにおいては、県民投票結果を踏まえた沖縄県民の民意の周知、辺野古埋立工事の中止の訴え、地方自治への影響への訴え、地位協定の改定の必要性等について、各登壇者の意見を交えながら議論がなされたと理解しております。

御質問のビラの配布等は、シンポジウム終了後、シンポジウム会場外の廊下等で県とは関係のない各個

人、団体等の判断に基づいて行われたと考えております。しかしながら、当該キックオフシンポジウムは沖縄県の主催でありますので、今後このようなことがないよう留意してまいりたいと考えております。

次に１の(3)のイ、知事の基調講演に係る内容についてお答えいたします。

今月11日に開催されたシンポジウムにおける知事の発言は、薩摩の侵攻や27年に及ぶ米軍統治等、沖縄が苦難の歴史を歩んできたことについて知事の認識を示したものであると考えております。森本元防衛大臣の複数の候補地についての説明は、検討の一部を例示的に挙げたものであり、辺野古が唯一の解決策とする政府見解を体系的に説明したものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)ア、パラオ共和国の法改正についてお答えします。

今回のパラオ共和国における法改正は、日本政府を初め、漁業団体など、多くの関係者の御尽力に加え、沖縄県との歴史的なつながり等を踏まえたパラオ政府による配慮があったものと考えております。また、今回の法改正は、沖縄県の漁業者の意向が反映されたものとなっていることから、県といたしましては日本・パラオ両政府並びに御尽力いただいた関係者の皆様に感謝の意を表する次第であります。

なお、知事を含む県三役のパラオ訪問につきましても、最も効果的なタイミングで訪問が実現できるよう、国や漁業関係団体等と調整を図ってまいります。

次に(4)のイ、パラオ共和国との友好関係構築についてお答えいたします。

今後、パラオ水域において、県内マグロはえ縄漁船が安定的に操業を継続するためには、沖縄県とパラオ共和国の友好関係をさらに深めていくことが極めて重要であると考えております。そのため、県としましては、今後、連携協定（ＭＯＵ）の締結も含め、水産業の振興や海洋環境の保護などに関する人材交流や技術支援等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、沖縄振興計画についての御質問の(1)のア、高率補助及び税制優遇措置の検証についてお答えいたします。

本県においては、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度や税制の特例措置を活用した施策の展開により、社会資本の整備や、観光、情報通信関連産業の成長など、大きな成果を上げてきました。その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、深刻な子供の貧困の問題や離島の条件不利性の克服、米軍基地問題の解決、基地返還跡地の利用など、沖縄の特殊事情から派生する固有課題の解決も図る必要があります。新たな沖縄振興のあり方につきましては、現行計画の総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて、市町村や経済団体等から広く御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

同じく２の(1)のイ、基地関連収入の経済効果の検証についてお答えいたします。

沖縄県では、軍関係受け取りとして、軍雇用者所得、軍用地料、米軍等への財・サービスの提供を推計しております。その総額は、昭和47年度の777億円から平成27年度は2305億円と増加しておりますが、県民総所得に占める割合は15.5％から5.3％へと大幅に低下しており、県経済全体を大きく左右することはなくなっております。

県としては、米軍基地の返還及び跡地の有効利用を着実に推進していくことが、高い経済効果をもたらし沖縄の発展可能性を広げていく上で重要と考えております。このため、基地関連収入が県経済に与える影響や跡地利用による経済効果等についての情報発信に努め、県民等に理解を求めていくことは必要と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、沖縄振興計画についての御質問の中の(2)のア、沖縄振興公共投資交付金が減となっている現状についてお答えします。

沖縄振興公共投資交付金は、沖縄の振興の基盤となる施設整備に関する事業を県や市町村が自主的に選択して実施することができる制度ですが、その予算額は、平成26年度の932億円をピークに、令和元年度は532億円まで減少しております。このため、去る５月に実施した市町村との意見交換会においても、同交付金の減額により事業進捗に影響が出ているなど所要額の確保を求める多くの意見がありました。

県といたしましては、内閣府沖縄担当部局と一層緊

密に連携し、県議会議員の皆様や県関係国会議員の御理解と御支援を賜りながら、引き続き地域の声をお伝えすることにより、同交付金を含む沖縄振興予算の所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、社会資本整備と広域都市計画についての御質問のうち(1)のア、南部東道路、国道507号、南風原与那原バイパスの進捗と取り組みについてお答えいたします。

南部東道路及び国道507号の平成30年度末の進捗率は、それぞれ約23％、約44％となっております。国において整備を推進している国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスの平成30年度末の進捗率は、それぞれ約52％、約73％とのことであります。

県としては、各事業の加速化に向けて、地元の協力を得ながら事業予算の確保に努めるとともに、予算規模に応じた適切な職員配置を行うことに加えて、積算や用地買収等の業務の一部において、民間コンサルタント等を活用するなど事業推進体制の強化に取り組んでまいります。

次に３の(2)のイ、市街化調整区域のあり方についてお答えいたします。

市街化調整区域には、市街化を抑制すべき区域として、無秩序な市街地拡大による環境悪化の防止、都市近郊の良好な農地との健全な調和等を図る役割があり、段階的かつ計画的に市街化を行うには、まちづくりの主体である市町村が示す将来計画が重要と考えております。

県としては、市街化調整区域の土地利用について、地元から強い要望があることから、引き続き市町村と連携を図り、地域特性、県土の均衡ある発展を考慮し、市街化区域への編入等を含めた適正な土地利用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、沖縄県の均衡発展と大型ＭＩＣＥ施設整備事業についての(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業の今後の計画についてお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向け、今年度は、民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査を行い、今後の進め方を整理することとしております。現在、当該調査に係る委託事業者を公募しているところであり、今後、各種情報の収集に努めるとともに、専門家委員会を立ち上げ議論を深めていくこととしております。

県としては、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に４の(2)、県庁内の一体的な取り組みについてお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ受入環境整備推進会議や大型ＭＩＣＥ施設整備等に係るプロジェクトチームを設置し、マリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンの実現に向けた各部局の役割等を確認するとともに、交通アクセスの拡充を含む周辺環境整備に係る課題について、短期的及び中長期的な観点から関係部局と連携し、継続的に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　まず、知事が宛てた書簡なんですが、この書簡では米国政府に安全保障に対して感謝を表明しているわけです。安保容認から一歩踏み込んだ表現になっておりまして、その謝意を示しながら反面では先ほど答弁があったとおり、今後の辺野古の運用次第では反米運動、反基地運動に発展しますよという旨の、まさにおどしともとれるような内容になっているわけです。そういうことを一県知事が、事前に日本政府と調整なしに越権行為的にこのような書簡を送るということ自体が不適切ではないかという指摘なんです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

書簡におきましては、沖縄が過重な基地負担を強いられ続けております。そのことを踏まえまして、仮に、使用し続けて県民の不満がさまざまな形で高まった場合には、基地の反対運動や反米運動に発展すると、過去復帰前はそういうようなこともあったのも事実でございます。そういった場合の安全保障体制でありますとか、同盟に与えかねないという懸念を示したものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　このような発言というものがある意味ではアメリカの世論に訴えるという意味ではあるんですが、きのうですか、トランプ大統領も明かしたとされる安保破棄発言問題、そのようなものにも結びつく可能性があるんです。その方向性が本当に果たして

どう考えているのか、県知事としてきのうのトランプ大統領の発言に対してどう感じていますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　その発言については、米国政府筋からは、あれはフェイクニュースだというふうにすぐ打ち消されております。

○座波　　一君　違いますよ。

休憩お願いします。

ＮＨＫで報道しているんですよ、テレビで。フェイクでは終わっていないですよ。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　いずれも、中国・北朝鮮の問題もあるということなんですが、たしか辺野古問題を反対する理由は、前の議会では、朝鮮半島問題が非常に緩和に向かっているから、もう海兵隊も要らないんだ、あるいは辺野古基地ももうつくる必要ないんだというような反対理由にしておりましたが、この問題があるという認識が今書簡の中にはあるわけですよ。

これどういう意味ですか。中国と北朝鮮の問題がある、という部分があるんですね。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　書簡のほうにおきましては、米国は海軍と空軍によって中国・北朝鮮問題に対応することができるだけの力を有する国であり、トランプ大統領が復活させる偉大なアメリカは、普天間飛行場の運用停止だけではなく、沖縄からの県外・国外移設という賢明な選択をすると信じておりますということで、直接いわゆる北朝鮮情勢に触れているものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　じゃ、今でもこの北朝鮮問題は、緩和に向かっているという認識を持っているということでいいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　北朝鮮問題につきましては、南北首脳会談あるいは米朝首脳会談が２度も行われたりということで、今ちょっと膠着している部分はありますけれども、それでも引き続きトランプ大統領も対話をしていくという姿勢は堅持しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　だからこういう状況ですから、辺野古の反対の理由にそんなことを言っちゃいけないですよ。（「無責任ですよ」と呼ぶ者あり）　無責任ですよ。

次に、尖閣問題に移りますが、これまでの答弁を聞いていたら、もう知事は抗議したくてもできないです。もうできない状況なんですよ。なぜかというのはわからないんですけれども。

しかし、これはこの問題発言で撤回したと言っているけれども、この認識がまだまだ不足している。なぜかといいますと、パトロールという言葉を問題にしていないんですね。パトロールという意味は何ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

通常、パトロールというのはいわゆる例えば敷地等管理権があって、そこを警らしたりするようなことを指すものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　だから、自国の敷地、自国の領域を回るのがパトロールです。中国公船がパトロールしていると言っているわけですね。これを認めているわけですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　中国公船がパトロールしているのでという記者会見での発言につきましては、不測の事態を回避し事態をエスカレートさせないようにという趣旨で出されたものですが、誤解を与えかねないということから、17日の記者発表におきまして発言の撤回をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　誤解を与えかねないような発言とは言いますけれども、言葉の認識を間違っていませんか。パトロールじゃなくて、領海侵入に対してという言葉を使わないといけないんじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになるかもしれませんが、まず知事は尖閣諸島が我が国固有の領土であるということを述べた後

に、その発言をしております。その上で、知事の尖閣に関する認識と違うということで発言の撤回を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　日本の漁船が領海内で追尾されたという今の状況下において、この追尾された船はどのように身を守ればいいのか。沖縄県、沖縄県民がこのような状況に追い込まれているときに、沖縄県としてどのようにすればいいのかというアドバイスするとしたら、どういうアドバイスをしますか。

さらに、故意に刺激する行動とは何を指しているのか明確にしてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

新聞報道によりますと、スピードを落とさないでという形で指示が海上保安官から飛んだというふうに書かれてございます。

以上でございます。

○座波　一君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時25分休憩

午後５時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

公船に追尾されたときの対応につきましては、ちょっと今どういう形がいいのか直接的な対応は持ち合わせておりませんが、報道によりますと、保安官から拡声器で、スピードを落とさないで中国公船を挑発しないで、というような指示が飛んだというふうにされております。

あの場におきましては、そういう形でそういった指示が日本の巡視船の海上保安官からあったというふうに報道されているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　沖縄県は、本当に抗議もせずに海保任せ、そしてまたその後ろでは自衛隊に期待して、さらに大局的には日米同盟に期待しているというその構図ははっきりしているんですよ。それなのに沖縄県自体が何もしない、静観しているというのは、非常にゆゆしきことであるということを添えてその問題は終わります。

次に、全国トークキャラバンなんですが、もう午前中の答弁でもわかりましたが、そういう団体であるということもわかりました。さらに、この辺野古基金から寄附を受けるなどの団体であるというのも明確になったわけですけれども、そういったこともひっくるめて、非常に問題ありなこの今の業務、事業なんですね。

さらに私が申し上げたいのは、内容も非常に問題であると思っておりますが、この問題においてまるで辺野古問題で薩摩が起因するようなことが今も続いているという、鹿児島県民に失礼ではないですか。そしてまた、このように過去の問題にまでさかのぼり、この自虐的なアイデンティティーをさらにまた県民にあおり、同情を誘うというこのやり方は何ですか、これは。この時代は、幕藩体制というのは各地で問題があったわけです。そういったことを持ち出して言っているようなものですよ。琉球王朝時代にむしろ先島あたりから搾取した歴史もあるんですよ。そういうこともあるんですよ。そういう時代なんです。だから、そういうものを持ち出して今の基地問題までつなげるというのはおかしい話じゃないかということなんです。

知事、どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　率直に今の私の感想を申し上げれば、為政者のその政治のありようによって、いわゆる一般の庶民の人たちが非常に大きな害をこうむるということがあるのではないか、それが沖縄県ではそういう歴史、1609年の薩摩の侵攻を含め27年間のアメリカによる施政権下でも自由と人権を闘った先人たちがいたというふうなことを私はその講演の中で述べさせていただきましたが、それは一連、そういうふうに政府や権力が国民、庶民に対してどのような形をとるかということによっても大きく変わってくると。だから我々は政府に対して沖縄の過重な基地負担を早くどうにかしてほしいということを多くの県民がそれを願っているので、それを国民の皆さんにもぜひ理解をしていただき、そして日米の地位協定の改定は全国知事会でも決議されているので採択されているので、そのこともぜひ理解をしていただきたいというふうに政治のあり方についてをそういう歴史認識を持ってお話しをさせていただいた一端にすぎないと思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　これは歴史的に明らかになってない歴史認識を、それを現在の不都合な圧政に結びつけてそういうふうに持っていくというこの手法自体が間違っています。これ絶対に今後やってはいけない手法だと思いますよ。これはぜひお願いします。

それとまた、このキャラバンが公費を使った集会だということで、本当にふさわしくない集会をしてし

まった。もう一つの理由も。ロシアの北方領土の問題まで触れたこの参加メンバーが、自国をおとしめるような発言をしているんです。日本は、もう返ってきたら米軍基地をつくるような主権しかないというような発言、これを知事としてこの場にいてどう思いましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　北方領土に関する発言は、シンポジウムにおけるパネリスト個人の意見として述べられたものだというふうに考えております。本シンポジウムそのものは基地負担の現状や普天間・辺野古をめぐる問題、日米地位協定の問題について国民的な議論の機運を醸成する目的で開催したもので、パネリスト間や来場者との質疑応答などを通じてまともに考える場として設けたものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　パネリストや参加者がどういう発言してもいいということなんですか。公費を使ったそういうこの集会の中で。これはもう監査請求ものですよ。これはただじゃ済みませんよ。どうでしょうか。いいんですか、そういうメンバーがしゃべったものだからという今言い方していますが。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今一般的な議論ですけれども、一般論としてはシンポジウムにおけるパネリストはそれぞれの立場から自由に発言し、真剣な議論や質疑応答を通じて来場者の理解を深めていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　じゃ容認するということで答えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほども述べましたが、北方領土に関する発言はパネリスト個人の意見として述べられたものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　だからこのような意見を述べるのは、こういう公費を使った集会の中で述べるのはいいと認識しているということですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、パネリスト間あるいは来場者との質疑応答などを通じまして、基地負担の現状でありますとか、日米地位協定の問題について考えるということで、今回のシンポジウムを開催したものでございます。

シンポジウムにおけるパネリストの発言は、それぞれの立場から発言をされたものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　即刻やめるべきですよ、そういうやり方は。忠告しておきます。

次にパラオ問題ですが、沖縄県はこの問題の本質を理解していないのではないかと考えます。パラオ政府が決断した背景に、沖縄には何があったかということをまず考えてほしい。沖縄県に何を期待しているか、日本に何を期待しているかをぜひじかに話し合ってもらわないとこの問題は本当の意味では解決しません。部長は一定のめどが立ったと発言しました。これ、これからなんですよ、協議は。入漁料問題はこれからなんです。だからこれから後が、８月ごろにかけての沖縄、日本の対応が問題なんですが、そういう認識はないんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　今回、パラオ共和国は法律の改正をいたしまして、操業の継続という意味では漁場が確保されたということでありますが、議員がおっしゃったとおり、これから入漁料含めて向こうで漁業する条件を細かく協議することが今後ございます。それも含めて我々は国、漁業者と意見交換も重ねながら、協議が円滑に沖縄側の意向がしっかり反映されるような形で進むように支援をしていくという考えでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　我々もパラオに行って、写真のとおりこのように行ったんですね。（資料を掲示）　向こうは本当に誤解しているところもありましたよ。沖縄はそして日本は魚が欲しいだけではないかというようなことさえありました。だから、そういうこともひっくるめて、これから沖縄が行動で示す、沖縄の気持ちを示すという行動が必要なんです。

ですから提案しますが、パラオの在日大使を沖縄に招聘するとか、あるいは即刻招聘するために県首脳がパラオを訪れるとか、そういう予定を持ったほうがいいんじゃないかと提案しますが。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　先ほどの答弁でも述べましたけれども、これから友好関係、それから今後

の操業が安定して行われるということを目指す上では、やはりパラオ共和国の漁業者、漁業関係者との交流、それから技術者との交流、さまざまなそういうことも想定して我々は今いろいろ検討しております。

その中には、連携協定といいますか、MOUの締結等も含めて検討しておりまして、今後パラオ共和国それから沖縄県の漁業者、国ともいろいろ意見交換しながらどういう形でお互い漁業の振興に、それから海洋の環境保全にも寄与する形で、どういう形でできるかその辺を検討していきたいと思っています。その上で、知事を含めた県三役のパラオ訪問についても効果的なタイミングを図って検討してまいりたいと思います。

○座波　　一君　副知事ありませんか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　今般、法改正によって沖縄が漁ができるということは大変よかったというふうに思っております。これに関しましては、水産庁、日本政府及び自民党県連の皆様が行かれたことに関しては、改めて感謝を申し上げたいと思います。引き続きそれができるように知事もしくは副知事で行きまして、先ほどもありましたようにMOUを締結しながら、技術提供しながら、さらに沖縄の漁民に対する、沖縄に対するレメンゲサウ大統領の思いにも感謝を込めて、ぜひ訪問したいと思っております。できれば、沖縄に招聘もしていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、一括交付金の件なんですが、一括交付金がハード交付金としてつけかえられて、結局市町村の既決事業とか継続事業が進まない現状が３年間続いた。この現状をどう見ているか。これはやはり裁量が県にわたったものだから、県の裁量で配分を、都市モノレールに配分を多くしたからという原因もあると私は思います。だからそれも検証した上で次年度も次もそのような減少になるのかということです。一括交付金は減るという可能性がまだ高い。それをまだこの２年間続けるんですかということですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたけれども、去る５月に実施した市町村からも社会資本の整備であるハード交付金、要望がたくさんございました。この間、大きく減額になっておりますので、特に令和元年度予算につきましては、まずやはり県民生活に影響があるインフラ整備を着実に実施するということで、離島における水道広域化の事業については優先配分をさせていただきました。あわせて市町村事業についても、土木、農林、教育から県事業部分を一定程度優先配分するというふうなことの工夫もいたしました。ただ、それでもやはり一括交付金、ハード交付金減っておりますので、そこはしっかりいわゆる地域の雇用、社会資本整備がおくれることによる県民生活への影響をしっかり伝えて、ハード交付金の総額をしっかり確保していくというふうな取り組みも進めていきたいと思います。そこには県議会議員の皆様、また国会議員の関係各位の皆様のお力添えが必要だと思いますので、しっかり取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　ただ一括交付金の延長を望むだけじゃだめなんです。それしっかりお願いします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○座波　　一君　これは、わかりやすく沖縄本島を東西に分けた地図です。（資料を掲示）　非常にわかりやすい。これちゃんとバランスよく分けてあります。これに那覇広域都市計画の線引き区域をピンクとブルーに分けたんですね。（資料を掲示）　そうすると重ね合わせてラインを入れました、これ先ほどの東西のラインを。そうなると東西の不均衡というものがこの那覇広域都市計画の線引き区域と重なってくるんですよ。そういうことを私は言いたいためにつくりました。傑作ですね。

ですから、この広域都市計画がそのように東西のアンバランスに影響しているということを言いたいんです。担当の皆さん、どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

那覇広域都市計画区域のあり方につきまして、先ほど知事からも答弁ございましたけれども、今年度から今後のあり方について協議会を立ち上げて検討していくと。各市町村の意見を十分吸い上げながら進めていきたいというふうに考えておりますので、こういった地図を見ても、東西のバランス見ても非常に偏った状況だというのは認識ございますので、我々も市町村からの強い意見を踏まえましてしっかりと声を聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

○座波　　一君　ありがとうございました。

以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後６時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は、去る５月24日に普天間飛行場の運用停止を求める書簡を米国政府関係者宛てに送り、トランプ大統領に届けるよう依頼したとのことですが、間違いないでしょうか。

(2)、書簡の冒頭は、「米国政府におかれましては、平素より我が国の安全保障及び東アジアの平和と安定の維持に多大なる御尽力をいただき感謝しております。」という内容であります。海兵隊撤退論・不要論を唱える知事が同書簡を送付した目的・意図をお聞かせください。

(3)、知事は沖縄県防衛協会の顧問として、平成22年６月から30年８月まで歴任した経緯があります。しかし、尖閣の件では対応が消極的であり、その発言内容に対し去る６月17日石垣市議会で抗議決議が賛成多数で可決されました。その後、発言を撤回しておりますが、知事、尖閣諸島海域の警戒については県民の生命と財産を守る立場から強く政府並びに米国に要請すべきではないか。見解を伺います。

(4)、次に、県が指摘されました叙勲の手続ミスについてであります。今日まで社会及び国への貢献が認められながら、春・秋の叙勲を享受できなかった方々の気持ちを考えると心が痛むと同時に残念であります。業務多忙だったとの言いわけはすべきではありません。今後、このようなことがないよう、どのような対策をとるのか。担当副知事から御答弁をお願いしたい。

２、県経済と予算・税制について。

ことしの各省では令和２年度の概算要求に向け、さまざまな議論が行われています。県当局も御存じのとおりこれから内閣の閣議決定により、各省への概算要求基準が示され、それをもとに各省が財務省に対して次年度の予算要求をする流れになっております。沖縄関係予算については内閣府沖縄関係部局が従来、予算要求をするということであります。県は沖縄担当部局に対し、どのような予算要求をしてほしいのか、意見交換を行い信頼関係を築いてしっかりと要請をしていただきたいと思います。また、今後は多くの税制改正が控えており、どれをとっても本県経済において重要な税制であることは言うまでもありません。

そこでお聞きします。

(1)、今回、具体的にどのような税制改正が期限を迎え、県はどのように対応するのか、伺いたい。

(2)、制度化された沖縄振興特定事業推進費がことし30億円予算計上されており、次年度は増額されると言われております。反面、沖縄振興予算が削減されないか危惧しておりますが、県の見解を伺います。

(3)、次に沖縄独特の予算制度である一括計上についてであります。万国津梁会議のメンバーの中には、この一括計上が沖縄の自立を阻害していると発言する方もおります。行政官として一番長くかかわってきた謝花副知事、この制度は沖縄にとって不要でしょうか。県としての見解をお聞かせください。

３、道路行政について。

うるま市与勝の旧離島・僻地地域においては、交通インフラ整備が必要であることは言うまでもありません。生活道路としての安全性確保、また緊急避難道路としての果たす役割は大きく、本地域の将来に向け県の道路行政がますます充実することが望まれております。

そこで伺います。

(1)、伊計・平良川線における桃原橋工事が遅延になった理由と竣工予定について伺いたい。

(2)、うるま市与勝地域の皆さんが長年要望している与勝半島一周道路の進捗状況をお聞きかせください。

(3)、県道10号線及び８号線の与勝中学校交差点からホワイト・ビーチ入り口までの間における、交通事故多発地域の道路照明灯設置について県の見解を伺いたい。

４、教育・福祉問題について。

(1)、民生委員・児童委員の定数について。

支え合う住みよい社会、地域からをスローガンに日夜頑張っておられる民生委員、児童委員の皆さんに敬意を表したいと思います。民生委員は厚生労働大臣から委嘱された地域ボランティアの一つであり、なくてはならない団体であります。

全国民生委員制度は創設から2017年で満100周年という大きな節目を迎え、昨年は初めて本県において全国民生委員・児童委員大会が開催されました。しかし、本県における委員の充足率が全国平均よりも低く、慢性化している課題が指摘されております。

そこで質問します。

ア、県内の民生委員・児童委員の果たす役割と活動内容についてお聞きしたい。

イ、本県の民生委員・児童委員の充足率は平成31年４月１日時点で、全国よりも9.8ポイント低い86.5％となっている。その要因と今後の対応策について伺いたい。

(2)、ひきこもりについて。

ひきこもりの定義は学齢期・青年期・成人期の中で、学校に通えない、働くに働けない、就業できない状態だと言われております。

内閣府は40から60歳でひきこもりの人が推計で61万3000人、若年層（15から39歳）が54万人との調査結果を発表しました。

川崎市児童ら殺傷事件で自殺した容疑者や元農水事務次官の長男殺害の事案に関する報道は本当に痛ましく、切ない出来事でありました。いずれもひきこもりの関連性があり、行政の介入がどうあるべきか判断が難しいとの指摘もあります。

そこで伺います。

ア、本県におけるひきこもりの現状について伺いたい。

イ、障害者への就労支援は、障害の程度に応じてあらゆる施策があるのに対し、ひきこもりについては対応のおくれが指摘されている。県の取り組みを伺います。

ウ、ひきこもりの方が在宅で仕事ができる支援プログラムや協力業者への補助金など就労支援等について、県の考えをお聞きしたい。

(3)、児童生徒の健全育成について。

教育は国家100年の大計。全般的に価値観が多様化する中でも教育が果たす役割は甚大であり、人間形成に欠かすことのできない大きな国家事業であります。未来に羽ばたく子供たちの人材育成と健やかな成長を願い見守っていくのも、私たち地域の大人であり、親の責務でもあります。

そこでお聞きします。

ア、高校生を含む少年少女の大麻所持で摘発された事件で、教育界は衝撃と動揺とともに危機感を表明しております。県教育庁は現状をどう把握し分析しているか伺います。

イ、各社会教育団体が緊急アピールを行い薬物乱用防止に地域ぐるみで臨むとしておりますが、県はどのような対策を講ずるか伺いたい。

ウ、昨年、大阪北部地震で文科省から全国の学校及び通学路の安全確保のため、ブロック塀等の緊急点検や改善対策についての通達がありました。県の対応を伺いたい。

エ、文科省は、危険なブロック塀については2019年度中に解消を目指すとしておりますが、県内の進捗状況はどうか伺います。

オ、通学路における民間所有のブロック塀改修に対する対応策についてお聞きしたい。

５、我が党の代表質問との関連については、花城大輔議員が質問を行いました平和宣言に関連してであります。

全沖縄戦没者追悼式典はどのような趣旨で行われているか御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、米国宛て書簡についてお答えいたします。

私は、普天間飛行場の５年以内運用停止の期限が過ぎ、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去の実現に向けて、日本政府だけでなく米国政府へも直接私の考えを伝える必要があると考えたところです。そのため、去る５月24日に駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事へ発送した書簡において、トランプ大統領に届けていただくようお願いしたものであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　２、県経済と予算・税制についての御質問の中の(3)、一括計上方式の必要性についてお答えいたします。

沖縄振興予算の一括計上方式は、各省計上方式と異なり、本県の実情を最も熟知しておられる内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請ができることや、政府予算案の決定を受けた後、県の予算編成へ迅速に反映できることなどの利点があります。平成24年度に新たに創設された一括交付金、ソフト交付金もそのような趣旨から申請と交付の窓口を内閣府に一本化した経緯がございます。

県といたしましては、このような予算計上の仕組みは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を、総合的かつ計画的に推進するため必要不可欠であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、書簡の内容についてお答えいたします。

知事は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと評価しており、海兵隊を含む全ての基地の即時閉鎖・返還を求めているものではなく、普天間飛行場の県外・国外移設を求めているものであります。しかしながら、戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。当該書簡は、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去の実現に向けて、米国政府へ直接知事の考えを伝える必要があると考えたことから、駐日米国大使など４カ所へ送付したものでございます。

次に１の(3)、尖閣諸島に関する取り組みについてお答えいたします。

尖閣諸島に関し、日米両政府は、日米安全保障条約第５条が適用されることについて、日米首脳会談や日米安全保障協議委員会（２プラス２）において、繰り返し確認しております。沖縄県では、これまで、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請しており、去る６月22日にも河野外務大臣に対し、尖閣諸島周辺海域をめぐる状況により、宮古、八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について要請したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、叙勲手続ミスに対する今後の対策についてお答えいたします。

今回の叙勲手続ミスについては、組織として報告・連絡・相談が徹底されていなかったこと、上司による業務の進捗管理が不十分であったこと、業務の目的や県民に及ぼす影響など業務の重要性に関する認識の甘さ等が発生の原因であると考えております。このため、今後同様の事案が二度と発生しないよう、職員一人一人が業務の重要性を再認識し、業務の適正執行及び管理の徹底を図るとともに、上司による業務の進捗管理や執行上のリスク管理の徹底、組織内のコミュニケーション力の向上に努めるなど、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、県経済と予算・税制についての(1)、税制改正の対象と対応についてお答えします。

沖縄県には、４つの法律に基づく13の沖縄振興税制があり、このうち沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄型特定免税店制度、航空機燃料税の軽減措置、石油石炭税の免除、沖縄電力の固定資産税の軽減措置の４つの制度が令和２年３月末に、復帰特別措置法に基づく揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置が、令和２年５月14日に措置期限を迎えます。これらの税制は、本県のリーディング産業である観光・リゾート産業を支える制度として、または県民生活や経済活動に必要な電気・ガソリン等のエネルギーを安定的かつ適正に供給する制度として重要な役割を果たしていることから、延長を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、県経済と予算・税制についての御質問の中の(2)、令和２年度の沖縄振興予算についてお答えします。

去る５月に行った、令和２年度沖縄振興予算の確保に向けた内閣府との意見交換において、沖縄振興特定事業推進費について確認したところ、次年度の事業規模は今後検討するとのことでした。

県といたしましては、沖縄振興一括交付金を含む沖縄振興予算の所要額の確保に向け、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携し、県議会議員の皆様や県関係国会議員の御理解と御支援を賜りながら、引き続き地域の声をお伝えしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、道路行政についての御質問のうち(1)、桃原橋の竣工予定についてお答えいたします。

県道伊計平良川線宮城島工区は、延長4.3キロメートル、道路幅員12メートルで、平成24年度から事業を実施しております。桃原橋工事については、橋梁取りつけ部の軟弱地盤対策及び道路占用物の移設に時間を要してきたところでありますが、今年度末の完成を予定しております。

次に３の(2)、勝連半島一周道路の進捗状況につい

てお答えいたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。ルートの一部が米軍施設用地を通過することから、沖縄防衛局及びうるま市と連携し、米軍との調整を進めるとともに、沖縄県環境影響評価条例に基づく必要な手続を行うなど、早期事業化に向けて取り組んでいるところであります。

次に３の(3)、県道10号線及び８号線における道路照明灯設置についてお答えいたします。

道路照明は、道路照明施設設置基準に基づき、車両の交通事故の防止を図るため、交差点等の危険箇所に設置するものであります。当該路線については、うるま市から要請があることから、現地調査の上設置基準に適合する10カ所の交差点で照明灯設置を進めております。これまでに、交差点３カ所で照明灯10基の設置が完了しており、残りの箇所についても早期の設置に向け取り組んでいるところであります。

次に４、教育・福祉問題についての御質問のうち(3)のオ、通学路における民間所有のブロック塀改修に対する対応策についてお答えいたします。

県及び市町村が策定した耐震改修促進計画の中で位置づけた通学路沿いのブロック塀のうち、一定の基準を満たすものについては、耐震診断や除却、建てかえに係る費用を、国、県、市町村の協調補助により支援できることとなっております。そのためには、市町村が補助制度を設ける必要があることから、県としては、ブロック塀改修への支援に向け、市町村と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、教育・福祉問題についての御質問の中の(1)のア、民生委員の果たす役割等についてお答えいたします。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配事や困り事などの相談に応じ、その課題が解決できるよう行政や専門機関へつなぐ橋渡しの役割を担っています。また、地域の見守り役として、訪問活動を行うほか共同募金への協力や地域行事への参加、住民の居場所づくり等の活動を行っています。

同じく４の(1)のイ、充足率が低い要因と今後の対応策についてお答えいたします。

充足率が低い背景としまして、沖縄においては民生委員法に基づく制度開始が本土復帰後であり全国に比べおくれたこと、役割の複雑化・多様化により活動の困難性や負担が高まっていること、民生委員の役割や活動内容が十分に周知されていないことなどが挙げられます。担い手の確保を図るため、県では市町村長と民生委員児童委員協議会等との意見交換や、広報誌等を活用した民生委員活動の周知に取り組んでいるところです。また、平成29年度からは、民生委員が活動しやすい環境を整備することなどを目的とする民生委員活動活性化事業を実施しております。引き続き市町村及び民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員の確保に努めてまいります。

次に５、代表質問との関連についての御質問の中の(1)、平和宣言についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は戦没者のみたまを慰めるとともに世界の恒久平和を願う沖縄の心を発信し、沖縄戦の歴史的教訓を正しく伝え、次世代の子供たちに平和のとうとさを継承することを目的とした式典です。

追悼式における平和宣言は、平和を希求する沖縄の心を世界に発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言するものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは４、教育・福祉問題についての御質問の中の(2)のア、ひきこもりの現状についての御質問にお答えします。

国が行ったひきこもりに関する実態調査から推計しますと、県内の15歳から39歳までのひきこもり者数は約6800人、40歳から64歳のひきこもり者数は約7000人となり、合計しますと約１万3800人となります。

次に、ひきこもりに関する県の取り組みと就労支援についての御質問にお答えします。４の(2)のイと４の(2)のウは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

現在、ひきこもり専門支援センターにおいて本人・家族への相談支援を行う中で、ハローワークや地域若者サポートステーションへの同伴支援を行っているところであります。また、昨年度はひきこもる子供の未来を考える家計相談と題し、ファイナンシャルプランナーによる経済的な問題を考える機会としての講演会を開催いたしました。

今後は、就労支援、居場所づくり、経済的な支援等福祉的な対策への取り組みを関係部局と連携しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育・福祉問題についての御質問で(3)のア、大麻所持事件についてお答えいたします。

高校生を含む複数の若者が大麻所持により検挙されたことについて、大きな衝撃を受けており、強い危機感を感じております。各学校では、警察等、専門家を招聘した薬物乱用防止教室を開催するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や道徳等、関連教科を初め、組織的･計画的な指導計画のもとで、教育活動全体を通して薬物乱用防止に取り組んでおります。しかしながら、スマートフォン等の普及による容易に違法薬物を入手できる社会的な状況や遊び感覚、有害性はないなどの誤った情報の氾濫等が青少年の薬物乱用の拡大につながっているのではないかと推察されます。

県教育委員会では、今回の事件を受けこれまでの取り組みについて検証するとともに学校、県警、沖縄麻薬取締支所、ＰＴＡ連合会等の関係機関及び家庭、地域社会との連携を密にして、児童生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

次に同じく４の(3)のイで、薬物乱用防止対策について、社会教育関係団体の緊急アピールに関連しての御質問にお答えいたします。

議員の御質疑にもありましたように、沖縄県社会教育関係団体等連絡会では、高校生ら未成年者による大麻所持事件を受け、薬物乱用防止に係る緊急アピールを実施しております。県教育委員会では、今回の事件が高校生を含む未成年者等による事件であることから、各ＰＴＡ連合会に対し、薬物乱用防止教育に関する資料や講師紹介等の情報提供を行うなど、各社会教育団体と連携し、薬物乱用防止の取り組みを進めているところであります。

引き続き学校、ＰＴＡ連合会等の社会教育団体、県警等と連携し、児童生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

次に同じく４の教育・福祉問題についての中の(3)で、学校等のブロック塀の安全対策についての御質問にお答えいたします。４の(3)のウと４の(3)エは関連いたしますので、一括してお答えをさせていただきます。

県教育委員会においては、平成30年６月、文部科学省の通知を受け、各市町村教育委員会に対して、学校のブロック塀や通学路の安全対策を促すとともに、県が独自に調査を実施するなど、実態把握を行ったところです。調査結果を受け、学校敷地内のブロック塀のうち、劣化が著しいもの等緊急に対応が必要なものについては、改修等安全対策を実施しております。その他、建築基準法に適合しないブロック塀については、平成30年度の国の臨時特例交付金を活用し改修を進めているところであり、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

再質問行いますけれども、まず最初に、今回の叙勲のことについてでありますけれども、この叙勲で当局から推薦を受けて受章できなかったという事例はこれまでありましたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

私どもが文化関係の叙勲の事務を取り扱うようになって以降、推薦して漏れた方はいらっしゃらないということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これは本県でも事例がないということですか。全国ではどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

全てを確認しているわけではございませんが、内閣府や文化庁に確認している範囲では、全国的にも例がないのではないかというふうに聞いております。今回のようなミスはないということです。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、今回のミスで受章できなかった方、こういった方々の今後の処遇について、知事はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　今回私どもが手続のおくれで、いわゆる受章していないという方につきましては、また今後の叙勲の手続においてしっかりと申請するような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これまで推薦をして受章できなかったという事例がなかったということは、手続さえしっかりやっておれば受章できたはずの方々であります。その方々へのおわびの意思表示は、知事はなされたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

叙勲につきましては、我々が誰を推薦したかというのは、御本人も御存じないわけでございます。ですので、私、５月21日に今回の事案の発生というところで経過説明も含めて記者会見というところで発表させていただき、知事のおわびのコメント等、私どもからの説明というふうにさせていただきましたけれども、その後文化芸術振興審議会の皆様であるとか、各種文化関係の皆様には説明とおわびはしているところでございますが、今御質問のある、私どもが推薦する予定の方につきましては、私どもからの推薦ということは存じ上げないものですから、そういった説明はできないというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　各界から１人ずつの推薦だと思うんですよ。ですから、漏れた方は県は認知していないと言っても本人たちはほとんどわかっていらっしゃると思う。その方々の今後の処遇に対して、県はやっぱりしっかりと次年度、次々年度にこういった機会をしっかり与えて、そのフォローをやっていただきたいとこのように思います。

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○仲田　弘毅君　我が党の代表質問について、いろんな我々の同僚議員が質問いたしましたけれども、知事、今回の全戦没者追悼式において県職員の方々が式典開会前に、やじや罵声は極力慎んでくださいと、何度も何度もアナウンスで流れたのにもかかわらず、あのような状況があったということは、大変残念であります。

厳粛に行われる式典がそのことによっていろんな嫌な思いをされた方々がいらっしゃると思うんですが、知事の考え方をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄全戦没者追悼式は沖縄戦で亡くなられた全ての戦没者のみたまを慰めるための式典でございますので、静粛に行われるべきものであり、式典中のやじや指笛があることなどは好ましくないと考えておりまして、非常に残念でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　慰霊祭は、やっぱり政府を批判したりあるいは基地問題を論議する場ではないというふうに、私個人は考えております。ですから、そういったことを配慮していただいて、これはあくまでも県と県議会が主催する公式行事でありますので、県民の意見を二分するようなやり方はぜひ慎んでいただきたい。そのことに対していかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平和宣言につきましては、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づきまして、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄の心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言するものでございまして、普天間飛行場の辺野古移設問題を含めた基地問題など、沖縄をめぐる情勢を踏まえて発信することは重要であると考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ぜひ、知事から答弁をいただきたかったんですが、残念であります。

当日、本土から遺族団として参加をされた関係者の皆さんが、式典当日のあの異様なやじ、罵声、指笛を聞いて、どういうふうな気持ちで自分の里に帰って報告をしたかということを考えると、観光立県を唱えている私たち沖縄、チムグクルを訴えている沖縄に逆効果ではないかという大変寂しい思いをしております。

その問題はこれで終わりますけれども、ぜひ、今後、知事御配慮をお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時43分休憩

午後６時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○仲田　弘毅君　土建部上原部長、与勝半島、勝連半島一周道路、今環境アセスが入っているということですが、あと何年ぐらいでこのアセスは終わるんでしょうか。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時44分休憩

午後６時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

環境影響評価につきましては、平成30年度、昨年度から配慮書について着手しております。今年度方法

書、令和２年度に準備書、令和３年度に評価書ということで、今年度入れましてあと３年ほど環境影響評価の手続にかかる予定でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ちなみに工事着工は何年後を予定しておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　必要性は十分認識しておりますので、鋭意事業を着手し、鋭意進めていきたいと考えておりますが、今現在のスケジュールで言いますと、令和４年度から事業を着手いたしまして、用地買収等ございますので、その後早ければ令和７年度か８年度には工事に入れるものかと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　民生委員・児童委員について再質問させていただきますが、部長、41市町村で都市部と農村部の民生委員・児童委員の充足率に違いはありますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　市町村ごとの民生委員の充足率はそれぞれ違いますけれども、一般的に申し上げまして、やっぱり都心部のほうが充足率は低い傾向がございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　その要因はどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　都心部ほど地域とのかかわりが薄いというような状況と、それから自治会への加入率が少ないというようなこともございますし、なかなかプライバシーの問題などもございまして、民生委員を引き受けていただきにくい状況があるかと思います。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　部長、自治会結成率と公民館活動とみんな比例していきます。それは間違いなく充足率にも関係してきますので、ぜひそこのところよろしくお願いいたします。

次は教育委員会、教育長、お願いいたします。

薬物についてでありますが、これ県警との連携はどういうふうに今なされておりますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　連携といいますのは、日ごろから薬物乱用防止教育の中では県警さんからも講師等を派遣いただいて教育活動に当たっていただいているということもございます。

そういうことで、さまざまな場面でそういう薬物乱用防止教育に連携させていただいている状況でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　このことは教育長、今の子供たちに大麻等を含めて、罪悪感がないと。これは今日本周辺ではアメリカ合衆国でも幾つかの州は大麻が合法化されているということも含めて、そういったネットでどんどんどんどん今、拡散している。これ子供たちは酒よりもたばこよりも大麻は体に害がないんだというふうな間違った情報を得ているところもあります。その中で、大麻事件の媒介手段として、メールや会員制交流サイト等が使われているという、媒介されているということなんですが、そこの規制に対する考え方はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

御指摘のとおり、ＳＮＳなどが使われて、今回、大麻の譲渡等が行われていたわけなんですけれども、こういった規制薬物などに関する違法情報がＳＮＳに書き込まれている場合――警察庁においてインターネット・ホットラインセンターというものを運営しております。これはどういうものかと言いますと、インターネット上の違法情報への対策として、一般のインターネット利用者から違法情報に関する通報を受理いたしまして、それを都道府県警察やサイト管理者に通報して、削除依頼をするというものでございます。

もちろん表現の自由とかございますので、必ず依頼すれば削除してもらえるというものではありませんが、一定のガイドラインを業界で決めていただいて、それに該当する場合には削除をしていただくという運用をするなどして努力をしております。

こういったことも含めて、教育庁とさらに連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　最後になりましたけれども、通学路における民間所有のブロック塀、これ昨日の大雨で那覇市の首里のほうでも２メートルの高さの幅15メートルのブロック塀が倒壊したと。幸いにもけが人はいらっしゃらなかったわけですが、学校施設、そして学校通学路は相当危険で文科省も指摘しておりますけれども、問題はこの民間所有のブロック塀をどうしていくかということも含めてぜひ県は当局として御配慮をお願いしたい。これは要望で終わります。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時52分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功

令和元年６月28日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　５　号）

令和元年
第 4 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）**

令和元年６月28日（金曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第5号

令和元年６月28日（金曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例

乙第８号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　工事請負契約について

乙第14号議案　工事請負契約について

乙第15号議案　工事請負契約について

乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第18号議案　土地の処分について

乙第19号議案　財産の取得について

乙第20号議案　訴えの提起について

乙第21号議案　訴えの提起について

乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第23号議案　損害賠償の額の決定について

乙第24号議案　指定管理者の指定について

乙第25号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について

乙第26号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変

更について

乙第27号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について

乙第28号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第29号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第30号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第31号議案　沖縄県公害審査会委員の任命について

出　席　議　員（43名）

副議長	赤嶺　昇　君	23番	又吉清義　君
2番	玉城武光　君	24番	山内末子　さん
3番	親川　敬　君	25番	渡久地　修　君
4番	新垣光栄　君	26番	玉城　満　君
5番	次呂久成崇　君	28番	照屋大河　君
6番	宮城一郎　君	29番	仲宗根　悟　君
7番	大城憲幸　君	30番	崎山嗣幸　君
8番	金城泰邦　君	31番	金城　勉　君
9番	大浜一郎　君	32番	末松文信　君
10番	西銘啓史郎　君	33番	具志堅　透　君
11番	新垣　新　君	34番	島袋　大　君
12番	比嘉瑞己　君	35番	中川京貴　君
13番	西銘純恵　さん	36番	座喜味一幸　君
14番	平良昭一　君	38番	新垣清涼　君
15番	上原正次　君	39番	瑞慶覧　功　君
16番	当山勝利　君	41番	狩俣信子　さん
17番	亀濱玲子　さん	42番	比嘉京子　さん
18番	當間盛夫　君	43番	大城一馬　君
19番	上原　章　君	45番	糸洲朝則　君
20番	座波　一　君	46番	照屋守之　君
21番	山川典二　君	47番	仲田弘毅　君
22番	花城大輔　君		

欠　席　議　員（3名）

議　長	新里米吉　君	37番	嘉陽宗儀　君
1番	瀬長美佐雄　君		

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー　君	子ども生活福祉部長	大城玲子　さん
副知事	富川盛武　君		
副知事	謝花喜一郎　君	保健医療部長	砂川　靖　君
知事公室長	池田竹州　君	農林水産部長	長嶺　豊　君
総務部長	金城弘昌　君	商工労働部長	嘉数　登　君
企画部長	宮城　力　君	文化観光スポーツ部長	新垣健一　君
環境部長	棚原憲実　君		

土木建築部長	上原国定君	公安委員会委員長	阿波連光君
企業局長	金城武君	警察本部長	筒井洋樹君
病院事業局長	我那覇仁君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
会計管理者	伊川秀樹君	人事委員会事務局長	池田克紀君
知事公室秘書防災統括監	前原正人君	代表監査委員	當間秀史君
総務部財政統括監	金城賢君		
教育長	平敷昭人君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○副議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

○山川　典二君　おはようございます。

自民党の山川典二でございます。

よろしくお願いをいたします。

まず、質問通告なんですが、５番の沖縄県アジア経済戦略構想につきましては取り下げをいたします。

そして、質問順序を変えまして、まず２番、３番、４番、そして我が党の代表質問との関連、そして最後に１の知事の政治姿勢についてということで、この順序でお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、２番の県立病院事業における医療の崩壊が始まっているのではと危惧するものですが、各県立病院の経営状況、そして医療体制の内容並びに北部基幹病院の課題と取り組みについて伺います。

まずこれは、平成29年度の決算、30年度につきましてはまだ決算認定がおりてないという暫定の決算ですので、29年度で進めてまいりますが、平成29年の病院事業の純損失の決算額は約37億ありますが、その欠損金を出した理由は何でしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　平成29年度の純欠損は約37億という大きな欠損を出しました。平成28年、29年度において、まず一つは外的な要因が加わっているということで、その最大の理由は時間外労働、要するに労働基準監督署から指摘があった、これまで当直時間の半分は払っていたんですけれども、それを全時間分払いなさいと。そういうふうな指導があって、それが最大の要因だと思っております。

それから、入院の患者さんが若干落ちてきたというのが主な原因でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　トータルで累積欠損額は約88億5000万円ありますよね。約37億の純損失を出したんですが、これは県の予算を繰り入れた結果でまだ37億欠損、県からの予算は幾ら繰り入れたんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　県からの繰入金は平成29年度は67億5000万前後だったと思います。

○山川　典二君　数字、間違いないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時５分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　失礼しました。

今29年度の繰入金ということでよろしいですね。64億4895万円でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　そういう繰入金も入れて、さらに損失が約37億あるということで、もう100億以上、ある意味予算が使われているわけでありますよね。

それで、先ほど理由をおっしゃっていましたけれども、平成27年度から債務返済も始まっておりますね。そして１対７の人員体制で看護師の数をふやしたであるとか、いろんな理由があると思うんですが、基本的

には県立病院の事業については、思い切った事業改革をしなければこれもう先は大変真っ暗だと言っても過言じゃないと思うんですが、どう対策をするのか。そういう具体的な議論があるとは思うんですが、現実的にどう解決しますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今議員のおっしゃったように、平成27年度から右肩下がりで経常収支の悪化を見ています。

それで29年度の経常収支がマイナス27.4億ということでありまして、これは非常に危機感を感じました。全県立病院の職員がこの経営に関して、多角的に経営改善に関して取り組むと、そういうことで経営改革会議それから傘下に外部評価委員を用いた経営評価委員会などを用いて今検討しているところでございます。

具体的にはどういったことを検討しているかといいますと、まずは、各県立病院で入院のその施設基準を獲得するとそういう取り組み。それから入院単価、外来単価の上昇を考える。それから入退院室、退院支援室などを利用して紹介患者さんの取り入れを行う。それから原価計算システム――これは今県立中部病院、南部医療センター・こども医療センターに導入しました。本年度中に精和病院以外の病院に導入いたしますけれども、それに対してその評価を行う。そういったことが収益を増加させる取り組みでございます。

それから手術の縮減に関しては、現在やっぱり人件費が高いです。それに対してＩＣカードを用いた勤怠管理、それから徹底的な時間外管理を管理者が行うとそういった方向で費用の縮減、それから医療機器に関しては、これは幾つかの機械を各県立病院でばらばらに購入していることがございました。そういう意味では一括していわゆるスケールメリットを利用して、低価格で購入すると。そういうふうな取り組みを今行っているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　涙ぐましい努力の気持ちはわかるんですが、現実的にこれ数字は大きいですよ。これは局長も一生懸命頑張っていらっしゃるし、現場の皆さんも頑張っていらっしゃるのはよくわかるんです。知事もしくは副知事、これは北部基幹病院の課題もあるわけでありますので、県立病院の事業の部分は、今局長がおっしゃったような話もありますが、それでは解決にはなかなか結びつかないのではないかというふうに危惧するものであります。知事、副知事いかがですか。この辺は思い切ってもう一回全て課題を洗い出して具体的に思い切ったこの大なたを振るうぐらいの改革をしないと、あとの皆さんが大変ですよ。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず、県立病院の役割ですが、やはり地域の中核病院として救急医療ですとか周産期医療、離島・僻地医療、そういったものを担っているわけでございます。そういった中において今経営改善計画に基づいて病院事業局長を中心に各病院の院長を集めて、先ほど答弁があったような形で、組織一体となって経営改善に取り組んでいるところでございます。

私といたしましても、病院事業局長と連携してそういった経営改善に県立病院が果たす地域医療の確保に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　北部基幹病院の課題と取り組みについて伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　課題としましては、新たに整備する北部基幹病院の経営システム、それから市町村の財政負担とか、あるいは病院の資産負債の引き継ぎ、職員の身分取り扱い、こういった基本的な枠組みについて、県と北部12市町村、そして北部地区医師会との間で合意形成を図ること、これが一番大きな課題と思っておりまして、引き続き合意形成を図るべく協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　この問題につきましては、具志堅透議員が後ほど質疑をいたしますのでここで終わりますけれども、要するに北部市町村、特に離島――私も伊是名島の出身ですから、伊平屋・伊是名・伊江島も含めて、これは基幹病院含めて北部病院も含めて、これ命にかかわることですから、早目にその辺は進めて解決を目指していただきたいというふうに思います。

次に、水溶性天然ガス資源活用の現状と今後の取り組みについてでありますが、これは私が那覇市議時代からもう20年来追っかけてきたテーマであります。きょうの新聞に大変うれしいニュースが出ました。水溶性天然ガスと同時にかん水と温泉が出てきます。さらにその中にヨウ素という資源がありまして、この県産ヨウ素、西原町の試掘の中から純度が99.9％のヨウ素が出てきました。きのう総合事務局で関係者の記者会見がありましたが、これにつきましてわかる範囲

で、そしてその埋蔵量等も含めて発表されておりますので、御説明をお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

昨日、議員がおっしゃっているとおり、総合事務局のほうで記者会見が開かれております。今回西原町で実施された試掘調査によりますと、県内初のヨウ素が製造されたということで、県としましても大変喜ばしいことであるというふうに考えております。

当該企業は６月中旬に調査の経過報告を県にも行っておりまして、西原町における試掘調査が本年５月に終了したということと、あと西原町で採取したかん水によって県内発の県産ヨウ素が作製できたということ、それから事業化の可能性も含めた報告書を現在まとめているというようなことの報告がございました。

以上でございます。

○山川　典二君　埋蔵量とかそういうのが今お手元にありましたらお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　どうぞ続けてください。

○商工労働部長（嘉数　登君）　失礼いたしました。

まず埋蔵量のうち、採取できるガス量が約13億5000立方メートル、ヨウ素が約６万2000トンというふうになっております。

以上です。

○山川　典二君　それはですから、ある埋蔵量……

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　失礼いたしました。

西原町周辺でガスが約27億立方メートル、ガスに含有されるヨウ素が約12万4000トン埋蔵されているという調査結果が発表されております。

○山川　典二君　ですから、中南部もありますでしょう。持っていませんか。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　中南部全体では、67万トン、145億立方、これ沖縄ガスの年間販売量の200年以上分のものが埋蔵されているんですよ。その中の西原のところで今部長が説明をしたところなんですが、このヨウ素のそれこそ用途は何ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　エックス線の造影剤ですとか、殺菌防カビ剤、それから液晶や医薬品などに使用されているというふうに聞いております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　それ以外に、放射能の除染に使われるんですよ。大変有効らしいですよ。福島原発での除染作業。新潟そして千葉、宮崎でヨウ素が産出されておりましたが、世界でチリと日本が９割のシェアを持っているんですよ。我が国唯一のエネルギー資源の輸出品目なんです。

ところが、原発があってそこにかなり集中したものですから、輸出量が下がったんですよ。その分沖縄で開発をしようということで今一気に進んでいるんですが、これ国も一生懸命やっておりますし、当該市町村も頑張っているところありますよ。宮古島から那覇市、そして南城市。ところが、なかなか県の腰が重い。これ富川副知事、産業としても非常に可能性があるんですよ、このヨウ素の製造は。日本が世界に出すこの数少ないエネルギー輸出の中で沖縄県が、すき間かもしれませんが、今キロ当たり2700円ぐらいの相場で取り引きされておりまして、これ産業化できると思うんですがいかがですか。

まず部長からお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　県としましては、今回の調査結果を踏まえまして、天然ガス及びヨウ素資源の事業化に向けて、民間企業並びに沖縄総合事務局や地元市町村と連携しながら、引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　いや、支援はいいんですよ。いいんですけれども、各市町村に任せるみたいな話が結構あるんですよ。実は奥武山公園も利活用しようということで那覇市はやる気あるんですが、県が公園管理で土木と観光スポーツ部の管理のまだ整理がされていないということで、那覇市はやりたいんですよ。ところがなかなか進まない。この辺の現状につきましてはいかがですか。これ解決しなければいけないと思うんですが。意気込みをお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　今事例として奥武山公園の件がございましたけれども、この試掘井の今後の利活用については、平成27年度に試掘井の所在する３市も参加した検討委員会というものを開催しております。そこで今後の利活用についていろいろ議論をさせていただいているというところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　これかつて10億余り国の予算をかけて、試掘調査を県の主導でやったんですよ。調査だ

けやって、これやっぱり産業化に結びつけるという作業をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

副知事、いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　既存の今３市の試掘井につきましては、いろいろ市のほうにおいても取り組んでおります。いろいろ課題もありますけれども、県も一緒になってどのような利活用の方法があるか、一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　よろしくお願いします。

ジュゴン保護対策事業について伺いますが、この事業の目的、そしてその成果と課題、予算は幾らですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　お答えします。

ジュゴンは、熱帯、亜熱帯地域の浅い海域に生息し、日本国内では沖縄周辺海域のみに生息しており、国や本県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧ＩＡ類に位置づけられるなど、希少な生物であります。ジュゴンの生息状況については、実態が不明な点が多いことから、県では、平成28年度からジュゴン保護対策事業を実施しております。本事業では、ジュゴンが餌場としている主要な海域の調査、そして混獲対策として漁業者、レジャー関係者への勉強会の開催ですとか、専門家を集めての検討委員会で今後の保護対策を検討しております。

今年度の予算が、1202万4000円となっております。ほとんどが委託料となっております。

○山川　典二君　休憩してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　これまでの生息状況調査から、ジュゴンの餌場としての利用は比較的浅い海域だというふうに言われていたんですが、従来言われているよりもかなり深い地域の藻場も利用しているということで、ジュゴンが利用できるような藻場の調査として、現在７海域を指定してその７海域の藻場の状況の調査を行っております。

課題としましては、やはり今現在、目撃情報等から３頭と先日まで言われていたものが見当たらなくなっているとか、そういう問題もありますので、目撃情報をできる限り離島も含めて集めていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　いや、もう１頭は死にまして、２頭しかいないんですが、その２頭ももう未確認ですよね。それについてはどういうふうに県としては見解をお持ちですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　ジュゴンの調査で見つかった現在３頭じゃないかと言われておりまして、その中の１頭は、平成27年６月24日を最後に確認できていない状況です。個体Ｃですね。個体Ａが、平成30年９月11日、嘉陽沖を最後に見かけなくなったと。そして議員のおっしゃったように、個体Ｂではないかと思われる死亡個体が平成31年３月18日、今帰仁漁港近くで確認されております。個体Ｂの最終確認は31年２月12日古宇利沖ということで、残されたＡとＣについては、今現在情報がないような状況ですが、我々としては引き続き漁業関係者とかマリンレジャー関係者から情報を収集して今後どのような対策がとれるのか専門家の意見も聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　皆さんの調査報告書の中に、人為的な影響一覧というところがあります。そこに新基地建設、構造物の人為的な影響、その部分が出てくるんですよ、表現として。辺野古の基地建設の影響でジュゴンは未確認になったというふうに思いますか。それは全く関係ないというふうに思いますか。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　今議員がおっしゃった人為的影響というのは、辺野古に限らず我々この事業で調査していますのは、沖縄島本島全域を調査しております。特に辺野古に限定したものではありませんし、人為的影響というのは港湾整備ですとか、赤土ですとかそういうことも含めて報告書では述べております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　嘉陽沖に個体Ａがいて、平成30年の９月11日以降未確認なんですよね。皆さんはもち

ろん構造物としてこれ入っているんですから、その見解を伺いたいということです。工事の影響があるのか、ジュゴンがいなくなったのは。それを聞きたいんです。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　環境部が実施していますジュゴン保護対策事業については、先ほど述べましたように沖縄本島全域のジュゴンの目撃情報ですとか、藻場の保全状況ですとか、そういうものを調査している事業で、特に辺野古に限定したものではありません。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　普天間飛行場の代替施設建設事業に係る環境影響評価、これ防衛局がやっていますね。そこが行っているジュゴンの調査の実施状況、内容を説明してください。予算もついでに説明してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設事業に伴う環境アセスメントの一環として、ジュゴンの生息状況調査を実施しています。沖縄防衛局において公表している平成30年度業務発注実績によりますと、ジュゴン監視等業務の契約金額は、９億2232万円となっております。業務内容については、キャンプ・シュワブ沿岸域等におけるジュゴンの監視業務等を行うものとなっております。

内容的には航空機による調査ですとか、鳴音調査ですね――鳴き声を海中で録音する調査、そういうものをやっていると把握しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　防衛局のジュゴンの調査が９億余り、県は1200万。かなり額に差がありますが、これはしようがありません。環境影響評価に係るものですから。しかし、これは毎日監視用のプラットフォーム船も出してやっている。水中録音装置も毎日やっている。そして週に１回ぐらい航空機の生息調査、今でもやっているわけですよね。そういう防衛施設局と皆さんとのジュゴンに対しての合同の会議であるとかそういうことをやったことはありますか。あるいはそういう意思はありませんか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　我々が実施していますジュゴン保護対策事業では、沖縄防衛局や環境省の調査結果、それも収集して参考にさせていただいています。

御提案のありました沖縄防衛局との連携については、目撃情報とかそういうことの情報提供であるとか、今後とも引き続き情報交換には努めていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　ですから、皆さんの予算の委託業者の精度と、かなりレベル違いますよ。そうであれば情報収集じゃなくて、一緒になってジュゴンの保護、これは沖縄が北限になっているわけでありまして、レッドリストにも入っているわけでありますから、それはもう少し前向きに一緒に情報交換を、会議を定期的に開いてやる必要があると思うんです。ジュゴンを保護するという観点から。いかがですか、その辺は。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　ジュゴンの保護は非常に重要なことですので、我々環境省が実施している情報も、沖縄防衛局が実施している情報も、精いっぱい情報収集してやっていきたいと思いますので、情報交換については引き続き取り組んでいきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　よろしくお願いします。

そして我が党の代表質問との関連で２点だけ伺います。有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡについて質問がありますけれども、これは知事、この水は安全ですよね、沖縄の水は。いかがですか、担当部長でもいいですが。いろんな調査の要請が各議会からもありますが、沖縄の水は安全ですか。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　企業局では、水道法第４条に基づく水質基準等を遵守しておりまして、目標値がないＰＦＯＳ等につきましても、米国環境保護庁の生涯健康勧告値より低いレベルにあるということで、水道水の安全性は担保されているものと考えております。水道水の安全性については、玉城知事が５月31日の定例記者会見において同様な情報を発信してきたところでございます。また、企業局においても、これまで記者との懇談会あるいは受水市町村への説明会等を開催しておりまして、ＰＦＯＳ等への対応状況、それから水道水の安全性を説明しております。そのほかにもホームページにおいて企業局の水源、それから浄水場のＰＦＯＳ等の検出結果などを公表しておりまして、県民の安心につながる情報発信に努めているというところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　毎日、この議場の議員もそして皆さんも沖縄の水を飲んでいるわけですよね。知事、やっぱりまだ不安が残っていますから県民の中に。不安はないよと今企業局長も話をしておりますが、安全宣言

をぜひ知事、私は県民に向かってあるいは県外に向かって発するべきだと思いますよ。発信すべきだと思いますがいかがですか。安全宣言。沖縄の水は安全だということをぜひ知事、先頭になってやっていただけませんか。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　安全宣言を行うことができないかという御質問でございますが、水道水の安全性の周知につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、知事の定例記者会見それから企業局によるマスコミ、それから受水市町村への説明会等において水道水の安全性について情報発信をしてきたところでございます。

そのほかの血中濃度の関係で、京都大学の報告書において水道水の利用は現在の知識で判断すると、安全なレベルにあると言えるような見解も示されまして、同大学による県民への説明会も開催をされたところでございます。

このようにこの間の取り組みによりまして、県民の不安も一定解消されてきていると考えておりますけれども、やっぱり最終的にはこの国においてＰＦＯＳ等についての健康影響を明らかにし、そして水質基準等を設定する必要があると考えておりまして、６月12日から13日に関係大臣に要請をしたところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　だからそれはそれとしていいんですよ、それは。だけど知事、誰ひとり取り残さないという命にかかわる水ですから、知事、誠意ある答弁してくださいよ。宣言をするとか、あるいはそういうことをちょっと検討するとかでもいいですよ。県民に対してちょっと発信してくださいよ。ここは大事なところですよ。お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど企業局長からも答弁がありましたとおり、水道水の安全性は担保されているというふうに思っております。

また私も、せんだっての記者会見でその旨発表させていただきました。６月12、13日の要請の際にもその水道水の安全性について、国の責任といいますか、その基準値をしっかり設定をしてほしいと要請をしたところであります。

これからも水道水の安全性については、しっかりと企業局、県を挙げて取り組んでいきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　ぜひ安全宣言、どこかのタイミングでお願いします。

それからもう一点、モノレールの話でちょっと質問１点だけやりますが、モノレールの支柱がありますね、モノレールの軌道を支える支柱。それをよく見ると油がしみ込んでいるんです。特にモノレールの下で横断歩道なんかあるところがありますけれども、やっぱりこれ歩行者の安全性とか環境面も含めて、非常に危惧するところでありますが、これにつきましては何か見解をお持ちですか。環境ですか、どうぞ。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

沖縄都市モノレールの支柱の汚れは、モノレールが走行する際に、電気を送る架線や駆動装置、タイヤなどから、摩耗した物質が付着したものであります。なお、その発生量は微量なため、通行人への影響はないものと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　これ環境面に全く影響ないんですか。大丈夫ですか。数値があるんですか。根拠もありますか。そういうデータもありますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　他都市モノレールでも同様の汚れが発生しているということで、全国的にも通行人への影響はないというふうに認識しているところでございます。なお、その車両のタイヤなどから摩耗した物質だということで、車両のスカートの、内部の汚れにもなっておりますので、それをジェットで洗浄したりするような対策もしておりまして、特に問題はないというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　国際観光都市を目指すんであれば――これ観光客からも指摘を受けたんですよ。何でこれ全部真っ黒なのと。何かきれいにする方法ないんですか。県として指導する方法ないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　支柱に汚れがつきにくいような効果があるのではないかなということで、今コート剤を塗るようなこともやっております。もう既に汚れた部分を洗浄するというようなことも今後検討していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　さて１の知事の政治姿勢について伺いますけれども、(1)、(2)、(3)は関連しますので、あわせて質問します。

まず中国・ロシア訪問の内容と見解についてでありますが、まずロシア訪問から伺います。これにつきま

しては我が会派の議員からも質疑がありましたので、重ならないように端的に伺います。

知事、今回のロシア訪問で誰と会って、どういう話をしたのか。そして国際経済フォーラムの公的の場でスピーチの機会はあったのかどうか確認します。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

知事にはかなり多くの方に会っていただいております。

まず、サンクトペテルブルク総領事館の総領事への面談がございまして、サンクトペテルブルクの概要説明がございました。またＳＤＧｓの分科会におきまして、未来を共生する持続可能な開発の目標を実現するためのビジネスソリューションにも出席をしていただきました。それから、インベントメントエンド、ビジネスエキスポ展示会の視察で、サンクトペテルブルクのマルコス副知事ほか、要人の方にそこで会っていただいております。それから、食品会社を訪問しましてトップセールス、そして主要旅行社へのトップセールス。沖縄の商品の紹介や、沖縄の旅行商品造成の提案なども行っておりますし、また日露友好協会や現地空手団体との交流を通じまして、沖縄との空手の交流であるとか、そういったことの話も知事のほうから発言をしていただいております。また、レニングラードの副知事でありますとか、我が国の経済産業の副大臣でありますとか、そしてプラリンセッションのフォーラムにも参加して現在の世界の経済情勢などの課題にも参加をしているところでございます。

それから分科会としまして、日本とロシアの日露協会の新たな地平というところのフォーラムにも参加しておりますし、またほかにもそういった関係の集まりへ知事に出席をいただきまして、沖縄の紹介であるとか今後の観光やビジネス、文化、空手等の交流についていろんな意見交換をしてきたというところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　今回のロシア訪問で、ゴルバチョフ財団日本事務所は何かかかわりございましたか。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　今回のロシア訪問に関しましては、主に日本総領事を中心にアテンドをお願いしまして、いろんなところでの日程調整をお願いしたところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事、これはロシアに何を求めますか、今後。どういうイメージで。そして今回これ外交ですから、駐日ロシア大使の招待で行っていますので、今度向こうを招待するというロシア使節団の招待についてはそういう行為は行いましたか。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

現在、日本とロシアの関係につきましては、2016年度の12月のプーチン大統領の訪日の際に、2018年からロシアにおける日本年そして、日本におけるロシア年ということを確認いたしまして、今後、経済、文化、自治体間の交流を進めていこうという取り組みがなされているところでございます。

先般、そういったことも含めまして、ロシア側のほうから経済フォーラムへの参加の呼びかけがあって、今回参加したものでございます。私どもは、現在は既に空手の振興、交流を通じまして、ロシア側と幾つか交流をしているところでございますし、また観光につきましては、本県の課題となっております滞在日数の延伸でありますとか、１人当たりの消費額の増加に向けて欧米豪露からの観光客を誘致しようということで、今ヨーロッパ方面での取り組みもしております。その一つがロシアになっているところでございます。そういったところも踏まえまして、今後のそういった展開が望めるというところも今回のロシア訪問の一つの目的となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　ぜひロシア使節団を招待したほうがいいと思いますよ、知事。ちょっとこの交流に水を差すわけじゃありませんけれども、６月20日午前、ロシアの爆撃機ＴＵ95、２機。これは米軍のＢ52に相当する爆撃機なんですが、領空侵犯になりましたけれども、それにつきましてわかる範囲で御説明をお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

山川典二君。

○山川　典二君　進入路、どうやって入ってきて、どういう経路で出たか。それは報道等もありますのでわかりましたら説明をお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

山川典二君。

○山川　典二君　南大東島に朝８時53分、２分46秒領空侵犯をしたんですね。その進入路なんですが、日本海から東シナ海を通って、八重山をぐるっと回って、そして南の地域からそのまま八丈島を領空侵犯して緊急スクランブル、要するに航空自衛隊のスクランブルで退去しました。

この進入路は非常に重要でございまして、中国が主張する第１列島ライン、そして第２列島ラインの八丈島――起点になる、そこを通っているんですよ。

これまで2018年度の実績で、999回のスクランブルがあるんですが、中国機が638回、ロシア機が343回あるんですが、領空侵犯は４年ぶりのことなんですよね。

時間がないようですから、もう次に行きますが、ちょっと関連するので。

知事、中国訪問の目的、そして所期の目的は達成されたのか。そして県の考える、知事の考える一帯一路構想とは何か、説明をお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

今回の中国訪問では、胡春華副総理と会談しまして、沖縄と中国とのさらなる観光交流促進ですとか、双方のＩＴ企業間の連携強化などについて提案をいたしました。

それから沖縄と福建省の協力関係に加えて、深圳などの他の自治体との交流促進について先方のほうから支持したいというような発言がございました。

それから商務部との会談では、食肉等農産物の輸出拡大、福建省との交流促進、沖縄と中国における経済・文化交流の促進などについて提案を行ったところ、商務部からは支持・歓迎の意が示されております。

県としましては、今後も航空路線の誘致やクルーズ船の寄港促進、ＩＴ分野における企業間連携の促進等に取り組むことで、本県の産業振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

それから、一帯一路に係る県の考え方というところですけれども、中国が提唱するこの構想については、シルクロード経済ベルト、それから21世紀海上シルクロードなどの貿易促進に係るインフラ整備を初め、対象国に対する金融、製造、電子商取引、貿易、テクノロジー等の投資を進め、これらの地域の産業活性化や高度化を進めるものと県としては認識しております。

一帯一路構想につきましては昨日も答弁させていただきましたが、平成30年５月に、安倍総理が中国の李克強総理との会談で、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードが確保されることを踏まえた上で、個別の案件ごとに協力の可能性を検討するとの日本の立場を説明されております。

県としましては、今後、日本政府が協力する場合に、その理解のもと、本県の国際物流拠点としての貿易促進を前提に、新たな取り組みや制度を試験的に検討する場として沖縄の活用を提案したいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　それは去年の日本政府の立場なんです。きょうからＧ20が始まっておりますし、経済外交でいろんな議論があるんですが、ある人が言っていましたよ。外交は血の流れない戦争だと。つまり国益のためにテーブルの上では握手して、テーブルの下では――本当に殴り合いじゃないですけれども、足で蹴ったりするようなそういう状況があって、今の日本政府の一帯一路構想に対する立場、対応策はどういうふうになっていますか。見解をお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　先ほども答弁したとおり、日本政府としての考え方というのは、やはり開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードが確保されることを踏まえた上で、個別の案件ごとに協力の可能性を検討するというのが日本政府の立場だというふうに理解しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　３月の参議院の外交委員会でも全面的に賛成できないと総理はっきり言っているんですよ。それで、これはアメリカもそうですし、ヨーロッパでもそうですし、日本政府も大変これ慎重なんですよ。この一帯一路構想につきまして。知事がこの胡春華中国副総理にぜひ沖縄を日本の出入り口として活用してほしいと提案したというんですが、これ本当に事実、本当にそういうことを言ったんですか。どういう認識で言われたんですか、知事。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

中国政府の胡春華副総理との会談で、３点提案をいたしました。

○山川　典二君　部長はいいですよ、僕は知事に聞いているんですよ。

○商工労働部長（嘉数　登君）　中国政府の提唱する

広域経済圏構想、一帯一路に関する日本の出入り口としての沖縄の活用などについても提案をいたしました。これはかねてより沖縄県と福建省が友好県省の関係にありまして、今後とも経済連携を深めていきたいとの思いからそういった発言、それから我々は沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、アジアとのかけ橋となりたいということを示しておりますので、そういったことを踏まえて知事は発言したものだというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　これ経済交流、それはいいんですよ。文化交流、それどんどんやっていいんですよ。ところが、一帯一路に関して全く違うんですよ、次元が。これ向こうは国家を代表する副首相、知事は一介の知事ですよ、地方自治体の。どういう権限でこの一帯一路を沖縄に取り入れてほしいという提案をされるんですか。外交権が与えられているんですか、知事は。これ大変なミスメッセージを送っているんですよ、いろんなところに、特に台湾も含めて。どういう認識でされたんですか。知事ちょっと見解を言ってください。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、部長が答弁させていただいているとおり、沖縄は日本全体も含めて中国との今貿易やそれから日本の企業、商社が中国に多数進出をしているという状況がございます。ちなみに外務省が発表した報道によりますと、在留邦人数、多い順にアメリカが42万人、約32％、次いで中国が12万人、約9.2％の邦人が中国のほうで住んでいます。それから進出企業は、国別では中国が３万2349拠点、約43％、米国が8606拠点ということで、圧倒的に経済でも中国とのその流通を中心に行っております。

私が発言させていただいたときには、沖縄は観光とＩＴをリーディング産業にしたいということで、実は沖縄と深圳のＩＴ業界団体が経済連携のＭＯＵを締結するなど協力関係を深めておりますという観点から観光、ＩＴ、文化など含めてそれらの交流を深めていきたいという趣旨で発言をしたものであります。

○副議長（赤嶺　昇君）　山川典二君。

○山川　典二君　一帯一路構想は、中国の世界制覇計画と言われているんですよね。ペンタゴンも報告書で、一帯一路構想の推進は中国の軍事戦略とも連携しており、一帯一路による新植民地支配は、中国により世界各地の軍事支配の確立にもつながると。

軍事戦略と経済戦略との連携があるものですから、その辺は我が国の外交方針としても一帯一路については非常に今慎重なんですよ。そういう我が国の外交と反することを知事はやっているんですよ。いかがですか。その辺は。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　日本との出入り口としての沖縄の活用につきましては、今後しっかりと情報収集、分析を行いまして、具体的な検討を行う中で、具体的な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○山川　典二君　ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、副議長からお許しがありました。

沖縄・自民党会派の又吉です。

一般質問をさせていただきます。

まず１点目、基地行政について、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の解決策に向けた知事の取り組み状況とその実績について伺う。

よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県はこれまで、普天間飛行場の危険性除去について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、政府と協議を行い、オスプレイ12機程度の県外拠点配備など具体的な取り組みを求めてまいりました。その結果、政府においては、ＫＣ130空中給油機の岩国飛行場への移転や、県外における一時的な訓練の実施、普天間飛行場所属の全機種を対象とした離着陸回数調査を実施しております。しかしながら、十分とは言えない状況であるため、長期ローテーション配備等による速やかな運用停止を求めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　相変わらず何回聞いても同じ中身で他力本願の内容だけですね。せめてみずから頑張っていただきたいな。

次に移ります。

次、代表質問を行った中川議員の再質問の答弁で知事は、私の政治姿勢ですが、私は、この議会でも質問にお答えしたことがあります。保守・中道の立場であ

ります。日米安保も認めている立場であります。そして沖縄の基地はできるだけ速やかに整理縮小すべきであるという考えの立場でありますと述べておりますが、そのお言葉は真実ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今お話になったとおりです。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　では、知事の基地の整理縮小とは何がどうなることを意味するのか具体的に伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米軍基地の整理縮小は県政の重要な課題であると認識しております。そのためには、ＳＡＣＯ合意事項に基づくもの、そしてその後の統合計画に基づく返還計画、普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋め立ては私どもの県政とはちょっと違いますが、それ以外のものにつきましては統合計画、そしてＳＡＣＯ合意に従って返還を進めていく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　公室長、基地の整理縮小なのに何で普天間だけ例外なんですか。普天間飛行場の基地の面積が480ヘクタールから160ヘクタールに小さくなり、滑走路も3000メートルから1500メートルに小さくなる。これは立派な基地の整理縮小ではないんですか。皆さん、同じ日本人ですが、中身が違うんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

普天間飛行場の辺野古への埋め立てに伴う代替施設につきましては、そこの貴重な自然環境の保全でありますとかそういった形で、玉城県政は埋め立てに反対をして、普天間飛行場の代替施設につきましては県外・国外への移設を求めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、私は知事にお尋ねしたんですよ。沖縄の基地はできるだけ速やかに整理縮小すべきであるというお考えは真実ですかと。違うじゃないですか皆さん。普天間飛行場は大きくなるんですか、小さくなるんですか。おかしいですよ皆さん。だからこんないいかげんなことをするんじゃなくて、やはり知事、お言葉が真実であれば、真実どおり頑張ってくださいよ。宜野湾市民困っているんですよ、困っているんですよ。知事なんかまだ嘉数高台１回しか来たことないでしょう。滑走路の真下、上大謝名、新城地区行ってみてください。大変ですよ。もうこれ以上言ってもどうしようもないですから、皆さんの真実性、信用できないということがわかりましたが、最後にもう一度お伺いします。

県が取り組んでいる基地の整理縮小並びに危険性除去は、目に見える形で本当に具体的にないんですか。先ほど述べたとおり、この１年間もオウム返しでこの答弁以外何もないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど述べたとおり、ＳＡＣＯ合意に基づくもの、そして統合計画に基づく基地の返還は着実に進めていく必要があるというふうに考えております。その上でそれらが全て実現したとしても、米軍専用施設の約69％がまだ沖縄県にあり続ける状況にございます。このようなことから、米軍基地問題に関する万国津梁会議などの議論も踏まえまして、さらなる基地の整理縮小に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、考えるだけじゃなくて行動を起こしてください。いつまでも考えている考えているだけじゃ大変ですよ。

最後に、知事に(2)番目伺いますよ。

知事の後任である方は、普天間飛行場の解決に向け新しい提案で解決すると県民に約束したが、二人三脚でのこの取り組み状況と実績について伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の移設につきまして、屋良衆議院議員が選挙期間中に辺野古不要の普天間返還プラン策定の実現を訴えたものと承知しております。屋良衆議院議員はジャーナリストとして、主に米海兵隊の運用について取材研究してきた経緯から、辺野古移設に反対との公約を掲げ当選しており、今後も同議員や各政党とも連携して政府に対して辺野古移設断念を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事が、自分の後任であると言いながら何も２人でやってないんですね。確かに屋良候補は米軍基地については反対しております。しかし残念なことに中国の基地に関しては一切触れていないです。大賛成なのかなと私は思いますよ、後でまたその

部分お尋ねいたしますが。
　次に移ります。
　知事の尖閣諸島に関する問題発言について、中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言について、その真意についてお伺いいたします。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　５月31日の定例記者会見における玉城知事の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でありました。知事は冒頭、尖閣諸島が我が国の領土であることを述べておりますが、中国公船がパトロールしているので、故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する知事の認識とも異なるものであることから発言を撤回しております。尖閣諸島は我が国固有の領土であるというのが日本政府の公式見解であり、沖縄県としても同様に考えております。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　済みません、全く理解ができないんですが、知事にお伺いします。
　中国公船のパトロールとは尖閣諸島で何を行うのか、そのパトロールということを具体的に説明していただけませんか。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　中国公船がいわゆる尖閣諸島の接続水域そして領海に航行して接続水域を航行あるいは領海への侵入が繰り返されている状況がございます。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　侵入行為ですか。他国に来て領海侵犯しているのをパトロールと皆さん認めているということでよろしいわけですね。今の説明はそういうことですか。パトロールって何をしているのかと聞いているんですよ、私は。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　先ほども述べましたが、中国公船がパトロールをしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないという発言は６月17日の会見で撤回しております。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　撤回したは撤回でいいですよ。だからその意図するパトロールとは何をしているかというのを聞いているだけですよ。もう一度お答えください。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　会見における発言の趣旨は中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でございました。ただ、その発言が誤解を与える、また尖閣に関する知事の認識とも異なることから、発言を撤回したものでございます。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　全く意味がわかりませんけど、領海侵入しているのをパトロールと認めること自体、少し僕はこれ異常じゃないかなと思いますよ。
　そこで伺います。
　中国公船が排他的経済水域内で繰り返している2018年度と2019年６月までの違法と解される問題回数と状況について御説明お願いします。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　海上保安庁によりますと、中国公船による尖閣諸島接近状況について、領海侵入が平成30年度は22日延べ86隻、平成31年４月から令和元年６月20日までは９日延べ34隻、接続水域入域が平成30年度は179日延べ684隻、平成31年４月から令和元年６月20日までは74日延べ304隻とのことでございます。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ですから、2018年から2019年６月までトータルで接続水域内に来た中国公船そして領海侵入した公船、日数と船数でどのくらいになりますか皆さん。沖縄県民これ知らないですよ。どのくらいになるんですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　午前11時６分休憩
　午前11時７分再開
○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　平成29年の暦年でトータルが接続水域入域が171日、延べ数は696隻、そして領海侵入が29日で108隻。30年は先ほど述べましたが、接続水域が158日隻数が607隻、領海侵入が19日70隻でございます。

31年から令和元年にかけましては６月20日時点ですけれども、接続水域入域が日数で124日、そして隻数で488隻、領海侵入が18日で70隻となっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　玉城知事、沖縄の海はこのくらい危険なんですが、これを聞いて玉城知事、何も思いませんか。知事の御見解をお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　尖閣諸島をめぐるこの問題につきましては、県としても重要視しておりまして、去る６月22日に河野外務大臣が県庁にいらしたときにも対応について要請したところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事の対応を求める姿勢、残念なことに対応の姿勢全く見受けられませんね。

では、知事はいいですよ、聞いてもどうせ答えないから。

公室長にお尋ねいたします。

公船とは中国海軍軍隊のことであることを理解しておりますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　中国海警の船は中国海警局のほうに所属しております。この海警局が平成30年７月から中央軍事委員会による一元的な指揮を受けます、いわゆる武装海警総隊のほうに編入されたものというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　では知っているならば、具体的にどのような船が来ているか、最も危険だと思われるものを上位３つからおっしゃってください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今公表されています私どもが報告受けている日々のものは、具体的な船種まではちょっと報告はないんですけれども、海上保安庁が公表しています資料によりますと、中国公船が大型化しておりまして、例えば１万トン級の中国公船にはいわゆる機関砲を搭載したもの、あるいは37ミリ砲の可能性があるものを搭載した中国公船もあるというふうに発表がなされております。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事公室長、本当に沖縄県民のために頑張ってくださいよ。知事は一切答えないから、私は公室長とやりますよ。

いいですか、近年尖閣諸島付近を航行する艦艇にはルーヤンⅡ・Ⅲ級ミサイル駆逐艦ですよ。大陸弾道ミサイルも入っているんですよ。そして、空母。クズネツォフ補給空母、これも航行している。これが現状なんですよ、皆さん。単なる船が来ていると思ったら――機関銃、こんなかわいいグヮーいいですよ。ミサイルなんか余計満載して来ているんですよ。これ知らなかったんですか公室長。お尋ねします。知っていたのか知らなかったのか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

これは防衛省の資料でございますけれども、例えば2016年６月中国海軍フリゲート艦１隻が尖閣諸島周辺の接続水域に入域あるいは中国海軍の情報収集艦による活動も確認。そして、18年１月には中国海軍潜水艦が尖閣諸島周辺の接続水域で潜没航行したなどという形で報告がなされております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　もう一度、皆さん中身の分析はしたことはないと。ただ数字だけを足し算したことしかないというふうに理解してよろしいんですね。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　防衛省の防衛白書では、東シナ海での軍の活動として記載がございます。そこには尖閣周辺も含むとありますが、尖閣だけではないということの資料になっております。そこにおきましては、我が国周辺に近いところで中国海軍艦艇が近年恒常的に活動していると、先ほど2016年フリゲート艦、言いましたが、そのほかにもシャン級潜水艦、そしてフリゲート艦、ドンディアオ級情報収集艦１隻が往復航行、さらに空中警戒機の訓練なども確認しているというふうに防衛白書では記載されております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　フリゲート艦しか知らないみたいだけど、いいですか、公室長。あなたが頑張らないといけないですよ、沖縄県民のために。ミサイルを積んでいるのも結構来ているんですよ。大陸弾道ミサイルも満載だよ。いつでも発射できるんですよ。これが領海侵入なり接続水域に来ているということを皆さん分析しないと、大変ですよ。

次行きますよ。

次は、沖縄県の空に関する中国側の違法、領空侵犯と解せられる問題回数と状況について伺います。中身御説明ください。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

自衛隊統合幕僚監部によりますと、平成30年度の緊急発進回数が全国で999回、そのうち南西航空方面隊が596回となっているとのことです。方面隊ごとの国別内訳については公表されておりませんが、中国機に対する緊急発進回数は、全国で638回とのことです。なお、航空自衛隊によりますと1972年以降現在までに中国機による領空侵犯は平成24年12月と平成29年５月の合計２回確認されているとのことであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ積極的に公室長、調べていてくださいよ。平成29年４月から平成30年３月までの間に飛来し領空侵犯した日数は27日、52回侵入、99機が確認された。平成30年４月から12月の間、飛来し領空侵犯した日数は45日間で45回の侵入、63機が確認された。その中身、飛行機の中身御存じですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

防衛省が公表しています領空侵犯公表事例として資料は、入手というか、いただいているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、公室長、県民のためにもっと積極的に動いてくださいと言っているんですよ。消極的だからこの程度の資料しか集まらないんですよ。爆撃機、何機来ているか御存じですか、沖縄の空の上。考えたことありますか。海ではミサイルがいつでも発射できる駆逐艦が平然と我が物顔で歩いているんですよ。空には爆撃機が来ているというのは御存じですか。先ほど山川典二議員もおっしゃいましたよ。どういった爆撃機が来ているか、ロシア、中国、御説明してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　こちらも統合幕僚監部が公表している資料をいただいておりますが、沖縄周辺で確認されている中国機はＨ６爆撃機、Ｙ８電子戦機、ＴＵ154情報収集機、Ｙ９情報収集機などとなっております。

以上でございます。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　平成29年度から30年12月の間の領空侵犯、この防空識別圏に来た爆撃機、合計で162機飛来した中で、爆撃機だけで皆さん何と63機が来たんですよ。信じられますか、63機。Ｂ52より大きいですよ。すごい力持っているんですよ、皆さん。Ｂ52よりも。これが現状ですよ。知事、これも知らなかったんですかお伺いしますが、その程度はわかるかと思いますが、どうですか知事。これについてもわからなかったんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しますが、統合幕僚監部、航空自衛隊のほうから領空侵犯、スクランブルの資料は入手して、提供いただきまして、それにつきましては三役のほうに適宜報告しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、何回も言いますよ。もっと真剣に取り組んでくださいと、取り組んでくださいと。姿勢がないからこの程度の情報しか入ってこないんですよ。

じゃ、きのうわかったんですが、６月22日外務大臣河野太郎に手渡した要望書に一切防空識別圏についての現状が触れられていないのはなぜですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

防空識別圏につきましてですが、私どもは我が国の領土・領空であるというふうに認識しているところで

ございます。そういった形で要望の中には含まれていないとふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事、考えておりますじゃなくて、考えてください。もうさっき数字が出たんだから、大変な状況ですよと。だから今知事はお答えしますが、このように沖縄の尖閣諸島を含め領海・領空侵犯を当たり前みたいに繰り返す中国にはもう意思表示をする必要があると思うんですが、知事、中国の領事館なり国に対しても、日本政府に対してももっと強く申し出るべきじゃありませんか。どう思いますか知事。中国に対して一切何の行動も起こしませんけれども、どう思いますか知事。福建省まで行ってきたんでしょう。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来尖閣諸島をめぐる件についてるる御指摘をいただいておりますが、尖閣諸島をめぐる問題については、政府の取り組みとして漁業の安全確保など、外国公船に対しては国際法及び国内法に基づき海上保安庁において対処していただいております。また、領海・領空とその周辺海空域における安全確保とそのための周辺海域における警戒監視活動は、防衛省において行っていただいております。

沖縄県としては、これまでも尖閣諸島周辺の我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について繰り返し国に要請行動を重ねてまいりました。尖閣をめぐる問題を我々は最重要視しているということも先般６月22日のその要請の際にもしっかりと要請書に込めさせていただきました。

先ほどお話の中国へのある種の提言の件ですが、中国とは長い交流の歴史を持っております。ですから、尖閣諸島が我が国の固有の領土であるという認識をしっかり持ちつつもこれまで築いてきた友好関係を生かして文化、経済、交流などさまざまなチャンネルをつくり、対話を求めながら、沖縄ならではの交流と安全を確保していきたいというふうに努めたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから対話を求めながら交流をする。そして、沖縄の現状も言ってくださいよ、沖縄の現状も。中国にこれおかしいんじゃないのと。人の領海・領空に平気でミサイルが発射できる船が来る、公船が来る、爆撃機が飛ぶ。あなた方信じられないよとはっきり言ってください。こんなの飛ばすなと、知事これが立派な対話じゃないですか、違いますか。これを抜きにして対話をするんですか、知事どちらですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど申し上げましたとおり、海上保安庁、そして防衛省においておのおのの所掌するその範囲でしっかり沖縄の安全を守っていただきたいということはるる要請をしてきているということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事、海上保安庁、自衛隊だけに頼るんじゃなくて、みずからも行動を起こしてください。あなたは140万の県民を守る、命を守る責務があるんですよ。人の命を守るのを他人事と思っておられますよ、他人事だと。違うんですよ、あなたは知事としてやるべきことがあるんですよ。全国キャラバンなんかやっている暇なんかないですよ。

次に、我々沖縄県民の生命、安全、平和を脅かす中国の、県民の知る由もない軍事力の整備とその実態について伺います。

東シナ海に位置する沖縄本島から尖閣諸島、台湾を含む南シナ海にまで及ぶ第１列島線と言われているシーレーン地域の中国が巨大に強化する軍事基地の状況について伺う。

まず知事は現在の南シナ海地域の状況をどのように理解し、把握しておられるかお伺いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

平成30年版防衛白書によりますと、中国は東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ諸国）などと領有権争いのある南沙諸島や西沙諸島などを含む南シナ海において活動を活発化させているとしております。具体的には南沙諸島にある７つの地形において、急速かつ大規模な埋立活動を強行し、軍事施設などの整備を推進し、同地形の軍事拠点化を進展させるとともに、西沙諸島においても爆撃機の離発着訓練の実施が指摘されるなど軍事拠点化を推進させているとしております。

以上でございます。

○又吉　清義君　休憩してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　知事、資料がいったとおりこれが南シナ海南沙諸島です。本当にどのくらい軍事基地を強化しているか皆さん、このままほっといていいのかと

いうことです。見てください。3000メートル級の滑走路です。沖縄の辺野古の海でも断然かなわない、とってもきれいな海です。中国が埋めてもう一つの基地をつくりました、これ一つ。これは先ほどの基地ですけど、より詳しくいかにミサイルシェルター基地、滑走路を詳しく、レーダー基地ですね。そしてこれは、さらにまた3000メートル級滑走路がある基地です、２カ所目です。これもミサイルシェルター、全部あります。次は、とってもきれいな海です。これも2400メートルの滑走路既に完成いたしました。今のは全て空軍の爆撃機であり、戦闘機であり、これの軍事基地です。

次は、中国公船が来る港です。見てください。レーダー基地から埠頭にはクレーンつき港、これも完成いたしました。これ１つ目、そしてこれ２つ目、これも同じです。軍事基地です。次３つ目、同じ中国公船が出入り可能なこれも大きなレーダー基地であり、ヘリパッドであり、クレーンつきの埠頭がある基地です。そしてこれも見てください。４つ目です、このような基地ができております。そして最後に最も大きな基地です。どのぐらい大きいかは今から辺野古と比較検討します。これも3000メートル級の滑走路です。ミサイル基地から港から砲台からミサイルシェルター、レーダー基地、全てが入っております。このような基地、これトータルでどのぐらいの面積になるか御存じでしょうか。（資料を掲示）

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、防衛白書は手元にあるんですけれども、ちょっとそこの該当、トータルの面積等の表示が確認できない状況です。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、私は先ほどから言っております。公室長、県民の命と平和を守るためにみずから動いてください。動かないからこういうのがわからないんですよ。私でさえもわかるのに、あなたは県を代表して危機管理のそういった立場にいる方ですよ。あなたがわからんで、誰がわかるんですか。県民誰もわからないですよ。もちろんマスコミは知っていますよこれ。いいですか、辺野古が1.6平方キロメートルです、これはそれの約10倍です、トータルで、全部で。これが10倍じゃないですけれども、７つの基地で辺野古の10倍以上の基地があると覚えていてください。それからすると皆さん、辺野古なんかかわいいグヮーよ、かわいいグヮーよ、はっきり言って。

そこで大事な点が１つあります。知事が全国キャラバンで行っている基地問題、そのメンバーの皆さんこういったことを知っていると思いますか、知らないと思いますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　全てのメンバーの発言、活動履歴を把握しているわけではございませんが、軍事的な知見の深い方もいらっしゃったものというふうに考えております。

以上でございます。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　マイク・モチヅキ先生から衆議院議員の屋良朝博さんまで、皆さんこのＮＤの評議員ですよ。ＮＤは29年度の実績報告で、アジアについて軍事基地の調査勉強会はしてないと言うんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、議員御指摘のマイク・モチヅキ先生――万国津梁会議のメンバーではございます。キャラバンのほうにはたしか参加はしてないというところで、万国津梁会議のメンバーとしては軍事面も含めまして専門的な知見をお持ちの方を選任しているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　池田公室長、しっかりしてくださいよ、平成29年度事業報告で、皆様方が全国キャラバンで委託をした業者の調査研究論文報告書の作成発表で、東アジア安全保障プロジェクト東アジア地域の安全保障について軍事の視点から調査研究を行ったと。行ったんですよ、予算もしっかりいただいて。こんなこと一度でも万国津梁会議で議論されたことありますか。私はないと思いますが、お答えください。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　米軍基地に関する万国津梁会議では幅広い観点からいろいろな委員の皆さんの知見、意見を賜るということにしております。

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、いろんな方から米軍基地であり、なぜ今こういう大事なシーレーンの地域まで

議論しないんですかということを私は聞いているんですよ。これが人間の筋でしょう。何で皆さん、米軍基地に固執するの。米軍基地以上にもう恐ろしいことが進んでいるんですよ、恐ろしいことが。領海・領空、爆撃機は飛ぶ、ミサイルを飛ばす駆逐艦は来る、これが現状ですから聞いているんですよ私は。

ですから最後に言いますけれども、知事、よくお聞きくださいよ。NDの皆様は、中国が進める南シナ海においての巨大活動、強固な軍事建設には一切触れずに辺野古問題だけを取り上げるようでは……

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉議員、時間です。

○又吉　清義君　アジアの平和、国民の命と安全が確保できることはあり得ない。知事の全国キャラバンはアジア情勢を語り切れないようでは、中身そのものは何の価値もないと。また、県民・国民だましのパフォーマンスにしか私はこの全国キャラバンは当たらないと思いますよ。こういうのも一緒に同時に語ってください。アメリカだけじゃない……

○副議長（赤嶺　昇君）　又吉議員、時間です。

○又吉　清義君　中国のこれも語る、領海・領空侵犯もしっかり語る。そうしたら初めて本当に基地の平和が語れますよ、皆さん。知事が中国が大好きだということはよくわかりますよ。よくわかる前に、沖縄県民全員の命、安全を守るためにしっかり頑張ってくださいということをあえてお願いしておきます。

ありがとうございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　一般質問をさせていただきたいと思いますが、できれば建設的な実りある質疑になればと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回、県議会で尖閣からの知事の一帯一路、中国での要請に絡む議論が大変なされております。私も宮古島であります。宮古島と沖縄本島の間は公海になっておりまして、外国船の往来や飛行機などの空路になっております。そういう意味で尖閣を含む我が沖縄県のこの尖閣で漁を営むウミンチュが大変苦労しているにもかかわらず、この先島、ウミンチュの尖閣の問題が基地問題でかぶせられて、ほとんど議論されていなかったということにおいて、今回この尖閣の問題が沖縄県にとっていかに大きな問題であるかということが議論されている。このことは私にとっては、大変うれしく思っているんですよ。

それで、細かいことを私は言うつもりはありませんが危機管理、かかる尖閣が極めて危機的な状況にある。台湾、海峡を含むいろんな問題、先ほどからいろいろとありました南シナ海の問題等考えるときに、私たちの沖縄が今後経済を振興していく、あるいは安全保障の中でどうあるべきかという極めて難しい状況の中で、私は今回の知事の中国での発言、この海上、中国のパトロールの問題、これは極めて国あるいは沖縄に大きな影響を及ぼす発言だったと思うんですよ。その辺を少し丁寧にほぐしておかなければならない。

そういう思いで質問をさせていただきますが、まず胡春華副首相に「一帯一路の中で日本の出入り口として沖縄を活用してほしい」と要請をしたんだけれども、この沖縄21世紀ビジョンも含め知事の考える沖縄の自立経済という中で、この大きな要請をしたわけですから、知事のお考え、それを具体的にお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　一帯一路に関して、県では――繰り返して答弁しておりますけれども――日本政府の基本的なスタンスを踏まえまして、日本政府が協力する場合に本県の貿易の振興を前提に、新たな制度等を試験的に検討する場として沖縄の活用を提案したいというのが、これが県としての基本的な考え方でございます。こうした新たな取り組みによって本県の経済振興のみならず、日本政府が骨太の方針等で示しております沖縄に期待する日本経済再生の牽引役というものを担ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　僕は、副首相に要請するわけだから、ある意味で事務方の中で沖縄21世紀ビジョンのアジアのダイナミズムの取り入れというものがあって、それの一環として要請したと思っているんですよ。今の答弁じゃなくてもう少し、副知事でもいいんですよ。どういう可能性があるかという話でも少し聞かせてくださいよ。副知事、経済に強い副知事からどうぞ。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　期待できる効果という部分での趣旨だというふうに理解しています。お答えいたします。

先ほど知事のほうからも答弁したように、2018年の日本の貿易相手国のシェア、これ輸出輸入総額ですけれども、外務省の貿易統計から引用しております。中国は21.4％、一国としては米国の14.9％を上回って最大であること。さらに、アジア地域が全体の51.1％と、これは過半を占めているとそういう状況にございます。こうしたことから、県では現段階ではまだ具体的な検討は行っておりませんが、日本の出入

り口として沖縄を活用することになった場合、県の貿易振興の加速化にもつながる可能性があるというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こんな話を今聞いているわけでは全くないんですよ。要するに沖縄が中国との交易の中で今言っている沖縄21世紀ビジョンを含めて、どう具体的な取り組みをしているかという話を聞いているわけで、そんな話はちょっと。要するに検討さえもしていなかったことを知事があるイメージで思いつきで、沖縄を何とか使ってくださいよというようなことにしかなっていない、もう少し中身を。この発言は日本と中国、いろんな世界中の一帯一路の中で、日本政府でさえもある条件を持って取り組んでいる中で、やすやすと沖縄を日本の出入り口として使えと。どういう何のメリットがあるの、何の実利があるの。そういう具体的なことも持たずに、こういう大きな場で交渉事をする。これ、知事今後、私はそういう思いつきというものは、知事の発言は県益もしくは日本の外交までも及ぶような影響を持っている。

こういうことにおいては、今回は知事の思いつきだったということで理解をしておきたいと思うんですが、もう一つは、中国の沖縄活用ということのリスク。特に沖縄県知事だから、台湾と中国との緊張感、南シナ海での問題、それから中国が一帯一路として海のシルクロードでやっている債務のかわりに港を土地を押さえていくというような、こういう世界的な危機感、そういうものを理解した上でこの話がなければならない。リスクについてどう考えているのか、答弁ください。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　一帯一路構想につきましては、アジアやアフリカで、港湾や鉄道の開発・整備に関し、対象国の返済能力を超えるような巨額な貸し付けで財政の健全性が失われるなど、国際的に懸念されるケースも発生しております。

県としましては、情報の収集と分析をしっかり行い、日本政府が協力する場合には、出入り口としての具体的な取り組み案を検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　沖縄県知事が今置かれている立場、そういう沖縄県知事だから今の安全保障環境の中で、尖閣を含む安全保障環境の中でお金のためだったら領土・領海を売り飛ばすのかというような話までこれ含んでいる。知事としてはもう少し緊張感のある発言をしなければならないと僕は思っている。

次に移りますけれども、ちょっと順番を変えますが、中国公船のパトロールを故意に刺激するなとの知事発言は、宮古・八重山諸島に住む者を軽視しており、断じて許せない。私は暴言だという言葉を使うのにちゅうちょしたんですよ。しかしながら、やっぱり暴言だったと言わざるを得ない。

まず、第一印象としてやはり先島を切り捨てたのかという思いが１つ。もう尖閣はとられたなという思いが１つ。もうそれを実感しました。

まず１つに、中国公船のパトロールを故意に刺激するなと――前後は弁解で立派ですよ――この故意にパトロールとはどういう意味か、説明ください。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

５月31日の定例記者会見における玉城知事の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でございました。地元紙の報道によると、海上保安庁の巡視船から中国公船を挑発しないでくださいというような呼びかけもなされていたとのことであります。知事は冒頭、尖閣諸島が我が国固有の領土であることを述べておりますが、中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する知事の認識とも異なるものであることから、発言を撤回しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この問題は、この発言は撤回しますで簡単に片づく問題じゃないですよ。

先ほどの答弁の中でもいろいろとやりとりを聞いていたんですけれども、パトロールというのは管理権のある財産等に関する巡視・巡回を言うんですよ。知事は尖閣の領土を中国が、公船がパトロールしているという認識は、尖閣の領海は中国の管理権の中にある。したがって中国の公船が巡回している、こういうふうに理解できるんですよ。このパトロールという言葉をもって刺激するなというような知事の発言ですよ、知事の発言。これは取り消しだけじゃなくして、中国からすると中国の戦略からすると、シタイヒャー。尖閣の行政の長たる玉城がそう言ったのかと。これは、全く今回の発言は今後の政治的な問題として大きく波及すると思うんですよ。この問題だけは撤回だけじゃなくして、明確にこの議会の場でしっかりと取り消して

わびのひとつも、僕は地元についてはわびてもらいたいと思っているんですよ。そういう明確なメッセージを送らないと。ごめんなさい撤回します、日本の安全保障の考え方を支持します、領土・領海問題は存在しません。そういう問題ではないから、このパトロールという問題に関する発言は明確に訂正して取り消してください。わび入れてくださいよ。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はかねてから、尖閣諸島は我が国の領土、周辺は我が国の領海であるということを発言しております。きのうの各議員の質問にも、明確にその態度は明らかにしております。その上で、５月31日の定例記者会見で質問のあった、かかる言葉で中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないという私の発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないという、議員がおっしゃるような誤解を与えかねないものであり、尖閣諸島に関する私の認識とも全く異なるものであることから、このパトロールという言葉を撤回させていただいた次第です。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちなみに、私は、もう吐いた言葉は――こぼれたミルクはもとに戻らないんですよ。

なぜ知事はそこまで誤解を受けるのかというと、米軍の基地問題。ここでの米政府との対立状態、それから日本政府との極めて厳しい溝、日米安全保障というのを口では認めると言いながら、過激なその辺野古でのつくらせない裁判闘争等々含めて、日本政府に対する不信等々含めると、知事の発言というのは政治スタンスが中国に寄っていると見ざるを得ないんですよ。そういう理解はどうなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は政府に対立を持ち込んでいるのではなく、対話を持ちかけているんです。ですから、対話の時間、対話の場面をつくってくださいということを切にお願いを重ねてきている次第です。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　口先で対話対話と言いながら、対話というものは共有の課題を認識しながら立場を認識しながらやっていく、二重三重のいろんな交渉事があって初めて対話というのは成り立つんですよ。それを日本政府がテーブルにつかないとかって、もうそういうレベルじゃないんだよ。

もう１点だけ確認をする。これは知事公室が答えてもいいよ。

知事の中国でのあの発言以来、そして今の中国公船のパトロールの問題以来、私は尖閣に堂々と中国の公船が来る回数がふえたと思っている。これまでかつてない――俺、67日までしか覚えていないんだけれども、途中ちょっと抜けているんだけれども、あの４月後半からの公船の尖閣での入り方、連続最長を記録している。影響がないと言えますか。分析結果を説明しなさい。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

まだ６月が終わっていませんので、ちょっと全体の数字はきちっと６月終わった時点で分析しますが、例えば１月の接続水域の入域が19日、２月が16日、３月が15日、４月が24日、そして５月は31日、そして６月は19日という形になっております。この辺につきましては、きちっと今後分析をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○座喜味　一幸君　ちょっと休憩してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　それで米軍基地問題とは別にしてお伺いしますけれども、尖閣における安全保障ということで、地元はこの米軍が沖縄にいないと尖閣とられちゃうよという認識なんですよ。尖閣については、日本の安全保障の抑止力は明確に機能していると私は思っているんだけれども、知事の認識はいかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

尖閣諸島に関して日米両政府は、日米安全保障条約第５条が適用されることについて、日米首脳会談や日米安全保障協議委員会（２プラス２）において、繰り返し確認をしております。ことし４月19日にワシントンＤＣで開かれました２プラス２におきましても、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されること及び両国は同諸島に対する日本の姿勢を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認したと発表されております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　日米安全保障は機能しているというふうな理解をしますけれども、その中で今、先島では自衛隊の配備が問題になっている。沖縄県の知事が安全保障のもとで、日本が日本の責務を果たしていくという自衛隊の配備というものを明確に示すこと。それを示すことで日本の安全保障というものが成り立つんですよ。県の考え方は、自衛隊配備に対してもう後退が始まっている。地元の了解をとって強行に進めるなという答弁に変わっているんだけれども、ここに至って県はなおかつ自衛隊配備、自衛隊をもって海上保安庁をもって警察力をもって、尖閣諸島というものを我が領土として領海として守っていくという決意があるのか、自衛隊配備に関する考えを明確に示してほしい。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

自衛隊のいわゆる島嶼配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、そして住民生活の影響をめぐりましてさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○座喜味　一幸君　政治家・知事に僕は聞きたい。お願いしますよ。大事な話よ、知事答えてくださいよ。尖閣問題も含まれて……

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ただいま公室長が述べたとおり、県の見解としてそのように考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　基地問題では、結局平和の理念のもとで沖縄で基地問題というのは、大変もう長い時間議論されているんだけれども、もう少しトータルとしての客観的な沖縄の安全保障、日本の安全保障の中での沖縄の問題というのをもう少し考えてもらいたいなと思います。

次に移りますけれども、ポスト振興計画について、特別措置・高率補助の考え方についてもあわせてちょっとお願いしますが、補助率が本土並みになった場合の市町村に及ぼす影響について、それをちょっと(1)、(2)あわせて議論させてください。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　お答えします。

これまでの沖縄振興諸施策の実施により沖縄の社会経済情勢は好調を維持しておりますが、その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではありません。自立型経済の構築は、なお道半ばにあると考えております。また、沖縄の特殊事情から派生する固有の課題の解決も図る必要があると考えております。高率補助制度を初めとする沖縄振興特別措置法に基づく各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生ずる政策課題に対応するために措置されるものであることから、これらが解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。

それから、高率補助の件ですが、仮に高率補助が本土並みになった場合に同程度の事業量を確保するためには、減額となる国庫補助金分を一般財源と地方債、これの発行によって賄うことになります。一般財源の負担が大きくなることにより、地域振興に向けた柔軟な施策展開に影響を及ぼし、また、将来的には公債費が増加するなど市町村にとっても財政的負担が大きくなるものと考えます。特に、離島・過疎町村の場合、財政力指数が0.1あるいは0.2程度の団体が多数ございますので、特に影響が大きいものと考えます。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　法改正に当たる税制の県民１人への還元額、その延長の必要性についても教えてください。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄振興税制の適用実績は国税ベースの場合、直近の平成29年度は255億円、平成24年度からの累計額は1414億円となっております。令和２年度税制改正要望の対象となる沖縄振興税制、これ13種類の沖縄振興税制のうち、平成29年度の国税軽減額は、255億円、そのうち今回、期限を迎える対象税制が206億円ということで８割を占める状況にあります。本県のリーディング産業である観光・リゾート産業を支える制度として、または県民生活や経済活動に必要な電気、ガソリン等のエネルギーを安定的かつ適正に供給する制度として重要な役割を果たしていると考えていることから、引き続き延長を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　額まではちょっと出してもらいたくなかったんだけれども、要するに私はなぜあえて出したかというと、あと３年後に迫る振興計画の見直し、この中で今沖縄県が極めて国と対立状態になって

いること、それから税制や今の特例措置等に対して高率補助も含めて、当然延長するんじゃないかという甘えがあること。この甘えと国との対立、それが今チャンスを迎えた沖縄の伸び盛りの経済というものに大きく影響がないようにしっかりとした取り組みをしなければならない。今の県の現状を見て私は大変不安に思っていて、明確な効果と分析を持ってこの新たな振興計画に取り組んでいただきたいという思いで、問題提起をさせてもらいましたけれども、富川副知事どう思いますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　議員御指摘のとおりだというふうに、ほぼ同感であります。沖縄はまだ道半ばであると、特殊事情もありまして、そういう面での高率補助も含めた制度は県としては基本的に継続して要求していきたいと思っております。

ただ反面、従前の振興計画では認められないというのが政府の見解でありますので、沖縄がうまく潜在可能性を持つものを顕在化させる次元の高い技術とか、ノウハウとかそういうものも組み込みながら、これからボトムアップ等引き上げるものとの融合によって展開することで今検討しているところでございます。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　今の沖縄、直接ガソリンが７円も減免されている。そして、1.5円保留されたのを離島の輸送費にも充てるというように、私たちの生活というものは大変お世話になっていて、他府県からは税金の不公平を指摘される部分もある。そういうものの効果に対して沖縄県民が理解していない、まだ。ましてや今県の幹部にしても高率補助を否定したり、いろんな先生方ですよ。今県と言ったのはミステークなんだけれども、そういう傾向があって、厳密に今お世話になっていることに対する感謝と今後のお願い、改善すべきこと、そういうものを明確に発信していっていただきたいなという思いがありますので、その辺はお願いします。

ちょっと休憩いいですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時３分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　農林水産業について。

沖縄県産の供給量、自給率向上に向けた取り組みについてお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

本県の農林水産物の県内消費量や移入量につきましては、県内の農林水産物の流通形態が多岐にわたることから把握することが困難でありますが、平成30年度の県中央卸売市場の取り扱い実績を例にいたしますと、青果物の取り扱い数量のうち、県内産は１万9771トン、率にしますと41.4％であります。また、県外産は２万7992トン、率にしますと58.6％となっております。直近の平成28年度になりますが、自給率につきましては県内33％で、前年に比べますと８％の増加ということでございます。

県としましては、引き続き自給率の向上に向けまして、担い手の育成や新規就農者の育成・確保、それから自然災害や気象変動に対応した災害に強い栽培施設の整備、それから農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備の促進などに努めまして、生産供給体制の強化に取り組んでまいります。

○座喜味　一幸君　ちょっと確認。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時５分休憩

午後０時５分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　カロリーベースです。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　それで沖縄の野菜の輸出というのは、大体４月から５月までが勝負なんですね。沖縄県というのは、そういう特殊な事情がある。不足分は入れてもいいんだけれども、このピークの４月から５月までの生産量というのが、離島含めてだぶつく月がある。それで農協さん方が含めると、市場での価格が引き合わなくなるので４月からもう出荷をとめる。生産できるけれどもとまってしまうというような状況がある。それを保存・保冷庫あるいは離島と本島との流通を切り回すコスト低減の話、需給調整の倉庫をつくる。そういう方向性で、保冷庫を含めてその地産地消というような名目と自給率を高めるという意味での抜本的な取り組みをしていただきたいんですけれども、いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、冷蔵施設等、供給調整と自給率の向上についてでありますけれども、現在、県内では民間の冷凍施設を活用しまして、シークヮーサー果汁等の加工用原料を備蓄することで、計画的な加工品の製造、それか

ら出荷の調整等を行っている事例があります。

先ほど議員がおっしゃいましたように、農作物については集中して収穫があるという特性もありますので、こういったシークヮーサーのように貯蔵して、生産の面積だとか生産拡大を縮めないと、維持するという効果が出てくるのかなと思っております。また水産業においても安定供給を目的としまして、冷蔵施設を活用した水産物の一元集荷実証試験等を県は行っております。こうした取り組みも出荷団体等とも連携を図りながら、県内市場への供給体制に取り組んで、地産地消も含めて振興していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　観光客もふえて、沖縄の食材を食べたい、沖縄の料理を食べたいというようなニーズというのはやっぱり地元志向がありますので、根菜類、果菜類、そういう保存のきく作物があるので、せめてもの取捨選択して戦略的にその辺の取り組みをお願いしたいなと思います。

最後に、離島振興の中で、航空運賃あるいは物流コストの低減、農林水産物の不利性解消というものが大変効果を生んでいるんだけれども、ぜひともにこれを法制化していただきたい。沖縄新振興計画の中を含めて、法制化していただきたい。これは地元市町村からの強い要望もありますので、それに対する取り組みをお聞かせください。決意もお願いします、知事の。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県では一括交付金を活用した離島住民の交通コスト負担軽減、離島航路の船舶建造、購入に対する助成に加えまして、離島航路の運営に係る助成、それから沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送費補助等を実施しているところです。これらの取り組みにより、航路等の維持確保や離島住民の移動利便性の向上、石油製品の価格低減と安定供給などが図られたものと考えております。

県としましては、これらの取り組みを今後も安定的かつ継続的に実施する方策について、あらゆる角度から検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○座喜味　一幸君　知事、決意をお願いしますよ。これ大事なことですよ。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県としましても、今後離島の農家の方々が不利性を受けることがないよう農林水産物の生産拡大による自給率の向上とあわせて、沖縄21世紀ビジョンの基本計画に基づき、おきなわブランドの確立、振興にしっかり努めてまいります。

○座喜味　一幸君　ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時11分休憩

午後１時31分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時31分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　副議長の許可がおりましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず１点目の基地問題についてでございますが、(1)の４月26日防衛局から申請されているサンゴの採捕許可申請についてであります。

ちょっとまず確認しておきたいと思います。

昨日の末松議員の質問に対して、部長の答弁で農林水産部が判断をしないとできないというふうな答弁がございました。事実ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

昨日の答弁では、具体的な内容について私のほうでという言葉を使ったんですが、いわゆるコメントを差し控えたいという趣旨であって、先ほど言った、私で判断ができないとかそういう答弁ではないということで理解をしていただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ちょっと理解に苦しみますね。

昨日の、私のほうでは判断はできないということのほうがわかりやすいですよ。コメントを差し控えるというのはどういうことですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　昨日、私の記憶の範囲になるかと思いますけれども、末松議員からは許可ですか不許可ですかという趣旨の御発言だったと思いますので、それに対して個別的・具体的な内容については私のほうからはコメントを差し控えますということでの答弁であったと私は認識をしておりまして、それがいわゆるそういう趣旨で受け取られたかもしれませんが、そういう趣旨ではないということで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　少し勘ぐられるというか、そのわからなくもないというか、私のほうで判断できないというのが理解できなくもないというのが、これはやはり

依命通達というものが出ていると。

その依命通達というものの中身はちょっと総務部長、何ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時35分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時35分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。

依命通達の内容でございますけれども、知事決裁を行う部分というところで、読み上げさせていただきます。

許認可等辺野古新基地建設問題に関連する事務を所掌する部は、当該事務の処理については辺野古新基地建設問題対策課が策定する対応方針に基づき行うものとする。この場合、当該事務の処理に関する決裁は当分の間沖縄県事務決裁規程第４条第１項に基づき、専決者の決裁権を留保し、辺野古新基地建設問題対策課長、基地防災統括監、知事公室長及び知事公室担当副知事の決定を経た上で、知事の決裁を受けるものとするというふうな依命通達でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今の内容ですと、サンゴの採捕許可申請が出ています。所管する部局はどこですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　農林水産部でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　農林水産部が所管をします。決裁権は奪われています。農林水産部はそれを受け付けて何をするんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　今回は小型サンゴ類の特別採捕許可申請でございますが、これにつきましては、法令に沿って処理をしていくということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　法令に沿って処理をする。処理できるんですか、できないでしょう。どういうことですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　我々はこの申請がありましたら、事務として確認をし、この依命通達についてはいわゆる決裁の事務手続の中でそういう依命通知の通達に沿って事務を進めていくということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　だんだん意味がわからない。受け付けをして何を事務処理するんですか。皆さん、申請受け付けて何をやるんですか。

皆さん、判断できないんでしょう。決裁権は知事公室にあるんですよ。何をやるんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　依命通達ではそのようになっております。ですので、我々は我々が起案をしていくわけですけれども、そういう最終起案をする前にはいろんな申請の内容について、いろんな確認を経た上でやるわけですので、そういう事務を我々は法令に沿って対応しているということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これまで過去にもサンゴ採捕許可で前の部長とも議論したんですが、全く平行線で同じ答弁で申しわけありませんがという答弁でした。

その中で常に言っていることは関係法令にのっとって適正に審査をしますというふうな発言でした。しかし、審査をすると言っても皆さんに決裁権がないんだから、何を審査をして適正にということが言えるんですか。これ適正、公平・公正では全くないですよ。皆さんは何を審査をして判断は知事公室、知事がやる。皆さんが上げてきて適正ですよと言っても、いやいや辺野古問題だからだめですということがあり得るんですよ。

こんな行政ってあるんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　防衛局から本年４月26日に申請がありました小型サンゴ類、３万8760群体の特別採捕許可申請につきましては、法令に基づいて対応してまいります。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　同じ質問をこれは知事が発した依命通達ですから、知事にお伺いしたいと思うんですが、今のような行政運営で本当にこれ正常な行政運営、審査の仕方だと思いますか。知事、どうなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　決裁の過程の話でございます。本来的にはこの権限というのは実質知事が持っているのを、専決権をいわゆる補助機関におろすということで部課長におろしているところでございます。

そういう中で、あわせてこの辺野古に関連しまして、さまざまな事務の遂行において関連する部局があれば当然合議をしていくというふうなことで、この間事務処理をしているところでございます。

その一連の流れの中から今回は依命通達でさらに知事決裁をするというふうな事務処理の過程を依命通達でお知らせしたということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長が言うようなことであれば、あえて依命通達をする必要はないですね。これは全くおかしな基準、辺野古に対する二重基準。こんな行政、公正・公平のない行政があっていいものなのか、かなり疑問ですね。

それでは、質問を進めていきます。

申請受理、26日に申請が出ているんですが、受理、受け付けされたのは何日で、その標準処理期間はいつまでになりますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

受理は今年４月26日、標準処理期間は45日でございます。

○具志堅　透君　いつまでかと聞いているんです。45日はわかっていますよ。土日、祭日の問題、皆さんあったから、はっきり日数がわからないんだよ。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　７月８日でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　処理期間の７月８日までに本件処理が行われるということでよいわけですよね。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　当該申請につきましては、法令に基づいて標準処理期間の考え方も踏まえつつ対応していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　はっきりさせてください。７月８日という処理期間があるわけですから、その期間内にやるということでいいんですよね。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　繰り返しになりますけれども、法令に基づいて標準処理期間の考え方も踏まえながら対応していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ということは、処理期間を超えるということもあり得るということですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

標準処理期間とは申請が到達してから処理するまでに通常要すべき標準的な期間とされております。

県としましては、標準処理期間の考え方を踏まえつつ法令に基づいて対応していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ですから、標準な期間45日間、その期間が７月８日、法令にのっとってやるということであれば、その期間内にやるのが普通でしょう。どうなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　繰り返しになりますけれども、当該申請につきましては、標準処理期間の考え方も踏まえながら、法令に基づいて対応してまいります。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　副議長、ちょっと申し入れしておきたいんですが、この間から、同じ答弁で申しわけありませんがということがどんどん続いてきます。これは、私は議員は角度を変えながら質問をしている。同じ質問をずっと行ったり来たり繰り返しているから……

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時45分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○具志堅　透君　副議長、済みません。

これまで２度にわたり違法工事であることを理由に不許可にしてまいりました。今回の国土交通大臣による裁決の結果、県の撤回は違法とされ、工事の適法性が認められております。部長聞いていますか。それで工事も進められております。その上で今回のサンゴの特別採捕については許可をするんですよね。明確な方針の答弁を求めたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

小型サンゴ類の特別採捕許可申請につきましては、現在対応中でございますので、内容に関することにつきましてはコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そういうことで逃げないでください

よ。これまでの許可申請に関しては違法工事という判断のもとで許可を不許可にしてあるんですよ。しかし、この違法であるということが覆されているんです。今現在。適法であるんです。国の辺野古工事が。その中で特別採捕許可申請を提出されております。処理期間内に皆さんやるかもわからん。それでも法令にのっとってという。そういったもろもろの状況を鑑みたときに今回の特別採捕許可申請は許可とするものが妥当であると私は考えております。そのことに対してどうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

小型サンゴ類の特別採捕許可申請につきましては、現在対応中でございますので、内容に関することにつきましては、コメントを差し控えさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　同じ答えしか返ってきませんので、次に進みます。

イの本部港塩川地区における妨害行為についてであります。

まず、我が党の代表質問の答弁で部長、石材を運ぶトラックが頻繁に通っているため事業者に安全対策を行うよう申し入れていると答弁をしております。

間違いないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　そのとおりでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　現在の塩川の現状、状況について部長、県は把握していますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　本部港旧塩川地区については直接――岸壁については本部町に管理の権限を移譲しておりますけれども――港湾管理者として北部土木事務所職員を派遣して、現状を確認するように努めております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その確認した上で、現在の状況はどういう状況ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　改めて御説明したいと思いますが、本部港旧塩川地区は古くから石材等の積み出し港として産業港湾の役割を担っており、港内では200機械が稼働し、ダンプトラックも頻繁に往来しております。このような中、近年は那覇空港滑走路増設事業等に伴い、港湾の使用が増加し、さらなる安全確保が必要となっていることから、事業者に対しまして、安全対策を求めているところであります。また、その他の利用者につきましても港湾内での安全確保を第一に行動することが重要であるというふうに考えております。

○具志堅　透君　ちょっと済みません、最後のほう。休憩でもいいですよ。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時50分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　今、県管理の港湾でございます。公の港です。そこでの現状は港湾の使用許可を得ていないもの、使用許可を得ていないものが貨物の積みおろし――部長がおっしゃっているとおりですね――を行うダンプトラックの前面に飛び出したり、立ち塞がったりそういう行為が行われているんです。相手は正式に港湾使用許可を正当に得た事業者の作業です。それを妨害している、妨害行為。これは抗議ではないですよ。妨害行動が行われている。このような状況をどう考えますか。それでも事業者に安全対策をしっかりせいと言うんですか。ただでさえ危険な場所、トラックが頻繁に行き交う。そういう状況の中で作業を行っている。そこでこういった飛び出しだとか、立ち塞がりがあるんですよ。大変な危険、ただでさえ危険な場所ですよ。それを管理しているのは沖縄県です。どう考えますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　港湾内は公の施設として供用を開始しておりますので、どなたでも港湾内に立ち入ることが一応可能な施設でございます。

議員おっしゃるように、非常に危険な状態があるのではないかということで、我々としても認識しているところでございます。ですので、その他の利用者に対しても港湾内で安全第一に行動するようにお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　県管理の港湾ですよ、公の港湾。そこで正式に手続を踏んで使用許可を出してもらって作業をしている。そこに許可も得ないで入ってくる。一般の方々が抗議と称して妨害行為を行う。大変危険な状況であるということは部長も今認識をしたとおりであります。そのような状況の中で、管理者がとるべき

ことは何ですか、管理者が。
　一般の公共事業でこんな状況あったらどうするの。あなた方囲うんじゃないの。安全管理を行うんじゃないの。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　先ほども申しましたけれども、港湾施設は公的な資金で整備しておりまして、一般の利用者にも利用させるということが原則となっております。ですから、立入禁止ですとか、そういった行為はなかなかできない状況でございまして、事業者に対して安全対策を求めておりますけれども、双方しっかり安全を確保しながら行動していただくというのが重要でございまして、その辺港湾管理者として安全に細心の注意を払いながら利用していただくということに持っていきたいということでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　一般の人も利用できますと。じゃなぜその使用許可願いだとか、その許可を出してないものは入るなということを言うんですか。本当に一般の人がどんどん入って行って、ああいう使用許可を与えた場所に入って行っていいんですか。いいかげんなことを言わないでよ。どうなんですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　岸壁は、岸壁・荷さばき地については使用許可をとって占用して使用している状況でございます。ただ、その他の施設、臨港道路ですとかその他の施設につきましては公に供用されている施設でございますので、どなたでも入ることができるという公の施設になっておりますので、その部分については排除することができないということでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　そういうペーパー上の理屈はあるかもしれませんが、本当にあの場所の危険性というのをわかっていますか。そういう状況のときにも同じことを言えるんですか、あなたは。もう一度答えてください。管理者としてやるべきことはないんですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　港湾管理者として港湾の使用を適正に行えるように安全第一に、安全を確保しながら利用していただくということに努めていきたいと考えております。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　利用者がどこまで安全確保するかについても、皆さんは発言をしていますか。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　事業者に対して港湾内での事故発生を避けるために安全対策は必要だということで求めておりますけれども、その安全対策の方法については個別に協議をしていただくということで努めているところでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　利用者、作業者は、あれだけ危険な状況であるということは彼ら作業しながらわかっています。万全な安全対策をしようとするんですよ。そこに対してはどういう認識ですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　午後１時56分休憩
　午後１時57分再開
○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　事業者に対して安全対策を求めているわけでございますが、事業者が占用して使える範囲というのは使用許可を得ている部分でございますので、その範囲の中でしっかり安全管理に努めるということになろうかと思います。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　一般の道路で作業、車が通ります。誰でも通れるから、ここからこういう危ないことをしても規制はできないんですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　一般の道路はどなたでも通ることができますし、港湾内の臨港道路でも同じようにどなたでも通行可能だということでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　全くかみ合わないし、わけわからないというか。やはり公の港、その安全管理。管理者である沖縄県がしっかりやらないとあれだけ危険な状況をわかっていて、しっかりと事業者は使用許可を得て作業をしている。これはその作業、営業活動にも事業にも影響を及ぼします。彼らの事業をやるなと言っているようなものです。しっかりと県が安全管理をすべきと思うが、最後にもう一度お願いします。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　県として港湾内での事故発生を避けるために安全対策は必要だということで事業者に安全対策を求めているわけでございますので、しっかりと事業者の安全対策の計画を精査しながら協議していきたいと考えております。
○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　次に行きます。

パラシュート降下訓練を米軍伊江島補助飛行場に移転するとしているＳＡＣＯ最終報告の解釈についてであります。

せんだって、会派おきなわの瑞慶覧議員も質問しておりましたが、島袋伊江村長は訓練の受け入れ範囲について、ＳＡＣＯ最終合意に基づき読谷飛行場で実施されていた陸上のパラシュート訓練のみを容認している、海域等の訓練は含まないとの認識を示しております。また、パラシュート降下訓練は伊江島で行うことが当然との論理は心外とも述べております。

そのことに関して県の玉城知事の認識を伺いたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

伊江島補助飛行場で実施されているパラシュート降下訓練はＳＡＣＯ最終報告に基づき、読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練が移転されたものと理解しております。

パラシュート降下訓練については過去にさまざまな事故があったことから、伊江島補助飛行場においても地元の意見を尊重した上で安全に最大限配慮し、必要最小限の訓練にとどめるべきであると考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）具志堅　透君。

○具志堅　透君　私が聞いているのは――これはせんだっても答弁がありましたからわかっていますが、私が聞いているのは安全に行うのは当然の話であって、伊江村長が言っている最初は読谷補助飛行場で実施されていた陸上のパラシュート訓練のみを容認したんだと。海域等の訓練は含まないという認識を持っているんですね。そこについてはどうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ＳＡＣＯ最終報告、今議員御指摘のとおり読谷補助飛行場の訓練が移転ということですので、陸上の訓練ということになろうかと思います。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

また、2007年には伊江島が天候が悪いということで嘉手納飛行場を使用することも合同委員会で確認もされておりますね。それにも間違いないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

ＳＡＣＯ合意後、平成19年、伊江島でどうしてもできないようなときには嘉手納飛行場でという日米合同委員会での合意が行われております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　少し質問順序を変えてさせてください。

次は、３点目の北部地域の医療の充実について伺いたいと思います。

昨日末松議員からもありましたのでと思ったんですが、末松さんちょっと時間がなくて再質問やっておりませんでしたので、改めて私のほうから行いたいと思います。

まず、県立病院での医師確保については、本当に深刻な状況になっておりまして、昨日も答弁で脳神経外科の話もありましたが、改めてちょっと整理をしたいと思います。

同じ質問になります。現在の診療科目数27と言っておりましたが、臨時診療科目、そして定期診療科目、休診診療科目の順に教えてください。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

定期で日々やっている診療科は19であります。それから１週間、あるいは２週間に一度の定期的な診療を行っているのは７つの診療科でございます。

○具志堅　透君　休診診療というのは……

○病院事業局長（我那覇　仁君）　休診診療は、６月の現在に限りまして泌尿器が休診しています。これは５月にこれまで勤務していた医師が開業するということで５月に終了しました。６月は休診しているんですけれども、７月になりまして今度は中部病院から２週間に一遍診療を応援するというふうな体制になっております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　診療、休診は今ないということでいいんですが、その診療制限をしている臨時的な診療制限をしている科目とあるいは27の診療科目を持っているんですが、定期診療は今19しか行われていないと。19の診療科目しかない。その原因というのはどこにあるんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　北部は、開設以来長い歴史があるんですけれども、その時々によって診療の専門、例えば呼吸器とかあるいは呼吸器外科とかそういった専門の先生が来られたことがあります。形成外科も含めてそうなんですけれども。こういった先

生方が年代がたつにつれて異動とか、やめていかれる先生がおられました。その場合に果たして同じような専門をやっている医師の補充がきちっとできるかという問題がありまして、最初27診療から現在、常時診療しているのは19というふうなことになっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

今のような現状の北部県立病院の運営、診療、休診診療制限があったり、そういった状況の中でその北部地域、地域住民への影響というのが非常に危惧されるんですが、そこは事業局としてどういう認識を持っておられますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今一時休診とか制限をしている科があるということは、非常に我々も十分考慮しなくてはいけないというふうに考えています。

県立病院では、可能な限りそういった休診している診療科に対しまして、本土とか大学とかを通じて可能な限り医師を確保したいと。そういうことで日々、人材確保について努力しております。またウエブとかを通じて医師確保もやっております。幸いそのウエブの応募によって今回、産婦人科医師が１人応募したということで、新たな確保につながっております。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今、そういう現状の中で北部地域の住民にどういう影響があるかと。病院事業局として医師確保について努力されているのは、もう承知しています。その中でもなかなか結果が出ない分野であるんで、事業局長も苦労されていると思うんですが、今の診療制限等々ある中で、地域住民への影響を少し考えられる範囲で答えてください。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　診療制限がある中で１つは、例えば外科の診療がありますが、それは北部地区医師会病院と北部病院で連携をとりまして可能な限り、北部地区で診療を完結するとそういうふうなことを考えています。

それから今回、産婦人科に関して２名体制から新たに３名体制にするということで――これまでかなり婦人科の制限とか救急の制限がありました。新たに強化したことで、１カ月という短い時間ではありますけれども、例えば救急疾患に関して月５人を中部に搬送しておりましたが、この１カ月間は１人と、５分の１に減少していると、そういうふうな状況と。それから産婦人科に関しても一月に12例お産をしていたんですが、この１カ月間で17名と。５人ふえたと。そういうことで可能な限り北部の住民の方になるべく北部で医療を提供したいと。そういうふうなことを考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　北部地域の住民に与える影響を聞いているんですが、いいことばかり、努力していることを。それはわかります、そのことはじゃもう聞きません。

その中でせんだって、きのうでしたか、末松さんで脳神経外科の話がございました。脳神経外科医のみのことになるんですが、さきほど泌尿器の先生の話もあったんですが、私が聞いている範囲では、ちょっとどうもまた違うような感じがするんですが、ほかの診療科目でそういったことはないんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時９分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

脳神経外科医に関しては、かなりの年齢になってきたということと、ことしいっぱいで――これは本土の方なんですけれども、本土のほうに帰られると。現在は琉球大学から修学資金の先生が来られていて、維持をしていると。北部地区医師会病院には脳神経外科はございませんので、現在いろんな大学とか、医療機関を通じて医師確保に努めているとそういう現状でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　脳神経外科、私、北部病院の院長が地域医療支援病院協議会の中において、その協議会――市町村長の皆さんがいる中でなんですが、脳神経外科、外科２名、そして泌尿器科の先生がやめるんだということで、大変厳しい状況になりますよという説明があったということで、今回の質問になっているんですよ。そのことは大丈夫ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今お答えしましたように、現在、北部病院の院長とは密に連携をとっております。現在、次年度ですね、その診療が継続できるかどうかが危惧される科があるということですので、これも琉球大学を初め本土の大学、それから人脈

を通じて医師の獲得に努めていくというふうな方向でございます。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　局長、病院事業局長を初め以下本当にしっかり努力されているということはわかるんです。しかし、残念ながら、北部の医療、病院機能は低下をする一方です。

副知事、そういう現状の中でどう打開していくかということ。今、どういう地域住民への影響があるかというと、例えば北部地域から中南部へ流れていく。通常２割の人が、住民が流れると医療体制を見直さなければいけない。そのことも、局長は十分承知だと思うんですが、北部の医療は本当に崩壊寸前、この問題は今に始まったことではなく、10年ほど前からさまざまな地域医療に携わっている方々から要請があるはずです。これまで本当に優秀な医師がやめていって、それを補塡できない状況にある。そして、出てきたのが基幹病院構想であると。きょうの午前中、山川典二議員もおっしゃっておりましたが、今、県立病院全体が経営不振――経営不振と言っちゃちょっとまずいんですが、あれだけの100億を超える県民の血税を投入しながらでも医師の確保ができずに十分な医療体制が整わない。その問題を知事、どう判断しますか。これもう知事の英断というか、総合的に本当に見直しをしないと、沖縄の医療体制というのは崩壊しますよ。特に北部地域というのは本当に喫緊の課題になっています。ヤンバル、僕は前から言っているのはその田舎にいるヤンバルの人は医療を受けるなと言っているようなもの。中南部に行くにしても、ある意味稼ぎがあって収入がある人ならまだいいです。しかし、そうじゃない人たち、そうじゃない人たちをどう拾い上げていくのか。知事の言うひとりも取り残さないという観点から言うと、そこはしっかりと取り組まないといけないんだろうと思うんですが、知事どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

午前中の山川議員の御質問は、県立病院全体のいわゆる厳しい経営環境の話でしたので、県立病院の医療供給体制、政策医療を提供するために今現在病院事業局が取り組んでいる経営改善計画をしっかりやらないといけないだろうというような御答弁をさせていただいたところです。

一方で今、具志堅議員からの御指摘は、いわゆる慢性的な医師不足ですとか、やはり診療制限、診療休止、これはもう基本的には北部圏域における医師不足の課題だということだと思います。北部地区に県立北部病院と北部医師会病院があるというような体制の中で、今現在基幹病院の構築について保健医療部で検討がなされているというふうに認識しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事、最高責任者である知事の思いを聞きたいですね。コメント下さい。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　やはりとりわけ北部地域の医師不足による住民の皆さんへの不安を早く解消するためには、この基幹病院構想について実現へとしっかりステップを踏んでいきたいなというふうに思っております。

どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次の基幹病院に関しては、公明の金城議員がまたさらに深めてやるはずですから、私は終わりますが、せんだって新聞にも出ておりましたが、公明さんが河野参議院議員を伴ってしっかりと大臣と約束していることもございますので、そういったことも踏まえて知事、対応方よろしくお願いします。

次行きます。

大宜味村議会から要請のあった河口閉塞の改善について県の対応を伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

大宜味村から要請いただいておりますが、普通河川については市町村が管理し、必要な整備を行うこととなっております。市町村が主体となって取り組む必要があるものと考えております。大宜味村が設置を求める河口閉塞を防止するための導流堤等は、海岸法の海岸保全施設ではないため、海岸管理者である県が整備を行うことは困難であります。

県としては、大宜味村と意見交換をしながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その中で提案、ソフト交付金だ、どうだ、ああだという話がございました。改めて私のところに担当部局から説明もあったんですが、これはしっかりと活用できる体制はありますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　大宜味村でも現在普通河川の整備をソフト交付金でやっている実績もございます。ですから、この導流堤の整備につきましてはその整備と同じように普通河川の流路をしっかり確保

するということでございますので、県も協力してこの整備の必要性等について内閣府とも協議に――お手伝いをしながら事業化に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　交付金担当部局は総務ですか、企画、総務ですか。その辺のところ、県内での調整の中でソフト交付金使えますよというふうな話があるようですが事実ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　いわゆるソフト交付金が活用できるかという御質問だと思います。

交付要綱においては、別途国の補助を得て行うことができる事業、こういうのは原則使えないんですけれども、観光振興とか環境保全に資するいわゆる沖縄振興に資する事業ということであれば、活用できる可能性はあるというところです。それぞれ具体の事業の中身を確認しないとすぐには判断できない状況です。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　土建部長、かなり後退しておりますが、あたかもできますよというような話で、私もうここで落ちつこうかなと思ったんですがどうなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　県と大宜味村でタイアップしてやれば、説得して事業化は可能だと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　企画部長、しっかり頼みますね。土建部がそのような考え方でありますので。その中でなぜ河口閉塞が起こっているかという原因はどこにありますか、部長。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　河口閉塞の原因ということでございますが、この大宜味村に限らず、沖縄の海岸というのは豊富な海浜、砂が堆積する状況が生まれておりますので、その小規模な河川ですとその海岸にたまった砂を押し流すことができない状況が発生しているということでございますので、しっかりとその流れをつくってあげる必要があるのかなと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　小規模な河川というんですが、水が豊富にあった場所ですよ。なぜ水がないんですか。

僕が言わせたいことわかってないね。不文律わからぬな。（「私が言うんですか」と呼ぶ者あり）　私が言うんですかと言わないで、誰が言うね。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

普通河川は非常に小規模な河川でございますので、流域面積も小さい状況がありますし、その河川それぞれによって状況は違うと思いますが、その河川上流部、開発等があればまた流量は減っていくという事態は発生しているかと思います。

○具志堅　透君　開発。ダムじゃないの。ダムって言いなさい。時間ないから僕は。企業局長に聞くか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この北部の河川の件は私も企画部長のときに水源基金の関連で回りました。その際にやはり同様な要望がございまして、いわゆる北部の河川から水をとるということで、堰があるということで、雨が余り降らない場合水量が減るというような中でこの砂がたまるというような話がございました。そのような流れの中で、こういった大宜味村あたりからいろいろ要望等が出ていると承知しております。

私も新聞等でいろいろ報道を見まして何とかできないものかということで、土建部長あたりからもいろいろお聞きしましたけれども、やはり普通河川と２級河川の議論等ございました。先ほど一括交付金の話もございましたけれども、私も一緒になって沖縄の北部の河川の特殊事情等を丁寧に説明して対応してまいりたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

その原因はやはり上流にダム、県民の水がめをつくった。それによって水量が減った。なおかつ海砂が押し寄せてきた。大宜味村の皆さんよく承知していますよ。大宜味の砂は黒い砂なんだと。向こうは真っ白な砂なんですよ。よそから寄ってきた砂。それも例えば県の工事によって海岸が変形して寄ってきた可能性も高い。そういったもろもろの原因を加味しながらソフト交付金等と予算の捻出の仕方に関しては県が先頭に立って頑張っていただきたい。そして、ソフト交付金に関しても県分と市町村分があるはずです。その部分もしっかりと県分のほうからあれだけ財政力の弱い地域では自分たちのソフト交付金を出すのもほかにも活用というのはたくさんありますので、そういったことも加味しながらよろしくお願いします。

時間となりましたので、通告したものが全てできなかったんですが、準備をされた職員の皆様にはおわびを申し上げます。また次の機会に取り上げさせてくだ

さい。
ありがとうございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　よろしくお願いします。
まず、所見のほうから。
今、20カ国地域首脳会議G20大阪サミットが開催されておりますけれども、最近アメリカのトランプ大統領が衝撃的な発言をしております。日米安保条約に基づく防衛義務は一方的だ。米国はいかなる犠牲を払っても日本を守るとして日米安保体制への強い不満を示しております。
今、日本は憲法の制約もあり、アメリカの防衛力なくして平和が維持できない状況にあります。特に沖縄県は深刻であります。尖閣諸島は日米安全保障条約で守られていると考えております。日米安保体制の動向によっては特に沖縄県は危機的な状況になります。せんだっての尖閣諸島の事件については、玉城知事が中国に抗議もせずに中国寄りの対応をしていることに県内・国内はもとより米国にも不信感を与えているのではないでしょうか。
今、米国は中国と貿易戦争を繰り広げており、一帯一路構想も含めて、沖縄県の対応をよく思うはずはないと考えます。日米安保体制の動向によって尖閣諸島が占領される危険性が大きくなると考えております。玉城知事はすぐに上京して、総理大臣とお会いをし、トランプ大統領の真意、今後の対応をしっかり協議すべきだと考えております。今、日本・沖縄は防衛の危機に直面をしていると考えております。
あわせて、県内の報道機関にお願いをしたいと思っております。
尖閣問題は辺野古問題同様、大変重要な課題であると考えております。ぜひとも報道各社におかれては、尖閣問題をタイムリーに県民に報道していただきますようにお願いをします。あわせて、辺野古の今というそういうふうなコーナーもありましたけれども、辺野古の動き、このようなことも含めて県内の新聞社には、尖閣の動き、そのことも含めてタイムリーに県民に報道していただきますようにお願いを申し上げて一般質問に入ります。
順番を入れかえてさせていただきます。よろしくお願いします。
まず最初に、我が党の代表質問との関連について。
花城大輔議員の米軍基地問題の平和宣言について行います。
１、平和宣言について。
私は玉城知事の６月23日、沖縄全戦没者追悼式の平和宣言に違和感があり、看過できない状況にあると考えております。
まず、沖縄全戦没者追悼式と平和宣言の目的を説明願います。
○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄全戦没者追悼式は、戦没者のみたまを慰めるとともに、世界の恒久平和を願う沖縄の心を発信し、沖縄戦の歴史的教訓を正しく伝え、次世代の子供たちに平和のとうとさを継承することをまず目的としております。また、追悼式における平和宣言は、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づきまして、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄の心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言することを目的としております。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　この平和宣言の28行目から30行目ですね。これを読み上げて、追悼式と平和宣言の目的に沿っているか、説明いただけますか。
○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平和宣言の28行目からを読み上げます。
「それにもかかわらず、県民投票の結果を無視して工事を強行する政府の対応は、民主主義の正当な手続を経て導き出された民意を尊重せず、なおかつ地方自治をも蔑ろにするものであります。」というふうになっております。
追悼式における平和宣言は、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言するものでございまして、普天間飛行場の辺野古移設問題を含めた基地問題など、沖縄をめぐる情勢を踏まえて発信することは重要であると考えておりますので、目的に沿ったものであると理解しております。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　このように国批判の内容と、平和宣言の目的は合致していますか。もう一度説明してください。
○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平和宣言をするに当たりましては、沖縄をめぐる情勢を踏まえて発信することは重要であるというふうに考えておりますので、それも含めまして目的に沿っているものと理解しているところでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　部長が答える立場じゃないですよね。こういうのは県知事が答えないとだめですよ、責

任を転嫁したら。

私は、追悼式と平和宣言の目的と28行目から先ほど言いました30行目の部分の目的とは異なって、平和宣言に入れるべきではないと考えております。この３行については撤回し、削除すべきだと考えております。

いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　平和宣言は、この平和宣言全体が一つの我々の恒久平和への思いを書き込んでいる、一つ一つにしっかりと思いが込められたものだと思います。28行目から30行目以降には、こう書いてあります。

「政府におかれては、沖縄県民の大多数の民意に寄り添い、辺野古が唯一との固定観念にとらわれず、沖縄県との対話による解決を強く要望いたします。　私たちは、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と、辺野古移設断念を強く求め、県民の皆様、県外、国外の皆様と民主主義の尊厳を大切にする思いを共有し、対話によってこの問題を解決してまいります。」と書いてあります。

ですから、この１行１行はそれぞれ独立しているように受けとめていらっしゃるかもしれませんが、私たちはこの平和宣言にウチナーンチュのいろんな思いを込めて、やはり　イクサヌネーラン　ユヌナカチュクティイカヤーと。戦争のない世の中をつくっていこうというその全ての人々の思いをしたためて宣言をさせていただいたというふうに思っております。

御理解ください。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　このような部分を入れるから、厳粛な平和宣言ができなくてざわめくんですよ。

この３行の言い分について事実を確認させていただきます。

辺野古の工事は民意とは別に法律に伴う行政手続によって進められている。このように考えております。沖縄県は翁長知事が埋立承認取り消しを取り消している。これはいつ行っておりますか。お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時31分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　承認取り消しの取り消しにつきましては、平成28年12月26日に文書を発出いたしまして、翌27日から効力が発生しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは行政手続ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　この承認取り消しの取り消しにつきましては、土木建築部で起案し、文書を発出しております。

行政手続だと理解しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、資材搬入のために港の使用許可もなされています。本部港の使用許可はいつ出されているか、最初の許可月日と、最近の許可月日、説明願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

本部港旧塩川地区での岸壁の使用許可につきましては、本部町に権限を移譲しております。

当初の使用許可につきましては、平成29年12月11日でございます。その後、台風による被災がありまして、一時中断を挟みまして、ことしは４月からということになっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この使用許可も行政手続ですね。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　行政手続だと理解しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　沖縄県がこのように行政手続によって埋め立てを承認して、資材搬入の港の使用も行政手続によって行われて、辺野古の工事も行政手続によって進められております。それにもかかわらず、国の強行として批判をする。これは理解できないんですね。説明してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私ども昨年の８月31日に埋立承認の撤回、取り消しを行いました。その後、沖縄防衛局が行政不服審査法に基づく審査請求を行いましたが、それは本来、いわゆる私人、国民に認められた権利を承認して、私人とは違う立場で許可とは違う承認を受けておりますので、それは違法であるというふうに。また国土交通省は、辺野古の埋め立てにつきまして、内閣として一体となって進める立場にあり、いわゆる審査庁たる資格はないということを主張しているところでございます。４月５日に国土交通大臣から県の取り消しを取り消すという裁決が出されましたので、私ども今議会に訴えの提起の議案の審議を

お願いしているところでございます。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　辺野古の工事が進んでいるのは、県が許可したからです。県の責任で工事が進められているのになぜ県はその事実を認めないんですか。いかがですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　沖縄防衛局は、埋立承認取り消しにより、工事を行う権限を失ったまま違法に工事を行っております。
　県はこれまで再三にわたり、工事の中止及び原状回復を指導してきたところであり、今般、先ほど申し上げました議案を提出して審議をお願いしているところでございます。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　沖縄県の行政は、法治国家における行政手続を無視していますよね。みずからそういうふうなことをやりながら、国が強行してやっているという批判をする。これ法治国家じゃありませんよ。沖縄県が許可して工事が進められている事実からいたしますと、先ほど言いました平和宣言の３行の国批判ということはこれ許されませんよ。また、辺野古問題をこのような平和宣言に入れて、平和宣言の目的外で使用した県の責任は非常に大きいんじゃないですか。
　知事、その責任どう感じていますか。
○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　県はまず８月31日、承認取り消しを取り消ししたと。そういった中で国が行政不服審査法を活用して４月５日に国土交通大臣が裁決を行った。我々はこの裁決は違法・無効だと考えております。
　一方で、照屋議員は先ほど土建部長に対しまして、塩川港の許可の話をして、これ県は実質、権限は本部町に移譲していますので、本部町のほうに移譲していますが、これは行政手続を行っただろうと。港湾法の手続と公水法の手続のものを一緒にしてやっていると思いますが、我々はあくまでも公水法に基づいて今回訴訟も提起をしようという形で、その我々の立場からすると、沖縄防衛局が行っている工事は今現在も違法だというふうに考えているところでございます。
　したがいまして、そういった思いをさきの平和宣言において盛り込んだところでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　だから先ほども言いましたように、そういうふうに県が平和宣言にこういうような国批判を入れるから式典が混乱するんですよ。県の責任です。特に総理大臣を初め各大臣、衆参両院議長、米国関係者、多くの来賓の前で宣言がなされておりますね。非常に異常ですよ。
　来賓の皆様は、総理大臣を筆頭に、沖縄の平和の維持、振興・発展に御尽力をいただいている皆様方ですよ。確かに沖縄には基地問題で県民感情ありますよ。ありますけれども、ウチナーンチュのチムグクルから考えていくと、平和宣言の３行、国批判の部分については撤回をして削除すべきじゃないですか。
　改めて問います。いかがですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　感謝の気持ちということですが、平和宣言には10行目のほうで「現在、沖縄は、県民ならびに多くの関係者の御尽力により、一歩一歩着実に発展を遂げつつあります。」というような文言も入れさせていただいているところでございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　総理大臣、大臣、衆参両院議長、みたまを慰霊しに来て目の前で批判をされて、おかしくないですか。
　次に、平和宣言の「対話によって解決していく」という戦没者のみたまの前で玉城知事は決意を表明しています。ところが、県議会の代表質問に対して、対話の相手、時間、内容、方法、何ら具体的に説明しておりません。
　県民に対しても、戦没者のみたまに対しても失礼じゃありませんか。なぜ具体的に対話の内容を説明しないんですか。どうですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　かねてから、我々沖縄県は政府に対して対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めているものであります。
○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　求めて解決できないのは、知事の責任でしょう。
　これまで沖縄県は県知事と総理大臣が直接対話を通して、一対一で解決してきましたよ。特に平成８年、革新の大田昌秀知事が自民党の橋本総理に17回会って、一対一で積み上げて問題解決の対応してきたじゃありませんか。
　この普天間合意から23年間、この問題は玉城知事と安倍総理の対話以外解決の道はないと思います。玉城知事が正面から安倍総理と向き合って、この問題を

解決する。その具体的な実践がないと解決しませんよ。どう思いますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私自身の考えとしては、だから対案を持って対話に臨んでくださいというよりも、沖縄の現状をしっかりお伝えし、辺野古が唯一の解決策であるという理由や、大浦湾の軟弱地盤の問題、埋立工事が大浦湾の環境に与える影響、工事期間の見込みや工事に係る費用、その間の普天間飛行場の危険性の除去に係る国の取り組みなどについて、やはりしっかりと説明を受けながら、そこから対話の糸口を見つけていくことも可能ではないかと思います。

ですから、しっかり沖縄県と向き合ってくださいというのは政府のその姿勢と責任を示し、我々もまた県民とともにその政府の考えをしっかりと聞かせていただきたいという思いも込められているということを御承知おきいただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　玉城知事が向き合わないから、国も向き合わないんでしょう。いつだって向こうはやりますよ。何考えているんですか。

次に、平和宣言の２ページの16行目、全ての人の尊厳を守り誰一人取り残すことのない社会をつくると決意をしておりますけれども、全てのというのは、沖縄県民の全てですね。どうですか、確認します。全ての人の尊厳。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　そのとおりでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今、辺野古の皆様が普天間の危険性の除去と基地の縮小について理解を示して、キャンプ・シュワブ内の移設を容認し、それによって国も進めております。全ての人の尊厳を守る、玉城知事として当然、このような辺野古の皆様の立場を尊重する立場だと理解をするものです。これでいいんですね。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そのとおりです。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　辺野古の皆様の容認する立場を理解する。そうしなければ、解決できませんよ。ありがとうございます。

次に、宜野湾市長が普天間の返還について、辺野古を容認せざるを得ないと言っておりますけれども、このことも全ての人の尊厳を守る立場の知事として、当然尊重する立場ということで理解していいですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　松川宜野湾市長の御発言は、普天間飛行場を抱える市長としての気持ちを述べられたものだと思っております。私ども普天間飛行場の辺野古移設については軟弱地盤の関係もあり、いわゆる速やかな危険除去にはつながらないものというふうに考えております。危険性の除去は一刻の猶予もならないということで、その運用停止等について宜野湾市と連携しながらきちんと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私が聞いているのは、松川市長のせんだっての発言を尊重するのかということです。それだけです。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　松川市長の発言は、松川市長のいわゆる普天間基地を抱える、飛行場を抱える松川市長の思いとして述べられたものだというふうに考えております。

○照屋　守之君　休憩願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時45分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　基本的に私の考えとしては、どのような立場の方であれ、その方がおっしゃる意見というものは尊重したいというふうに思います。しかし、それにどう取り組むか、行政の立場として発言なさったこと、あるいは私たちが一日も早く普天間の危険性を除去し、宜野湾市と協力していきたいという思いなども宜野湾市の松川市長には十分伝わっているというふうに信じております。

○照屋　守之君　休憩願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時46分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　全ての人の尊厳を守るという立場からすると、どなたがおっしゃる言葉であっても尊重すべきであろうと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　それだけでいいんですよ。ですから、知事は辺野古の受け入れをする方々の立場も尊重

する。松川市長が今の段階では辺野古しかないねと容認するということも尊重する。それでいいんですよ。

休憩願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時47分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　次に、２点目の尖閣諸島周辺海域をめぐる玉城知事の発言についてであります。

５月31日の玉城知事の発言の説明を願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

５月31日の定例記者会見における玉城知事の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとの趣旨でありました。知事は冒頭、尖閣諸島が我が国の領土であるということを述べておりますが、中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないとの発言は、尖閣諸島周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する知事の認識とも異なるものであることから、発言を撤回しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この発言は、石垣市民・県民及び日本・中国、世界ですよね。大きな影響を与えております。撤回すればいいというものではありません。

知事、どうしますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄県は、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであり、去る６月22日には河野外務大臣に対し、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について要請したところでございます。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本、中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だから、こういう文書で読み上げる程度の答弁だから、どうしようもないんですよ。

これ発言を撤回して、その起こったものについてはどういうふうにコメント出しているんですか。出していないでしょう。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど来、この知事のパトロールという言葉が、やはり本来日本の領域内であるそこで漁をする、それがなぜパトロールなのか、またなぜ中国を刺激するのかというふうな御意見、これは県のこれまでの見解ともそれから玉城知事の考えとも違うということで撤回をさせていただいたところでございます。

我々としては、今後しっかりと尖閣諸島は領土問題はないというような政府の立場を堅持しながら、宮古・八重山の漁民の方々の不安に強く思いをはせて対応してまいりたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　トラブルは５月24日に発生しています。知事は５月31日定例記者会見で、それも記者の質問に答える形でこの発言しているんですよね。これ、どういうことですか。１週間たっていますね。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

尖閣の問題につきましては、私ども先ほど申し上げたように防衛大臣、そして外務大臣と政府にその都度要請をしているところでございます。これにつきましては、定例記者会見につきましては、いわゆる県からの発表事項等行事とかそういったものを中心にこれまで発表させていただいているところで、そこで質問が出たということで、知事からお答えをしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　質問が出なければ、答えなかったんですね、じゃ。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　尖閣につきましては、先ほども申しましたとおり、これまで６月22日も大臣にも要請しているところでございます。そういった基本的な姿勢は常に堅持しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　余り情けないこと言わないでください。尖閣諸島は国土、領土、沖縄県。領土を守る、その一番の責任者は県知事でしょう。トラブルがあって

１週間もほったらかして、それを記者が質問しないと答えない。パトロールをしている。このパトロール発言は、中国の領土、中国の領海、だから彼らがパトロールをしている。それを容認しているから、玉城知事はそういう発言になるんでしょう。尖閣諸島は国土、さっきからそれを明確に言っているというけれども、日ごろから尖閣諸島は沖縄県、日本の国土ということがあれば、あんなパトロールとか不用意な発言しますか。おかしいですよ。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私のこの発言、パトロールと発言したことについては、誤解を与えるおそれがあるということもあって撤回をさせていただいておりますが、かねてから私は尖閣は日本の国土であり、そこには領海も存在するということを言ってきております。一度たりともそこがどこか他国のものであるというふうな発言をしたことはございません。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから申し上げておりますように、日ごろから尖閣は沖縄県、日本ということを知事が体の隅々で思っていればあんな不用意なパトロール発言は出ないんですよ。ですから、この問題は中国にとって非常にいい影響を与えていると思いませんか。沖縄県知事は自分たち中国の立場で、パトロールをしている、それを世界に表明している。さらに勢いつきませんか、尖閣諸島を領土化するのに。それを沖縄県知事が加担をしているということになるんですよ。ですから我々は危機感を持っているんですよ。そういうふうなことを県の権力者、トップリーダーがパトロールをしていると言う。日ごろから口では日本の領土だ、県土だと言いながら、一方では中国の領土であるかもしれないということをずっと持っているんじゃないですか。こんな県知事が領土を守れない、今の県の姿勢はおかしいですよ。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今議会、議員の皆様から御質問をいただき、私はその言葉を皆様に説明をさせていただいております。

中国公船がパトロールしているので、故意に刺激するようなことは控えなければならないという私の発言は、尖閣諸島周辺海域は日本の領海ではないとの誤解を与えかねないものであり、尖閣諸島に関する私の認識とは異なるものであることから、撤回させていただきますということを６月17日に発言をさせていただきました。ですから、このように誤解が拡散しないように、広がらないようにということもあって、議会に先だってまずこの私の考えを発表させていただいております。

重ねて申し上げますが、私は尖閣は日本の領土であると、領海であるということを、この発言を一度も曲げたことはございません。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですからあの発言によって、玉城知事は尖閣は中国の領土だというふうなことを公に明言しているようなものですよ。それを言ってしまったんですよ。ですからこれはもう誤解は解きようがないんですよ。そう言っているんだから。もう知事がそう思っているんだから。そう言っているんだから中国でも世界中でそういうふうに、あそこは中国の領土なんだな、それで中国がパトロールしている。それを玉城知事が認めているというふうになっているから、取り返しがつかないというんですよ、これは。大変なことですよ。

これは向こうに行った仲間議員がおりますね、乗船した。あの人からその状況、確認しましたか。いつどのような形で確認していますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　議員御指摘の点につきましては、地元紙からの情報で確認しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　何で直接確認しないんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時58分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　地元紙２面にわたり詳細な記事が紹介されておりました。それで事実関係は県としてとりあえず把握できているものというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　仲間議員は、こう言っていますね。「中国は本気で尖閣諸島を取りにきていると感じる」。どうしますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　新聞報道で仲間議員のそのような発言があることは承知しております。

一方で私ども海上保安庁にも当日の状況については確認をしているところでございます。新聞報道にある仲間議員の船舶を中国公船がいわゆる追尾をしたというところについては、海保からも情報を得ているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　それを受けて知事、中国公船、中国にこの場でしっかり抗議すべきじゃないですか。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後３時０分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

政府は中国による一方的な現状変更の試みにつきましては、関係省庁が一体となって我が国の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対処することとし、中国公船による領海侵入事案が発生した際にはその都度現場におきまして退去要求を行うとともに、外交ルートを通じて中国政府に対して直ちに厳重に抗議し、即時の退去及び発声を強く求めているものと承知しております。

以上でございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　補足させていただきます。

河野大臣は去る４月11日の沖縄及び北方領土問題に関する特別委員会において、尖閣諸島をめぐる情勢について、冷静かつ毅然と対応していくと発言する一方、大局的観点からの中国との安定的な関係構築は極めて重要であり、引き続きハイレベルの頻繁な往来を実現し、懸案を適切に処理しながらあらゆる分野の交流・協力を推し進め、日中関係を新たな段階に押し上げていくとしております。

中国と長い歴史を持つ沖縄県としましては、これまでに築いた関係を生かし、文化・経済における交流とあわせて宮古・八重山地域の住民の不安や懸念について中国側にどのような形でお伝えができるのか研究してまいりたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これから研究するのはいいですよ。尖閣をとりに来ている。この危機管理について県知事としてどうするんですかということを言っているんです。国の話じゃない。県の財産を預かっている総責任者は知事ですよ。どうするんですか。国にお任せですか。何もしないの自分たちは。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど来、新聞報道にあるように仲間議員がとりに来ているというような発言をしているということも承知してございます。そういった中において、政府において特に河野大臣、先ほども知事が述べておりましたけれども、尖閣諸島をめぐる情勢については冷静かつ毅然と対応していくという一方、やはりこの大局的観点から中国との安定的な関係構築は極めて重要だというふうな発言もしてございます。

県といたしましても、あらゆる分野の交流等を通して対応していくことが重要であるということで、先ほど知事から発言があったということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今の県の対応は、尖閣諸島は中国のものだ、それに対して余り我々がとやかく言えない、それは全て国に任せるというそういうふうなことに聞こえますけれども。協力的にやっているんです。見てください。強行的にやっているんですよ。（資料を掲示）　毎日毎日、中国の公船が４隻そこをパトロールしているわけでしょう。（「パトロールじゃないですよ」と呼ぶ者あり）　パトロールしているんだよ、知事が言っていたように。あなたは言っていないでしょう、副知事は。知事はパトロールと思っているんですよ。

ですから、こういう中で本当に自分たちの財産、島を守る、県民の命を守る。私はとてもじゃないけれども、今の県知事にはそういうふうな姿勢というか熱意があるとは思えませんね。これ今のようなやり方していて、中国のやるようなことに対して県も客観的に協力していくような感じ。これやがて実効支配につながっていきますよ。中国は、沖縄県は中国に対して非常に好意を持っている、経済振興でそういうようなものをちらつかせれば、領土問題というのは何も問題ない、そういう印象を与えていると思います。それは幾ら国が頑張ったって、アメリカが頑張ったって、当事者である県がそういうふうな状況ですから。実効支配の危機感がある。

それともう一つ。これ玉城県政のときにそういう事態が起こりませんか。だって知事はそういう中国の動向を理解しているわけでしょう。これ県民は絶対納得できませんよ、こんなことやっていたら。ほったらかして何もしていないじゃないですか。中国に対して抗議もしないし、抗議もしないで黙っているから、中国からは沖縄県は容認しているんだなというふうなこと

になりませんか。実効支配も含めて、沖縄県がだんだん中国化していく。そういうことが今、玉城県政の中で行われているんじゃないですか。これは県民にとっては非常にゆゆしき問題ですよ。日本国としてもゆゆしき問題。日本も当然、国土だから守らないといけない。ただし一番頑張るべきなのは沖縄県ですよ。アメリカだって、日米安全保障体制のもとで守りますよ。守るけど知事が今そういう状況で、どうやって命をかけてアメリカが沖縄を守れますか。ぜひ覚悟を決めて対応してください。この問題はこれからも毎回取り上げますよ。

ぜひよろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

それでは一般質問をさせていただきます。

１点目、基地問題について質問をいたします。

今議会に、玉城知事はまた新たな訴訟費用として689万5000円の補正予算を提案しております。表向きは対話による解決を訴えながら、政府との信頼関係はこじれ、県と政府との距離はますます遠くなるばかりであります。知事の言う対話とは支持者向けの単なるパフォーマンスに見えてきました。何の戦略性も感じられません。裁判の結果も見えるような気がします。

では質問します。

(1)、日米間で合意した嘉手納以南の基地返還・統合計画の進捗状況はどうか。

(2)、普天間飛行場の運用停止に向けた具体的戦略はどうか。

２、地域問題について。

(1)、沖縄市のアリーナ建設の意義について知事の認識を伺います。

(2)、アリーナ建設に伴う交通渋滞の対策について、県としての対応を伺います。

(3)、国体道路の一部で米軍基地が絡む歩道未整備箇所について、基地の一部返還もしくは共同使用による取り組みが求められておりますが、一向に進捗が見られません、アリーナ建設とも密接にかかわる事業です。対応を伺います。

(4)、県内唯一の動物園である沖縄こどもの国が来年50周年を迎えます。来場者が50万人目前となるほどにぎわっております。今後さらなる発展を目指して面積を２倍に拡張し、獣舎等の改築、新設などを予定しております。県からの支援の補助金を負担金としての位置づけに変更できないか伺います。

(5)、県道20号線拡幅工事の進捗について伺います。

2005年に事業認可されてから14年目を迎えます。早期の供用開始が望まれているが遅々として進んでいません。特に沖縄税関支署が工事の妨げになっておりますが、その理由と移転スケジュールを伺います。

(6)、大雨のたびに氾濫、冠水が心配される嘉手納基地内を流れる比謝川、与那原川の河川整備の進捗を伺います。

(7)、沖縄市比屋根地域の県道85号線沿い地すべり及びその影響による擁壁傾斜への対応を伺います。

(8)、東部海浜開発事業（中城湾港泡瀬地区）について、宿泊施設用地と人工ビーチを含む海浜緑地との一体活用や電線地中化など沖縄市との協議の進捗を伺います。

(9)、沖縄市と北中城村にまたがる米軍のロウワー・プラザ住宅地区の返還スケジュールと跡地開発への県のかかわりを伺います。

３番目、厚労省の地域生活支援事業の中に障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業が新設されました。厚労省の新設の意図と沖縄での事業実施の可能性について伺います。

４、最近、大麻所持、譲渡の疑いで高校生や大学生など10人が逮捕されました。ＳＮＳを使い日常的に取り引きがなされているとの指摘もあり、極めて深刻な事態と言わねばなりません。青少年への薬物汚染の実態と対策を伺います。

５、県内の児童虐待の実態と児童相談所のスタッフの確保など体制整備について、県の対応を伺います。

６、子供の貧困対策について。

(1)、子供の居場所の設置状況と活用状況はどうか。

(2)、無料塾の設置状況と活用状況はどうか。

(3)、歯科検診の実施状況はどうか。

７、こども医療費助成制度の拡充について、通院対象年齢の中３までの引き上げを早期実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

８、今年度末までを目標とする待機児童ゼロの取り組みの進捗状況はどうか。

９、公立夜間中学開設の取り組み状況を伺います。

10、動物愛護の取り組みについて、動物愛護管理法が改正されました。虐待に対する罰則の強化や飼い主情報を記録したマイクロチップの装着義務化などが柱となっております。殺処分ゼロに向けた県の取り組みを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　ただいまの金城勉君の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、休憩後に

回したいと思います。
20分間休憩いたします。
午後３時12分休憩
午後３時37分再開
○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
休憩前の金城勉君の質問及び質疑に対する答弁を願います。
玉城知事。
〔知事　玉城デニー君登壇〕
○知事（玉城デニー君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。
動物愛護の取り組みについての質問要旨10の(1)、殺処分ゼロに向けた県の取り組みについてお答えいたします。
動物の愛護及び管理に関する法律については、令和元年６月19日に改正、公布され、動物取扱業による適正飼養の促進、マイクロチップ装着義務、動物の遺棄虐待に対する罰則強化などが図られたところであります。
沖縄県としましては、今回の改正を踏まえ、より一層動物の遺棄虐待防止の普及啓発に取り組むとともに、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、従来の取り組みに加え、不妊去勢手術やワクチン接種を拡充するほか、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備などに取り組んでまいります。今後とも、これらの施策を通して人と動物が共生できる社会を目指してまいります。
そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
〔知事公室長　池田竹州君登壇〕
○知事公室長（池田竹州君）　１、基地問題についての(1)、統合計画の進捗状況についてお答えいたします。
沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に関連し、これまで、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ヘクタールや牧港補給地区第５ゲート付近の区域約２ヘクタールなど、合計約62ヘクタールが返還されております。現在、牧港補給地区及びキャンプ瑞慶覧の移設先となるトリイ通信施設、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ瑞慶覧及びキャンプ・ハンセンにおいて、日米合同委員会で合意されたマスタープランに基づき、文化財調査や造成工事等が行われております。
次に１の(2)、普天間飛行場の運用停止に向けた具体的戦略についてお答えいたします。
県は、これまで、普天間飛行場の危険性除去について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、政府と協議を行い、オスプレイ12機程度の県外拠点配備など具体的な取り組みを求めてまいりました。その結果、政府においては、ＫＣ130空中給油機の岩国飛行場への移転や、県外における一時的な訓練の実施、普天間飛行場所属の全機種を対象とした離着陸回数調査を実施しております。しかしながら、十分とは言えない状況であるため、長期ローテーション配備等による速やかな運用停止を求めているところです。
次に、２、地域問題についての(9)のア、ロウワー・プラザ住宅地区の返還スケジュールについてお答えいたします。
ロウワー・プラザ地区の返還については、統合計画において、2024年度またはその後に返還が可能とされており、去る２月に、日米合同委員会でキャンプ瑞慶覧のマスタープランが合意されたところです。沖縄防衛局によると、返還時期については、米側と移設工程を短縮する調整を行うなど、統合計画に示された時期の返還に向けて着実に事業を実施してまいりたいとのことです。
以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、地域問題についての御質問の中の(1)、沖縄アリーナ建設の意義についてお答えいたします。
沖縄アリーナは、スポーツ及び文化の振興を図り、地域の活性化に寄与するため、沖縄市が令和２年10月の供用開始を目指し建設を進めている、１万人収容の多目的アリーナであります。同アリーナについては、沖縄市が推進してきたスポーツコンベンションシティの発展に寄与することが期待される施設であり、プロバスケットボールを初めとする各種スポーツや音楽のまちを象徴するコンサート、コンベンション機能など、沖縄市のランドマークとなるものと認識をしております。
以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
〔土木建築部長　上原国定君登壇〕
○土木建築部長（上原国定君）　２、地域問題についての御質問のうち、(2)、アリーナ建設に伴う交通渋滞対策についてお答えいたします。
アリーナ建設地に近接している沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されております。

県においては、渋滞ボトルネック対策として、右折帯の延長及び２車線化に取り組んでいるところであります。

次に２の(3)、沖縄環状線の歩道未整備箇所の対応についてお答えいたします。

沖縄環状線の歩道未整備箇所については、平成17年度から、沖縄防衛局を通して一部返還の要請を行っており、ことし５月にも在日米軍等に対して、調整の迅速化を要請したところであります。

県としては、引き続き沖縄防衛局等と調整を進めていきたいと考えております。

次に２の(5)、県道20号線拡幅工事についてお答えいたします。

県道20号線については、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として３工区に分けて、幅員32メートル、４車線で整備を行っております。沖縄税関支署については、これまで補償方法等の協議に時間を要してきましたが、ことし５月に補償方法が決定したところであり、令和４年度に移転及び取り壊しを行う予定となっております。

次に２の(6)、比謝川、与那原川の整備状況についてお答えいたします。

比謝川については、事業延長約10.1キロメートルのうち、おおむね６キロメートルの整備が完了しております。米軍施設用地内の福地橋下流については、平成29年６月に暫定掘削を実施し、知花地区において浸水被害の軽減が図られております。与那原川については、事業延長約2.5キロメートルのうち下流部の約1.2キロメートルが米軍施設用地内となっており、比謝川と一体的な整備の必要性があることから沖縄防衛局と協議を行っているところであります。

県としては、引き続き浸水被害の解消に向け、両河川の早期整備に取り組んでまいります。

次に２の(7)、沖縄市比屋根の擁壁傾斜への対応についてお答えいたします。

沖縄環状線の切り土のり面については、平成26年の道路防災点検の結果、地すべり対策が必要と判断されております。のり面上部に位置する沖縄市管理道路の当該擁壁については、急傾斜地崩壊危険区域に位置し、県道の道路区域外となっておりますが、道路のり面と近接していることから、今年度、道路のり面の対策設計とあわせて、擁壁への影響について詳細調査を行うこととしております。今後の対策については、擁壁を管理する沖縄市と調整を進めていきたいと考えております。

次に２の(8)、海浜緑地等における沖縄市との協議状況についてお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区における埋立事業については、現在、沖縄市において企業意向等も踏まえながら、時代の変化に対応した土地利用計画のあり方について検討を行っており、その中で、宿泊施設用地と人工ビーチとの一体利用等についても検証していくものと考えております。また、電線類地中化については、県としても必要性を認識しており、現在、電線管理者や沖縄市と意見交換を行っているところであります。

県としては、今後とも国や沖縄市と連携を図りながら事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、地域問題についての御質問の中の(4)、沖縄こどもの国への補助金についてお答えいたします。

沖縄こどもの国については、未来を担う子供たちの知恵・感性・想像力を育む場として、県全域の児童の健全育成に大きく寄与していると認識しており、県としても、その運営を支援・助成する必要があると考えております。なお、負担金は、一般に法令または契約等により定められた負担区分に基づいて支出するものであることから、当該事業については、設置主体である沖縄市に対する補助金を支出しているところです。

県としましては、今後とも沖縄こどもの国の安定的な運営が行えるよう、支援を続けてまいります。

次に３、地域生活支援事業についての(1)、障害者自立支援機器普及アンテナ事業の実施等についてお答えいたします。

地域生活支援事業の県事業として国が新設した障害者自立支援機器普及アンテナ事業は、障害者の日常生活を支える機器の利活用の相談やニーズ等の把握のほか、利用者が適切な支援機器の選定を行えるよう機器の展示等を行うものであります。当該事業は、従来の地域における障害者自立支援機器の普及促進事業を地域の状況により柔軟に対応できるよう見直しを図ったものと聞いております。

県としましては、国と連携を図りながら事業実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に５、県内の児童虐待の実態と児童相談所の体制整備についての(1)、児童虐待の実態及び児童相談所の体制についてお答えいたします。

平成29年度に本県の児童相談所で処理した児童虐

待相談件数は691件で、前年度に比べ22件減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。児童虐待相談件数の増加に伴い、平成17年度から31年度までの15年間で、非常勤職員を含む93名を増員し、児童相談所の機能強化及び体制強化を進めてきました。

県としましては、児童相談所の役割が拡大され続けていることから、さらなる体制の強化を図ってまいります。

次に６、子供の貧困対策についての(1)、子供の居場所の設置状況等についてお答えいたします。

平成31年３月末現在、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用した子供の居場所は、26市町村139カ所で、利用者数は、延べ29万8760人、１居場所における１日の平均利用者数は約14人となっております。同事業を活用し居場所の設置は進んできておりますが、まだ十分であるとは言えず、利用率や認知度の低さが課題となっております。

県としましては、今後とも必要な家庭に支援が届くよう取り組んでまいります。

同じく６の(2)、無料塾の設置状況等についてお答えいたします。

県では、平成24年度より一括交付金を活用し、低所得世帯の児童生徒に対して無料塾による学習支援を実施しております。平成24年度は嘉手納町の１教室のみの設置でしたが、市町村からの要望等を踏まえ、平成30年度においては、23市町村30教室まで拡充しており、1081人の児童生徒が利用しております。

県としましては、今後も引き続き、これら教室での学習支援を継続するとともに、支援の質の向上などにも努めてまいりたいと考えております。

次に８、待機児童ゼロへの取り組みについての御質問の中の(1)、待機児童ゼロへの取り組みについてお答えいたします。

県では、黄金っ子応援プランに基づき、令和２年４月１日時点で６万4335人の保育定員を確保することを目標としております。平成31年４月１日時点の保育定員は６万310人で、今年度において4807人の整備計画を予定しており、目標値を上回る６万5117人の定員を確保する見込みであります。

現在、県及び市町村においては、幼児教育・保育無償化の影響等を勘案した第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところであり、引き続き市町村と連携して、待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、地域問題についての(9)のイ、ロウワー・プラザ住宅地区の跡地開発への県のかかわりについてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用について、県では、関係市町村と連携協力して、広域的観点から跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年１月に策定しております。沖縄市と北中城村にまたがるロウワー・プラザ住宅地区については、両市村が共同で策定した土地利用計画素案をもとに、地権者との合意形成を図っているところです。

県としましては、広域構想を踏まえた両市村の跡地利用計画の策定に向け、個別ヒアリングにより、課題の把握や情報提供に努めるなど、引き続き密接な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　４の(1)のア、青少年の薬物汚染の実態と対策についての御質問のうち、高校生等による大麻取締法違反事件の概要についてお答えをいたします。

本年２月、沖縄本島内において、別事件で捜査対象となっていた高校生の携帯電話の履歴に、大麻に関すると見られるやりとりが認められたことから、さらに捜査を進めましたところ、この高校生とは別の高校生がＳＮＳを使って県外から大麻を購入し、複数の高校生に譲渡していた事実が判明いたしました。

このほかにも、沖縄本島内において、昨年12月から本年４月までの間に、高校生を含む少年複数の間で大麻の所持や譲渡が行われていた疑いが浮上いたしました。

このため、関係先の捜索差押えや関係者の事情聴取等、所要の捜査を実施しました結果、事件関係者として県内の捜査を実施しました結果、事件関係者として県内の高校生14名を含む23名の少年の関与が明らかとなり、うち高校生５名を含む10名を本年５月末までに大麻取締法違反で立件送致し、現在も捜査を継続しているところであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の青少年の薬物汚染の実態と対策についての御質問で(1)のイ、青少年の薬物

汚染の対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、今回の事件を受け各学校長宛て、大麻等薬物乱用防止に係る指導を徹底するよう通知を行うとともに、県立学校緊急校長研修会、緊急生徒指導主任連絡協議会を開催し、指導の強化について確認を行ったところであります。各学校では、警察、専門家を招聘した薬物乱用防止教室を開催するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や道徳など、関連教科を初め、組織的・計画的な指導計画のもとで、教育活動全体を通して薬物乱用防止に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、これまでの取り組みについて、検証するとともに学校、県警、沖縄麻薬取締支所、ＰＴＡ連合会等の関係機関及び家庭、地域社会との連携を密にして、児童生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

次に６の子供の貧困対策についての御質問で(3)、歯科検診の実施状況についてお答えいたします。

平成30年度の学校歯科検診において、未処置歯があると判定された児童生徒は、小学校38.5％、中学校32.8％となっております。また、受診勧奨を受けた児童生徒の歯科受診率は小学校31.2％、中学校21.8％であります。県教育委員会では、未受診者の把握及び受診勧奨等について、学校全体で組織的に対応するよう、各市町村教育委員会及び各学校へ依頼しているところであります。

各学校においては、健康診断実施後に、保護者宛ての文書や個人面談などの機会を捉えて、受診勧奨に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会及び各学校と連携し、受診率の向上に取り組んでまいります。

次に、９の公立夜間中学開設の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学設置検討に当たって、平成30年度に対象者等の詳細なニーズなどを把握するため調査を実施したところであります。今年度は、調査結果を踏まえ、公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、夜間中学の設置主体や設置規模など、そのあり方について検討することとしております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、７のこども医療費助成制度の拡充についての御質問にお答えします。

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、制度の統一性を図る観点から可能な限り多くの市町村が実施できる内容で基準を設定する必要があると考えております。

県としましては、県内のどの市町村においても同様なサービスの提供が受けられるよう、中学卒業までの拡大を視野に入れながら市町村と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。

ちょっと順番を変えて再質問をさせていただきます。

まず最初に３番、厚労省の地域生活支援事業の中の障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業、これについて具体的に私いろいろと情報を聞いているのは、部長も御存じだと思うんですけれども、沖縄型神経原性筋萎縮症という、沖縄特有の遺伝性の病気がありまして、その患者が県内にほぼ100名前後いらっしゃると。これ遺伝性のもので沖縄がその発症源になっておりまして、時には県外に引っ越したり、あるいはまた移民で国外へ行ったりということで、そういうところにも影響が及んでいるんではないかという話もあります。そういう意味で、この患者の皆さん方にＨＡＬを――これまでは下肢の医療器具として使われてきたんですけれども、それを福祉用具として上半身、特にそういう腕の機能回復に今厚労省が研究班の設置をしてその研究を鋭意続けております。その現場を私も見させていただいたんですけれども、本当にその利用することによって機能が回復するという効果を目の当たりに見まして、それを日常的に使えるような環境をつくれば、この患者の皆さん方が本当にＱＯＬを向上させることができるのではないかという期待が非常にありまして、それで厚労省としてもそのことも視野に入れながら、この事業を立ち上げたのではないかというふうに私は情報として聞いているんです。ここは厚労省との連携あるいはまた沖縄市が積極的にかかわっておりますから、そことの連携などその辺の情報はいかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この事業につきまして、厚労省と県のほうでも確認しましたところ、この事業は従来の事業を少し見直してつくったということで、厚労省からはお答えをいただいているところなんですけれども、その事業の内容が相談窓口の設置であったり、支援機器のニーズをどう捉えるかと

いうところであったり、あとネットワークを構築したりというような事業となっているというふうに聞いております。

今議員がおっしゃるような事業に使えるかどうかというところについては、詳しいところはまだ厚労省と詰めているわけではありませんけれども、この事業が使えるためにということではどうやらないような事業の内容にはなっているということでございますが、県としましては、国それから市町村とも連携しましてこの事業が使えるかどうかも含めて検討したいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひその辺のところは厚労省とも、あるいはまた沖縄市とも連携を図りながら、もっと正確な情報、深い情報をいろいろと集めていただいて、私の情報ではこれがそのＨＡＬを福祉用具として活用できるのではないかと、この事業がですね。そういう情報も聞いております。もっと厚労省との連携、また沖縄市との連携、それを深めることによってやはりまずＨＡＬというところから、突破口としていろんな福祉事業が守備範囲として適用可能性があるというふうに聞いておりますから、今具体的にその沖縄型神経原性筋萎縮症の皆さん方の要望が具体的に寄せられておりますから、そのことについてはより積極的に特化した形で踏み込んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　障害者の自立支援機器としての事業でございますので、その目的なども踏まえまして、国や市町村と連携して取り組んでいきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、地域問題についての沖縄アリーナの建設の件であります。文化スポーツ部長から答弁がありましたけれども、知事、玉城知事の地元でありますから、このアリーナの件についての認識とそれから今後の期待についてお伺いします。

部長はさっき答えたからいいよ。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えします。

先ほど確かに答弁をさせていただいたところでございますが、今回のアリーナ建設で、まさに沖縄市が進めております、スポーツそれから音楽それからコンベンションというところにますます寄与するものだというふうに思います。ですので、今回のアリーナの建設によりまして、沖縄市のスポーツ振興それを通じた観光振興とか青少年の育成、地域振興に大きく寄与するばかりでなく、本県のそういった施策にも大きく寄与するものと期待をしているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　おっしゃるように沖縄市のみならず、これはもう沖縄全県のスポーツの振興・発展、スポーツのみならずいろんなイベントが使える多目的なアリーナでありますから、ぜひその成功に向けては、県の協力も積極的にお願いをしたいと思います。

国際バスケットボール連盟の世界大会のワールドカップの開催も23年度に決まっておりますから、琉球ゴールデンキングスの活躍とあわせて大いに期待を集めておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それで、このアリーナ建設で一番懸念されているのは交通アクセスの問題であります。今でもやはりキングスの試合のときには、大変な混雑を来しておりますし、エイサー大会もそうですけれども、そういう場所になっておりますから、そのアクセスの問題は、その南インター周辺の整備あわせてその後背地になっている、嘉手納基地ここの――先ほど土建部長にも聞きましたけれども――その未整備歩道の整備問題も関連しているんですね。ですからこの辺のところはやはり防衛局とも相談の上で米軍と連携しながら、長年かかって歩道一つ通せないという数百メートルのわずかな距離でありながらもう長年にわたって懸案事項で先送りされているという実態があります。これが来年にはアリーナ完成しますので、だからそこを急ピッチでめどをつけていかなきゃいけないんですけれどもいかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　沖縄環状線の歩道の未整備箇所につきましては、ことしの５月にも米軍・沖縄防衛局にも要請してまいりました。その中でアリーナの完成が近づいていると。ぜひそれに間に合わせて整備をする必要があるということは強調して調整の迅速化をお願いしたところでございますが、この辺ちょっと米軍基地内の施設の整備に絡んだ部分があるような回答がございましたので、それにしても歩道だけの整備でございますので、早急に調整を進めるように今後鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　これは公室長、これは公室長の部署

じゃないですか。やはりこの交通アクセスの問題とあわせて、嘉手納基地、サッカー場の後背地のあの地域というのはそのサッカー場から汚染物が出てきたということもあって、隣接する米軍の学校が移転したんですよね。今はもう廃校になって使われていない。そういうこともありますから、やはり鋭意この防衛局やあるいはまた米軍との交渉によってそこはアリーナの駐車場も絶対数不足しているし、交通アクセスの問題もあるし、だからそういうところで共用でもいいからそこが民間活用できるようなそういう交渉というのはいかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど来上原部長が答弁しているように、この件につきまして私も米側、ジャン大佐ですとか総領事それから外務省沖縄事務所のほうに伺いまして、県からのそういう思いはお伝えしております。沖縄防衛局もそういった思いに応えるべくいろいろ努力している旨の説明もありました。まだ課題は残っているというような説明がございましたけれども、今議員からのお話も含めまして、再度この件については、強く求めてまいりたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　沖縄の米軍基地の負担軽減というトータルな話もそうですし、そういう個別具体的な話もありますから、これからちょっと基地問題について触れていきますけれども、先ほど嘉手納以南の基地返還、統合計画の進捗状況、公室長から答弁していただきました。この統合計画というのは既に５カ所が返還されておりまして、西普天間住宅地区を初め５カ所の62ヘクタールの返還がもう済んでおります。あわせてこれから返還されるであろう、その計画もこのスケジュールの確認をすると、早いところではことし返還される瑞慶覧の倉庫の一部――白比川のちょっと手前右側、あそこはことし返ることになっていますね。それからこのキンザーについては24年度、25年度に分けて、２回に分けて返還されることになっている。そのほかにも、その瑞慶覧地区の住宅地区であるとかキャンプ桑江であるとか、キャンプ・タンクファームであるとか、そういうところが24年、25年この辺のところまでに返還の計画がなされているわけですね。だからあと五、六年なんですよ。それに伴ってその移転先の工事のほうも急ピッチに進んでおります。私も先日そのキンザーから普天間基地からあるいはまた、沖縄市の嘉手納弾薬庫その移転予定地、さらにはまたハンセンの内部にまで視察に行ったんですけれども、非常に急ピッチで工事が進んでおります。そういう意味では防衛局は、本当に真摯に真剣に一生懸命取り組んでいるんですね。そういうところは私、現場を見てびっくりするほど真摯に頑張っていただいているなという思いがしましたけれども、そこは公室長、現場確認されていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもも嘉手納以南の統合計画の進捗につきまして確認する必要があるということで、玉城知事に同行しまして、キャンプ・キンザーそして読谷のトリイのほうの文化財調査の発掘状況でありますとか、そういったところを見させていただきました。少しでも前倒しできるように防衛局のほうが米側と調整をしながら、なおかつ必要なそういった文化財調査はきちんとやりながら、進めているというような状況を見せていただいたところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　おっしゃるとおり、非常に防衛局が一生懸命頑張っているなという印象を受けております。

そこで一番のポイントはこの普天間飛行場、これについてやはり一番危険な状況でありながら、負担軽減どころか一方では、その外来機の進出、訓練が増加して騒音はむしろ激化している、負担は増しているというのが実態であります。これはもう宜野湾市民からも非常に強い意向が示されております。

そこで知事、対話でもって辺野古問題、普天間問題を解決しようということをもう再三再四おっしゃっているんですけれども、具体的に対話でどう政府とやり合って解決の糸口を見つけようと思っているんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども別の議員に答弁をさせていただきましたが、まず沖縄における現状、そして一日でも早い普天間飛行場の運用停止あるいは閉鎖・返還に向けた一つ一つの確認をさせていただく対話も非常に重要であると思います。その対話の中から、糸口を見つけていきたい、そのように考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　今まで総理と何回対談なさいましたか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時17分休憩

午後４時17分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　済みません、詳しい期日はちょっと記憶にないんですが、たしか５回から６回お会いしていると思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　５回、６回も回数が、対談の機会があるのであれば、もっと実のある結果も出せる対話ができるんではないかというふうに私は思うんですけれども、そこができない。お互いに壁になっていて、むしろ裁判闘争にまで発展せざるを得ない、その要因というのはどのように考えていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

裁判の――今回議案の審議もお願いしておりますが、私ども埋立承認が有効で国の裁決は、４月５日の裁決は違法・無効であるという立場でございます。その裁決を根拠に工事が進められているということで、その工事をとめるために訴訟――訴えの提起という形で考えているところでございます。一方で、普天間飛行場の危険性除去あるいは速やかな運用停止に向けては当然さまざまな形で政府と話し合っている、宜野湾市と連携していくところもございます。そのため４月10日の負担軽減推進会議そしてその後近々――恐らく７月になろうかと思いますけれども作業部会でできる対策はきちんと話し合っていくということは国ともある程度やっていこうということで方向性は一致しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　やっぱりここまで来て、膠着状態が続いていて裁判に訴えざるを得ないということは、本当に対話の仕方を考えないと、そこの突破口が開けていかないと思うんですね。恐らくは裁判で提起しても厳しい結果になることは予想されている。ならば県としてそういうことを受けとめてどうするのかと。また新たな問題提起を何かするのか、その繰り返しではずっと間延びしてしまって危険が放置されたまま固定化につながるということははっきりしているわけで、そういうところで私、知事に提案したいんです。私も辺野古移設については県外・国外がいいと今でも思っています。ただ現実問題、裁判を経てあるいはまたいろいろな手続を経てもなお変わらない国の方針がある。そういうことであれば体を張って阻止するわけにはいかんでしょう、知事。であるならば何らかの方法でやはりここはある意味では反対ののぼりは立てたまでいいから、しかしその普天間の危険性除去は何とかしろと、そしてこの統合計画はしっかり予定どおり進めてくれと。そういうふうな何らかの違う角度からのアプローチ、交渉というものが必要だと思うんですけれどもどうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　辺野古移設が唯一だというその考えにとらわれることなく、普天間基地の一日も早い運用停止と閉鎖・返還に向けた、そのようなヒントになり得るようなものを万国津梁会議の各委員の皆さんからも御提起いただけるのではないかというふうに期待をしております。

○金城　　勉君　自分の考えをおっしゃいなさいよ。結果を待ってそれを対応しようとしているの。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　知事、この膠着状況を打開するためには、やっぱりただ要求を突きつけるだけじゃなくして、県はこう一歩譲歩する部分はありますよと。そういうふうなキャッチボールができないとこの環境は変わりませんよ。そこはぜひ御検討いただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

［金城泰邦君登壇］

○金城　泰邦君　休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時23分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○金城　泰邦君　皆さん、こんにちは。

公明党会派、金城泰邦です。

一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、浦添西海岸開発における那覇軍港の移設について。

ア、沖縄21世紀ビジョン及び沖縄県アジア経済戦略構想での位置づけについて、沖縄県の計画における浦添西海岸地域の位置づけはどうなっているか伺う。

イ、沖縄21世紀ビジョンに示されている世界水準の観光・リゾート地には何を求めているのか。また、浦添西海岸地域は世界水準の観光・リゾート地として取り組むべき地域との認識でいいか伺う。

ウ、海外富裕層獲得を目指す世界水準の観光・リゾート地、我が国及びアジア・太平洋の平和と持続発展に寄与する万国津梁の実現を図る上で、浦添西海岸の西側正面に軍港が位置することについて県はどう考えるか。

２、保健医療・福祉行政について。

(1)、北部基幹病院の整備の進捗について伺う。

ア、ことし３月に市町村と合意ができなかった原因は何か。

(2)、ことし６月６日から７日に、文教厚生委員会で伊平屋村・伊是名村を視察した。離島の診療所の体制は人員配置・医療器具・派遣医師らの住環境への支援が急務である。県の対応を伺う。

(3)、骨髄移植ドナー助成制度の導入について、進捗を伺う。

(4)、人工内耳の保険適用や補助制度のあり方については、国の補助制度はあるが、補聴器具本体へ電池交換の補助など県独自の支援ができないか伺う。

３、道路行政について。

(1)、国土交通省はことしの３月、一般国道58号（沖縄西海岸道路）浦添北道路Ⅱ期線の事業を認可し、次年度の工事着手に向けて今年度から調査業務がスタートした。６月27日のサンエー・パルコシティ開業を機に今後の渋滞も予想されることから渋滞対策は急務と考える。

ア、浦添北道路の整備は先行きが見えてきたが、西洲地区から曙交差点までの渋滞緩和策が未解決である。県としてどういった対策が効果的と考えるか。なうら橋から曙交差点を拡幅する。あるいは国立劇場の前から58号に向けて道路を拡幅する等検討できないか伺う。

イ、キャンプ・キンザーの一部（サンエー・パルコシティ裏）に道路をつくり、軍民共用の軍道路を国に提案することができないか伺う。

(2)、国道330号浦添バイパスの伊祖トンネル前の浦添ハイツ入り口に交差点を設置することについて伺う。

(3)、停止線や路側帯の白線引きなど地域からの要望が多いが、県警だけで対応するのは範囲が広過ぎて対応が遅いとの苦情が多い。既存の線の引き直しだけでも市町村に権限を移譲することができないか伺う。

４、教育行政について。

(1)、６月６日から７日の伊平屋村・伊是名村の視察で高校進学の際の家計の負担が大きいことを伺った。

ア、離島の生徒が本島の高校に進学する際の住居費負担を軽減するため、現在の補助に加え公営団地への入居枠を新たに設置することができないか。

イ、離島に赴任する教員は制度上、新人研修制度を修了した後、赴任する教員が多いと聞くが、ベテラン教員もバランスよく配置すべきではないか。また、学力向上の面で離島は独自の対策を講ずる責めを負っているような印象を持っています。全国統一テストの結果から数字にあらわれているのではないか。

５、環境行政について。

(1)、県はヤンバルの森の環境保全について予算を組んで取り組むことになっているが、名護市嘉陽区のごみ処理場のように長年蓄積されたごみを処分するために、県として名護市と協力してごみ処理問題の解決に取り組むべきではないか伺う。

嘉陽区の最終処分場に仮置きされているプラスチック・ビニールごみは、見込み量で600トンにも上り、稲嶺市政時代の積み残しの課題です。県内の処理施設に受け入れの協力を呼びかけていますが、計画的修繕やふぐあい等の理由で受け入れ困難な状況下にあります。名護市は嘉陽区との協議で、年内の処理完了を目指して県外への搬出も検討されているようです。ぜひ、名護市と協力してヤンバルの森の環境を守っていただきたいと思います。前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

６、防犯行政について。

(1)、近年、事件・事故を抑制しあるいは解決するための対策として、防犯カメラが有効であるケースがよく見受けられる。防犯カメラや防犯灯の設置を県内全域に充実させ犯罪防止を図ることについて伺う。

７、観光行政について。

(1)、アジアから見た日本の医療技術は信頼が高いと言われているが、アジアを初め外国人を対象とした医療ツーリズムを推進し、インバウンドの収益を医療機関の収益に還元できる方策を検討できないか伺う。

８、我が党の代表質問との関連について。

上原県議の代表質問から、２番の基地問題についての(1)で、辺野古問題について辺野古新基地建設という表現をしておりますが、いつ、どのような意思決定機関を経て、代替施設という本来の位置づけが新基地建設という位置づけに変わったのか。その経緯を説明していただきたい。

同じく基地問題についての２の(3)、ＰＦＯＳ関連で、厚生労働省は６月11日の参院厚生労働委員会で河野義博参議院議員の質問に対し来年の４月までに目標値の設定をする旨答弁し、さらに６月19日の厚生労働省への公明党のＰＦＯＳ対策の要請の際に、７月２日にキックオフ会議を開催するという回答を新たにいただいてきました。今後、県は国への継続的な要請活動を行っていくべきであると考えます。

また、普天間基地を抱える宜野湾市から飲み水の安全宣言を県は要請されていると思います。県民の不安

を放置するのではなく、安心して水が飲めるという安全宣言を早急にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問番号８番、食品ロスについて。

食品廃棄の数値は、県が把握しないと削減ロスにつながらないと思うがどうか。また、フードバンクが連携する食品提供事業者は幾つあるか伺います。

時間の都合、また我が党の一般質問でも取り上げていることがあるので、その他の関連質問は取り下げさせていただきます。

以上、再質問は後ほどいたしますので、御答弁よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城泰邦議員の質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての１の(1)のア(ｱ)、沖縄21世紀ビジョン基本計画における浦添西海岸地域の位置づけについてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、第５章圏域別展開の南部圏域の観光・リゾート産業の振興の中で「糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアを初めとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進」することなどとされております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のアの(ｲ)、沖縄県アジア経済戦略構想における浦添西海岸地域の位置づけについてお答えいたします。

同構想では、重点戦略のアジアをつなぐ、国際競争力のある物流拠点の形成と、世界水準の観光・リゾート地の実現の施策展開の中で、臨空・臨港型産業の集積促進や、アジアを中心とする海外富裕層の獲得を目指した戦略の構築として位置づけております。また、同構想の実現に向けた実施計画として、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画を策定し、臨空・臨港型産業の集積のためのインフラ整備に向けた那覇港長期構想策定・機能再編検討調査に取り組むとともに、富裕層等の獲得に必要な受け入れ環境の整備として、当該地域における埠頭の緑地整備や小型船だまりの整備に取り組むこととしております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、世界水準の観光・リゾート地と浦添西海岸地域の位置づけについてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画における将来像を世界水準の観光・リゾート地とし、沖縄独自の自然や文化、人などのソフトパワーを発揮するとともに、安全・安心・快適な洗練された品質を確保することにより、世界中に広く認知され評価される観光地を目指しております。また、同計画において糸満市から浦添市に至る本島西海岸地域を、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ等施設の集積を生かしつつ、諸外国や県内外との交流拠点と位置づけております。

次に７、観光行政についての(1)、外国人観光客を対象とした医療ツーリズムの推進についてお答えいたします。

県では、診察、治療等を伴う医療ツーリズムから、健康増進、疾病予防等も含めたウエルネスツーリズムへと広げ、国内外でのプロモーションや事業者への支援など施策を展開してまいりました。

県としましては、今後、沖縄の強みである豊かな自然、温暖な気候、伝統的な食文化等を活用したウエルネスツーリズムを推進し、海外富裕層の誘客及び１人当たり消費額の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のウ、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

４月23日に開催された第25回移設協議会においては、浦添市から、代替施設の浦添市西部開発に与える影響・支障については、南側案が優位との評価結果の報告がありました。また、前回の移設協議会で那覇港管理組合から報告があった民港への影響という観点からの評価と、今回浦添市から報告があった結果が異なっていることから、今後、那覇港管理組合とその構成団体を中心に、事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されたところ

です。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に８、我が党の代表質問との関連についての(1)、現在の辺野古新基地建設計画についてお答えいたします。

日米両政府は、平成８年12月のＳＡＣＯ最終報告において、撤去可能な海上施設を沖縄本島東海岸沖へ建設することを合意しました。その後、さまざまな変遷を経て、平成18年５月政府は県と継続協議等をすることなく、名護市辺野古沿岸域を埋め立てるＶ字型にかかる閣議決定を行ったものでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、２の保健医療・福祉行政についての御質問の中の(1)のア、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

県、北部12市町村、北部地区医師会病院及び県立北部病院で構成する協議会は、平成30年１月の第１回以降これまでに６回開催し、北部基幹病院の基本的枠組みなどについて協議を行ってきたところでありますが、市町村の財政負担のあり方や経営システムについてさらなる検討が必要であることから、現在も協議を継続しているところでございます。

次に(3)の、骨髄ドナー助成制度についての御質問にお答えします。

日本骨髄バンクの資料によりますと、ドナーの休業補償を目的とした骨髄ドナー助成制度を導入している団体は、平成31年４月15日現在、都府県で19団体、市区町村で454団体となっております。県では、現在、県内市町村に対し制度導入に係る意向調査を実施しているところであり、引き続き事業化に向け検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　２、保健医療・福祉行政についての御質問の中の(2)、伊平屋診療所及び伊是名診療所についての御質問にお答えします。

県立病院附属診療所においては、原則として、医師１名、看護師１名、事務員１名を配置しており、今年度の伊是名診療所については、さらに週３日勤務の嘱託看護師１名を加えた４名体制となっています。伊平屋、伊是名両診療所の医療機器については、耐用年数を経過している機器が多数あり、病院事業局としましては、医療の提供に支障が生じないよう、優先順位をつけて整備を進めてまいります。医師住宅及び看護師住宅については、今年度実施予定の劣化度調査の結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、保健医療・福祉行政についての御質問の中の(4)、補聴器具本体への電池交換などの補助についてお答えいたします。

人工内耳本体器具の埋め込み手術費用及び交換等に係る費用は、医療保険が適用されておりますが、周辺機器の維持管理等に要する費用については、公的な助成制度がない状況であります。九州各県保健医療福祉主管部長会議においては、人工内耳周辺機器の維持管理等に要する費用の負担軽減を図るため、医療保険の対象とすること、または、障害者総合支援法による補装具に位置づけるよう、厚生労働省へ要望しているところであります。

県としては、国の動向を注視しながら、市町村及び関係機関と意見交換を行ってまいります。

次に６、防犯行政についての御質問の中の(1)、防犯カメラ等を用いた犯罪防止についてお答えいたします。

県では、ちゅらさん運動の一環として、県全域で公共施設の防犯・安全点検の運動を展開しているところであります。今年度は県内５圏域において公共施設及び学校施設の管理者に対する説明会を開催したところであり、その中で防犯カメラに対する意見交換を行いました。教育関係者からの意見として、学校現場での防犯カメラ設置の要望があり、県教育委員会へ情報提供するなど、連携を図って対応しているところであります。また、同運動の一環で、公共施設の管理者等に対し、防犯カメラを設置するよう働きかけを行い、それにより平成30年は５市２町３村に92台の防犯カメラが設置されております。

県としましては、今後とも県警察、県教育委員会と密接な連携のもと、犯罪のない安全・安心な沖縄県の実現を目指し、ちゅらさん運動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に８、代表質問との関連についての(7)、フードバンク団体と連携している事業者数等についてお答えいたします。

農林水産省が平成28年度に実施した国内フードバ

ンクの活動実態把握調査によりますと、沖縄県内でフードバンク活動を行っているのは、１団体となっております。フードバンク活動を行っているＮＰＯ法人に確認したところ、連携している食品関連事業者は、約40社とのことであります。また、食料品の寄附を募って同法人に提供したフードドライブ実施団体は、平成29年度実績として29団体とのことであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、道路行政についての御質問のうち(1)のア、曙交差点付近の交通渋滞緩和についてお答えいたします。

那覇港管理組合においては、曙交差点付近の渋滞対策として、今年度、なうら橋交差点の右折帯延伸工事を行うとともに、曙交差点の車線変更に関する検討業務を実施しているとのことであります。また、臨港道路浦添線沿いに大型商業施設が開業することに伴う交通への影響を見据え、道路管理者、交通管理者、開発事業者等による西海岸関連道路交通対策調整会議が開催されており、誘導員配置等の対策案について検討を進めております。那覇港管理組合では、関係機関と連携しながら交通渋滞の緩和に努めていきたいとのことであります。

次に３の(1)のイ、キャンプ・キンザー内の道路についてお答えいたします。

キャンプ・キンザー内の道路の共同使用については、沖縄防衛局及び米軍との協議の上、日米合同委員会の合意を得る必要があることから、今後の検討課題と考えております。キャンプ・キンザー返還後の道路整備については、返還に関する作業の進捗状況を踏まえながら、関係機関と連携して検討していきたいと考えております。

次に３の(2)、国道330号伊祖トンネル付近の交差点設置についてお答えいたします。

国道330号は、県内において交通量の多い路線の一つであります。伊祖トンネル付近の交差点設置については、管理者である国に確認したところ、交通の円滑性及び安全確保の観点から困難とのことであります。

次に、教育行政についての御質問のうち(1)のア、離島生徒の公営住宅への入居についてお答えいたします。

離島の生徒が進学により本島に居住する場合において、同居する親族があり、収入基準等、入居資格に該当すれば、県営住宅への入居申し込みは可能となっております。また、子育て世帯等の要件に該当する場合には、優遇申し込みが可能となっております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　３、道路行政に関する御質問のうち(3)、停止線等の補修権限の市町村への移譲についてお答えをいたします。

交通規制に係る道路標示につきましては、道路交通法等の関係法令に基づき、公安委員会が設置・管理をすることとされております。この理由は、交通方法の指示・命令としての交通規制と、その実行性確保のための交通取り締まりを警察が行っておりますことから、標識・標示の設置・維持・管理と交通取り締まりを公安委員会と警察において、一元的に実施することが必要と考えられることによるものであります。したがって、停止線等の道路標示の補修につきましても、維持・管理の一環として公安委員会の責任において、一元的に対応すべきものと考えております。

ただ、停止線等の道路標示の補修に時間がかかっているのではないかという御指摘がございました。道路管理者である自治体との情報共有や補修必要箇所の調査の業者委託をふやすなどして、補修を必要とする箇所を適確に把握するとともに、必要な予算の確保に努め、迅速な対応に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育行政についての中の(1)のイ、離島への教職員の人事異動等についての御質問にお答えいたします。

本県の教職員の人事異動に際しては、公立学校教職員人事異動方針に定める在職期間中に離島・僻地校を経験することを基本として、全県的視野に立ち、学校教育の充実・発展を期するために、適材適所に配置することとしております。

県教育委員会としましては、今後とも離島の教育水準の維持・向上を図る観点から、適正な人事異動を行ってまいります。また、学力向上については、地区や学校規模、校種にかかわらず、児童生徒の確かな学力を保障するという義務教育の観点から、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　５、環境行政についての

御質問の中の(1)、名護市のごみ問題についてお答えいたします。

名護市のプラスチックごみについては、従来、中部北環境施設組合で処理されていましたが、同組合の焼却施設の基幹改造等により、受け入れ制限が行われ、プラスチックごみの保管量は最大1600トンとなりました。その後、去年５月より同組合での受け入れが再開されたほか、本部町今帰仁村清掃施設組合等や県外への委託処理により、保管量は現在600トンまで減少していますが、他市町村での受け入れ量が限られているため、問題の解決には至っておりません。

県としましては、同市と連携し、プラスチックごみの問題解決に努めてまいります。

続きまして、８番、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(6)、食品ロスの実態把握に係る県の取り組みについてお答えします。

県としましても、食品ロスの実態を把握することは重要であると考えております。食品ロスの削減の推進に関する法律第17条によると、国と地方公共団体は、まだ食べることができる食品の廃棄の実態調査を推進するとされていることから、今後、国から具体的な調査方法が示されるものと認識しております。

県としましては、他の都道府県の取り組み事例などについて情報を収集するとともに、国が示す調査方法を踏まえ、実態調査を実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　８、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(3)、ＰＦＯＳに関する専門家会議での議論についてお答えをいたします。

ＰＦＯＳ等に関する基準値等の設定については、本年６月11日の参議院厚生労働委員会において、厚生労働副大臣から来年４月をめどに目標値の設定を行いたい旨の答弁がありました。その後、厚生労働省より、７月２日に第１回水質基準逐次改正検討会を開催することが公表されており、一定の進展が見られたと考えております。国内法において基準値等が設定されることについては、県民の不安の解消及び立入調査の実現など、この問題の解決につながると考えております。

企業局としましては、国における審議等の動向に注視するとともに、今後も国へ働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金城　泰邦君　休憩。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時54分休憩

午後４時55分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　失礼いたしました。

辺野古新基地につきましては、防衛省は普天間飛行場代替施設は、基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであると説明をされております。しかし、政府が推進する辺野古移設計画においては、係船機能つき護岸、弾薬搭載エリア、２本の滑走路の新設など現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

以上でございます。

○金城　泰邦君　どのような意思決定機関を経て決まったのか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時58分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　辺野古新基地ということにつきましては、翁長知事の公約にあったかと思います。私ども先ほど述べた３つの機能が備わるということで、単純な代替施設ではないということで、辺野古新基地という形で用いていることになっております。

以上でございます。

○金城　泰邦君　どんな協議を経たから、普天間飛行場代替施設という表現……

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後４時59分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ちょっと順番を変えて再質問をしたいと思います。先ほど具志堅議員から、北部基幹病院、僕にちゃんと聞けということだったので、先に聞きたいと思います。

私の質問番号２番の北部基幹病院ですが、ことしの５月15日に２万2319名の北部地域の方々の署名を携えて、私は厚生労働省に要請に行きました。秋野公造

参議院議員、河野義博参議院議員に同席していただいて、そのときに要請した際に副大臣からはこの北部基幹病院は、予算の面で厳しいということで、財源の確保ですね。そういう要望をしているものですから、予算スキームについての回答までいただいているんですよ。１つには、地域医療介護総合確保基金というものを使って国が３分の２を充てて、県のほうで３分の１を確保すると。その３分の１の県の財源については、これまでのハード交付金とは別に再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置ということでの病院事業債等々への予算が考えられると。条件があるんですけれども、関係する複数病院が統合により１以上減となることが原則であると。そうすれば、原則として整備費全額が対象になるということも、一応スキームとして示していただきました。その際に県はこういったことで相談、要望に来ていますかというふうに聞いたら、まだ１度も来ていませんという回答だったんですよ。これどうなっているんですか、県の動きは。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　御指摘のように基幹病院をつくった後、効率的に経営していくためには整備時の借入金を極力減少しなければならないというのが基本的スタンスでございます。現在、基幹病院の収支見込みを作成しながら、建設費用に係る借入金の返済可能額を今試算しているところ。その上で、じゃどの程度の起債の借り入れであれば返済可能なのかと。そのためには、幾ら補助があればいいのかということを把握したいと。その上でこの総合確保基金を使うのか、あるいは既存の補助制度のメニューでいくのか、こういったものをあわせて検討しながら、これでは足りないと、さらなる支援が必要であるというならば、その必要になる理由なんかも理論構成した上で、国に対しては要請すべきだろうということで今考えているということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　いただいたスキームによれば、この再編・ネットワークに係る財政措置として、従来、病院事業債のそういった交付税措置というのは25％らしいんですが、今回提示していただいたのが40％の事業債。ただし、これ原則的には平成32年度までの措置というのがあるらしいので、これ県が早く動けばこういった予算も確保できるだろうし、県がいつまでも前に進まなければ、こういった予算も確保できないんですよ。なので私、きょう質問に入れている、何が原因で、合意できなかった原因は何なのかというのは、そういったところもあって、早くその原因を解決しなければいけないんじゃないかと思っているんですよ。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今議員の説明の中では、交付税措置の部分と、それから介護総合確保基金の県負担分の３分の１の話がごっちゃになっているのかなと。介護基金について３分の１、これは県が負担しますけれども、この場合は交付金が別途充てられるわけじゃなくて、交付税措置があるということなんですよ。これ、今現在もございます。これはその単位費用に人口を掛けて積算しますので、例えばその基金の額が大きくなっても、この３分の１の県負担分に対する交付税措置がふえるわけではないんですよ、それが１つ。

それと、これとは別に交付金、補助金として交付した後に、病院が独自でその企業債を借り入れる場合については、これは今でもその交付税措置として２分の１程度見ているスキームがありますけれども、これがさらに有利になるというような話はございます。この上で、じゃ病院が収益として上げたものでどれだけ償還に回せるかというのを精密に検討する必要があるということで、今その試算をやっていて、その上でじゃどれぐらいなら大丈夫かというのを出した上で、どういう形で要請するか支援するかというのが大切だということを申し上げているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　そういった意味でもこの総合確保基金などを使うにはやはり統合、この課題をクリアしなければいけないと思います。統合についてはどうなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　財政支援を得るために統合するわけではございません。これが大事なところです。統合は、今の北部医療圏の問題、この慢性的な医師不足によって生じている診療制限とか診療休止、それから患者の流出、２次医療圏として２次医療を提供し得ないような状況にあるわけですよ、今現在。じゃこの医療圏を潰して中部とくっつけて１つの医療圏にするというわけにもいかない。なぜなら、北部の医療圏というのは宮古・八重山と違って、医療資源の多い中南部と陸続きなんですよ。それだけ流出しやすい環境にある。しかし、あれは広大な圏域ですので南北60キロぐらいあります。

午前中に具志堅議員も言っていたんですけれども、金銭的な余裕があって時間がある人は、中南部に流れ

ていけばいいかもしれません。しかし、これだけ広い圏域に高齢化も進んでいるような人がいる状況で、どうしても向こうには地域完結型の医療提供をする、２次医療で全うできる病院をつくる必要があるわけですよ。そのための統合ですよと。この医師不足、これに起因する構造的な要因を解消するためには今ある２つの病院を統合して、若手の医師が集まりやすい、自分でここで働きたいというようなキャリアアップの形成機能のある、そして魅力のある病院をつくらないといけないと。こういう意味で我々は統合が必要だということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　熱い思いは伝わっていますが、中部に流れる原因は、北部に備わっていないから流れているんですよね。だから、早く北部につくる必要があるわけだから、早急に合意を得て、早く統合をする努力を県が一番頑張らないといけないと思うんですよ。説得すべきはきちっと説得をして、早く前に進んでいくべきだと思います。頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問変わります。

先ほど代表質問との関連で、辺野古新基地の表現について公室長からありました。

翁長知事の公約にあったから、そういう表現に変えたと言っていますけれども、皆さんが例えば防衛省に裁判の関係で出している書面では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の中止についてとか、こういうような公文書に書いていることと議会でしゃべることが違うというのは、私は間違っていると思いますよ。どうなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

公有水面埋立承認に基づくものは、その事業としての名称というか、承認申請に当たってのものがございます。訴訟等についてはそれを用いるというのは、これは必要なことかと思っております。一方で、４年前の選挙で前知事が当選されたときの公約というのは、一般的な用語としてはそれで公約としてありますので、それで私ども先ほど述べた３つの新たな機能が備わっているということで、単純な代替施設ではないということで、そういった形でいわゆるこういった知事あるいは議会で使っているような形でございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　新しいそういった機能が加わったから、新基地という表現をここで議会の場でやってもいいという、そういう認識なんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　議会でといいますか、辺野古に新基地をつくらせないということを公約として翁長知事が当選されているわけでございます。ですから、知事のその言葉というのは公約でございますので、そういった形で用いているということになろうかと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　翁長知事の公約だったということですが、玉城知事に今かわりました。やっぱりもとに戻すべきじゃないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時10分休憩

午後５時10分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

昨年10月に就任された玉城知事も、選挙のほうでは翁長知事の辺野古も含めて継承するという形で当選されたというふうに理解しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　じゃ玉城知事は、普天間飛行場代替施設を新基地と呼びますと言って当選したということになるんですか。違うんじゃないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

玉城知事の選挙公約におきまして、建白書の精神に基づき普天間基地の閉鎖・撤去を求め、辺野古新基地の建設、オスプレイの配備に断固反対しますというふうに記載されてございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　政党とかそういう人たちが、選挙で自分の思いを込めて言うのは別に僕はとがめませんよ。皆さん、公務員ですよ。公務員の立場でここに座っているんですよ。立場が違うんです、皆さんは。ちゃんと公的なちゃんとした名称を使うべきじゃないですか。特定の思想に基づいたものをやっていいんですか、こういう場で。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

先ほども申し上げたように、係船機能つき護岸でありますとかそういう新たな機能が加わっておりまして、単純な代替施設ではないというのは客観的にも言えるかと思います。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　今の公室長の御答弁にありますように、新たな機能が加わった単純な施設ではないというお答えでした。

皆さんのそういう考えに基づくならば、私が最初に申し上げました那覇軍港の移設についてなんですが、この那覇軍港の機能には、那覇港湾施設協議会の資料を見ますと、平成19年８月９日、ここで防衛施設庁より追加的な集積場約14ヘクタール、これを含む代替施設の位置及び形状について、民港港湾計画に配慮する米側との調整を行ってきたこと、その調整により米側として受け入れ可能な位置及び形状案を説明し、各構成員は、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、提示された位置及び形状に基づき関係機関と調整することに同意をしたとあるんですね。この集積場、私今現存の那覇軍港にこの集積場はありますかと防衛省に聞きました。ないそうです。ということは、これが現行案のとおりにこの浦添に移ってくるときには、新たな追加的な集積場、そこに14ヘクタールをふやして設けた上で、埋め立てることになるんですから、皆さんの定義からすれば、新しい機能を追加した軍港になるからこれ新基地と言うべきじゃないですか。皆さんの定義に当てはめれば。どうなんですか。（発言する者あり）

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

静粛にお願いします。

○知事公室長（池田竹州君）　今議員が読み上げた議事録については、私手元に持ち合わせてございませんので、確認してきちんと回答したいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　皆さんのホームページにも載っているんですよ、県のホームページに。この14ヘクタールの追加的な集積場を含めるというのは県のホームページに載っているのに、今知事公室長が把握していないというのはおかしい話じゃないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時18分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

平成19年の外務・防衛の合同委員会の合意の中で、平成18年５月、２プラス２で承認されたロードマップにおける那覇港湾施設については、「浦添に建設する新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設」することというふうにございますが、追加的な集積場につきましては、ちょっとその時点では内容が明らかにはなっておりません。その際、儀間市長のほうからはこのことについての詳細は不明であるというふうなコメントが出されております。ただ、私どもはやはり那覇港湾施設につきましては、同じ港湾区域内での移動ということで儀間市長が受け入れた経緯もありますので、そのような形で捉えているところでございます。ただ、この集積場の内容については、これまでの協議で明らかにはなっていないというふうに今考えておりますが、きちんと詳細を確認したいと思います。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ちょっとかなり苦しい答弁でしたね、今。僕はシンプルに、この普天間飛行場代替施設という呼び方にちゃんと戻す、那覇港湾施設という呼び方にする。これでいいと思うんですよ。別に那覇港湾施設のどうのこうのというのを目的にしているわけじゃないんですから。皆さんがこういった形で正式名称を使わずに、自分たちのその思いでもって違う呼び方をするから、県民に誤解を与えるんじゃないですかと私は危惧しているんですよ。だからそういうふうに言っているんですよ。知事、どう思いますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども公室長が答弁をさせていただいたとおり、普天間基地機能の移設を予定されているその計画には、普天間基地にはない新しい機能が付与されているということで、我々は県民の皆さんがしっかりわかりやすいように、単なる代替施設ではなく新基地であるという認識で使わせていただいております。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　それをとって返せば、那覇軍港も集積場が加わるということは、皆さんが決めた定義で言えば同じように新基地に当てはまると、誰が聞いても思うと思いますよ。そうじゃないと言うんであれば、今、松本市長が言っているようにこういった面積を当時のものとは変えたり、位置を変えたりして、あるいはその専用施設としての機能を軍民共用にして低減化するとか、使用期限をうたって民港として使えるような発想を持つとか、そういうふうにしていかないと、皆さんの定義の新基地建設ということを堅持するんであれば、浦添に移設される那覇港湾移設、これもそのままの形状だと、皆様の言っている主張だと全然整合性がとれなくなります。これちゃんと考えるべきだと思います。それも含めて知事、松本市長ともう一回ちょっと会ってくださいよ。話してください。どうで

すか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いずれにいたしましても、那覇港移設の計画については協議会の枠組みの中で議論されるべきことだと思います。それとは別に、意見交換という意味での面談を拒むものではありません。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　じゃ松本市長が何度も面談を求めていますが、この後、今後市長が面談を求めれば当然デニー知事は面談をして、話し合いをすると意見交換をすると。可能な限り松本市長が求めるのを――オープンな形でやりましょうよと求めていますから、そういう形で面談するのはやぶさかではないということでいいんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　どのような形になるかは、那覇市長もいらっしゃることですから、私の一存で決められるわけではありませんが、日程などあるいはそれからその意見交換する内容についてなど、お互い双方が納得できればその面談はやぶさかではないと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　知事の公約にも対話による解決ということをうたっていますから、そこはしっかり公約を重んじて対話で課題について解決していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大分ちょっと時間がなくなってしまっているんですが、先ほど道路行政の答弁で土建部長から答弁いただきました曙交差点付近の取り組みについて、車線の変更も検討ということでの御説明があったと思うんですが、もうちょっとそこを具体的にどのような形で変更が検討されるのか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　那覇港管理組合においてこの検討業務がなされているところでございまして、その曙交差点を含めて新たな大型商業施設の前面は臨港道路ということで、一義的には那覇港管理組合でもって整備をしているというところでございますので、詳細については私のほうではちょっと把握していないという状況でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　きのうからパルコシティがオープンして本当に大変な渋滞でありました。ぜひ渋滞解消のために早急な取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、先ほど保健医療部長、北部基幹病院の予算スキームの件でいろいろやりとりしましたが、ぜひ県からまずは国に予算の確保についていろいろ相談する、そういう動きが必要です。一回も何の相談もしないというのはおかしいですよ。しっかりと国に対して要請してください。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　いろいろスケジュールあるかと思いますけれども、この必要性とか規模感そういうのをしっかり理論づける準備をして、要請時期等については市町村と一緒に検討していきたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　市町村や関係団体と早く話をして、予算の期限も32年度までに動けばできるものもありますから、ぜひ頑張って早急にやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、７月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時26分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

副　　議　　長　　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功

令和元年７月１日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　６　号）

令和元年 第４回 沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和元年７月１日（月曜日）午前10時５分開議

議　事　日　程　第6号

令和元年７月１日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例

乙第８号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　工事請負契約について

乙第14号議案　工事請負契約について

乙第15号議案　工事請負契約について

乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第18号議案　土地の処分について

乙第19号議案　財産の取得について

乙第20号議案　訴えの提起について

乙第21号議案　訴えの提起について

乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第23号議案　損害賠償の額の決定について

乙第24号議案　指定管理者の指定について

乙第25号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について

乙第26号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変

更について
乙第27号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第28号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第29号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第30号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第31号議案　沖縄県公害審査会委員の任命について
日程追加　緊急質問
日程追加　仮議長の選挙

出　席　議　員（45名）

副議長	赤嶺　昇　君	23番	又吉清義　君
1番	瀬長美佐雄　君	24番	山内末子　さん
2番	玉城武光　君	25番	渡久地　修　君
3番	親川　敬　君	26番	玉城　満　君
4番	新垣光栄　君	28番	照屋大河　君
5番	次呂久成崇　君	29番	仲宗根　悟　君
6番	宮城一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
7番	大城憲幸　君	31番	金城　勉　君
8番	金城泰邦　君	32番	末松文信　君
9番	大浜一郎　君	33番	具志堅　透　君
10番	西銘啓史郎　君	34番	島袋　大　君
11番	新垣　新　君	35番	中川京貴　君
12番	比嘉瑞己　君	36番	座喜味一幸　君
13番	西銘純恵　さん	37番	嘉陽宗儀　君
14番	平良昭一　君	38番	新垣清涼　君
15番	上原正次　君	39番	瑞慶覧　功　君
16番	当山勝利　君	41番	狩俣信子　さん
17番	亀濱玲子　さん	42番	比嘉京子　さん
18番	當間盛夫　君	43番	大城一馬　君
19番	上原　章　君	45番	糸洲朝則　君
20番	座波　一　君	46番	照屋守之　君
21番	山川典二　君	47番	仲田弘毅　君
22番	花城大輔　君		

欠　席　議　員（1名）

議　長　新里米吉　君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー　君	企画部長	宮城　力　君
副知事	富川盛武　君	環境部長	棚原憲実　君
副知事	謝花喜一郎　君	子ども生活福祉部長	大城玲子　さん
知事公室長	池田竹州　君		
総務部長	金城弘昌　君	保健医療部長	砂川　靖　君

農林水産部長	長嶺　豊君	総務部財政統括監	金城　賢君
商工労働部長	嘉数　登君	教育長	平敷昭人君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	公安委員会委員	與儀弘子さん
土木建築部長	上原国定君	警察本部長	筒井洋樹君
企業局長	金城　武君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
病院事業局長	我那覇　仁君		
会計管理者	伊川秀樹君	人事委員会事務局長	池田克紀君
知事公室秘書防災統括監	前原正人君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○副議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

６月12日から24日までに受理いたしました請願１件及び陳情７件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔請願及び陳情文書表　巻末に掲載〕

○副議長（赤嶺　昇君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時18分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　冒頭の10時からこれだけ議会をとめて大変申しわけないなと思っておりますけれども、これは理由がありまして、今回議会の冒頭に入る前に、我々会派の議員の質疑に対して、富川副知事からの答弁で政府が全く言ってないことを政府が言ったという発言がありましたので、これはしっかりと訂正させるべきだろうということで、議会の会派で議論をしているときに、議会事務局にはちょっとおくれますということを言いましたけれども、副議長には直接報告しなかったということで、副議長が開会をしたということは申しわけないなと思っております。

しかし、言っていないことを言ったという言葉の表現に関しましては納得できないし、しっかりと訂正するなりわびるなりして、正常な議会運営をしてほしいということで今申し入れしましたので、その辺はまた副議長のお計らいの上でしっかりと我々は判断していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時34分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

先ほど沖縄・自民党会派から申し入れのありました件については、議会運営委員会において協議をしていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前11時24分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際、申し上げます。

富川副知事から６月27日の大浜一郎君の一般質問における再質問及び６月28日の座喜味一幸君の一般質問に対する答弁について、釈明発言の申し出がありました。

副議長といたしましては、富川副知事からの釈明発言の申し出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可します。

富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　去る６月27日の一般質問における大浜一郎議員の再質問に対し、政府としても従前の踏襲ではなく、斬新な計画にしてほしい旨の発表をしているとの答弁をしましたが、政府がそのような発表をした事実はございませんので、該当箇所の発言を撤回させていただきます。

また、６月28日の一般質問における座喜味一幸議員の再質問に対し、従前の振興計画では認められないというのが政府の見解であるとの答弁をしましたが、先ほどと同様に、政府がそのような見解を示した事実はございませんので、発言を撤回をさせていただきます。

常々考えている沖縄振興のあり方から事実誤認をしてしまい、誤解を招く答弁をしたことについて、釈明し、おわびを申し上げます。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ただいまの副知事の釈明を受けまして、私が行いました一般質問の答弁に対する確認をする必要もありますので、緊急質問を同意いただいて日程に追加して発言を許していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○島袋　　大君　副議長。

○副議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今、座喜味議員から動議が出されましたことに対して賛同いたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　ただいま座喜味一幸君から富川副知事が行った答弁について確認する必要があるので、緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許されたい旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、お諮りいたします。

緊急質問の件を日程に追加するとともに、座喜味一幸君の緊急質問に同意し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、緊急質問の件を日程に追加するとともに、座喜味一幸君の緊急質問に同意し、発言を許すことは可決されました。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより発言を許します。

なお、緊急質問につきましては、議会運営委員会決定事項の質疑の回数に準じて質問回数は２回までといたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

今回の副知事の釈明、大変重いものがあるなと思っておりまして、私が今回の一般質問で特に質問いたしましたことは、迫るポスト振計、新たな振興計画をいよいよ詰め込まなければならないという大変重要な時期に来ている。沖縄は今大きな経済振興のチャンスを迎えている。そして振計のありようというのが、将来の沖縄というものを決定していく。こういう大事な時期なものですから、私は今度の税制改正等の件と、この高率補助が市町村財政にどう及ぼすかと。いよいよ各市町村等のシミュレーションを試みて、投資的経費が多分全国ではほぼ半分、50％とか３分の２、60％に満たないような補助率の中で我が沖縄県には80％前後の高率補助をしている。県はまだしも市町村の財政規模の小さいところで補助率が30％も落とされると社会インフラというような投資的経費が３割減する。要するに、この３割――同じ事業量を確保しようとすると多分起債か何かで充当していかなければならない。そうすると、公債比率にもろに響いてくる。この公共投資というものが圧縮されたときに市町村の経済が冷え込んでくるというような大変大きな問題がある。

それからガソリンの問題にしても、リッター当たり７円軽減されている。そして1.5円は差っ引いて離島への輸送費に回し、少なくとも実質は７円の減税になっているというようなことを全国から見ると、何で沖縄はガソリンをリッター当たり７円も軽減しているんだというような不公平感も出てくるというようなこと。そういうようなことがあって、今回のポスト振計には真剣に取り組まなければならない。

そして、最も私が心配しているのは、県が今、この自立経済に向けた取り組みもさることながら、基地は阻害要因であると。本当に阻害要因なのか。そして、企画から出ているホームページの中に国からの財政移転というのは、沖縄県は全国一もらっているわけではないというような、この沖縄の高率補助や特例措置が県民の生活で大きく影響しているのに、こういうものに対する県のホームページ等を見たときに、私は先人が苦労して積み上げてきた今の沖縄県の高率補助や特例措置、こういう苦労というものを軽々に見てはならないと思って質問をさせていただいたわけであります。

具体的に質問に入りたいんですが、今回の副知事の発言とこの釈明に至った経緯。これについては私も、

政府はそこまで厳しく考えているのか、そういう話までもうでき上がっているのかと思った一般質問だったんですが、今の答弁を聞くと政府はそういうことを示したことも表明したこともないというような説明だと思っているんですが、これは事が大きいだけに、この釈明に至った経緯については丁寧に説明をしていただきたいなというふうに思っております。

また、沖縄県が今言っているところの振興計画で、今回の一般質問で副知事が政府はこういう厳しい見方をしているというような発言をなぜしたのか。今回の釈明も、基地問題で辺野古問題で政府と対立しているのに、この振興計画そのもの今後のポスト振計に向けても何か政府と溝が深い。経済振興についても本当に今後政府と四つに組めるのか、大変私は不安を感じております。この辺についても副知事は丁寧に県民にもう一度説明をしておく必要があるんじゃないかなと思っております。

この高率補助とか特例措置法を今後検討していく上では、いろんな問題があるんだけれども、まずちょっと……。

休憩願います。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○座喜味　一幸君　一般質問での副知事の私への答弁は、もっともらしい答弁に聞こえたんですよ。この中で、従前の振興計画では認められないというのが政府の見解でありますと明確に言っている。それから、ノウハウとかそういうものも組み込みながらこれから今――まず１点はこれですね――次元の高い技術とか、ノウハウとかそういうものを組み込みながらという話、これは何を意味しているのか、これを御説明ください。

ボトムアップ等引き上げるものとの融合によって展開することで今検討している。この検討している詳細についてぜひ御説明をお願いしたいと思います。

それから、副知事はなぜそのような発言に至ったのか。多分、知事の自立経済、それから県のホームページ、それから政策監というんですか政策参与というんですか、高率補助不要論を述べるような先生方もいらして、知事の言うところの沖縄県の自立経済を受けてそういう発言になったのか、その辺を教えてください。

もう一点、今回、釈明に至った経緯の中でもそうだと思うんですが、具体的には釈明は政府側から何かアクションがあったのか、まずそれですね。政府側から、政府はそういうことは言ってないというような県への申し入れがあったのか。その辺についてぜひとも教えていただきたいなと思います。

この発言そのものは、単なる釈明では済まないと実は私は思っていまして、これは改めてでも政府側へ副知事発言の本人の部分を政府側と話し合いをしながらわびるべきところはわびるべき。そういうふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

本当に、どうも全体として国に頼らなくても自立できるのではないかというような部分が必ずしもどこかにあると思うんですが、その辺も含めて今後のこのポスト振計に向けた基本姿勢、これについてはちょっと御説明をいただきたいなというふうに思います。

答弁を聞いて再質問をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時42分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　座喜味議員の御質問にお答えをいたします。

このたびの経緯についてでありますが、新聞報道を見て内閣府のほうから問い合わせがありまして、そういう事実はないということが判明しております。

それから、今後の展開につきまして、今県が検討している新沖縄発展戦略がありますが、その中では10年耐え得る計画にするためには、沖縄の潜在可能性を十分に発揮できるものとして、今18項目くらい挙げておりますが、そういうことについて引き上げるための検討をしているところでございます。

それから、お尋ねの高率補助につきましては、高率補助制度を初めとする沖縄振興特別措置法に基づく措置は沖縄が抱える特殊事情から生ずる政策課題に対応するために措置されるものであることから、これらが解消されるまでは継続される必要があると考えております。

それから、国との関係でありますが、国も今、いろいろ制度について検証しているということになっておりますし、先ほど説明しましたように県も企画のほうで制度についても検証しております。その間、政府との意見交換も含めて、その辺はいろいろ相談する必要がありますので、国とはそういう形で連携していきたいと思っております。

今後、誤解が生じないように答弁は気をつけていき

たいと思いますが、基本的には国との調整がなければ沖縄の計画もなかなか実現できませんので、そこは十分に内閣府と調整をしながら進めてまいりたいと思います。

それから、一部新沖縄発展戦略の中に高率補助不要論を唱える先生がいるかという御質問だったんですが、県の方向としては高率補助につきましてはさっき申し上げたとおりで、それはあくまでも個人の見解であるというふうに理解しておりますので、我々としてはそういう意見は県の方針にのっとって、離れた意見は取り上げないことにしていきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　答弁をいただきましたが、なおちょっと釈然としないなという思いはあります。

本当に沖縄県は高率補助、この特例措置について本気で課題を整理して継続すべきものを継続する。新しい時代に合ったその対応というものを新たな振興計画に盛り込んでいくという熱意が、私は感じられないんですよ、実は。企画部長の答弁では、高率補助はぜひ必要だ、今回の特別振興特例措置等についても２年延長というような答弁を聞いているんだけれども、本当に今までのこの制度をつくるのに――高率補助をつくって沖縄のこのような目覚ましい発展につなげたような人々の思いと熱意と汗、それを感じているのか。来る振興計画も漫然と継続するのではないかぐらい、私は取り組みが甘いような感じがする。国も検討を始めたと言うんだけれども、県はＰＤＣＡ等もやっているわけですから、今言っている市町村の財源の問題、それから高率補助の必要性、特例措置のこの効果、そういうものを本当にありがたいと思っているのか。そういう思いを持って取り組まなければならないと私はかねがね思っているんですよ。

今はっきり申し上げて、仲井眞県政のときにできたこの一括交付金制度、特に、ソフト交付金。そういうかつての計画、21世紀ビジョンの中で現県政は唯々諾々としていないのか。新たな事業の取り組みは何だったのか。そういうものが感じられない。私は今回の副知事の発言は、火のないところに煙は立たないと思っておりまして、この発言の出どころの副知事は、一体なぜこのような発言に至ったのか。これは単なる思いつきで言える話ではないんです。その辺をしっかりともう一度説明をしていただくべきじゃないかと私は思っております。

それから、もう一点は、こぼれたミルクはもとに戻らないということわざがあるように、知事も尖閣問題では大分失言をして、弁解に追われているんですけれども、副知事の今回のこの発言も、政府が言ってないことをあたかも政府の決定事項のように次の高率補助も沖縄の特例措置も、もはやレベルの高い技術を検討していくので、もうないよと。ゼロからの検討だと言わんばかりに聞こえる。これは今後の交渉を含めて多分に私は大きな問題になると思うんですよ。もっとこの副知事としての立場の重さを自覚したときに――私は責任をとれなんてことは言いませんけれども、この責任の重さを内閣府等々とどう整理していくのか。知事にもぜひこのポスト振計に向けた取り組み、これは今大きく伸びようとする沖縄経済、地域活性化にとって今を逃したらいかないというぐらい私は沖縄の大変革があると思っているんですよ。

知事にも今の副知事の発言を受けて、釈明を含めて、知事のポスト振計に向けた力強い決意を、また責任を持ってしっかり政府と今後やっていく思いをぜひ聞きたいなというふうに思っております。

ぜひともによろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　座喜味議員の再質問にお答えをいたします。

１点目は、高率補助に対する再質問かというふうに理解しておりまして、これは先ほど申し上げましたとおり、沖振法の中には沖縄の特殊事情というのがうたわれておりまして、それが解消しない限り高率補助はそのままお願いしたいというのが基本的なところでございます。

他方、今後の10年耐え得る計画にするためには、この時代変化に対応したものを入れ込まなければなりません。土台には今企画がやっている沖縄21世紀ビジョン基本計画の検証がございますが、やはり時代に対応して引き上げるためには例えばＩｏＴあるいはＡＩの時代に本当にどういうものが沖縄に必要かを――沖縄の発展可能性は非常に高いと言われております。アジアのダイナミズムを取り込んで自立経済にビルトインするためにはいろんな次元の高い要素を組み込まなければならないということで、その２つをドッキングさせるということは従来申し上げたとおりでございまして、私の意図は、この新しい新基軸のあるいは斬

新なアイデアも盛り込まなければならないという意図のもとに先ほど行った答弁をしたということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　次期振興計画策定への私の意思の質問がありましたのでお答えいたします。

沖縄県では沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき実施してきた各種施策や沖縄振興特別措置法等に規定する各種制度について、成果や課題等を継承するため総点検作業を行っているところであり、沖縄県振興審議会における審議を経て今年度中に総点検報告として取りまとめることとしております。

総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方については次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、沖縄県振興審議会の審議とあわせて市町村や関係団体等から広く御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

しっかり取り組ませていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で緊急質問は終わりました。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時21分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

仮議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、仮議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　仮議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　仮議長に狩俣信子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました狩俣信子さんを今期定例会における仮議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました狩俣信子さんが今期定例会における仮議長に当選されました。

ただいま仮議長に当選されました狩俣信子さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん　起立　会釈〕

よろしくお願いします。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時23分休憩

午後１時23分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君　お待たせをいたしました。

国民健康保険事業について、早速一般質問に入りますけれども、保健医療部長、よろしくお願いいたします。

(1)、直近の財政状況と課題を伺う。

お願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

まず、直近の財政状況でございますが、市町村国保の平成29年度の決算数値を用いて御説明したいと思います。

国庫支出金等精算後の実質的な単年度収支額から、

決算補塡等を目的とする法定外繰り入れを除きますと、約68億円の赤字というふうになっております。

課題でございますが、県としましては、今後の国保制度を維持していくために、一般会計からの法定外繰り入れに頼らなくても収支が成り立つ財政運営を目指すそういった取り組みが必要であるというふうなことを認識しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ちょっとよくわからなかったんですけれども、法定外繰り入れも29年度は市町村はあるわけですけれども、これまでの取り組みで財政状況がよくなっているというような状況報告であります。29年の市町村の法定外繰り入れと繰り上げ充用ですか、その辺ちょっと再度お願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず法定外繰り入れですけれども、28年度が約111億ございました。これが29年度は約92億まで減少して、およそ約18億ぐらいの減になっていると。それが、繰り上げ充用のほうは28年度決算では約105億ございましたが、これが29年度決算では68億、約36億減少というふうになっているということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さまざまな施策で先ほど言いましたように改善はされていると言っても、なかなかやはり市町村の法定外繰り入れ等で今何とか支えているというような状況です。

(2)、本県国保加入者１人当たりの赤字額の推移と全国との比較をお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　赤字額という意味合いにおいて法定外繰入額を指すものというふうに理解しておりますけれども、本県の１人当たり法定外繰入額につきましては、平成25年度が１万8539円、平成26年度が２万3420円、平成27年度２万5103円、平成28年度２万4917円、平成29年度２万1689円というふうになっておりまして、全国平均との比較では平成25年度に約7000円多くなっており、その後差が拡大し、平成28年度においては、約１万4000円多くなっておりましたが、これが平成29年度においては約１万3000円に減少しているというところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　この辺はこれまでも議論はありました。全国的にこの国保の赤字については問題になっていて、それで国もさまざまな支援をしているわけですけれども、ただ、今あったように全国平均と沖縄県との差というのがなかなか埋まらない。その辺の要因についてこれまでも議論ありましたけれども、簡単に説明願えますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　数字から推計しますと、平成20年度に高齢者医療制度の改革が行われました。そのときに前期高齢者、それから後期高齢者入ってきたわけですけれども、従前の仕組みに対してこの前期高齢者に対する――これ国保に入ってきたわけですけれども、この交付金で補塡されるわけです。これが沖縄県にとっては余り有利な制度ではなかったと。それを契機として市町村の法定外繰り入れが増加していったということが挙げられると思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　何度もこの場でも指摘があったと思います。そこで、具体的に平成29年度の決算で行くと、前期高齢者交付金、そこで調整しているわけですよね、全国の仕組みとしては。前期高齢者交付金の全国１人当たりと沖縄県１人当たりの額の違いというのを教えてください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時29分休憩

午後１時31分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　前期高齢者の１人当たりの交付金額というのは持っていませんけれども、ただ、割合で申しますと平成29年度で本県が24.5％になりますけれども、全国は42.2ということで交付金額自体は全国の約半分くらいになるのかなというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　正式な数字ですけれども、全国が平成29年で１人当たり12万7005円、沖縄県が３万4265円ということで国からの交付金は沖縄は全国平均の27％という数字が出ております。ずっとこの数年、沖縄県は全県に比べて割合というのは２割前後で推移しているわけですね。この要因については部長、どのように認識していますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この前期高齢者交付金というのは国保における被保険者において前期高齢者がどの程度いるかということによって定まっていきます。本県の場合、平成20年度にそういう高齢者医

療制度の見直しがあったわけですけれども、その20年から二十五、六年にかけて戦争の影響でその年代の前期高齢者の数が全国に比べて少なかったということで国保における前期高齢者の加入割合も相対的に少なくなって、交付金自体の額も落ちたというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ある意味、沖縄というのは地上戦があったがゆえにこの前期高齢者の数が少ない。昭和20年前後ぐらいの影響でということはこれまでも議論があったと思います。それによって各市町村が莫大な財政赤字、国保の赤字の穴埋めに苦しんでいるわけですね。

その実情、(3)、平成20年以降市町村からの赤字補塡を目的とした法定外繰入総額を伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　法定外繰り入れでございますけれども、平成26年度までは、決算補塡を目的とした法定外繰り入れという区分が行われておりませんでしたので、その前提でお答えします。

平成20年度から平成29年度までの10年間、市町村の一般会計から市町村国保特別会計への法定外繰り入れの総額というのは、累計で約850円というふうに試算しております。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時34分休憩

午後１時34分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　法定外繰り入れの総額は約850億円でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　10年間で850億という数字が出ています。

これはいわゆる沖縄の特殊事情で市町村が赤字を抱える。本来は国保税で穴埋めすべきですけれども、もろもろの事情で県民の国保税は上げられない。だから市町村が市町村長の判断で赤字を穴埋めしているという状況があります。

那覇市でいくとこの10年で160億、うるま市で100億、ことし南風原町で問題になりましたけれども、29年度分を南風原町は10億の赤字穴埋めをしているということで、本来であれば市町村のさまざまな施策、教育、福祉等に充てるべき部分が国保に10年間で800億以上入っているというのはやはり非常にゆゆしき事態だというふうに考えております。

30年度から県単一化になったわけですけれども、それを踏まえて、(4)、国保財政健全化に向けた取り組みと今後の方針についてお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　先ほど申し述べましたように、平成20年度からの高齢者医療制度の見直し、これが本県の市町村国保財政の悪化の大きな要因の一つであったと考えております。このため、さらなる公費拡充について、全国知事会を通じて国に要請を行っているというのが一つ。あわせて本県の場合は、沖縄の特殊事情に基づいた特段の財政支援について、これまで市町村及び国保連合会と連携して国に要請しておりまして、本県の国保財政の安定化を図る観点から、引き続き要請を続けていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ここからが議論なんですけれども、私の要望から行くと、２つです。

１つは、今まで29年までも今部長言ったように国への要請というのはずっと繰り返してきました。市町村と県と連携をして。ただ、やはりなかなか1700億とか3400億補塡を、支援策を充実させたけれども、やはり沖縄はこの特殊事情でこれ以上埋まらない、１万円以上埋まらないというような赤字が続いています。これからも続くと予想されています。だからこそ、私は県もこの赤字補塡の一部を担うべきだという議論です。私はそう思っています。

それからもう一つは、市町村の裁量で――やはりさっき言った沖縄だけの特殊事情なんですよ。そういう意味では赤字の穴埋めというのは議論が分かれるところではありますけれども、やはり市町村の裁量でどうしようもない場合は、一括交付金で市町村の部分も使わせてもらうと。

この２点についてはこれまでも市町村との議論の中で要望もあったと思いますけれども、その辺について再度部長の見解を教えてもらえますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　前段の県の支援でございますけれども、今でも県は前、30年度で申し上げれば、県の繰入金とか基盤安定負担金として約180億程度国保会計の負担をしております。

後段の一括交付金の話でございますが、平成28年度に市長会の会長、それから連合会の会長であった南城市長から、強くイニシアチブをとって一括交付金を法定外繰り入れの財源として充てようやというような

話がございまして、これを持って28年に内閣府に要請したこともございます。

ただ、そのときにやっぱり国保というのは全国統一の制度設計になって運営もそうですよというようなことで、一括交付金にはなじまないというようなことでこの活用というのを断念した経緯がございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　１点目の、県からの赤字補塡は出せないという部分から行きますけれども、平成30年から新たな国保での役割になりました。県の役割、市町村の役割、連合会の役割がありますけれども、新たに県の役割は、責任主体はどんな役割になりますか、部長。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　端的に申し上げますと、県は財政運営の責任主体ということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　新たに30年からの県単一化の国保では、県は財政運営の責任主体なんですよ。そういう意味で、やはりずっと赤字は市町村が責任持ちなさい。赤になりたくなければ県民の国保税を上げなさい。そうじゃなければ市町村で赤字を穴埋めしなさいというのが今の現状なんですよ。こういう意味では、30年度から始まった、県は責任主体ですよと、財政運営の主体ですよということからすると、県も一部半分くらいは持ってもいいと私は思うんですけれども、なぜ県は持てないんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず30年度の仕組みは県に一本化、移管したわけではございません。県も新たに保険者になったということです。市町村は市町村、県は県の役割があるわけです。県が算定した納付金等を市町村が納めれば市町村の特会において赤字になることはございません。そういう意味で財政運営の責任主体になっているということでございます。

後段のなぜ県が負担しないのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、県は法定で約180億程度負担はしております。加えて赤字補塡のためにやらないかということでございますけれども、やっぱりこれは新しい制度移行、移管するに当たって都道府県がそういうふうな新たに保険者になるという意味においてこのときに整理されたのが、都道府県は新たな負担は行わないというようなものが前提になっているということでございます。加えて、この沖縄の市町村において見た場合もそれぞれ保険料の水準というのはばらばらです。法定外繰り入れでやるところ、やらないところ。繰り上げ充用するところ、しないところ。保険料を引き上げてきたところ、引き上げてきてないところ、状況はばらばらであります。

そういう状況下において、一律に県が何がしかの補塡をするというのは市町村間の公平から見てもそぐわないというふうに考えているということでございます。

それと加えて、我々は今の状況がいいというわけではなくて、赤字ございますけれども、これを税を引き上げるとか、繰り上げをふやせというような形で市町村を指導しているわけではございません。保険料の引き上げというのは、沖縄の所得構成を見たときに、国保の、これはなかなか厳しいものがあるというふうに考えております。しかし、その一方で市町村は絶えず適切な負担料はどれくらいかということで保険料の設定は考えていく必要はあるだろうと。ただ、急激な引き上げというのは、まず、今般無理です。それで我々としてはどうしても公費拡充の分をふやしていく必要があるだろうということで先ほど申し上げた二本立ての要請をしていると。そういう状況下において、市町村が県に負担要求するというのは一緒に連携して国に要請している趣旨から言ってもその趣旨を没却するものになるんじゃないかというふうに考えているということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これまでも県が出せない理由というのは２点今話ありましたね。知事会の合意事項で都道府県は負担しないからというのが１点。それから市町村の不平等になるからの２点です。

ただ、知事会の合意事項も調べてみたんですけれども、この趣旨というのは部長、いわゆる栃木県知事の発言なんですけれども、国において財源確保を含めて財政上の構造的な問題の解決策が十分に講じられるそのためにその国と地方の協議会のときの議論ですよね。これが、知事会の合意と言われるものになっていると思います。

ただ、今まで議論してきたように沖縄の特殊事情なんですよ。この都道府県と国との関係でいくと、この数年間、1700億、27年。そして30年からさらに3400億、それで、ほかの都道府県はもう赤字はほぼ解消をしている。そんな中で沖縄はさっき言った特殊事情でもってどうしても１万円くらい、全国との差が埋まらないわけですよ。だからその沖縄の特殊事情についての分は知事会合意には違反しないんじゃないかというのが私の考えです。それが一点。

もう一つは、市町村の不平等になるんじゃないかという話ですけれども、28年度、29年度までであればこれまでの累積赤字があったからわかります。そして今部長が言う、市町村の取り組みに若干ばらつきがあるからというのもわかります。ただ、これは30年度から沖縄県が責任主体になるわけですから、こういう中で全市町村の合意が得られればいいんじゃないんですかと。あるいは今言った市町村ごとのばらつきがあれば、これはもう国保事業費の納付金は県が決めるわけですから、そこの部分で調整すればいいことであって、今の議論は私はできない理由にしかならない。聞こえないなというふうに考えておりますけれども、どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　都道府県の合意というのは新しい制度に行くに当たって、都道府県が国保の財政運営の責任主体になるということに当たって、これは都道府県に新たな負担を求めないですよということを前提にそういう協議に入りましょうということの約束であるというふうに理解しております。

それと、この30年以降、県が財政運営の責任主体になったんだから県がやるべきだという話もございますけれども、一部市町村でもそういうような意見を申し上げるところもございますが、百歩譲って、この保険料が統一された段階においてはそういうことも考えられると思いますけれども、現状において市町村間で今までの保険料の取り扱いとか引き上げの取り扱いとか、保険料率が違う。それから法定外繰り入れの額が違う、繰り上げ充用やるかやらないか違うというような現状において、30年度から新しい形で県ができますよというふうにはならないのかなと。あくまでも財政について厳しいというところは我々も認識しているところでございまして、これはほかの都道府県同様公費拡充でもっていこうと。確かに今、全国の市町村を見ると、財政がよくなったところもありますけれども、いまだに赤字の団体はあります。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　いまだに赤字の団体はありますけれども、29年度の赤字額でいくと本当に１万円以上、全国平均と沖縄は違うわけです、赤字の額が。だから今言う沖縄の特殊事情なんだから、全国の知事会の合意とは違うということで考えています。

ちょっと視点を変えます。

去年、県は国保事業費納付金、市町村が集めるべき国保税を算出しましたけれども、その額は幾らですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　ざっくり申し上げまして約497億円でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今平成28年で市町村が集めている納付金は292億円です、国保税は。平成29年で289億円。多く見積もっても300億しか集め切れていないんです。それに対して県は今497億集めなさいというのが納付金。そういうことになりますよね。この差はどこが埋めるんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　県が示した納付金の総額というのは約497億円でございます。これは市町村は別に保険税だけで納めるわけではありません。市町村に直接交付される交付金というのもございます。これが163億円ございます。すると、497億円から163億円を引きますと334億円。市町村が税等で集めてきて納める必要があるわけですけれども、議員御指摘のように保険料の実績は280億――我々 281億と見積もりましたけれどもそれぐらいであろうと。ただ、これにプラスして軽減したときの交付税措置がございます。これが約62億円入ってくると。合わせて343億円、ただこの343億円のうちの31億円は、保健事業分のほうに回せます。これは納付金には行かないわけです。すると、343億円から31億円引くと312億円、市町村が集めることができます。先ほどの334億円と比較しますと、22億足りない。これが法定外繰り入れになるということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　数字が難しくなってきましたけれども、この辺も知事、政治判断だと思うんですよ。今言ったように、市町村は毎年80億とか、本来は市町村のサービスに回すべきものを一般会計から赤字埋めに使っているわけですね。そしてその中で今年度から南風原町はもう町長も給料20％カット、幹部職員も15％カット、議員も１万5000円しかない政務調査費を１万円カット、そういうようなことをして赤字を埋めて何とかサービスを維持しようとしている。そんな中でこれから県が財政の責任主体になって30年からやっていきましょうねと言うときに、やっぱり県は口は出すけれども金は出さないねでは、リーダーシップとれないと思うんですよね。これからこれずっと続くもの、ごめんなさい、もう一点だけ部長。この前期高齢者の部分で今赤字が大きいわけですけれども、これはずっと続くものではないですよね。今後どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この国保財政が悪化した要因として、20年度の前期高齢者交付金の導入がありますよというふうには申し上げたわけです。沖縄の特殊事情で確かに沖縄はほかの県に比べて前期高齢者交付金が少ない。一番ひどいときはこれが79億くらいしかありませんでした。ほかの都道府県は全部、軒並み桁が違うわけですね、100億普通に超えていると。そういう中でうちは79億。そのときは法定外繰り入れも110億近く出していたわけです。今この状況を脱しまして年々ふえています。ちなみに28年度は前期高齢者交付金は113億でございました。29年度は146億で32億ふえています。30年度は180億ぐらいになるんじゃないかなというふうに試算しております。こういう形で前期高齢者交付金は改善されていくだろうと。

ただ、注意したいのは確かに前期高齢者交付金、沖縄県は戦後の特殊事情で不利な算定を受けておりましたけれども、一方で医療費が少なかったという事実はあるわけです。そういうことを踏まえますと我々としては退職者医療制度の見直し前は沖縄県に有利な制度だったのに、これが変わって沖縄県の不利な制度に働いている。今度入ってきた前期高齢者交付金というのは県の医療水準とか、所得水準というのは全く加味されていないわけです。それで不利に働いているものですから、不利に働くところは何らかの激変緩和の措置があってしかるべきだろうというようなことも申し上げて国には今要請しているところでございます。

この間ずっと要請して、新しい交付金のメニューもつくってきました。その分の公費拡充もされています。我々としてはこの税の引き上げというのはかなり厳しい面がありますので、公費拡充の面も引き続き国に要請していくというスタンスをとりながら国保の財政は改善していきたいというふうに考えているところでございます。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時51分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　年々沖縄県も増加していますけれども、やっぱり先ほど割合申し上げましたように、国のほうの割合高いものですから、この差はしばらくは続くと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　あと５年くらいと言われているんですよ、知事。

もう時間がないから締めますけれども、今ここで言いたいのはやっぱり今この10年ぐらい部長からあったように、ずっと県と市町村と一緒にこの赤字苦しいということで国に要請してきました。それで前進したけれども、冒頭言ったようになかなか縮まらない。その部分というのは、あと５年くらいしたらこの前期高齢者の割合がもう普通に戻りますから改善される。ただその間がどうしても市町村が厳しいと。それに対して要望が多いわけですよ。これは知事、市町村任せじゃないです。沖縄県としても５年後には保険料も部長言った統一したいという。だからこそ、今口だけ出すのではなくて、やっぱり赤字補塡の部分も県民のためですから。今100円、200円、国保税上げるのに市町村というのは住民説明会もやらないといけない、議会にも説明しないといけない。こんな中でずっと赤字は市町村任せでお願いしますねというのはリーダーシップとれないですよ。保険料の統一もやっぱり市町村との信頼関係なしにはできませんから、ここは政治判断で入れるべきだと思うんですけれども、議論を踏まえて知事の見解をお伺いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この件については市町村ともいろいろ協議しているところではございますけれども、今、やっぱりスタンスとしてはこの財政支援については国に要請していくと。前期高齢者交付金も79億の時代から考えればもう倍以上にふえています。そういった意味で市町村の法定外繰り入れも減少していっているわけです。その辺の様子を見ながらさらに市町村と連携して国に財政支援の拡充、公費拡充の要請をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　私違うと思いますよ、知事。この辺はやっぱり誰ひとり取り残さないというものも含めて、今全国で一番所得が低い沖縄だからこそ苦しんでいるし、地上戦があったからその特殊事情で沖縄県民が苦しんでいる。それを市町村の政治判断で赤字は自分たちで埋めているわけですよ。それで県が責任主体になったけれども、全然負担はしないというのは、やっぱり市町村との連携に私は問題を生じると思いますので、ぜひとも庁内でも議論を深めていただきたいと思います。

次に進みます。

２番、農林水産振興についてお願いします。

(1)、パラオ共和国との漁業交渉について。これま

で議論がありましたけれども、ちょっと簡単にお願いします。

ア、交渉の状況を伺う。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

パラオ水域における本県マグロはえ縄漁船の操業継続は、本県水産業にとって大きな課題となっておりましたが、国や漁業関係団体等と連携した働きかけの結果、去る６月12日に、パラオ国家海洋保護区設置法の改正が行われました。これにより、2020年以降も、パラオ水域において、本県漁船の操業継続に一定のめどが立ったものと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　イ、今後の課題と取り組みスケジュールを伺う。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　今後は、入漁料等の操業条件について、パラオ共和国と協議を行う必要があります。

県としましては、操業条件に関する協議が円滑に行われ、操業が継続されるよう、国等と連携し、県内漁業関係団体を支援してまいります。今後、パラオ水域において、県内マグロはえ縄漁船が安定的に操業を継続するためには、沖縄県とパラオ共和国の友好関係をさらに深めていくことが極めて重要であると考えております。

そのため、県としましては、今後、連携協定（ＭＯＵ）の締結も含め、水産業の振興や海洋環境の保護などに関する人材交流や技術支援等を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　確認します。

今現在パラオのＥＥＺ内で漁をしているわけですけれども、今現在の漁をしている面積、ＥＥＺの面積、新たに漁ができる面積、お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　済みません。

全体の面積のほうちょっと今大変把握しづらいのですが、今回、2020年度以降、パラオ共和国で操業ができる水域はパラオＥＥＺの約20％で、面積は約10万平方キロメートルということになります。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　時間ないから細かくはいいんですけれども、少し話が今までどおりできるような議論があったりして危惧しているんですけれども、今あったようにＥＥＺの面積は大体大ざっぱに60万平方キロメートルと言われております。それに対して今回10万キロ平方メートルが認められたということで、やっぱり２割なんですよね。それで、各関係者とも議論があったように尽力して今までここだったらいいんじゃないかというところに比べて非常に県内の漁業者の意向も踏まえていい場所を２割、指定してくれたというのが今回の操業の継続に一定のめどが立ったという県の評価だと思います。めどは立ちましたけれども、議論があったように、今までと違ってとったものはパラオの港に一回揚げないといけないんじゃないかとか、原則的にそうなっているんじゃないかとか。その２割の面積しかないけれども、そこに中国とか台湾とかフィリピンとかそういうような国の皆さんが集中するんじゃないかとかさまざまな懸案が残っているわけですよ。その辺についてはしっかりとまた知事先頭になって、あるいは富川副知事先頭になって調整をしていっていただきたいと思いますけれども、その辺についてはコメントがあればお願いします。

ああそのとおりですと言うんだったらコメント要りませんけれども、どうですか副知事。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

県としましては、操業条件に関する協議が円滑に行われまして、操業が継続されるよう国等とも連携して県内の漁業関係団体等支援をしていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時59分休憩

午後１時59分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○大城　憲幸君　済みません。

時間の関係上、５番の製糖工場の状況についてから先に議論をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

ア、県内分蜜糖工場の経過年数と状況についてお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

現在、県内には、９つの分蜜糖工場があります。伊是名村を除く、６市町村の８つの分蜜糖工場においては工場建設から約60年を経過しておりまして、建屋等が老朽化している状況となっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　もう少し細かい状況、わかりませんか。今操業をするに当たって何か事故があってとまったとか、そういうようなことも起こっていると思うんですけれども、単なる耐用年数だけではなくて工場の状況というのをお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時１分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

今期の操業期においては、県内ゆがふ製糖において２件のトラブルが起きたということで把握をしております。

１件目は火災事故がありました。それから２回目のトラブルとしましては、濃縮缶を真空にする大型配管が潰れる事故等が発生しているということで、県ではこの該当事故につきましては製糖工場から詳細な情報を入手するとともに、事故要因を確認した上で再発防止対策、指導を行っているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今の事故がどこで起きたのか。それからその９工場のそれぞれの経過年数を教えてください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時２分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　まず工場の経過年数ですが、北部の離島、伊是名村の製糖工場につきましては、経過は３年です。これは2016年に建てかえております。それから、沖縄本島、これはゆがふ製糖株式会社ですが、これが61年経過しております。あと南部地域の離島でございますけれども、久米島の製糖工場が58年を経過していると。それから、南大東村にあります大東糖業の製糖工場が67年、それから、北大東製糖のほうが61年。それから、宮古島のほうは宮古製糖株式会社の城辺工場が59年、沖縄製糖株式会社の宮古工場が65年、それから、宮古製糖株式会社の伊良部工場が57年、それから、石垣島製糖株式会社の製糖工場が57年という経過年数でございます。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時４分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　先ほどのトラブル火災等はゆがふ製糖株式会社のほうで発生しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　県内、分蜜糖工場で９ありますけれども、言ったように伊是名は建てかえましたからいいとして、ほかの８製糖工場が57年から67年たっています。ただ、67年たつ南大東の工場なんかはその間、間で改築をしていますから、現場に行っても機械的に問題ないというところです。今言ったゆがふ製糖、本島内に一つしかないゆがふ製糖について、非常に老朽化が危惧されるんですけれども、その辺について今ゆがふ製糖の位置づけ、農家戸数とか取扱量とか老朽化の状況とか、どのように把握していますか、部長は。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時４分休憩

午後２時５分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず製糖の状況ですが、平成30年・31年期のサトウキビ生産におきます、ゆがふ製糖のサトウキビの原料受け入れにつきましては12万6335トンという状況になっております。

それから、老朽化ということですね。これまで県では一括交付金を活用した分蜜糖振興対策支援事業費の中で工場の要望に応じてそれぞれの製糖装置については省エネ化とか、品質の安定化とか含めて対応しております。

ただ、全体の建てかえという事業となりますと、国庫事業メニューはございますが、工場の規模によってはかなり高額の事業費が見込まれるということで、現在この事業を活用して工場の整備を行っている箇所はございません。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　なかなか危機感が伝わらないんですけれども、先ほど本島内のゆがふ製糖で起きた事故、火災がありました。そして、このパイプが圧力によって変形してしまいました。その辺の状況ちょっともう少し詳しく、原因等についてお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　まずは火災について

ですが、火災については工具置き場とバガス倉庫の一部が延焼したという状況で、最終的に出火原因については現場検証の結果は不明となっているということでございます。

それから、濃縮缶のほうも１週間も操業停止している状況ということで聞いておりますので、収穫をする生産者等、そういう形で不安があったり、安定操業に向けてはやはり懸念があるということで認識をしております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　火災についても原因不明というのは、逆に言えば古過ぎてどこから火が出てもおかしくないという状況だと私は思うんですよ。原因を探し切れないんですよ。そして、この濃縮缶についても、もう缶全体がほかの缶も含めて60年の間に摩耗してすり減って、どこが変形してもおかしくない状況になっていると私は見ているんですよ。そういう意味では何でここまで老朽化してお金をかけ切れないのかなというと、やっぱりほかの南大東とか離島の工場はある程度メンテナンスされているというふうに聞いていますけれども、このゆがふ製糖については、ほとんどそういう機器の更新とか済んでない。もうボイラーなんて全国で一番古いような大きなボイラーを使っている。その辺の状況というのは何でここはそんなに金かけてないんですか。部長、どう認識していますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、ゆがふ製糖は、27年に本島内２つの工場が統合してゆがふ製糖ということになりました。その前の球陽製糖のときから年次ごとに製糖装置についてはほぼ毎年いろんな箇所を入れかえたり取りかえたり、そういう製糖施設については一括交付金を活用した事業で実施してきております。平成27年には２つの工場を１つにまとめたということで大幅に原料処理量はふえてきているということもありまして、当然老朽化等の影響も出てきているのかなということで、引き続きその製糖施設については現在の一括交付金を活用した事業で整備をしていく必要があると考えております。

抜本的には建てかえということになりますけれども、やはり事業費それからどういった形で、事業主体を含めていろんな課題がございますので、まず、それを会社等とも意見交換をしながら本島内１工場でありますので、しっかり我々も工場の意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ちょっとわかりにくい表現でしたけれども、簡単に言えば、この50年でピークの100万トン以上から今12万トンまで本島内減っているわけですよ。ピークのときには５社７工場あったものが平成に入ってから一気にこの５社７工場を１社１工場にした。そういう中で、離島なんかはずっと１つの工場ですから機械の更新なんかもしたけれども、沖縄本島内の工場はもう全く手つかずの状況で60年間同じものを使い続けてきたと、そういうような結果になっているんですよ。それを踏まえて今、この事故の話もありましたけれども、現場からはとにかくこの安定操業の責務を果たせませんよというような困難な状況という報告もあると思うんですよ。

その辺についてそれを踏まえて次の質問に移りたいんですけれども、今後皆さんはこの工場整備の支援策とか計画というのはどのように持っているんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

先ほども申し上げましたが、現在県では一括交付金を活用した分蜜糖振興対策支援事業において、省エネルギー化や品質管理に資する機械等の更新については支援を行っております。この事業における整備計画としましては、今年度は４工場で圧搾機等の整備に取り組むこととしておりまして、事業費としましては、約12億6000万円程度を現在計画しているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　少しゆがふ製糖に絞っていくと、今後どのように老朽化対策あるいは今言ったような部分にどう対応するのか。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　まず老朽化対策、部分的なものではなくて全体的な立て直しということになりますと、かなりの高額な費用が想定されます。現在国庫事業でも事業メニューはございますが、やはり事業費が多額ということで、まず我々は製糖工場の皆さんと製糖工場が考える整備を意見交換をしながら可能な限り安定操業に向けて調整をしていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　現場はもう新工場つくるしかないんじゃないかという声も漏れ聞こえるんですけれども、

新工場をつくるとしたら幾らかかるんですか。それから今の場所でつくれるんですか。お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　ゆがふ製糖からお聞きしている、ゆがふ製糖で現在見積もっている額としては約300億と聞いております。

○大城　憲幸君　場所。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　それから用地についてですが、現在のゆがふ製糖の敷地は実際工事を想定しますと、いわゆる操業しながらということではまず現在の場所ではできないのではないかなということで、用地のほうについてもいろいろ我々のほうにも相談がありまして、その件についても相談に乗りながら調整をしていくというところで、現在の場所ではできない。別に用地を確保してやらなければいけない、そういう状況にあるということは認識しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事、あるいは副知事、今話しがあったように事業費で300億、場所も１万坪以上必要ですけれども、今のままではできないというような状況。ただ、一方でサトウキビ産業はなかなか今伸ばし切れない中で、そうは言ってもこれ全国で一番大きい工場です。１日2000トン工場、組合員の数が県内26市町村、県内の市町村、全市町村に5300名のサトウキビ農家がいる。その皆さんがサトウキビやって、粟国の700トンでもあれだけ大騒ぎしましたけれども、これが万が一パンクしてしまうと、どこにも持っていくところがないんですよ。これ何とかしないといけない。だけれども今議論あるように、農林水産部ではお手上げです。土地も探せない、事業費も出し切れません。これはやっぱり県として三役が中心になって何とかしないといけない問題だと思うし、知事も副知事以下も含めて早急に現場を見に行く必要があると思いますけれども、所見をお伺いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　先ほど御指摘のありましたように、ゆがふ製糖以外でも工場、全体的に60年経過しているということで大きな課題ということで認識をしております。我々も各工場からいろいろ意見を聞きながら、この課題についてしっかり対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時17分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　工場への視察につきましては、取り組んでいきたいと思っております。お聞きしまして深刻だと思いますので、視察に行きたいと思います。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　副議長、休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時18分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　皆さん、お疲れさまでございます。

沖縄は梅雨明けをして、もうまさに観光シーズン到来だなというところであるんですが、一方、去年もそうだったんですが、西日本の豪雨ということで甚大な被害があった。この二、三日、九州西部においても九州南部においてもきょうも物すごい大雨が降っていると。もうレベル４というような形であると。本当に被害が最小であるようにまた願いたいと思っております。一方で、我々大雨のときに南城市の道路で冠水した道路にパトカーが突っ込んでしまって、その警察官がパトカーの屋根の上に乗っている映像が拡散してしまったというところもあって、この災害というのはもう毎年いろんな形で起きてきているということを考えると、パトカーの話もさせてもらったんですが、普通の警らのものではなくて、災害に対する災害用のパトカーのあり方というのもこの沖縄、全国もそうなんでしょうけど、沖縄の事情も、県内に何台あるのかちょっと私も把握はしていないんですが、四、五台もないんだろうと。各離島においても１台もないんじゃないかというのが状況だと。これ国費で出される分もあると思いますので、パトカーのほうは。災害時のパトカーのあり方ということももっと我々議論していきたいなというふうにも思っております。

それでは、質問に移らせてもらいます。

基地問題について。

(1)、辺野古代替施設移設問題は法廷闘争では解決しないことは、県当局も認識していると思いますが、対話は諦めたのでしょうか。謝花さんがおっしゃっていた県の考える解決策ということをお伺いさせてください。

(2)、新たな基地返還アクションプログラムを構築すべきということで以前指摘をいたしました。議論をしているのか、どういう取り組み状況をやっているの

かということをお聞かせください。

２、21世紀ビジョン基本計画について。

(1)、県内総生産と１人当たり県民所得の実績見込みと見通しをお聞かせください。

(2)、本計画も残りあと２年でございます。これまでの課題と次なる計画への取り組み状況をお伺いいたします。

(3)、人に優しい交通手段の確保について。

ア、路線乗り合いバスの利用者数の推移とこれまでの対応策をお伺いします。

イ、バス事業者の人手不足ということが深刻だと言われておりますが、その状況とこれまでの県の対応策を伺います。

飛びまして、エ、貸し切りバスの現状と課題をお伺いいたします。

(4)、健康長寿おきなわの推進について伺います。

ア、本県の平均寿命と健康寿命の状況、そして2040年までに日本一奪回へということで取り組まれていると思いますが、状況をお聞かせください。

イ、老後2000万円問題が提起されましたが、本県の生活保護の状況と捕捉率、なかなか出せないという状況があるんですが、この捕捉率を伺います。

そして、Ｊリーグ規格スタジアムの整備事業の進捗をお伺いさせてください。

(5)、多様な情報系人材の育成確保について。

ア、ＩＴ関連国家資格取得者の数とその成果・課題をお伺いします。

イ、高度ＩＴ人材育成の取り組み状況と成果をお伺いいたします。

ウ、児童生徒にＩＣＴを活用する学校教育の状況と取り組みを伺います。

(6)、地域を支える中小零細企業等の振興について。

ア、県内中小企業等の経営状況と課題を伺います。

イ、稼ぐ力をつけるための金融・税制等での支援取り組み状況を伺います。

(7)、ものづくり産業の戦略的展開について。

ア、本県製造業、建設業の２次産業の推移と課題を伺います。

イ、国際物流拠点産業集積地域へのこれまでの行政投資額と経済効果を伺います。

(8)、離島における定住条件の整備について。

ア、離島の公営住宅整備事業の取り組み状況と課題を伺います。

エ、各離島の国、そしてまた県発注の公共工事の実績と取り組み状況を伺います。

最後ですが、オ、久米島町での海洋深層水取水新設事業ということで、改めて名前書いているんですが、取り組み状況を伺います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　當間盛夫議員の質問にお答えいたします。

１の基地問題について、１の(1)、辺野古新基地建設問題の解決策についてお答えいたします。

県はかねてから、政府に対して対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べてきております。沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対しても言うべきことは言い、問題点を指摘しながら、必要に応じ連携して取り組むことが重要であると考えております。今般、沖縄防衛局は、違法な裁決を根拠として現在も工事を継続していることから、裁決の取り消しを求める訴えの提起を議案として提出させていただいたところです。

県としましては、今後とも対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、普天間飛行場の県外・国外移設を強く求めてまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、基地問題についての(2)、基地返還アクションプログラムについてお答えいたします。

米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があり、その確実な実施を日米両政府に対し強く求めてきたところであります。また、去る３月に知事から安倍首相に対し、ＳＡＣＯ以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた３者で協議（ＳＡＣＷＯ）を行うことを強く求めたところであります。さらに、米軍基地問題に関する万国津梁会議での議論を踏まえ、県の政策や取り組みに反映し、米軍基地の整理縮小につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、21世紀ビジョン基本計画についての(1)、県内総生産と１人当たり県民所

得についてお答えいたします。

平成27年度の県内総生産は４兆1416億円で、沖縄21世紀ビジョン基本計画の初年度である平成24年度の３兆7088億円から4328億円、年平均で3.7％の増加となっております。同計画における社会経済展望値として、令和３年度の県内総生産は５兆1439億円となっており、今後も3.7％の成長が継続すれば、展望値を達成する見込みとなっております。また、平成27年度の１人当たり県民所得は217万円で、平成24年度の198万円から19万円、年平均で3.1％の増加となっております。今後も3.1％の増加率で推移しますと、令和３年度には、同計画の社会展望値として掲げた271万円に近い水準に達する見込みとなっております。

同じく２の(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画における課題と新たな振興計画についてお答えいたします。

これまでの沖縄振興諸施策の推進により、本県の社会経済は好調を持続しておりますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。また、深刻な子供の貧困の問題や離島の条件不利性の克服、米軍基地問題の解決、基地返還跡地の利用など、沖縄の特殊事情から派生する固有課題の解決も図る必要があります。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく各種施策等について、成果や課題等を検証するため総点検作業を行っているところであり、新たな沖縄振興のあり方については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。

同じく２の(3)のア、路線バス利用者数の推移と対応策についてお答えいたします。

沖縄本島における路線バスの輸送人員については、平成元年の約6740万人から、平成24年度には2420万人と約３分の１になるなど、急激な減少傾向が続いておりました。このため県では、同年度以降、公共交通利用環境改善事業を実施し、過度な自家用車利用から公共交通への転換を図るわった～バス党などの取り組みや、ノンステップバス、ＩＣ乗車券の導入、バスレーンの延長など、バスの利用環境の改善を図ってきたところです。これらの取り組みの推進等により、平成29年度の輸送人員は約2560万人となるなど、路線バス利用者数は下げどまり傾向にあると考えております。

県としましては、引き続きバス事業者を初め関係機関と連携して、公共交通の利用を促進してまいります。

同じく２の(3)のイ、バス事業者の人手不足への対応についてお答えいたします。

路線バスの運転手不足は、各社でバスの減便が発生するなど、地域公共交通の確保維持に支障を来しており、かつ、運行の安全性や運転手の労働環境への影響が懸念されるなど、重大な課題であると認識しております。このため、去る６月14日に開催された、国の沖縄振興審議会において、知事から路線バスの運転手確保に対する国の支援を求めたところです。バスの運転手不足について、県は平成28年度に、路線バス運転手の二種免許取得費用の補助を実施しております。バス運転手確保に向けた今後の対応については、現在、バス協会やバス事業者等と協議を重ねているところであり、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、21世紀ビジョン基本計画についての御質問の中の(3)のエ、貸し切りバスの現状と課題についてお答えいたします。

沖縄総合事務局の運輸要覧によりますと、好調な観光客の推移に伴い、平成29年度末の県内の貸し切りバス事業者数は66事業者、貸し切りバス台数は1186台となっております。貸し切りバスの増加に伴い、観光客の多くが立ち寄る国際通りでは、慢性的な交通渋滞が発生しており、貸し切りバス専用の乗降場の確保が課題となっております。本年度、のうれんプラザ隣接の県有地において、県と那覇市の共同運営による貸し切りバス専用乗降場を供用開始することとしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく２の(4)のエ、Ｊリーグ規格スタジアム整備事業の進捗についてお答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアムの整備については、平成29年度に基本計画を策定し、平成30年度は、同計画を踏まえ、複合機能の導入可能性や整備手法等の検討などに関する調査事業を実施したところであります。今年度は、平成30年度の調査を踏まえ、民間活力の導入等を含め、調査検討を行うこととしており、その状況等を踏まえながら今後の進め方を整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは２の、21世紀ビジョン基本計画についての御質問の中の(4)のア、平均寿命日本一奪回の取り組みについてお答えします。

平成27年の沖縄県の平均寿命は、男性が80.27年、女性が87.44年であり、全国順位では男性が36位、女性が７位となっております。また、平成28年の沖縄県の健康寿命は、男性が71.98年、女性が75.46年であり、全国順位では男性が25位、女性が10位となっております。沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を達成することを目指し、課題である特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的には、健診受診や適正飲酒などの健康づくりを促すための広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及び活用などに取り組んでいるところであります。また、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、21世紀ビジョン基本計画についての御質問の中の(4)のイ、生活保護の状況と捕捉率についてお答えいたします。

平成31年３月末現在、沖縄県の被保護世帯数は２万9177世帯、被保護人員数は３万7686人と世帯数、人員数ともに過去最多となっておりますが、伸び率は逓減傾向となっております。また、生活保護におきましては、保護を申請された方々について、保有する資産、親族からの扶養の可否、稼働能力の有無などを調査し、保護の開始を決定しておりますが、申請をされない方々については、資産の状況等を把握することができず保護の対象となるかわからないことから、捕捉率の推計は困難な状況でございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、21世紀ビジョン基本計画についての御質問の中の(5)のアとイ、ＩＴ関連国家資格取得者数の成果と課題及び高度ＩＴ人材育成の取り組み状況についてお答えいたします。２の(5)のアと２の(5)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

21世紀ビジョン基本計画に係る本県のＩＴ関連国家資格試験の合格者数は、平成30年度が676人で、平成23年度からの累計が5286人となっております。今後は、より難易度の高い資格取得者数をふやしていくことが必要であると考えており、県におきましては、ＩＴ人材高度化支援事業を実施し、高度人材の育成に取り組んでいるところです。本事業の平成30年度の実績といたしましては、講座開講数が102講座、受講者数が519人となっており、資格取得者数の増加や、より高度な業務の受注につながっているものと考えております。

同じく２の(6)のア、県内中小零細企業等の経営状況と課題についてお答えいたします。

本県の近年の雇用情勢の着実な改善や、県内総生産額が順調な伸びを示していること、また各種景況・業況調査報告等の内容を踏まえると、県内企業を取り巻く経済状況は好調を維持しているものと考えております。一方で、県内の中小零細企業等の経営面においては、人手不足の問題や、全国に比べて低い労働生産性、非正規雇用などの雇用の質の問題、高い後継者不在率に起因する事業承継問題への対応等が喫緊の課題であると認識しております。

同じく２の(6)のイ、中小企業振興に係る金融・税制等の支援についてお答えいたします。

県では、県内の中小企業者の経営の安定に役立てるため、金融機関と協調して事業活動に必要な資金を長期・低利で融資する県融資制度を設けております。特に雇用創出促進資金、新事業分野進出資金及びベンチャー支援資金については、積極的な事業展開を図る中小企業者を対象としており、利子補給制度の活用で、より有利な条件での資金調達を可能としております。また、税制に関しては、沖縄振興特別措置法において規定されている設備投資等に係る各種優遇制度のワンストップ相談窓口を沖縄県産業振興公社に開設しているほか、国の中小企業投資促進税制等につきましても、県内各商工会等を初めとする各支援機関において周知を図り、活用推進に取り組んでおります。

県としましては、引き続き国や商工会、金融機関など関係機関と連携し、中小企業者の支援に努めてまいります。

同じく２の(7)のアの㋐、製造業の推移と課題についてお答えいたします。

県内総生産に占める製造業の割合はここ10年間で、おおむね４％から５％台で推移しており、平成27年度は5.0％と、全国平均の20.4％と比較して４分

の１以下となっております。本県製造業の石油製品を除く出荷額は、平成21年の3992億円から平成28年には4427億円へと増加しております。課題としましては、県内のものづくり企業は、中小零細企業が大部分を占めており、経営資源に乏しく、製品開発が十分に行えていないなどの状況があります。そのため、県では、付加価値の高い製品開発の支援を初め、ものづくりを支える基盤技術の高度化、県産工業製品海外販路開拓事業を活用した県産品の販路拡大等により製造業の振興に取り組んでおります。

県としましては、引き続きこれらの取り組みを推進し、県内ものづくり産業の振興に努めてまいります。

同じく２の(7)のイ、国際物流拠点産業集積地域への投資額及び経済効果についてお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区及びうるま地区における施設整備に係る投資額は、総額で約256億円となっております。平成31年１月１日現在の立地企業88社を対象にアンケート調査を実施した結果、雇用者数は1365人、平成30年の搬出額は約227億円となっております。同地区においては、高度な技術を持つ先端医療・バイオ関連企業や、半導体・電子部品製造関連企業など、高付加価値製品を製造する企業の集積が着実に進んでおり、貿易の振興及び雇用の創出が図られているほか、県内企業との取引も促進されております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の、21世紀ビジョン基本計画についての御質問で(5)のウ、ＩＣＴを活用する学校教育の状況等についてお答えいたします。

本県においては、小・中・高校の多くの学級に、電子黒板等を整備しており、教員は日常的にＩＣＴ機器を活用して授業を行っております。児童生徒の活用については、インターネットの活用方法、プログラミング教育、各教科における情報収集及びプレゼンテーション等において、ＩＣＴ機器を活用しております。ＩＣＴ機器を活用することにより、児童生徒の興味・関心が喚起され、多様な学習活動が展開されるなど、主体的・対話的で深い学びの実現が期待できます。

県教育委員会としましては、引き続き学校現場におけるＩＣＴ環境の整備を促進し、児童生徒の情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、21世紀ビジョン基本計画についての御質問のうち(7)のアの(ｲ)、建設業の推移と課題についてお答えいたします。

県内建設業の平成27年度の建設投資額は7786億円で、平成23年度の5449億円から2300億円余り増加しております。また、県内総生産に占める建設業の割合も、平成23年度の7.5％から平成27年度の9.4％と増加傾向となっております。一方、建設許可業者数は約4700社でほぼ横ばいで、就業者数も７万人程度で推移しております。建設投資額は増加傾向にありますが、県内建設業においては、技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、担い手不足が生じており、人材の確保が課題となっております。

次に２の(8)のア、離島における公営住宅整備事業の取り組み状況と課題についてお答えいたします。

離島の公営住宅整備について、平成24年度からの整備済み実績は113戸となっております。今年度は、整備中の12戸に加えて、新たに石垣市、宮古島市、竹富町、渡嘉敷村、南大東村、多良間村において、108戸の整備に着手する予定となっております。課題としては、不調・不落が事業の進捗に影響を与えており、その対策として、実勢単価による積算の実施、入札参加資格要件の拡大等を推進しているところであります。

県としては、今後とも市町村と連携し、その支援に努めてまいります。

次に２の(8)のエ、離島における公共工事の実績と取り組みについてお答えいたします。

土木建築部発注工事においては、平成30年度発注件数540件、約861億4000万円のうち、離島工事は117件、約74億5000円となっております。公共工事の発注については、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、可能な限り分離・分割発注するとともに、地元企業が施工困難な工事は、共同企業体方式により受注機会の確保に努めております。また、労働者確保に必要な経費の実態に応じた精算や、市場単価と実勢価格に乖離がある資材等の見積もりの採用等、適正な予定価格の設定に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　２、21世紀ビジョン基本計画についての御質問の中の(8)オ、久米島海洋深層水新設への対応状況についてお答えします。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野の研究開発

を実施しております。また、深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。久米島町から要望のある取水施設の新設については、事業の必要性・目的、事業主体、財源の確保、運営方法など基本的な課題の整理が必要であります。久米島町が事業実施主体となって取り組むに当たっては、関係部局と連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　答弁ありがとうございました。

まず、基地問題からなんですが、対話での解決策ということで知事、今答弁されているんですが、それ以外、皆さん県が考える解決策というのは、対話以外にはないんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

対話も当然ですけれども、辺野古新基地建設問題につきましては、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく手続などさまざまな権限がございます。また、法令に基づく権限のほかにも、各政党で連携することや、トークキャラバンなどそのほかによって辺野古新基地建設に対する知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すという取り組みも非常に重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　皆さんのそれは、辺野古をつくらせない部分なんですよね。そのことは。でもいろいろとマスコミからも指摘あるように、普天間がその分で辺野古に移ったとしても、その県内のシュワブだとか、ハンセンだとか、その伊江島、高江だとかというものからすると、ヘリパッドというのは88カ所近くあると。これの返還促進、いろんな形を進めないと、その辺野古の問題が云々じゃない。そういうようなヘリパッド機能のその基地のあり方というようなこともやらないと、結果的に沖縄の事件・事故というのはなくならないんじゃないかと、減らないんじゃないかというような指摘に対してはどうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほどもＳＡＣＯ、あるいは統合計画に基づく返還を着実に進めていくことがまず重要であるというふうにお答えしたところです。

そして、現在米軍基地に関する万国津梁会議、こちらのほうは在日米軍のあり方そして沖縄の基地負担のあり方など、かなり広い範囲から議論をしていただくことにしております。そういった議論も踏まえまして、沖縄のさらなる基地の整理縮小につなげる議論をいただいて、整理縮小につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、ちょっと視点を変えるんですけど、トランプさんがきのう北朝鮮ともう３回目の会談をしたということで、これまでもう日米安保破棄だというようなこともありました。この日曜日の新聞には日米安保は不公平だというようなトランプさんの発言もあるんですが、これ玉城知事にとってはチャンスじゃないですか。どのように考えます、この発言を。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　アメリカの通信社による安保破棄の報道につきましては、その後すぐ官房長官が定例記者会見でたしか大統領のほうに連絡をとって、それは事実とは異なるというふうに否定していたかと思います。

一方で、きのうですか、韓国にトランプ大統領が行かれて、その後板門店のほうで北朝鮮の金代表とお会いしたという。３度目、短期間で３回の米朝首脳会談というのは、非常に緊張緩和に向けて大きな意義を持つと思っております。またそこで核のものについてまた再度交渉をスタートするということで、ある面、東アジアの緊張緩和につながっていくのか注視していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、知事のほうからちょっと答えてほしいんですけど。

知事は安全保障は容認する部分だと言っているわけですよね。その中で地位協定に関しては我々不公平だと。いろんなそういう海外と違う、ドイツ、イタリアに比べて違うんだというような形があるわけですから、この分でトランプさんが――ああいう大統領ですよ。トランプさんがその片務的なものをつくったのはばかじゃないかと。ＧＨＱのときに、自分たちで日本にはこれから軍隊は持たさないんだとか、戦争しないような形で憲法をつくったわけですよ。ＧＨＱの中で。あのときにこういうような部分のものを踏まえて、この安全保障というのはあったはずなんですよ。ところが今は、アメリカは日本が攻められたらアメリカが守るんだけど、アメリカが攻められても日本は守らないという、こんな不公平はないというようなこと

を言っているわけですから、じゃそれであればというようなことはまだちょっと違う方向に走るのかなというふうに思うんですけど。でも、アメリカ大統領が日米安全保障というのは不公平だということを言っているわけですから、この辺はぜひチャンスと捉えてのあり方を何かつかむ方法というのは考えられませんか、知事として。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　就任当初からさまざまな発言で、世界に対して非常に強いメッセージを発しているトランプ大統領、ツイッターで対話を呼びかけて、板門店に行って、境界線を越えるというそういう歴史的なこともやっていらっしゃる大統領ですが、この日米同盟の不公平については、ある報道によりますと、いわゆる我々の基地を置いている土地を収奪されるのであれば、それは取引しなければいけないと。つまり、もし基地を返せというのであれば、返したその基地が貢献した何らかのいわゆる補償みたいなものを出さなければいけないというような発言もありますので、大統領の行動や発言についてはやはり注意深く注視をしておく必要もあるかと思います。

他方で、この日米地位協定の改定に、もしトランプ大統領が本当に応じてくださるというのであれば、安倍総理は真摯に大統領と協議をして、この日米地位協定の全国知事会が求めるような改定案などもしっかり正式にトランプ大統領に提起をしていただければというふうに希望いたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この地位協定とは別に、皆さん県当局はこの辺野古をさせないと、辺野古をつくらせないというのが一つの目標というか公約ですから、チャンスと捉えたほうがいいですよね。トランプさんも来年は選挙になるわけですから、その分で普天間をああいう形で返すんじゃなくてという。だからこの辺野古はもっと今の分よりも使いづらいですよとか、辺野古は15年かかりますよとか言って、トランプさんに辺野古を諦めさせるぐらいの交渉を僕はすべきだというふうに思っていますので、何かそれ言ったら私が皆さんと同じように聞こえてくるんですけど、そういう件をやってもらえればというふうにも思っております。

次に、21世紀ビジョンなんですが、富川副知事がきょう訂正したのは、僕は逆に違うんじゃないかなということで、政府は言っていないはずでしょうけど、政府関係者、富川副知事が出られている審議会、この審議会の中では何かそういう雰囲気があるんじゃないかというふうに思っているんですけどどうですか、その辺。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖振法に基づく各種制度、高率補助とか、あるいは一括交付金制度もろもろ、税制の優遇措置とかありますけれども、これらの制度は法律事項でありますので、この法律事項を今後国としてどうしていくかということで今検証を進めているところです。これらの制度については、検証次第ではあるけれども厳しいところがあるということは聞いておりますけれども、その振興計画自体について言及されているということはありません。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私は、ないあるを聞いているわけじゃなくて、これはその次のもので。

じゃ、県執行部、県当局としてこの政府関係者、国の皆さんがこういう形で従前のものを踏襲しないよと、厳しいよというようなものは県執行部としてはお持ちなんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄21世紀ビジョンに基づく各種施策に加えて各種制度、先ほど申し上げた法律の制度についても成果と課題を今検証しているところです。その検証の結果に応じて今から国と調整を進めていくという状況にございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　全体の細かいことは別にして、あと２年ですから。先ほど答弁がありましたように、１番はこの沖縄県の３つの特殊事情ですよね。この歴史的、地理的、社会的というようなものがあるんですけど、富川さん、この歴史的事情、もう戦後74年、沖縄県でこれだけの戦禍があったというところがあるんですけど、もう戦後も74年。いわゆる復帰50年ということになるんですけど、この歴史的事情というのは、これはもう変わりませんか。これもそろそろ変わってきているんじゃないですか。どうですか、認識的なもの。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほども申し上げましたけれども、米軍基地問題の解決初め、基地返還跡地の利用などの沖縄の特殊事情については、固有の課題はまだ残されているというふうに考えております。

○當間　盛夫君　部長、僕は歴史的事情からしか聞いていない。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時２分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　もう一度御答弁いたします。

３次にわたる沖縄振興開発計画初め、各種の社会資本の整備を進めてまいりました。その結果、道路・港湾・空港などの各種社会資本整備の分野においては、復帰時から比べて整備は進んでおりますけれども、いまだまだ格差が残る部分がある。戦後74年、復帰して50年近くたちますけれども、そういう歴史的な事情を踏まえてもまだ社会資本整備の分野においても格差がまだ残っている分野があるというふうに認識しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　じゃ次に、地理的事情。この点は本土から、本土というか東京なのか、本土から遠隔だと。東西広大な海域、多数の離島があるということがあるんですけど、21世紀ビジョンには、アジアに向かうとあったわけですよね。富川副知事もアジアのダイナミズムをこの部分で、沖縄が地理的にもあると。フロントランナーになるんだということになってくると、この地理的事情というのは、逆にプラスになっていませんか。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　議員御指摘のように、基本的に島嶼性ということは島がいっぱいありますから、いろんなこれまでの不利性は存在しています。

他方、おっしゃるようにアジア全体から見ると、アジアのダイナミズムが来ていますので、一概に不利性だけじゃなくて、積極的な面も出てきていると。この両方をどう解決するかというのが非常に大事かと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　次に、先ほど県内総生産だとか、県民所得のもので答弁があったんですが、成果的な部分で。皆さん審議会もその部分で、成果として社会資本の整備、全国との整備水準の差が縮小したということであるわけです。皆さんといろいろとやると、高率補助大事だと言っている。国は、この社会資本整備はもうほとんど全国、間違うとその箇所によっては全国の水準以上だというようなものが、その中で高率補助をまだ求めるんですかというような議論もあるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　確かに社会資本等の整備は進んでおりまして、全国並みになった分野もございます。ただ、人口当たりの道路延長であったり、自動車１台当たりの道路延長、あるいは住宅分野においてもいまだ全国水準に達していない分野もございます。

これら格差がまだ残る限りは、沖縄の諸課題の解決のために、対応するために整備された各種制度は今後とも引き続き存続させていただくものというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　成果として、先ほどもありましたけど、県民所得も上がった。もう、先ほども５兆過ぎると。県民所得も令和３年には目標とする271万円というものも達成できるだろうということになってくると、この課題の中の１人当たり県民所得というのも、解決している方向に移ってくるわけです、そのことで。

問題なのが、だから言うように、さっきも特殊事情ありますよねと。でももう復帰後50年なっていまだに歴史的な事情という部分で皆さん行くんですかと。地理的要因、皆さんはアジアに向かうよと言っているけど、もうアジアもその分では本土の、遠くのものじゃないですよねという、地理的要因も皆さんのほうがまだ優位じゃないですかということになってくると、最後に残ってくるのは社会的事情なんです。基地、0.6％の中に70％。だからその事情があるから、振興策と。そのことを皆さん最後のこの社会的事情のもので次なる振興策も訴えていくんですか。どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄の特殊事情を踏まえた各種制度、施策、取り組みを推進しているところでありまして、これに基づく検証、今実際総点検を取りまとめているところですので、その総点検を取りまとめた結果と新沖縄発展戦略を踏まえた新たな沖縄振興のあり方について、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから富川副知事が答弁訂正したけど、間違いじゃないんですよ。国はやっぱり言っているわけですよ。もうこれまでとは違うよと、これ踏襲しちゃだめだよと、新たなものをつくらないとだめだよというのは、いろんな関係者から富川さんが言われているから、富川さんのああいう答弁になるわけです。僕、これもう当然だと思うわけですよ、そのことは。厳しいと思ったほうがいいですよ。

だって皆さん、考えてみてください。これまでずっと西銘さんから含めて――大田県政は別ですけれ

ど――この間、稲嶺さん、仲井眞さんで振興策つくってきたわけですよ。４次も５次も、そのことは。その中で一度だけ政権は民主党になりましたけど、民主党政権になったときにも沖縄に寄り添うというのがあったんですよ、そのときには。でもそれを策定したのは、その自民党がそのことを押す仲井眞さんが、仲井眞県政がつくったわけですよ。

今回は、全く違うよ。もう自民党はこの沖縄の辺野古問題含めて、沖縄を物すごい厳しい目で見ている。ある官僚によってはもう高率補助、さっき言ったみたいに社会インフラ整備も、沖縄ある程度整っているから高率補助要らないんじゃないですかということがある。皆さんが本気になってとりたいんであれば、この社会的事情の中での基地問題で、基地を中心にして予算をとられたほうがいいんじゃないですかという厳しい意見もあるわけです。その辺踏まえて新たな振興計画を、本気になって皆さんがどういう形でやっていこうかというのがまだ見えてこないというのがあるんですけど、私のこの質問に対してどうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　社会的事情一本でというようなお話がございますが、沖縄県における沖縄振興特別措置法の背景には、地理、歴史、社会、そして自然、この４つの特殊事情があるということです。この特殊事情、先ほど来答弁にありますように、これをプラス方向で見るかマイナス方向で見るかというさまざまな観点はあるにしても、私は基本的には特殊事情というのは変わってないだろうというふうに思っています。

社会的事情についても、やはり基地が集中しているということです。自然の状況も本土よりも厳しい状況もありますけど変わっていない。歴史的事情というのも、過去のものについては変わらないだろうと。地理についてもプラスと見るかマイナスと見るかは別にして変わっていないという。そういった中において、やはりこの離島県である沖縄という中において、社会資本の整備、離島の振興策などもろもろの課題もありますので、そういったものについて高率補助ですとか、一括交付金制度、政策金融、そういったもろもろのものについてどういう形で沖縄の振興をこれからさらに図っていくかということについて、今まさにこの特殊事情から生じるさまざまな課題を、これ１つの事情に特化するのではなくて今の４つの事情を、我々としては俯瞰的に見て、これから総点検で議論を行って対応することが必要であろうというふうに思っているところです。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　次に移らせてもらいますけど、乗り合いバス、路線バスの件なんです。

自助努力ではもう限界だということで、今後は４社の統合も避けられないんじゃないかということの見通しということでバス業者の皆さんからあるんですけど、県民の足を守るためには行政にもかかわってほしいということなんです。この４社統合、どういうふうに考え、取り組まれていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　お答えいたします。

国においては、成長戦略実行計画案というところで、乗り合いバスの共同経営等を認め、定常の路線を維持する考えを示されているのは承知しております。

県としましては、今後、この地方の乗り合いバスの維持を前提とした経営統合をスムーズに進める制度、これの国の議論をまずは注視していきたいというふうに考えているところです。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この路線バスの人手不足のもので、先ほど観光部長のほうから渋滞だとか、おりる場所がという課題があったんですけど、この貸し切りバスの稼働率というのはわかりますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時13分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

業界からのお話を伺っておりますと、おおむね50％程度ではないかなということであります。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、深刻なんですよ。稼働率50％――100％はなかなか難しいんでしょうけど、この人手不足において、路線にも乗り合いバスにもやっぱりちゃんと人員を配置しないといけない。しかし、修学旅行だとか観光客、これだけふえていますよ。この観光のほうにも乗務員をやっぱりふやさないといけないんだけど、このことが間に合わないと。沖縄の観光にも影響しているわけですよ。このことをどう認識されていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

確かに観光が好調だということで、先ほど答弁申し

上げましたとおり、いわゆる貸し切りバスを取り扱う事業者がここのところふえておりまして、台数も27年度に1000台を超えて、毎年伸びているというところでございます。

その中で運転手不足が生じているところでございますが、今業界のバス会社の中で自助努力と申しますか――していただいておりまして、本土のバス会社との運転手の融通でありますとか、女子運転手の採用といった取り組みを通じて、観光部門といいますか貸し切りについては今いろんな対応がなされているというふうに聞いているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　パルコができて、相当に渋滞したとかいろんな部分があります。沖縄はもう観光客がふえて、レンタカーがふえてということで、ところが全く鉄軌道の部分が進まないというような状況もあるわけですから、やっぱり公共交通をどうするのか、県主導でどうするのかという議論をやっぱり真剣にしないといけないだろうなというふうに思います。

副議長、ちょっと休憩してください。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時15分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　最後になりますが、久米島の海洋深層水。

新聞報道にもありましたが、久米島発の海洋産業、インフラ整備の促進委員会をつくったというのがあります。

副知事、これもう皆さんが早目に海洋深層水、窓口は農水のほうでやると。各連携をとってやっていくということになっていますが、予算づけはしっかりと国と連携をとってやるというのがありますので、国がやる。県がやる分をしっかりと副知事を中心に頑張っていただきたいんですけど、その決意を最後。

○副議長（赤嶺　昇君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　御指摘の久米島の海洋深層水は、地域の資源を生かした離島の振興、沖縄の政策の中でも重要なものというふうに考えております。

久米島町が海洋深層水取水施設を新設するに当たっては、新たに設置された町のプロジェクトがありますので、そこと県の横断的な部局を超えたチームをつくります。そこと合体させてできる限り協力していきたいというふうに思っております。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわヌ新垣清涼ンディイチョーイビーン。

ナマカラ　一般質問サビークトゥ　ユタサルグトゥウニゲーサビラ。

ワッターウチナー、沖縄県民の願い、思いはなぜ日本政府に届かないのか。届いているけど、見ないふり聞こえないふりをしているのか。安倍総理は無視をしているのか。県知事選挙で県民投票で衆議院沖縄３区の補欠選挙で、辺野古新基地建設反対の候補者が圧倒的に勝利をし、県民の思い、願い、民意は示されていると思います。

でも、安倍政権はその翌日から何のためらいもなく辺野古の海に土砂を投入し続けています。民主主義の国として許されるものではありませんし、地方自治を守る立場からも私たちはこのような安倍政権の独裁的な行政運営に対し、断固として異議を申し立て、日本全国にその実態を示し、諦めることなく、県民の願いが実現するまで頑張り抜きたいと思っています。

それでは質問に移ります。

１、米軍基地の実態について。

(1)、国内の米軍専用基地の面積と沖縄県内の面積、その割合を伺う。

(2)、県域周辺で米軍が優先使用している海域の広さ等について。

ア、米軍の訓練のために漁民の操業が制限されている広さ、その割合、操業できなかった日数と経済的損出額を伺う。

イ、オスプレイ配備の後、漁業への影響調査は行われているのか伺います。

(3)、県域上空の米軍優先使用が認められている空域の広さ等について。

ア、米軍基地普天間飛行場周辺では昼夜を問わず低空飛行が繰り返されています。民間地域上空の飛行は高さ制限はないのか伺います。

イ、日本の航空法での高さ制限を伺います。これは民間地域上空のです。

ウ、アメリカ、その他の国々の状況を伺います。

２、米軍構成員の実態について。

(1)、県内に駐留している陸軍、海軍、空軍、海兵隊の人数を伺う。

(2)、そのうち、民間地域に住居を構えている人数とそれぞれの割合を伺う。

(3)、４月の北谷町での殺人事件で被害者からの訴えの後、県警と軍警察との連携等について伺う。ま

た、どうすれば防止できたと思うか伺います。
(4)、県民が被害者で加害者が基地の中にいるとき、県警の捜査について伺います。
３、米軍基地から派生する問題について。
(1)、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ等の環境問題について。
ア、その性質と人体への影響について伺う。
イ、県民の飲み水に含まれているとのことだが、その数値と安全性について伺う。
ウ、米軍基地内周辺で多く検出されていますが、基地内調査状況について伺います。
エ、他府県の米軍基地周辺の状況について伺う。
オ、県民の安全・安心のための今後の取り組みを伺います。
(2)、航空機事故・騒音について。
ア、騒音防止協定はどうなっているのか。米軍基地普天間飛行場では深夜11時まで、時にはその時間を超えてまで騒音をまき散らし、地域住民にストレスを与えているが県の対応を伺います。
イ、爆音被害の実態調査はどのようにして行われているのか伺います。
ウ、学校、保育園への部品落下が相次いでいるが、民間地域上空の飛行は禁止されていないのか伺います。
エ、事故機の把握について。
米軍機による事故が相次いで起こっています。墜落、不時着、緊急着陸や窓枠の落下、部品の落下などがあります。それらの事故を起こした機体は特定されていると思いますが、県はその機体番号などを把握しているか伺います。車には車両番号というのがありますので、機体にもあると思います。また、報告を求めているか伺います。
(3)、事件・事故について。
ア、米軍絡みの事件・事故が後を絶ちません。県民が被害を受けた場合の補償について県や国のかかわりを伺います。
イ、米軍基地の提供は国であるから、国が責任を持って解決すべきと思うが、その実態を伺います。泣き寝入りしている県民が多いと聞いています。
ウ、県民の納得のいく結果を出すために県や公的な支援体制が必要と思うが、取り組みを伺います。
エ、飲酒運転防止のために米軍基地ゲート近くでのアルコールチェックを行ったことはあるか伺います。
４、観光立県としての取り組み。
(1)、第一印象の空の玄関口から街路での花いっぱいの取り組みについて伺います。
他府県や、外国への視察研修に参加して帰ってくると、県内の道路の雑草が気になります。県内の街路の雑草対策はどのように取り組まれているのか。国道、県道、市道の取り組みはどうなっているのか。地域自治会との連携、協力などの取り組みと運動、その支援体制が求められていると思います。観光立県として空港から市街地への移動、通過のときの第一印象はとても大切だと思います。たとえ天気がよくない日程だとしても、花々が咲いている中で迎えられ、あるいは送られるとすれば、よい印象で過ごしてもらえるのではないか。そういう意味で花いっぱい運動の取り組みを伺います。
(2)、クルーズ船での観光客が増加傾向にあるが、県経済への影響、県民利益になる取り組み、仕組みづくりについて伺います。
(3)、世界水準の観光・リゾート地形成に向けた取り組みを伺います。
(4)、観光戦略実行会議のメンバーと会議の回数、その目的と成果を伺います。
(5)、外国人観光客の海外旅行保険の実態について、外国人観光客が安心して沖縄観光を楽しむことができるように環境整備に取り組む必要があると思います。
ア、外国人観光客の海外旅行保険の加入率について伺います。
イ、未加入者の医療費の負担や支払い状況を伺います。
ウ、加入促進対策を伺います。
５、地域産業の育成について。
(1)、製造業の現状と課題について伺います。
(2)、泡盛産業の現状と課題、対策を伺います。
(3)、ヤギ飼育の振興拡大について取り組みを伺います。
６、少子化対策について。
近年の人口動態統計によると日本の人口は減少傾向にあるとのことですが、沖縄県の現状と取り組みを伺います。
(1)、沖縄県の人口動態統計の結果と今後の推移について伺います。
(2)、少子化の要因・原因は何か伺います。
(3)、少子化対策として具体的な取り組みを伺います。
７、県内の高校生を初めとする20歳未満の少年の間で大麻使用問題が広がっていることについて。
(1)、大麻取締法違反事件で少年が摘発された、その実態について伺います。入手方法、広がり、価格、その影響等についてお願いいたします。
(2)、薬物乱用防止としての有効な対策と取り組み

について伺います。

８、座間味村での治山治水事業について。

(1)、企業局の水道事業計画、浄水場建設計画とその推移について伺います。

(2)、同じく座間味村での治山事業と住民合意について伺います。

住民説明会がないままに事業が進められている、観光地域として木が伐採されていることに地域住民としては非常に不満があるようであります。その取り組みについて伺います。

９、我が会派の代表質問との関連質問ですが、親川議員の質問で、野球場での車椅子利用者の席の増設についてありましたけれども、席の充実とともに、多くの観客と一緒になって応援したいという車椅子利用者の方の要望があります。その利用者の声に対して、どう応え、取り組みをしていくのかお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　ただいまの新垣清涼君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時50分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前の新垣清涼君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣清涼議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地から派生する問題についての御質問の中の３(1)のオ、ＰＦＯＳ等に係る県民の安全・安心のための取り組みについてお答えいたします。

ＰＦＯＳ等について県民の不安が大きいことから、本年６月12日及び13日に関係大臣に対し、国内における基準値等の設定、原因究明や適切な対策の実施、米軍基地内でのＰＦＯＳ等の使用禁止、県職員の立入調査の許可などを要請しております。

沖縄県としましては、県民の安全・安心の確保は重要なことと考えていることから、引き続き、浄水場において適切に水質管理や浄水処理を行うとともに、ＰＦＯＳ等のさらなる低減化に努め、安全な水道水の供給に取り組んでまいります。また、河川や地下水のＰＦＯＳ等の調査により原因の究明に努め、その適切な対策の実施につなげたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地の実態についての(1)、在日米軍専用施設・区域の面積と割合についてお答えいたします。

防衛省によると、平成31年１月１日現在、在日米軍専用施設面積は２万6319ヘクタール、うち沖縄県は１万8496ヘクタール、約70.3％を占めているとのことであります。

次に１(3)のア、１(3)のウ、民間地上空の米軍機の高さ制限とアメリカ等の状況についてお答えします。１(3)アと１(3)ウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

日本においては、いわゆる航空特例法により、米軍機については、航空法第81条の最低安全高度に関する規定が適用されていません。アメリカにおいては、ヘリコプターを除く航空機は、密集地上空では、一番高い建物から1000フィート、約300メートル以下の高度で飛行してはならないことが連邦規則に規定されておりますが、米軍機への適用については、現在、確認しているところです。また、ドイツやベルギー、イタリアにおいては、駐留軍機の低空飛行について、受け入れ国が規制措置をとっていることを確認しております。

次に２、米軍基地構成員の実態についての(1)、(2)、在沖米軍人の人数と基地外居住者数についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

米軍によると、平成23年６月末時点の在沖米軍人の数は陸軍が1547人、海軍が2159人、空軍が6772人、海兵隊が１万5365人の合計２万5843人となっております。また、防衛省によると、平成25年３月末時点の沖縄県内の米軍人等の施設・区域内外居住者５万2092人のうち、基地外居住者数は１万6435人で、全体に占める割合は31.5％となっております。なお、両調査ともにそれ以降は公表されておりません。

次に３、米軍基地から派生する問題についての(2)のア、基地の騒音に対する県の取り組みについてお答えします。

普天間飛行場では、ことし５月に騒音測定値の最大値である124.5デシベルを測定するなど騒音が激化し、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしております。県は、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒

音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等の航空機騒音の軽減について日米両政府に対し要請してきたところであり、去る６月22日にも河野外務大臣に対し要請を行ったところであります。

県としては、引き続き関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に３(2)のウ、民間地域上空の飛行禁止についてお答えいたします。

普天間飛行場における航空機騒音規制措置では、進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定することが規定されております。しかしながら、ことし６月４日には浦西中学校にＣＨ53Ｅの部品が落下する事故が発生し、平成29年には普天間第二小学校に窓枠が落下したほか、緑ヶ丘保育園での事案も発生しております。

県は、これまであらゆる機会を通じ、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に対し要請してきたところであり、去る６月22日にも河野外務大臣に対し、米軍機は学校や病院等の上空を飛行しないこと等の要請を行ったところであります。

次に３(2)のエ、米軍機の機体番号の把握についてお答えいたします。

米軍機には、個別の機体番号等が表示されており、県から米軍や沖縄防衛局に対し、特定の機体が事故を繰り返していないか確認するため、機体番号を照会しておりますが、情報提供はありません。

県としては、今後とも機体番号等の提供を求めるとともに、現地での目視や写真で機体番号等の把握に努めるなど、情報の収集に取り組んでまいりたいと考えております。

次に３(3)のアからウ、被害補償に係る県や国のかかわりと実態及び支援体制についてお答えいたします。３(3)のアから３(3)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は、日米地位協定第18条第５項に基づき、日本政府が損害賠償をすることとなっております。また、公務外の場合で、示談が困難な場合は、同条第６項に基づき、米国政府が慰謝料を支払うこととなっており、いずれの場合も沖縄防衛局が補償業務を行っております。沖縄防衛局によりますと、平成29年度の公務中の事件・事故に対する補償件数は90件、補償額は約3200万円、また、公務外の補償件数は３件、補償額は約110万円とのことです。また、支援機関としては、沖縄県交通事故相談所や警察署のほか、沖縄被害者支援ゆいセンターにおいて事件・事故についての相談対応を行っております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、米軍基地の実態についての御質問の中の(2)のア、米軍の訓練による漁業への影響についてお答えします。

本県の周辺海域には、米軍訓練水域が27水域設定されており、その面積は合計で約５万5000平方キロメートルです。ホテル・ホテル訓練水域の大部分や鳥島射爆撃場等では、沖縄防衛局からの訓練実施の通知により、ほぼ毎日操業できない状況となっております。また、漁業損失額は明らかではありませんが、漁船操業制限法に基づき、防衛省は漁業者に対し、訓練水域内の操業制限に伴う補償金を払っており、平成28年度の補償額は､10億7500万円となっております。

同じく(2)のイ、オスプレイ配備後の漁業への影響調査についてお答えします。

オスプレイ配備後、漁業への影響調査は行っておりませんが、漁業関係者の声として現在のところ漁業に対する直接的な影響はないが、上空を飛行されたときは不安を感じるという意見が聞かれております。

県としましては、今後も情報収集を行っていきたいと考えております。

次に５、地域産業の育成についての御質問の中の(3)、ヤギの生産振興についてお答えします。

県では、ヤギの増頭、改良及び飼養管理技術の確立などを目的に、１、優良種畜の導入支援、２、繁殖技術の研究、３、飼養技術講習会の開催など、ヤギの生産振興に取り組んでおります。平成30年度からは体型調査による大型ヤギの保留や導入支援を実施しております。今年度は、ニュージーランドよりヌビアン種やボア種などの優良ヤギの導入を計画しており、肉量のさらなる増加を目指しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、ヤギの生産振興に努めてまいります。

次に８、座間味村での治山治水事業についての御質問の中の(2)、座間味村における治山事業についてお答えします。

座間味村において実施している治山事業は、水源の里保全緊急整備事業で、村からの要望を受け、平成27年度より事業を実施しております。事業内容は、集落周辺の荒廃森林において豪雨時の洪水緩和及び土

砂流出防止の機能強化を図るため、森林整備及び治山ダムの設置を行う内容となっております。事業の実施に当たっては、引き続き村と連携を図り、地元への説明を丁寧に行いながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、米軍基地の実態についての御質問のうち(3)のイ、航空法での高さ制限についてお答えいたします。

航空法第81条及び同施行規則第174条では、有視界飛行方式により飛行する航空機の最低安全高度は、人または家屋の密集している地域の上空にあっては、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートル以上の高度、人または家屋のない地域及び広い水面の上空にあっては、地上又は水上の人または物件から150メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度、これらの地域以外の地域の上空にあっては、地表面又は水面から150メートル以上の高度と規定しております。

次に４、観光立県としての取り組みについての御質問のうち(1)、道路における沿道景観の形成についてお答えいたします。

空港や観光地周辺道路の植栽管理については、各道路管理者で重点的に取り組んでおり、県、那覇市等においては、ソフト交付金を活用した花木等による修景を実施しております。また、各道路管理者においては、道路ボランティア団体への支援を行うなど適正な管理に努めているところであります。今後とも、国や市町村と連携し、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　２、米軍構成員の実態についての御質問のうち(3)、北谷町における殺人事件に係る県警察と軍警察の連携等についてお答えをいたします。

本年１月下旬、米軍の憲兵隊から県警察に対し、男女間のトラブルがあり対応しているという連絡がありました。これを受けまして沖縄署では直ちに現場に臨場し、被害者等の事情聴取を実施したほか、鑑識活動等の初動捜査を行っております。その際、女性に対し被害の届け出の意向を確認しましたところ、憲兵隊に対応してもらっているので、警察へ望む対応はないということでありましたが、県警察としては、本件を重大事案に発展するおそれがある人身安全関連事案として大きく捉え、女性に対し身の不安を感じるような事態があれば直ちに警察に通報するよう指導を行っておりましたほか、１月以降毎月女性と連絡をとるなど継続して女性の安全確認を行っていたところであります。

なお、この間米側とは必要に応じ情報を共有しており、米側の捜査状況について確認をするとともに、その過程で軍事保護命令――いわゆるＭＰＯでありますが――の発令等についても情報提供を受けていたところであります。

どうすれば防止できたと思うかという御質問につきましては、仮定の質問でありますのでお答えを差し控えさせていただきます。

次に同じく２の(4)、県警と米側との捜査協力についてお答えをいたします。

捜査の進め方は、個別の事案に応じてさまざまであり、一概に申し上げることは困難ですが、米軍関連事件につきましても、具体的事案に応じ米軍側に協力を要請するなどして、適切に捜査を推進しております。例えば、本件について申し上げますと、県警察の要請に基づき県警の警察官立ち会いのもとで死亡した米軍人の基地内の住居の捜索を行う、あるいは証拠として必要な物件について米側から提供を受けるなどしております。

次に３、米軍基地から派生する問題についての御質問のうち(3)のエ、基地ゲート近くでの飲酒検問についてお答えをいたします。

飲酒運転は極めて悪質、危険な犯罪行為であり、その根絶は県警察の最重要課題の一つであります。このため県警察では、事故の発生の状況、幹線道路等の交通環境や周辺環境等を踏まえ、米軍構成員であるか否かを問わず、さまざまな場所で飲酒検問や職務質問による厳正にかつ積極的に取り締まりを行っており、平成30年は全国で最も多い2222件を検挙しております。また、県警察では、米軍基地内において日米の交通ルールの違いなどに関する交通安全講話を実施しておりますほか、米軍構成員等による交通事故や悪質な交通違反があった場合には、米軍に対し適宜再発防止等の申し入れを行っているところであります。

県警察としては、今後も飲酒運転根絶に向けた取り締まりを強化するとともに、関係機関や自治体等と連携しつつ各種取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に７、少年の大麻使用問題についての御質問のうち(1)、大麻取締法違反の事件概要についてお答えをいたします。

本年２月沖縄本島内において別事件で捜査対象となっていた高校生の携帯電話の履歴に、大麻に関すると見られるやりとりがあったことから、さらに捜査を進めましたところ、この高校生とは別の高校生がＳＮＳを使って県外から大麻を購入し、複数の高校生に譲渡していた事実が判明いたしました、このほかにも沖縄本島内において、昨年12月から本年４月までの間に、高校生を含む少年複数の間で、大麻の所持や譲渡が行われた疑いが浮上いたしました。このため関係先の捜索差押えや関係者の事情聴取等所要の捜査を実施いたしました結果、事件関係者として県内の高校生14名を含む23名の少年の関与が明らかとなり、うち高校生５名を含む10名を本年５月末までに大麻取締法違反で立件送致し、現在も捜査を継続しているところであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　３、米軍基地から派生する問題についての御質問の(1)のア、ＰＦＯＳ等の性質と、人体への影響についてお答えします。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは水と油の両方をはじく性質を持っているため、泡消火剤や撥水剤、防汚剤等として広く利用されてきました。しかし、難分解性のため、環境への残留性や生物への蓄積性などが問題視されております。ＰＦＯＳの発がん性や人への毒性については、まだ結論が得られておりませんが、ラットを用いた発生毒性試験で新生児体重増加量低下や生存率低下、母体体重低下等が見られたという報告があります。また、ＰＦＯＡについては、2017年に国際がん研究機関においてグループ２Ｂ（発がん性のおそれがある物質）として分類されております。

続きまして３の(1)のウ、米軍基地内での調査状況についてお答えします。

県がこれまでに実施した調査の結果、普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水等で高濃度で有機フッ素化合物が検出されており、その汚染源はこれらの飛行場である蓋然性が高いと考えております。そこで、普天間飛行場については、環境部が立ち入りを要請しているところですが、沖縄防衛局によると在日米軍と調整中と聞いております。また、嘉手納飛行場については企業局が立ち入りを要請し、在沖米軍からは本件の取り扱いを格上げし、在日米軍本部に対して助言や対応を求めた。また、詳細を把握したい場合は日米合同委員会に対し議題に上げることを推奨するとの回答があり、現在まで実現しておりません。

３の(1)のエ、他府県の米軍基地周辺のＰＦＯＳ等の状況についてお答えします。

他府県の米軍基地周辺においてＰＦＯＳ等が高濃度で検出された事例に関して調べたところ、京都大学などのチームによる報告が確認されました。具体的には、2002年８月に、東京都の米軍横田基地からの排水が流入する多摩川で、ＰＦＯＳが１リットル当たり440ナノグラムの濃度で検出されたと報告されております。

３の(2)のイ、米軍飛行場周辺における航空機騒音の実態調査についてお答えします。

県は、関係市町村と連携し、米軍飛行場周辺の36測定局で航空機騒音の常時測定を実施しております。平成30年度測定結果速報値によりますと、嘉手納飛行場周辺については、21測定局中８局で、普天間飛行場については、15測定局中２局で環境基準を超過しております。また、環境基準の指標であるＬｄｅｎに加え、平成25年度から夜間等価騒音レベルの調査も開始し、公表しております。

県としましては、引き続き米軍飛行場周辺の航空機騒音の実態把握に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　３、米軍基地から派生する問題についての御質問の中で(1)のイ、県民の飲み水の安全性についてお答えいたします。

企業局では、水道法第４条に基づき設定されている水質基準等を遵守しており、目標値がないＰＦＯＳ等についても、米国環境保護庁の生涯健康勧告値を参考に水質管理を行っております。北谷浄水場の浄水のＰＦＯＳ等は平成30年度の平均で１リットル当たり29ナノグラムと同勧告値70ナノグラムより低いレベルにあることから、水道水の安全性は担保されているものと考えております。

企業局としては、引き続き水源及び浄水場における水質管理や定期的にＰＦＯＳ等の吸着効果がある粒状活性炭の入れかえを行うなど、さらなる低減化に努めてまいります。

次に８、座間味村での治山治水事業についての御質問の中の(1)、座間味浄水場建設計画についてお答えをいたします。

水道広域化に伴い、座間味島では新たに浄水場を建

設する計画としており、建設予定地については、事業の実現性等を検討し、複数地点から阿真ビーチ隣接地を絞り込んだところであります。しかしながら、その後、津波被害を受けない高台への変更を求める住民からの要望を受け、再検討を行うこととしました。このため、高台にある阿真チジ、旧ごみ捨て場及び高月山の既存浄水場隣接地について、測量や地質調査、環境や景観に配慮した施設配置計画の検討、概略設計等の調査業務を行っているところです。浄水場の建設予定地については、当該調査や環境省との調整結果を踏まえ、その後、村との協議や住民説明会を行い、年内を目途に選定したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、観光立県としての取り組みについての御質問の中の(2)、クルーズによる経済効果と取り組みについてお答えいたします。

クルーズ船の寄港による観光消費額は、県調査によるクルーズ客１人当たりの消費単価２万9861円に、平成30年度の海路による外国人観光客119万7100人を乗じると、357億4660万円で、滞在時間を勘案すると、非常に高い消費額となっております。

県としましては、クルーズ客のさらなる消費拡大を図るため、県内における魅力的なツアーをふやすとともに、乗客の前後泊による滞在時間の延長や船舶への資材提供等により、高い経済効果が見込まれるフライ＆クルーズを含めた県内発着クルーズの誘致を強化してまいります。

次に同じく４の(3)、世界水準の観光・リゾート地形成に向けた取り組みについてお答えいたします。

県では、沖縄観光の目指す将来像を世界水準の観光・リゾート地とし、沖縄独自の自然や文化、人などのソフトパワーを発揮するとともに、安全・安心・快適な洗練された品質を確保することにより、世界中に広く認知され評価される観光地を目指しております。今後とも、国際的な沖縄観光ブランドの確立や、国内外の富裕層の誘致を初め、付加価値の高い観光商品の造成や観光客の受け入れ体制の整備、観光人材の育成・確保等を展開することにより、世界水準の観光・リゾート地の形成に取り組んでまいります。

次に４の(4)、沖縄観光戦略実行会議のメンバーや会議の回数、目的、成果についてお答えいたします。

県では、観光収入1.1兆円や入域観光客数1200万人の目標達成に向けて沖縄観光推進ロードマップを策定し、年間を通した施策の進捗管理を行うことを目的に、国、県、観光関連団体等で構成する沖縄観光戦略実行会議を年１回程度開催しております。当該会議の設置を通して、関係機関が意思統一のもと、各種施策を展開しており、沖縄観光を取り巻く環境の変化や、関係機関の取り組み状況に応じたロードマップの見直しを実施することでより効果的な推進を図っております。

次に４の(5)のアと(5)のウ、外国人観光客の海外旅行保険の加入率と加入促進対策についてお答えいたします。４の(5)のアと４の(5)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国の平成30年度調査によりますと、訪日外国人旅行者が、旅行中にけが・病気になったときに医療費をカバーする旅行保険の加入率は73％となっております。加入促進対策としましては、空港の入国審査エリア、観光案内所、観光施設等での保険加入を促すカードの配布やウエブサイトでの周知を行っております。

県としましては、今後とも関係機関等と連携し、外国人観光客の旅行保険加入を促進してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、観光立県としての取り組みについての御質問の中の４の(5)のイ、外国人観光客の医療費についての御質問にお答えします。

平成30年１月に県が救急病院に対して行った外国人患者の未収金に関する調査によりますと、平成28年は４つの医療機関で14件、337万905円、平成29年は５つの医療機関で15件、613万7546円発生しており、そのうち50万円以上の高額な４件につきましては、現在、分割で支払い中とのことであります。

次に６の少子化対策についての御質問の中の(1)、人口動態統計についての御質問にお答えします。

平成30年の沖縄県人口動態統計によりますと、出生数は１万5732人で、前年の１万6217人と比較すると485人減少し、出生率は11.0で、前年の11.3から0.3ポイント減少しております。本県の出生率は、全国の約1.5倍で、昭和49年以降、45年連続全国１位となっておりますが、出生数は、昭和49年から減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くものと考えております。

次に７の少年の大麻使用問題についての御質問の中の(2)、薬物乱用防止対策についての御質問にお答えします。

県は、薬物乱用防止対策として、教育庁、県警及び沖縄県薬物乱用防止協会等の関係機関、関係団体と連携し、学校、地域における薬物乱用防止講習会や薬物乱用防止街頭キャンペーンを、また、薬物乱用防止指導員や教職員等を対象とした研修会を行っております。

県としましては、引き続き関係機関・関係団体と連携を強化し、青少年に対する薬物乱用防止対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５、地域産業の育成についての御質問の中の(1)、製造業の現状と課題についてお答えいたします。

平成27年度の県内総生産に占める製造業の割合は5.0％で、全国平均の20.4％と比較して４分の１以下となっております。本県製造業の石油製品を除く出荷額は、平成21年の3992億円から平成28年には4427億円へと増加しております。課題としては、県内のものづくり企業は、中小零細企業が大部分を占めており、経営資源に乏しく、製品開発が十分に行えていないなどの状況があります。そのため、県では、付加価値の高い製品開発の支援を初め、ものづくりを支える基盤技術の高度化、県産工業製品海外販路開拓事業を活用した県産品の販路拡大等により製造業の振興に取り組んでおります。

県としましては、引き続きこれらの取り組みを推進し、県内ものづくり産業の振興に努めてまいります。

同じく５の(2)、泡盛産業の現状と課題、対策についてお答えいたします。

泡盛の出荷数量は、平成16年度をピークに14年連続で減少しており、多くの酒造所の経営は、厳しい状況となっております。

課題としては、若者や女性の泡盛離れや、他のアルコール類との競合の激化、消費者嗜好の多様化等の要因に加え、経営改善に対する取り組みが十分でなかったことなどがあると考えております。このため県では、経営が厳しい酒造所へ専門家を派遣し、経営に関する助言や指導を行うとともに、泡盛産業におけるリーディング企業の育成を図るため、商品開発やマーケティングのハンズオン支援を行うなど、経営状況に応じた総合的な支援策を展開しております。また、泡盛業界との共催による島酒フェスタを開催し、県民や観光客へ泡盛の魅力を発信するなど、泡盛産業の振興に取り組んでおります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　６、少子化対策についての御質問の中の(2)、少子化の要因・原因についてお答えいたします。

本県では、15歳から49歳の女性人口の減少や、合計特殊出生率の低下に伴って、出生数は減少傾向にあると考えられます。少子化の要因としましては、結婚・出産に対する意識やライフスタイルの変化、就業形態や就労環境などを背景とした、未婚化・晩婚化の影響などが指摘されております。

同じく６の(3)、少子化対策の具体的な取り組みについてお答えいたします。

県では、市町村担当者連絡会議やおきなわ出会い応援企業の登録促進を通じて、地域全体で継続的に出会いや交流の場を広げ、結婚の機運醸成を図るとともに、待機児童の解消、こども医療費や特定不妊治療の助成、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおります。また、今年度は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、若者が将来のライフステージについて考えるライフプランセミナーと結婚を希望する若者へ出会いイベントを実施することとしております。

県としましては、引き続き各分野において全庁的に取り組むとともに、市町村とも連携しながら、安心して結婚し、出産・子育てができる社会の実現に努めてまいります。

次に９、代表質問との関連の中の(1)、車椅子使用者用客席に係る県の対応についてお答えいたします。

沖縄県福祉のまちづくり条例においては、全ての人が安全かつ快適に生活関連施設を利用できるようにするため、施設内容や規模に応じた整備基準を定めております。同基準は最低限守るべき水準であり、事業者が、地域の実情、利用目的等を勘案し、基準を上回る施設を整備することは、福祉のまちづくりに貢献するものと考えております。

県としましては、スポーツ施設に固定式の客席を設置する場合は、車椅子使用者用客席の増設、同伴者用客席の確保などに努め、常に障害者等の立場に立った施設整備に取り組まれるよう、事業者に対し周知するとともに、必要に応じて市町村等とも意見交換してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　時間がありませんので、答弁を聞い

てちょっと感想を述べながらお尋ねをしていきたいと思います。

今回北谷町での女性殺害事件ですけれども、やはり県警に相談があり、そして軍警にも相談がある。軍警のほうに相談しているからいいよという話だったという答弁ですが、その後皆さんは重大事件に発展するおそれがあるという認識を持たれていた。ならばもっと対策の仕方があったんじゃないかなと私今思っているわけです。どうすれば防げたかということに対して今仮定の話には答えられないという答弁ですが、警察の中で、やはり皆さんがこうすれば解決できたかな、こうすべきだったのかなというこの事件に対して反省というのか、そういうお互いの議論はどうしても必要だと思うんですね。だから答えられないという答弁ではなくて、そのことを受けてやはりその警察内でどういう検討、どういう会議をされたかというのはとても大事だと思いますので、もしそれがないとすれば今後取り組んでいただきたいという希望を申し上げて終わります。このことについては終わります。

答弁ありますか、どうぞ。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、警察としてはできることはやっていたというふうには思っております。ただ我々としてもこういった非常に痛ましい事件が起きたことは大変重く受けとめておりまして、将来同種事案の再発防止のために、何ができるかということについては我々内部でも検討しましたし、米側とも協議を行っております。県警察と米軍との捜査協力というのは個別の事案ごとにそれぞれ渉外部門というのがございまして、そこを通じてやっているんですけれども、本件に関してもそこを通じた必要な情報交換というのは行われておりました。ただ、ＤＶとかストーカーといった事案は事態が突然急に展開して、今回のように重大事案に発展してしまうおそれがあるという特性があるものですから、米側ともちょっと相談をして、突然急にそういう重大事案になってしまうというリスクがあるということを踏まえて相談があった段階で、お互いに情報共有するということと、当事者に対してＭＰＯを発した場合などには速やかに通報していただくということについてこれを確実に実施しましょうねということで、申し入れを行ったところです。

今申し上げたことについては実は既にもう実行に移しておりまして、実際に米側からも情報提供をいただいている事件もあるんですけれども、事件というか事案ですね。こうしたことによりまして、必要な連携がより一層確実に行われていくというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ぜひ、そういう情報を共有しながらお互いに捜査を進めていくという協力体制を今後もとっていただきたいと思っています。

次に行きます。

航空機の騒音問題ですけれども、宜野湾市民は本当に毎日騒音に悩まされているんです。約束の時間は10時であるはずなのに、10時を過ぎても、時には11時を過ぎても住宅地上空を飛ぶ。しかも本当に昼間だったらパイロットの顔が見えるぐらい、お互いの友人、知人であれば誰がパイロットだなとわかるぐらいの距離で飛んでいるんですよ。だからそういう意味では引き続きしっかりと機体番号を確認できるような写真撮影とか、そういった取り組みをしていただいて、どの機種が何回どういう部品を落としたのか、あるいはどこで不時着を何回繰り返しているかということをわかるようになれば防止策をまた訴えることができると思いますので、そういう取り組みもぜひやっていただきたいなと思います。

それから、これ希望を申し上げておきます。

地場産業、泡盛産業なんですけれども、泡盛大好き人間としては生産が――販売ですか落ちてきているというのは非常にショックというかちょっと心配なところがありまして、もっと県内の泡盛産業の皆さんが県民の嗜好を調査、やはりどういうお酒を求めているかというのを調査していただいて、安いのをたくさん出すんではなくて、おいしい酒をつくっていただいて、県民も飲むし、そしてまた県外の方にもプレゼントしていくというそういう取り組みを、ぜひ泡盛産業の皆さんと一緒に協議しながら進めていただきたいなと希望を申し上げておきます。

それから観光立県としての取り組みなんですが、やはり国道、県道、私は毎日58号を使って来るんですが、浦添の地域はかなり雑草が多いんですね、両側に。それから那覇に入ってくると、久茂地交差点ですか、あの交差点の近くでもススキが生えているんですね、ススキですよ。

だからそういう状況で本当に観光立県として地域への美化運動、花いっぱい運動の取り組みをどう取り組んでほしいというアピールをされているのかなとちょっと気になったものですからこれ取り上げてあります。ですからぜひそこら辺の取り組みも、国ともあるいは市町村とも連携をしながら、地域の皆さんは求

められれば協力すると思うんですね。そして商店街にしても自分たちの店の中だけではなくて外も多分掃き掃除はされているんです。ところが歩道を越えたその植栽升のところまではなかなか気が回ってないというのか。パレット久茂地のところは朝早く何人かでごみ拾いしているんですよ、その植栽まであるいは道路まで。車の通る道路までたばこの吸い殻とかを拾っているんです。ここはとてもきれいなんです。ところがそのほかちょっと残念ながら取り組まれていないということで、ぜひそういう取り組みも連携してやっていただきたいなと、これも希望を申し上げます。

それから少子化対策についてですが、皆さんは自然増にどう取り組むかということで、拡大するための取り組みということで６項目をちゃんと計画されています。ぜひそういうことを推進するとかということだけではなくて、どういうふうに実際に取り組むんだということをやっていただきたいなと思います。不妊治療にしても、若い皆さんが収入の少ないときにぜひ支援をして、高齢になってからの不妊治療の支援ではなくて、若いときに支援をしていただいて、沖縄県の人口減少問題が解決できるように期待をしておきます。

終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時41分再開

○仮議長（狩俣信子さん）　再開いたします。

休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時42分再開

○仮議長（狩俣信子さん）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　一般質問を行います。

順不同でさせてください。

１の知事の政治姿勢の中の(5)、モノレールの課題についてお伺いします。

○仮議長（狩俣信子さん）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

モノレールの課題について、全国共通ＩＣカードの導入についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社によりますと、券売機前の混雑緩和を図るため、令和２年春から全国共通ＩＣカードの利用を開始するとしており、導入にかかる費用は約７億4000万円とのことであります。同ＩＣカード利用の環境整備により、増加する乗客の利便性向上が図られるものと考えております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県外から非常に観光客ふえていますので、来年春から導入ということで、カードをつくるということなんですけれども、スマートフォンも使えるようになるのかをお聞かせください。携帯電話、スマートフォン。

○仮議長（狩俣信子さん）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

今回のＩＣカード導入におきましては、携帯端末で利用できるモバイルＳｕｉｃａの導入も含め、現在ＪＲ東日本と調整中とのことであります。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひともお願いしたいなと思っています。

ちなみに、県内企業優先発注という県の方針があるので、この導入に向けてなるべく県内事業者を活用するようにお願いしたいんですけれども、その件についてお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

システム導入に向けましては、現在使用している自動改札機等の改修や関連するサーバー等の購入が主であり、そのほとんどが既存機器メーカー側への発注であるため、県内企業への発注はわずかであるというふうに聞いております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　極力県内企業も活用していただきたいなと思っています。

続いて(7)の老後年金について、今回でもかなり議論されているんですけれども、年金2000万円問題についての知事の見解をお伺いします。

○仮議長（狩俣信子さん）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回、金融庁から出されました報告書をめぐってさまざまな議論が起こっておりますが、県としましては、誰もが安心できる年金制度となるように国において取り組んでいただきたいと考えております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　本県の公的年金の非加入者数、それから非加入者数の割合と全国との比較をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄県の公的年金非加入者の割合は、割合で申し上げますと約６％で、全国の約３％と比較すると約２倍という状況になっております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　2000万円足りないということで、今言うように沖縄県は全国の２倍という非加入者数ですので、沖縄はより深刻ということですので、この点もしっかりと今後取り組みをお願いしたいなと思っています。

(9)、ベトナムとの相互交流についてでございます。

会派でベトナムのハノイとダナンの視察をしてまいりました。感想を言うと、思っていたよりかなり経済成長が早くて、７％の経済成長率がずっと推移しているということで、今後非常に有望な国だなということを改めて感じました。この経済成長が見込まれるベトナムへの直行便を初め、ベトナム沖縄事務所の設置等も今からでも検討したほうがいいと思いますが、御見解をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、ベトナムも非常に経済発展を遂げているというところでございます。現在、経済・文化・人的分野で交流が図られておりまして、県としましては、平成29年度からホーチミン市に委託駐在員を配置し、沖縄の知名度向上や現地の経済・貿易情報の収集、観光誘客等に取り組んでいるところでございます。

御提案のありました沖縄県事務所でありますとか、直行便についてでございますが、直行便につきましては今東南アジアではタイとシンガポールで就航しているわけですが、今後ベトナムへの直行便につきましては、当然今後の誘客が見込められるということで検討してまいります。海外事務所につきましては、所管する部局やあるいは現在東南アジアにございますシンガポール事務所など、現地の状況も踏まえまして検討を進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ベトナム大使館のほうに聞きましたら、昨年で県外、要するに全国の都道府県の自治体で10カ所くらいもう１年でずっとベトナム訪問して今、着目しているんですね。最近では千葉県知事、その前に神奈川県知事が訪れたということなので、沖縄県はどうかと言ったら特にありませんという話でしたので、早急に知事三役を初め皆さん見たほうがいいんじゃないかなと思っております。隣のカンボジアもそうですし、ミャンマー、こういった国々はやはり経済成長でまた人口もふえておりますので、対応をお願いしたいなと思っております。

(10)の子供の貧困対策については、答弁いただきましたので、答弁は要りません。

(11)の食品ロスの課題も答弁いただきましたので、答弁は要りません。

(12)、フードバンクの状況についてなんですが、今子供の貧困とか子ども食堂、それから今いわゆるこういった子供の貧困対策等においても、国も食品ロスについても取り組み始めていますので、この件についても県としてうまく絡み合わせて、子供の貧困対策に対応していただきたいと思いますが、この件についてお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　現在、子供の貧困に関しましては県民会議を立ち上げまして、官民一緒になって取り組んでいるところの中で、フードバンクに関しても企業からのジョイントという形で今取り組ませていただいております。そのような方法で例えば居場所であるとか、食品ロスの観点からもフードバンクが活用できればというふうに思っております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひ前向きにお願いしたいなと思っております。

(6)の座間味浄水場についてなんですが、浄水場の建設に際して国の方針で、津波対策として高台への設置が明確に示されているんですね。この件について県の見解をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

厚生労働省が策定をしました水道の耐震化計画と策定指針によりますと、浄水場の更新を行う場合は、原則として想定津波浸水地域外の高所を選定するとされております。この指針によりますと原則は高所でございますが、座間味島につきましては土地上制約等の現地の状況も踏まえて、高台と低地の両方から候補地を抽出し、その中から実現性の高い現阿真ビーチ隣接地をこれまで選定したところであります。

現在はその後、津波被害を受けない高台への変更を求める住民の意見等もございまして、再検討を行うこととしているところでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　座間味浄水場について、企業局のほうが何度も現地で説明会をしております。そこで、説明会に参加した方が発言及び資料を配布したために、ある企業や代理人弁護士から４回にわたって謝罪を求める内容証明が届いていて、大変心配をしているんで

すね。県の企業局も説明をしたがために、こういうことが起きているということは、非常に残念だなと思っています。この件については土木環境委員会でしっかりとまた議論して、皆さんはいろいろ調査をしたと、この件について。調査の報告書もらったんですけれども、その内容証明を送った側とそれを受けた側に調査をしたのかと確認をしたら、それはしていないと。村役場に聞いていると。そういうことが調査の体をなしていないと私は思いますけれどもいかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　土木環境委員の皆様に説明した資料、御指摘のとおり村と県の南部農林事務所から聞き取りをして作成をしております。今後は双方の当事者から聞き取りを行った上で、しっかりと丁寧に作成をしていきたいなというふうに考えております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　続いて、知事公約について。

ア、フィリピン、サイパン、テニアンとの姉妹都市締結への取り組みについて伺います。

○仮議長（狩俣信子さん）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

県では、県系移民の状況でありますとか歴史的関係によりまして、現在、海外４カ所と姉妹提携を結んでいるところでございます。姉妹提携につきましては、さまざまな分野におけるこれまでの交流の状況、また、経済関係も含めまして幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できることなどを確認していく必要があるというふうに考えております。

御質問の地域との姉妹提携につきましては、県内外関係者との意見交換等を進めながら同地域における県系人団体の有無でありますとか、活動状況の確認をするなどそういった基礎的なところの情報収集を行いまして、継続的な交流の可能性を検討していきたいというふうに考えております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ことしもフィリピンのダバオとか、サイパン、テニアンからも墓参団の案内が来ていて、県のほうからも行くと思うんですけれども、この墓参団の皆さんが高齢化していてもうことしでツアーを組むのは最後だろうと言っておりますので、県三役もぜひとも行っていただいて、行くときには知事公約にも入っていますので、現地の皆様方との意見交換をしたほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　サイパン、テニアンでの慰霊祭につきましては、今年度が最後の開催になるというふうに県のほうとしても伺っておりますので、三役の日程等勘案しながら、参列者について今調整を進めているところでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事の政治姿勢の(1)でございます。

翁長前知事の後継としての玉城デニー知事なんですけれども、職員の人事体制及び外郭人事についてなんですけれども、川満前企画部長は翁長知事が任命し、県勢発展のために貢献してきた人材であると私は考えております。その翁長県政を支えてきた人材が今回残念ながら、なぜやめることになったのか、その件について県の見解をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

職員人事についてということでございます。

職員人事につきましては、毎年度沖縄県職員人事管理基本方針というのを定めて、人事については検討しています。あわせてその基本方針、さらには人事評価、その他能力の実証に基づきまして、能力、実績等を勘案しながら、適材適所でということで考えています。

部長職については、おおむね２年のローテーションということと、これまでいろいろな特に企画部長については次期振計のこともございましたので、そういったところで今回異動のタイミングということもございました。その中で川満前部長から辞職願が出て、おやめになったというところでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今、適材適所とか、当たり前の答弁をされているんですけれども、この人事は部長が決めたんですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

当然のことながら、部長職の人事でございますので、知事、副知事等とも相談させていただきながら決めたというふうな状況です。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　それでは知事三役から、この件の人事についてお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

職員の人事の一般的なお話については今金城総務部長から答弁があったとおりです。適材適所というのを

基本に行うわけですけれども、川満前企画部長、先ほどの答弁にもありましたように、企画部長経歴２年ということで残り３年となった沖縄振興についてどうするかということで、これについても三役のほうでも大分議論が行われました。彼をまたさらに残留させるかということ等いろいろ考えたわけですけれども、年齢とかそういったいろいろなものを考えたときに、やはりこの２年の機会に新たな人事体制で取り組むことがいいのではないかということで最終的に判断した。その結果、こういう人事になったということでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　前企画部長はどなたですか、川満さんの前は。

○仮議長（狩俣信子さん）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　下地明和部長だったと思っております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　結果、辞職をして石垣市の副市長に就任したということは、私は翁長知事も天国から驚いたんじゃないかなと思っていますよ。この件について、見解をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この件について、これも金城部長からありましたけれども、私のほうにも川満前部長は部屋に参りまして報告がありました。いろいろ考えたんだけれどもということで、そのときには――結果的に石垣市のほうに行っているわけですけれども――そういったお話はございませんでした。ただ、やはりいろいろ考えた結果、今回で辞職させていただきたいと。その後、石垣市の副市長としてお話があったということは、新聞等で承知したということでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県にはもうたくさんのプロの職員がいるんですね。私はやっぱり翁長県政に比べて、玉城県政の人事体制は変わったなと思っております。実績を残した人材が――私はですよ、私の見解として――適正な評価、全てとは言いませんけれども、受けていないような体制が続いていくと職員の士気にかかわってくるだろうなと思っております。大変残念でなりません。

　続いてですが、外郭団体なんですけれども、翁長県政でのＯＣＶＢと沖縄県物産公社の実績をお伺いします。

○仮議長（狩俣信子さん）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私のほうからは、ＯＣＶＢ、観光コンベンションビューローについて申し上げます。

　平成27年６月にＯＣＶＢの会長、代表理事として前会長の平良氏が就任以降、いわゆる民間的経営手腕による経営回復や職員の意識改革を進めたというふうに理解をしております。また政府や観光庁、国内外の観光事業者との幅広い人的ネットワークを生かしまして、日本版広域連携ＤＭＯの認定でありますとか、あるいは観光交流を促進するためのＭＯＵの締結を、台湾観光協会を初めそれぞれ幾つかの地域と行っております。それから、日本観光振興協会の九州支部から独立して沖縄支部を設立したでありますとか、それから各市町村の地域ごとに観光協会があるわけですが、それの数を就任当時の26から34に増加させるということなども取り組んでいただきました。また、国や県の政策と合致する形で、国内・国外からの誘客を進めていただきまして、入域観光客数がここ数年伸びているということは御案内のとおりでございます。

　以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

　まず物産公社に関しましては、赤字が続く厳しい状況がございました。平成28年度は経営改善計画、５カ年計画を立てまして、前社長を先頭に全社員一丸となって――これは外部専門家の意見も踏まえながら――努力を重ね、同社の経営を立て直しております。結果としまして、２期連続の黒字を達成するという成果を上げております。

　以上です。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　翁長知事は基地問題で忙殺する中で、こうしてＯＣＶＢあと物産公社、そのほかでかなり私は実績を残したなと思っております。

　ちなみに、ＯＣＶＢの現在県からの委託業務とか補助、予算は年間幾らですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　休憩いたします。

　　午後５時４分休憩

　　午後５時４分再開

○仮議長（狩俣信子さん）　再開いたします。

　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

　平成30年度の決算で申し上げますと、県からの委託、済みません、ちょっと今の中に指定管理を除きましていわゆる事業費ベース、事業に係る委託料は22

億2800万余りとなっております。四捨五入しますと22億2900万でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ＯＣＶＢが、県からの事業が一番多かったときは幾らでしたか。

○仮議長（狩俣信子さん）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

24年度の一括交付金以降かなり伸びてきておりまして、済みません。直近の５年間しか今手元にないわけですが、たしか28年度に41億1400万というのが過去最高だというふうに、ここのところでの最高は41億1400万ということでございます。

○赤嶺　　昇君　休憩お願いします。

○仮議長（狩俣信子さん）　休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時６分再開

○仮議長（狩俣信子さん）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　このように予算が約半分になっていながら、かなり実績を残したということなんですよ。物産公社もしかりでございます。ですから、さっきの県の部長人事、あと職員人事体制については、私は課題が残ったなということを指摘しておきたいと思っています。

(3)、万国津梁会議の意義について伺います。

○仮議長（狩俣信子さん）　休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○仮議長（狩俣信子さん）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

本県では沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像を実現して、新時代沖縄を構築するため有識者等の意見を聴取する万国津梁会議を５分野についてテーマごとに設置するということにいたしております。有識者の方々からいろんな意見を出していただいて、それを政策に反映していくということでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この中での米軍基地に関する会議についてお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米軍基地に関する万国津梁会議では、沖縄の置かれております厳しい状況や国際情勢の変化を踏まえた上で、在日米軍の駐留のあり方、海兵隊を初めとした在沖米軍の駐留の必要性など再点検をする中で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これは何回開かれて、今人数は何人で、いつまでにこれまとめるんですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　米軍基地に関する万国津梁会議委員は今５名でスタートしております。第１回は５月に開いたところで、第２回を８月上旬、おおむね米軍基地に関する万国津梁会議は３カ月に１回程度の開催ということで、今年度中に４回ぐらい行う方向で今委員と調整をしております。特にいつまでに結論を出すというようなところまではまだ議論をしていないところでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今回の議会でこの基地の整理縮小に向けた取り組みで、万国津梁会議と皆さん答えているんですね。その後の質問にも出てくるんですけれども、いつまでにまとめるのかもわからない。新聞を見たら、代替案も出さない。そういった中で、辺野古を阻止するために一生懸命頑張っている現地の方がいる中で、年に４回ペースでこれ私は大変な問題になると思いますよ。いかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

アメリカからの参加者もいるということで、今、年４回程度やっておりますが、その間に委員同士メール等を使いました情報交換、私どももこういった資料が必要だということであれば、それをあわせて情報共有するような形で、そういった形での情報交換なども行いながら、結論あるいは意見を取りまとめていただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今、メールのやりとりとか、皆さんこの万国津梁会議をまとめたものを日米両政府に突きつけて、これ辺野古をとめ切れるんですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まず、その万国津梁会議でのさまざまな議論を通じまして、県民の目に見える形での基地負担の軽減や平和の緩衝地帯の形成に向けた沖縄の取り組みについて御提言、県の取り組みに

ついて提言を賜ることとしております。また、いただいた提言、御意見につきましては、知事、副知事による調整を経た上で、県の政策や取り組みに反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　年４回という中で、いつまとまるかもわからない。県の思いもよくわからない。人員も本当にこの方向性をせっかくつくったのに、これがやっぱり辺野古新基地をつくらせないために、どのような力を出すかというのは県民は私見ていると思いますよ。

また関連してくるんですけれども、４番の海外沖縄事務所の中で、前回も言ったんですけれども、ワシントン事務所がありますよね。ワシントン事務所の所長は、米国と交渉する能力が必要だと思うんですよ。ちなみにこの所長は、交渉する英語、語学力は持っていますか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　米軍との交渉というか、語学力いろいろあるかと思いますけれども、ワシントン事務所長は日常会話は支障がないというふうに考えております。一方で、専門的な語学力につきましては、一緒にいる職員――語学力堪能な職員と一緒に仕事をしていますので、連邦議会あるいは米国国務省、国防省との事務官との意見交換など、支障なく行っているものというふうに考えております。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これほかから、所長の英語能力については指摘されているんですよ。県三役の皆さん、それについて見解ありませんか。ないんだったら、ないでいいです。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○赤嶺　　昇君　公室長だったらいいですよ。三役はないんでしょう。じゃ結構です。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ちなみにワシントンとか、シンクタンクと契約していますよね、ワシントンコア。これ政府も使っているんじゃないですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ワシントンコア社はさまざまな活動をしているということで、政府から受託しているというふうに報告、私どもと契約する際の報告には上がってきております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　政府が使っているシンクタンクと県が使っているシンクタンク、同じのを使って、これ効果出ますか。これ三役の皆さん、お答えになったらいかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○赤嶺　　昇君　答えないんだったら、答えないでいいですよ。

○知事公室長（池田竹州君）　一般的にシンクタンクと契約するときには、当然業務上守秘契約を結んでおります。そのような形でシンクタンクがさまざまなそれぞれの事業目的に応じて、いろいろな政府あるいは都道府県市町村あるいは民間の事業を受託して活動しているというふうに考えております。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　こういった問題に答えないというほうが、私は非常に課題だと思いますよ。

(8)番、尖閣諸島についてなんですけれども、知事は撤回されたんですけれども、やはり石垣の皆さんの立場になるとしたら、宮古の方々からすると、やっぱり問題だと思いますよ。

この件について、中国公船がパトロールをしていると。それは間違いということをおっしゃっているんですけれども、これによって中国公船がいわゆるパトロールというんですか、こういう公船が来る比率がふえた場合はこれ誰が責任とるんですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　中国公船の接続水域への入域あるいは領海への侵入については、海上保安庁からも報告は受けております。どのような形で中国側が判断されているかについては、私どもから申し上げることは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　いや、抗議をしたほうがいいという提案も出ておりましたが、抗議をしないということでしたので、中国公船がふえることを私は懸念しているんですよ。その際に日本政府に対して、改めて知事サイドからやっぱりこの中国公船が我が国の、県の圏域に入るということをやめてもらうということを改めて要請すべきじゃないですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもも尖閣の問題は重要視しております。せんだって、６月22日に河野外務大臣がいらしたときにも、この尖閣問題につきまして要請を行ったところでございます。

以上でございます。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　これ、知事が発言を撤回したことに対して、知事公室長が答弁していることが私は問題だと思いますよ。知事いかがですか。
○仮議長（狩俣信子さん）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　５月31日の定例記者会見における私の発言は、中国公船による領海侵入を許容するものではなく、不測の事態を回避し事態をエスカレートさせないようにとの趣旨であります。尖閣周辺海域が日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する私の認識とも異なるものであることから、発言を撤回しております。
なお、尖閣諸島は我が国固有の領土であるということは日本政府の公式見解であり、沖縄県としても同様に考えており、私も従来からそのことを発言しております。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　そうしたら知事、ぜひとも石垣のほうにもしっかりと行って、議会だけじゃなくて今の考えをしっかり述べたほうがいいと思いますよ。いかがですか。
○仮議長（狩俣信子さん）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　離島の視察については、できる限り早期に調整をしてお伺いしたいと思います。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　私は離島のことを言っているんじゃないですよ。石垣に行ったほうがいいんじゃないですかと言っているんですよ。
○仮議長（狩俣信子さん）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　石垣市に、石垣島に参りたいと思います。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　知事、対話とおっしゃるものだから、ぜひともこれ議場じゃないですよ。しっかりと石垣市に行って島に行って、しっかりと誠意を示したほうが私はいいと思っております。
続いて、米軍基地関連についてでありますけれども、辺野古基地建設の進捗状況についてお伺いします。
○仮議長（狩俣信子さん）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　工事の進捗状況についてお答えいたします。
県としては、埋立承認撤回は有効との立場であり、全ての埋立工事を停止するように求めております。仮に埋立土砂量から進捗率を換算するため、沖縄防衛局に照会したところ、ことし５月末時点において、埋立区域②―１については、必要となる土量に対して６割を超えており、埋立区域②については、必要となる土量の１割以下となっているとの回答がありました。当該回答に基づき、県において埋立承認願書の埋立土量等で試算したところ、埋め立てられた土量の割合は、埋立区域②―１及び②において約18％、事業全体においては約2.8％程度と推定されます。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　翁長知事はまさに命をかけて辺野古建設をとめてきた、阻止したと思うんですね。ところが、玉城県政になって進捗状況にもよるんですけれども、どんどん辺野古埋め立てが進んでいるように私は感じているんですね。この件について、県三役から見解はありませんか。
○仮議長（狩俣信子さん）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　今、上原土建部長からありましたように、埋立区域の②―１及び②において約18％、事業全体においては約2.8％程度というような形になっております。これまでも翁長県政から引き続いて玉城県政においても沖縄防衛局の対応については、しっかりと行政指導等を行っているところでございます。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　それでは(2)の、玉城知事就任後の辺野古新基地阻止への実績をお伺いします。
○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
知事は、安倍首相や菅官房長官等との面談で、埋立工事の中止と対話による解決を繰り返し求めてきました。また、承認取り消しについて沖縄防衛局長が違法に行った審査請求に対する国土交通大臣の執行停止決定に対して、国地方係争処理委員会への審査申し出や国の関与の取消訴訟の提起を行ったほか、行政指導も繰り返し行ってきました。さらに、米軍基地問題に関する万国津梁会議を設置し議論を始めているほか、辺野古新基地建設問題の解決に向けて国民的議論の機運を醸成するため、トークキャラバン・キックオフシンポジウムを行ったところです。加えて、沖縄の過重な基地負担の解消に理解と協力を得るために訪米等も行ったところでございます。
以上でございます。
○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　ですから、先ほど万国津梁会議の話をしましたよね。年に４回、このペースだと、まずくないかということが指摘ですね。トークキャラバン、

私はこれ別に否定しませんし、いいことだと思いますけれども、結局辺野古反対のメンバーだけが集まって、トークキャラバンを場所を変えてもこれは広がりは出ないんじゃないかなと私思うんですけれども、何かありますか。

○仮議長（狩俣信子さん）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

辺野古の問題につきましては、これに限らず全国知事会において地位協定の話ですとか、それから基地負担軽減等についていろいろ議論がなされたというようなことです。そういった中において県民投票の動きを受けてのことですけれども、いわゆる団体から全国の自治体にその意見書が出されたと。それで、今その意見書の可決が相次いでおります。そういった国民的な機運の醸成をこのキャラバンにおいてはしっかりと広げてまいりたいというふうに考えているところです。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事、せっかく知事も行かれるんでしたら、私はこの際辺野古の推進派の皆さんも呼んで、堂々と論破したほうがいいと思いますよ。さらには、各新聞社の論説委員も呼んで、中には辺野古推進派とかそういう感じのマスコミもおります。そういう皆さんにも、沖縄県の思いを堂々とぶつけたほうが、国民は注目すると私は思いますよ。いかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そのような御提言も含めて、しっかりと告知やいろいろな提言を行っていきたいと思います。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひ、辺野古反対・賛成、みんな来たい人はどうぞ来てくださいと、知事が堂々と、この県民投票を受けていろんな民意は出ているわけですから、せっかく県外に行くときには、これもしっかり議論したほうが私は国民は注目すると思います。マスコミ等も呼んで、しっかりと県民の思いをそこでぶつけて、それはもう最終的には国民が判断すると思いますよ。もう一度、答弁いただけますか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今後、全国、５の政令指定都市でトークキャラバンをやる予定にしております。その際には、今議員御指摘の件も踏まえまして、マスコミにつきましてはそれぞれの地域のマスコミのほうを訪問して、何らかの意見交換あるいは取材ができないかというのは、今ちょっと考えているところです。より幅広くできるような形で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺　　昇君　休憩お願いします。

○仮議長（狩俣信子さん）　休憩いたします。

午後５時25分休憩

午後５時25分再開

○仮議長（狩俣信子さん）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　もう一点は、全国に行くのもいいんですけれども、やっぱり宜野湾市長との回数をもっとふやして、宜野湾は宜野湾の課題があるので、先般、松川市長も発言していますので、早急に会って腹を割って話したほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　松川市長とも機会を見て話し合いを重ねたいと思います。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　やっぱり足元もしっかりと見て、宜野湾市長ともしっかりと腹を割って話をしてもらいたい。

それから、知事就任と同時に訪米をされたんですけれども、訪米も今回トランプさんがいろんな発言をしていますので、訪米の時期もそろそろ検討してこの時期をやっぱり逃さないほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　訪米につきましては、今アジアをめぐる情勢、Ｇ20もございました。そして、トランプ大統領の電撃的な南北の訪問等もございます。そういったところも踏まえまして後、さまざまな日程を勘案して適切な時期に行えるように急ぎ調整していきたいと思います。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひお願いしたいと思います。

浦西中学校への米軍機の部品落下についてお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

６月４日にＣＨ53Ｅの部品であるブレードテープが浦西中学校のテニスコートに落下する事故が発生いたしました。県は、墜落や部品落下事故等、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えれば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。県は、去る６月22日に河野外務大臣に対し、このような事故が

二度と起こらないよう、米軍に対し抜本的な対策を求めるとともに、米軍機は、学校や病院等の上空を飛行しないよう要請を行ったところでございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　米軍に言っても聞かないので、例えばこれヘリサインというのがあって、（資料を掲示）いわゆる防災等に使われるんですけれども、各学校の施設の屋上にこういうふうにこの１周とか、ここの上を飛ぶなというサインを今後検討したほうがいいと思いますけれども、県の見解をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

今私ども、４月に普天間飛行場の負担軽減推進会議、知事と松川市長も出られた後、作業部会を開くということで調整をしております。この作業部会におきましては、今回いわゆる場周経路上の学校あるいは病院等の飛行を基本的に行わないということについて、確認を求めていくつもりでございます。その際に、今議員御指摘のものにつきましても、私どもまだきちっと研究しておりませんので、情報収集してどういった活用ができるのか、そこは少し研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　次(3)、米軍車両について、日本の車両と米軍の車両の規制の違いについてお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

いわゆる日米地位協定の実施に伴う道路運送法等の特例法によりまして、米軍の軍用トラック等については、自動車の幅や高さ等、自動車の構造に関する規定や車検に関する規定などが除外されているものと認識しております。

以上でございます。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県警本部長に聞きたいんですけれども、トラックのサイドバンパーについての必要性についてお聞かせ願えますか。

○仮議長（狩俣信子さん）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　まず道路運送車両法は、これは警察の所管する法令ではございませんので、私のほうから答弁を申し上げる立場にはないんですけれども、道路運送車両法の保安基準を見ますと、「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるもの」というふうに定められていると承知しております。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事これ、米軍車両はサイドバンパーついていないんですよ。（資料を掲示）　これが日本の車両、サイドバンパー。これは日本の県内でどんどん走っているんですけれども、自転車が走ると吸い込まれたり、巻き込まれるんですよ。この件について、県の見解をお聞かせください。

○仮議長（狩俣信子さん）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど公室長からありましたように、この地位協定の実施に伴う道路運送法、その他の特例法によって、幅や高さ、今のサイドバンパーの話もそういった中で、除外されているというようなところがあろうと思います。この件について、議員からも歩行者、自転車等の安全性について、いろいろ懸念が示されたところでございますので、これ米側のほうとも機会をつくってお話をしてみたいと思います。

○仮議長（狩俣信子さん）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これナンバーがないとかいろいろな問題があるんですけれども、もう人命にかかわる問題なので、こういう車が堂々と走っているということは、やっぱり県民にとっては非常に危ないですので、早急に対応をお願いしたいなと思っております。

最後になりますが、浦添市の美咲保育園、この件について、県も少し支援とか――お金の支援じゃないですけれども――子供たちの行き先の支援等を考えたほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○仮議長（狩俣信子さん）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　美咲保育園の閉園に関する問題につきましては、現在、園と浦添市で、通園している児童の受け入れ先等について鋭意努力されているというのは認識しております。

県としましても、浦添市と連携をして取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺　　昇君　ありがとうございました。

○仮議長（狩俣信子さん）　休憩いたします。

午後５時33分休憩

午後５時34分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー。クタンディンネービラニ。

それでは、６月定例議会、一般質問を行います。

社民・社大・結連合、仲宗根悟です。

どうぞよろしくお願いします。

まず最初に、知事の政治姿勢についてお願いいたします。

(1)番目、嘉手納飛行場の爆音被害、深夜・早朝など周辺住民の生活を無視した訓練及び米州軍機を含む外来機の最近飛来が多くて、その訓練の常態化を断じて認めず、パラシュート訓練、駐機場の増設等、機能強化につながる基地使用のあり方に断固反対して平穏な静かな生活を取り戻すことについての県の取り組み状況を伺いたいと思います。

平成８年に日米両政府で合意をされました、この航空機騒音規制措置、現在、実効性がなく見直しを求めるべきだと私はこう考えます。県の見解を伺いたいと思います。

嘉手納基地周辺住民の健康調査を実施して、健康被害実態を明らかにすることについて伺いたい。

日米地位協定は、日本の主権がないがしろにされている状態で対等な関係とは到底言えるものではありません。日本と同様に協定を結ぶ欧州では自国の法律が米軍にも適用され、米軍の活動のコントロールが可能であり、主権を確立しています。しかし我が国は適用されず主権国家とは言えません。見直しが必要とするこの情報を広く発信し、国民的議論を起こすということについて県の取り組みをまず伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

２番目は、県の経済状況、雇用情勢について伺いたいと思います。

県経済は入域観光客の増加などを背景にあらゆる分野で好調に推移していたとしますが、どのような状況か伺いたい。

雇用情勢は好調とするが、雇用のミスマッチや非正規の割合がまだまだ高く、雇用の質などの課題も多いと思います。県の取り組みについて伺いたいと思います。

３番目は、観光振興です。

県は18年度の入域観光客が999万9000人と発表をいたしました。目標としている1000万人には届なかったものの年々増加していると。どういう要因が挙げられるのかお聞きしたいと思います。

一方で、観光客１人当たりの消費額が２年連続減少というふうにあります。観光客が消費しやすい環境づくりというところが非常に重要であり、取り組みが急がれると思います。その課題に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

我が会派の代表質問との関連については取り下げたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(4)、日米地位協定の見直しに向けた情報発信についてお答えいたします。

これまでの調査により、米軍に対する受け入れ国の国内法の適用や空域の有効活用等について、ＮＡＴＯ・ヨーロッパでの標準的な状況が確認できたと考えています。この調査結果を全国で共有するため、４月に公表した欧州編の報告書を全国知事会や渉外知事会のほか、全ての国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員等へ送付しているほか、県内外でのシンポジウム等においても積極的な情報発信に取り組んでまいります。

沖縄県としましては、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党、各種団体等とも連携し、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、嘉手納飛行場における訓練等についてお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐっては、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機のたび重なる飛来や暫定配備等に加え、同飛行場の再編工事に伴い、住宅地域に近いパパループが一時使用されているほか、ＳＡＣＯ合意後、最も訓練が多かった年を超えるペースでパラシュート降下訓練が実施されるなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。このため、県は、去る６月22日、河野外務大臣に対し、航空機騒音規制措置を厳格に運用することなどを強く求めたところであり、引き続き三連協とも連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に１の(2)、航空機騒音規制措置についてお答えいたします。

航空機騒音規制措置では、場周経路における一定の高度以下の飛行や、22時から翌朝６時までの間の飛行などが規制されておりますが、その多くができる限

り等、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっております。県は、これまであらゆる機会を通じ、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に対し要請してきたところであり、去る６月22日にも河野外務大臣に対し要請を行ったところであります。

県としては、引き続き関係市町村や軍転協、全国知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、合意から20年以上が経過した同規制措置について、効果の検証と見直しを求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の(3)、嘉手納基地周辺住民の健康調査の実施についてお答えします。

県では、平成７年度から４年間にわたり航空機騒音による健康影響調査を実施しております。同調査は、県内外の専門家で構成する調査委員会において、飛行場周辺の騒音が住民の健康や生活環境に及ぼす影響を評価しており、現在においても有効なデータであると考えております。その調査結果によりますと、高い騒音レベルにより深刻な睡眠障害を招くことが示唆されており、また、昨年10月に改定された欧州ＷＨＯ環境騒音ガイドラインにおいても、夜間は睡眠への悪影響が生じるとして夜間等価騒音レベルで40デシベル以下とするよう示されています。

県としましては、睡眠妨害の指標として、夜間等価騒音レベルなどのデータを継続して集積するとともに、国に対して、航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討や、当該指標による適切な環境基準の導入について、引き続き要請してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、県の経済状況と雇用情勢についての(1)、県経済の現状についてお答えいたします。

平成31年１月から３月期の経済動向については、平成30年度の入域観光客数が999万9000人と過去最高を記録し、百貨店・スーパーの販売額や自動車販売台数も増加傾向にあります。建設関連では、住宅着工件数や公共工事保証請負額が前年比で減少したものの依然として高水準で推移しております。雇用情勢は、完全失業率、有効求人倍率ともに好調である一方、多くの企業で人手不足の問題が顕著となっております。このように、沖縄県の経済は、観光需要や設備投資、個人消費の増大等により、全体として好調に推移しており、平成24年以来26期連続で景気拡大が続いております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、県の経済状況と雇用情勢の中の(2)、雇用の質の改善等に向けた取り組みについてお答えいたします。

県内の雇用情勢が着実に改善する中、全国と比べて非正規雇用率が高い状況にあるなど、雇用の質の改善や雇用のミスマッチの解消が重要であると考えております。

県としましては、引き続き沖縄労働局等関係機関と連携し、正規雇用の拡大や処遇の改善を図るとともに、キャリア教育やジョブトレーニングなどを実施し、求人と求職のミスマッチの解消につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　３、観光振興についての(1)、入域観光客数増加の要因についてお答えいたします。

2018年度の入域観光客数は、対前年度比で約42万人、率にして4.4％増の999万9000人となり、６年連続で過去最高を記録しております。順調に増加している要因としましては、行政と民間が一体となった誘客プロモーション活動により、沖縄の認知度向上や旅行意欲の喚起を図ったことが挙げられます。これにより、離島直行便を初めとする国内航空路線の拡充による国内客の増加に加え、海外航空路線の新規就航及びクルーズ船の寄港回数増による外国人観光客の大幅な増加につながったものと考えております。

次に３の(2)、観光消費額の拡大に関する課題解決に向けた取り組みについてお答えいたします。

観光客の消費額拡大を図るためには、キャッシュレス環境の充実が重要と考えており、平成29年度から県内各地でキャッシュレス啓発セミナー等を実施しているところであります。課題としましては、キャッシュレス決済には、クレジットカード、電子マネー、ＱＲコードなど、多種多様な決済手段があるため、導入促進に当たっては、有識者等で構成する協議会を立ち上げ、県内の現況調査を踏まえて本県におけるキャッシュレスのあり方を検討する必要があると考え

ております。

県としましては、今後も引き続きキャッシュレス決済の普及啓発を図り、観光客の消費額拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　それでは、まず最初の嘉手納飛行場の被害実態について、二、三質問したいと思うんですけれども、この滑走路の工事も相まって、それから夜間のエンジン調整も重なってきているというような実態が今述べられましたけれども、まさに嘉手納町議会、昨年30年度中で議会に対する陳情あるいは議会を開いて抗議決議の回数というのが、１年間で14件もあるんだという報告を受けております。陳情もそうですね。こういった毎定例会ごと、年４回しかないこの定例会ごとに、かなりの抗議決議がされてきている。臨時会含めると、もう一年中、毎月異常に決議がされている状況が今嘉手納町議会。そして嘉手納基地を取り巻く周辺、北谷やあるいは沖縄市、三連協もそうなんですけれども、ずっと嘉手納基地の被害を訴え続けている。県ももちろんあらゆる機会を通して、周辺住民の軽減を図るために要請を行っているんだというような内容なんですが、それでもなお減らない今の状況、じゃ一体全体どうするんだというようなお話がありました。これ少しピンポイントで、きょうは新しい部長にも――２月の議会でもこういったお話を大浜部長にもさせていただきましたけれども、環境部長、夜間・早朝のその実態というのが、もちろん滑走路の工事以前からもあるようなんですね。被害実態がどういうふうな調査をし、そして苦情が来、どういった対処法を県としては行っているのか。科学的なデータを出すための騒音測定器の測量でしょうか、そういった実際にデータを積み重ねているのか、その辺のところをお聞かせいただけないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時51分休憩

午後５時51分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　お答えいたします。

嘉手納飛行場周辺21測定局における夜間22時から早朝６時までの騒音発生回数の推移を見てみますと、環境基準を強化している８局で、月平均で約70回前後と依然として多く、夜間・早朝の騒音が嘉手納飛行場の周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　今、部長は月平均70回のカウントされている被害状況だというようなことなんですね。

騒音測定器そのものというのは、上空を飛行する航空機の音を拾ってデータが出るというような内容で今、月70回というようなことだと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　議員おっしゃるように、今現在、空に向けて集音器を設置して航空機だけをターゲットに測定しております。それですので、地上音につきましては、エンジン調整ですとか離発着のときの音ですとか、そういう問題も非常に大きいかと思うんですが、自動車とかほかの騒音も拾ってしまうものですから、現時点では地上音の測定ができていない状況にあります。それで、我々としてもより自動車等の騒音を除外した形で何とか測定できないかということで現在工夫してやっているところであります。

○副議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　まさに今部長がおっしゃったように、そうなんですよね。

騒音測定器はやはり飛んでいる飛行機しか、航空機しか拾えないと。おっしゃったように地上音が今まさに苦情が一番多くなっているというような内容なんですよ。そのために周辺の市町村で訴訟もかなり前といいましょうか、最初の訴訟が1980年代初めといいますから、やがて40年近く訴訟をやっているということなんですけれども、原告団、今嘉手納周辺が２万人余りの原告団がいると。その原告団自身に、日々どういったことがあるかというところで、被害日誌というものを各原告団に配ってチェックをしていただいているんだそうです。これが３時間ごとの被害件数ということを何件あったのか、何日に幾ら、これが午前０時から３時の間、３時から６時の間というところでチェックをしてみたら、去年１年間で、午前０時から３時までの間に364件あったと、午前３時までの間にですね。３時から午前６時までの間に1395件もあったということなんです。これが飛んでいる飛行機なのか、あるいは地上音なのかというところまでまだ詳しく分析はしていないんですが、いずれにせよ深夜にこういった被害件数がもう1600件、1700件近くも午前０時から午前６時までの間に苦情が寄せられているということ。これはもう異常な状態としか私は思えないんですよ。

それで、２月議会にも、じゃ睡眠を妨げられたらど

ういう健康被害を及ぼすのかというところでロンドン大学の博士がＷＨＯの委託を受けて、イギリスの空港の近く――これは何万人でしたでしょうかそれを対象に、失礼、――360万人が住むこのイギリス空港で健康被害の実態調査を行ったというような内容で、衝撃的な結果だと思うんです。睡眠障害が及ぼす影響というのが高血圧や、あるいは心筋梗塞のリスクを高めることがわかってきたんだと。そして騒音そのものというのは人体にストレス反応を起こして、血圧・心拍数・血糖値なども上昇をさせると。騒音による睡眠妨害は心臓疾患、鬱病の原因にもなるんだと、こういう結果を出しているんです。睡眠妨害こそが、騒音による最大の健康被害だと、この博士はしっかりと忠告といいましょうか、警鐘を鳴らして、騒音はある意味漏れた公害であるんだというような内容を公表していて、しっかり世界各国の中でそういった基準を守ってもらいたいと。もっと騒音レベルをこういう状態から健康が害になるんだということを、今日本の基準は70デシベル以上ですよね、Ｌｄｅｎでしょうか。デシベル。それが58から健康被害を及ぼすんだというような言い方をします。そうしますと、嘉手納・普天間を取り巻く広範囲にそういった健康被害を及ぼしているであろうというような推計がされてこようかと思うんですが、もう一つびっくりしたのが、この北海道大学ですよね。そのＷＨＯの基準に当てはめて嘉手納基地周辺に住む健康被害を推計いたしましたら、年間10名死亡しているんじゃないかというような推計結果も出ているわけなんですよ。ですから、この嘉手納やあるいは普天間の騒音がいかに、夜間の騒音が周辺に住む県民の健康をむしばんでいるのかというのが非常に実態として明らかになってきているんだというふうに思うんですよ。おっしゃるように、地上騒音それから車の音も拾うんだというようなお話で、車の音は拾わずに騒音だけが抽出できるようにできないかと研究中だとおっしゃっているようですので、ぜひこの辺のところは明らかにしながら、科学的なデータをもとに国にも我々沖縄県はこういう健康被害を受けているんだということを訴えていただきたいというふうに思うんですね。

そしてあと一つは、先ほど公室長がおっしゃったように、その騒音規制措置。20年間ずっと平成８年に制定をされながらできる限りという文言で来ていると。もう米軍の裁量にしか委ねられないような状況で運用されているんだというような内容なんですよ。もっとびっくりしたのが、この騒音規制措置というのをひもといてみましたら、昭和35年に日米安保条約に基づいて厚木基地騒音対策分科会というのが設置をされて、そこから始まっているようなんですよ。沖縄は平成８年、平成になってからですよ。その間、どういった形で見直しがされたかということを厚木あるいは横田、随分前から規制措置がとられている状況ですよね。私たち20年間そのままだと。じゃそれ以前の昭和35年からスタートをした厚木や横田はどういった見直しがあったのかどうか、そして騒音措置そのものがどういった形で変化をしてきたのかというところも私は研究すべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今議員御指摘の県外の事例、私どもは渉外知事会に当然加盟していまして、いろいろ意見交換する機会ございます。一応概略は伺ったことがあるんですが、実際ちょっと詳細に追い切れていない部分もございますので、そこはしっかりと厚木、神奈川なりきちんと経緯を調べて今後の私どもの20年、今見直しを求めていますので、そちらのほうにうまくつなげていければというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　私たちもいろいろ基地から派生する決議をしながら要請に行くわけなんですけれども、その要請先、常にやはり言葉に出るのが我が国における米軍施設・区域の円滑かつ安定的な使用確保は我が国の防衛にとって極めて重要ですよと。ところが、重要と認識しながらも、地域住民の皆さんにこういった迷惑を及ぼしているというのも重々承知ですと。だからこそ米軍に対しては引き続き航空機騒音規制措置の遵守を求めるなど、そういった形をとっていますと。何回も要請に行きますが、答えや返ってくる政府の姿勢の言葉、これだけなんですよね。航空機騒音規制措置の遵守を米軍に求めているんだと、そしてこれからも飛行に際しては住民に与える影響、最小限にとどめるよう働きかけていますというのが、これまでずっと繰り返しとっている政府の姿勢なんですよ。おっしゃったように、形骸化していると、実効性が本当にないんだというような内容でしか書かれていない。言うようにできる限り最小限にとどめると。緊急の場合は例外がちゃんとしっかり明記されていて、そこに日本政府がサインをしているんだということを考えますと、やはりこの辺は政府に十分当たっていって、政府もやっぱり主権国家であるわけですから、このことがどうして改善されないのか、本当に最後の壁は日米地位協定

しかないんじゃないのか。そう考えさせられるほどですよね。こういった細々した小さいこと、現地の外務省沖縄事務所やあるいは沖縄防衛局の局長、しっかりと２国間レベルで話すしかできない部分はそうだと思いますけれども、やはり現地ですから。低空飛行ですとかいろいろここで発生している分については、司令官あるいは大使、領事館でも改善できるレベルがないですかということで我々要請団も何回行ってもそういうふうなことの繰り返しにしかなりませんが、ぜひそのことも踏まえて外務省沖縄事務所のする役目、あるいは沖縄防衛局長がする役目、しっかりと米軍と現場でやっている部分についての話し合い、そして住民の皆さんの健康をむしばむような訓練のあり方、基地の使用のあり方、ぜひ改善してもらいたい旨を皆さんからもぜひ進言していただきたいなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

最後に、お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

嘉手納飛行場の騒音問題等については、徳里議長ですとか、當山基地対策特別委員会委員長ほか何名もいらっしゃいまして、私も公室長時代から何度もいろいろ議員の先生方の御意見をお伺いさせていただいております。

本当に冒頭でありましたように、もう何度この決議をしたらいいのだというような強い憤りを持って、政府へ要請を行っているという中で、その政府に対して要請した内容をぜひまた理解してもらいたいということで私にも説明がありました。その中でやはりもっといろいろ工夫しないといけないということでこの騒音などを実際に画像等含めて音もこれを政府の皆さんにも示しましたということで、私も実際そういったものの画像も示されたり音も聞かされました。

いろいろ問題がありますけれども、やはり一番彼らが言っているのは住宅地域でのこの駐機場なんですよ、パパループですとか、旧海軍駐機場。そこはもう何としてもやめてもらいたいという強い要望があります。これについてはしっかりと政府に対して我々も求めていると。沖縄防衛局とも意見交換しますが、やはり地上音のものはなかなか測定が難しいということですが、基本はもうそのパパループですとか住民地域に近いところは使用しないということを強く求めることが必要だろうと思っております。

それから、航空機騒音規制措置についてもまだ厳格化されていないということがありますので、これについてはしっかりやっていただくということと同時に、これも細かいデータで示されておりましたけれども、外来機のものとそれから外にも行ってもらっているんですけれども、あわせてまた外来機が来ているということで、そういったことについても本当に沖縄が広大な訓練区域があるがゆえの航空機被害だというような説明も十分ありました。我々そういったこともしっかりと外務省それから防衛省に対して申し入れて、嘉手納だけではなく沖縄県全体が普天間飛行場も含めてですけれども、さまざまな航空機騒音環境問題で苦しんでおりますので、これは丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　嘉手納町長もこの嘉手納基地から派生する問題で、まちづくりが立ち行かなくなるような状態にもうやがて行くんじゃないのかというような心配もされているんです。ぜひそのことも含めて改善をお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後６時７分休憩

午後６時31分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

先週は本会議欠席となり失礼いたしました。不覚にも流行に乗り、インフルエンザにかかり、大変な思いをしておりました。命ドゥ宝、健康第一を再認識いたしました。

きょうから７月、参議院選挙が21日と確定し、政治戦が熱く展開されます。皆様、健康に留意しながら暑い夏をお互いに乗り切っていきましょう。

タゲーニ　チバラナヤーサイ。

１、戦後74年目、恒久平和を築く取り組みについて質問します。

二度と沖縄戦を繰り返してはならない。戦争体験者から語り継がれてきた平和の思いは、理屈抜きにウチナーンチュが守り抜くべきものと受けとめられ、県民に継承されてきたと感じます。ことしの全戦没者追悼式における知事の平和宣言は、ウチナーグチと英語での発信を試みるなど、世界へのウチナーチムグクル宣言としてすばらしかったと思います。昨年の翁長雄志前知事同様に、万雷の拍手が会場を包んだことは、参

列者の心に響き、共鳴し、参列者が合点したことを証明する拍手だったと確信するものであります。

(1)、６月23日慰霊の日、全戦没者追悼式での平和宣言に込めた思いについて伺います。

(2)、沖縄戦の歴史的教訓を次世代に継承する取り組みが県の重点施策として位置づけられています。その取り組みと課題及び学校教育における現状と課題を伺います。

(3)、県職員における研修でも、沖縄戦や米軍統治下の歴史を学び誇りある豊かな沖縄の実現を目指すことを職員にも求めてきました。その取り組み状況、復帰後世代の比率、その推移を伺います。

(4)、歴史教科書での集団自決・強制集団死、日本軍の関与記述復活への現状と見解を伺います。

(5)、自民党は、参議院選政策で重点施策の一つに改憲を位置づけ、自衛隊の明記、緊急事態対応など改憲４項目を例示し、早期の憲法改正を目指すとしています。共同通信の世論調査の結果、安倍首相のもとでの憲法改定に、反対が54.3％、賛成が31.3％、反対が５割を超えています。国政５野党・会派は共通政策で、安倍・９条改憲反対で一致して参議院選挙に臨みます。安倍総理、自民党は、憲法改憲を選挙公約に掲げており、改憲と９条に関する知事の見解を伺います。

２、辺野古新基地建設と環境汚染に関する問題について、民意を無視し違法行為を強行する政府に対する怒りが高まる中で、沖縄県としては、県民の立場に立った行政対応の強化を求め、質問します。

(1)、県民投票（辺野古反対72％）の民意尊重を国民的に啓発する知事の決意と計画を伺います。

(2)、世界への発信として沖縄を支援する世界的著名人の招聘は有効と思いますが、取り組みを伺います。

(3)、裁判の提起に関し、提訴する理由、国による違法行為の数々、状況を伺います。違法行為だと指摘する国の行為、指摘した文書の日時等を列挙して回答を求めるものであります。

(4)、土砂投入・運搬問題への行政指導の状況を伺います。岩ズリ割合や運搬経路など埋立願書に照らして政府の対応は問題だと思いますがどうか伺います。

(5)、辺野古埋立土砂の計画は環境への影響が懸念されます。県内の海・川砂採取の状況、国の設計変更申請についての状況など確認できているのであれば伺います。

(6)、国指定天然記念物の川、塩川の赤土汚染について対策を求めてきましたが、対応を伺います。塩川の赤土汚染された現状、国指定天然記念物としてどうなのかその認識、発生源を調査研究し、改善に向けた処置を国、環境省でしょうか文化庁でしょうか、ともに原状回復、再発防止策を図るべきではないか伺います。

３、日米地位協定の改定と米軍基地派生の事件等について。

昨年の８月、全国知事会が日米地位協定の見直しを提言したことは、これは沖縄問題にあらず、日本の主権問題だと翁長雄志前知事が頑張ってきた大きな功績の一つだと考えます。国政５野党・会派の共通政策にも掲げた参議院選挙の重要項目として国民に問われることにもなります。日米地位協定を抜本改定し、安倍政治から国民主権を取り戻そう、その先頭に日本共産党も全力で取り組みます。

そこで伺います。

(1)、全国知事会での提言の内容やそこに至る経過、その間の県の努力、その実現への課題、今後の取り組みを伺います。

(2)、全国地方議会における、日米地位協定改定を求める意見書等の可決の状況と、それに対する見解を伺います。

(3)、外国の地位協定調査に協力した関係者の招聘などに取り組む考えはないか伺います。

(4)、ヨーロッパ調査国並みに国内法の適用で、日米地位協定改定を実現した場合、現状の問題解決の見通し、展望について伺います。

(5)、数久田流弾事故対応を伺います。地位協定上の課題が問われます。米軍関係事件の起訴、不起訴状況もあわせて伺います。

４、年金など老後の安心、社会保障について。

100年安心の年金制度が揺らいでいます。現役退職後2000万円が必要との報告を、財務大臣が受け取らなくても問題はなくなりません。マクロ経済スライドを続ければ、基礎年金部分、国民年金が、2040年には25兆円から18兆円に７兆円も減ると厚生労働省が明らかにしています。国民年金を40年間納め、満額６万5000円しかない基礎年金が４万5000円に３割もカットされます。安倍政権は、年金給付自動削減制度を続け、高額所得者への負担増を拒否しています。日本共産党は、マクロ経済スライドを廃止して、減らない年金制度に変え、財源として、高額所得者優遇の保険料を見直し、１兆円規模で年金財政の収入をふやし、約200兆円の年金積立金を年金給付に活用するとともに、労働者の賃上げ、正社員化を進め、保険料収入と加入者をふやす提案を行っています。

47年前の日本復帰をかち取った沖縄県民に、日本国憲法の適用が始まり、同時に社会保障、年金制度などの社会保障の適用も始まりました。27年間の異民族支配が老後の安心に直結する年金に加入し、給付を十分に受け取ることを困難にしてきた現状にも、沖縄県としても、関心と高齢期の県民の暮らしを支える制度構築や生活支援の施策展開を求め、質問します。

(1)、沖縄県の年金受給者の状況及び県民の貯蓄の現状、年金受給者の生活状態への認識を伺います。

(2)、無年金者の状況、推移、今後の見通し対策を伺います。

(3)、年金の拡充が必要と思うがどうか。財源として、担税能力のある大企業や富裕層、軍事費、米軍駐留費・思いやり予算の削減などが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

５、誇りある豊かな沖縄、国際交流について。

(1)、世界のウチナーンチュ大会の開催時期は決まっているのでしょうか、さらにリピーターをふやす企画なども必要かと思いますがどうでしょうか。

(2)、万国津梁会議と世界のウチナーネットワーク構築及びセンターの検討状況について伺います。

(3)、空手会館における空手ガイドの取り組み、成果を伺います。

６、県経済と県民所得や雇用改善について。

(1)、県経済の現状と見通し、自主財源拡大の取り組み、観光税導入の進捗状況を伺います。

(2)、県民所得向上、正規雇用拡大への取り組み強化を求めるものであります。実現への取り組み状況を伺います。

７、農業振興について。

(1)、新規就農者支援事業の成果と新年度計画を伺います。

(2)、種子法廃止後、都道府県レベルで条例制定の動きがあります。沖縄県として条例制定で、県独自の種の改良・保存、供給体制を強化し、引き続き県の責任を堅持し取り組むべきと思うがどうか。国へ種子法復活の要請検討を求める考えはないか伺います。

８、我が党の代表質問との関連はありません。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

恒久平和を築く取り組みについての御質問の中の１の(1)、平和宣言についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式においては、史上まれに見る激烈な戦火により犠牲になられた全てのみたまに哀悼の誠をささげました。この戦争体験を次世代に継承していくことが、私たちの使命であります。

ことしの平和宣言では、普天間飛行場の辺野古移設問題を含めた基地問題などについて、県民や県外、国外の皆様と民主主義の尊厳を大切にする思いを共有し、対話によりこの問題を解決していく決意を表明したところです。また、平和を愛する守礼の邦の文化とアイデンティティーを胸に、恒久平和への願いを世界に広く伝えたいとの思いから、その宣言の一部をウチナーグチと英語で表現しました。平和を希求する沖縄のチムグクルを世界に発信するとともに、全ての人の尊厳を守り誰ひとり取り残すことのない多様性と寛容性にあふれる平和な社会を実現するため、全身全霊で取り組んでいくことを強く宣言したものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、恒久平和を築く取り組みについての御質問の中の(2)のア、沖縄戦継承の取り組みと課題についてお答えいたします。

恒久平和の実現に貢献する役割を果たしていくためには、沖縄戦から学んだ教訓を後世に正しく継承し、戦争を二度と起こしてはならないことを確認し続けることが重要であると考えております。しかしながら、戦後74年が経過して、戦争体験者及び遺族の高齢化が進み、沖縄戦の風化が危惧されているところであります。そのため、県では、歴史的教訓を次世代に継承するため、県内外で児童生徒等を対象としたワークショップや、アジアの学生と県内学生との平和交流及びシンポジウムを開催するなど取り組んでいるところであります。

同じく１の(5)、改憲と憲法９条に関する知事の見解についてお答えいたします。

憲法改正については、国民の間でさまざまな意見があるものと理解しております。去る大戦で悲惨な地上戦を経験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和は、県民が心から望んでいるものであります。憲法については、平和国家を目指すという我が国の立場を訴える役割を果たしてきたものと考えており、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本理念が尊重される形で、十分な国民的議論が必要であると考えております。

４、年金など老後の安心、社会保障についての御質

問の中の(1)、年金受給者の生活状況等についてお答えいたします。

厚生労働省が公表している資料によると、平成29年度の沖縄県の平均年金月額は、厚生年金で12万5338円、国民年金で５万2134円となっております。また、総務省が実施している家計調査によると、平成30年の本県の２人以上の世帯の１世帯当たりの貯蓄現在高は、627万円となっております。厚生年金や国民年金の平均月額が全国平均を下回ること、また、平均貯蓄高も全国に比べ低い状況にあることから、年金受給者の生活状況には厳しい面があるものと思われます。

同じく４の(2)及び(3)、無年金者の状況等及び年金制度への見解についてお答えいたします。４の(2)と４の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

平成28年公的年金加入状況等調査によると、本県の65歳以上の方のうち、公的年金受給者を除く公的年金非加入者は、約１万8000人となっております。前回の平成25年の調査では約8000人となっており、約１万人増加しております。なお、これらの人数には、無年金者のほか、受給の繰り下げなどで、まだ受給していない方々も含まれていることから、無年金者の正確な人数の把握や今後の見通しを立てることは困難な状況であります。無年金者等のうち、生計の維持が困難な方に対しては、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等による支援に努めているところです。

県としましては、誰もが安心できる年金制度となるよう、国において取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の戦後74年目、恒久平和を築く取り組みについての中の(2)のイ、学校教育における現状と課題についての御質問にお答えいたします。

戦後74年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。

県教育委員会としましては、平和教育を県の教育主要施策に位置づけており、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。課題としましては、戦争体験者の減少による講師の確保や、教員の指導力向上などが挙げられます。これらの課題を踏まえ、平和学習に関する教材を提供するポータルサイトの開設や初任者研修での戦跡めぐりに加え、平和教育に関する研究授業を新たに実施するなど、平和教育の充実に努めております。今後とも、児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

次に同じく１の(4)、歴史教科書の記述復活についての御質問にお答えいたします。

高校歴史教科書検定については、平成19年９月に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ実行委員会等が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や、県民大会についての記載がなされており、高校生が沖縄戦の実相について学習ができているものと考えております。

沖縄戦の記述に関する教科書検定については、今後とも国及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、戦後74年、恒久平和を築く取り組みについての御質問の中の(3)、沖縄戦等の歴史を学ぶ職員研修の取り組み状況及び復帰後世代の比率についてお答えします。

沖縄県では、新規採用職員研修で本県の歴史と文化等に対する理解を深め、幅広い教養を培うとともに、郷土愛のある職員の育成に資する研修を実施しております。具体的には、平和祈念資料館学芸員による沖縄戦についての研修を行っており、平成29年度からは、平和祈念資料館の常設展示の視察を加え沖縄戦以降の歴史を学んでおります。また、平成20年４月１日時点の復帰後に生まれた職員の割合は33.0％でしたが、平成25年４月１日時点では51.0％、平成31年４月１日現在では、70.2％となっています。

次に６、県経済と県民所得や雇用改善についての御質問の中の(1)のイ、自主財源拡大の取り組み、観光目的税の進捗状況についてお答えします。

本県における自主・自立的な行財政運営を推進する観点から、自主財源の確保は重要な課題であります。そのため、県では、超過課税や法定外目的税等の課税自主権の行使、コンビニ収納等による徴収対策の強化、使用料・手数料の見直し及び県有財産の有効活用など、さまざまな観点から対策に努めているところで

あります。また、観光目的税の導入に向けては、宿泊事業者及び市町村に対して説明会を実施し、いただいた意見等を踏まえ、沖縄県法定外目的税制度協議会において制度設計等の検討を始めたところであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、辺野古新基地建設と環境汚染に関する問題についての(1)、県民投票の民意を国民に啓発することについてお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設への民意は、一連の選挙でも示されてきましたが、ことし２月の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が、反対の圧倒的多数で明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があると考えております。また、知事は、安倍首相やヤング臨時代理大使と面談し、県民投票の結果を直接伝えたほか、県民投票の結果も踏まえ、問題解決に向けた国民的議論の機運を醸成することを目的として、トークキャラバンを実施するとともに、インターネットやＳＮＳによる配信等を通じて、広く全国の皆様に対し働きかけてまいりたいと考えております。

次に２の(2)、著名人の招聘についてお答えします。

県は、辺野古に新基地をつくらせないという知事公約実現のため、沖縄への支援や、県民との連帯の輪を国内外に広げることは重要であると考えております。そのため、県としては今後も、辺野古新基地建設に反対する県民世論及び県の立場を伝えるべく、国内外に強く情報を発信してまいりたいと考えており、著名な方や有識者を招くことも含め、国内外に向けた効果的な情報発信方法を検討してまいります。

次に２の(3)、抗告訴訟を提起する理由等についてお答えいたします。

県としては、国土交通大臣の行った裁決は違法・無効であり、県が行った埋立承認取り消しは有効であるという立場であります。沖縄防衛局は、工事を行う権限を失ったまま違法に工事を行っており、このことに加え、当初の計画にはないＫ８護岸及びＫ９護岸からの埋立土砂の搬入を行うなど、さらに違法を重ねている状況にあります。このように沖縄防衛局は、国土交通大臣の違法な裁決を根拠に現在も工事を進めていることから、県においては、当該裁決の取り消しを求める訴えの提起に関する議案を提出したところです。

次に３、日米地位協定の改定と米軍基地派生の事件等についての(1)のア、全国知事会の提言の内容及び経緯についてお答えいたします。

昨年７月に、全国知事会において取りまとめられた提言は、沖縄県からの提案により設置された「米軍基地負担に関する研究会」における計６回の議論を踏まえ、全国知事会の共通理解の上に取りまとめられました。提言は、１、米軍機による低空飛行訓練等についての事前情報提供、２、日米地位協定の抜本的な見直しによる国内法の米軍への適用や自治体の立入権の明記、３、事件・事故に対する具体的かつ実効的な防止策の提示及び航空機騒音規制措置について、周辺住民の実質的な負担が図られる運用、４、基地の整理・縮小・返還の促進の４点を日本政府に対して提言する内容となっております。

次に３(1)のイ、全国知事会の提言実現への課題及び取り組みについてお答えいたします。

県としましては、提言に盛り込まれている日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が全国の問題として受けとめられる必要があると考えていることから、他国地位協定調査をさらに進め、ことし４月に欧州編の報告書を公表したところです。報告書は、全国で共有するため、全国知事会や渉外知事会のほか、全ての国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員等へ送付しております。

県としましては、引き続き全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党、各種団体等との連携を深め、同協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に３(2)、全国の地方議会における日米地位協定改定を求める意見書の可決状況と見解についてお答えいたします。

全国都道府県議会議長会等の全国団体によると、昨年７月の全国知事会の提言以降、日米地位協定の見直しを求める趣旨の意見書が、沖縄県外において少なくとも７道県、61市町村議会において可決されているとのことであります。全国団体においては、全ての意見書を把握しているわけではないため、さらに多くの地方議会で同様の意見書が可決されているものと考えております。

県としましては、これまでの全国知事会での取り組みや日米地位協定の抜本的な見直しに向けた取り組みにより、全国に理解が広がりつつあるものと認識しておりますが、今後、トークキャラバンなどにおいても、積極的な情報発信に取り組んでまいります。

次に３(3)、外国関係者の招聘についてお答えします。

県におきましては、他国地位協定調査報告書の全国

への送付のほか、トークキャラバンや県内外でのシンポジウム等においても、積極的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。また、今後実施するアジア諸国等での調査を踏まえ、結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すとともに、海外の関係者を招いたシンポジウムの開催なども検討してまいります。

県としましては、このような取り組みにより、日米地位協定の見直しの必要性について理解を広げ、国民的な議論を喚起していきたいと考えております。

次に３(4)、日米地位協定改定を実現した場合の見通し等についてお答えいたします。

これまでの県の調査により、ＮＡＴＯ・ヨーロッパにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。これに対し、日本では、原則として米軍には国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られないなど、ＮＡＴＯ・ヨーロッパとは大きな違いがあります。このような調査結果を踏まえると、日米地位協定を抜本的に見直すことにより、国内法による実効性のある米軍機の飛行規制や事故発生時の迅速な立入調査、水源の汚染に対する環境調査等が実現するものと考えております。

次に３の(5)、流弾事故の対応及び米軍関係事件の不起訴状況についてお答えいたします。

平成30年６月に発生した名護市数久田の流弾事故に関し、ことし５月に沖縄防衛局から県に対し、当該事故は、射撃前に照準を合わせる手順が適切に行われなかったことが原因で、再発防止策として、手順の二重確認を三重確認にする旨の説明がありました。また、６月26日には現地において米軍から、県、県警、名護市及び数久田区に対して再発防止策の説明がありました。なお、那覇地方検察庁に対し、当該事故についての状況を問い合わせたところ、個別の事件についてはお答えしかねるとのことでありました。また、那覇地方検察庁管内における米軍関係者の平成30年度の不起訴率は66％とのことです。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、辺野古新基地建設と環境汚染に関する問題についての御質問のうち(4)、行政指導の状況及び国の対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出された岩ズリの試験結果等について、重大な疑義が生じていることから、県では、複数回にわたり文書で土砂の性状の確認及び土砂投入の中止、立入調査に応ずるよう求めております。沖縄防衛局は、埋立材について必要な確認を行っており、埋立材の投入を中止すべき理由はないとし、埋立工事を継続しております。

県としては、土砂の性状等について重大な疑義が生じている現状は到底看過できるものではないことから、改めて令和元年６月11日付で、土砂の投入の停止及び土砂の性状確認等のため、県による立入検査及び試料採取の実施に応じるよう求めております。

次に２の(5)、海砂利採取状況及び設計変更申請についてお答えいたします。

県内での海砂利採取の計画認可に際しては、環境への影響等に配慮しながら実施しており、平成30年度の沖縄県内全域における海砂利の採取量は、約210万立方メートルとなっております。また、変更承認申請について事業者からの相談等はありませんが、仮に、現時点で、変更承認申請が提出された場合、県としては、今般の裁決が違法であり、県の承認取り消しは適法であることを踏まえて対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、辺野古新基地建設と環境汚染に関する問題についての(6)、塩川の赤土汚染への対応についてお答えします。

本年６月３日に、本部町からの連絡を受け、保健所の職員が塩川から濁水が湧出しているのを確認し、周辺を調査しましたが、原因の特定には至りませんでした。

県としましては、関係機関へ情報提供を行うとともに、引き続き調査を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　５、誇りある豊かな沖縄、国際交流についての(1)、世界のウチナーンチュ大会の開催時期、企画などについてお答えいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、平成２年の第１回大会開催以降、平成28年の第６回大会まで約５年置きに開催しており、海外参加者数は、第１回大会の約2400名から、第６回大会では約7400名と大幅に増加しております。現在、令和３年の第７回大会開催に向け、大会事務局立ち上げ準備やプレイベントの検討を

進めているところであります。

次に同じく５の(2)、万国津梁会議、世界のウチナーネットワーク構築、ウチナーンチュセンターについてお答えいたします。

本県では、沖縄21世紀ビジョンの５つの将来像等を実現し、新時代沖縄を構築するため、万国津梁会議を５分野についてテーマごとに設置いたします。世界のウチナーネットワークにつきましては、世界のウチナーンチュ大会を初め、10月30日の「世界のウチナーンチュの日」の普及・定着に向けた各種施策を通じた継承、発展、強化に取り組んでおります。ウチナーンチュセンターにつきましては、要請団体と意見交換等を継続し、既存施設等の活用の可能性も含め慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

次に同じく５の(3)、空手ガイドの取り組みについてお答えいたします。

沖縄空手会館の資料室では、海外からの来訪者に沖縄空手の歴史や各流派の特徴等について理解を深めてもらうため、映像シアターやリーフレットについて、フランス語、ロシア語や中国語など前年度までに８カ国語による多言語化を進め、今年度は韓国語版を整備することとしております。現在、空手ガイドによる案内は行っていませんが、今後は海外からの空手愛好家に、より深く沖縄空手を理解してもらうため、ことし３月に策定した沖縄空手振興ビジョンロードマップに基づき、きめ細やかな対応のできる空手ガイドの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　６、県経済と県民所得や雇用改善についての(1)のア、県経済の現状と見通しについてお答えいたします。

沖縄県の経済は、アジアのダイナミズムの取り込みによる観光需要や投資の増大、一括交付金など各種施策の効果により、平成24年以来26期連続で拡大しております。今年度の経済見通しについては、国内外の経済動向や県内企業の人手不足などに留意する必要はあるものの、入域観光客数の増加や雇用情勢の改善を背景に、個人消費や民間設備投資が高水準を維持すると見込んでおり、県経済は堅調に推移するものと考えております。

同じく６(2)のア、県民所得の向上についてお答えいたします。

平成27年度の１人当たり県民所得は、好調な経済を背景に、217万円と対前年度比で3.7％増加し、過去最高を記録しております。

県としましては、観光・リゾート産業を初め、沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成や活性化に取り組み、設備投資の促進や雇用の質を高める施策を推進するとともに、ＡＩやＩｏＴなどの先進的なＩＴを活用することにより、産業全体の生産性を高め、さらなる県民所得の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　６、県経済と県民所得や雇用改善についての御質問の中の(2)のイ、正規雇用拡大への取り組みについてお答えいたします。

県としましては、県民の雇用を安定させる観点から、正規雇用の拡大は重要であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援に加え、若年者の正社員雇用と定着に対して助成する実証事業を実施しており、その効果検証を踏まえ、さらなる正規雇用の拡大に向けた施策・事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　７、農業振興についての御質問の中の(1)、新規就農者の支援事業の成果等についてお答えします。

県では沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者を年間300名育成することを目標に、一括交付金等を活用した農業施設・機械等の整備及び国庫を活用した資金の交付などの事業を実施しております。その結果、平成24年から30年までの７年間で2331人が新たに就農し、うち1433人が45歳未満の青年農業者となっております。新年度につきましても、引き続き沖縄県新規就農一貫支援事業、農業次世代人材投資事業等を推進し、就農相談から就農定着までの一貫した支援を市町村及び関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく(2)、主要農作物種子法廃止に伴う県の対応についてお答えします。

主要農作物種子法は、国・都道府県が主導して、主要農作物である稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進めるため、優良な品種の決定や種子の生産・供給などを都道府県に義務づけたものですが、平成30年４月１日をもって廃止されました。

県では、主要農作物種子法の廃止に対応するため、平成30年４月に、沖縄県主要農作物種子生産取扱基本要綱などを定め、引き続き優良な種子生産体制を維持しております。条例の制定については、現段階では予定しておりませんが、関係機関等と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも答弁ありがとうございました。

まず、平和の構築のかかわりで、昨日６月30日は、うるま市宮森小学校米軍ジェット機墜落事故から60周年という節目で、慰霊祭が行われたという報道に接しました。犠牲になられ、今なお心身ともに傷が癒えない関係者にお見舞いを申し上げます。そして二度と繰り返してはならないと、この事故を風化させてはならないという思いで今なお資料収集されている皆様の努力に心から敬意をあらわしたいと思います。

この地域と学校が連携し、その努力は県内全体では教訓的に広げるべき内容も含まれているのかなというふうに思い、その観点からも教育現場における取り組みについて、教育長から所見が伺えればと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

教育委員会で先ほど答弁でもいたしましたが、初任者研修等では戦跡めぐりに加えまして、研究事業等も取り入れております。また、中堅の10年の経験者の研修でも平和教育を取り扱うことにしておりまして、宮森小学校の事故は戦後14年たったものではありますけれども、そういうものも含めて、先生方の平和教育についてさまざまな体験とかそういうポータルサイトの開設も含めて、平和教育の充実に努めているところでございます。

そういった取り組みの中で、例えば北谷高校のほうでは、宮森小学校の米軍ジェット機墜落事故をテーマにした舞台が上演されるなど、子供たちの平和を希求する態度、姿勢の育成が図られているのではないかと考えているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ありがとうございます。

昨日の慰霊祭では、安全な空を返してという意味では今日につながっている課題だと。その解決のためにも、風化をさせてはならないという関係者の並々ならぬ思いは、今日につながっている課題だというふうに報道されています。この観点に立って、知事に所見としてこの間の関係者の努力で求めている課題解決に対する知事としてお答えしたいという思いがあれば賜りたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　お答えいたします。

私も昨日、石川宮森小学校米軍ジェット機墜落事故60周年慰霊祭に参加させていただきました。私も1959年の10月生まれで、自分の誕生日が近づいてくると、６月30日、1959年６月30日、まだ私が生まれる前の出来事ではあるんですが、まだ戦後のその傷が癒えない中で、さらに深い悲しみを負われた御家族や関係者の方々に思いをはせると、非常に私自身も恒久平和を実現していかなければいけないという思いをやはり毎年のように新たにするものであります。

昨日は参加された皆様の御挨拶を聞かせていただき、また、当時の状況を伝える資料、それをまた関係者の方々が丁寧にアメリカ公文書館からも資料を取り寄せそれを和訳をし、今まで秘密にされていたことを秘密にしてはいけない、伝えなければいけないという思いで資料も制作され、それを多くの方々に知らせるために御尽力をしていただいているという、そういうお話も聞かせていただきながら、改めて事故の悲惨さや巻き込まれた方々の恐怖や痛み、無念さまでもが本当に胸に痛く、強く感じられました。そして60年前と同じ悲しみを二度と繰り返さないためには、米軍基地の整理縮小と、その早期の実現に向けて、やはり県民挙げて全力で取り組んでいくことが大切であるということはもちろんですが、学校上空など米軍機が飛行しないよう、日米両政府に強く求めていくことや、私自身もやはり平和な沖縄の実現に向けて全身全霊で取り組んでいきたいという決意をきのうの挨拶でも述べさせていただきました。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ありがとうございます。

その決意でぜひ、頑張っていただきたいと思います。

辺野古のことでいえば、先ほど土建部長からも６月11日に発出したことで、土砂の運搬及び海上搬入を停止せよという、求める内容だと。その具体的な中身について、もうちょっと詳しく伺いたいと。例えばジュゴンへの影響についても指摘されていますし、Ｋ９護岸あるいはＫ８護岸を使用していること自体が問題だと。あるいは名護の安和から埋立岩ズリが搬出されている。コースが違うではないか等々の指摘がありますが、具体的に、簡潔にポイントとして指摘した事項をお伝えください。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

県としては、埋立承認撤回は有効との立場でありまして、Ｋ８護岸を含む全ての埋立工事を停止するように求めております。

今回Ｋ８護岸を使いながら埋立土砂を搬入するということが行われておりますけれども、仮に埋立承認が有効であるとした場合でも留意事項に基づく変更承認を受けることなく事業を実施していることとなります。

県としては、６月11日付の文書でこのＫ８護岸からの搬入に伴って船舶の稼働隻数の増加に伴う水中音圧レベルの増加や、濁度の上昇によるジュゴンや移植予定の小型サンゴ類への影響について指摘し、工事の中止を求めたところでございます。

あと……、ちょっと休憩。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時21分休憩

午後７時21分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君）　６月11日付の文書は２通、部長名でも指摘して工事の中止を求める文書を出しておりますが、そのもう一つのほうは、土砂の性状の確認が十分になされていない上で、土砂の投入がなされているということにつきまして工事の中止を求め、土砂の性状の確認と県による立ち入りの調査等を行うように求めつつ、工事の中止を求めているということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　留意事項も守らないという実態が明らかになったのかなと思いますし、今回埋立承認撤回したことは、当然有効だとそういう立場で提訴も準備されていると。私あえて設問の中に、違法に無謀を重ねるという国のあり方を、やっぱり裁判でも問うていく、明らかにしていくという観点からも、この間沖縄県が発出した違法行為に対する通達、その日時、内容等々について一般質問で振りましたので、それが明らかにできるのであれば全て明らかにしていただきたいと。公室長でしょうか。

○知事公室長（池田竹州君）　休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時23分休憩

午後７時24分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

平成30年12月以降、文書の発出は全部で10回行われております。12月に３回、１月に３回、３月が１回、６月が３回と。それぞれまずは工事の中止を求め、その時々で例えば昨年の12月でもいわゆる土砂、岩ズリの性状の確認など、その都度都度、状況を見ながら文書を発出しているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　知事が平和宣言でも、対象を全国、世界にという視点で述べられたその発信は本当に重要だと。同時にこの埋立事業に対して言えば、世界的に誇れる自然を守るべきだという観点から、世界的な環境、自然環境の権威の皆さんであるとか、あるいは有名な映画監督オリバー・ストーンさん初め、辺野古の工事自体はとめる、やめるべきだというふうに世界の著名人がいろんな連名での署名を公表したり、そういった皆さんを本当に依拠しながらこれを世界に異常事態、違法行為で守るべきもの、県民の民主主義ということに照らして世界の人権理事会、国連、いろんな機関ありますが、そういった皆さんを本当に招聘して、世論を世界に喚起するという点で、ある一定イニシアが必要かなと思いますが、それについて改めて伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　辺野古新基地建設問題につきましては、県内だけではなくて県外、そして海外、特にアメリカにおける情報発信等も重要だと思います。専門家を招いての例えばシンポジウムですと、昨年３月にはＩＵＣＮの専門家を招いて県内で行ったこともございます。

今後、どういう形でどういう専門家あるいは有識者を招いてやればいいか、そこはちょっと今事務レベルで検討しているところでございまして、なるべく効果的な情報発信のあり方をぜひやっていければと思っております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　あと、地位協定の抜本改定は全国知事会の中で、文字どおり前知事の奮闘も相まって提起をするというところまでこられました。あとこれをどう実践、実行に移すのかという点では、ヨーロッパ調査されて、当時の司令官であるとか元首相であるとか、さまざまな調査に協力していただいたその皆さんも、また沖縄に招いて、そういった意味でどのようにして地位協定を変えてきたのかと、変えること可能なんだという点でこれも大事な観点かなという点でどういう取り組みがされていくのか伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

地位協定の改定につきましては、例えば今いろいろなところで東京でもシンポジウムなどが行われています。先月は日弁連主催のシンポジウムもございました。そういった形でかなり広がりは見せつつあるというふうに思っております。

実際に例えば昨年度ですね、イタリアの調査などではかなり沖縄の立場もわかった上で発言されている方もいます。そういった方の招聘も含めてまた今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ぜひ頑張っていただきたい。

地位協定の改定について、異常だという指摘のみならず、本来今言うヨーロッパ諸国、ＮＡＴＯが米軍とのかかわりで、主権を行使しているがために――それで沖縄県のような爆音・騒音被害で苦しめられている、夜間・早朝も飛び回っている――いつ落ちるかわからないというふうなことは、基本的には防げているのかなと思うんですね。そういう意味で言うと、ある意味で諸外国並みの地位協定になったときに、今沖縄で起こっていることはある一定解決の見通し、めど、展望開かれるんだというふうなことをやっぱりもっと明らかにしていく必要があろうかと思うんですが、その点で具体的に先ほど４つの観点がありましたが、個々個別に４つの観点で言えばどういうふうな展望が開かれるということになるのか伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　地位協定が日本政府の立場、原則国内法が適用されないということで、航空法の特例、先ほど赤嶺議員にもありましたけれども、いわゆる道路運送法などの除外規定、さまざまな除外規定がございます。それが国内法が適用されるとなると、恐らく自衛隊の車両は全て適用されていますので、安全基準であったり、安全装置などが国内と同じ基準で行われる。また環境調査なども極めて迅速に行えるということで、県民生活にもそれは非常に大きなプラスの意味で変化は与えるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　最後に、世界のウチナーンチュ大会については再来年、実施の方向で準備を進めるというふうに伺いました。

世界のウチナーンチュは母県沖縄に憧れています。そこがセンターとしてまた大きく成功させると。そのためのリピーターをふやすというようないろんな仕掛けをぜひ検討していただきたいと。これは要望として述べて質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時31分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

副　議　長　赤　嶺　　昇

仮　議　長　狩　俣　信　子

会議録署名議員　金　城　泰　邦

会議録署名議員　瑞慶覧　　功

令和元年７月２日

令和元年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　７　号）

令和元年
第 4 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

令和元年７月２日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

令和元年７月２日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例

乙第８号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　工事請負契約について

乙第14号議案　工事請負契約について

乙第15号議案　工事請負契約について

乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第18号議案　土地の処分について

乙第19号議案　財産の取得について

乙第20号議案　訴えの提起について

乙第21号議案　訴えの提起について

乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第23号議案　損害賠償の額の決定について

乙第24号議案　指定管理者の指定について

乙第25号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について

乙第26号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変

更について
乙第27号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第28号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第29号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第30号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第31号議案　沖縄県公害審査会委員の任命について

出　席　議　員（45名）

副議長	赤嶺　昇　君	23番	又吉清義　君
1番	瀬長美佐雄　君	24番	山内末子　さん
2番	玉城武光　君	25番	渡久地　修　君
3番	親川　敬　君	26番	玉城　満　君
4番	新垣光栄　君	28番	照屋大河　君
5番	次呂久成崇　君	29番	仲宗根　悟　君
6番	宮城一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
7番	大城憲幸　君	31番	金城　勉　君
8番	金城泰邦　君	32番	末松文信　君
9番	大浜一郎　君	33番	具志堅　透　君
10番	西銘啓史郎　君	34番	島袋　大　君
11番	新垣　新　君	35番	中川京貴　君
12番	比嘉瑞己　君	36番	座喜味一幸　君
13番	西銘純恵　さん	37番	嘉陽宗儀　君
14番	平良昭一　君	38番	新垣清涼　君
15番	上原正次　君	39番	瑞慶覧　功　君
16番	当山勝利　君	41番	狩俣信子　さん
17番	亀濱玲子　さん	42番	比嘉京子　さん
18番	當間盛夫　君	43番	大城一馬　君
19番	上原　章　君	45番	糸洲朝則　君
20番	座波　一　君	46番	照屋守之　君
21番	山川典二　君	47番	仲田弘毅　君
22番	花城大輔　君		

欠　席　議　員（1名）

議　長　新里米吉　君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー　君	子ども生活福祉部長	大城玲子　さん
副知事	謝花喜一郎　君		
知事公室長	池田竹州　君	保健医療部長	砂川　靖　君
総務部長	金城弘昌　君	農林水産部長	長嶺　豊　君
企画部長	宮城　力　君	商工労働部長	嘉数　登　君
環境部長	棚原憲実　君	文化観光スポーツ部長	新垣健一　君

土木建築部長	上原国定君	公安委員会委員長	阿波連光君
企業局長	金城武君	警察本部長	筒井洋樹君
病院事業局長	我那覇仁君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
会計管理者	伊川秀樹君	人事委員会事務局長	池田克紀君
知事公室秘書防災統括監	前原正人君	代表監査委員	當間秀史君
総務部財政統括監	金城賢君		
教育長	平敷昭人君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○副議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事富川盛武君は別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第31号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　休憩。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時１分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○玉城　武光君　おはようございます。

日本共産党の玉城武光です。

質問に入る前に、共産党は消費税は低所得者ほど負担が重くなる逆累進性課税であり、導入に反対、当初から反対をしてきました。

では質問いたします。

玉城知事は、所信表明の中で「我が国においては、記録的な集中豪雨や台風、地震などの多くの自然災害に見舞われ、改めて、日ごろから防災・減災対策の重要性を痛感する年となりました。また災害対策の実施に当たっては、沖縄県地域防災計画に定める対応を関係機関が的確に果たすことが重要である」と述べられました。私は、県の関係機関が防災計画に定める対応を的確に果たされることを求める立場から質問をいたします。

１、安心・安全で快適な社会づくりについて。

(1)、災害の想定と防災計画の基本的な考え方について。

ア、風水害、地震及び津波、津波の浸水などの災害の想定について伺います。

イ、県内全域で可能な限り対策を講じる必要があると定めている防災計画の考え方を伺います。

(2)、災害予防計画の推進について。

ア、減災目標について。

沖縄県地域防災計画（平成30年修正）第１章災害予防計画、第２款災害予防計画の推進、１減災目標で、「県及び市町村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。また、県は沖縄21世紀ビジョンに定める各種減災施策を推進し、次の減災目標の達成に努める」と記述されている。

①、自主防災組織率、②、消防職員の充足率、③、人口１万人当たりの消防団員数、④、要配慮者支援計画策定市町村数、⑤、土砂災害危険箇所整備率（急傾斜地崩壊対策事業）、⑥、土砂災害危険箇所整備率（地すべり対策事業）、⑦、防護面積（高潮対策等）、⑧、防風・防潮林整備面積、⑨、津波襲来に備える避難施設の整備等の達成状況を伺います。

(3)、浸水対策について。

ア、南城市佐敷字兼久地域の佐敷中学校周辺の浸水問題について地元の区長から要請を受け５月14日に土建部海岸防災課、南城市役所の合同で現場視察を行

いました。排水溝の拡幅延長をすることについて意見調整するとのことでした。その後、南城市と意見調整されたのか県の対応と対策を伺います。

２、若者支援について。

私の平成29年２月定例会での、高校生のアルバイト実態についての質問に教育長は明確な答弁がありませんでした。

そこで再度伺います。

(1)、高校生の何割がアルバイトをしているのか、勉学の時間を削ってまでアルバイトをする理由は何なのかを問います。

(2)、若年無業者――ニートの算出は厚生労働省の「特定調査票集計」の「詳細集計」に基づいて、そのうち、15歳から34歳の非労働力人口の中から、専業主婦を除き、就職活動に至っていない者と定義されている。その実態と就労支援について伺います。

３、暮らし、福祉行政について。

ひとり暮らしの老人世帯で誰にもみとられず死亡していることが社会問題としてクローズアップされています。現在のところ、孤独死の明確な定義はありませんが、一般的には自室内で、誰にもみとられずに孤独のまま死亡することと解釈されている。孤独死の法的な定義が存在しないため、警察の死因統計上は変死という扱いになるほか、行政においては孤立死という言葉で表現されているようであります。孤立死する方の多くはひとり暮らしのお年寄りです。高齢者の孤独死の件数がふえている背景には高齢社会と核家族化、社会からの孤立といった社会問題があると言われています。全国で、年間の死亡者数の約125万人のうち約３万人が孤立死の状態で発見され、今後この比率はさらに増加することが予想されると報道もあります。

(1)、独居老人の実態と孤立死を減少させる防止対策を伺います。

(2)、県内の認知症行方不明者の実態と対策を伺います。

(3)、昨年平成30年第８回定例会の医療的ケア児の実態と対策についての質問に、子ども生活福祉部長は医療的ケア児は平成30年４月１日現在207人、支援体制は保健、医療、福祉、保育、教育などの各関係分野が連携する協議の場で検討すると答弁されました。その協議会で検討された医療的ケア児の支援体制を伺います。

４、環境問題について。

(1)、米軍基地が派生原因となっている残留性有害物質の汚染状況（米軍基地が建設された当時から現在まで）を伺います。汚染除去の対策をどうするのか、見解を伺います。

(2)、沖縄周辺海域における海洋汚染の状況、対策について伺います。

(3)、プラスチックごみの排出抑制など世界的な状況と県の対応について伺います。

(4)、産業廃棄物処理業の倉敷環境が沖縄市池原に積み上げたごみ山問題で、2023年１月までに撤去するとした当初の計画を変更し、2034年９月までに延長した計画書案に対する県の対応を伺います。

５、社会資本の整備について。

(1)、南部圏域の公共交通整備の構想と進捗状況を伺います。

(2)、南部東道路の早期完成のための執行体制の強化と国道507号の早期整備を伺います。

(3)、県道137号線（通称新里ビラ）の改良整備計画を早期に推進すべきです。進捗状況を伺います。

(4)、県道77号線糸満与那原線の八重瀬町内の改良整備の進捗状況を伺います。

(5)、交通弱者対策やコミュニティーバス運行の支援を強化すべきではないですか、見解を伺います。

６、漁業振興について。

(1)、漁獲量、漁獲額の推移について伺います。

(2)、豊かな漁場を維持、再生するための沖縄型つくり育てる漁業振興策を強力に推進すべきではないですか、見解を伺います。

７、我が党西銘純恵議員の代表質問、国保税に関連する質問を行います。

全国知事会は、政府に１兆円の公費負担を要求し、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入や、国定率負担の引き上げ等、さまざまな財政支援の方策を講じるとともに、国保税の負担軽減を求めておりますが、国保税の負担軽減に対する知事の所見を伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

漁業振興についての御質問の中の、沖縄県の水産業の振興についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。その結果、漁業産出額は、平成22年以降、７年連続

で増加し、11年ぶりに200億円を超える実績となっています。主な内訳は、マグロ類77億円、クルマエビ27億円、モズク33億円等となっております。また、７年間の伸び率は、53.3％と、全国平均の1.9％を大きく上回っております。漁業生産量は、22年の２万4000トンから、29年の３万6000トンと１万トンを超える増加となっております。

沖縄県としましては、温暖な海域特性を生かした、つくり育てる漁業を推進するとともに、おきなわブランドの確立や輸送コストの低減、担い手の確保・育成等により、水産業の振興に取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、安心・安全で快適な社会づくりについての(1)のア、災害想定についてお答えします。

沖縄県地域防災計画では、本県の気象や地勢及び地質などの地域特性によって起こる災害を検討して、基本想定を行っております。地震・津波については、東日本大震災の教訓を踏まえ、切迫性の高い地震・津波のほか、科学的知見による可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の想定として、沖縄本島南東沖地震３連動、八重山諸島南方沖地震３連動といったマグニチュード９クラスの地震を想定しています。また、台風、高潮、河川氾濫、土砂災害等最大クラスの風水害を想定しているほか、大規模事故災害の対応も想定しております。

次に１の(1)のイ、防災計画の考え方についてお答えいたします。

県は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、昭和50年４月に沖縄県地域防災計画を策定し、以後改定を行いながら、防災対策に関する県・市町村等の事務や業務の大綱、県民等の責務のほか、災害予防、応急対策、災害復旧・復興に関する計画等を定めております。平成30年３月に改定した同計画では、熊本地震の教訓を踏まえた法改正等を盛り込むとともに、被害を最小化する減災の考え方に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフト両面から対策を講じることを基本方針としております。

次に１の(2)のアの(ｱ)から(ｳ)、自主防災組織率、消防職員の充足率、人口１万人当たりの消防団員数の達成状況についてお答えいたします。１の(2)のアの(ｱ)から１の(2)のアの(ｳ)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

自主防災組織率は、平成30年４月１日時点で29.9％であり、平成23年度の基準値8.9％から21ポイント増加しているものの、平成30年度の計画値55.9％に達しておりません。消防職員の充足率については、国により３年周期で調査を行っており、直近の平成27年４月１日時点における沖縄県の値は61.9％で、平成21年度の基準値53.1％から8.8ポイント増加しております。平成30年度の計画値は64.9％ですが、国による次の調査が今年度予定されているところです。人口１万人当たりの消防団員数については、平成30年４月１日時点で12.1人となっており、平成22年度の基準値11.7人から0.4人増加しているものの、平成30年度の計画値14.0人に達しておりません。

次に、１の(2)のアの(ｹ)、津波避難施設の状況についてお答えいたします。

津波に備えた避難施設については、災害対策基本法の改正に伴い、平成26年４月１日より市町村長は災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっております。津波に備えた指定緊急避難場所は、平成31年４月末現在、21市町村572施設が指定されております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、安心・安全で快適な社会づくりについての御質問の中の(2)のアの(ｴ)、要配慮者支援計画策定市町村数についてお答えいたします。

災害時要配慮者支援計画は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等を定めるものであり、市町村は同計画に基づく要支援者名簿を作成することとされております。

県では、同名簿の作成状況を把握しているところであり、平成30年６月１日時点では、全ての市町村で作成済みとなっております。

次に３、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(1)、独居老人の実態と孤立死防止対策についてお答えいたします。

平成30年10月１日現在、沖縄県の総世帯数は65万1061世帯で、そのうち高齢者単身世帯は８万7756世帯となっております。高齢者単身世帯は年々増加傾向にあり、孤立死等の懸念も高まっていることから、県では地域の老人クラブが実施する在宅高齢者に対する話し相手や日常生活の援助を目的とした訪問活動を支

援しております。また、認知症高齢者等見守り活動事業を実施し、市町村の見守りネットワークの構築に取り組んでいるところであり、平成30年４月１日現在、27市町村で構築されております。

同じく３の(2)、認知症行方不明者の実態と対策についてお答えいたします。

県警察の資料によりますと、平成30年中に認知症かその疑いが原因で行方不明になり、警察に届け出があった方は110人で、そのうち109人の方が発見されております。認知症の方の行方不明を未然に防ぎ、早期に発見・保護するとともに、本人やその家族が安心して暮らせるためには、地域で支え合う住民ネットワークの構築が重要であると考えております。そのため、県では、認知症高齢者等見守り活動事業を実施し、市町村の見守りネットワークやＳＯＳネットワークの構築に取り組んでいるところであります。また、県警察と認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定書を締結し、行方不明時の迅速な対応や、発見時の正確な身元特定等について連携して取り組んでいるところであります。

同じく３の(3)、医療的ケア児の支援体制についてお答えいたします。

医療的ケア児については、県が市町村を通じて調査したところ、昨年度は207人となっており、受け入れ可能な障害児通所支援事業所は、平成30年11月現在、24カ所であります。

県では、医療的ケア児が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係分野が連携する協議の場を平成30年度に設置したところであり、各市町村に情報提供や同会議の設置を働きかけております。また、医療的ケア児を支援する人材の養成研修や、受け入れ事業所を拡大するために、医療機器等の購入費用を補助し、レスパイトケアを推進する事業等を実施しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、安心・安全で快適な社会づくりについての御質問のうち(2)のアの(ｵ)から(ｷ)、減災目標の達成状況についてお答えいたします。１の(2)のアの(ｵ)から１の(2)アの(ｷ)までは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

土木建築部が所管している減災目標の達成状況については、平成29年度末時点で、急傾斜地崩壊危険箇所における要対策箇所の整備率が計画値16％に対し実績値16％、地すべり危険箇所における要対策箇所の整備率が計画値29％に対し実績値29％、海岸保全区域における高潮対策等の防護面積が計画値79.2ヘクタールに対し実績値86.4ヘクタールとなっており、３項目とも目標を達成しております。

次に１の(3)のア、南城市佐敷字兼久における浸水対策についてお答えいたします。

中城湾港海岸兼久地区背後の佐敷中学校付近で浸水被害が発生しており、堆砂の影響で地域排水路のはけ口が閉塞していることや排水路の断面不足が原因であることから、地元南城市が堆砂の撤去等を行っているとのことであります。地域排水路については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、市町村が主体となって取り組む必要があります。

県としては、南城市と意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。

次に５、社会資本の整備についての御質問のうち(2)、南部東道路の執行体制強化と国道507号八重瀬道路の早期整備についてお答えいたします。

南部東道路の執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置に加えて、積算業務や用地買収等の業務の一部において、民間コンサルタント等を活用するなど事業推進体制の強化に取り組んでおります。国道507号八重瀬道路の早期整備については、今年度末までにヘンサ橋を完成させることとしており、引き続き地元の協力を得て事業予算の確保等に努め、2020年代中ごろの完成供用に向け取り組んでまいります。

次に５の(3)、県道137号線の新里ビラの改良整備計画についてお答えいたします。

県道137号線の新里ビラについては、現状の交通容量に対応可能であるとともに、道路線形については、道路構造令上の曲線半径を確保しております。しかしながら、勾配が急であることから、滑りどめ舗装やカーブミラー等により安全対策を講じているところであります。なお、将来の改良整備については、道路利用状況を注視し、地元自治体と連携して検討していきたいと考えております。

次に５の(4)、糸満与那原線・東風平屋宜原工区の進捗状況についてお答えいたします。

糸満与那原線の東風平から屋宜原までの区間については、延長１キロメートル、道路幅員20メートルで、平成27年度から事業を実施しております。平成30年度末の進捗率は、事業費ベースで約10％となっております。屋宜原交差点は、ラウンドアバウトでの整備を予定しており、今年度は協議会を設置し、関係機関と連携しながら、その形状等について検討を行う予定

としております。引き続き地元の協力を得ながら用地取得を進め、早期完成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、安心・安全で快適な社会づくりについての御質問の中の(2)のアの(ｸ)、減災目標の達成状況についてお答えします。

農林水産部が所管している減災目標の達成状況については、平成30年度末時点で、保安林区域における防風・防潮林の整備面積が、計画値593ヘクタールに対し、実績値560ヘクタール、達成率94％となっております。今後とも、防風・防潮林の整備を計画的に推進してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の若者支援についての御質問で(1)、高校生のアルバイトについてお答えいたします。

県教育委員会が平成30年度に実施した高校生のアルバイトに関するアンケートでは、アルバイトをしている生徒は25.8％となっております。また、アルバイトの主な理由は遊びや趣味のため、携帯・スマホの支払いのため、家計の助けのためとなっております。なお、県立高等学校では、原則としてアルバイトを禁止しておりますが、保護者が必要と認めたものについて、学校生活に支障を来すことがないことを前提に校長が許可しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、若者支援についての御質問の中の(2)、ニートの実態と就労支援についてお答えいたします。

労働力調査によると、本県における15歳から34歳までの人口に占める、いわゆるニートと呼ばれる若年無業者は、平成30年度で約１万人、同年代比率では約3.1％となっております。その対策として、国においては地域若者サポートステーションを設置し、生活から就労までの幅広い相談や支援を行っております。

県においても、国と緊密に連携して、知識・技能習得及び実践能力習得などの若年無業者職業基礎訓練を実施し、職業的自立を図っております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、環境問題についての御質問の中の(1)、米軍基地から派生する残留性有害物質の汚染状況と除去対策についてお答えします。

戦後、残留性の有害物質が原因となった環境事故としては、牧港補給地区沿岸で魚が大量死した事故や恩納通信所でＰＣＢ含有汚泥が発見された事例など数多くあります。県では、このような米軍活動に起因する環境問題の解決に資するため沖縄県米軍基地環境調査ガイドラインのほか、米軍基地ごとの使用履歴や過去の事故情報等を集約した環境カルテを作成し、同カルテの情報更新に努めているところであります。

県としては、今後とも、環境事故発生時や基地返還時において、迅速かつ的確な環境調査及び除去対策を講じることができるよう、国や市町村と連携し、取り組みを進めてまいります。

４の(2)、マイクロプラスチックによる海洋汚染の状況及び対策についてお答えします。

県では、平成29年度に県内13海岸でマイクロプラスチックの分布状況について調査を実施しており、全ての海岸でマイクロプラスチックが確認されております。マイクロプラスチックは５ミリメートル以下のプラスチック片で回収が困難であることから、海岸に漂着したプラスチック類が紫外線や風雨の影響により細分化してマイクロプラスチックとなる前に回収することが重要であると考えております。

県としましては、今後とも市町村等と連携し、プラスチックごみを含む海岸漂着物の回収処理に取り組んでまいります。

４の(3)、プラスチックごみの排出抑制などの世界的状況と県の対応についてお答えします。

プラスチックによる海洋汚染が世界的な規模で発生していることから、各国でレジ袋の有料化や使い捨てプラスチックの製造・販売等の禁止の対策がとられているほか、Ｇ７サミットやG20サミットでは、排出抑制に向けた話し合いが行われております。また、国は2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25％抑制すること等を目標としたプラスチック資源循環戦略をことし５月に策定したところです。

県では、プラスチックごみの排出抑制として、レジ袋の有料化導入や環境教育に取り組んでおります。今後、同戦略を踏まえ、国や市町村と連携し、さらなる施策を実施してまいります。

４の(4)、ごみ山撤去の計画書案に対する県の対応についてお答えします。

株式会社倉敷環境が不適正に積み上げた産業廃棄物

については、地元自治会、農業団体、同社、沖縄市、県の７者で平成24年11月に締結した基本合意に基づき、令和５年１月末までに同社が改善することとなっております。その後、同社の不法投棄による許可の取り消しなど状況の変化により、予定どおりの改善が困難となったことから、本年５月に新しい計画書案が同社から提出されました。

県としましては、新しい計画書案について地元の意見を踏まえるとともに有識者からの助言を得ながらごみ山が確実に改善されるよう、引き続き同社の監視指導を実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　５、社会資本の整備についての(1)、南部圏域の公共交通網整備についてお答えいたします。

県では、平成30年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、今後は鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、さまざまな観点から検討を行っていくこととしております。このため、沖縄本島の各圏域ごとに議論の場を設け、各地域の公共交通のあり方について、市町村と協働で幅広く検討を行っていくこととしており、南部圏域についても、早期に検討に着手できるよう、市町村等と調整を重ねているところです。

同じく５の(5)、交通弱者対策やコミュニティーバスの支援についてお答えいたします。

県は、高齢の方や障害のある方など、いわゆる交通弱者の日常生活の足を確保するため、運行収入だけでは維持が困難なバス路線に対して、国、市町村と協調して補助を行っております。また、人に優しい交通手段を確保するため、全ての利用者が乗降しやすいノンステップバスやわかりやすいバス停標識の導入など、広域的な施策を進めてきたところです。一方、コミュニティーバスは、交通空白地域や不便地域の解消等を図るため、市町村が主体的に計画し、運行するものとなっております。

県としましては、引き続き交通弱者の移動手段であるバス路線の維持・確保や利用環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは我が党の代表質問との関連についての中の(1)、国保税の負担軽減についての御質問にお答えします。

県内市町村の被保険者の所得及び保険料負担の状況等に鑑みますと、保険料の引き上げは簡単ではないと考えております。そのため、県としましては、子供の均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等について、全国知事会等を通じて国に要請を行っているところであります。また、本県の特殊事情に基づいた特段の財政支援について、これまで市町村及び国保連合会と連携して国に要請しており、本県の国保財政の安定化を図る観点から、引き続き要請を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　答弁ありがとうございました。

初めに、減災目標について再質問いたします。

先ほどいろいろ達成率の答弁がありましたけど、減災目標、どう災害を減らすかという立場でいろいろと計画されていると思うんですが、その中に避難施設を572施設整備されたという答弁がありましたけれど、これ具体的に各市町村にハザードマップというんですか、そこにこの施設は津波の場合に避難施設だという告知、周知徹底、そういうことをやるべきじゃないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

災害対策基本法におきまして切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と一定期間滞在し、生活環境を確保するための指定避難所が明確に区別されております。緊急避難所につきましては、災害の種類ごとに指定をすることとされており、その周知についても指定した市町村で的確に図るというふうにされております。

県としてもそのような取り組みは支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　被害の想定の中で、地震、相当高い津波が押し寄せてくるという想定がされているんですが、その津波の襲来の場合にどれぐらいの津波が想定されて、そこに何名の避難をしなければならないという想定があるんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

津波の災害につきましては、先ほどお答えしましたが、最大規模のものとして本島そして八重山地方で三

連動ということでそれぞれのシミュレーションで各地形ごとで最大のものを想定して各市町村に提供しているところでございます。それを受けて各市町村で最大では――地域によってかなり地形とかでばらつきがございます。那覇市でも三連動の場合には数メートルはいくような形です。今私ども各市町村からの合計の数値しかわからないんですけれども、例えば那覇市ですと津波の指定緊急避難所として15施設、収容人員は21万6000人余りというふうに報告が来てございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　じゃ次に若者支援の中で高校生の25.8％がアルバイトをしていると、その中にいろいろ趣味とか理由としてあったんですが、家計を助けるというためにアルバイトをするという生徒がいる。これは福祉部だと思うんですが、そういうアルバイトをせざるを得ないという家庭に対する子供の貧困対策という形で、もっとそういう支援策の強化を図るべきではないですか、部長。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　家計を助けるためということで、数字申し上げませんでしたが、アルバイトの理由の中で家計の助けというふうに答えたのが10.3％ほどおります。現在高校生については就学支援金、これ授業料が無償化されています。奨学のための給付金というのは非課税世帯が対象になっておりますけれども、そういう生徒は全生徒の28.2％が対象となっております。その額――経済的に厳しい状況にある高校生の支援強化――給付額の増加等については、教育長協議会等を通して国にその充実拡充を要望しているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次、暮らしと福祉の行政についてですが、認知症の行方不明者が110名で、109名が発見されたということなんです。その対策としていろいろとＳＯＳネットワークとかあるんですが、今認知症の行方不明者に対する対策としてＧＰＳ、要するに携帯のＧＰＳでそういうのを支給して位置がわかるようなそういうことが実施されているかどうかお伺いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　市町村ごとにいろいろな取り組みがあるわけですけれども、中にはＧＰＳ機能を持ったもので対応している市町村もあると聞いております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　これは貸与ですか、貸し出しですかそれとも支給ですか。そこはわかりませんか。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　済みません。そこまではちょっと確認しておりません。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　後ほど調べてください。

次に、医療的ケア児の問題なんですが、協議の場を持っていて24カ所の支援施設があるということなんですが、平成30年の質問の中で、研修会を開催するということで――コーディネーターを養成するためにですね――開催されたのが何回なのか、このコーディネーターは何名養成されたんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　研修としましては、医療的ケア児等支援者養成研修を１回、受講者数は64名、それから医療的ケア児等コーディネーター養成研修を１回、これが28名の受講となっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　このコーディネーターとか協議会を結集して、ぜひともその医療的ケア児の在宅での支援を充実させるようにお願いをしたいと思います。

次に、環境問題についてなんですが、倉敷環境の問題です。６月26日の沖縄タイムスに「泡消火剤142トン　「倉敷」に」という記事があるんですが、環境部長、そういう問題に対して、この倉敷環境にどういう指導をなさったんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　今回のＰＦＯＳ等の検出についての報道を受けまして、我々は産業廃棄物管理票を取り寄せましてその事実確認を行っております。倉敷環境の地下水については従前からＰＦＯＳ等だけではなく、ヒ素とかその他の物質も検出されておりますので、その流出を防ぐためのバリア井戸からの揚水ですとかごみ山に雨水が浸透しないようなキャッピングですとか、そういう指導は従来から続けておりま

す。そういう地下水汚染の一環として今回ＰＦＯＳが検出されておりますので、県としましては、引き続き地下水の調査をするとともに、周りへの影響等も含めて監視しながら事業者については指導していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　事業者に指導はしているというんですが、ごみ山の問題で2023年までには撤去するといった県との計画案を変更して、再度また計画案が出された。これに対して地元の皆さんたちが、この倉敷環境が県との約束も守らないと。新たにまた泡消火剤がここに搬入されていたということが問題になって、県はもっと強力に指導を徹底して倉敷環境に実行を迫るような指導を強化していただきたいのですが、部長。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　議員おっしゃるように、当初の計画が同社の許可取り消し等により実行が難しくなったということで、改めて同社は関連会社とともにごみ山は責任を持ってやっていくということで新たな事業計画を出してきております。それにつきましては今案という段階なんですが、我々は地元の皆さんにも十分説明しながら確実にごみ山が改善できるよう、引き続き事業者から情報を収集しながら指導はしっかりやっていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　最後に、我が党の代表質問との関連で、国保税に関連する再質問したいと思いますが、保健医療部長は負担軽減は困難だということをおっしゃっていたんですが、全国知事会は均等割の保険軽減を措置すると。そこの均等割保険料というのは収入のない子供まで要するに赤ちゃんまで均等割が課税されるんですよね。これは昔沖縄に人頭税というのがあった、人頭税じゃないかと言われるぐらい赤ちゃんにまで税金をかける。こういうことに対して全国知事会はこの均等割保険料の軽減措置を国に導入してほしいと。そうすれば負担軽減につながるということをおっしゃっていますが、保健医療部長、そういうことをやれば負担軽減ができるという見通しはありますよね。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　先ほども答弁の中で述べましたけれども、沖縄県も全国知事会と連携しまして国に対する要請をしていると。要請の柱は３つあるわけですけれども、そのうちの一つが議員おっしゃるように子供の均等割保険料、これについて軽減措置を導入してくださいというのが大きく一つ、それと国税率負担の引き上げ、こういったことで公費の拡充をしておりまして、それとあわせてこれは余り目立っていないんですけれども、そろそろ保険の統一化に向けた道筋を示すべきじゃないかというようなこともあわせて要請しているということで、そういったことを通して負担の公平性というのが図られていくんじゃないかなというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　部長、負担軽減が図られるんじゃないですかと私は聞いているんですが、そこには答弁はないですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この子供の均等割保険料の軽減措置が導入されればこれは負担軽減につながるというふうに考えております。

○玉城　武光君　終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

会派、社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

先週、大浜一郎議員に続いて私も八重山方言で挨拶をさせていただきました。

きょうの琉球新報に、その大浜一郎さんが記者席に載っていて、「アカハチの怒り再来？」ということであったんですが、実は、一郎議員はアカハチを討伐したナータフーズの地元でして、私は討伐されたオヤケアカハチの地元大浜ですということで、きょうは朝からちょっと複雑な思いだったんですが、一郎さんも大浜がついているから少しいいのかなと思った次第なんですけれども、一緒に八重山の声を届けていきたいなというふうに思っております。決して仲が悪いわけではなく、飛行機もタクシーも一緒に乗る仲ですので。

それともう一つ、去る５月13日なんですけれども、大雨被害のあった与那国です。報道には50年に一度の大雨ということであったんですけれども、床上・床下浸水、そして田原川の一部崩壊ということで被害がありました。私も翌々日行ってまいりましたが、地元のほうではこれは50年に一度の被害ではないと。台風など大雨もあわせて、10年に一度は必ずあるんだということでしたので、ぜひ県においては田原川の改修整備の取り組みはスピード感を持って取り組んでいただきたいなと強く要望して、一般質問に入りたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、南西諸島の自衛隊配備について。

ア、県内の自衛隊配備で弾薬庫を保管庫または貯蔵庫施設として記載・説明されていた件について、政府関係者は、地元の首長が反対している案件であれば国が説明会を開くが、与那国の沿岸監視隊は町側が誘致したと理解しており、説明も町に任せていたと話しているようだが、知事の見解を伺う。

イ、防衛省は保管している弾薬の種類を能力をさらすことになるとして具体的に説明していない。

石垣市平得大俣の配備予定地でも地対艦誘導弾、地対空誘導弾及び警備に必要な小銃弾を保管する弾薬庫が４カ所、計約2100平米建築すると住民説明会で説明している。自衛隊教科書（教範）で地対艦誘導弾が火災に遭った場合、爆発するまで約２分間、その際は１キロ以上離れるか、物陰に隠れるなどの対応が示されているが、県民の安全と生命を守る立場から防衛省に対し、保管される各誘導弾の数や種類など具体的な説明を求めるべきではないか、知事の見解を伺う。

２、環境行政について。

(1)、沖縄21世紀ビジョンに掲げられている、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を実現するためにも生物多様性を保全していくことは重要であり、その基本的な計画として生物多様性おきなわ戦略が策定されている。県全体の課題をどのように捉えているのか伺う。

(2)、石垣市平得大俣への陸上自衛隊配備計画で沖縄防衛局は、営巣場所は400メートル離れており営巣活動に支障がないとして中断していた駐屯地造成工事を再開したことに対し、石垣市民からは説明が不十分で納得できないという声が上がっている。県は、予定地周辺にカンムリワシを初めとしたレッドデータおきなわの掲載種が生息する蓋然性が高いという場合には、事業者に対しその保全の配慮を求めていきたいと２月議会で答弁しているが、対応について伺う。

(3)、世界的にも貴重な沖縄の自然や希少野生生物、天然記念物を保護するために条例を制定し、早急に希少種の保護や外来種対策等の取り組みをする必要があると思うが、県の見解を伺う。

(4)、世界自然遺産登録の取り組み状況について伺う。

(5)、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の基幹産業でもある観光への影響が懸念されるが、県の見解と取り組みについて伺う。

３、離島振興について。

(1)、離島港湾内の放置パレット等について、いまだに解決に至っていない。港湾管理を権限移譲した市町村や関係機関との連携、取り組み状況について伺う。

(2)、離島航空路線について、第一航空が県に損害賠償を求める訴訟を起こしている。那覇―粟国間の運航を初め、石垣―波照間、石垣―多良間など航空路線運休の長期化が懸念されるが、県の見解を伺う。

(3)、現在、運休している空港の維持管理の状況について伺う。

(4)、沖縄県の農業産出額は1000億円を超え、そのうち畜産部門は43％を占め本県農業の基幹部門となっている。特に肉用牛は、サトウキビを抑え県農業のトップになっており、離島においても主要産業となっているが、口蹄疫などの特定家畜伝染病が離島で発生した場合にその影響ははかり知れない。近年、増加する国内外からの観光客に対し、家畜伝染病侵入防止対策について十分と考えているのか、県の見解を伺う。

(5)、沖縄県アジア経済戦略構想を実現するための重点戦略、世界水準の観光・リゾート地の実現について現状と課題、具体的な取り組み方針について伺う。また、宮古・八重山の先島地域の構想と計画、取り組みについて伺う。

４、福祉行政について。

(1)、2018年の介護支援専門員（ケアマネ）の実務研修受講試験の受験者数が全国的に激減している。介護保険法改正に伴い受験資格の厳格化が実施され、現場で経験を重ねたヘルパーなどが対象外となった影響が大きいようだが、その具体的な背景と県内の受験者数と合格者数について伺う。

(2)、団塊の世代が85歳になる2030年ごろに深刻なケアマネ不足に陥る危険があると専門家が指摘しているが、県の見解を伺う。

(3)、沖縄県は、2025年に４人に１人は75歳以上の高齢者になると見込まれている。2035年問題も含め、ケアマネの人材育成に取り組まなければならないと思うが、見解を伺う。

５の我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

環境行政についての御質問の中の２(1)、生物多様

性保全のための県全体の課題についてお答えいたします。

沖縄県は、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、希少種や固有種が多数生息・生育しています。これらの多様な動植物種で構成される生態系は、食料、文化、天然の防波堤となるサンゴ礁など、県民に大きな恩恵をもたらしております。そのため、生物多様性の保全を目的とする基本的な計画として生物多様性おきなわ戦略を策定しております。この戦略においては、経済活動の進展に伴う開発による影響、外来種や化学物質による影響、地球温暖化に伴うサンゴの大規模白化、広大な基地内の自然環境の保全などを課題としています。

沖縄県としましては、これらの課題に対する施策を推進し、世界に誇る我が県の豊かな生物多様性を後世に引き継いでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、自衛隊の与那国配備に係る説明についてお答えいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、これまで火薬を貯蔵する施設の呼称については決まりを設けておらず、保管庫、弾薬庫、貯蔵庫、火薬庫などと呼称してきたとのことです。また、岩屋防衛大臣は会見で、与那国駐屯地について、当時、地元からは主に沿岸監視レーダー等について懸念が示されており、その懸念に応えることを中心に説明したと述べております。なお、政府関係者の発言については現在沖縄防衛局に確認中ですが、県としましては、自衛隊配備に当たっては政府において地元に対し十分に説明をし、理解と協力を得るため最大限の努力をするべきであると考えております。

次に１の(2)、石垣島で保管される弾薬についてお答えいたします。

これまでの防衛省の説明から、石垣島の火薬庫には地対艦誘導弾、地対空誘導弾のほか中距離多目的誘導弾、迫撃砲弾、小銃弾とこれに類する弾薬類などが保管されるものと考えられますが、弾薬の数量や火薬庫の詳細については明らかになっておりません。このことから、県は、現在、沖縄防衛局に火薬庫の構造や直近の民間家屋までの距離等を照会しているところであり、地元住民などに不安を与えることがないようより一層丁寧に説明を行うことを求めてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、環境行政についての(2)、石垣の自衛隊配備工事に対する県の対応についてお答えします。

自衛隊配備工事の実施によるカンムリワシ等の希少種に対する影響としましては、騒音や振動などによる繁殖放棄が懸念されます。そのため、県では、平成31年２月28日付で沖縄防衛局長に対し、カンムリワシ等希少な野生動物種の繁殖期間は、騒音、振動が生じる工事を一時休止する等の措置を行うこと及び同局が実施している現況調査結果の提供を求めたところです。しかしながら、これまでのところ調査の結果が得られていないことから、６月27日に再度、提供を求める文書を送付したところです。工事予定地周辺では、工事開始後にカンムリワシの営巣活動が確認されており、沖縄防衛局において種の保存の観点から十分配慮すべきものと考えております。

県としましては、引き続き自然環境の保全について配慮を求めてまいります。

同じく２(3)、希少種条例の制定とその取り組みについてお答えいたします。

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、希少種や固有種が多数生息・生育しております。しかしながら、近年、営利目的による乱獲や外来種の影響等により、これらの貴重な生物が減少し絶滅の危機が懸念されております。そのため、県では、密猟や外来種などの脅威から現行の法令による規制が及ばない希少種の保護を図るため、希少種の捕獲禁止や外来種の飼養の規制等を内容とする条例が必要であると考えており、その制定に向けて取り組んでおります。

２の(4)、世界自然遺産登録の取り組み状況についてお答えします。

世界自然遺産登録につきましては、本年２月に、国において、推薦書を提出したところであります。現在、沖縄県では、生物多様性の保全を図るため、マングース等の外来種対策や希少種の交通事故・密猟防止対策等を推進しております。また、自然環境の保全と適正な観光利用の両立を図るため、ヤンバル地域及び西表島における持続的観光マスタープラン（仮称）の策定などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、2020年の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

２の(5)、海岸漂着物問題に対する県の見解と取り組みについてお答えいたします。

良好な海洋環境を保全することは、豊かで潤いのある県民生活をもたらすとともに、観光業・水産業の振興にとっても不可欠であると認識しております。そのため、県では国の補助金を活用し、平成21年度から漂着物の実態やプラスチックごみによる海域生態系への影響等について調査を行うとともに、市町村等と連携し海岸漂着物の回収、処理に取り組んでいるところであります。引き続き、回収、処理体制の強化を図るとともに、海岸漂着物に関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、離島振興についての御質問のうち(1)、離島港湾内の放置パレット対策についてお答えいたします。

離島港湾内における放置パレット等については、港湾の維持管理を権限移譲している市町村において、撤去や整理を行っております。また、解決に向けては関係者の協力が必要であることから、昨年度には、市町村、船社、県で協議を行っており、今年度は、新たに保健所や警察署を加えた協議会を開催する予定となっております。

県としては、港湾内にパレットを放置させないようなルールづくりが重要と考えており、引き続き市町村や関係機関と連携・協力して取り組んでまいります。

次に３の(3)、定期就航のない空港の維持管理についてお答えいたします。

県が設置し管理する12空港は、全て供用している空港となっており、定期就航のない空港においても、急患搬送やチャーター便等の不定期就航に対応できるよう、適切に空港の維持管理を行っているところであります。なお、空港の維持管理については、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例に基づき、事務処理の特例により空港の所在する市町村に権限を移譲しており、県と市町村が連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、離島振興についての(2)、運休中の航空路線の再開についてお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため、県では那覇から粟国、石垣から波照間、多良間を結ぶ航空路線の運航再開に向けて、就航可能な航空会社の確保について、関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

県としましては、これらの取り組みと並行して第一航空との訴訟に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　３、離島振興についての御質問の中の(4)、家畜伝染病侵入防止対策についてお答えいたします。

外国人観光客等、インバウンドが急激に増加している近年、県内への家畜伝染病侵入リスクは高まっていると認識しており、防疫対策の強化が重要と考えております。これまで、県では、海外便が就航する空港や港の動物検疫上の早期指定により、水際検疫体制の強化を図ってきております。また、動物検疫所と連携し、空港、港でのキャンペーンや外国人技能実習生等に対する研修会を行うなど、侵入防止対策にも取り組んでおります。さらに、国に対し、九州知事会等を通し、水際防疫の強化・徹底を要請しており、今後も引き続き関係機関等と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　３、離島振興についての御質問の中の(5)、アジア経済戦略構想の世界水準の観光・リゾート地の実現に関する現状等についてお答えいたします。

本構想推進計画策定時と比べ、観光収入は5342億円から平成29年度は6979億円へ、外国人観光客数は99万人から平成30年度は300万人へ、平均滞在日数は3.84日から平成29年度は3.68日へ、那覇空港の国際路線数は10路線から平成30年度は14路線へと推移しております。計画最終年度の令和３年度に掲げている観光収入1.1兆円、外国人観光客数400万人、平均滞在日数4.5日、那覇空港の国際路線数15路線という目標値達成のため、観光２次交通機能の拡充、キャッシュレス化の推進、東南アジア及び欧米等からの誘客強化や離島周遊観光の促進等について、先島地域を含め、全県的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、福祉行政についての御質問の中の(1)、介護支援専門員の受験者数減少の背景及び県内の状況についてお答えいたします。

平成24年３月に設置された国の有識者等による検討会において、介護支援専門員に求められる資質や専門性の向上を図るため、受験要件を法定資格保有者に限定すべき等の意見があり、平成30年度から受験要件が厳格化されたところであります。沖縄県の受験者数については、平成29年度1949名に対し平成30年度702名となり、対前年度比1247名、64.0％の減となっております。合格者数については、平成29年度318名に対し、平成30年度53名となり、対前年度比265名、83.3％の減となっており、受験者数、合格者数いずれも大幅な減少となっております。

同じく４の(2)、2035年ごろの介護支援専門員不足等についてお答えいたします。

公益財団法人介護労働安定センターが実施した平成29年度介護労働実態調査によると、県内の３割程度の事業所が、介護支援専門員の不足感を感じているとの結果が出されております。このような中、昨年度の介護支援専門員の合格者数は大幅に減少しており、今年度以降もこの水準が続くと、高齢化率が28％を超えると推計される2035年には、介護支援専門員の確保がさらに困難になることが懸念されます。そのため、県としましては、引き続き法定研修の際の旅費支援や、県独自の研修を実施することで、より一層の資質の向上を図るなど、介護支援専門員の確保に向けて取り組みを強化してまいります。

同じく４の(3)、介護支援専門員の人材育成についてお答えいたします。

本県も他県と同様、超高齢社会となり、高齢者福祉への取り組みがより一層求められる中、今後ますます介護支援専門員の重要性が増してくるものと思われます。そのため、法定研修の内容をより充実させるための取り組みのほか、県独自の事業として指導者層の育成研修等を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図っているところであります。また、離島地域においては、地元で受講できるようネット配信による研修を実施しているほか、本島で研修を受講する際の参加費用の一部補助を実施しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　答弁ありがとうございます。

まずは、知事の政治姿勢についてなんですが、配備予定地なんですけれども、県立八重山農林高校の演習林が隣接しているんです。生徒が実習する教育現場の隣にこの弾薬庫がつくられようとしている状況なんですけれども、これは安全・安心確保の観点から本当に懸念はないと言えるのか、見解を伺いたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　その予定地に隣接して八重山農林高校の演習林というんですか、演習に使う森林があるわけなんですけれども、教育環境という意味ではそういう懸念があってはいけないと思いますので、その辺の情報を提供いただいて、安心・安全の確保という意味でこちらは努めてまいりたいと思っております、教育委員会としてはですね。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この弾薬庫は、県道から300メーター、民家からも400メーターなんです。この県道というのは、大本小学校の通学路にもなっております。

11月議会でも教育長は議会のほうで、また「情報収集等も含め適切に対応してまいりたい」ということになっているんですが、実際にどうですか。情報収集、文書なりやっていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　文書というか、こちらは学校側のほうから情報収集をしているところなんですけれども、現在のところそれ以上の細かい情報は収集できていないというところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　近々、八重山土木事務所が配備予定地の旧ジュマールゴルフガーデンと県道との境界をいろいろ測量とかの立ち会いをするというふうに私は聞いておりますので、その際、隣接の演習林のほうももし対応ができるのであれば、ぜひ行っていただきたいと思いますがいかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　その日程とかはこちらも届いておりませんでしたので、それを確認した上で必要な対応ができれば、それもしっかりやってまいりたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　また日程等、実際に実施するかどうかも含めて確認して対応のほうをお願いしたいと思います。

次に、環境のほうに行きたいと思います。

先ほど６月27日に文書のほうで再度求めていったということですが、これは２月28日付で沖縄防衛局

に回答を求めた文書で、回答がないからまた６月27日に再度求めたということでよろしいんでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　沖縄防衛局においても、環境調査を実施しているというのは我々連絡を受けて把握しております。カンムリワシの営巣もその調査の中で確認されていますので、そういう情報をぜひ我々としても共有したいと。住民への説明の上でも非常に重要かなと思いますので、改めてそういう情報の提供を依頼したところです。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この配備予定地ですね。こちらのほうでカンムリワシの営巣が確認されて一時工事を中断していたんですが、また工事を再開したということなんです。

環境部にお聞きしたいんですが、改めてカンムリワシの認識について伺いたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　カンムリワシにつきましては、非常に生息数も少なくレッドデータリストに上がっております。約200羽程度の生存かなという調査報告もあります。非常に希少で、石垣島においては皆さんに愛されている鳥ですので、その保全は非常に重要だと思います。我々としても今回の工事に伴い営巣等に影響がないように、沖縄防衛局に対してはそういうことに十分配慮するように求めたところです。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　このカンムリワシ、環境省のレッドデータリストでも、「ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの」ということで掲載されているわけなんですね。

ここで改めてお聞きしたいんですが、生物多様性おきなわ戦略、こちらのほうで、おきなわの豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を図るために取り組まなければならない基本的な施策として５つの基本施策というのを挙げていますが、その施策ごとの取り組みについて伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　５つの基本施策、まず生物多様性の損失をとめるという意味で、今取り組んでいるのが世界自然遺産への登録推進ですとか、生態系を保全するための取り組みの強化。２点目、生物多様性を保全・維持し回復。そのためには赤土流出防止対策ですとか、環境影響評価制度の充実、サンゴ礁の保全等に取り組みます。３点目、自然からの恵みを賢明に利用するという施策の中では、自然と共生する農林水産業の推進ですとか、観光産業との共生ですとかそういうものに取り組んでまいります。４点目、生物多様性に対する認識を向上させる。これは生物の調査、情報収集・発信、それと県民への啓発のための勉強の場の提供。市町村の地域戦略への推進にも県として協力してまいりたいと考えています。５点目が、生物多様性の保全に関する取り組みに県民参加を促すということになります。いろんな主体による活動の拡大や優良活動事例の共有という形で、県民が参加しやすいようなイベントなどをやっていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　生物多様性の損失をとめるための取り組みとして、先ほど世界自然遺産への登録推進等もあると。その中にもこの希少野生生物の保全がありますよね。この希少野生生物の保全する施策の方向性、そして事業、取り組みというのを県のほうは詳細に記載しているんですけれども、それについて伺いたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　失念しまして、きょう資料を手元に持ってきてはいませんが、希少野生生物の保全においては、例えば鳥獣保護区の設定ですとか、今取り組んでおります希少種保護条例、そういうものをしっかり制定して運用していくことによって、沖縄県の希少種の保全に貢献していきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今手元に資料がないということなんですが、実はこの戦略の中で具体的な事業、取り組みとして「天然記念物の最新の生息状況調査と、その結果をもとにした保護策を再検討する。」、そして「天然記念物や保護すべき希少種、植物群落及び地質鉱物などのうち、保全上の課題を有すると考えられる対象について、現地調査を行い、保護する上で必要な資料・情報を得る。」というふうに明記しているんですね。

県は、これまで議会でも特定の開発事業の現場を対象として調査を実施したことはないという答弁でした。希少種の保護――レッドデータおきなわの掲載種――なども事業者である沖縄防衛局が十分な措置を講ずるべきだということで答弁しているわけなんです

けれども、沖縄防衛局は、実際にこの配備予定の現地調査を行っているんですが公表もしておりません。回答を求めても、それに対しての何ら回答もないというところで、実際に県はこの具体的な事業、取り組みとして、先ほど私が述べたのをやると明記しているんですから、県はこれ独自で現地調査また周辺調査というのをやるべきじゃないかなと。それが、この戦略のほうにも掲載されている具体的な事業、取り組みという姿勢じゃないですか。いかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　生息調査は非常に重要なことであると考えております。天然記念物については教育庁が実施しますし、国の指定した種の保存法に基づく希少種については、国の責任において調査等実施されております。県のほうは、自然環境の保全に関する指針というものを策定しておりまして、各地域ごとのそういう希少種に限りませんが、どのような動物、植物が生息しているかという情報収集には努めております。

今回の石垣島の陸自の工事につきましては、やはり事業の実施主体である事業者が環境に配慮するということの中で、調査についても実施していただく必要があると考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　その事業者が実際にやっていないわけですから、ですから私は懸念しているわけなんですね。幾ら県がこのようにいろんな発信をしていっても、本当にじゃカンムリワシは保護できるのかというところで、やはり地元の皆さんは常に不安を抱いているというところなんです。先ほどもおっしゃっていたんですけれども、希少野生生物の保護をするための条例制定に取り組むということなんですけれども、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと。これ、大体いつごろになるかとか、予定はありますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　今いろんなところで説明会とかをさせていただいて、いろんな意見を収集しているところです。我々としては密漁対策等の上でも、早急に策定したいと思います。ぜひ、今年度中にはやっていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひ、年度内、今年度中にこの条例制定のほうをお願いしたいと思います。

次に、世界自然遺産登録の取り組みについてなんですけれども、先ほど県の取り組みについての答弁がありました。持続的観光マスタープランなんですが、地元では県の取り組みは目に見えにくいという声があるんですね。29年度に竹富町のほうが住民説明会をやっております。その中で、幾つか共通の質問というか課題があったんですけれども、それについて県は把握されていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　課題としましては、西表島全体としての観光利用の受け入れ要領の設定、それと適正な利用に向けた適正化方策を検討してほしいという依頼がよくあります。我々としては、各公民館ですとか役場の担当者とも小まめに連絡を取り合いながら、竹富町の住民の皆さんの希望に沿える形で可能な限りでやっていきたいということで考えています。

もう一つ、少し細かい話をしますと、例えば周遊型観光を３地点設定するとか、そういう地元の方々の意見を踏まえた形で今取り組んでいるところです。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今部長の答弁にもありましたが、本当に課題が多いです。一番、私のほうで聞いているのは、例えばトイレ。そして観光客が来たときにやっぱり交通量がふえるんじゃないかとか。あと、ごみですね。西表島では生ごみの回収をしません。今、観光客の皆さんにもごみを持って帰ってもらっているという状況なんです。そういう自然遺産登録をされたときに、そこに住んでいる皆さんにまた新たにどのような規制が来るのかということで、住民はとても不安なんですよ。ぜひ、県も独自でそういう説明会なり開いて、住民の皆さんに理解していただくよう努めていただきたいと思います。

次、離島振興についてなんですけれども、この離島の港湾内の放置パレットについて伺います。

竹富町が昨年度少し整理してあります。ところが、これ離島の港湾内にまだ山積みになっていて、実際に運搬されていないんですね。それはなぜかというと、この木製パレット１枚、小浜島から石垣のリサイクルセンターまで運搬するのに、１つ1750円かかるんですよ。それが各島にたくさんある。これがもう町だけではやはりできないんだというふうになっているわけなんですね。ですから、やっぱりこれは関係機関一緒になって取り組まないといけないということなんですけれども、改めてお聞きしたいのは、これ権限移譲していますよね。そこに不法投棄されているこのパレット、これ不法投棄だというときにこの手続等も含めてどのような処理ができるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

パレットの処理につきましては、今協議しながら進めているところでございます。基本的にはやはり所有者が処理するのが一義的には責任があるだろうということでございますが、その所有者のわからない不法投棄と言えるかもしれませんけれども、それが今現在不法投棄に該当するのかどうか意見交換を行っているところでございますので、今後の協議の中でその辺の整理をしっかりした上で、的確に処分ができるようにしていきたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　離島ではこの１つの木製パレットに、例えば小さなスーパーであったりとか、農業従事者であったりとか、そういう方たちの荷がたくさん入ってくるので、その荷受け人の方は自分のものだという認識がないんですよ。ですから所有者が不明だという現状があるので、ぜひここら辺しっかりと調査しながら対応のほうをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですか。

社民・社大・結連合の宮城一郎です。

６月21日、地元紙朝刊で報道されました浦添市美咲保育園の閉園問題について、質問通告後６月21日夕刻、それから27日夕刻の２回にわたって保護者説明会が行われました。この保護者説明会において詳細が見えてまいりました。当該園児、保護者にとって喫緊かつ看過できない課題でありますので、議事課と執行部には連絡を済ませた上で先例を踏まえ、質問を追加させていただきたいと思います。

浦添市美咲保育園の閉園について。

去る６月21日、新聞報道で浦添市の認可外保育施設、美咲保育園が閉園となり、94名の園児が園を退所しなければならない状況に直面しています。園には浦添市外からの園児もおり、私の住む宜野湾市からも園児がいるということで、保護者説明会など注目していました。

そこでお尋ねいたします。

１、児童福祉法第24条第１項に定めるところの、児童を保育所に入所させて保育する措置をとらなければならないの義務はどこが負うものかお伺いします。

２、当該保育園の園児が保育を受けられない状況に瀕しています。そのきっかけの１つとして経営改善策としての認可化頓挫が考えられます。認可化の頓挫の主な理由を県はどのように捉えているのか、お伺いします。

３、７月いっぱいで行き場のない園児が発生するおそれがあります。本件解決に当たり、浦添市だけの問題ではなく、沖縄県としてかかわる考えがあるのかお伺いいたします。

それでは、大きな１ですね。観光目的税について。

(1)、条例制定までどのような手続を経ていくのか流れをお伺いします。

(2)、観光目的税の使途について、現在どのような方向性で決まっていっているのか伺います。

(3)、予算執行に際しその権限などはどの部局が担当するのかお伺いします。

(4)、宿泊施設の会計基幹システム改修、これらの費用負担についてお伺いします。

２、プラスチックごみの対策について。

海洋漂着ごみ対策に加え、プラスチックごみを排出しない取り組み、施策をお伺いします。

３、沖縄県における取水・配水の現状について。

(1)、今般、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの水質混入が顕在化していますが、取水地及び配水網の観点から、影響が懸念される市町村自治体をお伺いします。

(2)、混入が懸念される河川、井戸群から取水をストップした場合、県民への供給に与える影響をお伺いします。

４、住民票を移さない住民の公共サービスの受益について。

入域観光客がふえ続け活況の県内観光経済ですが、一方で観光客ではなく移住者もふえていると聞いています。ただ、市町村自治体から聞こえる声は住民票を移すことなく公共サービスを受益し、またこのような税負担を回避している住民ほど、例えばごみの回収が遅いなど役所への苦情が多いとも聞いています。

そこでお尋ねします。

(1)、沖縄県における住民票を移さない移住者の現状をどのように把握しているのか伺う。

(2)、住民基本台帳法における転入の届け出をしない者への罰則についてお伺いします。

５、沖縄の民意を語る、全国トークキャラバンについて。

これについては県民投票後の展望として、沖縄からのメッセージ事業にならったキャラバンツアーを過去の定例会等で提起させていただいていました。２月定例会では知事からはまずシンポジウム等を考えているということでしたが、キャラバンが実現して大変うれ

しく思っております。本来であればイの一番に知事のもとに御礼に伺わなければならないと思っていたんですけれども、別にあんたに言われたからじゃないよとか言われたら恥ずかしいので、ちょっと行き切れない状況でございます。いずれにせよ、改めて御礼申し上げます。

質問のほうですが、これについては我が会派の比嘉京子議員も代表質問でお尋ねしていますので、今後の展望については取り下げさせていただきまして、県議会が果たせる役割についてをお示しいただけたらなというふうに思います。

６、沖縄における在日米軍施設・区域における統合計画、返還条件について。

(1)、緊急時における民間施設の使用について、岩屋防衛大臣が例示した、武力攻撃事態を想定した特定公共施設利用法についてお伺いします。

(2)、施設の完全な運用上の能力の取得という条件が一文ありますが、これについて解説いただきたいと思います。

７、数久田流弾事件の捜査状況について。

同口径の射撃訓練が再開されたとの報道がありました。捜査の進捗を伺います。また、「規則に定められた手順が適切に行われなかった。」という原因を特定したようでありますけれども、氏名不詳の被疑者は特定されたのかお伺いします。

８、辺野古における沖縄県警機動隊の警備について。

(1)、現在、辺野古キャンプ・シュワブゲート前で行われている機動隊の活動ですが、どのような任務に当たるのかお伺いします。

(2)、「術科必携」に定めるところの小手返し等の関節わざについてお伺いします。

(3)、階級章、及び識別章についてお伺いいたします。

９、我が会派の代表質問との関連については取り下げさせていただきます。

以上、御答弁のほうよろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　ただいまの宮城一郎君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時20分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前の宮城一郎君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　宮城一郎議員の御質問にお答えいたします。

沖縄の民意を語る全国トークキャラバンについての５の(1)、トークキャラバンと県議会が果たせる役割についてお答えいたします。

全国知事会は米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年の８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。沖縄県は、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としてトークキャラバンを実施することとしております。県外の地方議会では、小金井市議会や小平市議会、岩手県議会、国立市議会などにおいて、民主主義を尊重し、辺野古の工事中止などを求める意見書が採択されており、心強く思っております。

なお、本県においては平成15年に当時の県議会議長が地位協定の抜本的な見直しを求める意見書を採択済みの３都県を除く43道府県議会宛てに送付し、その採択を全国都道府県議会議長会において全国の議長に呼びかけた事例があるものと承知をしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、観光目的税についての御質問の中の(1)、条例制定までの手続についてお答えします。

平成31年３月に、有識者及び観光関連団体の関係者等で構成する観光目的税の導入施行に関する検討委員会から、沖縄県で導入すべき観光目的税の税目やその制度詳細について、提言を受けたところであります。県では、観光目的税の導入に向けて、宿泊事業者及び県内市町村に対して説明会を実施しております。説明会で聴取された意見等を踏まえて、沖縄県法定外目的税制度協議会において制度設計等について検討を行い、検討結果を踏まえて県の方針を決定した上で、県議会に対して条例案を提案する流れとなります。

次に同じく１の(4)、宿泊施設のシステム改修費についてお答えします。

観光目的税の徴収方法は、沖縄県にかわり宿泊事業者が納税義務者から徴税する特別徴収方式を考えており、特別徴収義務者が行う徴税事務に対して一定の報償金を支払う仕組みを検討しております。また、税導

入に伴う宿泊施設のシステム改修などの経費を鑑み、税導入から一定期間については、報償金をさらに上乗せした額を交付することを検討しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、観光目的税についての御質問の中の(2)、使途についてお答えいたします。

県では、去る３月に、有識者及び観光関連団体関係者等で構成する観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会から、法定外目的税の導入について提言を受けたところであり、その使途については、持続可能な観光地づくり、観光客の利便性や満足度の向上、受け入れ体制の充実強化及び県民理解の促進のための取り組みに充てるという基本的な考え方が取りまとめられました。現在、県では、同提言を踏まえ、新税導入に向け庁内に設置された協議会において、法定外目的税の導入施行に関する諸課題について検討を行っているところであります。

次に同じく１の(3)、予算執行の権限はどの部局が担当するのかについてお答えいたします。

観光目的税については、税収の適正管理、適正執行の観点から、基金を設置して他の歳入と区別して管理することが望ましいと考えております。観光目的税の充当事業は部局を問わず使途の考え方に沿っていれば活用可能であり、より効果的な活用を図る観点から、観光施策を所掌する当部において、観光目的税の税収の管理と使途事業の取りまとめを行う考えであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　２、プラスチックごみ対策についての御質問の、海洋漂着ごみとプラスチックごみ対策についてお答えします。

県では、平成21年度から市町村と連携し海岸漂着物の回収・処理などに取り組んでいるところであり、引き続き国の補助金を活用し、回収・処理の強化を図ってまいります。プラスチックごみの排出抑制対策については、レジ袋の有料化導入や環境教育に取り組んでおります。また、ことし５月、国において2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25％抑制すること等を目標としたプラスチック資源循環戦略が策定されたことから、県としましては、今後、同戦略を踏まえ、国や市町村と連携し、さらなる施策を実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　３、沖縄県における取水・配水の現状についての御質問の中の(1)、ＰＦＯＳ等の影響が懸念される市町村についてお答えをいたします。

北谷浄水場から水道水を供給している市町村は、北谷町、宜野湾市、沖縄市、北中城村、中城村、浦添市、那覇市となっております。北谷浄水場の水源である比謝川等からＰＦＯＳ等が検出されていますが、企業局では、国内法で目標値の設定がないＰＦＯＳ等について、米国環境保護庁の飲料水の生涯健康勧告値を参考に水質管理を行っております。北谷浄水場の浄水のＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計は、平成30年度の平均で１リットル当たり29ナノグラムと同勧告値の70ナノグラムより低いレベルにあることから、水道水の安全性は担保されているものと考えております。

次に３の(2)、取水を停止した場合の影響についてお答えをいたします。

北谷浄水場の水源である比謝川、長田川、嘉手納井戸群及び天願川からの取水量は、合計で１日約６万立方メートルで、同浄水場の取水割合の約40％となっており、比謝川等の取水を停止した場合、供給先の約44万9000人への安定的な給水に影響があると考えております。

企業局としては、引き続き水源及び浄水場における水質管理や定期的にＰＦＯＳ等の吸着効果がある粒状活性炭の入れかえを行うなど、さらなる低減化に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　４、住民票を移さない住民の公共サービスの受益についての御質問の(1)、転入の届け出をしない移住者の把握についてお答えいたします。

他の市町村から転入をした者は、住民基本台帳法の規定により、市町村へ届け出をしなければならないこととされております。しかしながら、転入の届け出は申請主義であるため、届け出をしない移住者の現状を市町村において把握することは困難な状況にあります。

県としましては、住民基本台帳が市町村行政の基礎となる重要なものであることを踏まえ、引っ越しに伴

い住所を異動する者に対して、正確な住所変更の届け出を促すよう、市町村に対し引き続き周知してまいりたいと考えております。

同じく４の(2)、転入の届け出をしない者への罰則についてお答えいたします。

正当な理由がなく転入の届け出をしない者につきましては、住民基本台帳法の規定に基づき、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、５万円以下の過料に処するとされております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　６、沖縄における在日米軍施設・区域における統合計画、返還条件についての(1)、特定公共施設利用法についてお答えいたします。

特定公共施設利用法は、自衛隊の行動や米軍の行動、国民の保護のための措置などを的確かつ迅速に行うため、武力攻撃事態等における港湾施設、飛行場施設、道路などの特定公共施設等の利用に関し、その総合的な調整が図られるための措置などについて規定されております。同法において、対策本部長である内閣総理大臣は、特定公共施設等の利用指針を定めることができ、利用指針を定める際には、関係する地方公共団体の長等の意見を聞かなければならないとされております。

次に６(2)、普天間飛行場の返還条件についてお答えいたします。

議員御質問の施設の完全な運用上の能力の取得は、統合計画における普天間飛行場の返還条件８項目のうちの一つであります。同条件の内容については、昨年７月に開催された、第９回普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会において、政府に対し具体的な説明を求めたところですが、何ら回答はありませんでした。

県としては、普天間飛行場の返還条件については、政府において、県民に対し丁寧に説明すべきであると考えており、引き続き政府に対し説明を求めてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　７(1)、数久田流弾事件の捜査状況に関する御質問についてお答えをいたします。

名護市数久田における流弾事件につきましては、昨年７月19日、米軍の協力を得てキャンプ・シュワブ内レンジ10に立ち入り、現場の状況を確認するなど、所要の捜査を実施しているところでありますが、その後、昨年12月には米軍から名護市数久田の農作業小屋で発見された銃弾については、平成30年６月21日にキャンプ・シュワブ内レンジ10において実施した実弾射撃訓練によるものであったという旨の回答を得ているところであります。また県警察におきましては、昨年12月21日に同事案に関する告発状を受理しております。

県警察といたしましては、米軍からの回答や告発状の内容も踏まえ、引き続き米軍や沖縄防衛局等関係機関とも連携し、必要な捜査を進めているところであります。

氏名不詳の被疑者が特定されたのかという御質問については、現在も捜査継続中の事案でありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

なお、御質問の中で、県警察が原因を特定しその旨公表したというような御趣旨の言及がございましたが、これは米軍側からそのような説明があった旨沖縄防衛局において公表したもので、県警察が対外的にそのような説明をした事実はございません。

次に８、辺野古における沖縄県警機動隊の警備についての御質問のうち(1)、キャンプ・シュワブでの機動隊の任務についてお答えをいたします。

機動隊は沖縄県警察本部機動隊の組織及び運営に関する訓令において、治安警備、災害警備等に当たるものとされております。

これらのうち治安警備につきましては、法律上の用語ではなく明確な定義があるわけではありませんが、警察法第２条に定める目的を達成するため、多数人に対して集団警備力を持って対応するための部隊の運用を伴う警察活動等を指すものと考えられ、キャンプ・シュワブでの機動隊の任務はこれに含まれるものと考えております。

次に同じく８の(2)、小手返し等の関節わざについてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ周辺では抗議参加者による道路上での座り込み、工事車両等の前への飛び出し、立ち塞がりといった危険かつ違法な抗議行動が行われていることから、交通渋滞が生じ、一般交通に危険が及ぶなど住民生活にも支障が生じているところであります。

これまでも御説明しておりますが、県警察においてはこうした状況を踏まえ、抗議参加者らを含む関係者の安全の確保、抗議参加者と工事関係者の間のトラブル、事件・事故の防止、一般交通の安全と円滑の確保

等を住民生活に支障を及ぼさないことに配慮して違法状態を解消することとしており、座り込み等を行っている抗議参加者の方々に対し、再三の警告を行った上でこれに従わない場合には別の安全な場所に移動させるなど、法令に基づき必要な措置を講じているところであります。

こうした対応に当たる機動隊員に対しては、抗議参加者を移動させるに当たって丁寧かつ慎重、冷静沈着な対応を保持してけががないよう安全に十分配慮するように指示をしております。

なお、小手返しとは、犯人から攻撃や抵抗を受けた場合に相手に対する攻撃を最小限度にとどめながら制圧逮捕するための逮捕術の一種であります。

次に８の(3)、階級章及び識別章についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ周辺では、抗議参加者による危険かつ違法な行為が繰り返されており、関係者の安全確保等のため工事資材等を積載した大型車両の走行路で座り込み等を行っている抗議参加者に対して、危険であるので移動するよう再三の警告を行った上でこれに従わない場合には別の安全な場所に移動させるなどしておりますが、その過程で抗議参加者が暴れるなどして現場が混乱する場合があり、階級表示の脱落、紛失が懸念されることなどを総合的に判断し、階級表示を着装しないこととしております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　10、浦添市美咲保育園の閉園についての御質問の中の(1)、保育の実施義務についてお答えいたします。

児童福祉法第24条第１項において、市町村は、保育を必要とする子どもに対し、保育所において保育しなければならないとされており、保育の実施主体は市町村となっております。

同じく10の(2)、美咲保育園が認可化できなかった理由についてお答えいたします。

保育所の設置認可に際しては、法令等により保育所を経営するための必要な経済的基礎があるか、施設及び職員配置が県条例の基準を満たしているか、非常災害に対する計画を策定しているかなどさまざまな要件が定められております。設置認可は県の権限ですが、認可申請は、それらの要件を満たし、市町村長の意見を付して行うこととなっております。今般の美咲保育園の事案については、申請に至る以前の園と市の調整において、工事期間中の閉園による保育ニーズへの影響や、資金面で課題が生じたものと聞いております。

県としましては、安定的な保育を確保するためにも、認可基準を満たすことが重要であると考えております。

同じく10の(3)、美咲保育園に対する県の対応についてお答えいたします。

現在、浦添市は美咲保育園内に窓口を設け、保育施設入所の相談や申し込みを受け付けております。県では浦添市から対応状況などについて随時情報を得ているところであり、今後、連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

まず最初に、美咲保育園の件について追加で質問させていただきます。

今回の報道を見ていく中で、一部の報道ですが、園は浦添市に対して責任の所在と救済を求める旨のニュアンス、しかし市は許認可はあくまで県の権限であるというふうな主張を見ております。今回、県として浦添市に対してこの事案の発覚後何らかの指導助言ないしは見解等を口頭あるいは書面で発しておられますでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回の報道を受けまして、県としても90名余りのお子さんが園に通えなくなるというような状況は厳しいと思いましたので、浦添市と連絡をとって保育が必要な子の対応について特に保育が提供できるような体制をとっていただきたいということ。これは口頭ではございますが、普段から県と市町村とでいろいろやりとりはございますので、そういう情報収集の中でお話してまいった次第です。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　ありがとうございました。

続いて１番の観光目的税についてです。

(4)の宿泊施設の会計基幹システムの改修等について、一定の報償金、そして一定期間のアップをもって対応したいとあるんですが、ホテルによって客室数や客室単価が変わってくると思います。すなわち報償金の額というのもそれによって変動すると思うんですが、基幹システムの改修というのは率によって変動するものではなくて、ほぼほぼその改修に流された汗によって決まってくる。率で対応した場合にその改修額を全額補塡することが――支援してあげることができないことも考えられると思うんですけれども、その場

合はどのように今検討されていますでしょうか。
○副議長（赤嶺　昇君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。
　今ちょうど宿泊事業者から、いわゆる特別徴収義務を負う想定をして、御意見等を伺っているところでございます。
　さまざまな御意見が上がってくるのかなと思っています。そこは文化観光スポーツ部とも連携しながら、制度を考える上でどういうふうな方法がいいかということを考えていくことになるのかなと思っております。議員が御指摘のことも当然宿泊事業者からは上がってくる課題なのかなと思っています。
　ただ、御参考までに先行都市、東京ですとか大阪、京都――京都のほうは京都市ですけれども、先行で報償金上げていまして、一定期間、例えば東京都ですとあくまでまだ割合ですけれども、報償金を５年間は一定程度上乗せするとか、そういった工夫をしていますので、先行都市の事例もしっかり確認しながらどういう導入の仕方があるのかというのも考えていくかなというふうに思っています。
　以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　ありがとうございます。
　その会計システムの部分についてまずお尋ねさせていただきました。この後条例制定は今提言、意見書を受けているところだと思います。協議会の設置、それからパブリックコメントなどを経て議会に提案されるものと考えています。今のシステム改修の件ですとか、使途のほうもまだ非常にヘッドライン的な大ざっぱなものというふうに受けとめておりまして、我々県議会としてはぜひその辺がしっかりと詳細が見えてこないとなかなか審議がはかどらないところがあると思います。
　大体いつごろ議会に提案される御予定なのかめどを教えていただけたらと思います。
○副議長（赤嶺　昇君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　実は検討委員会のほうから３月にその提言を承ったところでございまして、４月、５月ごろ、県のほうでも協議会を立ち上げて議論が始まったところでございます。
　制度に当たってまずどの時期かということを今申し上げることはなかなか難しいところでございますが、ただ県の定めます行政運営プログラムがございます。それでは令和３年度までには導入したいというふうなことを考えておりまして、令和３年度までで恐らく条例を制定後１年以上は周知期間、それとシステムの改修等にかかるのかなと思っています。そのぐらいの時期には条例は提案しないといけないのかなと思っています。ただ一方、委員会のほうの提言ではできるだけ速やかにと言われていますので、そういったことも念頭に入れながら作業を進めたいと思います。
　以上です。
○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。
○宮城　一郎君　ありがとうございます。
　続いてトークキャラバンの部分ですね。いろいろ賛否もあるようですが、私自身はこのトークキャラバンは大田県政のときの沖縄からのメッセージ事業等も含めて、本土の方には沖縄のことを知ってもらう大変いい機会だと思っています。
　私は玉城知事の最もすばらしい点はその大衆性といいますか、大衆に対する訴求力だというふうに思っていますので、ぜひこのキャラバンについては多くの日本国民に県民投票を経た沖縄の民意というのを発信していただきたいと思います。
　同時に、県議会もこの条例審査に加わりました。最後県内各方面からいろいろな意見がありますけれども、一部に全会一致とならなかった部分等、でもあれはあれで私はとてもよかったと思うんですね。例えば自民党さんの中でも多様な考えがあって必ずしも全会一致が美しいわけではなくて、私は議会運営委員会のところで幹事長が本当にぎりぎりまで時間を下さい、調整させてくださいという本当に汗を流していただいたのも見ていますし、その結果として自民党の中でたくさんの意見が出尽くした上でのあの結果というのはとてもよかったと思うんです。そういう審議過程、県議会の議論等もぜひ全国の国民の皆さんに見てもらうことは、この沖縄県議会が非常に民主主義として発達した活発な意見が行われているところだとも考えていますので、そういう姿もぜひキャラバンの傍らに我々県議会議員が何名かでもいいので、もし同席させていただいて議会の審議の過程なんか、国民に伝えるのもいいのかなというふうに思っています。何かお手伝いできることがあればぜひおっしゃってください。
　よろしくお願いします。
　続いて、６番の緊急時における民間施設の使用、特定公共施設利用法なんですけれども、公室長、この法律なんですけれども制定されたのはいつでしょうか。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　平成16年に有事関連７法の一つとして成立したというふうに思っております。
○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　では、続いて緊急時における民間施設の使用を含む返還８条件と言われている在日米軍施設・区域に関する統合計画、これはいつごろ決まったものでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成25年４月の統合計画におきまして、返還いわゆる８条件の一つとして議員お尋ねの部分が入っているものというふうに理解しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この公共施設利用法は平成16年にでき上がっている。この法律で対応できるはずなのに、なぜ返還条件が平成25年に決まった返還条件の条件の一つに加えられるのか。16年にこれが定まっているのであれば、あえて返還条件に加える必要はないのかなというふうに私は率直に感じるんですけれども、ここら辺県のほうから政府に対してあるいは防衛省に対してお尋ねされたことはありますでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど答弁させていただきましたが、昨年の作業部会におきましていわゆる普天間飛行場で代替されない長い滑走路を用いた活動など、その他の８条件についても政府に対して具体的にどういったことですかというふうな説明は求めたところなんですけれども、それについて明確なお答えはなかったところでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　まず稲田防衛大臣が、条件が整わなければ普天間が返還されない可能性もあるというふうな答弁をなさって、その直後の後任の小野寺前防衛大臣もこれらの条件についてまだ決まったことは何もないというお話でした。それが、岩屋防衛大臣のときにこの施設利用法の話が出て、そういうことなのかなと思ったら、時間軸の中で不合理性を感じる状況なんですね。またそれに対して、直接の関係者である県に何も教えてくださらない。これは、またもやこの８条件というのによっては、本当に辺野古を建設することが、でき上がりさえすれば普天間が返ってくるようなものとして物すごく大きな疑義を持つものなんです。その辺、県の受けとめ方、この８条件そのものの受けとめ方をちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

以前、稲田防衛大臣のときに８条件の一つにつきまして、それが整わなければというのは答弁、国会での答えがあったところです。いずれにしてもこの８条件、例えば今特定公共利用施設法に基づく武力攻撃事態など、ことしの31年３月19日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、そういった必要な法的枠組みが既に整っているというような答えもあったところです。それであれば普通その法律の用語を書くことが多いかとは思います。ただ、実際８条件で書かれている25年４月のものは武力攻撃事態等ではなくて、緊急時というふうに文言が変わっているところです。それについて政府に問い合わせているところですが、今のところまだ回答がありません。いずれにしても、その辺緊急時とは何かについては政府は丁寧に説明する必要があるものと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　ありがとうございます。

同じ項目の部分なんですけれども、先ほどありました施設の完全な運用上の能力の取得、これについてもその詳細についてお答えいただいてないということです。この運用上の能力の取得がなし得た、いわゆる100％整ったと決めるのは誰ですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

この全８項目全て、昨年確認したところですが、ちょっと明確な回答はないところでございます。ただ、返還の８条件ということですので、基本的には返還する側は米軍ですので、米軍側と防衛のほうが協議をして決まっていくものというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　すなわち米軍が整ってないですよと言えば整わないのかなというふうに私もこの文章からそう思います。しかし、何をもってして整わないのかというのが明らかにされてない。例えば、軟弱地盤の問題ですね。水深90メートルのものを政府は70メートルまでしかくいを打たないというふうな話をされています。米軍にしてみれば20メートル足りないよね。じゃこれ危なっかしくて使えないからだめですというふうなことも十分考えられるのかなと。あるいは米軍のそのときの状況によって、89.5メートルでも十分ではないと言おうと思えば言える。そういう非常にグレーな言葉がこの条件の中に入っている。

今いろいろ米軍の既にある施設の運用等でもさまざまな制限がかけられていますが、最後にたった一文、米軍の運用を妨げない限りという、この一文だけに

よって制限が全てざるのように脇をくぐり抜けて運用が際限なく私たちの県民生活にのしかかっているというような状況であります。同じように私これが最後の一文にあること自体が、全ての条件が整っても米軍がこの条文だけを理由に普天間を返還しない理由等々に用いるおそれがあるんじゃないかなというふうに考えています。そういう意味を考えれば、先ほどからるるさまざまなこちら側、沖縄県側の疑問に対してお答えいただいていない現状、これというのは非常に当事者沖縄県に対して政府は不誠実だと思いますので、ぜひ機会あるごとに必ずお尋ねいただいて、答えてくれたかくれなかったのか、そういったものも県民に知らせていただきたいというふうに思います。

休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時56分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○宮城　一郎君　県警本部長、お尋ねさせてください。

数久田の事件の件ですね。今御答弁では捜査中につき答弁できない旨のお話がありました。被疑者が特定されたのかどうかについてですね。本件について不起訴になる見込みもあるとの報道を拝見しました。検察が起訴・不起訴を判断する前に警察から書類送検というんでしょうか、そういったものがなされて初めて検察が判断すると思うんですけれども、となると間もなく書類送検をもってして捜査が一定の結論を見るのかどうかというところですね。現状を教えていただけたらと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

一般的に事件を捜査した場合には検察庁に事件を送致するということになっておりますので、警察として捜査を尽くした段階で検察庁に事件を送致するということになります。本件の場合、書類送致ということになると思います。ただ、そのタイミングがいつになるかということは、捜査の状況次第、結果次第ですので、これについては何とも申し上げることはできません。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　その時期的なものが今明言できないとして、書類送致に至った段階である程度の捜査の終結、すなわち私が先ほどお尋ねさせていただいた質問については捜査が一旦終わりを見たというところで世に向けて発することというのは可能でしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　一般的に申し上げますと、警察が強制捜査、逮捕、被疑者を逮捕して拘留していった場合には、基本的に逮捕した段階で対外的に公表すると広報するというのが一般的です。ただ、関係者のプライバシーとかを勘案して広報しない場合もございますが、それが原則です。他方で任意で捜査、書類送致にとどまった場合には広報をしないというのが一般的ではありますけれども、ただその場合であっても社会的な反響の大きさだとかそういったことを勘案して広報している場合もございます。また、県議会で御質問があればそれに対して我々最大限お答えする義務がございますので、それは結局のところ捜査結果がどうなるかというところに尽きるわけなんですけれども、県議会に対しても当然適切に説明責任を果たしていきたいと、可能な範囲で説明責任を果たしていきたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　終了します。

御答弁ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合、うるま市選出の照屋大河です。

所見を述べながら通告に従い、一般質問を行います。

まず、安倍政権・自民党による、なかったことにしてしまう政治が繰り返されています。知らなかったことに、見なかったことに、聞かなかったことに、都合の悪い事態、事実をなかったことにしてしまう。決して許されないというふうに思っています。

６月26日の報道です。辺野古事業者が献金。17年衆院選、自民・参議院に公職選挙法抵触のおそれ。自民、辺野古業者から献金。３議員支部、17年衆院選中、公選法抵触のおそれ。

この報道ですが、2017年10月の衆院選、選挙期間中にいずれも自民党公認で沖縄選挙区から出馬した自民党３人の議員の政党支部が、護岸新設工事などを受注している業者から献金を受け取っていたとの報道であります。国と請負契約を結んでいる企業の国政選挙に関する献金を禁じた公職選挙法に抵触するおそれが指摘されています。３氏はいずれも取材に対して、業者が移設工事に関する工事を受注していた事実を把握

していなかった、知らなかったとした上で、返金をしたようでありますが、知らなかったでは済まされない重大な事案です。３氏は前回、2014年の衆議院選でも公示前後に今回とは別の受注業者から献金を受け、発覚後返金をしております。この問題に関して、上脇神戸学院大学法学部教授は、金と公共事業は相互の関係にあるという構造が見える。利益誘導や癒着の関係があらわになった政治献金と言える。辺野古の基地建設は米国との関係とか政府の立場とかではなく、建設工事自体が一つの利権になっていると解説し、選挙期間中にもかかわらず受け取っておいて知らなかったは、政治家として余りにも稚拙で白々しい弁明だとしています。

また、照屋寛之沖縄国際大学教授は、2014年も17年もそうだったが、選挙の最大の争点は辺野古新基地建設の是非だと。建設を進める政権与党の候補者が基地建設を請け負う企業から選挙中に献金をもらってしまっては、利権が還流していると批判を受けてもしようがない。これから参院選が始まる大事なときに、有権者に政治と金の不信感を与える結果になってしまったと指摘をしています。

なかったことに続いて、老後2000万円の報告書がなかったことにされてしまいました。金融庁が公表した報告書は人生100年時代に備え、計画的な資産形成を促すもので、公的年金制度が危機的状況にあることを政府みずから認め、国民の自助努力を求めるもので、政府の100年安心のふれ込みはどこへ行ってしまったのか。年金制度の信頼をおとしめるものであります。報告書について、十分な説明もないままふたをしてしまい、議論もできない国会の状況です。今後、何十年も保険料を支払うことになる若者世代は納得しません。失望感、不信感、年金不安、老後不安だけが高まるばかりです。

続いて、なかったことにしてしまう、２月に行われた県民投票。

県民が辺野古新基地建設のみに絞って、直接民意を示す初の投票でありました。結果は辺野古埋立反対が投票総数の７割を超えた。知事選や国政選挙等で示された新基地建設反対の民意がより明確に示された県民投票だったというふうに思います。にもかかわらず、安倍政権はこの県民投票をなかったことに、なかったように強行に工事を進めています。なかったことにするわけには、沖縄県民としてなかったことにするわけにはまいりません。

どうか知事、今回議会で野党の皆さんからも指摘があります離島にも足を運びなさいなどという言葉ですが、地域の声をなかったことにするのではなく、ぜひ直接足を運び、耳を傾けて、そしてその離島だけではなく、私はロックフェスティバルも行っていいと思う。どっちがだめというわけではないと思う。時間を調整して課題を訴える声に耳を傾け、そして安倍政権が権力で強行に進める事態にあっても、ひるむことなく果敢にその解決に取り組んでいただきますように、またデニー知事らしく明るく世界、全国を駆け回っていただきたいというふうに思います。

それでは質問いたします。

１、知事の政治姿勢についてです。

(1)、安倍政権が10月に予定している消費税増税に反対する人が60％に上ることが６月１日、２日に実施された全国面接世論調査で明らかになりました。増税反対の理由は、低所得者の負担が重くなる逆進性の問題を挙げる人が最多の33％、税金の負担増が大変だと考える人と、景気への悪影響を懸念する人がいずれも23％で続いています。消費税増税についてはこれまでも増税が繰り返されてきましたが、そのたびに社会保証制度を充実させて財政を健全化させていくというのが政府の対応でした。増税と社会保障を充実させていくのは一体だと言った。しかし先ほどのように、年金制度の議論もしないままに10月に消費税アップ、上げるということだけ。本末転倒であり、絶対に許せません。消費税増税に対する知事の見解について伺います。また、増税による県経済や県民生活への影響について、どのように分析しているのか県の見解を伺います。

(2)、95歳まで生きるには夫婦で2000万円の蓄えが必要だとする金融庁金融審議会の報告書が、参院選への影響を警戒する政府によって撤回に追い込まれました。この報告書によると、平均的な無職の夫65歳以上、妻60歳以上の高齢夫婦で公的年金を中心とする収入が月約21万円なのに対し、支出は約26万円となり、月５万円の赤字が生じると試算した上で、これから20年生きるなら約1300万円必要ですよ、30年なら2000万円不足しますよと示しています。報告書は100年安心を喧伝しておきながら、公的年金が危機的な状況にあることを改めて浮き彫りにしたものです。単身高齢者の貧困や、高齢者間の格差が深刻です。年金制度の限界を直視した問題提起までもが政府権力によって封殺される事態に対する、知事の見解について伺います。

(3)番、小型無人飛行機ドローンによる自衛隊施設や在日米軍基地上空の飛行禁止を盛り込んだ改正ドローン規制法が６月13日施行されました。今後、ド

ローンによる報道の自由、国民の知る権利が確保できるかは不透明のままであります。今回の指定では、沖縄の自衛隊、米軍施設は対象にはなりませんでしたが、岩屋防衛大臣は法施行と指定が離れるのは望ましくないとの考えを示しており、新基地工事が進む名護市辺野古のキャンプ・シュワブなども指定される見通しであります。

この改正について知事の見解を伺います。

２番目、辺野古新基地建設問題について。

(1)、名護市辺野古の新基地建設をめぐり、政府が昨年12月に辺野古側の埋立区域に土砂を投入して６月14日で半年が経過した。防衛局が示す工程表と比較して、工事の進捗を県はどのように分析するのか伺います。

(2)、Ｋ８護岸からの土砂の陸揚げは、護岸の目的外使用ではないか。護岸の形状を変更するには知事への申請が必要ではないか。県の見解について伺います。

３番、米軍基地問題について。

(1)、名護市数久田の農作業小屋に米軍キャンプ・シュワブから流弾があった事故で、米軍が原因を人為的ミスと位置づけ、流弾と同一の50口径弾を使用した射撃訓練を「再発防止策を講じた上で再開する」としているが、県は再発防止策について説明を受けているのか。訓練再開に対する県の見解とあわせて伺います。

(2)、浦西中学校のテニスコートに米軍普天間飛行場所属のＣH53Ｅ大型輸送ヘリコプターから部品が落下する事故が発生しました。最も安全であるべきはずの学校で、繰り返し発生する米軍機落下物事故に対する県の見解について伺います。

(3)、北谷浄水場の水源から発がん性が指摘される有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ）が検出された問題について、問題発覚後の県の対応について伺う。

大きい４番、沖縄戦及び米軍事件に関する記憶の継承について。

(1)、沖縄県知事として平和宣言を行った沖縄全戦没者追悼式に参加しての知事の所感について伺う。

(2)、石川・宮森小学校米軍ジェット機墜落事件、60周年慰霊祭に参加した知事の所感について伺います。

知事、地元うるま市の慰霊祭に参加していただいたことを感謝申し上げます。

宮森小学校ジェット機事件ですが、1959年６月30日に発生した宮森小学校米軍ジェット機墜落事故から去る６月30日で60年となりました。戦後の沖縄で過去最大の米軍機事故とされており、児童12人、付近住民６人の18人が死亡、210人が重軽傷を負う大惨事となりました。同事故の悲劇を語り継ぎ、平和のとうとさを訴えるなど献身的に活動を続ける石川・宮森630会は、事故の記憶を風化させないというだけでなく、歴史に埋もれていた事実をも掘り起こしました。事故から60年の節目に合わせて今月発刊した資料集、石川・宮森の惨劇は、米側の関係資料を翻訳し、賠償問題での琉球政府と米側のやりとり、負傷者の治療状況などが詳細にまとめられています。新たに判明した事実もあり、事故を継承していく上で貴重な資料です。宮森小学校の墜落事故から60年たちました。過重な基地負担が続く沖縄では、今も墜落や緊急着陸、部品落下などの米軍機に関連した事故が後を絶ちません。子供たちの安心で安全な学校生活を守るという意味での知事の決意も含めて、参加していただいた慰霊祭の所感について伺います。

(3)、県内に埋没する不発弾について。

2018年度までの処理量及び直近５年の処理量について伺います。全ての不発弾を処理するまでにあと何年かかりますか。県の見解について伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

沖縄戦及び米軍事件に関する記憶の継承についての御質問の中の４(1)、沖縄全戦没者追悼式についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式においては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄のチムグクルを発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言し、その一部をウチナーグチと英語で表現したところであります。ことしの式典においては、糸満市立兼城小学校６年生の山内玲奈さんが「本当の幸せ」という題で、生まれ育った大地がかつて目の当たりにしたであろう悲惨な戦争に思いをめぐらし、身近な幸せについて言葉を紡いだ詩の朗読は、深く心に響きました。また、献花の際にみずみずしい歌声を披露した対馬丸児童合唱団と那覇少年少女合唱団の皆さんや、献花の補助を担った沖縄県立沖縄水産高等学校の生徒さんなど、多くの子供たちが式典に参加する姿に、改めて平和のとうとさを次の世代に継承することが重要であり、私たちの責任であると強く決意したところです。

次に４の(2)、宮森小ジェット機墜落事件60周年慰霊祭についてお答えいたします。

議員御案内のとおり６月30日、私は、石川・宮森小学校米軍ジェット機墜落事件60周年慰霊祭に参加させていただきました。体育館で式典が行われる前に犠牲になられた方々のお名前が刻まれている、なかよし地蔵で先に焼香させていただき、みたまの御冥福をお祈りをしてから隣の体育館の式典に参加をさせていただきました。そこで参加された皆様の御挨拶をお聞きし、また、当時の状況をＮＰＯ法人石川・宮森630会の皆さんが懸命に収集・編集された資料など、当時の状況を伝えるその証言資料について拝見させていただき、改めて事故の悲惨さ、巻き込まれた方々の恐怖や痛み、無念さまでもが本当に痛く感じられました。

現在、過重な基地負担が続く中で、多くの事件・事故も繰り返されている沖縄の現状ではありますが、60年前と同じ悲しみを二度と繰り返さないために、米軍基地の整理縮小の早期実現に向けて全力で取り組むとともに、学校上空等を米軍機が飛行しないよう日米両政府に強く求めていくことですとか、平和な沖縄の実現のために全身全霊で取り組んでいくということを改めて決意を申し上げた次第です。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、消費税増税に対する見解についてお答えします。

消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえて、十分な配慮が必要であると考えております。国においては、平成30年12月に開催された経済財政諮問会議で公表した軽減税率制度の実施や低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券の発行等、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応していただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、消費増税による県経済への影響についてお答えいたします。

沖縄県の経済は、アジアのダイナミズムの取り込みによる観光需要や投資の増大、一括交付金など各種施策の効果により、平成24年以来26期連続で拡大しております。県経済の先行きについては、日銀那覇支店や県内シンクタンクによると、民間消費支出の鈍化が懸念されるものの、全体として緩やかな拡大が見込まれております。消費税率の引き上げに際して、国はあらゆる施策を総動員し経済に影響を及ぼさないよう全力で対応することとしていることから、県としては国の経済対策や、県民の消費活動等について引き続き注視してまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のウ、消費税増税による県民生活への影響についてお答えいたします。

消費税の引き上げは、物やサービス等の価格が上昇し、家計負担がふえる等の影響があると言われています。総務省が発表した前回増税時の平成26年平均消費者物価指数によりますと、本県の生鮮食品を除く総合指数については、対前年比2.3％増となっており、消費税増税の影響が含まれていると考えられます。国においては、消費税増税に向けて、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度等の施策が講じられることとされております。

県としましては、消費生活センターにおける相談体制の強化や県民への情報提供等に取り組んでまいります。

同じく１の(2)、金融庁金融審議会の報告書についてお答えいたします。

金融庁が６月３日に公表した金融審議会の報告書、高齢社会における資産形成・管理については、高齢社会における金融サービスのあり方など、国民の安定的な資産形成や管理等を中心に検討された結果がまとめられております。同報告書では、高齢夫婦、無職世帯の平均的な姿として、毎月約５万円の赤字となっていること、30年で約2000万円の資産の取り崩しが必要となること、それに備えるための預貯金や投資などの資産形成・運用といった自助の充実を行っていく必要があることなどが記述されています。現在、この内容等をめぐってさまざまな議論がなされている状況ですが、県としましては、誰もが安心できる年金制度となるよう、国において取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、改正ドローン規制法に対する知事の見解についてお答えいたします。

改正ドローン規制法は、上空飛行を禁じる施設として、自衛隊施設及び在日米軍施設などの防衛関係施設が追加されており、施設管理者の同意がなければドローンによる空撮はできない内容となっております。仮に必要な限度を超えて規制が行われた場合、報道機関などの取材活動を大きく制限することになり、報道の自由や国民の知る権利が損なわれるおそれがあると理解しております。

県としましては、県民、国民の知る権利が侵害されることがないよう今後の法令の運用を注視してまいりたいと考えております。

次に３、米軍基地問題についての(1)、流弾事故の説明及び訓練再開に対する県の見解についてお答えいたします。

平成30年６月に発生した名護市数久田の流弾事故に関し、ことし５月に沖縄防衛局から県に対し、当該事故は射撃前に照準を合わせる手順が適切に行われなかったことが原因で、再発防止策として手順の二重確認を三重確認にする旨の説明がありました。また、６月26日には現地において米軍から、県、県警、名護市及び数久田区に対して実弾射撃訓練の手順や新たに追加された資格を有する担当者が第三者的な立場で安全確認を行うことなどの説明がありました。

県としては、訓練の再開に当たって米軍はより一層丁寧な説明を行い、名護市や被害者の理解を得る必要があると考えております。

次に３(2)、浦西中学校における部品落下事故についてお答えいたします。

６月４日にＣＨ53Ｅの部品であるブレードテープが浦西中学校のテニスコートに落下する事故が発生しました。県は、墜落や部品落下事故等、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。県は、去る６月22日に河野外務大臣に対し、このような事故が二度と起こらないよう米軍に対し抜本的な対策を求めるとともに、米軍機は、学校や病院等の上空を飛行しないよう要請を行ったところであります。

４、沖縄戦及び米軍事件に関する記憶の継承についての(3)、不発弾処理量と処理までの期間についてお答えいたします。

沖縄戦で使用された弾薬量は約20万トンと見られ、その５％の約１万トンが不発弾として残されたと推定されております。復帰までに住民や米軍などによって約5500トン、復帰後は自衛隊によって2018年度までに2058トン、合計7558トンが処理されており、そのうち、県内の直近５年間の処理量は約109トンとなっております。近年、不発弾の発見及び処理量は減少傾向にあり、その処理には長期間を要すると想定しておりますが、引き続き国等関係機関と連携し、一日も早い処理につながるよう事業の適切な実施に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(1)、工事の進捗についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工の着手後29カ月目に当たる時期には24の護岸に着手し、３カ所の埋立区域で埋立工に着手する予定と考えられます。一方、現在は、辺野古海域側のＫ１からＫ４護岸及び中仕切り護岸Ｎ５、Ｎ３は概成しており、海域は護岸により閉じられ、平成30年12月14日から埋立区域②－１に、平成31年３月25日から埋立区域②に埋立土砂が投入されております。また、大浦湾側のＫ９護岸の一部約100メートルが施工されており、中仕切り護岸Ｎ４は概成し、Ｋ８護岸は約250メートルまで施工されております。

次に２の(2)、Ｋ８護岸の目的外使用及び形状の変更についてお答えいたします。

公有水面埋立法では、設計の概要に記載された護岸の構造を変更する場合は、変更承認が必要となります。Ｋ８護岸については、新聞報道によると被覆ブロックの上に袋詰めされた石材が確認できますが、護岸の構造まで変更しているかは確認することができない状況にあります。一方、環境保全図書では、Ｋ８護岸を桟橋として利用する記載はないことから、仮に埋立承認が有効であるとした場合でも、留意事項に基づく変更承認を受けることなく事業を実施していることとなります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　３、米軍基地問題についての御質問の中の(3)、ＰＦＯＳ等の問題発覚後の県の対応についてお答えをいたします。

企業局では、平成28年１月に水源や浄水場におけるＰＦＯＳ等の検出状況や、汚染源が嘉手納基地内の

可能性が高いことを公表しております。また、国内法で目標値等の設定がないＰＦＯＳ等については、米国環境保護庁の飲料水の生涯健康勧告値を参考に水質管理を行っております。このほか、ＰＦＯＳ等の汚染の原因究明のため、在沖米軍に対する嘉手納基地内への立入調査の申請や、在沖米軍、沖縄防衛局及び企業局による３者連絡会議を行っております。また、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等の要請においても、調査に協力すること及び適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めてきたところです。しかしながら、立入調査や在沖米軍が実施した文献調査結果の提供、過去の費用補償については、現在のところ実現しておりません。これらの実現に向け、６月12日から13日に、県として防衛大臣等に対し要請を行ったところであります。

一方、沖縄防衛局との協議の結果、今年度から実施する北谷浄水場粒状活性炭設備改良事業については、補助金を交付するとの回答を得ております。今後とも、この問題の早期解決に向けて、沖縄防衛局及び米軍と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　トゥンジタルムノー　クジャーヌタマグシク。　一般質問シカキティンデーヤンディ　ウムトーイビーン。グスーヨー　サイグヌサイグマディミミカラチウタビミシェービリ。

ということで、クミウドゥイ300年でございますので、クミウドゥイの口調でスタートをさせていただきました。このクミウドゥイ300年見に行ったんですけども、そのときにやっぱりシマクトゥバというのはいいなと思いました。シマクトゥバがあるおかげで、歌、サンシン、そして踊り、クミウドゥイ、ウチナー芝居と。やっぱりこのウチナーの文化を大切にするべきだなと式典のときも実際の作品を見たときもそう感じました。

最近、話題と言えばこどもの国でサールーが14匹もヒンギテしまいましたんですが、最近あんまりこの沖縄市、全国放送にならなかったんですが、逃げたおかげでかなりこどもの国の宣伝になったんじゃないかと勝手に思っております。このサールーも、普段は餌与えられているから、多分捕獲しなくても帰ってきたんじゃないかなと思いますね、多分ヤーサして。野生で生きていけないということで、多分帰ってきたサールーも何匹かいるんではないかなという感じがしております。

だけど最近動物の言い方にちょっと注意しないと、訴えられるんですよね。イングヮーとかマヤーグヮーとか言ったらもう本当に怒られますよ今。わんこちゃんと言いなさい、にゃんこちゃんと言いなさい、もう大変ですよ。僕もこの前ダンパチヤーに行ったんですけれども、僕のダンパチ代が大体2500円ですよ。今このわんこちゃんと、にゃんこちゃんのダンパチ代って7000円、8000円するんですよね。昔は、このマヤーなんか御飯とカチューブシさえあげておけばジョートーだったんですが、今カチューブシとかもう見向きもしないんですね。キャットフードってあのデーアガヤーのこういうのしか食べないという。世の中変わったもんですなと。林助さんという私の師匠がいますけど、この照屋林助さんがヌーガヌーヤラムルワカランという歌をつくっておりました。まさに今、ヌーガヌーヤラムルワカランという時代に突入しているんではないかなと思っております。

今うちの会派でちょこっとはやっているのがラーメンなんですよ、ラーメン。小さいラーメンですけどね。このラーメンいろんなラーメンを食べ比べするんですけど、僕がきょうラーメンつくって――小さいラーメンですよ――食べたからうちのメンバーにこれ優しい味だねって言ったんですよ。何のことはない、だし入れ忘れてるだけの話。昔、思い出しましたね。昔ラーメン買ってきて――出始めのころ、親がビニールに入っている銀紙みたいなあれに入っているだしを絶対入れさせないんですよ。これ乾燥剤、これ乾燥剤だから入れるな入れるなと言ってお湯ラーメンを何回も食べた記憶があるんですが、そのときウチナーンチュ、優しいですよまだ、僕は優しい味だねと言ったわけですよ。だからウチナーンチュはマーコーネーンサーとかアファサッサーとか言わないですね。ワンクチトーアタラン、ワンクチンカイヤアタランという表現をするから、決してマーコーネーランとは言わない。やっぱり野党、与党の皆さんともいろんな意見の食い違いがあって、イッタームル　マチガトーンとか言ったりするんですが、実はイッターカンゲーとイフェー　チガイッサーヤーという程度なんですよ。そういうふうなウチナーンチュがまだまだたくさんおりますので、ひとつ議会もあんまりハブとマングースのけんかしないで、楽しく進行していっていただきたいなと思っております。

質問しましょうね。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事全国キャラバンの趣旨、内容、成果について伺う。

(2)、辺野古新基地阻止に向けて新たなる施策について伺う。

(3)、琉球歴史文化の日制定の進捗について伺う。

(4)、フジロックフェスティバルの知事の参加について伺う。

(5)、アジア諸国との友好都市締結について伺う。

２、磁気探査事業について。

これはちょっと執行部といろいろ相談をしまして、文言が若干変わっております。

(1)、知事公約であるアジア諸国への沖縄の磁気探査技術の導入促進について伺う。

(2)、磁気探査事業における管理技術者の資格要件について伺う。

(3)、磁気探査事業はコンサル部門とは別の枠組みにすべきと考えるが見解を伺う。

３､公共交通関連について。(企画部関連について)

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業について。

ア、進捗について伺う。

イ、政府との調整について伺う。

(2)、沖縄都市モノレール延伸について。

ア、可能性調査について伺う。

イ、環状化について見解を伺う。

４、都市計画関連について。

(1)、中城村と北中城村の中部広域都市計画区域への編入要望について県の取り組みについて伺う。

(2)、サンライズベルト構想について県の取り組みについて伺う。

５、他国地位協定調査報告関連について。

(1)、調査地における現地基地従業員の処遇について伺う。

６、我が会派の代表質問関連については取り下げます。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城満議員の御質問にお答えいたします。

都市計画関連についての御質問の中の４の(1)、中城村と北中城村の中部広域都市計画区域への編入についてお答えいたします。

沖縄県では、各市町村が描く将来のまちづくり計画を踏まえ、中城村及び北中城村が属する那覇広域都市計画区域における課題を抽出し、市町村と県が一体となって課題解決に向けて取り組む必要があると考えております。今年度から、那覇広域都市計画区域の区域区分の今後のあり方を検討するため、学識経験者や関係市町村等で構成する協議会を立ち上げることとしており、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、無秩序な開発ではなく地域特性を生かした適切な土地利用となるよう、関係市町村と連携して取り組んでまいります。

そのほかの御質問につきましては部局長から答弁をさせていただきます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、トークキャラバンについてお答えいたします。

全国知事会は米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、昨年８月、日米地位協定の抜本的見直し等を政府に提言しております。

県は、基地問題、基地負担の現状や普天間飛行場返還問題、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としトークキャラバンを実施することとしております。去る６月11日に東京でキックオフシンポジウムを開催したところであり、今後、複数の政令指定都市で行うトークキャラバンを初め、知事または副知事の各地への出張機会の活用や、インターネット、ＳＮＳによる配信等を通じて、広く全国の皆様に対し働きかけてまいりたいと考えております。

次に１(2)、辺野古新基地建設阻止に向けた施策についてお答えいたします。

今般、裁決の取り消しを求める訴えの提起に係る議案を提出したところであり、本議会において議決が得られましたら、埋立承認取消処分の適法性をしっかりと訴え、主張が認められるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。また、辺野古新基地建設問題は、国民全体で議論し民主的に解決を図るべきであることから、その機運醸成のため、トークキャラバンを行い、インターネットやＳＮＳを通じて知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促してまいります。今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に１の(4)、フジロックフェスティバルへの参加についてお答えします。

フジロックフェスティバルは、３日間で約11万人が来場する日本最大規模の野外音楽イベントであり、

同フェスティバルから場所の提供を受けているザ・アトミックカフェから沖縄のことをもっと知ろうをテーマの一つに、知事への出演依頼があり、今月28日のトークライブに出演することが発表されました。ザ・アトミックカフェは、脱原発や環境・平和・人権などの社会問題をテーマとして、これまで田原聡一朗氏や木村草太氏などの論客も出演しており、知事の出演が実現すれば、沖縄の基地負担の現状に加え、県民投票で示された県民の民意や日米地位協定の問題などについて、広く県外の皆様に伝える機会になると考えております。

次に２、磁気探査事業についての(1)、アジアでの磁気探査についてお答えいたします。

県では今年度、人道支援・国際貢献を目的とした国際災害救援センター（仮称）に係る検討事業として、アジア地域の台風対策、不発弾処理について、現地調査の対象地域や時期等の検討を行っているところです。この地域ではラオス、カンボジア等で地雷やクラスター爆弾など埋没弾対策が課題となっており、これらの処理には特殊なショベルカーなどが活用されていると聞いております。調査においては、県内における磁気探査技術がそれらの地域にどの程度活用できるか把握するとともに、アジア地域で役立つ磁気探査の事例・技術の紹介等、協力できることについてＪＩＣＡ沖縄と連携を図っていきたいと考えております。

次に５、他国地位協定調査報告書関連についての(1)、調査地における現地基地従業員の処遇についてお答えいたします。

日米地位協定に関しては、多くの問題点を抱えており、法体系も複雑で、その範囲は非常に広くなっております。そのような中で、現在、県が行っている他国地位協定調査については、県民が直面する事故や騒音問題等に項目を絞って実施をしているところです。具体的には、航空法などの国内法の適用、事故が発生した際の自治体の立ち入り等に関連する基地の管理権、訓練・演習への受け入れ国の関与、航空機事故への対応の４項目を中心に調査を実施したものであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、琉球歴史文化の日制定の進捗についてお答えいたします。

県では現在、琉球歴史文化の日の制定に向け、有識者等で構成する検討委員会を開催して、具体的な日の制定等について協議を重ねているところです。琉球歴史文化の日の制定に当たっては、組踊等の伝統芸能や伝統工芸、空手や島唄など多層にわたりつながっているウチナー文化の継承・発展、また、ウチナーンチュのアイデンティティーの形成やウヤファーフジから受け継がれたチムグクルの大切さなどを認識できる日となるよう検討してまいります。

次に同じく１の(5)、アジア諸国との友好都市締結についてお答えいたします。

沖縄県では、アジア地域においては中国福建省と友好県省を締結しております。その経緯として、同省とは琉球王朝時代から約600年にわたる交流の歴史があることなどを踏まえ、平成９年に友好県省を締結し、文化、経済、人的交流を推進しております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、磁気探査事業についての御質問のうち(2)、県発注事業における管理技術者の資格要件等についてお答えいたします。

土木建築部発注の磁気探査業務においては、磁気探査の実績や機器の保有状況を勘案し、指名業者を選定しております。また、管理技術者の資格要件を技術士や磁気探査技士等として、磁気探査の品質確保による工事の安全確保を図っているところであります。なお、管理技術者の資格要件のうち地質調査技士及び測量士（補）については、平成31年度から削除を予定しておりましたが、磁気探査登録業者における磁気探査技士等の資格取得者数が十分でないことから、２年延長しております。今後、磁気探査技士資格の取得について、関係団体等へ周知徹底を図っていきたいと考えております。

次に２の(3)、入札参加資格者名簿の見直しについてお答えいたします。

土木建築部発注の建設工事等に関する測量や設計等業務の入札に参加を希望する者については、測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿に登録しております。登録に当たっては、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、及び調査業務の６業種に区分しております。したがって、磁気探査を行う業者については、入札参加資格者名簿の調査業務に登録しているところであります。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、公共交通関連につい

ての(1)のア及び(1)のイ、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業の進捗、政府との調整について。(1)のアと(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、平成30年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、現在、国から示されている費用便益分析等の諸課題について検討を行っており、その結果を早期に取りまとめ、国と調整を行っていくこととしております。あわせて、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に要請していくこととしております。

同じく３の(2)のア及び３の(2)のイ、モノレールの延伸等について。３の(2)アと(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、平成30年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、今後は鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークの構築に向けて、さまざまな観点から検討を行っていくこととしております。そのため昨年度は、沖縄都市モノレールの延伸や一部環状化した場合における効果や課題等について検討を行ったところであります。この結果、延伸等により移動時間が短縮され、公共交通全体の利用者数は増加するものの、競合による他の公共交通機関への影響や採算性等に課題があることが確認されたところです。今後は、市町村との協働による公共交通充実に向けた取り組みの中で、まちづくり計画等も踏まえながら各地域の公共交通のあり方について、さまざまなシステムも含め、幅広く検討を行っていくこととしております。

次に４、都市計画関連についての(2)、サンライズベルト構想についてお答えいたします。

県土の均衡ある発展に向けては、東海岸において、南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築する必要があると考えております。そのため、県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備を初め、地域資源を生かしたサンライズベルト構想を取りまとめ、東海岸地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。今年度は、同構想の策定に向け、地域資源を初め、関係市町村のまちづくりやインフラ整備計画等の現状把握や課題、方向性の整理などの調査を実施することとしております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　知事のトークキャラバンについてなんですけど、前の前にも何回か紹介させていただいたんですが、県民投票のときも、基地は是か非かというそういう県民投票だったと思うんですが、そのときに県内のキャラバンがあったんですよ。集まっていろいろこれは是か非かと問うべきで、実は推進派と反対派がやっぱり席をともにしてそういうイベントが行われていればもう少しよかったんではないかなと。どうしてもこの反対派だけが集まるようなイベントになってしまっていたというのが前の前の県民投票の反省だったんではないかなと僕は思っております。

前回の県民投票も若干そういうところがあったんではないかという気はしておりますが、このトークキャラバンこれの客層といいますか、集まってくる方というのは全てが反対する皆さんの集会になっていないかというふうに危惧しておりますが、その辺どうでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

６月にありましたキックオフシンポジウムですが、200名の方がいらっしゃいました。一応申し込みは受け付けているところです。キャラバンそのもののお客様の情報等は特に周知していませんが、近年例えば地位協定の改定も一つの柱にしておりまして、地位協定の改定につきましては、３月そして５月にやったシンポジウムでも会場に入り切れないくらいかなり関心は高くなっているようなところもあります。今回来た聴衆の中にも、そういった地位協定のことについて終わった後、質問もありましたので、いろいろな方が一応は来ているものというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕は今どういう客層が集まっているかという質問をさせていただいたんですが、舞台にやっぱり推進派を呼んでしっかり知事と激論していただきまして、知事はこれを論破していただきたい。やはり両方の声が同じステージで展開されないから推進派の人たちはなかなか足が向かないということがあると思うんですよ。この辺知事どう思いますか。やはりそういう推進派の皆さんとしゃべって、だからここに基地は要らないんだというような、そこまで論破していくというそういう決心のほどはございませんか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御指摘のとおり、やはり是か非かということもしっかり伝えていく。なぜ是と言っているのか、なぜ非と言っているのかということをわかりやすく伝えるためには、例えばそこで行われるシンポジウムなどの顔ぶれはこれから委託先が検討していただくことになると思いますので、そのこと

も踏まえてお願いをしておきたいというふうに思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これは、ぜひ両方の考え方を持っている人たちがやっぱり同じ舞台で話し合うということが一つの切り口になるんではないかなという気は僕はしておりますので、ぜひそういうキャラバンにしていただきたいなと思っております。

それと磁気探査なんですけど、ことしの４月からは本来なら測量士と地質調査技士は磁気探査技士をとっていただき、４月からは本来なら測量士と地質調査技士は省かれるということだったんですよね。２年間延長になった理由というのをもう一度お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　御指摘のように31年度から管理技術者の資格要件として地質調査技士及び測量士は省く予定でございましたけれども、事前に登録業者における磁気探査技士の資格の保有状況を調査しましたところ、まだ十分でない地域があるということがわかりました。そのまま削除をしてしまうと業務に若干支障が出るのではないかということで、やはり２年間延長しまして磁気探査技士の資格の取得について周知徹底を図る必要があるということでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　あのですね、僕協会の皆さんとお会いしてレクチャーを受けたんですよ、この件に関して。磁気探査技士が不足しているという認識はないというのが協会の見解でした。これは相当広げてしまっている。測量とか地質調査技士、コンサルに幅を持たせてしまって、普段例えば最新機器をお持ちではない、磁気探査技士が所属してない、そういう会社がどんどん受注しているんではないかという。これは僕大変なことだと思いますよ。なぜかというと10年前に事故があったでしょう。それで磁気探査というのはやはり丁寧に、人命にかかわることだからしっかりやらなければいけないということで、協会の皆さんがいろいろ国とかけ合って磁気探査技士という免許まで、資格までつくり上げてそういう流れでいこう、そして最新技術、機械をお持ちである専門業者にできるだけさせていこうというのが県の方針だったはずなんですよ。それが逆にこのコンサルに幅広く発注されてしまっているというのは、これちょっとおかしいんではないかと、違った方向に行ってないかという気はしているんですね。この辺どうですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

地質調査技士や測量士も管理技術者になれる状況にしておりましたので、これまでは非常に広い状態でございました。それを工事の安全確保をしっかり図っていくためには、磁気探査の品質確保が非常に重要だということで管理技術者の資格を絞っていこうというところでの一環でございまして、これぜひ県としてもそういう方向で工事の安全確保のためには進めていきたいということでございます。今回、地質調査技士と測量士を管理技術者の要件から省いてしまうとかなり地域的に少なくなってしまうところがございます。特に八重山地域でそれをやりますと、磁気探査の登録業者が11社にしかならなくなってしまうというような形になっております。それをやってしまうと競争性もなくなりますし、そういったことで落札業者がいなくなる事態も予測されます。それで２年間猶予を与えてしっかり資格取得者をふやした上で実行していこうというふうに考えて行った判断でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕はこういう話も聞いたことあるんですよ。そのコンサルが受注して再委託、専門業者に再委託をしている。そういう事例ございませんか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

今手元にちょっと資料ございませんけれども、これ一括下請ということになりますので、そういったことはしっかり禁止しなければならないというふうに思っておりますので、この辺ないようにしっかりチェックしていきたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　実際あるんでしょう。あるからそういう声が出ているわけですよ。まず考えてみてください。最新機器を導入して、磁気探査技士も人材育成もしてこれからその専門業者としてこの世界でやっていこうというそういう機運が高まっているときに、そこまで磁気探査技士も採らない機械もあんまり汗をかかないと。汗をかかないところに仕事をさせている率が高くなっていないかという話を聞いているんですよ僕は。どうなんでしょうか、この辺は。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時５分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

今、平成30年度で101件の工事を出しておりますけれども、その中で今先ほど31年から地質調査技士と測量士を省くというお話をしましたが、それ以外の資格、技術士ですとか港湾海洋調査士、ＲＣＣＭ等、磁気探査技士。恐らく２年後にしっかり適正な管理技術者であろうという会社の受注率が今91社、90％となっています。また機器を保有している業者も90社になっておりますので、それ以外の受注は非常に限られた部分でございます。また、そういった機器を保有していない会社におきましても、その他の会社から機器をレンタルしまして管理技術者はその会社の社員、そういった資格を所有している技術者がその管理技術者を務めるということもありますので、一括下請というのは非常にごくまれな事例ではないのかなというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　この仕様書の中にも主たる部分は再委託はしちゃいけないという。このリースも僕は再委託の部分に入るんではないかなという気はしているんですよ。だからさっきから言っているように、専門業者としてしっかりその投資をして、最新技術を導入しているところ、そしてちゃんとした磁気探査技士を備えているところ、そういうところを中心に事業をされるべきであって、そういうハーエー　アリカラカトーケーシムサみたいな、そういう業者が請け負うと、僕は将来やはりその安全確認も含めて非常に問題が出てくるんではないかなという気はしております。ぜひこの辺は再考していただきたい。

それと謝花副知事にお伺いしますけれども、恐らく知事公室長時代にそういういろんな勉強会で意見交換をしたんじゃないですか。そのときにやはり磁気探査技士をちゃんと抱えている業者、そして常に最新技術、最新機械を取り入れて専門業者として汗をかいているところに私は受注させるべきであるということを、謝花副知事がおっしゃっていた記憶が僕あるんですよ。その辺今も変わらずお持ちですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

磁気探査につきましては、10年前になりますか、糸満市での不幸な事故を受けまして、政府においても広域探査発掘事業ですとか住宅等開発事業、これについての予算を大幅にふやしていただいたと。そういった中において磁気探査受注業者の資質というものが極めて重要であるということで、例えば機械もしっかりと保有している、それから資格も有しているとそういった事業者に対して発注をすべきであるというような答弁をした記憶がございますし、今も議員と上原部長とのやりとりを聞いておりまして、基本はそういうスタンスでもってこの資格等について議論・検討がなされるべきではないかというような気持ちは持っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これはもう最後、要望なんですけれど、先ほど部長の答弁でもあったように、コンサル部門の範疇が幅広いわけですよ。やはりちょっとこの磁気探査というこの専門的な部分に関しては意味合いが違う業種だと思うんですね。これを全部請け負うとなると確かに大変ですよ。ところが磁気探査独自の専門業者は何十社かあるわけだから、そういう方たちは磁気探査部門という別の部門を、コンサル部門とは外して別の部門にすべきではないかなと僕感じてはいるんですね。これはやはり将来的なことも考えてやっぱりこの辺は検討するべきではないかと思っているんですけれども、部長どう思いますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、入札参加資格者名簿の中で今６業種に区分しておりますけれども、そのうちの調査業務ということで磁気探査業者を登録しております。調査業務の中でまたそういった磁気探査の専門業種が一つのグループを形成しているという意味では専門的な分野ではないかなというふうに考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　やっぱり将来的にはこれ部門を分けていただいて、これからアジアに向けて――知事の公約でもありますよね、国際災害救援センター。それとアジアに向けてのダイナミズムではないけれども、この前私たちベトナムに視察しに行ったんですが、ちょうどハノイがあってこっちホーチミンがあって真ん中ぐらいにダナンがあるんですけど、ここら辺はまだまだ不発弾たくさんあるそうなんですよ。どうも話を伺うと韓国のほうが先行してそこで磁気探査業務を行っているようなんです。そして沖縄というのは恐らく全国でも一番技術の高い、そして技術者も多い地域だと思うんですね。そういう人たちが活躍できる場をアジアのベトナムであるとかカンボジアであるとかそういうところで、十分知事の公約どおりに貢献できるような流れを今つくろうと思えばできるんですよ。知事、この辺はどう考えますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、部長及び副知事

からも答弁をさせていただいておりますが、やはり専門性を有する特殊部門あるいは技術者を抱えていらっしゃる企業というのはその専門性あるがゆえに、さらに技術者を育成していくという責任もおありだと思います。その責任を県が損ねるようなことは絶対にしてはいけないというふうに私は思いますし、議員おっしゃるように、例えば公共調達において受注の幅を広げ過ぎるとやはり資本力がまさるところが――言葉に語弊はあるかもしれませんが小さいものを駆逐していくという、いわゆるそういう流れを県がつくってしまうようなことにしてはいけないと思います。

ですから議員おっしゃるようなことは、庁内でもしっかりその専門性を高めていけるような方法がないかということも考えてまいりますし、そしてそれがひいてはアジアでの沖縄県における人材の技術力の提供につながる。そしてそれが地域地域との交流にもつながるというふうにウイン・ウインではなく、プラス・プラスでお互いが持っている技術を分かち合うという、そこまで高めていけるということを目標に持っていきたいと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　すばらしい答弁だったと思います。ぜひアジアに向けて、その辺の技術をやはり持っているんだから、十分活躍できると思うんですね。沖縄の業者の皆さんも。ぜひ県としても真剣に話し合っていただきたい。

それと最後ですけれども、鉄軌道なんですけど、いつもビー・バイ・シーの話と進捗、この１年ずっとビー・バイ・シーの話しか聞いてないんですよ。これはなぜ進捗しないのか、前に歩かないのか、正直なところどういうことですか、これ。

○副議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　鉄軌道の概略計画を行う構想段階においての費用便益については、一般的に継続されている効果のみを計上したところです。平成30年度、昨年度なんですけれども、昨年度については県民あるいは観光客に対してのアンケート調査をとっておりまして、鉄軌道が導入された場合の移動手段として活用するか等々の調査を行っております。これらのアンケート調査等をもとに、31年度はこれらに加えて未継続となっている定時制の工場とか、朝夕の交通渋滞の緩和効果とかこのあたりを定量化した上で費用便益を高めていくという取り組みを行っていく予定にしております。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ずっと１年間、この国と調整してなかなか前に歩かないというのは、やっぱり何かとこれリンクされているのかなと俺考えたりするんですよ。基地問題とリンクして、それが前に歩かないのかと考えたりするんですね。だから、これはこれでやっぱり別物だということで、ここはもう知事の出番じゃないかなと思いますね。鉄軌道の件に関しても、知事が直接やはり国と、もうこの沖縄県だけだと鉄道がないのは。ましてやまだ沖縄県鉄道の免許は返してないわけですよね、まだ沖縄県にあるわけなんで、そういう意味からもやはり戦後補償の部分も含めて早目にこの鉄軌道だけはもう動かしていただきたいなと。これは知事がもう表舞台に出るべきだと僕は思いますが、知事、最後にひとつその決意を。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　玉城議員とは私が県知事になる以前から鉄軌道の導入それからＬＲＴの導入で県内各地でいろいろと調査を行ったり、積極的にその導入に向けた活動をしていらっしゃる民間の方々が大勢いらっしゃいます。その方々は今議員おっしゃったように戦前沖縄には軽便鉄道があったと。やはりその軽便鉄道のよさを知っている県民だからこそ、その鉄軌道やＬＲＴに寄せる期待も大きいんですよというふうな歴史的な背景もしっかり踏まえてお話を聞かせていただきました。この件、先ほどから前に歩かない鉄軌道になってしまっていますので、鉄軌道を前に歩かせるようにしっかり頑張っていきます。

○玉城　　満君　以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時39分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　副議長、休憩お願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時40分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○比嘉　瑞己君　皆さん、お疲れさまです。

いよいよあさってからは参議院選挙が始まります。今回の参議院選挙では、国政野党の皆さんが辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去が共通政策となりました。翁長雄志前知事が命がけで行った撤回は生きている。そして県民投票で示された沖縄の民意は生きている。このことを示せる参議院選挙にしていき

たいなと思います。

それでは最初の質問を行います。

辺野古新基地建設問題について(1)、沖縄防衛局によるＫ８護岸での土砂陸揚げに対する県の行政指導を問うものです。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

県としては埋立承認撤回は有効との立場であり、Ｋ８護岸を含む全ての埋立工事を停止するよう求めております。Ｋ８護岸及びＫ９護岸から埋立土砂を搬入することについては、仮に埋立承認が有効であるとした場合でも留意事項に基づく変更承認を受けることなく事業を実施していることとなります。

県としては、令和元年６月11日付文書で船舶の稼働隻数の増加に伴う水中音圧レベルの増加や濁度の上昇によるジュゴンや移植予定の小型サンゴ類への影響について指摘し、工事の中止を求めたところであります。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　部長のおっしゃるとおりに、政府はその当初計画にはなかった係船機能を勝手に追加して土砂の陸揚げを行っております。

確認ですが、この公有水面埋立法による埋立承認に関するこうした事務、この法令の解釈や運用する権限はどこにありますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

公有水面埋立法の第51条において、地方公共団体が処理することとされている事務のうち、埋立免許、埋立承認等に係る事務については地方自治法で規定する第１号の法定受託事務とされております。法定受託事務については法律または政令の規定により、都道府県等が処理することが定められている地方公共団体の事務であることから、その権限と責任は都道府県知事にあると考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　都道府県の権限なんですよね。しかし、この工事をして岩屋防衛大臣は何て言っているか。具体的な陸揚げ場所は特に限定されているわけではない、だからＫ８護岸を使っても問題はない、勝手にみずからの解釈を進めています。こうした政府に対してこれまで事前協議や行政指導は何回行いましたか。

○副議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

事前協議につきましても、確認したところ、平成27年７月から事前協議に関する行政指導等を行っております。その後、留意事項違反等を指摘し、工事を停止するよう求める行政指導文書も発出しておりまして、先日、ことしの６月11日まで含めますと合計で50件の文書を発出しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　知事に伺いたいと思います。

知事この辺野古の件をめぐっては、余りにも政府の無法の数々です。いつの間にか私たち自身もそれになれ切っていないかちょっと心配になるほどです。これだけ違法な工事を重ねておきながら、あるときは私人に成り済ましたり、あるときは自治体の権限も無視して横暴、勝手をする。この政府の姿勢について率直に知事の目から見て今どう映っていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県が法律に基づいて埋立承認を撤回したということについては私たちは適法であるというふうに思います。その適法である法律を国土交通大臣がこの沖縄防衛局を私人と同じように扱って、その撤回を取り消したということは大臣の違法行為であるということで、私たちはそのことについても埋立撤回は有効であるという立場でそのことを指摘し続けております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　菅官房長官、常々我が国は法治国家であると言いますが、全くそうなっていないということを堂々と内外に訴えていただけたらと思います。

続いて、石垣島の自衛隊配備の件について移ります。

私は去る２月議会で、石垣島の自衛隊配備工事の強行が島の豊かな自然環境に悪影響を与えることを指摘いたしました。ところが、沖縄防衛局は翌日の３月１日に平得大俣地区での造成工事を着手しております。

最初に、カンムリワシ等の希少動植物への影響と県の対応を問うものです。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　希少動植物への影響と県の対応についてお答えします。

自衛隊配備工事の実施によるカンムリワシ等の希少種に対する影響としましては、騒音や振動などによる繁殖放棄が懸念されております。そのため県では、平成31年２月28日付で沖縄防衛局長に対し、カンムリワシ等希少な野生動植物種の繁殖期間は騒音、振動が生じる工事を一時休止するなどの措置を行うこと及び同局が実施している現況調査結果の提供を求めたとこ

ろです。
○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　県のこの対応、私大変評価したいと思います。専門的な知見を持って文書で示している。ところが、防衛局はそれすらも無視しております。その結果どういうことが今起こっているか。

４月の防衛局みずからの調査で、国指定特別天然記念物カンムリワシの営巣活動が確認されました。防衛局は工事作業を一時中断します。しかし５月下旬に島の外にいる有識者の方の意見を理由に今度は重機を使った工事をまた再開しております。今回のこの工事再開について防衛局は有識者一人の意見を聞いて工事を再開している。一方で同じ政府の機関である環境省は、このカンムリワシの生態について毎年調査も行っているんですね。その環境省はどういった評価を持っていますか。
○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（棚原憲実君）　環境省では現在毎年１月から２月にかけてルートセンサスによる生息状況調査を実施しております。調査結果に関する評価については今後数年間調査を継続した上で行う予定と聞いております。また、2012年にはカンムリワシ一斉カウント調査を実施し、石垣島では110羽、西表島では78羽が確認されていると。環境省も沖縄県としてもレッドリストに載っているような非常に数の少ない希少種の動物ですので、その保護は非常に重要だと考えております。
○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　同じ政府内の環境省では、それだけカンムリワシの保護に気を使っている。環境省のこの調査報告書を見ますと、カンムリワシは湿地や水田の消失で生息環境が悪化しつつある。営巣期間は４月から７月だと。しかも一度の産卵に１個の卵しか産まないワシだということで、本当に大変な状況なんだということが書かれていました。今その湿地帯の埋立工事が始まろうとしているわけです。こうしたあり方にやはり島の人たちが不満を持っているわけですね。

ちょっと質問を変えますが、このカンムリワシは国指定の特別天然記念物でもあります。

そこで先ほどその２月に県が防衛局に要請をした内容についてもう少し詳しくお聞かせください。そしてそれに対する防衛局の回答はどういうものですか。
○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（棚原憲実君）　先ほど答弁で申し上げましたけれども、カンムリワシの繁殖期間に工事に伴う騒音、振動等によって営巣が放棄されてしまうということが最も危惧されるところです。環境調査で営巣が確認された場合には、工事を一時中断するという十分な配慮を行ってほしいと。そして他の種類についてもそうですが、環境調査を実施した上で、その情報を県にも提供してくれということをお願いしております。
○比嘉　瑞己君　回答は。
○環境部長（棚原憲実君）　済みません、そのまま引き続き。これについて、沖縄防衛局からは明確な回答と調査の報告は今現在、得られておりません。
○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　環境アセスは行わない、みずからのずさんな調査結果その結果すらも見せてくれない。こういった中で工事が強行されているわけですね。本当に許せない暴挙だと思います。

次の質問にちょっと移ります。

工事の進捗状況と水環境への影響についてお聞かせください。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄防衛局によると石垣島の自衛隊配備予定地では進入路部分約0.5ヘクタールにおいて平成31年３月５日から造成工事に着手しているとのことであります。

以上でございます。
○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　0.5ヘクタール……。

済みません、どうぞ。
○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（棚原憲実君）　失礼しました。

水環境への影響についてお答えします。

県では建設予定地を流域に含む宮良川の４地点で毎年水質調査を実施しております。現在のところ環境基準値を超える有害物質等は検出されておりません。

県としましては、今後も継続して水質の状況を監視してまいります。

以上です。
○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　水環境の問題で言えば定期的な調査はもちろんですが、一度汚染されてしまうと取り返しのつかないことになりますので、やはりこのアセスというのが大切だということを指摘したいと思います。

工事の進捗状況、0.5ヘクタールというんですが、これは今回のこの駐屯地の全体面積に占める割合としてはどれくらいなのか、また未購入の土地も多く残っていると聞きましたが、その関係も教えてください。
○副議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

防衛局に確認しましたところ、配備予定地の取得予定面積はおおむね46から47ヘクタール程度を予定しているとのことです。工事が行われている面積の割合はこれからしますと約１％となっております。また、未購入の面積につきましては現在購入している面積が約９ヘクタール、そして賃貸借契約を行っている面積が約４ヘクタールとのことであり、未取得の面積が33から34ヘクタールとのことでございます。

以上でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　土地も全然購入もしていないのにこうして工事を強行しているわけです。ことし４月からの県の改正環境保護条例の適用を逃れるために、３月の工事を強行した、これはもう紛れもない事実だと思います。その結果何が起きたか、石垣の希少動植物並びに島民の生活と命にかかわる水環境に重大な影響を及ぼそうとしております。

(3)ですが、県環境保護条例を尊重し、県としても自主アセスの実施を求めるべきではありませんか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　石垣島における自衛隊配備については平成31年３月５日に造成工事が着手されたことから、改正した沖縄県環境影響評価条例の経過措置によって条例の手続規定は適用されないことになります。

県では、自衛隊配備は地元の理解を得ることが重要と考えていることから、事業者みずから環境調査を行い、環境に配慮した事業を実施する必要があると考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　このアセス逃れでやったがために、住民の理解というのはほど遠いものがあると思います。この問題、謝花副知事にお聞きしたいと思います。

私は石垣だけじゃなく、宮古の自衛隊配備にも反対の立場です。ですが、今問われているのは、この自衛隊配備の是非ではありません。今問われているのは、沖縄防衛局がこういった強行することによって、沖縄の誇る美しい自然だったり、あるいは島で暮らす人々の水環境という最も大切な環境が壊されようとしている。この中で、本当に県が黙って見ていていいのかということを私今問いたいんです。

市長は、別の意見も持っているかもしれませんが、しかし、石垣市の文化財課のほうからはこの保護をカンムリワシを含めて配慮してほしいというのを防衛局に訴えているわけですよ。ですから、県がもっと踏み込んでこのアセスというのは、防衛局だって高江で自主アセスもやったわけですから、これやって当然だと思いますが、謝花副知事どう思いますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県がつくったこの条例改正案ですね。20ヘクタールということがあったわけですが、経過措置等があって、その逃れるかのように土地も未取得のままことしの３月５日に造成工事が開始されたと。そこにはまたカンムリワシ等国の天然記念物がいると。また水資源など重要な部分があるということです。自衛隊につきましては、一定程度理解もしているわけですけれども、やはり全てにおいてそうなんですが、地元の理解と協力なしには何事も事が進まないだろうというふうに感じて考えております。

そういった中において石垣市民にとって重要な天然記念物、また国にとっても重要な天然記念物、そしてまた水環境ですね。こういったことについてもやはり一つ一つ丁寧に行うということが極めて重要だろうと思っております。ですから、アセス条例の関係ではできないにしても、議員からもございましたが高江については自主アセスということも実施してもらったという経緯もございますので、石垣のすばらしい自然環境それから水環境を守る観点からも自主的にアセスをやっていただくということが将来的にも望ましいのではないかというふうに考えているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　工事の進捗状況はまだ１％です。今からでも遅くないので、防衛局に強く求めるべきだと思います。

続いて、３番の自然環境保護について伺います。

(1)、沖縄における絶滅のおそれのある希少種は何種でしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　最新のレッドデータおきなわ第３版では、県全体で動物991種、菌類・植物1023種､合計2014種の希少種が選定されております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　これだけ数多くの希少種が生息するわけですが、近年この希少種の被害状況はどうなっていますか。

○環境部長（棚原憲実君）　休憩。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時59分休憩

午後３時59分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　レッドデータおきなわで調査は我々実施しておりますが、近年のいろんな開発ですとか、地球温暖化もそうです。特にまた外来種の問題等も含めて、こういう希少な動物の生息数は非常に少なくなっていてレッドデータブックを更新するたびにその対象種がふえているような状況にあります。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　では(2)番、希少野生動植物保護条例の基本方針を伺います。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　お答えします。

本県は亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、希少種や固有種が多数生息・生育しております。しかしながら、近年営利目的による乱獲や外来種の影響等により、これらの貴重な生物が減少し、絶滅の危機が懸念されております。そのため、県では密猟や外来種などの脅威から現行の法令による規制が及ばない希少種の保護を図るため、希少種の捕獲禁止や外来種の飼養の規制等を内容とする条例が必要であると考えており、その制定に向け取り組んでおります。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　国の法律でカバーできない部分を沖縄県がやっていきたいということは、大変積極的な意義があると思います。一方でその国の法律、文化財保護法だったり、あるいは種の保存法を見ると、指定はするんですけれども、その希少種個体そのものを守る仕組みはあっても、その周りにある生息地とか営巣だったり、こういった環境を守るというところはなかなか弱い面があると思います。

そこで、提案なんですが、この県の希少野生動植物の保護条例、この制定に当たっては、個体だけでなくこの営巣だったり、この餌を食べる場所だったり生息地を守るような保護区の制度も導入すべきだと思いますがいかがですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　議員おっしゃるように種の個体の捕獲を禁止することとともに、保護区を設定してその生息地を保全することも非常に重要だと思います。今、種の保存法に基づいて県内ではイシガキニイニイと――石垣市ですね。久米島のキクザトサワヘビの生息地と保護区があります。今後県の希少種条例を制定した場合にはそういう保護区のあり方も含めて検討してまいりますが、まず種の保存法で指定されている、希少種については法律の適用になりますので、県の条例で適用になるのは県の条例で指定した種の保護区の設定という形になります。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　もう既に検討が始まっているようですので、期待をしたいと思います。

それでは、４番目の誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて伺いたいと思います。

(1)ですが、中学校を卒業した後、進学も就職もしていない若者の推移をお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

沖縄県において中学校卒業後に進学も就職もしていない人数――全生徒に占める割合ですけれども人数と割合ですね。平成25年度が人数が541名、割合が3.2％でありました。平成29年度は275名で割合が1.7％となっております。この間、266名の減少で1.5ポイント改善している状況でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

５年前と比べると、大幅な減り方になっていて皆さんの取り組みを大きく評価したいと思います。ただ、減ったとはいえやはりこの割合で見ると沖縄が1.7％、一方で全国は0.6％なんですね。まだまだ３倍近い数字があってこの問題は引き続き課題となると思います。

続いて(2)番ですが、県立高校の入試における最終的な不合格者数の推移をお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

県立高校の入学者選抜これは２次募集までいってからの話なんですが、不合格者の数が平成27年度で申し上げますと242名でした。平成31年度は101名というふうになっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ここでもやはり５年前と比べると半分以下になっているという点では評価ができます。皆さんの努力を認めるところですが、ただ依然として101人が不合格となっています。

次に、今のこの最終の不合格者とは別に学校の定数に空きがあっても不合格となるケースがあると聞いております。

そこで質問しますが、県立高校入試における最終的な空きの定員数、そして定員割れ高校での不合格者数の５年間の推移をお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

空き定員の推移と定員内不合格者の推移という形でお答えします。

平成27年度の空き定員が924、28年度が870、平成29年度が983、30年度が1339、31年度が1470というふうになっております。

次に、定員内不合格の推移ですけれども、全日制、定時制含めてですが、27年度が192名、28年度が195名、平成29年度が167名、平成30年度が174名、平成31年度が111名となっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　教育長、成績が悪くて不合格とかというならわかるんですが、この学校の定員はまだまだ空いている。直近で言うとまだ1470人を受け入れる空きがあるのに111人の若者たちが不合格になっています。教育委員会としてこれをどのように捉えていますか、また原因はどのように考えておりますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　高等学校の入学者選抜におきましては、それぞれの高等学校また学科がございますけれども、そちらのほうで教育を受けて履修していけるかどうかという能力・適性等を備えた方を選抜するというふうな視点で選抜を行っております。そういうこともありまして、定員に余裕がある場合でもその方針に従って各学校で合否を判断しているところでございます。

教育委員会としましては、子供たちに学ぶ機会を提供するということはやはり重要なことでありますので、空き定員が生じた学校においては高等学校の教育課程履修、習得する可能性がある受験生についてはできる限り入学を認めていくようにしてまいりたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　いま一度確認したいんですが、教育委員会としては定数が空いていて不合格になる状況というのはいいことだと思っているんですか、悪いことだと思っているんですか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　入学者選抜というものは、やはりそこの学校で学んでいけるかどうかという視点から一定の選考を行っている視点はやはりございます。ただ成績がなかなか厳しいということであるんですけれども、頑張っていけばそこで履修して習得する可能性があるという生徒に関しては極力受け入れるという形で対応していきたいというふうなことでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　やっていける可能性がある子は受け入れるべきだというふうにしか聞こえないんですが、私ちょっと違うんじゃないかなと思います。この問題について、保護者や学校関係者そして塾の先生たちはなぜ定数に空きがあるのに不合格が出るのかがわからない。ある程度の学力が求められるのはわかるけれども、ではじゃ入試で何点とれば合格なのかもはっきりしないという声も聞きました。

質問ですが、高校入試の合否の判定基準の公開はどうなっていますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時９分休憩

午後４時10分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

入試の判定基準につきましては、各学校のホームページに掲載することとしております。また各学校が実施しております学校説明会におきましても中学生、保護者、中学校の職員に対してその内容を周知をしているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　私自身幾つかの学校のホームページを確認しましたが、必ずしも全ての高校で公開しているわけではありませんでした。また判断基準を載せている学校であっても、じゃ入試で何点以下は不合格ですよ、このような明確な書き方というのはどこにもありませんでした。内申点が加味されるというのはわかるんですけれども、すごくわかりづらいというところはやはり改善が必要だと思います。

そこでお聞きしたいんですが、一番最初に、中学校卒業しても進学も就職もしていない若者たちが全国の３倍近い割合でいるということを指摘させていただきました。もしこの子たちが――高校入試を受けているわけですよね――合格できていたらこの数は大分減るし、またこの若者たちの可能性をしっかりと守ることになると思います。今沖縄県は子供の貧困を解決しようという最重要課題として取り組んでいく中で、この問題とても大きな問題だと思います。

そこで提案したいんですけれども、やはりこの入試制度、私どこかおかしいと思います。やはり全国では、空き定員で落ちる子というのはまずいないわけですから、そこは改善が必要だと思います。２次募集をやっても空きがある、そういう場合には３次募集もやってもいいんじゃないかと思います。

これは一例ですが、入試制度の改善について考えをお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

空き定員がある場合に不合格を出さないという方針を明確に出している県は10県ほどございます。東京、栃木、神奈川とかでございます。一方で、原則不合格は出さないんですが、やはり内容によっては不合格を出す場合もあるというのが５県あります、これは文科省の調査なんですけれども。あとは定員内でも不合格にする可能性がある県というのが32道府県ございます。これ入学者選抜においてはやはりこの高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性があるかどうかという視点からの選抜が行われているということがあろうかと思いますし、国においても高校入試というのはそういう視点、一定の部分が重要だというものはございます。確かに点数というのが明確にないというのはあります。40点だったら合格するのか、30点だったら不合格なのかというのは、議員もごらんになっているＡ検、Ｂ検、Ｃ検とかございますけれども、それと内申とか面接というのを踏まえて判断をしているわけなんですけれども、点数が厳しくても面接の状態だったり、内申を見て頑張っていけば高校で履修して卒業してもらえるんじゃないかという判断ができる生徒さんはなるべく合格させようという考えでございます。

ただ沖縄県の場合、この定員の設定の仕方もありますけれども、離島でありますとか、専門の高校に関しましては志願状況が厳しい中でも40名定員というのがあります。そういうふうに廃科するとなるとなかなか影響も大きいものですから、一定の受け皿として全部準備しているという中で、常に積年は0.9何倍という形の志願倍率になっているところもございます。

そういうことでいろんな御意見も今議員からも頂戴いたしましたし、そういう御意見もありますので、この入試のあり方は引き続きいろんな観点から検討してまいりたい、改善すべきものがあれば改善するということも検討してまいりたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　いろんな複雑な要因はあると思いますけれども、基本的に学びたいと思っている子供たちのその機会を保障するというのが一番大切だと思いますので、その立場で頑張ってほしいと思います。

続いて３番目ですが、県立高校の中途退学者の推移と全国比較についてお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

県立高等学校中途退学者ですが、平成25年度は1183人でしたが、平成29年度は730人と減少傾向にございます。割合の全国との比較のほうですけれども、29年度について申し上げますと全国が1.3％でありましたが、沖縄県は1.6％と0.3ポイントほど高い状況となっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この中途退学の面では全国にかなり近づいてきています。皆さんの取り組みが功を奏していると思います。どういった取り組みをしましたか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教育委員会では、中途退学の対策として、中途退学対策担当係というのを全校に配置しているということがあります。あと加配の担当者を15校に配置、あとはスクールカウンセラーを配置しております。教育相談・就学支援員というのを23校に配置しておりまして、いずれにしましても丁寧に生徒にかかわり続ける支援・指導を行っているということを進めているということで中途退学の減少に幾らかでも貢献できたんではないかと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ここは本当に大変評価されるところだと思うんですよね。やっぱり入学した後もこうやって子供たちに寄り添う仕組みがあれば退学者も減らせるし、先ほどの可能性を判断して、この子は卒業できないかもしれないといって入試で蹴ることもないと思うんですよ。ここをしっかりとやっていただけたらと思います。

４番目、県立高校のスクールカウンセラーの役割と配置状況を問います。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

スクールカウンセラーは生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動そういうもろもろに対応するため、未然防止も含めていろんな課題等に対応するため配置しております。31年度は52校に31名で対応しているという状況でございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ここも頑張ってください。

続いて、５番目の公立夜間中学校の設置に向けてを質問します。

戦後の混乱期の中で、学校に通えなかった方や外国籍の方、不登校などのさまざまな事情から十分な教育を受けられないまま卒業をした方がいます。学び直し

のための公立夜間中学校の設置が求められていますが、このほど県が行った夜間中学ニーズ調査結果の概要をお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

夜間中学のニーズ調査を行いましたが、これは夜間中学の設置主体や、設置規模などあり方の検討に資することを目的として県民のニーズを幅広く把握しようということを目的に実施をしたところでございます。それによりまして調査件数が、まず発送、配った件数が２万6660件ほどありまして、有効回答が3434件になっております。その中で通学したいと希望される方が549名いらっしゃいましたが、うち夜間中学の対象として現時点で絞られるのが55人というふうになっております。ただ本人の意思等のほかに周りの方がこの方を通わせたいと言われている調査があったのが410人ほどというふうな状況となっております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　大変画期的な調査になったと思います。ある程度いるとは思ったんですが、私の感想からいうと相当数の方々が希望しているということを感想として持ちました。

このニーズ調査全体を見て率直に教育長はどのように受けとめますか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ニーズ調査については国勢調査、22年の国勢調査では義務教育未就学者の6541人という数字がありましたので、これで実際希望される方がどの程度いらっしゃるのかというのがございました。調査に当たっては、義務教育をまだ終えられてない方のほかに実際学び直しというか生きがい的な形で通いたいという方もいらっしゃいますので、その辺の整理も必要なんですけれども、いずれにしましても国のほうで夜間中学の設置というのを各県に少なくとも１校は設置して義務教育未修了者の学びの機会を確保するようにという方針もございますので、ニーズを把握した上で、検討委員会のほうであり方等をしっかり検討してまいりたいなと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　調査見せていただきましたが、私離島の方も見てみたんですね。調査結果の対象者55人のうち６人、通わせたいと思った128人のうちの20人が離島の方でした。こうした意味からも本当に各地域に多くの方がいらっしゃることがわかります。この沖縄の状況ですが、米軍の占領下時代を含め戦後の混乱期が長く続いた島でもあります。また島嶼県という独自の課題もあります。そういった意味で文科省は各県に少なくとも一つというふうに提起をしているわけですが、今のこの調査結果や沖縄の歴史を考えると、私は少なくとも離島含めて各地区ごとに１校以上は必要だと思います。いかがでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　希望される方が各地域にいらっしゃるということはこの調査からわかりました。今後この調査結果を踏まえまして、先ほど申しました夜間中学の設置検討委員会の中で、この設置の主体とか規模とかそのあり方を議論していく中で、地区ごとに１校というお話もありましたけれども、その辺のあり方も検討してまいりたいと考えております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この問題は最後に知事に伺いたいと思います。今回私は高校入試の問題とこの夜間中学を取り上げさせていただきました。今、玉城県政が子供の貧困に取り組んでいる。そしてまた誰ひとり取り残さない社会という大変崇高な理念を持って頑張っていますが、そういった意味でこの夜間中学というのはどうしても沖縄に必要な学校だと思います。

今、教育委員会も鋭意取り組んでいるところですが、知事の所感があればお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　戦争で十分な教育の機会を得ることなくそのまま戦後を迎えた、実は私の母も小学校５年生で捕虜になりまして、小学校を卒業していません。そのまま社会人になり、みずからさまざまな学びを通して社会人として成長していったという話を聞かされております。幸いにも母にはその後いろいろな意味でいわゆる英語塾ですとかそういう個人で学べる環境、行ける場所があったので、そういう語学の習得もある程度自分が好きだからということで頑張れた環境があったと思います。現代においてはそういういわゆる戦後十分な教育を受けられなかった方以外にも人生の途中で一時期学校に行かなかった方、しかしもう一度学び直したいという方々が社会にはやはりたくさんいらっしゃると思います。そういう方々のための夜間中学の設置はこれは議員おっしゃるとおり私も非常に共感を持っているところであります。

さらに加えてお話をするのであれば、私も高校には入りましたものの３年間非常に数学が苦手で、毎年留年するか進めるかというぎりぎりで一生懸命勉強してテストを受けてちゃんと進学できたという経験を持っております。しかしそのときには周りの友人も先生方も私が数学が苦手だからということでそれをしっかり

と指導するための時間も費やしていただきましたし、そのことによって私が進学させていただいたということは今でも非常に大きな財産になっています。つまり、やりたいと思っていても自分が何をどうすればいいのかわからないという人に対して、そこに手を差し伸べてくれるいろんな方々がいらっしゃるというのは個人の存在のみならず、そこにある環境そのものが非常に良好な状態であるということだと思うんですね。そこに価値があると私は高校を卒業してから非常にその当時の先生方や級友たちに本当にもう心から感謝をしております。

ですから、先ほどの質問にもありましたとおり、できれば定員割れをしている高校はできるだけ多くの子供たちを受け入れて、その中で高校に入ってから本当に学びたいという子供たちの意欲をみんなで支えていけるような環境をつくっていくことも私たち行政や教育委員会に対して課せられた責任ではないかというふうに感じる次第であります。

ですからできるだけ、誰ひとり取り残さない社会をつくっていくためには一つ一つを丁寧に検証し、研究をし、できるだけそれを実現していく方向でみんなで協力、力を合わせていけるそういう仕組みをつくっていければと思います。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　学ぶ権利を保障していく本当に大きな仕事だと思います。

ありがとうございました。

最後に、高齢者の難聴支援について伺います。

人は誰でも年を重ねれば耳が遠くなっていきます。難聴が進むと会話が聞こえづらくなり、コミュニケーションに支障が出て社会的に孤立が深まることもあります。認知症のリスクにもなると最近言われております。

最初に、難聴による社会生活への影響について見解をお聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、一般的に加齢により難聴が進んでまいります。日常生活を送る上での不便や、コミュニケーションをとることなども難しくなるというような影響が出てくるものと承知しております。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　我が国の補聴器購入事業の支援と現状はどうでしょうか。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　障害者総合支援法では身体障害者手帳の交付対象となります重度の難聴者に限りまして、補装具としての補聴器購入費用の一部を支給しております。

県の状況で申し上げますと、平成29年度末の県内の聴覚障害者数は8116人で、補聴器支給実績としましては1057件となっているところでございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　日本では、難聴は障害の一種というカテゴリーでくくられているため、公的な助成というのが大変狭いんですね。一方でヨーロッパとかではこの難聴は誰でもなり得るものであり、医療というカテゴリーで分類されているそうです。なので大変補助制度というのが充実していて補聴器の所有率が日本に比べてはるかに高いことになっています。

そこで購入費なんですが、補聴器大変高いですから、県として購入の支援ができないかということを最後お聞かせください。

○副議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　難聴により影響があると言われていることも踏まえまして、現在国においては補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究というものが開始されていると聞いております。その研究成果等も確認しながら検討ができるかなというふうに考えているところでございます。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございました。

○照屋　守之君　副議長。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時34分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　今先ほどの本会議の質疑のやりとりを聞いておりましたら、副知事が、私が聞いた感じでは、この石垣の自衛隊の建設についてアセス逃れをしているというふうに私は聞いておりまして、これは市の行政とかあるいは他市のやるようなことについて県の副知事が同じ行政をつかさどる者として、このようにアセス逃れをしているというふうな表現というのは非常に適切ではないというふうに思っております。もしそういうふうな表現であれば、これはしっかり発言した側も議会の側も含めて対応したほうがいいんじゃないかというふうなことで、問題提起です。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　この際、申し上げます。

ただいま照屋守之議員からあった指摘につきまして

は、議長において後刻記録を調査の上適切な措置を講ずることにいたします。

休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時35分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第20号議案については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　ただいま米軍基地関係特別委員会に付託されました乙第20号議案を除く甲第１号議案、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第31号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時38分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

日程第３　天皇陛下御即位に係る賀詞奉呈の件を議題といたします。

〔天皇陛下御即位に係る賀詞奉呈の件
巻末に掲載〕

○副議長（赤嶺　昇君）　本件につきましては、去る６月26日に開催されました各派代表者会において、お手元に配付の案文のとおり天皇陛下に賀詞を奉呈することで意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付の案文のとおり天皇陛下に賀詞を奉呈することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第４　陳情第72号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明７月３日から10日までの８日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、明７月３日から10日までの８日間休会とすることに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、７月11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時39分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

副　　議　　長　　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功

令和元年７月11日

令和元年第４回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

令和元年 第４回 沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和元年７月11日（木曜日）午後１時45分開議

議　事　日　程　第8号

令和元年７月11日（木曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第８号議案から乙第10号議案まで（経済労働委員長報告）
第３　乙第６号議案及び乙第７号議案（文教厚生委員長報告）
第４　乙第11号議案（土木環境委員長報告）
第５　乙第28号議案から乙第31号議案まで（総務企画委員長報告）
第６　乙第18号議案（経済労働委員長報告）
第７　乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案（文教厚生委員長報告）
第８　乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案まで（土木環境委員長報告）
第９　乙第20号議案（米軍基地関係特別委員長報告）
第10　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第11　有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書

新垣　清涼君	座波　　一君	提出　議員提出議案第６号	
具志堅　透君	座喜味一幸君		
照屋　大河君	崎山　嗣幸君		
上原　正次君	赤嶺　　昇君		
玉城　武光君	糸洲　朝則君		
山内　末子さん	當間　盛夫君		

第12　削除
第13　削除
第14　中国公船による領海侵入に関する抗議決議

又吉　清義君	大浜　一郎君	提出　議員提出議案第５号	
西銘啓史郎君	新垣　　新君		
座波　　一君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
具志堅　透君	島袋　　大君		
中川　京貴君	座喜味一幸君		
照屋　守之君	仲田　弘毅君		

第15　陳情第78号（文教厚生委員長報告）
第16　議員派遣の件（全国都道府県議会新任議員研修会）
第17　議員派遣の件（令和元年度沖縄県議会議員海外派遣）
第18　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案
　　乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改

正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第４号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第８号議案から乙第10号議案まで
乙第８号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第６号議案及び乙第７号議案
乙第６号議案　沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例
日程第４　乙第11号議案
乙第11号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第28号議案から乙第31号議案まで
乙第28号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第29号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第30号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第31号議案　沖縄県公害審査会委員の任命について
日程第６　乙第18号議案
乙第18号議案　土地の処分について
日程第７　乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第23号議案　損害賠償の額の決定について
日程第８　乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案まで
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第21号議案　訴えの提起について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
日程第９　乙第20号議案
乙第20号議案　訴えの提起について
日程第10　甲第１号議案

甲第１号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
日程第11　有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書
日程追加　中国公船による領海侵入に関する意見書
日程第14　中国公船による領海侵入に関する抗議決議
日程第15　陳情第78号
陳情第78号　戦没者埋葬地の遺骨発掘に関する陳情
日程第16　議員派遣の件（全国都道府県議会新任議員研修会）
日程第17　議員派遣の件（令和元年度沖縄県議会議員海外派遣）
日程第18　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（45名）

副議長	赤嶺　昇　君	23番	又吉清義　君
1番	瀬長美佐雄　君	24番	山内末子　さん
2番	玉城武光　君	25番	渡久地　修　君
3番	親川　敬　君	26番	玉城　満　君
4番	新垣光栄　君	28番	照屋大河　君
5番	次呂久成崇　君	29番	仲宗根　悟　君
6番	宮城一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
7番	大城憲幸　君	31番	金城　勉　君
8番	金城泰邦　君	32番	末松文信　君
9番	大浜一郎　君	33番	具志堅　透　君
10番	西銘啓史郎　君	34番	島袋　大　君
11番	新垣　新　君	35番	中川京貴　君
12番	比嘉瑞己　君	36番	座喜味一幸　君
13番	西銘純恵　さん	37番	嘉陽宗儀　君
14番	平良昭一　君	38番	新垣清涼　君
15番	上原正次　君	39番	瑞慶覧　功　君
16番	当山勝利　君	41番	狩俣信子　さん
17番	亀濱玲子　さん	42番	比嘉京子　さん
18番	當間盛夫　君	43番	大城一馬　君
19番	上原　章　君	45番	糸洲朝則　君
20番	座波　一　君	46番	照屋守之　君
21番	山川典二　君	47番	仲田弘毅　君
22番	花城大輔　君		

欠　席　議　員（１名）

議　長　新里米吉　君

欠　　員（２名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則　君	主査	宮城　亮　君
次長	勝連盛博　君	政務調査課長	前田　敦　君
議事課長	平良　潤　君	副参事	上原貴志　君
課長補佐	佐久田　隆　君	副参事	中村　守　君
主査	嘉陽　孝　君	主幹	城間　旬　君

○副議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

７月９日、比嘉瑞己君外24人から、議員提出議案第３号「中国公船による領海侵入に関する意見書」、又吉清義君外13人から、議員提出議案第４号「中国公船の領海侵入に抗議し、沖縄漁民が安心して操業できる安全な漁労環境を守る対策を求める意見書」及び議員提出議案第５号「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」の提出がありました。

また、昨日、新垣清涼君外11人から、議員提出議案第６号「有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書」の提出がありました。

次に、本日、比嘉瑞己君外24人から、議員提出議案第３号及び又吉清義君外13人から、議員提出議案第４号の撤回請求書がそれぞれ提出されましたので、これを承認いたしました。

よって、日程第12及び第13は、議事日程から削除いたします。

次に、本日、渡久地修君外13人から、議員提出議案第７号「中国公船による領海侵入に関する意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第１　乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案の条例議案６件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長、総務部長及び警察本部生活安全部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、消防法に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務、危険物取扱者試験の実施に関する事務に係る手数料を改める必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、令和元年10月１日とするとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び他県の状況等を考慮し、防疫等作業手当の支給要件に係る規定を追加する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、過去に口蹄疫やＢＳＥ等が発生した際における条例改正の有無などについて質疑・答弁がありました。

次に、乙第３号議案「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、電気工事士免状交付手数料等６件の手数料の額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、沖縄県税条例の改正を行うものである。

改正の主な内容は、１点目に、法人事業税の税率を改めること、２点目に、自動車税環境性能割の規定を改めること、３点目に、自家用自動車の自動車税の種別割の税率を改めること、４点目に、車両安定制御装置等を備えるトラック等の取得又は路線バス等の運行事業者がバリアフリー車両を取得した場合等における自動車税環境性能割の課税標準の特例を設けること、５点目に、一定の排ガス基準に適合した車両に対する自動車税種別割の税率の特例の規定を改めること、６点目に、令和元年９月30日以前に初回新規登録を行った自家用車等に適用する自動車税種別割の税率は、自

動車税旧税率を適用することとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正により法人事業税の税収へ与える影響はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、平成30年度の法人事業税をもとに試算すると、令和３年度に約295億円の税収が見込まれ、15億の増収になるとの答弁がありました。

そのほか、改正前の条例が本則の税率を適用していなかった理由、条例改正と消費税率の改正との関連などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料の額を改めるなどの必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案の条例議案６件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第５号議案まで及び第12号議案の６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第５号議案まで及び乙第12号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第２　乙第８号議案から乙第10号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第８号議案から乙第10号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第８号議案「沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく試験手数料の額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定試験手数料の額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、職業訓練指導員免許の対象職種数と免許交付人数はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、職業訓練指導員の免許は15職種、平成30年度の免許交付人数は38名となっているとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立芸術大学大学院修士課程及び博士課程に長期履修学生制度の導入に伴い、長期履修学生に係る授業料の額及び徴収方法に係る規定を整備する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第８号議案から乙第10号議案までの条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第８号議案及び乙第９号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　大君　ただいま議題となっております乙第８号議案「沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」、そして乙第９号議案「沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」の２案に対して賛成の討論をさせていただきます。

この案件は、あくまでも地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の概要の中からの条例改正案であります。

その概要は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準を引き上げる改正を行うもの、改正内容は令和元年10月１日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げ８％から10％により、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料の改正案であります。

これは消費税10％を認めるという法律の条令改正案であります。

今回の条例改正に関しましては全会一致と出ておりますけれども、私はこの賛成の討論をしながらひとつ矛盾を指摘していきたいと思っております。

今回の消費税の10％に関する形の条例改正案であります。日本共産党は消費税は10％は反対と言っておりました。そして、議会の一般質問に対しましても、――――――――――――――という、私の一般質問の内容に対して削除をしなさいというふうに指摘を受けております。そして、同党の共産党の議員からも冒頭、――――――――――――――という表現がありました。

委員会での議論の中で、まさしくあなた方日本共産党は10％認めているということですよ、これは。

県民の皆さん方に対して消費税10％を認めないと言っておきながら、８％を認めているということに関し抗議をしておきながら、10％の消費税アップを日本共産党は認めているということなんですよ。これをいいように使ってまさしく眠ったふりして増税を認めているということになるんですよ。

これは県民に対して大変矛盾であります。

この議論の後に、委員会で先ほど総務企画委員会からもありましたけれども、総務企画委員会でも同じような手数料の条例改正案があります。その中でも全会一致という報告があってこの県議会の中で全会一致を認めたわけであります。ということは、明確に日本共産党は、消費税10％をまさしく認めているということ。この沖縄県議会においては、沖縄県の日本共産党の議員は消費税10％は認めますと明確に言うべきであると思っております。これがわからなかったということであれば、皆さん方は勉強不足だと思っておりますよ。

しっかりとこの消費税の10％を認めるということでありますから、堂々と日本共産党の皆さん方は、この条例の改正案に関して賛成という立場であると思いますから、しっかりと消費税10％を認めるべきだと私はそのように理解しているわけであります。

どうぞ、この条例は10月１日からスタートします消費税10％のもとでの条例改正案でありますから、ぜひとも全議員の賛同のもとで御理解のほうをお願いしたいと思っております。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより乙第８号議案から乙第10号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案から乙第10号議案までは、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第３　乙第６号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました乙第６号議案及び乙第７号議案の条例議案２件について、委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第６号議案「沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」は、令和元年12月１日の民生委員の一斉改選に向けて実施した各市町村長からの意見聴取の結果を踏まえ、民生委員の定数を見直す必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

改正の主な内容は、変更の意見のあった石垣市、南城市、読谷村、北中城村、西原町、八重瀬町及び竹富町の区域の定数を改め、施行日を令和元年12月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、民生委員の処遇改善に向け、どのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度から３年間にわたり民生委員活動活性化事業を実施しているところであり、民生委員が活動しやすい環境を整備するなどの取り組みを行っている。また、各市町村長や地域の民生委員児童委員協議会の会長などと意見交換を行ってきたところである。さらに、活動費の拡充については、九州各県とともに主管部長会議を通じて国に対し引き続き要望していきたいとの答弁がありました。

次に、民生委員の充足率の全国との比較はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成28年12月時点における充足率は、全国平均が96.3％、沖縄県が80.8％であるとの答弁がありました。

そのほか、定数を増加した市町村の状況と参酌基準などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例」は、沖縄県性暴力被害者支援センターの設置について、必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

主な内容は、施設の設置及び位置、センターの業務及び開所時間などを条例で定め、施行期日は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日とするとの説明がありました。

本案に対し、被害者の年代別の相談状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成27年２月に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターが開設してから平成31年３月までの間の相談状況は、10代以下が33％、20代が21％であり、20代以下が54％と半数以上を占めているとの答弁がありました。

次に、相談支援員の充実を図るため、どのように取り組むのかとの質疑がありました。

これに対し、24時間365日体制の実現に向けて、相談支援員の増員、育成及び確保が必要であると考えており、相談支援員を対象に研修会や事例検討会を実施することにより、質や量の担保を図っていきたいとの答弁がありました。

そのほか、財政措置の状況、地域の協力病院との連携及び法的支援の状況、被害者の傾向と推移、被害が発生しない社会づくりの方策などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第６号議案及び乙第７号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案及び乙第７号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第４　乙第11号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　こんにちは。

ただいま議題となりました乙第11号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御

報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、二級建築士及び木造建築士免許等に係る手数料の改正を行うとともに、建築士法の一部が改正されたことに伴い条例の規定を整理するものである。施行期日については、令和元年10月１日とする。ただし、建築士法の改正に伴う部分は、建築士法の一部を改正する法律の施行日からの施行となるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第11号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第５　乙第28号議案から乙第31号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第28号議案から乙第31号議案までの同意議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第28号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員３人のうち１人が、令和元年７月18日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、収用委員会委員７人のうち２人が、令和元年７月24日に任期満了すること及び予備委員２人のうち１人が欠員となっていることに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に対し、収用委員会委員の任期及び委員の構成はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、収用委員会委員の任期は３年で、委員の構成は弁護士が５人、経済界から２人の合計７人となっているとの答弁がありました。

次に、乙第30号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員３人のうち１人が、令和元年７月24日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第31号議案「沖縄県公害審査会委員の任命について」は、公害審査会委員11人全員が、令和元年８月８日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、公害紛争処理法第16条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまで公害審査会が取り扱った紛争事件の件数、ＰＦＯＳ等による水質汚染問題が公害審査会で扱えない理由などについて質疑・答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第28号議案から乙第31号議案までの同意議案４件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第28号議案から乙第31号議案までの４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案から乙第31号議案までは、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第６　乙第18号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第18号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第18号議案「土地の処分について」は、森林資源研究センター跡地の一部を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回処分する土地について、名護市からこの部分の利活用方法について相談があったか、また、当該土地の価格はどのように設定したのかとの質疑がありました。

これに対し、名護市からは、今回処分する土地を博物館として利用したいと聞いている。また、当該土地の価格については、名護市と県でそれぞれ不動産鑑定を入れて、その平均価格を売却価格として設定したとの答弁がありました。

そのほか、名護市への売り払いが決定するまでに要した期間、今回処分する土地以外の残地の利活用方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第18号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第７　乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案の議決議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第15号議案「工事請負契約について」は、沖縄県立水産高等学校漁業実習船建造工事の工事請負

契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、当該漁業実習船建造工事の契約金額は22億7876万円とする。契約の相手方は新潟造船株式会社とするとの説明がありました。

本案に関し、現船から新たに建造される新造船になると、最大搭載人員はどう変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、現船については、生徒定員が48名、総定員数が75名であり、新造船は、生徒定員が12名増の60名、総定員数が16名増の91名になるとの答弁がありました。

次に、船の規模が大きくなり定員もふえるが、面倒を見る先生の増員をどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、新造船が就航する予定の令和３年度以降については、学校側と連携して適正な人員配置ができるよう検討したいとの答弁がありました。

そのほか、実習船の耐用年数、全国の水産高校実習船との比較、今回の実習船建造に係る一般競争入札の是非、現船の耐用年数経過後の用途、契約金額の財源内訳とその割合などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「財産の取得について」は、県立高等学校に整備する電子黒板機能つきプロジェクター、タブレット端末及びその関連機器を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、電子黒板機能つきプロジェクター341台、タブレット端末614台及びその関連機器49台を購入する。契約金額は１億783万8000円とする。契約の相手方は株式会社オーシーシーとするとの説明がありました。

本案に関し、今回取得することにより、電子黒板機能つきプロジェクター等を整備した教室がどれだけ普及することになるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、県立高等学校の普通教室が1127教室あり、既にプロジェクター等が整備された教室が545教室、今回で341教室を整備することから、合計で886教室となる。残り241教室については、次年度までに100％整備する予定であるとの答弁がありました。

次に、タブレットを使用することによってお互い会話を余りしない状況がふえるなど、導入に伴う弊害が懸念されるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回の機器を活用してお互いに画面を見ながら話し合いや発表、共同学習をするなど、新たなスタイルが可能になるなどのメリットがあるものと考えている。また、録画されているものを見ることによって、グループで振り返り学習ができる面もあり、個人で授業を展開するのではなく、学習成果を他の生徒と共有しながら解決策を見出していく教育方法も考えられるとの答弁がありました。

そのほか、契約金額の財源内訳、タブレット等の管理責任などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の内容は、平成30年10月４日、職員が県歯科医師会駐車場にて台風第25号接近に伴う強風にあおられた公用車のドアを隣に駐車中の相手方車両の左ドア及びサイドミラーに衝突させ損傷させたものである。損害賠償額は12万4508円であるとの説明がありました。

本案に関し、損害賠償額の内訳と支払いはいつ行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、総額12万4508円のうち、修理代金が８万2388円、代車代金が15日間で４万2120円となっており、保険会社を通じて平成30年11月に支払い済みであるとの答弁がありました。

そのほか、事故発生時の公務内容、事故発生から議案提出まで手続に時間がかかった理由などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「損害賠償の額の決定について」は、医療事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第１項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第８条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の内容は、平成26年11月29日、県立中部病院において行った前立腺全摘出術の後、患者が肺動脈血栓塞栓症を発症し、死亡した。遺族との間で議会の議決を得ることを条件に和解契約について合意し、損害賠償額は600万円であるとの説明がありました。

本案に対し、今回、どのような判断のもと和解に至ったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の和解については、実際に判決が出てみないとわからない状況の中で、より知見の深い代理人弁護士と相談した結果、原告側から600万円の和解金の提案を受け、これまでの判例や裁判所からも損害賠償額として妥当であると認めているという話もあったことなどから、今回の判断に至ったところであ

るとの答弁がありました。

そのほか、リスクの高い手術における承諾書の必要性、県の責任所在と和解の必要性、病院賠償責任保険の年間支払い額などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案の議決議案４件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案、乙第19号議案、乙第22号議案及び乙第23号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第８　乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案までの議決議案９件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「工事請負契約について」は、下田原大橋橋梁整備工事（上部工２期）の工事請負契約について、増額の変更契約に伴い、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、当該整備工事の契約金額を6842万円増額し、５億5863万2000円に変更する。変更の理由は、橋梁足場工等の計上に伴う増額であるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「工事請負契約について」は、城間前田線都市モノレール浦添前田駅自由通路建設工事（南）の工事請負契約について、増額の変更契約に伴い、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、当該建設工事の契約金額を6767万4960円増額し、５億3099万4960円に変更する。変更の理由は、軟弱地盤による土工事の変更等に伴う増額であるとの説明がありました。

本案に関し、どのような経緯で土工事の変更に至ったのかとの質疑がありました。

これに対し、工事を進める中で、自由通路の階段や昇降機の基礎地盤についてチェックボーリングを実施したところ、想定していた地盤強度より軟弱であることが判明したため、地盤改良工事を追加することとなったとの答弁がありました。

次に、当初の設計段階での調査等が不十分だったのではないかとの質疑がありました。

これに対し、今回の自由通路のように加重の小さな建築構造物については、設計の段階で直接ボーリング調査は行わず近隣のボーリングデータ等を参考に設計した。その後、載荷試験によって基礎地盤を確認する形で進めているが、業者との協議の中で、より正確に地盤強度を把握する必要があると判断し、ボーリング調査を実施したところ、軟弱地盤が想定よりも大きかったものであるとの答弁がありました。

そのほか、ボーリング調査の内容や費用などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成31年第２回沖縄県議会（２月定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、本部港（本部地区）岸壁（マイナス10.5メートル）整備工事（H30―１）の契約金額を１億5151万7520円増額し、20億7204万9120円に変更する。変更の理由は、ジャケット式桟橋を据えつけるための起重機船及び運搬用台船の基地港への帰港に係る回航費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、国際クルーズ拠点形成事業に係る全体的なスケジュールの進捗状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、ターミナル整備を担う連携船社と県との覚書に関し、締結の条件であるＣＩＱ機能の確保に係る調整がおくれているものの、本年９月ごろをめどに覚書を締結した上で、ターミナル及び岸壁の整備を一体的に進め、令和３年３月の完成、供用開始を目指しているとの答弁がありました。

次に、完成後のターミナルの運用を含めたソフト面での受け入れ体制についてはどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、受け入れ体制については、北部一帯の市町村も含めた地元の振興団体となるクルーズ促進連絡協議会（仮称）を年内に設立することを目指して、文化観光スポーツ部を中心に取り組んでいるとの答弁がありました。

そのほか、ＣＩＱ機能の現況、予算に関する国との調整状況などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成31年第２回沖縄県議会（２月定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事（建築）の契約金額を3124万4400円増額し、18億6626万1600円に変更する。変更の理由は、工期延長による仮設材賃料及び共通費の増に伴う増額であるとの説明がありました。

次に、乙第21号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者、明け渡しの期限が到来した高額所得者等に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在の滞納者全体の状況はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成30年度末までの合計で、滞納者数は1433名、滞納金額は9185万7000円、そのうち滞納期間が最長の事例は、31カ月間の滞納で、金額は56万2100円であるとの答弁がありました。

次に、県営住宅への入居に係る待機状況等の現状と、その改善に向けた取り組みをどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度の県営住宅への申込者数は3142名に対し入居件数が511件、入居倍率は6.1倍である。改善に向けた取り組みについては、市町村営住宅との役割分担も踏まえつつ、建てかえ時の増補や子育て世代への優先枠の設定など、総合的に配慮しながら進めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、高額所得者の認定要件、訴えの提起に至るまでの交渉過程や対象者の生活状況の把握などについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「指定管理者の指定について」は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンで、指定管理の期間は、令和元年９月11日から令和４年３月31日までであるとの説明がありました。本案に関し、今回の指定管理における公募の状況、指定管理候補者が現在県から指定管理の指定を受けている施設の数、１台当たりの駐車料金及び今後想定される収入額などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について」、乙第26号議案「中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について」及び乙第27号議案「中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について」の３件は、消費税法等の一部が改正されたことに伴い、流域下水道関連市町村から徴収している負担金について変更するため、下水道法第31条の２第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、流域下水道関連市町村と締結している流域下水道使用及び負担金協定書の一部を変更する。施行期日は令和元年10月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、八重瀬町は流域に入る可能性がないと言われているようだが、沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016（沖縄県下水道等整備構想）の中で、八重瀬町の位置づけや各事業の統廃合に関する構想はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、八重瀬町は単独公共下水道事業を実施

することが決定しているが、平成34年度までに農業集落排水事業や下水道事業等の統廃合の計画を策定するよう国の通知もあることから、八重瀬町から整備構想の見直しの相談があった場合は、可能であればその中で検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、負担金の改定に伴う市民への影響、流域下水道の容量などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案までの議決議案９件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案までの９件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案９件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第９　乙第20号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました乙第20号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第20号議案「訴えの提起について」は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分について、国土交通大臣が行った裁決を取り消す訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄県副知事が行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分について、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して行った行政不服審査法による審査請求手続において、平成31年４月５日、国土交通大臣は、当該取消処分を取り消す旨の裁決を行った。この裁決により、当該取消処分が取り消されたものとして当該建設事業が遂行されることにより、本県の利益が侵害されているため、当該裁決の取り消しを求める訴えを那覇地方裁判所に提起するものであるとの説明がありました。

本案に関し、普天間飛行場代替施設建設事業に係るこれまでの国との訴訟件数及び県が訴訟で使った費用の総額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、これまで国との訴訟については、平成27年から平成31年３月までに６件あり、訴訟に要した費用が7734万1280円、それ以外の法律相談や国土交通大臣への審査請求及び国地方係争処理委員会等に要した費用が7559万6218円、合計で１億5293万7498円となっているとの答弁がありました。

次に、今回の国土交通大臣が行った裁決を取り消す訴えは、平成28年12月の最高裁判決に至る不作為の違法確認訴訟と同じ経過をたどっていると思うが、最高裁判所の判決を覆せるだけの勝算があるのかとの質疑がありました。

これに対し、前回の不作為の違法確認訴訟については、翁長前知事が行った埋立承認の取り消し事由ではなくて、仲井眞元知事が行った埋立承認について、取り消すべき瑕疵はないという最高裁判所の判断であった。

一方、今回の訴訟は、埋立承認の判断ではなく、３年前の最高裁判決から現在に至るまでに新たに生じた事由、つまり、軟弱地盤であるとか、環境面が議論になるものと考えており、その点において、前回の訴訟とは大きな違いがあるものと認識している。県としては、昨年８月に行った埋立承認取り消しの正当性につ

いて、きちんと主張していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、埋立工事の進捗率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、埋立土砂量から進捗率を換算するために沖縄防衛局に照会したところ、ことし５月末時点で、埋立区域②―１については必要土砂量の６割を超えている。埋立区域②については、必要となる土砂量の１割以下であるとの回答があり、この回答に基づき、県において埋立承認願書の埋立土量等で試算したところ、埋め立てられた土量の割合は、埋立区域②―１及び②で約18％、事業全体では、約2.8％程度と推定しているとの答弁がありました。

そのほか、埋立海域の軟弱地盤に必要とされる砂ぐいの本数、国から埋立工事に要する工期及び予算についての説明の有無、国土交通大臣が行った埋立承認取り消しを取り消す裁決の内容、国地方係争処理委員会の審査申し出に対する却下の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第20号議案については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　それでは、沖縄・自民党会派、末松文信でございます。

ただいま議題になっております乙第20号議案「訴えの提起」について、反対の立場から討論いたします。

そもそも、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立の承認取消処分については、翁長雄志前知事がその埋立承認に瑕疵があるとして取り消しの処分を行いました。ところが、最高裁は、埋立承認に瑕疵がないとして、翁長知事の取消処分は違法であるとの判決が出ました。

この判決を受け、翁長知事は、判決を尊重するとして、みずから提起した埋立承認の取消処分を取り消したのであります。その結果、仲井眞弘多元知事が行った埋立承認が復活し、埋立工事が再開され現在に至っているのがこれまでの経緯であります。

また、翁長知事は岩礁破砕についても工事差しとめ及び仮処分を行いましたが、みずから取り下げを余儀なくされたところであります。

このように、翁長知事が恣意的に瑕疵があるとして提起し、ことごとく敗訴したその裁判の費用は、知事公室によりますと、一連の取り消し訴訟に加え、辺野古移設反対派及び宜野湾市住民からの訴えに対する費用も含め、実に１億6000万円に上っていることがわかりました。

さて、今回の「訴えの提起」は、これまでのさまざまな経緯を無視し、平成30年８月31日、沖縄県知事職務代理者であった謝花副知事によって、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を撤回したものであります。

承認の取り消しと撤回という言葉の違いはあっても、同じ趣旨の提起であり、前に述べた翁長知事の敗訴の経緯と全く同じ経過をたどっているところであります。

今回の承認撤回に対し、沖縄防衛局長は10月17日に国土交通大臣に撤回の審査請求及び執行停止を申し立てた。この申し立てに対し、国土交通大臣は、10月31日、執行停止を決定いたしました。

この執行停止の決定を受け、県は国地方係争処理委員会へ審査の申し立てをしたところであります。

そこで、国地方係争処理委員会が平成31年２月18日、県の申し立てを却下したのであります。同４月６日に国土交通大臣が県の承認撤回を取り消す旨の裁決をいたしました。

その裁決書は次のとおりであります。

審査請求人が平成30年10月17日に提起した処分庁による公有水面の埋立の承認の撤回処分に係る審査請求（水政第123号）について、次のとおり裁決する。

主文、本件審査請求に係る処分（処分庁が平成30年８月30日付）で審査請求人に対してした公有水面の埋立ての承認を取り消す処分（平成30年８月30日付沖縄県達土第125号及び沖縄県達農646号）を取り消すというものでありました。いわゆる公有水面埋立法を所管する国土交通大臣は、沖縄県が処分した普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋め立ての承認撤回を取り消したところであります。この承認撤回が

取り消されたことにより、埋立承認は名実ともに復活いたしました。

また、裁決に対し、県が不服として、国地方係争処理委員会に再々審査を申し出ましたけれども、国地方係争処理委員会は、県の申し出が従前と全く変わらないとして、三たびにわたって却下したのであります。

このように、ことごとく敗訴し却下されたにもかかわらず、多額の裁判費用をかけ、訴えの提起を行うことが県益につながるのか、知事の姿勢に疑念を抱かざるを得ません。

翻って、世界一危険と言われている普天間飛行場の危険性の除去をこれ以上おくらせることは、県民の本意ではないと思います。

ついては、一刻も早く普天間の危険性を除去し、安全で安心な住環境を確保することが重要かつ喫緊の課題と考えております。

そこで、常々知事がおっしゃる司法の場ではなく、話し合いをもって早期に解決策を見出すことが県民の願いであり、賢明なことだと思います。

したがいまして、勝算もなく、解決への代替案も見出せず、県益を損なう乙第20号議案「訴えの提起」について、反対の討論といたします。

議員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○副議長（赤嶺　昇君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　敬君　ただいま議題となりました乙第20号議案「訴えの提起」につきまして、議案に賛成する立場から討論を行います。

本議案は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分について、国土交通大臣が行った取消処分を取り消す訴えを提起するために、議会の議決を求める議案であります。

平成30年８月31日、沖縄県副知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分を行いました。

それに対し、沖縄防衛局長は、みずからを私人と同じ立場にあると主張し、公有水面埋め立てを所管する国土交通大臣に行政不服審査法による審査請求を行い、それを受けて国土交通大臣は、平成31年４月５日に沖縄県の行った取消処分を取り消す裁決を行ったのです。

行政不服審査法は、国民の権利の救済を目的とした法律です。沖縄防衛局が、国の行政機関でありながら私人に成り済まして国土交通大臣に審査請求を行ったこと自体許されることではありません。違法行為に当たるものです。

また、公有水面埋立法では、一般国民などの埋立事業に対しては埋立免許、国の埋立事業に対しては埋立承認と区別し、一般の国民とは違う規定が適用されるなど沖縄防衛局が行政不服審査法で言う固有の資格を有していることは明らかです。固有の資格を有している沖縄防衛局は、行政不服審査法に基づく審査請求権対象外とされています。審査請求権を持たない沖縄防衛局の審査請求は国土交通大臣が不服申し立ての不適格として却下されるべきものだったのです。

沖縄防衛局と国土交通大臣は、内閣の一致した方針に従って普天間飛行場代替施設建設事業を進める政府の機関であります。その国土交通大臣が審査請求に係る審査を行ったことは、あたかも選手と審判を同じ人物が兼ねるようなもの、あるいは原告と裁判官が同じ裁判のようなもの、制度の濫用、自作自演などいろいろな表現で批判をされました。

私たち県民は、辺野古には新基地は要らない、普天間飛行場の即時閉鎖の民意を県知事選挙を初め選挙のたびに示してきました。

またことしの２月24日に行われた県民投票では、辺野古埋め立てによる新基地建設計画について有効投票の約72％の県民が反対票を投じました。このことは沖縄には、もうこれ以上基地の負担を負わせるなという県民、民意がより明確に示されたのです。これが沖縄県民の思いであり、戦後一貫した県民の願いなのです。

沖縄県が行った取消処分は、適法に行われたものであり、国土交通大臣が行った裁決こそが第三者性・中立性・公平性を欠いた違法な裁決であります。沖縄の県民の願いを踏みにじるものです。

以上申し上げ、乙第20号議案に対する賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時０分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

これより乙第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（赤嶺　昇君）　起立多数であります。

よって、乙第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第10　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」は、公有水面埋立承認取消処分に係る裁決取消請求事件に関する訴えの提起に要する経費について、予算を措置するものである。

補正予算案は、歳入歳出ともに689万5000円で、補正後の改予算額は、7349億5189万5000円となる。

歳入の内訳は、繰入金の財政調整基金繰入金である。

歳出の内容は、辺野古新基地建設問題対策事業に係る公有水面埋立承認取消処分に係る裁決取消請求事件に関する訴えの提起に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算の財源内訳はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、財源は全て一般財源であり、財政調整基金を取り崩すものであるとの答弁がありました。

そのほか、勝訴した場合の状況の変化、普天間飛行場の危険性の除去と提訴との関係、これまでの普天間飛行場移設に係る訴訟の回数及び勝訴した回数、過去の訴訟を含むトータルでの弁護士費用、訴訟費用の費用対効果、辺野古埋立問題に係る職員の事務手続に関する違法性の有無、前回の裁判との争点の違いなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案は可否同数となり、委員長裁決により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　沖縄・自民党、又吉清義です。

甲第１号令和元年度沖縄県一般会計補正予算689万5000円に反対する立場で討論をいたします。

この補正予算は、公有水面埋立承認取消処分に係る裁決取消請求に関する訴えの提起に要する経費であるとのことです。

これまで６回の訴訟が県と国とで争われ、その内容は県が４回国を訴え、国が２回県を訴えるという理解しがたい事態であります。これまで行われた６回の裁判の結果は和解が３回、県の敗訴が２回、取り下げが１回といずれも県の訴えが勝訴したことはこれまで一度もありません。争訟等の平成31年４月22日までの辺野古埋立基地問題に係るこれまでの全ての費用は、６回で１億5293万7498円と莫大な金額であります。また民間から訴えられた費用も含めると、何と１億6176万2597円に膨らみます。

その費用たるものは、全てが県民の税金で賄われ、費用対効果は一切なくても弁護士委託料やもろもろの経費は満額支払われます。これまで支払われた弁護士委託料は１億1758万7759円、その旅費が2842万9920円と約１億4500万円がほぼ弁護士に支払われた費用です。

県は６回もの訴訟は勝てる見通しのもと、莫大な予算を投じたにもかかわらず、ほぼ全て敗訴と言っても過言ではなく、基地問題の解決に向け、一歩の前進の糸口さえも見出すことができなかったのが今日の結果ではないでしょうか。それにもかかわらず、今回も勝てるという要素は曖昧なまま訴えの提起を起こし、訴訟をするということは予算の無駄遣いであり、県の敗訴をまた一つ築き上げることにほかならない。

また今回の議案、訴えの提起の補正予算は知事の言

う常に対話を求めるという姿勢とは全く裏腹であり、基地問題の解決に向けた取り組みと一日も早い危険性の除去に全くつながらないどころか、むしろ基地問題を悪化させ、一日も早い危険性の除去は後退するだけである。

地方自治法第２条２項「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」、同じく第２条２項14号に「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と明記されているにもかかわらず、これまで県が賄った１億6176万2597円の訴訟費用は何の効果も解決策も導き出すことができなかったということは、最大の経費をかけ、何も生み出していないのが実態であり、これは上段で述べた地方自治法第２条の２と２の14に抵触するのではないでしょうか。

また、このように莫大な予算をかけ、基地反対と反米感情だけをあおるだけで何の効果も生み出すこともないことに予算を投じることより、高校生へのバス賃の無料化や人材育成に向け、大切な税金は生かしてもらいたい。

よって、甲第１号訴えの提起に係る費用の補正予算689万5000円に反対討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　私は日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております甲第１号2019年度（令和元年度）沖縄県一般会計補正予算（第１号）に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算の内容は、辺野古新基地建設問題をめぐり、国が行った違法行為に対して、沖縄県が訴える訴訟費用となっております。昨年８月31日、沖縄県は公有水面埋立法に基づいて、辺野古埋立承認を撤回いたしました。一方、沖縄防衛局は、国民の権利救済を目的とする行政不服審査法を用いて、国土交通大臣に審査請求を求めました。

国の行政機関である沖縄防衛局が、同じく国の行政機関である国土交通省に対して救済を求める。国が国に助けを求める。まさに自作自演、最初から結論ありきの茶番劇です。こうした国の違法行為に対して、行政法学者110名の皆さんが共同声明を発表いたしました。「辺野古埋立承認問題における日本政府による再度の行政不服審査制度の濫用を憂う」、こう題するその声明には、公有水面埋立法では、私人である民間企業は埋立免許を受けるのに対して、国は埋立承認を受けることを指摘しています。そして、国が特別な法的地位（固有の資格）にありながら、一般私人と同様の立場で審査請求や執行停止申し立てを行うことは許されるはずもなく、違法行為にほかならないと厳しく非難しています。ところが、去る４月５日、国土交通大臣は沖縄防衛局の訴えを認め、沖縄県が行った埋立承認撤回の取り消しを裁決したのであります。

今回の補正予算はこうした国の違法行為を裁き、違法な埋立工事をとめるための訴訟費用であり、賛成をするものです。

さて、今回の訴訟費用に対して税金の無駄遣いとの指摘がありました。とんでもありません。税金の無駄遣いを言うのであれば、実現不可能な辺野古新基地建設こそ最大の無駄遣いです。大浦湾側の超軟弱地盤が見つかり、政府は新基地建設完成までの工期も総工費用も示すこともできないまま、工事を強行しております。工期も総工費も示さない公共工事がほかにあるでしょうか。沖縄県によれば工事の完成までに最低でも２兆6500億円もかかると試算がされております。水面下90メートルもの軟弱地盤の地盤改良工事は、日本国内でも海外でも実績はなく、総工費がこれから一体どれだけかかるのかもわかりません。このような無謀で、実現不可能な新基地建設を進めることこそ、税金の最大の無駄遣いであり、政府は工事をやめるべきです。

また、県は対話で解決すると言いながら、裁判ばかり起こしているという御指摘がありました。その指摘は全く当たりません。これまで、翁長県政も玉城県政も、沖縄県は一貫して政府に、対話による民主的な解決方法を求めてきました。

この間の経過を振り返りたいと思います。辺野古新基地建設問題で、最初に裁判に訴えてきたのは安倍政権のほうでした。2015年11月、翁長雄志前知事による辺野古埋立承認取り消しに関する代執行訴訟、これは国が沖縄県を訴えた裁判です。しかし、そのとき裁判所は話し合いによる解決・和解勧告を出しました。沖縄県は和解勧告を受け入れ、２つの訴訟を取り下げ、政府に協議と対話による解決を求めたのです。

ところが安倍政権は一方的に協議を打ち切り、2016年７月22日、政府は翁長知事を被告とする不作為の違法確認訴訟を起こし、またしても国が沖縄県を訴えたのであります。沖縄県との対話を閉ざし、沖縄を被告席に座らせてきたのは、安倍政権であることを指摘しなければなりません。

また、これまで沖縄県は違法な工事を強行する沖縄防衛局に対して、事前協議に関する行政指導、留意事項違反等を指摘し、工事の停止を求める行政指導を合計50件もの指導文書を発出しております。こうした県との事前協議にも応じず、行政指導にも従わない。対話を拒み、沖縄の民意を踏みにじり、工事を強行してきたのは、ほかならぬ安倍政権であります。

これまで沖縄県民は県知事選を初めとする主要な選挙で、辺野古新基地建設反対を掲げる候補者が圧倒的な勝利を重ねてきました。そしてさらに、ことし２月24日に行われた県民投票では、玉城デニー知事が昨年獲得した知事選挙最多得票をも上回る43万票もの埋立反対の民意が示されました。

本来であれば、政府はこの揺るぎない沖縄の民意を尊重し、違法な工事を直ちに中止し、辺野古新基地建設を断念することが民主主義国家としてあるべき姿ではないでしょうか。

今回、沖縄県が国を訴える抗告訴訟には２つの重要な争点があります。１つは、これまで国地方係争処理委員会や裁判所でも実質的な審理が行われていない、国が一般私人に成り済まし行政不服審査法を濫用したこと、このことです。そしてもう一つは、翁長知事が命がけで行った埋立承認撤回、その実質的な審理です。安倍政権は自分たちにとって都合の悪いことはなかったかのように工事を強行してきました。しかし翁長雄志知事が行った埋立承認撤回は生きています。

沖縄県は、県民投票で示された沖縄の民意に寄り添い、自信を持って訴訟に挑むべきであります。

よって、甲第１号（2019年度）令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）に賛成をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時17分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（赤嶺　昇君）　起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第11　議員提出議案第６号　有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

―――――――――――――――

〔議員提出議案第６号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　ただいま議題となりました議員提出議案第６号につきましては、土木環境委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、有機フッ素化合物対策の実施について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第６号を朗読いたします。

〔有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、意見書の趣旨を関係要路に要請するために議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――

○副議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第６号「有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第６号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第６号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第６号の趣旨を関係要路に要請するため、議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

本日、渡久地修君外13人から提出されました議員提出議案第７号「中国公船による領海侵入に関する意見書」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　議員提出議案第７号　中国公船による領海侵入に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡久地　修君。

〔議員提出議案第７号　巻末に掲載〕

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　ただいま議題となりました議員提出議案第７号につきましては、本日開催した総務企画委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、中国公船による領海侵入について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第７号を朗読いたします。

〔中国公船による領海侵入に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第７号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第７号「中国公船による領海侵入に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第14　議員提出議案第５号　中国公船による領海侵入に関する抗議決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

又吉清義君。

〔議員提出議案第５号　巻末に掲載〕

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」なんですが、まず尖閣諸島周辺海域のこれまでの経緯報告を述べた後、議案「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」を読み上げて提案といたしますことを議員諸公の皆様方には御理解をお願い申し上げます。

まず、大正８年魚釣島付近で遭難した中国福建省漁民31人が豊川氏らによって救助され、その後石垣市（当時石垣村）が全員を収容し、中国へ無事送還しており、翌大正９年５月20日豊川氏ら４人に贈られた中華人民長崎領事からの感謝状に中国の外交文書にも日本領土として明記され、国際法上も日本の領土であり、石垣市の行政区であることは明白です。しかし、中国政府は尖閣諸島周辺海域における海洋資源の存在が明らかになって以来、南西諸島西側に広がる沖縄トラフまで続く大陸棚全域の排他的経済水域までみずからの領土だと主張し、領海侵犯も正当化しております。去る５月24日に中国公船２隻は石垣市民の漁船に異常接近をして領海内を10分以上にわたり追尾とも解される行為を行い、１時間後には中国公船は離れていきました。

そのような尖閣諸島地域が危機的状況になりつつある今日、我が沖縄県知事である玉城知事は尖閣諸島地域の中国公船の領海侵犯について、中国公船が尖閣諸島をパトロールと発言し、みずからの不適切発言を石垣市議会から指摘されて初めて改めるという事の重大さを何も感じ得ておりません。

本議会は南西諸島地域住民の生命、安全並びに領土・領海を守り、沖縄県の県益を守る立場から毅然たる対応をとるべきであります。

知事の発言により、尖閣諸島地域は中国のものだと沖縄県知事が認めているといった誤ったメッセージが中国国内に蔓延しない前に、本県議会は正しい情報を発信する行為を起こすべきであります。中国国内において尖閣諸島は自分たちの領土であると誤った思い込みをする中国国民がふえていることに対し、早急に対策をとるべきです。

では、「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」を読み上げます。

〔中国公船による領海侵入に関する抗議決議朗読〕

よろしくお願いいたします。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより討論に入ります。

議員提出議案第５号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　社民・社大・結連合の宮城一郎です。

ただいま議案となっております「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」、これについて議員提出議案に反対する立場から討論をさせていただきます。

先ほど同趣旨の意見書が全会一致で可決されました。昨日の段階で第３号と第４号に分かれていたものでありましたが、この間与野党の、互いに労をいとわず譲るところを譲り、第７号として一本化がなされたところであります。

しかしながら、関連して提出されていた本議案、抗議決議についてはいまだこのように議案に残り、考え方の違いを乗り越えて沖縄県民のために一致しようとした矜持は、その意味をはかないものに変えてしまったのではないかと思います。今この討論の場に立っていることが残念であり、今後同様に意見の違いを乗り越え、全議員が全会一致に向けて努力しようとする場面のたびに疑心が頭をよぎることを考えると、何ともやりきれない気持ちになります。

互いの審議にあだする形で審議されるこの抗議決議は果たして何を残すのか。疑心を残しかねないこの抗議決議はやはり提出すべきものではなかったと考えます。

繰り返しになりますが、議員提出議案第５号「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」について、提出すべきでないものということを申し上げて討論を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　議員提出議案第５号「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」について賛成の立場から賛成討論をいたします。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

中国政府は、領土的野心において執拗に自説を振りかざし、我が国の領土であり、沖縄県行政区である尖閣諸島海域へ中国海警局公船による領海侵入を常態化するなど、その疎漏なる振る舞いは、我が国との友好と信頼醸成を著しく毀損するのみならず、決してあってはならない両国の触発を扇動するかのごとくと言っても過言ではない。

事実、尖閣諸島海域への領海侵入を繰り返す中国海警局部隊は、現在においては中国の最高軍事機関である中央軍事委員会直属の人民武装警察部隊へ編入されていることからも、その行動については軍事的意思が濃厚であると認識するのが常識である。

尖閣諸島周辺海域は、東シナ海の黒潮回廊に位置する名にし負う国内有数の好漁場であり、明治期より開発された沖縄の伝統的漁場である。その伝統的漁場で漁を営むことを、中国の威嚇、圧力により漁労者の生活環境、操業時の安全確保が脅かされているのは重大な侵害であることは明白である。昨今においては石垣島から出航した漁船が尖閣諸島海域にて中国海警局公船に追いかけられたとの地元紙で報道された事件に対して、沖縄県が断固抗議することは極めて正当な権利であることを強く認識すべきである。

改めて、申し上げる。

尖閣諸島は我が日本国の領土であり、我がふるさと沖縄県石垣市登野城の地番を有する沖縄県の行政区である。ゆえに中国海警局公船による領海侵入に対し抗議決議することに賛同するものである。

沖縄県議会において、その意思を中国政府に対し明確にすることこそ沖縄県の議会人としての責務であると確信するものである。

よって、議員各位に賛同をしていただきたく切にお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（赤嶺　昇君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」、これは我が沖縄の県益そして日本の主権を保全するという意味において、ワッター海に、尖閣に、外国の船が我が物顔で入ってくるというようなことに、おいおいやめてくれよと言う、抗議することは当然なことであって、本来であれば――この抗議というようなことをあえてやらざるを得ない。もちろんこれは正規には当然としてやるべき。この抗議決議に対して先ほど反対討論があったんだけれども、時として漁民と話をすると、ワッター先島のウミンチュは厳しい状況の中で台湾・中国のやりでのおどしのやりとりがあったという話とか、今現在でも、海洋資源調査と称して尖閣周辺のウミンチュが行っているんですよ。そのときも海上保安庁から行く計画をＧＰＳで落として、それで行く。そして海上保安庁も遠くからガードしながら漁をしているというようなことが現実。海洋資源調査はそうなんだけれども、ウミンチュがアカマチとかほかのものを釣りに行くときも、何時から何時までどの地域で自分は漁をするということを漁協経由で海上保安庁にその場所まで報告してから、時として海上保安庁が遠くからガードしながら漁をしているというのが実態なんです。もう大分命からがらの漁なものだから、一昔前よりはこの尖閣周辺に行く人がもう少なくなった。宮古では今、多分に伊良部佐良浜でアブラがつおというのがとれるんで、向こうでは。それをとってくるとすぐいい値がつくものだから、それをとりに行っているのが、頑張っているのが２隻いるんですけど、波風が高い中でそれさえも危険なのに、ましてやまた海上保安庁に連絡し遠巻きに見守られながら漁をするというのが実態。石垣の漁民もそれなりに本当は行きたいんだよ。底物は結構いいのがいるからね。

そういうような状況があって公明党さんが頑張って、日中国交回復した昭和47年ぐらいだったと思うんだけれども、日中国交回復してうまくいくかなと思ったら国連の海洋資源調査等々の報告が多分49年ぐらいにあってから、中国はこの辺はワッタームンだというような言い方になって、日中国交回復からこの中国との漁業協定も27度線を中心に協定等も結ばれてきたんですよ。ここも残念なことに昭和34年ごろにアカサンゴ――ネクタイピンになったりするアカサンゴですよ。これ池間の森田さんという方が――宮古サンゴですけど、私財をなげうって調査して、膨大なこの宝山曽根というのがあった。それで糸満から宮古・八重山もこのサンゴ礁というのが物すごく発展して稼いだときがあったんだけれども、気がつけばもはや――琉球政府は資源調査と言って昭和43年ぐらいに資源を回復させると言って、保留したんだけれども、操業規制したんだけれども、残念ながらもう中国の漁船が宝山曽根のアカサンゴを取り尽くし、今は小笠原まで行っているというのが実態だと思います。

こういう中で、我々はこの今中国の、中国の――い

いですか、今まで全体の中で我々がよく注意しないといけないのは、中国の共産党の一党独裁で人権問題からこういう一帯一路を含めたいろんな問題がある。台湾との問題もある。そういう極めて厳しい中で、我々の沖縄と、この尖閣を含む東シナ海というのは、極めて安全保障環境というのは厳しいものがあると思うんです。そういう中で我々はこの中国は尖閣を核心的利益というような言い方しているわけだから、その辺をしっかりと理解をいただいて、まずは……（発言する者多し）

○副議長（赤嶺　昇君）　静粛にお願いします。

○座喜味　一幸君　我々先島の人の感覚と沖縄本島の感覚も少し違うんだけれども、私たちはこの先島の人々は極めて厳しい環境にあるなという思いがありますから、ぜひともにこれは経済の問題だとかそういうものとは別に、主権は主権として、領土は領土として、しっかりと守るということを私はやっていかなければならないと。ましてや今の中国は世界からある意味で批判を受けている中での問題でありますから、はっきりと沖縄県議会として、行政区を抱える沖縄県として、明確に中国政府にもこの領土問題というのはありませんよと、歴史的にもちゃんと沖縄の主権に属しているんだということを中国政府に対してあるいは直接、中国の駐日特命大使に対してもちゃんと民意を、特に私は先島の人間として気持ちを民意を伝えておきたい。それが願わくば議会の意思としてしっかりと中国政府に伝わればありがたい。ましてや弱腰と言われるこの日本政府の取り組み、そういうものに対しても我々の意思をしっかり酌んでいただきたいものだなというふうに思います。

海上保安庁でさえも――現場で皆さんお互いわかっていると思うんだけど、海上保安庁、現場で命がけで頑張っているのに、知事が中国のパトロール、管理権がどこにあるかというような話などをすると、命がけで領土・領海を守っている海上保安庁の皆さんに対しても僕は大変失礼だと思うし、この任務を遂行する人々には感謝こそすれ、こういう曖昧な態度をとってはいけないと思っている。そういう意味では知事の失言と言われる発言、そして中国のあの強行な今の60日連続する侵入等々考えたときには、今こそ我々の尖閣は日本国の間違いない領土であることをはっきりとしていかなければならない。

これが沖縄県議会の今すべき大事な案件であるということを申し上げて賛成の立場の討論といたします。

ありがとうございます。

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　今議題となっております「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」に賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、尖閣問題は日米安全保障条約によって守られているというふうに考えております。関連しますから少し所見を述べさせていただきます。

沖縄県は、日米安全保障条約によって米軍基地が設置され現在に至っております。しかし今、基地の過重な負担、整理縮小、これは大きな課題であります。玉城知事も日米安全保障体制を認める立場であり、日米安全保障体制は沖縄県や日本の平和の維持に貢献しているとの理解をしております。

玉城知事はこのような形で日米安全保障体制を維持するためのお考えなのか、最近、普天間を受け入れる辺野古の皆様の立場を尊重すると明言しております。また、宜野湾市の松川市長が辺野古容認を表明したことについても尊重するとしております。この日米安全保障条約に係る基地問題は玉城知事は民意では反対としながら、沖縄県として行政手続で埋め立てを承認し、工事を進めて港の使用も行政手続によって許可をして埋め立てが進められております。

玉城知事は今改めて民意と法治国家における行政手続の実態を直視して、解決策を本気になって考えているのではないでしょうか。

このような方針のもと、ぜひ国との対話によってスムーズにこの問題を解決していただきますようにお願いします。

さて、私ども沖縄県議会は今「中国公船による領海侵入に関する意見書」を全会一致で可決しました。その内容は、中国公船による尖閣諸島周辺の接続水域内や領海に侵入する事態が繰り返されていることへの懸念を示したものであります。昨年の接続水域への入域は158日、延べ607隻、領海侵入が19日、延べ70隻であります。

それはことしも繰り返されております。最近も23日連続で中国海警局の船４隻が機関砲のようなものを搭載して航行している現状があります。最近、石垣の漁船が中国公船に追尾されることまで発生し、漁民に不安を与えております。このような現状から沖縄県議会は「中国公船による領海侵入に関する意見書」を可決したばかりでございます。

今回の意見書は日本政府宛てのものであり、私ども県議会として中国に対して意見を表明する必要があります。これが抗議決議案を提出する目的であると理解をいたしております。

我が国の領土を守ることは国の責任でありますけれども、中国公船によって県民の生命や県土保持に不安を与えていることからすると、県議会として県民の立場から中国に対して意思を表明することは重要であります。本来は沖縄県民を代表して玉城知事が中国に対して何らかの表明をすべきでありますけれども、玉城知事の中国公船がパトロールをしているとの発言で沖縄県民は衝撃を受けております。玉城知事では中国への抗議は厳しいのではと考えるものであります。玉城知事のパトロール発言は、県民の生命や財産を守る立場として県民から疑問が寄せられております。

そこで、県民の意思を示す方法として沖縄県議会が県民の生命と財産を守る立場から抗議決議案を提出し可決することは、全ての県民から理解が得られるものであると確信しております。

今回の抗議決議案の内容は、中国政府に対して歴史的な事実と国際法にのっとり冷静かつ平和的な対応を求めるものであります。今回の決議案は中国政府を批判するものではありません。日本政府の立場を損なうものでもありません。尖閣諸島を有する沖縄県民の思い、現状を素直に表現したものであります。私はこの内容は党派を超えて全会一致で可決される内容になっていると考えております。どうぞ、全会一致での可決をお願いをするものです。

尖閣諸島をめぐる問題は国の責任で対応しております。平和的な外交によって問題解決を図ることは外交上最も重要であり、日本政府はそのように対応しております。しかし一方、その期待をよそに中国公船の尖閣諸島周辺の航海はおさまるどころかますますエスカレートするばかりであります。特に玉城知事の中国公船のパトロール発言によって、中国公船の動きはより活発になっております。まさに玉城知事が指摘したようにみずからの領土・領海をパトロールしているかのようであります。大変な誤解を与えた玉城知事のパトロール発言は取り返しがつかないことだと考えております。最近も４隻の中国公船が23日連続で航海し、その船には機関砲のようなものも搭載をされております。機関砲も搭載をされている。このような現状は石垣の漁民の皆様や宮古・八重山の県民の皆様に不安を与え続けていることになっております。

最近石垣の漁船が追尾された件について、同乗していた石垣市の仲間議員は中国は本気になって尖閣をとりに来ていると強い危機感を示しております。まさに尖閣周辺は危機的な状況にあり、この状況を打破するためにも沖縄県議会の抗議の意思表明は必要であると考えております。今、県民は尖閣諸島の問題に対して沖縄県議会の動向を注視しております。

県民の生命財産を守る立場の県議会が中国公船の対応に何も言わずに済ませるか、あるいは県民の意思を表明することができるか、大きな分かれ目であります。石垣や宮古選出の県議会議員がこの決議案に反対できるでしょうか。私ども沖縄県は中国とは歴史的にも文化・経済交流を進めており、現在も盛んであります。さらに今後とも観光を初め経済交流を積極的に進めていく、これは必要であります。しかしながら一方で県民の財産である尖閣諸島の領土については当然のこととして県民の立場を主張すべきであります。そのことについては中国、沖縄ともに共通認識を図り、文化・経済交流を促進するその必要があると考えております。

私は今回、明確に県民の意思を示すことが今後の中国との信頼をより継続することになると考えております。むしろ、中国の立場からも沖縄県の意思が明確になることで日本国と平和的な解決につながる。このような交渉ができるものと考えております。

今我が国は尖閣周辺の事態に対応するために与那国、宮古、そして石垣に自衛隊の配備を進めていると理解をいたしております。私は尖閣諸島や南西諸島を守るための自衛隊の配備については県民の理解が得られるものと考えております。特に沖縄県は尖閣諸島周辺の問題解決を国に求めているところであり、国はその沖縄県の要求に応えて海上保安庁の対応やあるいはまた自衛隊の配備を進めていると考えております。

７月２日の一般質問で謝花副知事は議員の質問に対し、石垣島への自衛隊の配備について、アセス逃れでやっている趣旨の答弁を行い、私は本会議で訂正を求めましたけれども受け入れてもらえませんでした。翌日の新聞には見出しつきで「防衛局、アセス逃れ」、「副知事　石垣陸自工事で指摘」と報道され、私の危惧することが発生をしたわけであります。国は所定の行政手続を行い、それを石垣が受けてやったものであり、副知事が指摘するアセス逃れではないことは明確であります。県行政の責任者である副知事が事実と異なる発言、しかも本会議で県民に大きな誤解を与えるゆゆしき問題であります。副知事発言の影響の大きさを考えると今からでも撤回をし、県民にわびるべきだと考えております。特に石垣への自衛隊配備は尖閣諸島を初め南西諸島の防衛、県民の生命財産を守り、平和を維持するためであります。

そのような視点で国が進めていることに対し、沖縄県の副知事のアセス逃れ発言は国に対して失礼なことであります。

沖縄県政は、国と連携して尖閣諸島を守る立場、石垣、宮古、県民の生命を守る立場であり、このように自衛隊配備についての事実と異なる副知事の発言は大変残念であります。玉城県政は日米同盟、日米安全保障体制を支持し、米軍の沖縄駐留を認める立場であると理解をいたしております。米軍の駐留によって沖縄県を初め周辺の平和が維持されている。玉城知事もそのように理解しているものと考えます。

尖閣諸島については民主党政権によって国有化され、それ以降に中国の動きが活発になり、尖閣諸島周辺への中国公船の航海がふえていると考えます。さらにまた先ほどから申し上げておりますように、玉城知事の中国公船のパトロール発言によってさらに活発化しているのではと考えます。

このような状況が続き、国として県民の生命や財産を守る観点から、海上保安庁、警察さらには与那国、宮古、石垣への自衛隊配備を行っているところであります。さらに今尖閣諸島は日米安全保障条約、日米同盟によって守られていると理解をいたしております。我が国は憲法の制約もあり警察や自衛隊による対応をしておりますけれども、それぞれ法律の範囲でしか対応することができずにそれ以外、事態が発生したときに領土を守ることが厳しい状況にあります。日本の法律を超えることが発生したときに日米安保体制で対応することになると考えております。

今、辺野古問題で県と国が対立している中で、一方で県土、領土、尖閣諸島を守ること、このことは特に重要でございます。玉城知事は早急に辺野古問題を解決し、普天間飛行場の返還を実現し、尖閣諸島を守るための日米安全保障条約の確認と日本政府との連携を強く求めるものであります。アメリカのトランプ大統領は日米安全保障条約について、強い不満を示し米国はいかなる犠牲を払っても日本を守ると表明し、日米安保の改善を求めているわけであります。日米安全保障条約の動向によっては……

○副議長（赤嶺　昇君）　照屋守之議員、発言は簡潔にお願いします。

○照屋　守之君　沖縄県の平和の維持、尖閣諸島を守る、このことも影響を及ぼすものであると考えます。

玉城知事は日米安全保障条約について総理大臣と協議を行い、県民に不安を与えないような対応を強く求めます。同時にまた玉城知事は沖縄県の基地の縮小を強く要求しながら、やっぱり我が沖縄県、あるいはまた日本の国は自分で守る。このことも総理大臣も含めてしっかり協議していただけるようにお願いします。特に尖閣諸島をめぐる問題は領土問題が根底にありますので、我が国の国防も含めた日米安全保障も含めて対応する必要があると考えております。

以上を申し上げ、特に今回の抗議決議については、知事ができない分を私ども沖縄県議会が示す必要があると考えております。

御賛同よろしくお願いします。

○副議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第５号「中国公船による領海侵入に関する抗議決議」を採決いたします。

○當間　盛夫君　副議長。

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時６分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（赤嶺　昇君）　起立少数であります。

よって、議員提出議案第５号は、否決されました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○副議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

日程第15　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○副議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　この際、**日程第16　議員派遣の件**及び**日程第17　議員派遣の件**を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を全国都道府県議会新任議員研修会及び海外へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　日程第18　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

―――――

○副議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、副議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第４回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後４時11分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

副　　議　　長　　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

会議録署名議員　　瑞慶覧　　功